

博士論文

論文題目

1900年代の中独関係

—多元的国際環境下の双方向性—

氏名：小池 求

内容

序章	1
0.1. 研究意義—1900年代の国際情勢と清独関係の特徴—	1
0.2. 研究史の整理	3
0.3. 研究課題と研究方法	15
0.4. 利用史料	20
0.5. 構成	20
第1章 清独関係史概観（1860～1900年）	22
1.1. オイレンブルク使節団の派遣と「ドイツ」の東アジアへの登場	22
1.2. 経済活動の拡大と軍事教習の派遣（1870年代～1890年代）	25
1.3. 日清戦争と三国干渉	29
1.4. 李鴻章のドイツ訪問と膠州湾占領	32
1.5. 義和団戦争	34
1.5.1. 義和団戦争の経過	34
1.5.2. 講和会議におけるドイツの地位	36
1.5.2.1. 懲罰問題と講和会議	36
1.5.2.2. 「大綱十二条」の成立過程—謝罪使派遣条項を中心に—	39
小括	43
第2章 義和団戦争と謝罪使をめぐる中独関係	44
はじめに	44
2.1. 謝罪使団長と随員の人選	46
2.1.1. 謝罪使団長の人選	46
2.1.2. 随行員の任命に関する清朝の意図とドイツの反応	49
2.2. 謁見儀礼問題の発生	50
2.2.1. 叩頭問題の初期交渉	50
2.2.2. 清朝政府の反応とドイツの動機	53
2.2.3. 醇親王のバーゼル逗留	57

2.3. 清朝の謝罪使観の動揺.....	60
2.4. 「叩頭」に対する外務省の批判.....	63
2.4.1. ドイツ人外交官の叩頭観.....	63
2.4.2. 叩頭問題解決へ.....	67
2.5. 謁見後のドイツ視察.....	69
2.5.1. スケジュールの決定.....	69
2.5.2 視察内容.....	71
2.6. 欧米歴訪計画とその中止.....	75
2.6.1. 各国からの訪問要請.....	75
2.6.2. 謁見後のドイツの訪問反対.....	77
小括.....	80
第3章 清独関係からみる考察政治大臣派遣—そのドイツ視察とドイツの対清政策—	82
はじめに.....	82
3.1. 考察政治大臣派遣にいたる過程とドイツの反応.....	84
3.1.1. 考察政治大臣派遣にいたる過程と準備.....	84
3.1.2. 駐清ドイツ人外交官の反応.....	85
3.1.3. 端方・戴鴻慈一行の視察行程と視察方針.....	87
3.2. 考察政治大臣のドイツ視察.....	88
3.2.1. 視察におけるドイツ側の準備とその意図.....	88
3.2.2. 考察政治大臣のドイツ視察内容.....	90
3.2.3. ヴィルヘルム2世への謁見と人的交流.....	95
3.3. 考察政治大臣のドイツ視察の意義・ドイツ観.....	98
3.3.1. ドイツ側にとっての考察政治大臣の意味.....	98
3.3.2. 考察政治大臣の報告書に見える清朝のドイツ観.....	100
小括.....	102
第4章 東アジア協商体制の成立と独米清連携構想（1907～1909年）	103
はじめに.....	103

4.1. 連携構想の背景	105
4.1.1. 独米清連携構想の背景としての日米対立・日独関係	105
4.1.1.1. 黄禍論と移民問題をめぐる日米対立	105
4.1.1.2. 日露戦争後の日独関係概観	107
4.1.2. 東アジア協商体制の成立と清独の反応	110
4.2. 連携構想に関する国内議論（1907年7月～1908年1月）	116
4.2.1. 日仏協約調印とドイツの反応	116
4.2.2. 清朝の対応	121
4.3. 謝礼使のアメリカ派遣と連携構想の頓挫	123
4.3.1. 謝礼使派遣をめぐる清朝とドイツの対応	123
4.3.2. 特使の決定	126
4.3.3. 謝礼使の日本およびアメリカ滞在	127
4.3.4. 独米清連携構想頓挫の原因	130
小括	134
第5章 醇親王の使節外交の展開と独米接近（1909～1911年）	136
はじめに	136
5.1. 光緒帝・西太后死後のドイツの対清政策	137
5.1.1. ドイツをめぐる国際環境	137
5.1.2. 光緒帝の梓宮移送式への特使派遣をめぐる外務省と駐清公使の対立	139
5.1.3. 醇親王政権期におけるドイツ人外交官の清朝観	141
5.2. 清朝の軍事視察団の派遣	144
5.2.1. 海軍視察団	144
5.2.2. 陸軍視察団	151
5.3. 満洲鉄道中立化案と第2次日露協商	157
5.3.1. 満洲鉄道中立化案へのドイツの反応	157
5.3.2. 第2次日露協商に対する清朝の認識	159
5.3.3. 第2次日露協商に対するドイツの認識と対応	161
5.4. 梁敦彦の密使と主権維持外交の試み	163

5.4.1. ドイツでの交渉.....	163
5.4.2. アメリカでの交渉.....	167
小括.....	169
第6章 通商条約改正交渉をめぐる清独関係（1903～1911年）.....	171
はじめに.....	171
6.1. ドイツの条約改正案の作成過程.....	173
6.1.1. モデルとしての英米日の改正通商条約.....	173
6.1.2. 条約案作成と在華ドイツ人.....	176
6.1.2.1 条約案作成をめぐる各アクターの利害関係（1903年5月～12月）.....	177
6.1.2.2 条約案に対する駐清公使ムンムの評価.....	181
6.1.2.3 政府内での条約案協議.....	182
6.1.2.4 利害関係者からの意見聴取.....	185
6.1.2.5 ドイツの条約案完成.....	189
6.2. 清独間の条約改正交渉.....	191
6.2.1. 交渉開始までの清朝側の対応.....	191
6.2.2. 条約交渉の経過.....	194
6.2.2.1 清朝側のドイツ案に対する認識.....	194
6.2.2.2 条約交渉におけるドイツの姿勢.....	195
6.2.2.3 条約交渉の焦点.....	197
6.2.2.4 交渉中断へ.....	203
6.3 中断以降の交渉再開の試み.....	205
6.3.1. 条約事項の国内制度化と列強の対応.....	205
6.3.2. 条約交渉再開への動き.....	207
6.3.2.1 国際会議案と清朝の統治能力への疑念.....	207
6.3.2.2 清朝の二国間交渉再開への方針転換.....	212
小括.....	214
終章.....	217
参考文献.....	227
1. 一次資料.....	227
1.1：未公刊史料.....	227
1-2：公刊史料（回顧録・同時代文献を含む）.....	230

2. 二次文献.....	232
2.1. 日本語.....	232
2.2. 中国語.....	235
2.3. 欧米言語.....	238

略語（論文全体に関わるもの）

・文書館

BA/L: Bundesarchiv, Berlin-Lichterfelde

BA-MA: Bundesarchiv-Militärarchiv, Freiburg i.Br.

GStA: Geheimes Staatsarchiv der preussischen Kulturbesitz, Berlin- Dahlem

HA Krupp: Historisches Archiv Krupp

PA-AA: Das Politische Archiv des Auswärtigen Amtes, Berlin.

StAH: Staatsarchiv der freien und hansatischen Stadt Hamburg

一檔：中国第一歴史檔案館

中央研究院近代史研究所：中研院近史研

・二次文献

GP: Albrecht Bartholdy, Friedrich Thimme (Hrsg.), *Die Große Politik der europäischen Kabinette, 1871-1914: Sammlung der diplomatischen Akten des auswärtigen Amtes*, Berlin, 1922-27.

FRUS: *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States*.

OAL: *Der Ostasiatische Lloyd*, Shanghai

BHAD : Keipert, Maria/ Grupp, Peter (Hrsg.), *Biographisches Handbuch des deutschen Auswärtigen Dienstes 1871-1945*, 5. Bde., Paderborn, 2000-2014.

『電報檔』：中国第一歴史檔案館編『清代軍機処電報檔匯編』北京：中国人民大学出版社、2005

『軍機処檔摺件』：故宮博物院（台北）図書文献館蔵軍機処檔摺件

・文書引用に関して

AA: Auswärtiges Amt

Ab: Abschrift

KCG: Kaiserlich chinesische Gesandtschaft in Berlin

KDG: Kaiserlich deutsche Gesandtschaft in Peking (Germania Peking)

KPKM: Königlich preußisches Kriegsministerium

RMA: Reichsmarineamt

T: Telegramm

o.D.: ohne Datum

o.N.: ohne Nummer

序章

本論は清独関係を題材として、20世紀最初の10年間の清朝の外交的主体性と列強の対清政策の相互作用を検討することにより、清朝外交の可能性と限界、ドイツの対清政策の構造、東アジア国際関係とヨーロッパ国際関係の一体化と連動の解明を目的とする。この課題を検討することにより、従来の外交史研究では列強＝主体と清朝＝受け手という構図で描かれていた清朝と列強各国との二国間関係の枠組を克服し、清独関係を交流、政治、通商の各領域から検討することで、各領域における両国関係がそれぞれ異なる特徴を持っていたことを示し、清朝と各列強間との関係が両国の外交政策の相互作用のみならず、両国関係を構成する多様な領域の相互作用によって、その全体像が形作られていることを指摘できると考えられる。

0.1. 研究意義—1900年代の国際情勢と清独関係の特徴—

まず本論が対象とする時期を概観しておきたい。

1900年の義和団戦争以降、満洲問題をめぐる列強間の対立は存在していたものの、日清戦争以降激化した中国分割の危機は収束し、1904/05年の日露戦争、1907年の英仏露日間の同盟・協商網の形成を経て、列強間において門戸開放、機会均等、清朝の領土保全を表面上尊重する、安定した東アジア国際情勢が形成されていった。一方で、ヨーロッパにおいては、1897年以降実施されたドイツの艦隊法をめぐる独英間の建艦競争やオスマン帝国をめぐる列強間の対立が再燃していた。日露戦争後、ロシアが外交の重心を東アジアからバルカンに移し、旧来の列強間の関係だけではなく、オスマン帝国から独立・自治権を獲得した国々（セルビアやブルガリアなど）が、列強のコントロールを逸脱し、民族統一を掲げ隣国への攻勢を強めていく中で、列強がそれを利用しつつ、同時にバルカン諸国間の争いに巻き込まれているという状況が存在した。このような情勢変化の中で、列強の国際的な焦点が再度ヨーロッパ周辺（アフリカの地中海沿岸部やバルカン半島）に回帰していき、その一方で東アジアでは現状維持が図られていくことになる。

そのような国際情勢の中で、清朝は1901年1月29日（光緒26年12月10日）に上諭を発し、内外の高官に改革案の提出を命じた。これにより光緒新政と呼ばれる近代化政策が開始されることとなった。その対象範囲は、「朝廷制度（朝章）、国故、官僚機構（吏治）、民生、学校、科挙、軍政、財政」など広範に及び、それらの制度改革を行うことで、国家の振興、人材確保、財政の拡大、軍備再建を実現しようとした¹。さらに1906年に清朝は立憲改革の実施を宣言するに至り、自国の国家統治理念にも手を加え、近代国家への道程を歩みだした。また、国内改革と並行して、清朝は国際社会への積極的参加による「文明国」を目指すようになる。別の特徴としては、1905年の対米ボイコットなどに象徴されるように

¹ この改革の上諭が出されて、それに当時の地方督撫を含む高官がどのように対応し、張之洞等がその後の改革の基本的指針となった『江楚会奏变法三摺』を起草していったかという過程については、李細珠『張之洞与清末新政研究』上海：上海書店出版社、2003、80-110頁を参照。

中国ナショナリズムが登場してきたことである。例えば、鉄道建設をめぐり、外国からの借款による実施を模索する清朝政府と、それが外国による管理を誘発し主権を損なうとして自弁を主張した地方エリートとの対立が存在したが、このような主権意識の萌芽が清朝の外交に影響を与え、失った利権を一部回復させる圧力になった。それと同時に排外的なナショナリズムは清朝と列強との関係に悪影響を及ぼしかねないものであった。ヨーロッパにおいても同様に、世論が政府の譲歩的な政策を批判するなど、その影響力を強めており、ヨーロッパにおいても、東アジアにおいても、ナショナリズムが政府の外交政策に影響を与える時代に入っていった。

以上のように、20世紀最初の10年間は清朝国内においては近代化政策が実施され、ナショナリズムが萌芽していった時期にあたり、ヨーロッパでは列強間の対立が再度先鋭化したことで不安定さを増していった。この時期の清朝とドイツの外交関係を検討することが、本論の課題である。

それでは、なぜ清独関係を取り上げるのかという点について、両国関係の特徴から説明したい。

そもそも、清朝がドイツに関心を持ち始めたのは、1870年の普仏戦争においてプロイセンが主導するドイツがフランスに勝利して以降のことであった。しかし、第1章で詳述するように、1861年のオイレンブルク使節団との交渉でも、ヨーロッパの大国という地位には合わず、東アジアにおけるドイツの影響力は小さなものであった。ヨーロッパの大国でありながら、東アジアにおける影響力が限定的というギャップは、いつもドイツに付きまとう問題であったが、このギャップが清朝にとってはむしろ好都合であった。膠州湾占領や義和団戦争期を除けば、ドイツはアジアに大規模な軍を維持できるだけの植民地を持たず、青島²と華北に駐屯する部隊³および東洋巡洋艦隊が東アジアに展開していたドイツの軍事力の大半であり、清朝を脅かすほどの軍事力を東アジアにおいて有していなかった⁴。また、地理的な距離やイギリスとの建艦競争に代表されるヨーロッパ情勢の制約により、ドイツ本国から大規模な軍事行動を行うことも非常に困難であった。そのため、ドイツは自国の軍事力に依存しない対清政策の実施を迫られ、他の列強との共同歩調を重視する一方で、清朝に対する妥協から、自国の利権を維持・獲得する方法が採られた。そして、清朝にとって軍事的脅威が少ないドイツは、しかし、ヨーロッパにおいては軍事大国・産業大国であり、清朝が富国強兵を推進するために大きな支援を期待できる国でもあった。

² 青島の駐屯軍の人数は1899年以降増加し、1906～07年の時期に3500名に達し、その後1913年を例外に減少傾向にある（Jork Artelt, *Tsingtau: Deutsche Stadt und Festung in China 1897-1914*, Düsseldorf, 1984, S. 92）。

³ 櫻井の研究によれば、ドイツに華北地域における軍事力の展開は、義和団戦争直後2万1500名であったが、その後減少し、1907年には756名、1911年11月には146名であった。ドイツを上回るのはイギリス（2000名程度）とフランス（1200名程度）であり、この北清駐屯軍に限っては、第3位の規模であった（櫻井良樹『辛亥革命と日本政治の変動』岩波書店、2009、142頁）。

⁴ Werner Stingl, *Der Ferne Osten in der deutschen Politik vor dem Ersten Weltkrieg (1902-1914)*, Bd. 2, Frankfurt a.M. 1978, S. 667f.

ドイツのヨーロッパにおける外交的孤立は、1906年のモロッコ危機を処理するために開催されたアルヘシリヤス会議の中で顕著になっていった。この会議において、ドイツはヨーロッパ問題に関する対米連携を模索するも、それに失敗した。そこで対米連携が可能な場として、日露戦争での先例があった東アジア地域がドイツの外交的孤立を改善する場として再登場した⁵。時期を合わせて、ドイツの対清政策もより妥協的なものへと変化しており、膠州湾郊外の高密県からの軍の撤退や北京議定書（辛丑和約）に規定された北京＝大沽の駐屯軍削減の提案、さらに文化政策（中国における学校建設など）の開始など、ドイツは清朝に対して友好的なシグナルを送っている。

また、1907年夏に日本が仏露と相次いで協商を結び、最後に英露協商が成立することで、この4国間は各国の在華権益を相互に承認したが、その対象となった清朝はその協商関係から排除されており、ドイツもまた同様の協商を日本と締結することに否定的であり、4国の協商関係から距離を取っており、その枠組に取り込まれなかった点で共通している。それゆえ、新法鉄道借款に参加していたイギリス系企業が日本政府の批判を受け、イギリス政府に支援を求めた際に拒否されたように⁶、協商関係にある国々が対清政策において日本に配慮する必要があったのとは異なり、ドイツが対清政策を実施する上で、日本の制約は小さかった。その結果、ドイツは他の列強よりも外交的な影響力を行使でき得ることに繋がったのではないかと考えられる。換言すれば、ドイツに働きかけることで、列強間の関係に影響を与えることができる可能性がより高くなるのではないかということである。それゆえ、清独関係を検討することで、当時の清朝の外交戦略を描き出し、それに対するドイツ側の対応を分析することで、上記の問題である清朝の主体性とその可能性および限界を解明することができよう。

このような清独関係の特徴に加えて、ドイツがヨーロッパにおいて内部矛盾を抱えつつもオーストリア＝ハンガリーやイタリアと同盟関係にあったことも、両国関係を考える上では重要な要素である。つまり、このドイツが持つ同盟網を利用して、またアメリカとの連携を模索しながら、ヨーロッパ列強間の関係に影響を与えることが、清朝にとって自国の国家主権および領土的統一性の維持にとって重要な外交戦略であったと推察される。アメリカとの連携のみでは、当時の国際関係の中心であったヨーロッパの国際関係に食い込んで行くには不十分であったのである。そこに、清朝がドイツに接近していく意味があったと考えられる。

0.2. 研究史の整理

以上のような20世紀最初の10年間の国際関係および清朝の状況と清独関係の特徴を理

⁵ 日露戦争からアルヘシリヤス会議までの独米関係については以下を参照：Raimund Lammersdorf, *Anfänge einer Weltmacht: Theodore Roosevelt und die transatlantischen Beziehungen der USA 1901-1909*, Berlin, 1994, S. 283-364.

⁶ Michael H. Hunt, *Frontier Defense and the Open Door: Manchuria in Chinese-American Relations, 1895-1911*, New Haven/ London: Yale University Press, 1973, pp. 158-159.

解した上で、本論の問題関にかかわる先行研究を整理、検討したい。そこで、中独関係史においてすでに多くの研究蓄積がある①ドイツ外交史、②ドイツの中国研究、そして、③中国外交史、④東アジア国際関係という4つの研究分野にわけて整理していく。

①ドイツ外交史

ドイツの対中政策と中国をめぐるドイツと列強との関係という視点から、中独関係は研究が開始された。まず1923年に出版されたオットー・フランケ (Otto Franke) 『東アジアにおける列強 (1894~1914) : 戦争前史』がその端緒であるが、フランケはこの中で東アジアにおいて起きた各事件をドイツの世界政策 (Weltpolitik) の観点でまとめ、さらに第一次世界大戦の戦争責任論と絡めて、東アジアにおける列強間の世界政策、特に中国をめぐるドイツと英仏との対抗関係を描き出そうと試みた⁷。そのような研究はフランケも言及しているように文書や回顧録の出版により可能となっていたが、とりわけ第一次世界大戦後に各国が戦争責任問題に端を発して外交文書の公刊を開始していく流れの中で、ドイツ外務省の文書が『ヨーロッパ諸内閣の大政治 (*Die große Politik der europäischen Kabinette 1871-1917*)』として編纂されたことが重要であった。そのような史料公刊と並んで、世界大戦の体験を受け、戦争や外交が専門家によって行われるものではもはやないとの認識が広まり、秘密外交への批判が高まる中で、戦争を繰り返さないための解決策を探究する学問としての国際関係論が戦間期に発展していった⁸。学術的枠組の形成と各国による外交史料の公刊という環境の中で、それらの公刊史料を利用し、第一次世界大戦の原因を探究する外交史研究が行われるようになっていった。

フランケの研究に続き、各国の公刊史料を利用したリード (John Reid)⁹や張鳳楨 (Djang, Feng Djen) の研究が発表された¹⁰。ドイツの世界政策や列強間の関係を東アジアという場

⁷ Otto Franke, *Die Großmächte in Ostasien von 1894 bis 1914: ein Beitrag zur Vorgeschichte des Krieges*, Hamburg, 1923, v-viii.

⁸ E. H. Carr, *The Twenty Year's Crisis 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations* (with new introduction by Michal Cox), New York: Palgrave, 2001, pp.3-4, 8; Brian C. Schmidt, *The History of International Studies*, in: Robert A. Denemarck ed., *The International Studies Encyclopedia*, Vol. VI, Chichester: Blackwell, 2010, p. 3419.

⁹ John G. Reid, *The Manchu Abdication and the Powers, 1908-1912*, Westport Connecticut: Hyperion Press, 1973(1st publication: Berkeley, California: University of California Press, 1935).

¹⁰ Feng Djen Djang, *The Diplomatic Relations between Germany and China since 1898*, Shanghai: Commercial Press, 1936. 張の研究の背景は、1921年以後の平等関係にある国として中国に再登場したドイツが対中貿易を急激に拡大させている状況を目の当たりにしたことであった。ドイツは、1923年にハイパーインフレから脱却し、翌24年のドーズ案により、賠償金支払いが安定化することで、それ以降ドイツ経済は回復傾向となっていた。そのような第一次世界大戦後の状況との比較の中で、対照的な大戦以前の帝国主義的なドイツを、列強による在華利権獲得競争の引き金を引いた国と位置づけ、膠

から描き出すという視点は、第二次世界大戦後も大きな変化を経ず、新たに公開されたドイツ外務省の未公開史料を利用した研究にも継承される。東ドイツのシュテッカー (Helmut Stoecker) は 1950 年代に中国から返還された『駐華ドイツ大使館史料 (Deutsche Botschaft China)』¹¹ を利用し、1890 年代に本格化するドイツの帝国主義の前史として、日清戦争以前にドイツが列強との競争関係の中で中国市場に進出していく過程を分析している¹²。シュティンクル (Werner Stingl) は、同じような問題関心から、外務省や海軍省などの未公開史料を利用し、1898 年から 1914 年までのドイツの東アジア政策を検証した。シュティンクルはドイツの対東アジア経済拡大戦略 (彼の言葉を使えば「大政策 (große Politik)」) をめぐる列強間の協調・対立と、その戦略を実現するための各種の政策である「小政策 (kleine Politik)」をそれぞれ分析した。そして、当該時期のドイツの対中政策を経済拡大政策の中に位置づけ、同時に対日関係にも配慮しながら、その全体像を明らかにした。しかし、シュティンクルは第一次世界大戦に至るまで、ドイツの対中政策を中国市場の獲得と列強間の緊張緩和を実現するため手段として位置づけており、結局ヨーロッパで大戦の勃発やドイツの資本不足などにより、その目標を達することはできず失敗したと指摘している。あくまでドイツの対中政策の失敗の原因をドイツ自身の脆弱性に求めるなど、中国が場ではないという認識が強く反映されている¹³。

ラーテンホーフ (Udo Ratenhof) は 1870 年から 1945 年という長期間を研究対象として、中国に対して利害関係を持つ、外務省、陸海軍、産業界、金融界などがどのように対中経済政策、特に中国の近代化政策に関与したのかを明らかにした¹⁴。ドイツの対中政策をドイツの経済拡大の過程から近代化政策への関与という観点から捉えるという問題関心の

州湾占領、義和団事件、第一次世界大戦を事例に、ドイツの攻撃的な対中政策を描き出すことが、張の研究目的であった (*Ibid.*, iii-iv)。なお、ワイマール共和国初期の経済回復に関しては、工藤章「ドイツと東アジア—1928 年独中関税条約とヴェルサイユ・ワシントン体制の急旋回」(和田春樹ほか編『社会主義とナショナリズム：1920 年代』(岩波講座東アジア近現代通史第 4 巻) 岩波書店、2011、229-231 頁) を参照。

¹¹ しかし、シュテッカー以降、この史料を利用した研究は現れず、また史料も旧東ドイツのメルセブルクにあった文書館に所蔵され、その利用は非常に制限されていた。同史料は 1991 年の東西ドイツの再統一後、ベルリン郊外にあるリヒターフェルデの連邦文書館に移管され、ようやく利用可能となった。現在は外務省政治文書館に収蔵されている。そのため、西ドイツのシュティンクルやラーテンホーフなどの研究では参照されていない。シュティンクルやラーテンホーフが多用した外務省の史料が、列強間の利害調整の過程を検討することに有用であったが、この大使館史料は、中国各地の領事館からの報告や清朝高官との会談録などを含んでおり、中国におけるドイツ人外交官の活動や在華ドイツ人の利害関係を分析するには最良の史料である。この 2 つの史料群を合わせて分析することで、ドイツの対清政策の多様な特徴を本論では検討していく。

¹² Helmut Stoecker, *Deutschland und China im 19. Jahrhundert*, Berlin, 1958.

¹³ Stingl, *a.a.O.*, Bd. 2, S. 774-785.

¹⁴ Udo Ratenhof, *Die Chinapolitik des Deutschen Reiches 1871 bis 1945, Wirtschaft-Rüstung-Militär*, Boppard am Rhein, 1987.

転換は、中国を列強間の利害調整の「場」として捉える視角に加えて、列強との関係の中で中国の近代化政策が成功するか否かという現地の「要素」として、中国を考慮するようになった。つまり、この研究視角はドイツの対中政策が中国の国内情勢に与えた影響に注目するというものであった。しかし、ドイツ外交史における認識の変化は中国の主体性に注目するのではなく、あくまで中国を「要素」として捉え直すものであった。このような認識は列強のアジア諸国の近代化政策への関与という観点で、英仏独の中国・タイの近代化政策への関与を比較研究したペータースソン (Niels Petersson) にも継承されている。ペータースソンの関心は、列強が中国・タイなどが取り組んだ「近代化 (Modernisierung)」政策をどのように理解、それにどのように対応し、自らの経済拡大を図っていたかという点に置かれていた。したがって、ペータースソンの研究目的は近代化政策成功の理論モデルを提示することであり、あくまでも列強が主体であり、近代化を促進・制約する要因として現地の動向に注目しているに過ぎない¹⁵。

いずれにせよ、ドイツ外交史研究においては、中国はあくまでドイツにとっての市場、列強間の対立・協調の場や列強が関与した近代化政策の成否を決定づける 1 つの要素として設定されていた¹⁶。これは場としての中国要因を強調することでヨーロッパ中心主義な立場に立ち、ドイツの世界政策の展開という観点から国際関係を説明しようとする試みであった。そして、そうした観点を批判して、ドイツの世界政策を踏まえた独米関係に関する研究も登場しており、その中で中国問題が議論されることもある¹⁷。しかし、中国の位置付け自体がドイツ外交史研究において変化したわけではなく、中国は依然として客体して位置づけられている。

②ドイツの中国研究

そのようなドイツ外交史研究の視点とは異なる視点を提示しているのが、ドイツの中国研究である¹⁸。ロイトナー (Mechthild Leutner) は、近代化理論 (Modernisierungs

¹⁵ Niels P. Petersson, *Imperialismus und Modernisierung ; Siam, China und die europäischen Mächte 1895-1914*, München, 2000.

¹⁶ ドイツ外交史の通史的著作としては以下のようなものが代表的であるが、基本的にヨーロッパ列強間の関係の中で中国問題が描かれている : Klaus Hildebrand, *Das vergangene Reich: Deutsche Außenpolitik von Bismarck bis Hitler*, München, 2. Aufl., 2008; Wolfgang Mommsen, *Grossmachtstellung und Weltpolitik : Die Außenpolitik des Deutschen Reiches 1870-1914*, Frankfurt a/M, 1993.

¹⁷ それを主張しているものとしては、Ute Mehnert, *Deutschland, Amerika und die "gelbe Gefahr": zur Karriere eines Schlagworts in der grossen Politik 1905-1917*, Stuttgart, 1995. 他に独米関係の中で中国問題を扱った研究としては以下のようなものがある : Lammersdorf, *a.a.O.*; Reiner Pommerin, *Der Kaiser und Amerika*, Köln, 1986.

¹⁸ 第二次世界大戦後から 1980 年代初めまでの中独関係史に関するドイツ (ドイツ留学の台湾系留学生を含む) と台湾での研究史を整理したものとして、李国祁「中徳関係研究的回顧」(中央研究院近代史研究所六十年来的中国近代史研究編輯委員会編『六十年来的

-paradigma) の影響を受けた従来の中独関係史研究が、「中独関係が行動する主体であるドイツと反応する客体である中国との間の階層的構造 (hierarisches Gefüge) により形作られている」と、その性格を批判的にまとめて、両国関係を「対等 (gleichrängig)」に描くべきであると主張した。その上で文化相対主義 (Kulturrelativismus) 的観点に立ち、「抽象的な国家レベルから、行動する (handeln) 人間への重要な観点の転換がなされている」との研究動向を紹介し、研究の対象として「様々な社会階層にある人々の利益」に注目するように提言している¹⁹。論文の中で直接的な言及はないが、これは国家を中心に論じる傾向の強いドイツ外交史による中独関係史研究に対する批判を暗示しているものとして見なすことができよう。したがって、中独関係を国家を単位とする単数の「ドイツ」と「中国」との関係ではなく、「ドイツと中国社会の一部の諸社会集団間の多様な相互作用 (vielfältige Interaktionen zwischen sozialen Gruppen aus Deutschland und Teilen der chinesischen Gesellschaft)」として捉えるべきと指摘した。それゆえ、ロイトナーたちは中国側の利害と行動にも注目した、個別事例研究を積み重ねることで、中独関係の全体像を提示すべきとの方向性を示したのである²⁰。そこに近年の国際史 (Internationale Geschichte)²¹ やトランスナショナル史などの研究潮流も加わり、ミュールハーン (Klaus Mühlhahn) や浅田進史の青島の植民地経営史²²、クライン (Thoralf Klein) のバーゼル

中国近代史研究』上冊、中央研究院近代史研究所、1988、73-92 頁) がある。

¹⁹ Mechthild Leutner, Hegemonie und Gleichrangigkeit in Darstellungen zu den deutsch-chinesischen Beziehungen, in: ders. (Hrsg.), *Politik, Wirtschaft, Kultur: Studien zu den deutsch-chinesischen Beziehungen*, (Berliner China-Studien 31), Münster, 1996, S. 454-457..

²⁰ Mechthild Leutner, Klaus Mühlhahn, Interkulturelle Handlungsmuster: Deutsche Wirtschaft und Mission in China in der Spätphase des Imperialismus, in : ders. (Hrsg.), *Deutsch-Chinesische Beziehungen im 19. Jahrhundert: Mission und Wirtschaft in interkultureller Perspektive*, Münster, 2001, S. 10 u. S. 39-42.

²¹ 国際史研究において、従来 of 国際関係史が「列強間の権力政治 (Große Politik)」と強く結びついてきたことが批判されている。さらにドイツ国内では国際関係史研究に関してヴェーラー (Hans Ulrich Wehler) の社会史的アプローチとヒルグルバー (Andreas Hilgruber) の外交史的アプローチという 2 つの方法論から論争があったが、結局論争は平行線をたどり、発展することがなかった。その反省の上で、新たな研究の枠組として、外交政策過程への内政の影響、世論と政治指導者との緊張関係、世界観や長期的・歴史的特徴の役割、コミュニケーションの異なる形態、地理や環境の影響などに研究関心を広げた国際関係史の構築を模索している (Wilfried Loth, Einleitung, in: Wilfried Loth/Jürgen Osterhammel, *Internationale Geschichte: Themen, Ergebnisse und Aussichten*, München, 2000)。

²² Klaus Mühlhahn, *Herrschaft und Widerstand in der „Musterkolonie“ Kiautschou: Interaktion zwischen China und Deutschland, 1897-1914*, München, 2000; 浅田進史 『ドイツ統治下の青島—経済的自由主義と植民地社会秩序—』 東京大学出版会、2011。

宣教師の広東地域における活動などに関する研究が登場してきた²³。そこでは、現地レベルにおけるドイツと中国の相互作用が研究され、中国側の利害、行動、状況に合わせて、ドイツ側の政策・方針が調整されている過程が明らかにされてきている。また、義和団戦争に参加したドイツ人将校・兵士を対象としたヴンシエ (Dietlind Wünsche) の研究²⁴なども含めて、より現場の視点から中国におけるドイツ人の動向や中独関係を描き出そうとする姿勢がドイツの中国研究の全体的傾向として存在している。

その点、エーバーシュペッヒャー (Cord Eberspächer) は揚子江流域でのドイツ海軍の活動を通じて、まず中国における中独関係の動態を分析した上で、それとドイツの対中政策との関係性を指摘した。エーバーシュペッヒャーは内河航行や居留民保護などを事例に、中国社会に接し、各国商人と競争する中でナショナリズム的傾向を強め、自国の砲艦による保護を求める在華ドイツ人と、むしろ他国や中国官憲などとの協力も視野に入れるドイツ海軍の対立が存在し、そこに仲介者として入る在華ドイツ領事という 3 者間の利害調整の過程を明らかにした。さらにエーバーシュペッヒャーは、中国の国内未開港河川の自由航行権に関する条約解釈をめぐる論争が起きた鄱陽湖問題を事例に、現地で発生した問題の解決が現地担当官の間で困難になった場合、駐清公使や、さらにはドイツ外務省が関与する問題へと発展していき、そこに清朝政府や他の列強の利害も加わり、ドイツの対中政策全体に影響を及ぼすことがあるとして²⁵、中国をめぐる中独関係と中国における中独関係の相互作用を指摘している。エーバーシュペッヒャーの研究のように、現地レベルの中独間の問題を中独関係全体の中に位置づけようとする試みも登場してきている。

しかし、ドイツの中国研究では、総じて、現地における社会・文化的な相互関係である中国における中独関係に研究の関心が向かっているといえる。ただ、筆者は、そうしたことだけではなく、ドイツ外交史のような国家間関係から中国をめぐる中独関係を、後述の中国外交史の研究視角とも関連させながら、両国のそれぞれの主体性に注目し、対等ではないにしても中国をアクターとして設定した上で再検討する必要がある、と感じている。それはヨーロッパ列強間の関係から描かれる当時のドイツ外交も、中国外交の影響を受けていたことを示すことで、世界情勢全体に視野を広げて外交政策を構築せざるをえなくなった状況を示すことができると考えるからである。

これまで述べてきた研究方法論的な問題と同様に、中独関係史研究のもう 1 つの問題は研究蓄積の偏向である。これは各時期における中国の位置付けとも関係している。1890 代のドイツの東アジアへの積極的な展開とそれに対して清朝が抵抗した時期や、1921 年の中独協定以降の対等関係に基づき、特に 1930 年代の軍事顧問団に象徴されるような中独関係

²³ Thoralf Klein, *Die Basler Mission in Guangdong (Südchina) 1859-1931*, München, 2002.

²⁴ Dietlind Wünsche, *Feldpostbriefe aus China: Wahrnehmungs- und Deutungsmuster deutscher Soldaten zur Zeit des Boxeraufstandes 1900/1901*, Berlin, 2008.

²⁵ Cord Eberspächer, *Die deutsche Yangtse-Patrouille : Deutsche Kanonenbootpolitik in China im Zeitalter des Imperialismus 1900-1914*, Bochum, 2004. 鄱陽湖問題に関しては、同書 249-266 頁を参照。

は²⁶、基本的にドイツと中国双方をアクターとし、両国の政策を相互作用の観点から描かれる傾向がある。これは研究蓄積にも反映しており、ドイツ史のみならず、後述のように中国史の観点からも多くの論考が出されている。他方、本論が検討する時期は、基本的にドイツの対中政策という視点から研究される傾向が強く、上述のように中国は列強間の利害調整の「場」として見なされる傾向にある。そして、そのような主体としてのドイツに中国がどう反応したのかという観点から研究がなされており、中国における研究も同様の傾向を持っている。

その1930年代の中独関係史において、日本という要素は不可欠なものであるが、およそ20世紀初期の中独関係に関しても同様のことが言えよう。ヴィッピヒ (Rolf-Harald Wippich) は、ドイツの東アジア政策において、対日関係と対清関係を明確にはわけることができず、対日関係は対中関係の一部であり、逆も同様であるとの指摘を行っている²⁷。このような認識枠組はシュティンクルにも見られるものであるが、本論でも清独関係と日独関係の相互作用を考慮する必要がある。その意味で、ドイツにとって純粋な対清関係は存在せず、いつも対日関係との調整の中で東アジア政策全体を調整していたということになる。こうした点は、日本の学界でも共有されており、工藤章・田嶋信雄編『日独関係史1890-1945』全3巻は、中国問題も視野に入れつつ、日独関係を政治・経済のみならず軍事、文化なども含めた多角的な視角から日独関係を分析・紹介した論考を含んでおり、清独関係を中心に議論する本論にとって、参考となる重要な先行研究である。しかし、田嶋の政治関係に関する総説では、この時期を1911年以降の登場した後藤新平などによる対独接近の試みには言及があるものの、問題関心は1920年代以降の日独関係に置かれている。そのため、それ以前はその前史としており、概説的な記述にとどまっている印象を受ける²⁸。これは研究的な蓄積がそもそも少ないことを意味していると思われるが、日独関係史の全体の流れの中で同時期をどのように位置づけるかは課題として残されているといえよう。

③中国外交史

ドイツ側ではドイツの対中政策として多くの論考が出されているが、中国外交史の文脈で20世紀初頭の中独関係の展開を論じた初期の文献は、蔣恭晟『中徳外交史』（上海中華書局、1929）であろう。これは1861年のオイレンブルク使節団から1921年の中独協定までの「ドイツ帝国主義が中国を侵略した真相」、「中国外交が失敗した因果」を説明するものであり²⁹、特に第一次世界大戦中の中独関係が焦点となっている。この著作は、フランケ

²⁶ 代表的な研究としては、William C. Kirby, *Germany and Republican China*, Stanford: Stanford University Press, 1984; 田嶋信雄『ナチス・ドイツと中国国民政府1933-1937』東京大学出版会、2013など。

²⁷ Rolf-Harald Wippich, *Japan und die deutsche Fernostpolitik 1894-1898: Vom Ausbruch des Chinesisch-Japanischen Krieg bis zur Besetzung der Kiautschou-Bucht. Ein Beitrag zur Wilhelminischen Weltpolitik*, Stuttgart, 1987, S. 14.

²⁸ 工藤章・田嶋信雄編『日独関係史1890-1945』第1巻、東京大学出版会、2008、10-16頁。

²⁹ 蔣恭晟『中徳外交史』上海中華書局、1929、1頁。

がほぼ同時期に描いたドイツの東アジア政策の展開を中国側から見た研究として位置づけられるだろう。

以下では、先行研究整理を参考に中国における中独関係史研究をまとめておきたい。

劉立群は1978年から1995年までの中国大陆における中独関係史研究を整理しており、19世紀中葉から第一次世界大戦前までの研究も紹介している。この時期の中独関係をドイツ＝侵略国、中国＝被侵略国の関係と位置づけ、膠州湾占領およびその後の植民地経営、義和団戦争、そして洋務期の軍事改革における両国関係に関する研究論文を紹介しているが、本論が対象とする1900年代の中独関係は、王守中『德国侵略山東史』で描かれるような³⁰、ドイツの山東における利権拡大の模索と中国人民の抵抗の歴史に代表されている³¹。その後、徐凱などが1996～2005年の研究成果を整理している³²。この時期の研究では中独関係における文化分野にも研究の関心が向かい、宣教師の活動や学校成立における中独間の協力関係が明らかにされた。ただし、文化への注目という視点が加わったものの、1900年代の中独関係は青島の植民地統治により代表される傾向が続いており³³、同じく2006年に出版された潘琪昌主編『百年中徳関係』が、同時期の中独関係として青島を取り上げていることから明らかである³⁴。

以上のように、1900年代の中独関係はそのメルクマールであった膠州湾租借地とそこから派生した文化や教育の研究が中心であり、そこにはドイツの中国研究との親和性が見られる。他方で肖建東による一連の辛亥革命期の中独関係³⁵や周建明の両国間の貿易関係³⁶な

³⁰ 王守中『德国侵略山東史』北京：人民出版社、1988。

³¹ 劉立群「中徳関係史研究在中国」（『德国研究』第1期第11巻、1996、5-7頁）。劉によれば、1995年までの中独関係史研究の中心は、①清初の宣教師、②膠州湾占領、③ドイツ軍事顧問団とトラウトマン工作であった（同、9頁）。

³² 徐凱、徐健、陳昱良「中徳関係史研究、1996-2005」,in: William C. Kirby, Mechthild Leutner, Kraus Mühlhahn, eds., *Global Conjectures: China in Transnational Perspective*, (Berliner China-Heft Vol. 30), Münster, 2006, pp. 121-138. この論文では中独関係史研究における問題関心を3段階に区分している。第1段階は1980年以前の民族主義的観点から侵略の歴史を捉えようとするものであり、第2段階は1980年代以降改革開放政策を背景として、貿易拡大や教育など近代化の観点からドイツの中国の近代化への関与にも関心が向かった。第3段階は21世紀に入り、「中独関係の歴史がもはや中国が一方向的に受動的であった歴史ではなく、ある程度、ある方面で主導的に選択した結果であった」として、中国側の主体性に注目が向かっている（同、137-138頁）。

³³ 2006年以降の膠州湾租借地と関連した研究としては、任銀睦『青島早期城市現代化研究』北京：生活・読書・新知三聯書店、2007；朱建君『植民地経歴与中国近代民族主義—徳占青島【1897-1914】』北京：人民出版社、2010など。

³⁴ 潘琪昌主編『百年中徳関係』北京：世界知識出版社、2006。それ以外に、清末以来の中独関係の展開を扱った概説書としては、呉景平の研究がある（呉景平『從膠澳被占到科爾訪華—中徳関係 1861～1992』福州：福建人民出版社、1993）。

³⁵ 肖建東「德国在袁世凱政權確立中的的作用」（『武漢水利電力大学学报（社会科学版）』20-4、2000）；同「辛亥革命对中徳関係的影響」（『武漢大学学报（人文科学版）』54-5、2001）；

ど政治や経済問題を扱った研究があるが、政治史や経済史的なアプローチによる中独関係研究は低調であることは、先の研究整理から浮かび上がってくる。

一方で、国民政府期中独関係に関する論考は1980年代末以降多く発表されている。これらの研究の中心は、軍事顧問団に代表される政治分野、両国の経済発展の観点からタングステンや工業製品の貿易関係に置かれていた³⁷。そして、周惠民、馬振徳・戚如高などの研究により、中国側からも国民政府期の政治、経済領域の中独関係が相互に影響しながら、両国の友好関係が強化されていったとして、中独関係の全体像を示そうとする試みがなされている³⁸。したがって、1900年代の中独関係に関しても、青島という観点だけではなく、政治や通商などの各領域における両国関係の特徴をまとめて、中国外交史の視点からその全体像を描き出すことが必要になってくる。

政治・外交分野から中独関係史を再検討する上で、近年の中国外交史研究をめぐる環境の変化は大きな示唆を与えてくれる。近年の中国外交史研究は、史料公開が進み、アクセスが容易になったこともあり、中国の外交政策の決定過程や、それを下支えする世論の外交政策への影響など多方面にわたる研究が出現している。そこでは研究の重点が「中国が何をしようとしたか」という課題設定、つまり中国の主体性を発見することに置かれている。例えば、川島真や唐啓華の研究は中国の大国化への試みや、ハーグ平和会議への参加に見られる国際社会に対する積極的な加入、また自国の位置づけなどに注目し、中国外交の積極性や主体性を明らかにしている³⁹。清朝における外交官の形成と彼らの世界認識に注目した箱田の研究は、清朝のそのような政策の実行を可能にした人的背景を明らかにしている⁴⁰。実際に国際舞台で外交に従事する人物のみならず、徐国琦は中国の国際社会への積極的参加を知識エリートの視点から描き、彼らの認識変化と動向が第一次世界大戦以後の世論の後援を受けた外交の展開へと導いていくという流れの中で、大戦以後の背景として

同「德国与辛亥革命」(『江漢論壇』6、2001)。

³⁶ 周建明「中徳貿易商品結構分析：1906-1934」(『中國經濟史研究』第2期、2005)；同「第一次世界大戦前の中徳貿易」(『德国研究』第22巻第3期、2007)。周の一連の論文は内容に差異は存在するもの、同じタイトルで周建明『19世紀中葉至20世紀中葉の中徳貿易』北京：中国文史出版社、2005に収録されている。

³⁷ 国民政府期中独関係に関する詳細な研究成果の概要については以下を参照のこと：劉立群、前掲論文、7-9頁；徐凱等、前掲論文、132-136頁；左双文、王英俊「民国時期中徳関係研究述評(1927-1949)」(『史学周刊』第1期、2013)。

³⁸ 例えば、周惠民『德国対華政策研究』台北：三民書局、1995；馬振犢、戚如高『蒋介石与希特勒—民国時期的中徳關係—』台北：東大圖書公司、1998；馬振犢編『戦時德国対華政策』(反法西斯戦争時期的中国与世界研究 第9巻) 武漢：武漢大学出版社。2010など。

³⁹ 川島真『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会、2004；唐啓華「清末民初中国対『海牙保和会』之参与」(『国立政治大学歴史学報』23、2005)

⁴⁰ 箱田恵子『外交官の誕生—近代中国の対外体制の変容と在外公館』名古屋大学出版会、2012。

清末の状況を分析している⁴¹。

このように国際情勢認識や志向に注目が向けられるように、外交政策そのものに限らず、昨今ではそれを下支えする要素も研究の対象となってきている。中国のナショナリズムと外交政策との関連に対する研究関心もその流れに位置づけられよう。例えば、条約改正に対する清朝の積極性や主権意識の萌芽と実践に関する研究⁴²や、鉄道借款に関する利権回収運動がその好例として挙げられる。鉄道利権回収運動に関する馬陵合の研究では、借款協定締結の際に、主権を重視し、その維持および喪失・制限された権利の回復を試みるように変化していく過程が示された。主権を意識した清朝の主体的な外交とそれを支えるような世論の存在が明らかになり、限定的ではありながらも主権回復の試みがなされたことを評価する方向に向かっている。ただし、そのような利権回収運動を促進させた世論がもたらす2つの側面、列強に対する圧力となると同時に、清朝の借款獲得などを制限していた点も指摘されている⁴³。これらの研究において、全体として外交に対する清朝の積極性や国際社会との関係重視の姿勢が明らかにされており、清朝が列強に一方的に収奪される存在であると評価していた一昔前の「帝国主義の中国侵略」研究⁴⁴とは隔世の感がある。

近年の研究により解明されてきている清朝の積極性という自画像を考慮に入れた上で、次の段階として、「中国は何ができたか」という問題、つまり、ある条件下でそのような中国の主体性を他国がどのように認識して対応し、それがどの程度実現可能であったかという点を二国間関係の中から議論していくことが必要となってくる。主体性に注目した中国外交史の研究成果は増えつつも、中国と列強の二国間関係の研究は、日本の対中政策とそれに対する中国側の対応という観点⁴⁵や光緒新政のモデルとしての日本⁴⁶に注目した日中

41 徐国琦（馬建標訳）『中国与大戦—尋求新的国家認同与国際化—』上海：上海三聯書店、2008（原著：Xu Guoqi, *China and the Great War: China's Pursuit of a New National Identity and Internationalization*, Cambridge: Cambridge University Press, 2005.

42 王爾敏『晚清商約外交』北京：中華書局、2009；李永勝『清末中外修訂商約交渉研究』天津：南開大学出版社、2005；唐啓華『被“廢除不平等条約”遮蔽的北洋修約史（1912～1928）』北京：社会科学文献出版社、2010。

43 馬陵合『清末民所鐵路外債觀研究』上海：復旦大学出版社、2004、368-382頁。

44 丁名楠『帝国主義侵華史』第2巻、北京：人民出版社、1986；王紹坊『中国外交史—鴉片戦争至辛亥革命時期 1840-1911—』鄭州：河南人民出版社、1988など。

45 近代の日中関係を通史的に描いたものとして、1871年の日清修好条規から1919年のパリ講和会議までの日中関係を扱った、王芸生『六十年来中国与日本』全7巻、天津：大公報社、1932～34年が現時点でも重要な先行研究である。なお、大公報社版と1979年以降北京の三聯書店から出版された版には大きな内容の異同が存在する。これに関しては川島真「名著はいかに書き換えられたか—中国における近代日中関係史の語られ方—」（『現代』41(3)、2007）が詳しく検証している。日本の在華權益獲得をめぐる日中関係について、寺本康俊『日露戦争以後の日本外交—パワー・ポリティクスの中の満韓問題—』信山社、1999、千葉功『旧外交の形成—日本外交—一九〇〇～一九一九—』勁草書房、2008を参照。

46 光緒新政における日本の役割から日中関係を描いたものとしては以下のような研究があ

関係史、そして中米関係史⁴⁷を除いて、対照的に停滞している。

例外的に進展しているのが、中米関係史の分野であるが、そこではアメリカが門戸開放を提唱し、清朝に対して義和団賠償金の過剰分を返還したという特殊性に注目し、ヨーロッパ列強とアメリカを区別している。清朝が、自国に配慮して協力的な対中政策を進めるアメリカとの協調を深め、そのような関係を利用し、対日牽制政策を展開していった点に注目しているのである。しかし、清朝に協力的な列強と非協力的な列強とを区分するような単純な二分論では、列強と清朝の間に存在した多様な関係性を見過ごし、各国それぞれとの異なる力関係の中で清朝が外交課題の実現を模索していた姿を覆い隠してしまう危険性がある。上述のようにドイツの東アジアの地位は必ずしも「大国」と評価するのに十分な要件を満たしておらず、フランスも1880年代などと比べれば、1900年前後には東アジアでの存在感は小さくなってきており、反対にむしろアメリカや日本が「大国」として影響力を拡大していった。こうした点を考慮すれば、上述の二分法にも限界があり、またヨーロッパの大国や日本を「列強」と一括りにして分析することも望ましくない。筆者は、時期や各国の国力や情勢の変化がもたらした二国間関係の性質的な変化を勘案しながら、中国との二国間関係を検討する中で評価しなければならない、と考える。そのような二国間関係の総体として清朝の外交政策の空間が広がっていた、と思われるからである。そこで、本論ではその束の一本である清独関係の特徴を解明することをひとつの課題とする。

④東アジア国際関係—日本外交の視角から—

当時の東アジア国際関係も清独関係に影響を与えるものであり、特に日本の外交政策から大きな影響を受けた。上述のように、日中関係史は例外的に進展してきている二国間関係史であるが、本論に関連する先行研究してまず言及すべきは、日本の対清政策であり、日露戦争後、それまでの日英同盟や露仏同盟も含める形で1907年に成立した協商体制であろう。それを日本外交史の視点で検討したのが、寺本康俊と千葉功である⁴⁸。千葉功は、当時の日本と列強との関係を、「多角的同盟・協商網」という言葉を用い説明している。これは旧外交を展開し、秘密協定を含む条約などにより二国間関係を強化し、その束を作ることによって、安定的な国際環境を作り出していく枠組であった。そして、その不安定要素として指摘されるのが、アメリカと清朝であった⁴⁹。したがって、日本外交の観点に立てば、清米

る：任達（李仲賢訳）『新政革命与日本—中国、1898-1912』南京：江蘇人民出版社、1998（原題：Douglas R. Reynolds, *China, 1898-1912, Xinzheng Revolution and Japan*, Cambridge (Mass.): Council on East Asian Studies, Harvard University, 1993）；熊達雲『近代中国官民の日本視察』成文堂、1998；汪婉『清末中国対日教育視察の研究』汲古書院、1999など。

⁴⁷ Hunt, *op. cit.*; 李恩涵「唐紹儀与晚清外交」（同『近代中國史事研究論集』台北：台湾商務印書館、1982）；崔志海「海軍大臣載洵訪美与中美海軍合作計劃」（『近代史研究』第3期、2006）；同「光緒皇帝和慈禧太后之死与美国政府的反应—兼論光緒死因」（『清史研究』2009年第3期、2009）など。

⁴⁸ 寺本、前掲書；千葉功、前掲書。

⁴⁹ 千葉功、前掲書、149-151頁。

両国の満洲問題をめぐる協力関係は、協商により各国の承認を受けた日本の在華権益の発展を妨害しようとするものであり、日露両国がそれに対抗するために緊密化していく、その要因として見なされている。ここで見られる中国の位置付けは、日本と列強との在華権益をめぐる権力政治の場というドイツ外交史の研究整理でも指摘した見方との類似点が浮かび上がってくる。ただ日本の場合は在華権益をめぐる清朝との衝突が頻繁に起きていたこともあり、上述の 2 つの研究においても列強間の調整と同時に対清交渉が研究の対象となっていた。

そして、日本が東アジアにおける安全保障を担当し、日英仏露間での勢力圏の相互承認という緊張緩和措置が存在したこともあり、イギリスは東アジアに展開していた海軍をヨーロッパの北海に重点的に配置することが可能となり、緊張し始めていたヨーロッパ情勢に集中することができたのである⁵⁰。しかし、東アジアおよび太平洋にその関心の大半を向ける当時の日本、そして日本外交史からは、日本とヨーロッパ諸国という協商国の連携により安定が維持された東アジアと、緊張関係にあったヨーロッパ情勢がどのような関係にあったのか、という 2 つの地域秩序の関連性については見えてこない。ただし、ヨーロッパの国際関係と東アジアの国際関係は、必ずしも単純に連動するわけではなく、ヨーロッパで敵対関係があれば、東アジアでも敵対関係にあるというわけではないことも付け加えておく必要がある⁵¹。

ただ、このような 2 つの地域秩序に関しては、中山治一がつとに指摘しているところである。中山は、日露戦争から辛亥革命までの時期の国際関係について、ヨーロッパや東アジアという一方の視野からではなく「ヨーロッパと東アジアに 2 つの焦点を結びつつ、そしてこの 2 つの焦点の相互作用に規定されつつ、展開された」との世界像を提示しており、またヨーロッパ中心的な国際関係を前提としつつも、20 世紀初頭の東アジアの国際関係が「独自性を持ち始めた」ことにその特色があるとしている⁵²。

⁵⁰ 例えば、第一次世界大戦中、日本海軍が太平洋地域において連合国の船舶の護送に協力しており、イギリスの対日依存は小さいものではなかった。これに関しては、日本のドイツ領南洋群島占領と関連から以下の研究がある：平間洋一『第一次世界大戦と日本海軍—外交と軍事との接続—』慶應義塾大学出版会、1998、57-105 頁）。

⁵¹ この点については、エーバーシュペツヒャーが以下のような指摘を行っている。

そのような〔1907 年に漢口のドイツ租界で発生したアメリカ人水兵によるドイツ人のホテル支配人の殺害事件があり、独米関係が緊迫化したこと〕以外、ドイツ人とイギリス人の関係や、フランス人やアメリカ人との関係も緊迫するようなことはなく、中国に対する西洋の団結（*Westliche Solidarität gegenüber China*）した姿勢を示していた。ヨーロッパ政策での確執の向こう側で、東アジアではある種の西洋・ヨーロッパ的文化連合（*abendländisch-europäische Kulturallianz*）が語られていた。そこにアメリカはそれに含まれたが、日本は対等な権利（*gleiche Rechtstellung*）を持ち、イギリスの同盟国であったにもかかわらず、完全に同等のパートナーとは決して受け入れられなかった（*Eberspächer, a.a.O., S. 268f.*）。

⁵² 中山治一『日露戦争以後—東アジアをめぐる帝国主義の国際関係—』創元社、1957、8 頁。

そのような「独自性」が、大国として承認されつつあった日本が列強との協商・同盟関係を構築することで影響力を確保していった背景や、アメリカがモロッコ危機でのヨーロッパへの不介入政策とは対照的に、東アジア問題に積極的に介入していたことによりその東アジアの独自性を特徴付けていた点は想像に難くない。ヨーロッパ外交の舞台では、列強はオスマン帝国から独立したセルビアなどのバルカン諸国の積極的な外交、そしてオスマン帝国の情勢などを無視できず、それをヨーロッパ国際関係の一要素として考慮しなければならなくなった。ただ、それと同様に、中山の言う「独自性」を持ち始めた東アジアにおいては、まさに主体性を持ち始めた清朝の存在こそがその「独自性」を構成する一部となっていたのではないかと考えることもできるだろう。

他方、このような東アジア関係の「独自性」がヨーロッパ列強により意図的に創出されたと見ることもできるのではないかと筆者は考えている。すなわち、東アジアの情勢がヨーロッパの国際関係に影響を与えないようにするために、意図的に東アジア国際関係に「独自性」を与えたのではないかと、ということである。東アジアに、ヨーロッパにおけるヨーロッパ諸国間の関係とは異なる空間を作り、場合によってはそこでは協力関係を結び、また東アジアの安全保障の管理を日本に担わせることで、その中で可能な限り危険を管理しようとしたのではないかと、ということである。これは、すでに日清戦争以降ヨーロッパ列強の東アジアへの介入が本格化する中で、東アジアでの列強間の対立がヨーロッパの国際関係に直接影響を与えることを回避するために、2つの国際関係を何とか分離するための措置として協商体制を構築していったということであろう。

ヨーロッパと東アジアという2つの「独自性」を持つ地域秩序が20世紀初頭に形成されていったのであるが、その背景には日清戦争後に列強が積極的な対清政策を実施した結果、1890年代後半にその両者の「一体化」があったのではないかと筆者は考えている。それは、ドイツの外務省の認識にも強く表れていることであった。当時のドイツは、自らの中国問題への介入が、他の欧州諸国の反発を受けるのではないかとという危機感を常に有していた。本論では、中山の言う東アジア国際関係の「独自性」を受け止めつつも、それを生み出したのはヨーロッパと東アジアの国際関係の「一体化」、あるいはその認識があり、だからこそ20世紀初頭の「独自性」はその「一体化」への対応として生じたものだということに注目したい。すなわち、たとえ「独自性」があるにしても、両者は相互に影響し合っていたことが前提である、というのが本論の前提である。

0.3. 研究課題と研究方法

前節の研究史整理を受け、本論では3つの領域にわけて、清独関係を検討し、その特徴を解明していく。第一には清朝がドイツに派遣した使節団を通じた両国間の交流の展開を分析することで、①清朝側のドイツ観やドイツの中国観、清朝に対する期待の内容がどのようなものであったのか、ということ解明する。それに際しては、②ペーターソンとの研究関心とも重なるが、清朝の近代化に対して、ドイツがどのように関与していこうとしたのかという点にも注意を払いたい。特に義和団戦争以後、清朝の宗室（皇族）や政府首脳海外派遣が行われるようになると、清独間で宗室・王族や大臣の直接的な交流の機会が増え、新聞報道の影響は否定できないもの、使節団を媒介として、直接清朝中枢にドイ

ツ情報がもたらされ、情報やドイツ観の共有化が行われるようになってきており、政策決定を考える上で重要な前提となった。

第二にそのような相手国のイメージや近代化への関与という問題が、国際環境の変化を含めて、清独間の政治的な関係にどのような影響を与えたのかを検討する。日露戦争以降のヨーロッパでは、改善する試みが繰り返されるも英独対立が激化していき、東アジア・太平洋においては日清両国が満洲をめぐる対立し、移民問題により摩擦を拡大していった日米関係が清朝の外交政策を規定していった。このような国際環境の変容、とりわけ清朝の外国政策にドイツがどのように反応したのであろうか。ここでは、この問題関心に基づいて清独関係について検討を加え、いかにして清独連携構想と結びついて行き、構想が展開されていったのかを考察する。しかし、政治的な連携は両国のみで可能であったとは考えられておらず、いつもアメリカを含めた三国関係の中で議論されたことにも留意したい。なぜなら、これこそ清独両国に対する制約の強さや両国の脆弱さを物語っていると考えられるからである。それゆえ、清独関係、清米関係、独米関係がどのように相互関連していたのか、またそれぞれの二国間関係にとっての第三国の位置付けについても検討を加えたい。

第三に通商関係から清独関係を検討することである。本論では 1903 年から 11 年までの清独通商条約改正交渉を取り上げる。第一および第二の観点は政治的な問題から中国をめぐる列強間の関係を取り上げ、その中での清独関係を主要な分析の対象としており、その視角はシュティンクルの「大政治」に近いものである。しかし、通商関係には在華ドイツ人やドイツ本国の経済界を含め、政府以外の多くのアクターが関与していたと同時に、中国という場での活動をどのように規定していくか、つまり、中国における清独関係を検討することになる。同時に通商問題は清朝とドイツの間の問題ではなく、むしろ全条約国に影響する問題であった。その意味で、単にヨーロッパ内部の国際政治と東アジアにおけるそれが他の文脈の下にあったということだけではなく、東アジアにおける通商関係は、政治分野での協調のパターンとは異なるパターンが成立していた。このように政治分野と通商分野における清独関係の類似性と相違性、さらには両者の相互作用を検討することで、清独間の二国間関係それ自体の多様な性格を示すことが可能となる。加えて、通商問題はドイツの経済利益と清朝の改革や主権意識が衝突する問題であり、ドイツの清朝の主権やナショナリズムへの対応を考える上でも重要なテーマである。

これら 3 つの分野の清独関係がそれぞれ差異を持った特徴を有しており、それらが相互に影響され合い、調整される中で形成された、総体としての清独関係の展開や特徴を明らかにすることが本論の課題となる。

上記の課題を達成するため、以下のような問題点に留意する。

- ①国家を一枚岩の実体とみなすのではなく、清独関係に利害を持っていた多様なアクターの問題関心・行動も分析対象とし、多層的な構造を描き出す。
- ②東アジア情勢（清朝の国内混乱や日本の対中進出など）とヨーロッパ情勢（列強間の対立の激化）という 2 つのシステムの相互作用、またそれが清独二国間関係に与えた影響の重要性を念頭に置く。

具体的には以下のような清独両国の状況や清独関係の特徴に配慮して分析する。

①清朝側の外交アクターと対ドイツ政策決定過程

清朝側の外交政策決定については、清朝政府内部の多元的アクターに注意する必要がある。清朝において外交は外務部が主管しており、そのトップである外務部総理大臣には慶親王奕劻が就任するなど、外交の政策決定に宗室が大きく関わっていた⁵³。ただし、重要な外交案件については、管轄地域の対外交渉・通商問題も担当していた北洋大臣兼直隸総督、特に袁世凱（1901-1907）や南洋大臣兼両江総督（劉坤一、周馥、端方など）、さらに湖広総督張之洞などに諮問が行われており、地方督撫の判断は外交政策に大きな影響を与えていた。もう一つは、義和団戦争後、宗室や清朝高官がヨーロッパ王室の式典や1904年のセントルイス万博などの国際事業、さらに視察目的で各国に派遣されることが頻繁になり、その使節団を国家間の友好関係を強化するためや政治問題を交渉するために利用する使節外交が展開されていた。1901年の謝罪使団長に任命された醇親王載灃や、彼の弟であり、軍事使節団を率い、各国を歴訪した載洵（海軍大臣）や載濤（軍諮大臣）などはドイツ情報やドイツ観を政府中枢に直接伝える役割を果たしただけでなく、能力の有無は別にして、政策決定に直接関与できる立場にあり、清朝の対独政策を考える上での重要人物であった。

さらに清独関係を考える上で大きな役割を果たしたのが廕昌である⁵⁴。彼は同文館に設置されたドイツ語コース（徳文館）の第一期生であり、駐独公使館の通訳からキャリアを出発させ、その後天津武備学堂の教習や駐独公使（1901～06、09～10年）、最終的には陸軍大臣まで昇進した。ドイツにとって廕昌は北京に戻った後も、清朝政府および宮廷と連絡をとるための外交ルートとは異なるチャンネルであり、また、彼自身も北京にいる際にはドイツ公使館を訪れ、ドイツ語で公使などと会談をしているなど、政府中枢の動向に関する情報を入手する1つのルートであった。

以上、外務部、地方督撫、宗室などをアクターとして考え、彼らがどのように清独関係の各問題に関与していったのかを考えることが重要となる。

②ドイツの外交アクターと対清政策決定過程

ドイツの外交政策は、帝国憲法上、ドイツ皇帝にその決定権が与えられ、また皇帝は帝

⁵³ 義和団戦争の講和会議における外務部成立に関する交渉については、川島真「外務の成立—外務部の成立過程—」（岡本隆司、川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会、2009）を参照。

⁵⁴ 廕昌自身がドイツ公使館一等書記官フォン・デア・ゴルツの要請に従い提出した履歴書によれば、彼の経歴は以下のようなものであった：「1877年、駐独公使館書記官としてベルリンに赴任し、2つの学校……で勉強をした後、1882年までベルリンで個人授業を3年半受け、オーストリアに行った。その後、ベルリンの第84歩兵連隊に少尉として所属し、ウィーンで勤務についていた。1884年に休暇を取り、ある任務のため、広州と天津を訪れた。そして、李鴻章が皇帝の許可を得て、職を与えてくれた」（PA-AA, Peking II, 173, Yinchang an von der Goltz, Peking, 10.4.1901, Bl. 40）。廕昌に関するより詳しい経歴については以下を参照：劉紹唐主編『民国人物小伝』第8冊、台北：伝記文学出版社、1987、483-491頁。

国宰相や各長官、大公使の任免権も有していた。しかし、実際の外交政策の決定においては、ビスマルク (Otto von Bismarck) が帝国宰相の連署が必要であるという規定を設けたことで皇帝の外交に対する決定権は制約されており、外交は帝国宰相や外務長官 (Staatssekretär des Auswärtigen Amtes) が皇帝を輔弼し運営されていた⁵⁵。

ビスマルクが帝国宰相であった時期 (1871~1890年) は、おおむね彼により外交政策の基本方針が設定され、外務長官や大公使はその執行者でしかなかった⁵⁶。しかし、ヴィルヘルム 2 世が 1888 年にドイツ皇帝に即位し、ビスマルクが 1890 年に罷免されると、外交政策の決定者が変化した。1897 年、ヴィルヘルム 2 世の友人であり、ビスマルクの罷免劇に加担した駐墺大使オイレンブルク (Philipp Graf zu Eulenburg) が引き立てた、ビューロー (Bernhard Graf von Bülow) が外務長官 (1900 年より帝国宰相) に就任した。さらにティルピッツ (Alfred von Tirpitz) が海軍長官に任命されると、この 2 名を中心として、ヴィルヘルム 2 世の意思を反映させた世界政策を展開されていくことになり、皇帝の外交政策に対する影響力が増すようになった。

この政策運営形態は、帝国宰相が皇帝の信任を受け、それを前提に政策を実施していくことが条件となっていたが、1906 年のオイレンブルク事件により「個人統治 (persönliches Regiment)」成立の立役者であったオイレンブルク⁵⁷が社会的批判の対象となり⁵⁸、1908 年のデイリー・テレグラフ事件により皇帝の威信が大きく揺らいだが、ビューローは 2 人を擁護することはなかったため、皇帝の信任を失い、解任されたことで、皇帝の意向を政策に直接反映させることが困難となった。これにより、それ以降ヴィルヘルム 2 世の政策決定における影響力はかなり低下したといわれている。このようにヴィルヘルム 2 世の権力には伸縮があるものの、対清政策における彼の関与は継続しており、彼の志向を考慮す

⁵⁵ Alexander König, *Wie mächtig war der Kaiser?: Kaiser Wilhelm II. zwischen Königsmechanismus und Polykratie von 1908 bis 1914*, Stuttgart, 2008, S. 131-133.

⁵⁶ Eckart Conze, *Das Auswärtige Amt: Vom Kaiserreich bis zur Gegenwart*, Nördlingen, 2013, S. 18; Donata Maria Krethlow-Benziger, *Glanz und Elend der Diplomatie: Kontinuität und Wandel im Alltag des deutschen Diplomaten auf seinen Auslandsposten im Spiegel der Memoiren 1871-1914*, Bern, 2001, S. 83-88.

⁵⁷ オイレンブルク自身は、ビューローの政府内の地位上昇とは対照的に、1902 年に病氣療養を理由に駐墺大使を退職して以降、政治の世界から離れていた (John C. G. Röhl (Hrsg.), *Philipp Eulenburgs politische Korrespondenz*, Bd. 1, Boppard am Rhein, 1976, S. 34)。

⁵⁸ この事件は、ハルデン (Maximilian Harden) が雑誌『未来 (Die Zukunft)』で、オイレンブルクが同性愛であるを暴露したことに始まり、最終的には裁判沙汰に発展した。そして、オイレンブルクやそのグループ (Liebenberger Kreis) と、ヴィルヘルム 2 世は深い親交があり、彼らから政治的な助言も受けていたこともあり、この事件はヴィルヘルム 2 世にとって側近を失ったことを意味した。帝国宰相ビューローもオイレンブルクの引き立てもあって、その地位まで上り詰めたが、この事件では沈黙を保ち、ヴィルヘルム 2 世との確執が生まれたとされる (John C. G. Röhl, *Wilhelm II*, Nördlingen, 2013, S. 74-79)。

る必要は否定できない。

その皇帝の思惑と実際の外交政策の間を調整するのが、帝国宰相や外務長官の役割であった。さらに駐清公使や駐日大使（1906年まで公使）など、現地にいた外交官たちの動向も無視できない。一般的にヨーロッパ外に派遣された大公使はヨーロッパ諸国に派遣された大公使よりも、政策決定に影響を与えることができたと言われている。ただし、シュティンクルによれば、それが可能なのは、対清関係で言えば、「大政策の根幹や他国との関係」を危険に晒さない範囲においてであった⁵⁹。その線引きや外交政策は帝国宰相・外務省により方針が決められる傾向にあり、駐清公使が政策決定に影響を与えることのできる可能性は、ヨーロッパ国際関係におけるドイツの状況に大きく左右されていたと考えられる。

ただし、看過できない事実としては、対清政策に関して、しばしば外務省と駐清公使との間で方針の違いが表面化したことである。しかも、その際、ヴィルヘルム 2 世が公使の方針を支持する立場で関与しており、帝国宰相や外務省は自らの方針との調整を迫られた。

外交政策決定をめぐる、この三者間の関係に加えて、当時の駐米大使もドイツの対東アジア政策に一定の影響力を持っており、駐日大使や駐米大使の動向・認識を加味して、ドイツの対清政策を検討する必要がある。

さらに、外務省以外にも、膠州湾租借地を統治し、独自の利害を持つ海軍などの軍部の動向、通商関係で大きな利害関係者となる企業の利益団体である東アジア協会（Der Ostasiatische Verein）や在華ドイツ人団体の利害関心も、通商政策などの場面では、専門的な助言をすることで決定過程に大きな影響を与えていた。

本論では、このようにドイツ帝国政府内の各アクターの対清政策における利害だけでなく、政府外の利害関係者の利害・思惑にも注目して検討する。

③清独関係における日本ファクター

清末以来、清独関係にとって、日本は中国の領土的統一と門戸開放の妨害者であり、そのような日本の対清権益拡大が清独接近を促進することとなった。ドイツは自国経済活動にとって清朝の領土的統一性と門戸開放を重視しており、清朝も国家主権維持への支持と援助を獲得するためにドイツに接近していった。ドイツは英仏露とは異なり日本との中国に関する協商締結には消極的であり、中国問題に関して日本に依存した政策を採っていたわけではなかった。したがって、中国問題に関する限り日独関係は基本的に協力的なものではなく、両国ともに相手側の対清政策を非常に警戒していた。

しかし、清独両国が警戒した日本の対列強外交は、あくまで東アジアや太平洋地域を対象とした利害を調整する目的で展開されており、それ以外の地域、特にヨーロッパ情勢に対する日本外交の影響は小さく、反対にヨーロッパ列強の対日政策は東アジア情勢をどうするかという観点で展開されていると考えられることには言及しておく必要がある。

いずれにしても清独両国にとって、日本は自らの政策を行う上で考慮しておかなければならない国家であり、本論でも清独の政治的連携における日本の要因と動向に注目する。

⁵⁹ ここでシュティンクルの問題関心は、「小政策」におけるドイツ企業の利害と政府の関係であり、それに対する在華ドイツ人外交官の影響力に向いている（Stingl, *a.a.O.*, S. 302-310）。

0.4. 利用史料

本論では清独双方の動向や内部での議論を分析し、その相互作用にも注目するため、中独両言語の史料を利用して分析する。以下本論全体にわたる史料に言及しておく（各章で利用するものについては各章を参照）。

ドイツ側の史料では、ベルリンのドイツ外務省政治文書館（Politisches Archiv des Auswärtigen Amts）に所蔵されている China および Japan シリーズ、『駐華ドイツ大使館（Die deutsche Botschaft in China）』史料、連邦文書館（Bundesarchiv, Berlin-Lichterfelde）収蔵の外務省第 2 局文書（R.901）、さらに連邦軍事文書館（Bundesarchiv-Militärarchiv, Freiburg i. Br.）の海軍省史料などを利用する。ドイツ帝国政府以外に対清政策に利害関係を持っていたグループについて、ハンブルク市政府に関してはハンブルク州立文書館（Staatsarchiv Hamburg）を、企業に関してはクルupp 歴史文書館（Historisches Archiv Krupp, Essen）の史料も利用した。また、当時上海で発行されていた週刊紙であり、東アジアにおけるドイツ人の利害を代表していた『東アジア・ロイド（*Der Ostasiatische Lloyd*、徳文新報）』も現地からの目線である在華ドイツ人の観点を考える上で利用した。

中国側に関しては、『張之洞全集』（武漢出版社、2008）などの公刊史料をはじめとして、中国第一歴史檔案館（北京）および故宮博物院図書文献館（台北）に所蔵されている軍機処録副などの檔案や中央研究院近代史研究所檔案館（台北）の外交檔案を主に利用した。2005 年に出版された中国第一歴史檔案館編『清代軍機処電報檔匯編』（北京：中国人民大学出版社）は国内外から軍機処にもたらされた電報を編集したもので、本論においても重要な史料の 1 つではあるが、宣統年間の大部分が欠落しており、この部分に関しては、台北の故宮博物院図書文献館に所蔵されている『収發電檔』をその欠落部分を埋めるために利用している。また、『申報』などの中国語新聞も活用している。

日本側に関しては基本的にアジア歴史資料センターで閲覧可能な外務省記録（一部は外務省外交史料館でのみ閲覧可）や『日本外交文書』を利用し、日本の動向を分析した。

0.5. 構成

まず本論の構成を示しておく。

本論の構成は、中心的な課題に設定した清独関係の 3 つの領域である、交流（第 2 章・第 3 章）、政治（第 4 章・第 5 章）、通商（第 6 章）の順に議論を進めていく。

第 1 章では先行研究を参考に、本研究の前史となる 1861 年のオイレンブルク使節団の派遣と清朝との条約締結から 1900 年の義和団戦争後までの清独関係を概観し、ドイツ人顧問や商人という個人レベルの経済・文化レベルの交流が中心であった両国関係が、日清戦争により政府の介入度が強まり、膠州湾占領や義和団戦争を通じて悪化していく過程を把握する。

その上で、交流をめぐる清独関係を清朝がドイツに派遣した使節団の背景、視察内容、結果を分析することで、清独両政府の使節外交の意義づけや相手国認識を解明する。

第 2 章では、義和団戦争の講和条約である北京議定書により清朝に派遣が義務付けられた謝罪使（1901 年）を題材に、その講和条約と光緒新政という 2 つの要素が、どのように

謝罪使の行動を規定し、また清独両国間の関係回復にどのような影響を与えたのか、を分析することで、義和団戦争以後の清独関係の方向性を示す。

第3章では、立憲改革の実施に迫られた清朝が1905年～1906年にかけて欧米および日本に派遣した考察政治大臣のドイツの視察内容と報告書を検討することで、この清独間の交流を通じて清朝側のドイツ観が形成され、ドイツ側でも対清文化政策の開始に代表される対清政策の転換といった両国関係を支える内的要素が整っていったことを示す。

清独関係はそのような使節外交を通じて友好関係が培われていった一方で、政治外交の領域において、当時の国際情勢の変化に対応する中で、どのように展開し、その特徴が何であったのか、を第4章と第5章1907～1911年まで模索された清独両国にアメリカを加えた三国間の連携構想を事例に検討する。時期の区切りは1909年とし、第4章は袁世凱や張之洞などが軍機大臣に就任し、連携構想を主導した時期である1907～1909年を、第5章は醇親王載灃が摂政王として政府運営を主導した1910～1911年の時期を対象とする。そして、清独両国が国際環境や国内情勢の変化による影響を受けながら、政治分野においてどのような両国関係を目指し、それが相互作用の中で形成されていったのか、を両時期の連携構想の特徴を浮かび上がらせることで、政治関係から浮かび上がる清独関係の連続性および相違点を解明する。

第6章では通商条約改正交渉を通じて清独関係を通商分野から分析する。政治分野では政府間の交渉が主であったが、通商問題には、ドイツ帝国の各省やハンブルクなどを含む各邦、在華経済利害を持つ企業や協会などが様々な利害から関与しており、さらにすでに条約締結していた列強との関係も重視された。当初は中国における通商体制の再編に向けて各国間で交渉が行われており、それはドイツ経済界や現地のドイツ人の利害を強く反映したものであった。しかし、交渉中断後、この問題は清朝による改正通商条約の法整備化の実施状況や列強の利害もからみ、中国をめぐる列強間の問題へと発展していった。つまり、本論で注目する中国をめぐる清独関係と、中国における清独関係が交差するものとして、この通商政策を位置づけたい。さらに交渉中断後は、第4章と第5章で検討した政治的接近が模索される中であっても、通商政策において強硬な姿勢を示すことがあり、条約改正交渉の検討を通じて、清独間の政治と通商関係との差異や類似性を考えたい。

その上で、終章において、1910年の皇太子フリードリヒ・ヴィルヘルムの東アジア周遊計画を手掛かりに、使節外交を通じた交流、政治的協力関係の模索、通商問題がどのように絡んでいたのかを総括し、本論の課題である清朝の外交的主体性とドイツの対清政策の相互作用に関する特徴をまとめ、清朝外交の可能性と限界、ドイツの対清政策の構造、そして、清独関係から見える東アジア国際関係とヨーロッパ国際関係の一体化と連動を指摘したい。それにより、清独関係が様々な領域の異なる特徴を持つ関係の集合体であり、その各領域における関係が相互に影響し合うことで、清独関係が展開されていったことを示したい。

第1章 清独関係史概観（1860～1900年）

本章において、本論が研究対象とする1900年代の清独関係に至る過程を1861年の条約締結により両国間の外交関係が開始される前後から、1889～1900年の義和団戦争までを対象として概観しておきたい。

1.1. オイレンブルク使節団の派遣と「ドイツ」の東アジアへの登場

1861年、プロイセンを中心とするドイツ関税同盟およびハンザ諸都市はオーストリア帝国を除く使節団を条約交渉の目的で東アジア（中国、日本、シヤム）に派遣した。いわゆるオイレンブルク使節団である。先行研究の中で強調されているように、この使節団はドイツ帝国成立の前史において、プロイセンが主導し、ドイツ関税同盟として対外的に一致した行動を取った最初の事例として語られている¹。

アヘン戦争の情報は、鈴木の研究にもあるように、同時代的に新聞メディアを通じてドイツにおいても知られていたが²、プロイセン政府が関心を持つまでには至っていなかった³。その後も中国における商業利益に関する紹介を通じて、政府に東アジア政策を取り組ませようとする試みがなされたが、結局実を結ぶことはなかった⁴。しかし、そのような状況は1860年に大きな転換を迎えることになる。

イタリア統一戦争におけるオーストリアの敗北を受け、プロイセンはドイツ関税同盟内での影響力強化を狙うと同時に⁵、ドイツの盟主として太平天国の乱による社会混乱から中国で活動する「ドイツ」人を保護しなければならなかった⁶。またこの時期、オーストリア海軍の軍艦が香港や上海に停泊しており、オーストリアがドイツの保護者として見られることへの危機感をプロイセン政府は抱いていた。さらに東アジア情勢の変化も使節団派遣に大きな影響を与えた。1858年にアロー号戦争が勃発し、連合軍を形成した英仏と清朝政府の間で北京での公使館開設が盛り込まれた天津条約が締結された。特に天津条約によって新たに生じた権利を最恵国待遇によって享受することができない状況は、ヨーロッパの大

¹ 鈴木楠緒子『ドイツ帝国の成立と東アジア—遅れてきたプロイセンによる「開国」—』ミネルヴァ書房、2012、73-110頁。

² 同上、11-43頁。

³ Andreas Steen, Prussia and the Signing of the First Sino-German Treaty in Tianjin, in: Klaus Mühlhahn ed., *The Limited Empire: New Perspectives on Imperialism in Modern China*, (Berliner China-Hefte, Vol. 33, 2008), p. 11.

⁴ Ibid., p.12.

⁵ 余文堂『中徳早期関係史論文集』板橋（台北県）：稲郷出版社、2007、214頁。

⁶ オルデンブルク公国のテキサス号が台風による被害を受け、中国のジャンク船に救助されたが、別の台風でジャンク船が沈没した後、海岸で住民に襲われ、所持品を奪われた事件を受け、同公国はプロイセン政府に船舶の保護を要請した。これは両国間で船舶の保護条約を結んでいたためであった（Cord Eberspächer, Der „Texas-Fall“ und die oldenburgische Außenpolitik, in: *Oldenburger Jahrbuch*, Bd. 101, 2001, S. 101f）。

国プロイセンにとっては避けたいものであった。

つまり、オイレンブルク使節団の派遣とは、ドイツ関税同盟内でのプロイセンとオーストリアの主導権争い（ドイツの保護者をめぐる争い）とプロイセンがヨーロッパと同様に東アジアにおいても「大国」であることを示す機会であったのである。

しかし、実際のところ、プロイセン（またはドイツ関税同盟）が東アジアにおいて「大国」として振舞うには非常な困難がともなった。第一に中国に関する知識の少なさと人材不足の問題があった。使節団内に東アジアにおける経験ないし知識を持っている人物は皆無に等しかった。出発前に旅行記や英語の著作などから中国の知識を多少は得る一方で、ヘーゲルやハイダーの認識を通じて中国に対する否定的なイメージが構築された⁷。また中国語の通訳は当時ドイツにはおらず、清朝側との交渉においてポルトガル人マルケスを通じて、フランス語から中国語に翻訳せざるをえなかった。第二に中国情勢の知識不足から、交渉において英仏公使の支援が不可欠であった。英仏公使は恭親王とオイレンブルクの間に入って情報伝達をすると同時に交渉の仲介を行っていた⁸。第三にオイレンブルク使節団は3隻の軍艦と1隻の輸送艦から構成されていたが、英仏がアロー戦争によって獲得した権利を、たった4隻の軍事的圧力によって獲得できるかどうかは疑問視されていた。つまり、交渉において使節団の行動の独自性はかなり限定されており、英仏などの意向に大きく左右されることとなった。

オイレンブルクが中国に到着した時、英仏は清朝との条約交渉（のちに北京条約として締結）を行っており、イギリス大使エルギンから条約締結まで交渉の延期を求められた⁹。そのため最初に日本で条約交渉を行うことになった。その後、日本での交渉¹⁰を終え、上海に到着したオイレンブルク一行は当地での情報収集を行いつつ、五口通商大臣薛煥との接触を試みた。恭親王と英仏大使は彼らを上海に留めて交渉を行わせようとしたが、オイレンブルクは北京での交渉を主張し、自身の到着を伝える親書を提出する目的で、ブランドを天津に派遣した。三口通商大臣崇厚は英仏露米との交渉のみが担当であると受け取りを拒否したが、最終的には恭親王に親書を送ることに同意した¹¹。当時北京は条約締結国以外立ち入り禁止であり、天津を交渉の場とすることで妥協した¹²。

天津では清朝側の全権代表は三口通商大臣崇厚と崇綸であったが、交渉開始前にオイレンブルクは両者に全権委任状の提示を求めた。アヘン戦争以降、列強は清朝側に欽差大臣の印を持った官僚との交渉を要求しており、それは慣例化していた。しかし、恭親王は総理衙門大臣が全権大臣であるという認識を持っており、彼らに全権委任状を発行すること

⁷ Steen, op.cit., p. 13.

⁸ 余文堂、前掲書、254頁。

⁹ Steen, op.cit., p. 13.

¹⁰ 日本での交渉および幕府の反応に関しては、福岡万里子の研究を参照：福岡万里子『プロイセン東アジア遠征と幕末外交』東京大学出版会、2013。この研究においても、オイレンブルクが駐日アメリカ弁理公使ハリスの仲介などを利用しながら、交渉にこぎつけていく過程が描かれており、対清交渉との類似性が観察される（第4章および第5章）。

¹¹ 余文堂、前掲書、262頁。

¹² Steen, op.cit., p. 19.

はなかった。結局、オイレンブルクの意向を受け、恭親王は全権の印を崇厚らに与えることにより問題は解決した¹³。

シュテーン (Andreas Steen) の研究によれば、交渉の期間は大きく 3 つの時期に分けられる。①「議論と停滞」の時期 (5 月 2 日～6 月 20 日)、②「北京での衝突」(6 月 21 日～26 日)、③「新たな洞察と帝国主義者たちの協調」(6 月 27 日～9 月 2 日)¹⁴である。

通商協定に関して、オイレンブルクと崇厚との間では大きな問題はなく、妥協に至った。しかし、清朝側は北京での公使館開設の要求を拒絶し、英仏もそのような要求が北京の政情不安を招く虞があると示して不快感を示した。そもそも北京での公使館開設は、英仏露米が英仏による北京占領をいう軍事成果の結果として獲得した権利であり、軍事的に敗北をしていないプロイセンが公使館開設を要求したことは、清朝の観点に立てば不当な要求であった。しかも、プロイセンのような「小国」に公使館開設を許可した場合、他の小国も同様の要求をしてくる可能性があったため、そのような要求を回避する意味でも許可することはできなかった¹⁵。清朝がプロイセンを大国として認識していない事実直面したため、オイレンブルクは英露の王室との婚姻関係などを示し、自国のヨーロッパにおける地位を示そうとした。

状況に変化の兆しが見え始めたのは、6 月初旬のことであった。それまで清朝側に立っていた駐清フランス公使クレチュコフスキー (Kleczkowski) は、プロイセンの立場を清朝側に代弁するようになった。その理由の 1 つには、プロイセンの公使館開設要求を撤回させることができないと判断したこと、そしてイギリスとの対立があった。しかし、オイレンブルクはこのようなフランス側の転換を察知していなかった。一方で恭親王など清朝首脳部は英仏がプロイセンとの交渉に注意を払っていないように見えていた。オイレンブルクは 5 年後に公使を派遣するという妥協案を示し、崇厚などはこの案に関心を示したが、咸豊帝が拒否したため、交渉は暗礁に乗り上げた。したがって、オイレンブルクは交渉妥結の最終手段として、英仏への事前通知をせずに北京にブランド (Maximilian von Brandt) とベルク (Berg) を派遣して、恭親王と直接交渉する一方で、舟山群島の軍事占領すら考慮に入れた。

ブランドとベルクは北京に潜入することには成功したが、他国の反応は冷淡であった。この潜入の事実を知った恭親王は崇厚に交渉の停止を命じ、イギリス大使ブルースはオイレンブルクが北京に来るのであれば、協力を打ち切る意向を示した¹⁶。これにより、オイレンブルクはブランドら呼び戻し、北京での騒動は一応解決した。オイレンブルクはこの騒動を通じて、「プロイセンは〔ヨーロッパにおいては〕「大国」であった。しかし、中国ではそうでなく、特に外国の支援なしには〔その地位を保持することはできない〕」という教訓を得た¹⁷。

¹³ 余文堂、前掲書、256-261 頁。

¹⁴ Steen, op.cit., p. 19.

¹⁵ Ibid., p. 20.

¹⁶ Ibid., pp. 21-22.

¹⁷ Ibid., p. 23.

一方で、今度は清朝側に交渉を進めなければならない理由が生じた¹⁸。第一にオーストリアが軍艦を中国に派遣する可能性があり、第二に咸豊帝の健康問題であった。皇帝の死により自らの地位が脅かされることを恐れた恭親王は、公使館開設を10年後に認めるという妥協案をクレチュコフスキーに示し、これを知ったオイレンブルクは交渉決裂をちらつかせてさらなる妥協を引き出そうとした。その結果、恭親王は5年後の公使館開設に同意したが、条約本文に記載せず、別に文書を作成することを条件とした¹⁹。フランスは交渉に際して通訳を提供しており、清朝側にはこれが列強間の協調として捉えられ、圧力となった。そして、9月2日にオイレンブルクと崇厚との間で条約が調印された²⁰。

オイレンブルク使節団は武力をとまわずに条約を締結するという目標を達成したが、その背景には武力を有していた英仏の支援を受けることができたことや、太平天国や咸豊帝の健康問題などの清朝の国内情勢がプラスに働いたのであり、オイレンブルク使節団が単独でそのような成果を得ることは不可能であった。シュテーンという言葉を借りれば、この条約は「国際的な外交の強い相互作用の結果であった」のである²¹。

プロイセンは東アジアに登場した時点では英仏と同様の地位を得ようと考えていたが、「大国」の権利であった公使館の即時開設を条約文に盛り込むことはできず、英仏に準じるランクを与えられることになった²²。清朝側のプロイセン（ドイツ）・イメージは、普仏戦争の勝利により大きく好転するが、それでも東アジアという地域において「大国」として振舞うことには多くの困難がともない、ヨーロッパにおける地位とのギャップの中で、以後対清政策が行われていくことになる。

1.2. 経済活動の拡大と軍事教習の派遣（1870年代～1890年代）

1861年の天津条約により、清朝とプロイセンを中心としたドイツ関税同盟との間で条約関係は成立したが、清朝においていわゆる洋務期にあたる1870～90年代までは、両国関係は経済関係が主流であり、独亜銀行（Deutsche Asiatische Bank、徳華銀行）やハンブ

¹⁸ エーバーシュタインはこの北京での騒動が恭親王に対する圧力となったという見解を示している（Bernd Eberstein, *Preußen und China: Eine Geschichte schwieriger Beziehungen*, Berlin, 2008, S. 186f.）。

¹⁹ Steen, op.cit., p. 24.

²⁰ プロイセン政府は、公使館設置を条約の規定よりも早期に実現しようとし、北ドイツ連邦上海総領事レーフェス（Rehfues）は、ヴィトゲンシュタイン（Wittgenstein）を北京に派遣した。しかし、成果を上げることはできず、最終的にイギリス公使ブルース（Bruce）とアメリカ公使バーリングゲーム（Burlingame）の支援を得て、設置を実現する（Helmut Stoecker, *Deutschland und China im 19. Jahrhundert*, Berlin, 1958, S. 62）。

²¹ Steen, op.cit., p. 28.

²² 1862年に批准書交換のため、レーフェスが上海総領事として派遣された。この時、レーフェスは清朝に対して特使の派遣を要求したが、五口通商大臣薛煥は署江蘇按察使劉郇膏を派遣し、批准書の交換を行わせた。また、公使館開設の前倒しも駐清アメリカ公使バーリングゲームの忠告を受け思いとどまった（Eberstein, *a.a.O.*, S. 197-200）。

ルク・アメリカ郵便会社（Hamburg-Amerikanische Packetfahrt-Aktiengesellschaft）による中国との定期航路開設など、ドイツの中国における経済活動の活発化を促す措置が帝国宰相ビスマルクによって主導された。他方で李鴻章の対独接近などはあったものの、両国関係は政治レベルでは大きな発展はなく、清独関係はむしろ軍事教習として中国を訪れ、中央・地方政府において勤務した人々によって担われていた²³。したがって、近年のドイツ側の研究では、現地のドイツ人の視点からドイツの対中政策が検討されてきている。本節では先行研究の成果を参照しつつ、当該時期の清独関係を叙述する。

1860年代、プロイセンはドイツ統一を最重要政治課題としており、駐留港獲得の動きは断続的に表れるものの、東アジア問題への関与の程度は低く、基本的には列強との共同歩調がドイツ公使の政策方針となっていた²⁴。

また、1870年の普仏戦争勃発により、東アジア問題はドイツ外交においては後背に退いた²⁵。ヨーロッパにおいて両国は戦闘を行う一方で、東アジアに駐留する両国の軍艦²⁶は相互に中立を採り、ヨーロッパ情勢の東アジアへの波及²⁷はかなり限定的であった。ドイツ帝国成立以降も、商工会議所などが中国問題に関心を示していないとの批判を受けながらも²⁸、ビスマルクは主に対英関係との関連から東アジア問題に対応しており、駐留港問題もイギリスの介入を招く可能性があるとし慎重な姿勢を示し、ドイツの主体性は依然として現れることはなかった。貿易関係においても、在華ドイツ人は本国よりも、在華イギリス系企業との間に強固な関係を築いており²⁹、1880年後半まで外交的・経済的にイギリスへの依存ないし協調を前提に、ドイツの東アジア政策が展開されていた³⁰。しかし、ビスマルクが

²³ 例えば、李鴻章の外交ブレーンであった天津税務司デトリンク（Gustav Detring）、同じく軍事教習であったハネッケン（Constantin Hannecken）、クルップ社のエージェントとして派遣されたバウアー（Georg Bauer）については、伝記的研究および史料集の解説で在華時期の活動について言及されている：Vera Schmidt, *Aufgabe und Einfluß der europäischen Berater in China: Gustav Detring (1842-1913) im Dienste Li Hung-changs*, Wiesbaden, 1984；Rainer Falkenberg (Hrsg.), *Constantin von Hanneken, Briefe aus China 1879-1886: Als deutscher Offizier im Reich der Mitte*, Köln, 1998；Georg Baur (Elisabeth Kaske, Hrsg. u. Kommentiert), *China um 1900 Aufzeichnungen eines Krupp-Direktors*, Wiesbaden, 2005.

²⁴ Stoecker, *a.a.O.*, S. 64.

²⁵ Ebd., S. 69-75.

²⁶ 1868年、プロイセン海軍の軍艦2隻がカルロヴィッツなどの要請を受ける形で東アジア海域に派遣された（Ebd., S. 66）。

²⁷ Ebd., S. 67f.

²⁸ Udo Ratenhof, *Die Chinapolitik des Deutschen Reiches 1871 bis 1945*, Boppard am Rhein, 1987, S. 67.

²⁹ Stoecker, *a.a.O.*, S. 86.

³⁰ 例えば、1871年に改正期限を迎える天津条約の改正交渉においては、イギリスを含む列強との協調と清朝に対して砲艦外交的な強硬態度（単独行為）を使い分けながら、1880年3月31日に清独追加条約が北京で締結されている。この問題などは、当時ドイツが列

対英関係を重視する一方で、駐清公使ブランドはイギリスに対して不信感を持っており、北京においてはしばしば駐清イギリス公使ウェード（Wade）との間で対立していた。

1880年代になると英独間の競争関係が清朝の軍事改革の中で生じていくこととなった³¹。ドイツ側は軍事教習³²や顧問を通じて、軍事改革への影響力を獲得し、軍需物資などのドイツ商品の需要促進を期待していたためであり、ブランドは李鴻章に軍事部門での協力を働きかけたのであった³³。シュテッカーによれば、ドイツ政府がそのような支援を行った背景には、重工業の輸出促進と並んで、1878/79年以来対露関係が悪化し、トルコや清朝を独露戦争の際にドイツ陣営に取り込もうとする思惑があった³⁴。

一方で、清朝側ではヴェトナムをめぐる対仏関係が悪化していく中で、駐独公使李鳳苞が直隸総督李鴻章に対してドイツ人退役将校 50名の招聘³⁵を要請したが、そこには将校の招聘により、フランスに対してドイツが清朝を支援している印象を与え牽制しようとする思惑が存在した³⁶。李鴻章も李鳳苞を通じてフルカン社から軍艦を購入するなど、対独接近のシグナルを送ったが、ドイツ側は対仏関係の悪化を危惧し、慎重な姿勢に終始した³⁷。清朝は英独に対してヴェトナムとの国交樹立を働きかけることにより、対仏牽制を行おうとしたが³⁸、英独はヴェトナムをめぐる清仏の対立には介入しなかった。しかし、プロイセンの退役将校・下士官³⁹が清仏戦争中、個人の資格で中国に派遣されており、ドイツ政府はフランスの反発を危惧し、彼らが戦争に参加しないよう圧力をかけた⁴⁰。独英関係がドイツの植民地併合や独仏の植民地協定により悪化したため、ビスマルクはヨーロッパにおけるフランスの軍事力低下を望まなくなり、ブランドに対して、ドイツが清仏の講和会議を望ん

強との関係を重視していたことを示す一例として考えることができるだろう（Ebd., S. 98-112）。

³¹ Ebd., S. 124-126.

³² ドイツ人軍事教習に関する清末の通史的なものとしては、以下の研究を参照：Cord Eberspächer, *To Arm China: Sino-German Relations in the Military Sphere Prior to the First World War*, in: Klaus Mühlhahn ed., *op.cit.*.

³³ Elizabeth Kaske, *Bismarcks Missionäre: Deutsche Militärinstrukteure in China 1884-1890*, Wiesbaden, 2002, S. 26f.

³⁴ Stoecker, *a.a.O.*, S. 128.

³⁵ ドイツ人将校の招聘は、対仏強硬派（張之洞、左宗棠、曾紀澤など）と対仏非対立派（李鴻章）の政府内対立および中国のドイツ人社会で大きな影響力を持っていた天津税務司デトリング（Gustav Detring）やハンネケン（Constantin von Hannecken）の反発を受けた（Kaske, *a.a.O.*, S. 32-34）。

³⁶ Ebd., S. 31.

³⁷ Ebd., S. 34.

³⁸ Stoecker, *a.a.O.*, S. 141f.

³⁹ 彼らが中国に来た社会的動機は、下士官として12年間勤務した後に下級官僚（郵便局、鉄道、初等学校教師など）の採用試験に応募できるという社会的地位の上昇や、本国よりも高い給与、負債、移住などであった（Kaske, *a.a.O.*, S. 52-55）。

⁴⁰ Kaske, *a.a.O.*, S. 47.

でいることを清朝に伝えるよう訓令したのである。その一方で、ドイツはフランスの作戦を妨害する意図がないことをフランス政府に示し、同時に将校の派遣、軍艦の引き渡しを講和まで行わないことも通知したのである⁴¹。これにより、ドイツ側は清仏間の調停に出た。ベルリンの外務長官官邸でフランスの代表と李鳳苞が講和条件に関して協議したが、フランスの条件を清朝が受け入れず、再度の調停の試みるも調停は成功しなかった⁴²。そもそも、ドイツが調停に出た背景には、フランスのフェリー内閣が崩壊したことにより、フランスがより巨大な勝利を求め、清仏戦争を拡大させた場合、ヨーロッパの商業利益が打撃を蒙ることへの危惧が存在していた⁴³。

清仏戦争が終わると、ドイツの対中経済進出は本格化していった。これは同時に清朝をめぐる帝国主義列強間の競争の開始も意味していた⁴⁴。清仏戦争の勃発を各国の産業界などは鉄道建設などの端緒となったと認識し、利益団体はドイツ政府に対して郵船支援法案（Postdampfersubventionsvorlage）施行などの働きかけを開始した⁴⁵。また、ビスマルク主導で独亜銀行が創設されており⁴⁶、これらの政治的支援はイギリスに依存した貿易関係を変革し、ドイツの対中輸出の拡大をねらったものであった⁴⁷。したがって、この時期、貿易拡大の傾向により、1885年以降、ドイツ人外交官や領事はドイツ金融・重工業の利益実現のための装置として見なされていった⁴⁸。

また、清仏戦争後、ドイツは積極的な武器輸出を行い、中国の武器市場において優位に立ち、軍艦の受注に関しては、英独は競争関係にあった⁴⁹。クルップは軍事顧問の派遣などを通じて、李鴻章と良好な関係を維持し、結果的には多くのドイツ人軍人⁵⁰が李鴻章の下で顧問として働いていた。加えて、張之洞の下でもドイツ人技術者が働いており⁵¹、ヒルデブランド（Hildebrandt）などは国費で中国語を勉強し、1892年以降、張之洞の下で働き、

⁴¹ Stoecker, *a.a.O.*, S. 161f.

⁴² Ebd., S. 163.

⁴³ Ebd., S. 171. 清仏戦争中も、英米独は香港経由で清朝に武器を輸出していた（Ebd., S.169）。

⁴⁴ Ebd., S. 183.

⁴⁵ Ebd., S. 175-182. 英仏米は本国と東アジア間を航行する船舶会社に対して補助金を出し、貿易の促進を行っていたが、ドイツはそのようなことをそれまで行っていなかった（Ebd., S. 177）。

⁴⁶ 独亜銀行設置をめぐるドイツ側の動向については以下を参照：Ebd., S. 190-211

⁴⁷ Ebd., S. 183.

⁴⁸ Ebd., S. 185.

⁴⁹ Ebd., S. 211-219.

⁵⁰ Ebd., S. 224f. ただし、清仏戦争時に派遣されたゼーレービン（Selebin）とパウリ（Pauli）は能力不足により閑職に追いやられており、ドイツの経済活動に有害であるとして、フルカン社は彼らの中国からの退去を要請している（Ebd., S. 225）。

⁵¹ 1890年時点で広東の軍需工場は、ドイツ人5名、イギリス人4名、ベルギー人1名を雇用していたが、1894年には、ドイツ人13名、イギリス人12名、ベルギー人6名とそれぞれ増加している（Ebd., S. 233）。

中国の鉄道建設におけるドイツの利益を代表する人物となった⁵²。

このようにドイツの対中経済関係が各種の措置や教習・顧問といった個人の関係を通じて促進され、その意義も高まっていたが、それはビスマルクが堅持したヨーロッパ的安全保障の原則を前提として、その可能な範囲で行われていたに過ぎなかった⁵³。1880年代に拡大する植民地獲得競争の中で、ドイツの抑制的な対中政策が政治的・軍事戦略的な色彩を帯び、積極化していくのは、1890年代、ヴィルヘルム2世が皇帝に即位し、ビスマルクを解任した後に実施されるいわゆる「新航路 (Neue Kurse)」政策が展開され、日清戦争という東アジア情勢の転換が起きてからのことであった。

1.3. 日清戦争と三国干渉

ドイツが東アジアに対する政治的関与を開始したのは、日清戦争勃発以降のことであった。また日清戦争は、ドイツの東アジア政策において、日本よりも清朝への関心を強めていく契機となった点で重要な転換点であった⁵⁴。

日清戦争の勃発直前の時期において、ドイツの東アジア政策は当初は英露対立から距離をとるためもあり、消極的であった。しかし、7月8日にイギリスからの仲介への参加要請がなされると、外務省の東アジア担当であったラシュダウ (Raschdau) は日清対立における英独の共同行為の可能性を指摘したが、外務次官ローテンハーン (Wolfram von Rotenhan) やヴィルヘルム2世は介入案を拒絶した。これは日清戦争に勃発により、ロシアの関心が東アジアに向くことで、ドイツへの圧力が軽減するとの思惑があったことも関係している⁵⁵。

それゆえ、8月に戦争が勃発すると、ドイツは厳正中立の立場を表明したが、個人の資格で清朝軍に勤務していたハンネケン (Constantin von Hannecken) などの活動は、日本側の批判の対象となった。80年代以降進展していった個人レベルでのドイツ人と清朝との関係が、戦争の中で政府の政策との間に齟齬を生み出した始めたことを意味していよう⁵⁶。

戦争中のドイツの態度を規定したのは英露両国の方針であった。それゆえ、10月にイギリスが提案した対日干渉にも、11月の駐独公使許景澄からなされた停戦への仲介依頼 (条件としては、朝鮮の独立と戦費賠償金の支払い) にも拒絶の態度を示した。これはアレク

⁵² Ebd., S. 233. ヒルデブランドト以外にも、バウアー (Georg Baur) はクルップの在華代理人的存在ではあったが、1887年にベルリン大学で中国語を学習し、1890~93年、中国におけるクルップの鉄道問題のアドヴァイザーとなっており、類似の経歴を持ったドイツ人が中国で活動していた (Georg Baur, *a.a.O.*, S. 5)。

⁵³ Ratenhof, *a.a.O.*, S. 88 u. S. 111.

⁵⁴ ロルフ＝ハラルド・ヴィッピヒ「第1章 日清・日露戦争とドイツ」(田嶋信雄・工藤章編『日独関係史』第1巻、東京大学出版会、2008)、146-148頁。

⁵⁵ ヴィッピヒ、前掲論文、139-142頁。

⁵⁶ Rolf-Harald Wippich, *Japan und die deutsche Fernostpolitik 1894-1898: Vom Ausbruch des Chinesisch-Japanischen Krieg bis zur Besetzung der Kiautschou-Bucht. Ein Beitrag zur Wilhelminischen Weltpolitik*, Stuttgart, 1987, S. 80f.

サンドル 3 世が死去したことで、ロシアの対応が定まっていなかったことを受けてのことであったが、ドイツ側から意図するか否かによらず、日本に対する友好的なシグナルを送ることとなった。ただし、日本への好意的態度とはあくまで英露を刺激しない範囲で行ったに過ぎない。

ドイツの中立政策の転換は、戦局が日本に有利に傾き、日本軍が満洲地域に進撃する中で起こった。ヴィルヘルム 2 世はドイツの中立維持の代償として台湾の獲得を熱望したが、外務省側がその動きを抑制し、この熱望が議論されることはなかったが、従来の中立政策に変化が表れてきた。その変化を決定的にしたのが、駐日・駐清公使を長年勤めたブラントの覚書であった。彼は中国への経済進出・在華経済利権維持、さらには清朝の分割回避や統一性維持のために日清戦争に介入するよう求めた。また、新たに東アジア担当となったクレメト (Klehmets) も中国市場の魅力を重視し、日本が満洲地域での戦闘を拡大すると、在華経済活動に悪影響を与える危険性があるとして⁵⁷、日本との間に距離をとろうとしたのである。このような対清貿易の認識変化は、戦争に伴う軍需物資関連の輸出が大幅に拡大したことが大きな要因であった⁵⁸。こうして、ドイツの東アジア政策での重心が清朝へと移動することとなった⁵⁹。

しかし、ドイツ側は中立を維持しながらも、和平に関して、単独介入ではなく、あくまで英露どちらかとの共同行動を前提としていた。両国が慎重な態度を示している限り、ドイツとしては外交ルートを通じて、日本に列強が介入する危険性を喚起し、和平の必要性を勧めた。また、東アジア問題に巻き込まれることを可能な限り回避しつつ、列強の政策的重心が東アジアに移るような構想への参加を留保する方針を立てた⁶⁰。ここからドイツは先頭には出ないが、乗り遅れたくはないという本音を垣間見ることができよう。

1895 年 3 月下旬になるとロシアの動きが活発化した。新外務大臣ロバノフの就任に合わせて、ドイツ側はロシアに共同行動の可能性を提起しており、英露との関係においてロシアとの関係に傾いたことを意味している。また、日本側が南満洲や台湾の領土を清朝に対して要求するという情報を得ると、領土分割を回避するために、日本の要求を引き下げさせることが必要であるとの認識に至った。ブラントが東アジア問題の顧問として復職すると、ドイツ側は 4 月 8 日に清朝重視および対露協調に舵を切った。ただし、積極介入への参加をイギリスは拒否した⁶¹。

下関条約が調印されたことで、日本が遼東半島の割譲を求めたことがわかると、シベリア鉄道完成まで行動を控える方針であったロシアは政策転換の必要性を痛感し、日本の遼東半島獲得を妨害するための介入を決意した。

ドイツ側は駐日公使グートシュミット (Gutschmid) に露仏との連携を指示した。外務省の考えはドイツが露仏の仲介者的な位置に立ち、日本の批判の矢面に出ることを回避し

⁵⁷ Wippich, *a.a.O.*, S. 96f.

⁵⁸ 中山治一「日清戦争と帝政ドイツの極東政策」(『名古屋大学文学部研究論集 II (史学 1)』1952)、13 頁。

⁵⁹ ヴィッピヒ、前掲論文、145-149 頁。

⁶⁰ 同上、151-153 頁。

⁶¹ 同上、153-155 頁。

ようとするものであったが⁶²、グートシュミット公使は訓令の範囲を越えて、4月17日の追加電報にあった、日本の講和条件が過大であり、ヨーロッパの利益を損なっており、「3大国との戦闘は望みがないので、日本は譲歩しなければならない」との文言を林董外務次官に伝えた⁶³。これにより、対日干渉におけるドイツが突出してしまった。日本としてはそれまで友好的な態度をとっていたドイツが三国干渉に参加したことに不快感を持っていた。このような措置は清朝のドイツに対する信頼感を高めることになったが、干渉によりドイツが物質的な利益を清朝から得たわけではなく、日本の恨みを買っただけであった。しかし、この行動はドイツの東アジア政策の転換を示すものであった。

そのような結果になったが、ドイツが三国干渉に参加した動機として、①東アジアにおける貿易利権の保護、②対露接近、③中国沿海部での駐留港獲得の3つの点が挙げられる⁶⁴。特に三国干渉への参加が露仏同盟に楔を入れることとであった⁶⁵。しかし、ドイツは干渉に参加したが、それでも日露との間で揺れていた。賠償金支払いまでの補償占領や返還への代償として5000万両を支払うことを支持していることは、そのようなドイツの態度を表しているだろう。その意味で三国間の連携はあまり強くなかったのである。

日本政府⁶⁶は5月4日に閣議決定を行い、翌5日、駐独公使青木周蔵は外務長官マーシャル(Adolf Frhr. Marschall von Bieberstein)に対して、遼東半島の返還を通知した⁶⁷。そして、8日に日清間で下関条約が批准された。

しかし、三国間の連携はすぐにひずみが生じた。露仏両国が日本への賠償金支払いのための借款を清朝に与えることを決定したためであった。ドイツもこの借款獲得を目指しており、両国のみの借款供与に不満を覚えた。その中でイギリスとの連携により、翌年には英独借款がなされた。

このような状況は日本にとって英独と連携し反露政策を実施する上で好ましい環境ではあったが、ドイツとしてはロシアとの連携も重視しており、それを可能とするのが朝鮮をめぐる日露対立であった。それにより、ドイツは対露接近と日本の好意を両立させることができた⁶⁸。

結局三国干渉への参加からドイツが獲得できた権益は、天津と漢口の租界のみであり、望んだ駐留港を獲得することはできなかった。それが日清戦争後のドイツの東アジア政策における目標となっていたのである。

⁶² Wippich, *a.a.O.*, S. 138.

⁶³ *GP.*, Bd. 9, 2245, Marschall an Gutschmid, Berlin, 17.4.1895, S. 270; Nr.2252, Gutschmid an Hohenlohe, Tokio, 24.4.1895, S. 275-278.

⁶⁴ Wippich, *a.a.O.*, S. 146f.

⁶⁵ *Ebd.*, S. 153.

⁶⁶ 三国干渉後の日本の政府の動向については以下を参照：藤村道生『日清戦争—東アジア近代史の転換点—』岩波書店、1973、171-180頁。

⁶⁷ Wippich, *a.a.O.*, S. 173-181, 214.

⁶⁸ *Ebd.*, S. 231-233.

1.4. 李鴻章のドイツ訪問と膠州湾占領

ドイツにおいて東アジア海域での給炭港の獲得要望は 1860 年代から存在したが、それが実際に政策として展開されていくのは、日清戦争中のことであった。

経済活動の活発化や世論の影響を受け、国内において拠点獲得の声が高まっていく中、ドイツ政府は 1894 年に東アジア海域をカバーする巡洋分艦隊（のち東洋巡洋艦隊）を設立したが、その分艦隊は運営上必要不可欠な海軍基地を東アジアに有していなかった⁶⁹。

このような国内的要求が三国干渉と結びつくことで、清朝に対する干渉参加での代償として港を獲得する構想へと結実していくこととなった。しかし、当初から膠州湾のみが注目されたわけではなく、南北一対で挙げられた港湾都市⁷⁰の 1 つとして挙げられているに過ぎない。そのような不透明な状況に変化が見られるようになったのは、地理学者リヒトホーフエン（Ferdinand von Richthofen）の提言であった。彼は資源及び人口に恵まれた後背地が広がる、山東省の経済性と軍事面から膠州湾に注目していった。そして、リヒトホーフエンが学術的に指摘した点が実際にどのような状況であるのかという調査を、まず 1896 年に東洋分艦隊司令官に就任したティルピッツ（Alfred von Tirpitz）に命じた。9 月に出された彼の調査結果は、現地の状況からリヒトホーフエンの見解を強化することとなった。その後、1897 年にも海軍建築顧問官フランツィウス（Francius）の調査も行われており、その結果、基本路線として膠州湾への絞り込みが行われた⁷¹。

給炭港・駐留港の選定を行うと同時に、この問題については当初清独間の交渉による解決が目指されていた。特に三国干渉への参加を強調し、清朝側に譲歩を迫ったわけであるが、清朝としてはドイツにそのような権利を認めた場合、他国も同様の要求を行う危険性があり、容易に認めることはできなかった。

ドイツは状況打開の機会として、李鴻章のドイツ訪問を利用しようとした⁷²。李鴻章はニコライ 2 世の戴冠式に出席するために、世界周遊に出たが、ロシアでは露清密約を結んでおり、清朝はロシアとの連携路線を採用した。これがドイツにおける李鴻章の態度に影響した。1896 年 6 月 19 日の外務長官マーシャルの覚書では、ドイツが駐留港を必要としていることに言及し、清朝が三国干渉参加に報いるべきであると主張したが、李鴻章はこれまでの発言を繰り返し、ドイツが先例となり、他国も同様の要求をしてくるとして拒否した。そして、マーシャルが、ロシアが膠州湾を越冬地として利用していると指摘すると、あくまで数ヶ月冬の期間に利用させているだけで、主権は清朝に属すと反論すると同時に、ロシアがドイツとは異なり、そのような要求をしてこなかった点を強調した⁷³。李鴻章はそ

⁶⁹ 大井知範「19 世紀末ドイツ帝国の膠州湾獲得」（『明治大学 政治学研究論集』27、2008）、51 頁。

⁷⁰ それぞれ、舟州群島＝厦門、膠州湾＝大鵬湾、巨文島＝澎湖諸島というものであった（*GP.*, Bd 14, Nr. 3646, Hollmann an Marschall, Berlin, 17.4.1895, S. 7-11）。

⁷¹ ドイツの拠点選択の過程は以下を参照：大井、前掲論文、50-57 頁；浅田進史『ドイツ統治下の青島—経済的自由主義と植民地社会秩序—』東京大学出版会、2011、35-40 頁。

⁷² Wippich, *a.a.O.*, S. 287.

⁷³ *GP.*, Bd. 14, Nr. 3663, Aufzeichnung des Staatssekretär des Auswärtigen Amts

もそも日清戦争におけるドイツの対応に不信感を持っており、ドイツとしてはその不信感を払拭しようとしたが、結局成功しなかった⁷⁴。また、李自身が三国干渉への貢献も低く評価していたこともあり、ドイツ側への「報償」は想定されず、この問題での協議を拒否したのである。ドイツ政府は外交による駐留港獲得を模索し、ロンドンでも駐英大使ハッツフェルト (von Hatzfeldt) を通じて李鴻章との交渉が再度試みられたが、色よい回答を李から得ることはできなかった⁷⁵。

交渉による獲得の試みはその後も継続され、外務省はその方針を推進したが、その展望が望めない状況で、新たに東洋巡洋艦隊司令官に就任したディーデリヒス (Otto von Diederichs) は 1897 年 7 月に外交交渉による獲得を断念し、武力占領へと方向を定めていった。10 月の時点で、ロシアに膠州湾占領の意志がないことを確認した上で、ヴィルヘルム 2 世は時機を見て膠州湾の占領を命じる決定を行っており、ヴィルヘルム 2 世やディーデリヒスなどが中心となり、膠州湾の武力占領が既定路線となった⁷⁶。

10 月 31 日に漢口においてドイツ人将校に対する投石事件が発生し、それを口実とした武力占領をディーデリヒスは主張したが、海軍長官ティルピッツや外務省は慎重であり、ドイツが一致して武力占領に傾いていたわけではなかった。しかし、翌日 11 月 1 日に山東省曹州府鉅野県でドイツ人カトリック宣教師 2 名の殺害事件が起こり、その情報が上海にいたディーデリヒスに届くと、彼は膠州湾占領を提案し、ヴィルヘルム 2 世が翌日に出撃命令を出し、14 日にドイツ軍は膠州湾を無血占領した。ただ、その前日にロシアとの関係を考慮して、北京での交渉解決を目指すグループ (海軍長官ティルピッツ、帝国宰相ホーエンローエ、ホルシュタインなど) は占領命令の撤回を打電していた。これが占領後に届いたため、占領作戦の停止に影響を与えることはなかったが⁷⁷、この時点でも交渉による妥結を図る可能性が存在していたことも指摘しておく必要があるだろう⁷⁸。

現場主導で占領が行われたのであり、ドイツ政府としてその後の構想を持っていたわけでもなく、膠州湾をどのように所有するかも決まっていなかった状態であった。この問題が占領後に対清交渉の中で確定していくこととなった。

Freiherrn von Marschall, Berlin, 19.6.1896, S. 30f.

⁷⁴ Wippich, *a.a.O.*, S. 291.

⁷⁵ 李国祁「三国干渉還遼後中徳租借港灣的洽商與徳瑾琳 (G. Detring) 上徳政府建議書」(中華文化復興運動推行委員会編『中国近現代史論集』第 14 編、台北:台湾商務印書館、1986)、143-145 頁。

⁷⁶ 大井、前掲論文、57-58 頁。

⁷⁷ Klaus Mühlhahn, *Herrschaft und Widerstand in der „Musterkolonie“ Kiautschou: Interaktion zwischen China und Deutschland, 1897-1914*, München, 2000, S. 95f.

⁷⁸ 李鴻章のブレーンとして、この問題に深く関与した元天津税務司デトリンクは清朝側の立場に立ち、膠州湾を条約港として開港させる方針を持っており、武力占領には反対の立場であった (Vera Schmidt, *Aufgabe und Einfluß der europäischen Berater in China: Gustav Detring (1842-1913) im Dienste Li Hung-changs*, Wiesbaden, 1976, S. 86)。彼がドイツの政策決定に与えた影響は少ないものの、ドイツ政府内にも様々な立場の人間が存在していたことは、清独関係を考える上で考慮しておくべきことであろう。

占領後、北京において駐清公使ハイキング（Edmund Frhr. von Heyking）⁷⁹と総理衙門の間で交渉が11月20日から開始された。そして、その交渉の中で「割譲」と「租界」の間に位置する「租借」という概念を創出することで、両国に解釈の幅を与えた。清朝から見れば主権を確保し管理権をドイツに移譲したことを意味し、ドイツから見れば、主権を移譲されたと見なし、膠州湾租借地に対する独占的な権利を確保することができるとの見解を可能とした⁸⁰。

こうして1898年3月9日に、租借条約が調印された。ドイツ側は条約による領有の確定化作業と同時に、占領状況を利用し、土地の収用を行うなど統治の実質化を図っていった⁸¹。

その後、青島はドイツの多大な国費を投入し、貿易港として発展していくこととなった。しかし、ドイツの膠州湾占領が引き金となって、ロシアは大連・旅順を、イギリスは威海衛を、フランスが広州湾をそれぞれ租借するなど、中国分割（「瓜分」）が発生することとなった。ドイツの膠州湾占領は清朝全体の危機を生じさせただけでなく、清独関係の悪化を招き、義和団戦争により最悪な状況まで落ち込むこととなった。

1.5. 義和団戦争

1.5.1. 義和団戦争の経過

前節で言及したように、ドイツの膠州湾占領はその長期的な計画の結果ではありながらも、宣教師殺害事件それ自体を口実として行われた。これは山東において宣教師の活動と現地社会の間で緊張が生まれていたことを示す事例であったが、1899年から1900年にかけて華北を席捲した義和団は、ドイツが経済利権を獲得した山東から拡大していった⁸²。

ドイツの膠州湾占領以前、山東省では自然災害により現地の経済状態は悪化しており、地域間での対立が生じていた。宣教師たちは治外法権などの特権を有しており、地方政府が管轄する問題に介入するような事例も存在した。そのような特権を利用するために、宣教師に近づく中国人もおり、そこに宣教師が関与することで、従来の社会的な対立構造がより複雑なものになったのである。つまり、地域内対立にキリスト教徒と非教徒の対立が加わった。

地域内の武装化が進行する中で、のちに義和団の一部となる大刀会などが登場してきた。そして、1898年8月の黄河の洪水などの自然災害の拡大と社会の不安定化の中で、その責任が外国人によるという認識が生まれてくることとなった⁸³。

⁷⁹ 駐清公使ハイキングの見解はどちらかというと、ディーデリヒスに近く、武力占領を支持していた（Wippich, *a.a.O.*, S. 297）。

⁸⁰ 浅田、前掲書、49-55頁；朱建君「試析德占膠澳的称谓与地位」（孫立新、呂一旭主編『殖民主義与中国近代社会国際学術会議論文集』北京：人民出版社、2009）367-374頁。

⁸¹ 浅田、前掲書、55-61頁。

⁸² 義和団に関しては以下を参照：佐藤公彦『義和団の起源とその運動』研文出版、1999。

⁸³ Thoralf Klein, *Der Boxeraufstand als interkultureller Konflikt: zur Relevanz eines Deutungsmusters*, in: Bernd Martin, Susanne Kuß (Hrsg.), *Das Deutsche Reich und*

このような状況の中で、当初山東巡撫であった毓賢は義和拳を支持したが、それにより列強の反発を買い、罷免された。その後任として袁世凱が山東巡撫の職を引き継ぎ、義和拳に対する弾圧を開始すると、その弾圧から逃れるように、隣接した直隸省に逃亡・流入していった。

そして、義和団が北京に流入するようになると、それを抑制しようとする列強側と義和団を政治的に利用しようとする清朝の保守派との間で駆け引きが開始された。政府の対応とは別に北京の城内で教会の焼き討ち事件などが起きており、列強との対立が先鋭化していった。このような危機的状況において北京の公使館を防衛のために、6月10日シーモアを司令官とする軍隊が北京に派遣されることとなった⁸⁴。さらに6月16日には列強による大沽砲台への攻撃予告もなされ、列強と清朝は一触即発の状況になっていた。

6月19日、清朝から24時間以内の北京からの退去命令が公使団に届いた。清朝は列強との戦争を決断したことになる。翌20日に駐清公使ケッテラー (Clemens Frhr. von Ketteler) は総理衙門に向かったが、途中で清朝の兵士に殺害される事件が発生した。そして、同日、清朝軍は公使館街への攻撃を開始し⁸⁵、8月14日まで続いた公使館包囲が始まった。しかし、東南の地方督撫はむしろ列強との協調を優先し、管轄地域の治安維持を保証することで、清朝の中央政府の命令に背き、列強と「東南互保」を成立させ、戦争自体は華北に限定されていた。

ケッテラー公使殺害はドイツの世論を激昂させることとなり、対清感情が非常に悪化した。7月27日にヴィルヘルム2世がブレーマーハーフェンで派遣軍に対して述べた「フン族演説 (Hunnenrede)」では中国人に対して容赦のない態度を示すべきとし⁸⁶、北京解放後に華北地域で展開される懲罰戦の精神的な背景となった⁸⁷。

義和団鎮圧において列強間での協調が図られ、元プロイセン王国参謀総長であるヴァルデーゼー (Alfred von Waldersee) が八ヶ国連合軍の総司令官に就任した。これは英露対立と被害国としてのドイツの特殊な地位を象徴しているものであった。しかし、ドイツ遠

der Boxeraufstand, München, 2002, S. 41-44.

⁸⁴ このシーモアの遠征軍は義和団の妨害などに遭い、北京に到着することはなく、天津に引き返すこととなった。この詳細な経過については以下を参照：吉澤南『海を渡る“土兵”、空を飛ぶ義和団—民衆文化と帝国主義—』青木書店、2010、49-120頁。

⁸⁵ 佐藤公彦、前掲書、737-738頁。

⁸⁶ このフン族演説の内容に関する様々なテキストの存在については以下を参照：Bernd Sösemann, „Pardon wird nicht gegeben!“: Staatliche Zensur und Presseöffentlichkeit zur „Hunnenrede“, in: Mechthild Leutner, Klaus Mühlhahn (Hrsg.), *Kolonialkrieg in China: Die Niederschlagung der Boxerbewegung 1900-1901*, Berlin, 2007, S. 118-122.

⁸⁷ 懲罰戦に関しては、下士官と兵士の視点から状況を描きだしたビュンシエの研究やアフリカなどでの植民地戦争と義和団戦争の比較という視点からその特徴を分析したクスの研究がある：Dietlind Wünsche, *Feldpostbriefe aus China: Wahrnehmungs- und Deutungsmuster deutscher Soldaten zur Zeit des Boxeraufstandes 1900/1901*, Berlin, 2008; Susanne Kuß, *Deutsches Militär auf kolonialen Kriegsschauplätzen: Eskalation von Gewalt zu Beginn des 20. Jahrhunderts*, Berlin, 2010.

征軍 2 万が中国に到着したのは、北京解放後のことであり、北京を解放するドイツ軍という目標が現実のものとなることはなかった。ただ、その軍事力と最高司令官としての地位は、講和会議における圧力として利用されたのである。

1.5.2. 講和会議におけるドイツの地位

1.5.2.1. 懲罰問題と講和会議

1900 年 8 月 14 日、八ヶ国国連合軍は北京に入城し、2 ヶ月あまり続いた清朝軍による公使館包囲は解かれることとなった。清朝はすでに連合軍の北京入城以前に講和会議の準備を始め、交渉を行う姿勢を見せたが、講和会議開始に対して示した列強の態度は異なっていた。

ドイツ側は、「当然の〔列強によって行われるべき〕処罰のために〔我々に〕北京の犯罪者を引渡す以前に、中国との交渉を行わない」⁸⁸と述べ、清朝との講和会議の開始を拒絶した。

9 月 16 日、帝国宰相ビューロー（Bernhard Graf von Bülow）はヴィルヘルム 2 世に対して、ドイツは公使殺害により、他の列強よりも威信や尊厳を大きく傷つけられたとして、正式な謝罪要求を求める権利があり、その謝罪は義和団加担者（「首禍」）への処罰によってのみ可能であることを強調した。ドイツは加担者の引き渡しおよび処罰を清朝との講和会議の前提条件として連合軍参加諸国に通知した⁸⁹。これに対して、列強は異なる反応を示した。アメリカは処罰を条件とせず、早急に講和会議を行うべきとの立場を表明し、ドイツの考えに反対した⁹⁰。日露⁹¹は処罰には同意するものの、引渡しには反対した⁹²。結局ドイツは「首禍」の引渡しについては譲歩したが⁹³、「首禍」への懲罰に関してはおおよそ列強の同意を得ることに成功した⁹⁴。

⁸⁸ *GP*, Bd. 26, Nr. 4650, Richthofen an Eulenburg, Berlin, 21.9.1900, S. 138f.

⁸⁹ *Ebd.*, Nr. 4643, Bülow an Wilhelm II, Berlin, 16.9.1900, S. 130-132.

⁹⁰ 『日本外交文書』第 33 巻別冊「北清事変」（以下『北清事変』と略記。）2 巻、1661「獨國ノ提議ニ對スル不同意ノ米政府回答振通知ノ件」明治 33 年 9 月 22 日、742-744 頁。

⁹¹ 処罰に関してロシアの同意を得られるかどうか、ドイツにとって最も懸念すべきことであった（*GP*, Bd. 26, Nr. 4545, Bülow an AA, Norderney, 16.9.1900, S. 30f.）。

⁹² 『北清事変』2 巻、1657「我邦ノ元兇處罰同意竝引渡不承諾回答ノ件」明治 33 年 9 月 21 日、739-740 頁。

⁹³ 同上、1665「元兇引渡提議ニ對スル各國ノ回答振竝右提議撤回ニ關シ獨當局談話ノ件」明治 33 年 9 月 25 日、745-746 頁。

⁹⁴ 懲罰問題に関して、清朝側がこの問題についてドイツと協議した過程については、張水木「德国與庚子拳乱」（中華文化復興運動推行委員会編『中国近現代史論集』第 13 編、1986、83-95 頁）を参照。列強の交渉過程に関しては、L. K. Young, *British Policy in China 1895-1902*, Oxford: Clarendon Press, 1970, pp. 83-95 を参照。田海林と王林は懲罰問題に対する清朝側の対応を中心に論じており、「首禍」の懲罰が清朝の改革をスムーズにした点を認めつつも、結果的に「喪權辱国」の原因となった点を強調している（田

このように連合軍総司令官の地位を確保し、公使殺害という国際法違反の被害国であるドイツは、清朝にとって講和会議開始への障害となった。ドイツが講和会議の開始を了承しない限り、参加各国の一致した同意を得ることができず、正式な協議開始は不可能であったためであった。そのため、清朝は「首禍」への懲罰を実施し、ドイツひいては列強を講和会議の席に着かせなければならなかったのである。

光緒帝は9月25日、大学士崑岡を派遣し、ケッテラーの慰霊祭を行わせ、また南北洋大臣にケッテラーの棺がドイツに送られる際の護衛を命じており⁹⁵、清朝として誠意を示した。

同日、義和団事件に関与した、荘親王載勛、怡親王溥静、端郡王載漪、貝勒載濂、載瀅などの処罰を発表したが⁹⁶、この処罰を、ドイツは「……〔「首禍」の処罰に関して〕我々は中国の秩序ある状況の回復に必要な基礎の第一歩として認めることができるだろう」として、一定程度評価したが、その実施方法についての不十分さを指摘した。特に処罰者の選定権は清朝ではなく、列強側にあるという見解を持っていたため⁹⁷、この清朝側の処罰が講和会議の開始に直結することはなかった。

清朝側でも、早期に講和会議を開始するため、「首禍」を処罰すべきであるという意見が現れた。駐独公使呂海寰を含む6名の公使は連名で電奏を行い、義和団加担者への厳罰が講和会議の前提であり、講和会議開始によって初めて停戦が可能になるというドイツ側の認識を紹介し⁹⁸、直隸省で展開している連合軍の懲罰戦を停止させ、被害拡大を回避するためにも、懲罰を実施すべきであると主張し、全権大臣慶親王奕劻も同様の見解を示した⁹⁹。また、署両江総督張之洞と劉坤一も同様の見地に立ち、清朝に開戦の意思がなかったことを示すためにも加担者を厳罰に処し、停戦協定を成立させることにより、賠償金の増加を防ぐべきであると提言した¹⁰⁰。

10月17日、ヴィルヘルム2世は「首禍の王大臣を厳罰に処し、また各国公使は共同して罪状を協議すべきであり、その後、賠償金などの問題を協議する」¹⁰¹という姿勢を改めて強調し、清朝に圧力をかけた。そして、19日、懲罰に関する上諭が降された。上諭において、清朝政府は列強が要求した「首禍」の厳罰を受け入れ、その実施を明言したが、処罰内容までは言及しなかった¹⁰²。

海林・王林「論辛丑議和的“懲凶”問題」（蘇位智・劉天路主編『義和団運動一百周年国際学術討論會文集』済南：山東大学出版社、2002）。

⁹⁵ 光緒二十六年閏八月辛丑、『大清徳宗景（光緒）皇帝実録』（以下『実録』）巻470、台北：華文書局、1964、168-169頁。

⁹⁶ 光緒二十六年閏八月辛丑、『実録』巻470、169頁。

⁹⁷ 『北清事変』2巻、1672「清國ト外交關係復舊ニ付日本ニ同意聲明ノ件」明治33年9月30日、749-751頁。

⁹⁸ 光緒二十六年閏八月十一日「出使大臣呂海寰羅豊祿楊儒伍廷芳裕庚李盛鐸電奏」『西巡大事記』巻2・27-28。

⁹⁹ 光緒二十六年閏八月二十日「奕劻片」同上、巻2・40。

¹⁰⁰ 光緒二十六年閏八月二十九日「劉坤一張之洞電奏」同上、巻2・52。

¹⁰¹ 光緒二十六年閏八月二十四日「慶親王奕劻電奏」同上、巻2・47。

¹⁰² 光緒二十七年閏八月乙丑、『実録』巻471、194頁。

上諭を受け、公使会議で「清曆八月二日（西曆 8 月 26 日）附清國皇帝ノ上諭中ニ列記サラレタル人々、竝ニ毓賢及董福祥ヲ死刑ニ處ス可キ事ヲ、最後通牒（原注：最後通牒ヲ「不可改易」トノ意義ニ使用ス）ノ形式ヲ以テ要求スルコトニ一致シタ」¹⁰³として、先日の上諭に従って「首禍」の懲罰を実施するように、列強は清朝側に圧力をかけた。

11 月 13 日に「首禍」の懲罰に関する上諭が再度降された。その冒頭において清朝は「首禍」の処罰に至った理由を以下のように述べている。

今回の禍を起こした諸臣は拳匪を庇護し、友好国と戦端を開き、宗社に憂いを残したので、以前上諭を降し、それぞれ処罰した。現在京畿一帯において拳匪は依然として鎮圧されておらず、地方は荒廃し、民衆は塗炭の苦しみを味わっている。このことを考えると、誠に痛恨に堪えない。もし、厳罰を加えなかったならば、天下を信服させることができず、友好国の遺憾の念を取り去ることもできない¹⁰⁴。

この上諭では、懲罰を列強との講和会議開始のための措置であると述べており、列強からの「最後通牒」に対応した結果であった。

上諭が發布されて 3 日後の 11 月 16 日、駐清ドイツ公使ムムム（Alfons Frh. Mumm von Schwarzenstein）は帝国宰相ビューローへの報告書の中で、「私は、他の側〔早期講和会議の開始を求めるアメリカなど〕が長い間望んでいた清朝の全権大臣との協議開始を、少なくとも参加各国の下で原則的な合意が引き出されるまで、引き延ばすことに成功したことを、特別好ましい結果であると思いました」¹⁰⁵と述べ、懲罰問題を清朝との講和会議を回避するための手段として利用したことが暗示されている。またその 1 ヶ月ほど前の 10 月 5 日に、帝国宰相ビューローはヴィルヘルム 2 世に対して「ヴァルデーゼーが中国に到着する前に、列強が中国との個別協議に入っていくことを妨害する考えを思いつきました」¹⁰⁶と述べており、ドイツ側は列強間における自国の立場を強化する前に、各国の個別協議が最終的な全体協議へ発展することを懸念していたのである。しかし、列強間での利益調整が完了し、ドイツは中国において軍事力を行使できる環境を整えたことにより、ドイツも清朝との協議に入ってもかまわないという姿勢を示した¹⁰⁷。

¹⁰³ 『北清事変』2 巻、1690「元兇處罰要求輕減在歐米各本邦ノ我邦意見ニ對シ任國ノ意向確メ方訓令ノ件」明治 33 年 10 月 26 日、767 頁。

¹⁰⁴ 光緒二十六年九月庚寅、『実録』巻 473、220-221 頁。

¹⁰⁵ *GP.*, Bd. 26, Nr. 4667, Mumm an Bülow, 16.11.1900, S. 161f.

¹⁰⁶ *Ebd.*, Nr. 4654, Bülow an Wilhelm II., Berlin, 5.9.1900, S. 143-146.

¹⁰⁷ 張水木は「懲罰問題が解決され、講和会議が開始されて以後、ドイツは懲罰を先に行い、後に講和会議を開始する厳正な立場の固持は実現できず、ドイツの立場は明らかに列強の絶対的な支持を得ることも、最終的に他の列強と共同歩調を取ることもできず、……ドイツが和議を阻害しようとする意図もこれにより完全には成功しなかった」（張水木、前掲論文、94 頁）と述べているが、ムムムの私信を見る限り、ドイツは列強間での調整を行う時間を稼ぐために、清朝との直接交渉を行わなかっただけであり、講和会議そのものを阻害したとは必ずしも言うことができない。

1.5.2.2. 「大綱十二条」の成立過程—謝罪使派遣条項を中心に—

ドイツは清朝との直接交渉を避けていたが、列強間での講和条約の草案作成協議の実施を拒絶したわけでは必ずしもなかった。清朝が「首禍」の懲罰問題に奔走していた時期、公使会議において、講和条約の草案が作成されることとなった。ここでは、謝罪使の派遣を中心に北京議定書の草案である「十二条大綱」の成立過程を検討する。

講和条約の草案作成は、1900年9月30日、フランス外相デルカッセ (Théophile P. Delcassé) が各国に対して、「フランス案」¹⁰⁸として6項目を提示したことに始まる。

すでに9月5日付のムンムに対する訓令の中で、ドイツ外務長官リヒトホーフエンは清朝に対する7項目に及ぶドイツ側の講和条件¹⁰⁹を通知していた¹¹⁰。これは先に取り上げた懲罰問題とも関連するが、講和会議におけるドイツの姿勢を示しており、その第3項に「宗室1名を含めたベルリンへの中国の謝罪使派遣 (Entsendung einer chinesischen Entschuldigungsgesandtschaft mit einem kaiserlichen Prinzen nach Berlin)」という条項があり、おそらくドイツ側が清朝に謝罪使派遣要求の意思を講和協議にあたるムンムに伝えた最初であると考えられる。

「フランス案」を受け、ドイツも11月5日に「ドイツ案」¹¹¹を公使会議に提出し、ドイツへの謝罪使の派遣を条約の中に盛り込むように要請した¹¹²。その2日前の11月3日にム

¹⁰⁸ 「フランス案」の内容は以下のようなものであった：

- ①首謀者の懲罰・②武器輸入の禁止継続・③賠償金・④公使館への駐兵・⑤大沽砲台の撤去・⑥連合軍は大沽から天津までの2、3箇所を占領し、北京から沿海部への連絡を保持する (葛夫平「論義和団運動時期的法国对华外交」(『近代史研究』116、2000、145頁))。
- フランス語の原案は以下に収録されている：GP, Bd. 26, Nr. 4654, Bülow an Wilhelm II., Berlin, 5.10.1900, S. 143-146.

¹⁰⁹ この時ムンムに提示された7項目のドイツ案は以下の通り：

- ①すべての罪人、とりわけ高位に属する指導者と扇動者への戒めとしての処罰 (財産没収を含む)、②負傷者や死亡したドイツ人の遺族への金銭的損害に関する損害補償とドイツ政府に生じた全ての費用負担、③宗室によるドイツへの中国の謝罪使派遣、④北京での相応しい謝罪儀式、⑤損害賠償と費用要求に関する中国財政の国際的統制に対する措置、⑥すべての要求が受け入れられるまでの山東省の一地域の占領、⑦最後に特定の行為に対する山東巡撫の義務、例えば我々の承認なしに軍隊行動や要塞設備を実施しない (GP, Bd. 26, Nr. 4632, Richthofen an Mumm, Berlin, 5.9.1900, S. 119)。

¹¹⁰ Ebd..

¹¹¹ この時提出された「ドイツ案」は以下のようなもの：

- ①清朝がドイツ公使フォン・ケッテラー殺害に対して謝罪を述べるために親王を1名特使としてベルリンに派遣する、②殺害現場に慰霊碑を建設、③宮廷の早期帰還、④清朝財政の国際統制、⑤「首禍」への懲罰、⑥駐清公使による共同覚書の提出、⑦清朝に送付する覚書に「最後通牒」と「変更不可」という言葉を盛り込む (Djang, *op. cit.*, pp. 137-138.)。

¹¹² GP, Bd. 26, Nr. 4663, Mumm an AA, Peking, 5.11.1900, S. 155-157.

ンムは外務省に対して「共同覚書にフォン・ケッテラー男爵殺害に対する〔清朝側の〕謝罪の使命を盛り込むことは不可欠であり、……共同覚書に宗室 1 名を代表とするベルリンへの謝罪使派遣と殺害現場に相応しい碑文が書かれた品位ある記念碑を設置することを盛り込む」¹¹³ことを提案すると述べており、この公使会議で、ドイツは公式に謝罪使の派遣を要請したと考えられる。

このドイツの要求に対して、イギリス公使サトウ (Sir Ernest M. Satow) は謝罪使の派遣条項を共同覚書の第 1 条に記載することを提案した¹¹⁴。このドイツ側の要求は列強にとって歓迎すべきものであり、公使会議は謝罪使派遣条項を共同覚書に盛り込むことを全会一致で承認した。列強としては、清朝への軍隊派遣を正当化するためにも、それを象徴するケッテラー殺害事件を共同文書に盛り込む必要があったためであると思われる。これは日本が杉山書記生の殺害事件に対して謝罪使の派遣を要求した際に「……今回ノ變亂ニ於ケル他ノ死亡者ニモ、亦同ジ同一ノ措置ヲ及ホサシムルノ不都合アルベシ。……假令杉山氏ヨリ高等ナル死亡者アリタルニモセヨ、其右時日〔公使館包圍〕以後ニ係ル者ハ論及セサルナリ」¹¹⁵という発言が返されたことは対照的である。列強はドイツへの謝罪使派遣は歓迎しつつも、日本へのそれには否定的な態度を示したのである。

この対応の違いは、被害者の地位が大きく関係した。日本の場合は書記生であり、ドイツの場合は国家元首である皇帝の代理人である公使が殺害されたのである¹¹⁶。ドイツも当然日本への謝罪使派遣に反対し¹¹⁷、同盟国であるオーストリア＝ハンガリーも同様の態度を示した。その理由として、ドイツ公使ムンムは日本公使西徳二郎に「凡ソ〔一国の〕代表者ト書記官 (ママ) ノ兩官吏間ニハ、遠大ノ懸隔アルベキ筈ナレバ、一人ノ外務書記官ニ對シスカル要求ニ賛成スルニ於テハ、代表者ノ地位ヲ低落」¹¹⁸させるためであると述べている。殺害された人物の地位に高低があるにもかかわらず、ドイツが日本への謝罪使派遣を承認した場合、公使の職が貶められることを懸念していたことが窺える。このようなドイツの対応に対して、日本側は書記生殺害も公使殺害と同様に国際法違反であると主張し、その一方で「帝國政府ハ、ケットレル男〔爵〕ト杉山氏トノ間、官階ニ區別アルコトハ、特派使節ノ組成ニ於テ差違ヲ設ケ」¹¹⁹することで、両国への謝罪使の団長を差別化することで妥協点を探ろうとした。この日本側の姿勢に対して、ドイツとオーストリア＝ハン

¹¹³ PA-AA, R.18506, A15974, Mumm an AA, Peking, 3.11.1900.

¹¹⁴ GP, Bd 26, Nr. 4663, Mumm an AA, Peking, 5.11.1900, S. 155-157.

¹¹⁵ 『北清事変』2 卷、1639「北京會議決定ノ連名公文書案及會議録抜粹送付ノ件」明治 33 年 12 月 15 日、726 頁。

¹¹⁶ 同上、725-727 頁。

¹¹⁷ 謝罪使の派遣条項に関する日独の交渉の中で、ドイツ側は日本の要求が講和会議を遅らせるものであるとして非難し、一方、日本側も列強間の調和をドイツが乱しているとは非難しており、両国の関係は一時悪化した(『北清事変』2 卷、1633「對清獨國政府ノ態度報告ノ件」明治 33 年 12 月 10 日、694-697 頁)。

¹¹⁸ 同上、1591「杉山事件ニ関シ獨、奧兩公使トノ交渉ニ付キ請訓ノ件」明治 33 年 11 月 28 日、656 頁。

¹¹⁹ 同上、1600「杉山事件条項ニ関シ訓令ノ件」明治 33 年 11 月 30 日、663 頁。

ガリー以外の各国は日本への謝罪使派遣に同意し、最終的には、オーストリア＝ハンガリーも同意したため、ドイツ側も譲歩した¹²⁰。謝罪使の団長としてドイツへは醇親王が、日本へは戸部侍郎那桐が派遣されることにより¹²¹、首席の差別化が示されたのである。

しかし、「大綱十二条」において、日本への謝罪使派遣は言及されず、「日本國公使館書記官杉山氏ノ虐殺ニ對シ、清國政府ハ日本國政府ニ向ヒ名譽アル賠償ヲ為スベキ事」¹²²と記載するだけに留まった¹²³。

さて、ドイツが条約交渉において最も重視した問題は、帝国宰相ビューローが帝国議会で「講和交渉において最も重要な問題は2つある。第一に「首禍」の懲罰であり¹²⁴、……第二に賠償金である」¹²⁵と述べたことに端的に象徴される。

講和会議の前提条件としても提示された「首禍」の懲罰に関して、清朝が懲罰を決定して以後、厳罰を主張するイギリス、ドイツ、イタリア、オーストリア＝ハンガリーと緩和を主張するロシア、アメリカ、フランス、日本とに意見が分かれていた¹²⁶。懲罰問題は最終的にヴァルダーゼーが西安への軍隊派遣を命じたため、清朝側は1901年2月24日義和団に加担した端郡王載漪などの新疆への追放といった処罰に関する上諭¹²⁷を降すことにより決着した¹²⁸。

¹²⁰ 公使会議で採決の際には全会一致が原則であったため、日本はドイツとオーストリア＝ハンガリーの承認を得る必要性があった（同上、1597「我發議ニ関シ獨國公使ノ談話ノ件」明治33年11月29日、661頁）。

¹²¹ 光緒二十七年七月戊子『光緒朝東華録』第4巻、北京：中華書局、1958、総4550頁。

¹²² 『北清事変』2巻、1639「北京會議決定ノ連名公文書案及會議録抜粹送付ノ件」明治33年12月15日、711頁。

¹²³ 日本への謝罪使派遣は「北京議定書」において明記されており、共同覚書に記載されることはなかった。謝罪使の派遣に関して共同覚書の中に記載することにドイツ公使が否定的な態度を示し、列強もこれに倣ったため、日本の要求に対して列強の同意を得ることは難しいという結論に日本側は至った（同上、706頁）。

¹²⁴ ドイツが処罰を主張し続けたのは、やはりケッテラー公使が清朝の兵士に殺害されたことを背景としており、それはヴィルヘルム2世の派兵決定を促しただけでなく、ドイツ国内において事件の首謀者に対して厳罰を行うべきである、という世論を作り出した（M Michael, Zur Entsendung einer deutschen Expeditionstruppe nach China während des Boxeraufstandes, in: Kuo Heng-yü (Hrsg.), *Von der Kolonialpolitik zur Kooperation. Studien zur Geschichte der deutsch-chinesischen Beziehungen*, München 1986, S. 149）。

¹²⁵ 光緒二十七年二月初五日「劉坤一電信」『西巡大事記』巻6・20

¹²⁶ 『北清事件』2巻、1709「元凶処罰問題ニ関スル件（一）（二）（三）」明治33年11月26日、786頁。

¹²⁷ 光緒二十七年正月癸酉『実録』巻478、304-305頁。

¹²⁸ この処罰に関して、ヤングは「……〔清朝の〕宮廷は、2月6日に外国代表により提出された勧告を無視したように見える寛大な処罰を行うという2月13日の勅令を發布した。サトウは宮廷と全権大臣が列強間の不和をあてにしていたとの確信を持っており、もし

懲罰問題の解決により、清朝側は以前から繰り返し要求していた停戦と派兵の停止をヴァルデーゼーに対して再度要求した¹²⁹。清朝側にとって懲罰問題と停戦は関連した問題として一貫して見られてきたことが判る。

「首禍」懲罰問題は上述の通り、講和会議開始の条件として長く協議され、一方の賠償金問題¹³⁰は1901年1月16日に「十二条大綱」を清朝側が裁可して以後、中心的な議題となった。ドイツは賠償金を派兵費用の補填だけでなく、当時行われた海軍の増強の資金として転用する意図があった。

賠償金問題では、ドイツ側が賠償金の増額と、その財源として関税の大幅な引き上げを提示したことにより、今まで共同歩調を取っていたドイツとイギリスが対立することとなった¹³¹。対清貿易の大半を占めていたイギリスが、関税の引き上げで最も深刻な打撃を受けることになるとして反対し、アメリカなどもイギリス側に付いたため、結局関税を従価税で5パーセントとすることで決着すると共に、賠償金の額は4億5000万両と決定し、割賦、年数、担保などに関する協議を経て子細の決定がなされ、清朝側に最終的な賠償金に関する覚書が交付されたのは「北京議定書」調印直前の1901年8月30日であった。

賠償金に関する協議は調印直前まで続いたが、1901年6月になると、中国に駐留していた各国の軍隊は徐々に撤退をはじめ、6月5日にはドイツ軍も撤退に合意した。講和条約に関する協議は、その大部分がこの時期に終了したことを示していると思われる¹³²。

この講和会議において、ドイツはかなり有利な立場にあった。その理由は同盟国としてのイタリア、オーストリア＝ハンガリーという存在や揚子江協定による対英協調の成立にあった。しかし、ドイツはそれまで協調歩調を取っていたイギリスと賠償金問題において対立した¹³³。清朝側もそのようなドイツの地位を認識しており、劉坤一は「今回ドイツは

彼ら〔列強〕が処罰において譲歩しなければ、残りの交渉において困難が増すと強く感じていた」と指摘しており、清朝側は列強の不和を察知し、列強に「首禍」に対する寛大な懲罰を認めさせようとした (Young, *op. cit.*, pp. 246-247)。

¹²⁹ 光緒二十七年正月乙亥『実録』巻478、309頁。

¹³⁰ 賠償金問題に関する研究として以下を参照：王樹槐『庚子賠款』中央研究院近代史研究所專刊(31)(台北：中央研究院近代史研究所、1974)；菅野正『清末日中関係史の研究』汲古書院、2002、300-333頁；Djang, *op. cit.*, pp. 150-159；Young, *op. cit.*, pp. 255-266。

¹³¹ 賠償金問題での列強の対立図式は、清朝との経済的結びつきにより形成され、イギリス・アメリカ・日本とドイツ・フランス・ロシアの2派に分かれている(菅野正、「辛丑條約の成立—庚子賠款を中心に—」(『東洋史研究』31-3、1973、318頁))。

¹³² ただし、東三省をロシアが占領していることに反対し、イギリスは議定書の施行を延期する姿勢を示しており、結果として、「北京議定書」の調印は、9月7日まで待たなければならなかった (Young, *op. cit.*, p. 265)。

¹³³ 対立の要因は、賠償金以外にも、「揚子江協定」に対するドイツの消極性などにも問題がある。つまり、東アジアの同盟国として、ドイツを想定していたイギリスは、結局に日英同盟という選択を行うこととなった。揚子江協定に関する論文として、イギリスの視点から見たものとして、岩間陽子「英独同盟交渉と日英同盟(一)・(二)—ヨーロッパと世界の狭間におけるイギリス—」(『法学論叢』125巻4号・126巻2号、1989)。逆にド

盟主の地位にあり、ドイツがもし「賠償金を」軽減すれば、各国は追従するだろう」¹³⁴という見解を示しているように、清朝にとってドイツの存在は無視できないものであった。

ドイツは公使が殺害されたという立場を利用し、交渉の中で自国にとって利益になる事項、つまり、謝罪使派遣や慰霊碑の建設などを条約の中に盛り込ませたが、他方列強も謝罪使の派遣に同意しており、ドイツへの謝罪使派遣はドイツ一国だけの関心事ではなく、連合軍派遣を正当化するためのものであり、それを象徴させるために「大綱十二条」の第1条に盛り込まれたのであった。このように義和団戦争の戦後処理の中ではドイツが突出した存在となったが、これとてあくまで他の列強の容認により可能であった。

小括

プロイセンがハンザ諸都市および関税同盟を代表して清朝と条約を 1861 年に締結した時点で「小国」と見なされていた。1870 年の普仏戦争での勝利により、清朝側はその軍事力に興味を持ち、清独間での個人レベルでの交流が開始されたが、それは政府の支援を受けたものでは必ずしもなかった。ドイツにとって清朝は依然として大きな意味を持たない国に過ぎなかった。そのような状況を決定的に変化させたのが日清戦争であり、市場としての中国への関心から戦争に対する中立政策を緩和し、英露の対応を窺いながらではあったが、介入を開始した。しかし、同時に対日関係の維持も図っており、どっち付かずの状況は、結局のところ日清両国に対独不信を植え付けることとなった。日本はロシアと朝鮮をめぐる対立している限り、仲介者としてのドイツへの期待は持っていたが、清朝から見れば日清戦争では日本に接近し、三国干渉でもロシアほど影響力を行使していないとの認識を持たせることとなった。それが三国干渉への報償として中国沿海部に駐留港を獲得しようとするドイツの試みを頓挫させた。

膠州湾占領においても、最終的には現場が主導権を握り実行したわけであるが、それに至るまでに英露などの動向に最新の注意を払っており、ドイツの東アジア政策が基本的にはそのような列強との調和ないし不介入を前提とした上で行われていた点は指摘しておかなければならない。

義和団戦争の状況は、その意味ではやや例外的な事例に分類されよう。義和団戦争は、ドイツの対清政策が個人的な交流から展開し、1890 年代に積極化した世界政策として一つの到達点に至った事件であった。公使殺害という被害国というイメージや列強間の微妙なバランスの中で連合軍最高司令官の職を獲得し、さらに 2 万人におよぶ軍隊を東アジアに展開したことで、ドイツは講和会議において発言権を高めることに成功した。しかし、これは他の列強が容認していたからこそできた側面も考慮しておかなければならない。

列強からの同情や容認、そして軍事力という 2 つの要素が再度なくなった時、清独関係がどのように展開していったのかを以下の 2 章から検討していく。

イツの視点から見たものとして、中山治一「揚子江協定成立前後の英独関係」(『名古屋大学文学部研究論集(史学)』2集、1953) などがある。

¹³⁴ 光緒二十七年三月十三日「張之洞電信」『西巡大事記』巻7・23。

第 2 章 義和団戦争と謝罪使をめぐる中独関係

はじめに

第 1 章第 5 節で分析したように、義和団戦争の講和条約である北京議定書（辛丑和約）の規定により、清朝は親王を団長とする謝罪使の派遣を義務づけられた。謝罪使の派遣は、1900 年 12 月 24 日に清朝側に提出された講和条約案である「大綱十二条」の第 1 条に、「前ドイツ公使ケッテラー（Clemens Frhr. von Ketteler）殺害事件に関して、親王を特使としてドイツの首都に派遣し、中国皇帝に代わり国家としての慙愧の念を表させる……」と明記されたため¹、清朝はその派遣義務を負ったのである²。したがって、ドイツは謝罪使の意味を条約的に理解しており、それは 1901 年 9 月 4 日の謁見の際に、ヴィルヘルム 2 世が醇親王に述べた、「[醇]親王殿下は愉快で祝祭的な要因でも (ein heiterer, festlicher Anlaß)、単に儀礼的な職務を履行するためでもなく、非常に悲しむべき重大事件のために、余のもとに来られた」³という言葉に象徴されている。

このように謝罪使の派遣は、ドイツ公使殺害に対する謝罪が主要な目的であったが、同時代的には必ずしもそのような見方のみでこの謝罪使派遣が議論されたわけではなかった。清朝宗室が初めて国外に派遣され、外国を直接見聞する機会を与えられたという事実に着目し、『申報』や『ノース・チャイナ・ヘラルド (North China Herald)』はこの使節団を

¹ 光緒二十六年十一月甲戌（朱寿朋編『光緒朝東華錄』北京：中華書局、1958、4588-90 頁）

² 清朝は同じく義和団戦争時に起きた駐清日本公使館書記官杉山彬の殺害への謝罪のため、総理衙門大臣那桐を団長とする謝罪使を日本に派遣した。そこではドイツでの謁見儀礼問題のようなものは起きていない。

なお、1901 年 9 月 7 日に清朝と連合国 11 カ国との間で調印された北京議定書（Schlußprotokoll）の第 1 条 a で以下のように規定されている：

同年 6 月 9 日の上諭により、醇親王載灃は中国皇帝陛下の大使に任命され、この資格でドイツ皇帝陛下に対してドイツ公使ケッテラー男爵殺害に対する中国皇帝陛下および中国政府の遺憾の念を伝えるよう命じられた。

醇親王は同年 7 月 12 日、彼に与えられた命令を執行するために北京を出発した

(Durch ein Kaiserliches Edikt vom 9. Juni d. J. ist Tschun Tsai=fong, Prinz erster Klasse, zum Botschafter Seiner Majestät des Kaisers von China ernannt und in dieser Eigenschaft damit beauftragt worden, Seiner Majestät dem Deutschen Kaiser den Ausdruck des Bedauerns Seiner Majestät des Kaisers von China und der chinesischen Regierung über die Ermordung des deutschen Gesandten Freiherrn von Ketteler zu überbringen.

Prinz Tschun ist am 12. Juli d. J. von Peking abgereist, um die ihm gegebenen Befehle auszuführen) (Reichsanzeiger, No. 246, 16.10.1901) .

³ Reichsanzeiger, No. 210, 4.9.1901.

当時開始されたばかりの光緒新政と関連づけて議論したのである⁴。実際、清朝政府もそのような観点を共有しており、謝罪という性格を前面に出すのではなく、友好使節団や視察団としての性格を強調しており、ドイツの認識とは一致していなかった。この点に関しては、ミュールハーン (Klaus Mühlhahn) がすでに指摘している⁵。しかし、謝罪使に関する先行研究の大部分は、義和団戦争の講和条約である北京議定書により強制的に派遣させられたという側面を重視し、しかもそれを清朝側も共有していたことを前提に、謁見儀礼問題が醇親王の日記や電報類⁶を含む清朝側の観点から検討されており、謝罪使の派遣が清朝にとって屈辱的であった点を強調している⁷。一方で近年、光緒新政と関連させて、清朝が謝罪使派遣を視察の機会として積極的に利用しようとした点に注目した研究も登場してきているが、それは謁見後の視察活動から導き出したものに過ぎず、謝罪使の派遣準備段

⁴ 例えば、以下のような記事がある：「論醇親王出使德国於中国变法大有裨益」(『申報』光緒二十七年六月初一日)；「記新加坡華商迎謁醇邸事」(同上、光緒二十七年七月初二日)；「僑岷作頌」(同上、光緒二十七年七月初十日)；“Reception of Protest Missionaries” *North China Herald*, July 24, 1901; “Prince Chun” *North China Herald*, Nov. 13, 1901; „Prinz Chun“, in: *Kölnische Zeitung*, 3.10.1901, S. 2; “Ein Besuch beim Prinz Tschun”, in: *Kölnische Zeitung*, 10.10.1901, S. 6.

⁵ Klaus Mühlhahn, Zwischen Sühne und nationaler Schande : Die Sühnebestimmung des Boxer-Protokolls 1901 und der Aufstieg des chinesischen Nationalismus, in: Susanne Kuß/ Brend Martin (Hrsg.), *Das Deutsche Reich und Boxeraufstand*, München, 2002, S. 262.

⁶ 載豊「醇親王使德日記 (以下「日記」と略記)」(『近代史資料』第 73 号、1989)、丁山整理「醇親王使德往来文電選 (以下「文電選」と略記)」(『近代史資料』第 74 号、1989)

⁷ 謝罪使に関するこれまでの先行研究には以下のものがある：Djang Feng Djen (張鳳楨), *The Diplomatic Relation between China and Germany since 1898*, Shanghai: Commercial Press, 1936, pp. 160-161；張水木「德国與庚子拳乱」(中華文化復興運動推行委員会編『中国近現代史論集』第 13 編、1986)、李学通「醇親王載豊使德史實考」(『歴史档案』38-2、1990)；丁三「醇親王使德及其他」(『首都博物館叢刊』11、1997)；李志武「載豊使德述論」(『華南農業大学学報 (社会科学版)』1、2003)；王開璽『清代外交禮儀的交渉与論争』北京：人民出版社、2009、675-693 頁；ウッドハウス暎子『北京燃ゆー義和団事変とモリソン』東洋経済新報社、1989；鈴木智夫「醇親王載豊の訪独」(同、『近代中国と西洋国際社会』汲古書院、2007)；Thoralf Klein, Sühnegeschenke: Der Boxerkrieg, in: Ulrich van der Heyden/ Joachim Zeller (Hrsg.), „... Macht und Anteil an der Weltherrschaft“: *Berlin und der deutsche Kolonialismus*, Münster 2005, S. 208-214; Stefanie Hetze, Feindbild und Exotik: Prinz Chun zur „Sühnemission“ in Berlin, in: Kuo Heng-yü (Hrsg.), *Berlin und China: Dreihundert Jahre wechselvolle Beziehungen*, Berlin, 1987, S. 79-88; Herbert Butz, Kniefall und Geschenke : Die Sühnemission des Prinzen Chun in Deutschland, in: Hans-Martin Hinz / Christoph Lind (Hrsg.), *Tsingtau. Ein Kapitel deutscher Kolonialgeschichte in China, 1897-1914*, Berlin, 1997, S. 173-180.

階においてすでに清朝側が使節団を積極的に両国親善や視察のために利用しようとしていた点に関する言及はない。しかし、この清朝側の謝罪使観とドイツ側のその不一致こそが本章第 2 節で検討する謁見儀礼問題をより複雑にした要因となったのである。

したがって、本章では謝罪使に関して、北京議定書に従い、国家的謝罪のために派遣されたという受動的な性格と改革と関連する積極的意図という 2 つの矛盾する意義が付与されていたことに注目しながら、謝罪使を検討する。

本章では清朝側の対応を、従来利用されてきた醇親王の日記や電報類だけではなく、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵の『醇親王專使德國案』⁸などを利用し、もう一方のドイツ側の対応を外務省政治文書館所蔵の関連史料を利用し、①謝罪使の準備交渉、②謁見儀礼問題の交渉過程、③謁見後のドイツ視察を双方向的な視点から検討する。謁見儀礼問題の分析に際しては、特にヴィルヘルム 2 世と外務省の対立に留意する。これらの検討を通じて、清朝の謝罪使の積極的政治利用と、それに対するドイツの対応を解明することにより、謝罪使の意義とその限界を提示し、義和団戦争以降の清独関係の方向性を考えたい。

2.1. 謝罪使団長と随員の人選

2.1.1. 謝罪使団長の人選

第 1 章第 5 節ですでに言及したように、1900 年 9 月 5 日、ドイツ帝国外務長官リヒトホーフエン (Oswald Frhr. von Richthofen) は駐清ドイツ公使ムムム (Alfons Mumm von Schwarzenstein) に講和条約に関するドイツの要求を示した。その第 3 項には「ベルリンへの宗室 (kaiserlicher Prinz) を団長とする中国の謝罪使派遣」という項目があり⁹、ドイツはここで初めて謝罪使に言及した。ムムムは謝罪使の団長として「皇帝と血縁の近い宗室」を希望しており¹⁰、ドイツ側が最初から謝罪使の団長を宗室に限定していた。

11 月 5 日、義和団戦争の講和問題を協議していた公使会議において宗室を代表とする使節団の派遣が満場一致で承認され、12 月 24 日に清朝の全権大臣慶親王と李鴻章に提出された共同文書 (「大綱十二条」) の第 1 条に盛り込まれることが決定された¹¹。

ムムムはすぐさま特使の人選に着手した。1901 年 1 月 6 日、彼は外務省への電報の中で、特使候補として皇帝の弟である醇親王載灃、皇帝の従兄弟の息子にあたる恭親王溥偉、皇帝の遠縁にあたる肅親王善耆の 3 名を挙げ、全権大臣李鴻章も醇親王を第一候補者としていることを付け加えて報告した。人選における重要な点は、皇帝に最も血縁が近いことであった¹²。それ以外に「親王 (Prinz erstes Ranges)」であり、義和団への加担の有無という選定基準が存在したが、候補者となった 3 名の親王は、当時存在していた 10 名の親王か

⁸ 『醇親王專使德國案』中研院近代史研檔案館外交檔案 01-14-27-2。

⁹ PA-AA, R.18506, A12237, Richthofen an Mumm, Berlin, 5.9.1900.

¹⁰ Ebd., A13109(T), Mumm an AA, Peking, 17.9.1900.

¹¹ Ebd., A16026(T), Mumm an AA, Peking, 5.11.1900.

¹² Ebd., A451(T), Mumm an AA, Peking, 6.1.1901.

ら消去法で選択されたものであり、ここに積極的な意味を見出すことはできない¹³。帝国宰相ビューローに送付された1月14日付の報告書の中で、親王の人選に関する以上の点が詳細に報告されており、慶親王も候補者のひとりとして挙げられているが、講和交渉の全権大臣であったため除外された¹⁴。そして、団長の人選をめぐる宮廷内で対立があったことも、ムンムは同報告書で述べている。構図としては、西太后が肅親王を推し¹⁵、光緒帝と李鴻章が醇親王を推すというものであり、ムンムの印象では後者のグループが発言力を増大していた。

候補者たちに対する印象に関して言えば、ムンムは恭親王や肅親王よりも醇親王を評価していた。1月10日、醇親王は全権大臣である慶親王と李鴻章の提案を受け、ムンムを公使館に訪ねた。その際、醇親王は自身がドイツへの派遣を望んでいると告げており、この発言はムンムの醇親王に対する「愛らしいが多少内気な印象」と共に外務省に伝えられている¹⁶。同月16日、ムンムは醇親王に書簡を出し、18日に返礼訪問として醇親王府での面会の約束を取り付けている¹⁷。この返礼訪問自体は報告書の内容から見れば、そこで目立った出来事はなかった。20日に醇親王が弟2人と恭親王を連れて、ドイツ公使館に軍楽を聴きに行くという約束がなされた程度であった。しかし、同日の醇親王に対する印象が良かったのか、ムンムは、ヴィルヘルム2世が醇親王の特使派遣を了承している旨を清朝側に伝えたい、と外務省に打電している¹⁸。また、同日に帝国宰相ビューローからの16日付電報が公使館に届いた。その内容はムンムの意見を支持し、「醇親王は陛下にとって適当である。……〔講和交渉がまとまり、条約が調印された後〕皇帝陛下は快く醇親王を謝罪使団長として迎えらるだろう」というものであった¹⁹。ドイツはすでにこの時点で候補者を醇親王に絞り込んでいたのである²⁰。

それでは、従来の研究において人選に大きな影響を与えたとされている連合軍最高司令官ヴァルダーゼー(Alfred Graf von Waldersee)は候補者たちをどのように見ていたのか。彼の関与を証明する材料として使用されている日記から再度検討したい。

¹³ 莊親王と怡親王は義和団への加担により、礼親王、睿親王、鄭親王、豫親王は幼少であることを理由に候補者から外された。

¹⁴ PA-AA, R.18506, A3017, Mumm an Bülow, Peking, 14.1.1901.

¹⁵ 丁三は、西太后は醇親王が派遣されると、列強と結びつき、自分の権力が奪われるのではないかと疑心暗鬼になった、という見解を示している(丁三、前掲論文、23頁)。

¹⁶ PA-AA, R.18506, A537(T), Mumm an AA, Peking, 10.1.1901.

¹⁷ PA-AA, Peking II, 173, 216/01, [anonym], Peking, 16.1.1901, Bl.23. 返礼訪問が遅れた理由を、張翼はムンムを歓迎するための準備が必要であったと述べている(Ebd., 74/01, A26, Mumm an Bülow, Peking, 22.1.1901, Bl. 31)。

¹⁸ PA-AA, R.18506, A1067, Mumm an AA, Peking, 18.1.1901.

¹⁹ PA-AA, Peking II, 173, 29/01 P.E., Bülow an Mumm, Berlin, 16.1.1901, Bl. 24.

²⁰ 李学通は醇親王が選ばれた理由として、①光緒帝の弟であり、普通の親王より地位が高く、②義和団に加担しなかった点を挙げている。李志武は人選において醇親王の才能や印象ではなく、あくまでの彼の身分が重要であったと指摘している(李志武、前掲論文、87頁；李学通、前掲論文、134頁)。

1月20日、醇親王たちがドイツ公使館を訪れた際、ヴァルダーゼーもその場に居合わせた。彼の日記には「私は主に中国の親王たちと会わなければならなかった」と書かれているため、ムンムはヴァルダーゼーに親王たちを紹介しようとしたのかもしれない。そこで恭親王と醇親王兄弟に会ったわけであるが、ヴァルダーゼーは「最年長者（恭親王（Prinz kungjuan）。実際の謝罪使は醇親王：編者注）はおそらくベルリンに謝罪使として行くだろう。私は彼が我々の主君であるドイツ皇帝によく気に入られると信じたい」と醇親王ではなく、恭親王が特使として相応しいと考えていた。西太后が推した肅親王に対して、ヴァルダーゼーは不信感を抱いただけで、候補者としては見ていない²¹。

1月22日、ムンムの電報を受け取った帝国宰相ビューローは「我々は被害者（Verletzter）であり、……醇親王の派遣要請は我々の問題ではなく、中国側からこの派遣が提示され、我々の同意を求めるようにしなければならない」として、あくまでも清朝側の自発的行為として謝罪使派遣がなされるようにムンムに注意を促している。それを受けて、1月24日、ムンムは全権大臣であった慶親王と李鴻章宛の書簡を出し、「大綱十二条」の履行を条件に、「皇帝陛下は醇親王を謝罪使団長として迎える用意がある」とのビューローの言葉を引用しているが、このような書簡はビューローの意図に反して、全権大臣にドイツ側の要請により醇親王を派遣するという認識を与えた。李鴻章が2月23日付で当時西安に蒙塵していた軍機処に送った電報の中には、「ドイツ公使ムンムは……以前醇親王の派遣要請を行う意思があった」と書かれており²²、これを読む限りではドイツ側が謝罪使の派遣を要請したと判断することも可能であろう。

しかし、この電報を受け取った軍機処は、3月4日「ドイツに対する謝罪条項に関する来電によれば、醇親王を派遣するつもりであるということであるが、いったいどういうことなのか」と全権大臣に問い質している²³。

以上の議論を要約すると、謝罪使団長の人選は、駐清公使ムンムと連合軍総司令官ヴァルダーゼーが醇親王を謝罪使の団長に推薦し、清朝政府がそれを追認したという李学通の指摘とは異なり²⁴、李鴻章は醇親王にムンムを訪問させ、彼を特使に任命させるよう尽力し、一方でムンムが訪問を通じて醇親王に対して好印象を持ったことから考えれば、ムンムと

²¹ 日記以外のヴァルダーゼーの親王たちの評価について、公使館側の記録には、同日の面会の際に、彼が肅親王よりも「……醇親王はドイツへの派遣にとってより相応しい」と発言したことが記されている。この評価は恭親王との比較ではないため、彼の日記および編者であるマイスナーの注釈との整合性をどのように考えるかは問題であるが、恭親王は当時21歳で、18歳の醇親王やその兄弟を含めても最年長者であったため、マイスナーの注釈は妥当と思われる（Heinrich Otto Meisner (Hrsg.), *Denkwürdigkeit des General-Feldmarschalls Alfred Grafen von Waldersee*, Bd.3, Stuttgart und Berlin, 1923, S. 88f.; PA-AA, Peking II, 173, 74/01, Mumm an Bülow, Peking, 22.1.1901, Bl. 31）。

²² 光緒二十六年十二月二十三日申刻「寄西安行在軍機処」（『李文忠公全集』（以下、『李集』と略記）文海出版社、1966、電稿31・38）

²³ 光緒二十七年正月十四日到「盛宗丞転榮相等来電」（『李集』電稿32・29）

²⁴ 李学通、前掲論文、134頁。

李鴻章が醇親王の特使任命に大きな役割を果たしたと考えるべきだろう。ただし、帝国宰相ビューローは清朝の自発性を重視した一方で、李鴻章などはドイツ側に特使の人選に関する決定権があると考えていた。

従来強調されていたヴァルダーゼーの役割であるが、それはかなり限定的なものと結論付けられる。彼が候補者の親王たちと面会したのは、ムンムが自身に醇親王の特使決定を全権大臣に伝える権限を与えるように外務省に電報を送った2日後であった。さらにヴァルダーゼーは恭親王を特使として相応しいという認識を持っており、ムンムの行動に何らの影響を与えたとは考えにくい。20日にヴァルダーゼーが親王たちに面会したのは、むしろ顔見せ程度の意味しかなかったと推察される。

2.1.2. 随行員の任命に関する清朝の意図とドイツの反応

前項で明かにしたように謝罪使団長として醇親王が最終候補者となった。しかし、彼は当時18歳であり、交渉事も未経験であったため、補佐役をつける必要があった。軍機処は醇親王の人選に関して全権大臣に経過報告を求めた際に張翼を補佐役に推薦している²⁵。これは張翼が1月10日の醇親王のドイツ公使館訪問に同行しており²⁶、醇親王府とも深い関係を持っていたことによるものと思われる²⁷。この推薦を受け、全権大臣側も副都統廕昌を参贊に推薦した。推薦理由は彼が長期間のドイツ滞在経験（1877～1884年）があり、ドイツ情勢に通じ、ドイツ語にも堪能であったためであった²⁸。

この2人の人選には視察团的要素が色濃く表れている。張翼は鉄道・鉱山の専門家であり、廕昌はプロイセン陸軍での勤務経験もある軍事分野の専門家であった。これらの分野はドイツにおいて当時非常に発達しており、専門家の助言により、醇親王のドイツ理解を深めようとする清朝側の意図をここから読み取ることができる。謝罪使のドイツ派遣直前に出された上諭には両者に対して「外国の風土・人情を各地で入念に観察し、[醇親王の]見聞に役立たせるように」命じており²⁹、また光緒帝自身がこの謝罪使派遣を醇親王の海外視察の機会として利用しようとしたことも勘案すると³⁰、この使節団には謝罪以外の目的が付与されていたことは明らかである。

それでは補佐役である張翼と廕昌に対するドイツ側の評価はどのようなものであったか。結論を先取りすれば、ムンムの評価は極めて好意的であった。「張燕謀〔張翼〕は開明的で進歩的な官僚のひとりであり、個人的に共感を抱いている。彼は税務司デトリング (Gustav Detring) と昔ながらの親友であり、頻繁に彼の家を訪れており、紛れもなく親独的な人物

²⁵ 光緒二十七年正月十五日辰刻「寄西安行在軍機処」(『李集』電稿32・31)

²⁶ PA-AA, Peking II, 173, 156/01, Referat von Krebs, o.D., Bl. 14-16.

²⁷ 張翼の経歴に関しては以下を参照：Vera Schmidt, *Aufgabe und Einfluß der europäischen Berater in China Gustav Detring (1842-1913) in Dienste Li Hong-changs*, Wiesbaden, 1984, S. 91-94.

²⁸ 李学通、前掲論文、134頁。

²⁹ 光緒二十七年五月初五日到「盛宗丞轉西安來電」(『李集』電稿38・11)

³⁰ PA-AA, R.18506, A1067(T), Mumm an AA, Peking, 18.1.1901.

である」³¹。一方廕昌に対しても副都統就任に関するものではあるが「親独的な人物として〔ベルリンの〕宮廷においても有名な廕昌がこの要請〔＝副都統就任〕を受け入れたことは喜ばしい」³²と帝国宰相ビューローに報告しており、ムンムの認識によれば、両者は「親独」的な人物であった。

醇親王の主要な補佐役の人选は決定したが、それでも全権大臣である慶親王と李鴻章は随員たちがドイツの事情に不案内であると考え、ヴァルダーゼーとドイツ人随員に関して協議をしている³³。その結果、慶親王は中国語のできるリヒター (Richter) 大佐を随員に加えてもらえるように駐独公使呂海寰を通じドイツ外務省に要請し³⁴、了解を得た³⁵。リヒター以外にラオホ (Rauch) と海軍衙門の技官ブラッサー (Brasser) がドイツ人随員として謝罪使に随行することとなった。

こうして謝罪使の陣容が整い、最後に李鴻章のロシア皇帝ニコライ 2 世戴冠式参列の先例に合わせて、張翼が筆頭補佐官にあたる「参議官」に任命され、使節団としての体裁が整えられた³⁶。

2.2. 謁見儀礼問題の発生

2.2.1. 叩頭問題の初期交渉

出発準備と並行して、駐独公使呂海寰はドイツ外務省に対して、ドイツへ派遣される醇親王の待遇に関する協議を行うよう求めたが、外務省は時期尚早として取り合わなかった。また、7月になるとヴィルヘルム 2 世や各長官が夏の休暇でベルリンを不在にしていたため、協議のできる状況にはなかった³⁷。

そのような不透明な状況の中、醇親王一行は7月12日、北京を出発した。途中5日間の上海滞在後、北ドイツ・ロイドのバイエルン号で上海からジェノバに向けて出発した³⁸。

8月初旬、呂海寰が再度外務次官ミュールベルク (Otto von Mühlberg) に面会した際も、「侍従官はまだ〔謁見に関する〕詳細について回覧してこない」という回答を得たのみで、

³¹ Ebd., A8018, Mumm an Bülow, Peking, 11.4.1901.

³² Ebd., A8023, Mumm an Bülow, Peking, 17.4.1901.

³³ 光緒二十七年四月十六日「寄西安行在軍機處」(『李集』電稿 37・29)

³⁴ PA-AA, R.18506, A9121, Lü an Richthofen, Berlin, 18.6.1901.

³⁵ Ebd., zu A9293/9121, Richthofen an Lü, Berlin, 26.6.1901.

³⁶ 光緒二十七年五月十五日到「醇親王載灃摺」(「文電選」13)

³⁷ 光緒二十七年十月初一日、総理各国事務衙門収駐徳大臣函「函述醇邸到徳與外部辯論禮節並接見呈遞國書日期各節希代回堂由」中研院近史研檔案館外交檔案 01-14-027-02-074)。この報告書は20頁にわたり、その中で呂海寰は謁見儀礼問題に関する包括的な報告を行っている。

³⁸ 上海滞在中、イギリス総領事などからの招待を受けたが、ドイツ側が醇親王側に対して謁見以前に他国と接触することを自粛するように述べており、謝罪使の行動はかなり制限されており、謝罪使という性格が維持されていた (PA-AA, R.18506, A12245, Knappe an Bülow, Shanghai, 19.7.1901)。

ドイツ側の醇親王への待遇は依然として不明瞭であった³⁹。

8月17日、駐独公使呂海寰は再度外務省を訪れ、醇親王をジェノバで迎えるため、ベルリンを離れる旨を告げた。この時も呂海寰は謁見式典の準備の進捗状況を問い質した。ミュールベルクは、侍従局（Oberhofmarschallamt）が謁見の準備を管轄しているため詳細は不明であるとしながらも、国書進呈の際にヴィルヘルム2世は着席したまま接見すると答えた。呂はそのような儀礼が西洋のそれに反する点を強調し、変更を要求したが、ミュールベルクは謝罪使としての性格を考慮に入れると儀礼の変更は難しいとの見解を示した上で、それに関してヴィルヘルム2世に上奏できる立場にないため、侍従局と協議するよう勧めた⁴⁰。

19日、駐独清公使館参贊賡音泰は侍従官と謁見に関して協議した。そのとき賡は、侍従官から醇親王の随員がヴィルヘルム2世に対して叩頭⁴¹を行うという決定を知らされた。午後、呂海寰はヴィクトリア皇太后の死去に対する光緒帝と西太后の弔電を携え、ミュールベルクに面会した。呂海寰はその際に外務省を通じて、ヴィルヘルム2世に対して叩頭

³⁹ 光緒二十七年十月初一日、総理各国事務衙門収駐徳大臣函「函述醇邸到徳與外部辯論禮節並接見呈遞國書日期各節希代回堂由」中研院近史研檔案館外交檔案 01-14-027-02-074)。これに関しては王開璽も指摘している（王開璽、前掲書、680頁）。

⁴⁰ 呂海寰『庚子海外紀事』台北：文海出版社、1967（以下、『紀事』）巻3・69-71。また、10月11日に呂海寰より提出された最終報告書の中では、この会談において、すでに叩頭の要求を聞かされた一方で、ミュールベルクの発言として「本部〔外務省〕はずでに諫めたが、ドイツ皇帝は堅持し、〔要求の撤回を〕許されなかった。我々は再度争おうとは思わない」として、ドイツ外務省がある程度反対した形跡が示されている。19日の会談記録の中で前述の点が指摘されているため、呂海寰が日時を間違えたと思われる。しかし、後述のように外務省は叩頭の要求に対して反対であり、そのような動きを呂海寰が当初から察知していた可能性がある（光緒二十七年十月初一日「函述醇邸到徳與外部辯論禮節並接見呈遞國書日期各節希代回堂由」中研院近史研檔案館外交檔案 01-14-027-02-074)。

⁴¹ クラインは清朝側が外務省側の発言にある跪拝の礼を叩頭と解釈したとの見解を示している（Klein, a.a.O. S. 211）。確かにミュールベルクの8月20日付の呂海寰との会談に関する報告の中では「跪拝 (auf die Knie niederlassen)」という言葉が用いられている。一方、呂海寰の『庚子海外紀事』に収録されている19日の会談録では「叩頭禮」、20日の会談のそれでは「跪拝」という言葉が使用されており、訳語は一致していない。外務省史料の中で最初に「Kotow」という言葉が登場するのは、駐清公使ムンムの8月23日付の外務省宛の電報であるが、それ以降のドイツの外交文書の中ではほとんど「Kotow」という言葉が使用された事実を勘案すれば、外務省側は少なくとも叩頭という儀礼を知っていたが、「Kotow」という表現を知らず、その言葉に対応するものとして上記の言葉や「Kniefall」など叩頭を連想させるようなドイツ語の単語を使用したと考えられる。したがって、ドイツ側も最初から叩頭を念頭においていたと考えるべきだろう（PA-AA, R.18506, A12025, Mühlberg an Tschirschky, Berlin, 20.8.1901; Ebd., A12177(T), Mumm an AA, Peking, 23.8.1901)。

実施の要求を撤回するように要求したが、ミュールベルクは、すでにそのような試みを行ったと述べてから、これ以上諫言した場合、叱責を受けることが予想されるため、あくまでも呂が侍従局と直接協議するよう繰り返し勧めた。それでも、呂海寰は外務省が国家間関係を主管している限り、公使の要求を上奏するのは当然の義務であると強い口調で食い下がったが、ミュールベルクは侍従長オイレンブルク (August Graf zu Eulenburg) との協議を求めたのであった⁴²。ミュールベルクは、7月31日に「醇親王がドイツに到着すれば、ドイツ皇帝に謁見の折には必ず優待される」と述べており、彼の矛盾した発言に呂海寰は困惑していた⁴³。

呂海寰は20日、侍従長オイレンブルクを訪ね、叩頭の要求を撤回するように迫った。これに対して、オイレンブルクは次のように述べた。「中国の臣下は君主に謁見する際に跪拝を行っている。ドイツ皇帝と中国皇帝は対等であり、君主への謁見儀礼に従い、跪拝すべきである。…まして醇親王は謝罪のために来るのであり、実際に謝罪の儀礼を行うべきである」と。呂海寰は、ヴィルヘルム2世がそのような要求に執着する原因を理解できかねていた。そこで呂は「醇親王は中国皇帝に代わって遺憾の意を表すために来るのであり、〔その地位は〕皇帝と変わらず、皇帝間では中国において今まで跪拝の礼を行ったことはなく……ハインリヒ親王が以前〔1898年〕中国皇帝に謁見した際……中国皇帝は上諭を発して叩頭させることはなかった」点を指摘した。呂は醇親王もヴィルヘルム2世に対して叩頭を行うと理解しており、そのような誤解が彼の激しい反論として表れた。さらに呂は「中国皇帝は近親の親王を選定派遣したのは遺憾の意を表すためであるが、参贊の派遣は〔中国皇帝の〕遺憾の念を述べるのではなく、各参贊は〔醇親王の周辺の〕事務を行う人々（執事）であり、跪拝の礼を行う道理はない」と主張し、謝罪の義務は醇親王にのみ属するものであるという見解を示した。それでも決定の変更は不可能であると繰り返すオイレンブルクに対して、呂は会談の最後に、廕昌が通訳であるという理由により叩頭免除を提案し、この問題をヴィルヘルム2世に上奏する約束を取り付けた⁴⁴。廕昌が叩頭を免除されると呂が考えた背景には、廕昌がプロイセン王国の宝冠章を授与されていたことを念頭に置いていたと思われる⁴⁵。後の交渉において、その事実をもって廕昌だけを特例とするように働きかけたが、ドイツ側は「宝冠章の所持はこの際無意味である」として、一切の例外を認めない態度を堅持した⁴⁶。

以上の3度の協議を通して明確に読み取れることは、清独両国が異なる謝罪使観を持っていたことである。そして、このことが謁見儀礼問題をより複雑にする要因となると同時に、以後の交渉の出発点となった。

⁴² 『紀事』巻3・71-73。呂海寰によれば、廕昌に叩頭が強要された場合、着任後、廕昌が各国公使との関係に支障をきたすと述べて、叩頭の要求を批判している。

⁴³ 『紀事』巻3・68。この会談の中で醇親王の祝辞を事前に提出することが約束された。

⁴⁴ 『紀事』巻3・73-76。

⁴⁵ 駐バーゼル領事アイスヴァルトの見解によれば、このような提案は謝罪使のドイツ人随行者であったリヒターによるものであった (PA-AA, R.18506, A12559, Eiswaldt an Bülow, Basel, 30.8.1901)。

⁴⁶ Ebd., A12203, Tschirschky an Mühlberg, Wilhelmshöhe, 23.8.1901.

2.2.2. 清朝政府の反応とドイツの動機

8月19日、呂海寰は北京の慶親王や李鴻章、ナポリに到着した醇親王などに打電した。その中で「〔ドイツ側の見解では〕今回は謝罪であり、〔謝罪使を〕通常の使節と比較することはできない。〔北京の全権大臣が〕ムンムとすでに協議しているのかに関しては関知していないが、大局〔北京議定書の調印〕に関連しており、時期も大変切迫している。海〔呂海寰〕は全力を尽くして争っているが、打開できるかは確実ではない」という交渉の状況を説明した上で、対応策を講じ、ムンムと協議するよう全権大臣に要請した⁴⁷。呂海寰は翌20日には、オイレンブルクとの協議を踏まえ、叩頭問題が依然として紛糾している状況を北京に伝える一方で、前述のように廕昌が通訳であるという理由で叩頭が免除される可能性に言及している⁴⁸。

以上のような電報を受け、北京の全権大臣慶親王と李鴻章は謁見儀礼問題に関して、一方で駐清公使ムンムと、他方で西安の軍機処と協議することになる⁴⁹。ここで協議の内容そのものを検討する前に、李鴻章たちのこの問題に対する認識を把握しておきたい。

8月23日に李鴻章と慶親王の連名で出された軍機処宛の電報から、彼らの謝罪使観と叩頭問題に関する見解を読み取ることができる。長くなるがここで引用したい。

国書を着席したまま受け取ることは傲慢なことであり、参贊に対する叩頭の強要はヨーロッパでは現在まで免除されており、我々をひどく欺くものである。官吏を派遣し、ムンム公使と協議させ、「両国は友好関係にあり、我が朝廷は血縁の近い親王を選んで特使に任命した。ドイツ政府は〔今までの〕険悪な関係を解き修好すべきであり、通常の使節と異なるものとして見なすべきではない。もし今このような行為が行われれば、中国を敵視していると感じるに十分である」と述べさせた⁵⁰。

両江総督劉坤一も同様に、「これは非礼な待遇であり、最初から中国を辱め、外国の笑いものにしようとしている」と述べ、ドイツに対する不信感を露わにした⁵¹。清朝は叩頭要求を「国体を大きく侮辱する」ものとして認識していたのである⁵²。

⁴⁷ 七月初六日「致鐵路大臣盛電」(『紀事』巻1・41)；光緒二十七年七月初八日到「盛宗丞轉柏林呂使來電」(『李集』電稿40・10)；光緒二十七年七月初六日「呂海寰致載澧電」(「文電選」33)

⁴⁸ 七月初七日「致鐵路大臣盛電」(『紀事』巻1・42)

⁴⁹ 八ヶ国連合軍の北京占領直前に光緒帝と西太后は北京から逃亡し、この当時軍機処は西安に置かれていた。実際の交渉を担当していた全権大臣慶親王と李鴻章は北京におり、問題はすべて電報により協議された。また当時ヨーロッパからの電報は上海の盛宣懷を通じて北京に送られているという特殊な状況にあった。義和団戦争時期の電信状況に関しては以下を参照：千葉正史『近代交通体系と清帝国の変貌—電信・鉄道ネットワークの形成と中国国家統合の変容—』日本経済評論社、2007、201-258頁。

⁵⁰ 光緒二十七年七月初十日「寄西安行在軍機處」(『李集』電稿40・11)

⁵¹ 七月初十日「収南洋大臣劉電」(『紀事』巻2・62)

⁵² 七月初六日「致鐵路大臣盛電」(『紀事』巻1・41)、光緒二十七年七月初八日到「盛宗丞

このような叩頭の要求に対する清朝側の強い憤りは、「中国は〔義和団に加担した王大臣の〕懲罰や賠償金により、すでに誠心誠意謝罪の意思を示し、さらに親王を海外に派遣しており、〔その目的は〕旧来の友好関係を深めるためである」という独自の謝罪使観と派遣理由に起因していた⁵³。そして、呂海寰も同様の認識を共有していたのである。したがって、彼はハインリヒ親王への光緒帝による厚遇、そして同時期到北京において全権大臣と各国公使との間での謁見儀礼の西洋化が協議されていることを判断材料として、叩頭の不当性を訴えたのである。

しかし、そのような清朝側の謝罪使観をドイツが受け入れるはずもなく、その観点を疑問視し、批判した。ミュールベルクが8月20日に「この特使の性格が何か別の使節団と並置されているかのように見えてしまう」と報告したことはそれを端的に表していよう⁵⁴。

ヴィルヘルム2世が叩頭を要求した動機は、清朝皇帝とドイツ皇帝の対等性、つまり、もしドイツ皇帝の面前で叩頭が行われなければ「まるでドイツ皇帝が中国皇帝の下位に置かれているかのようなのである」という認識に依拠していた⁵⁵。「陛下がハインリヒ親王の所見に基づき⁵⁶、陛下ご自身により決定された儀礼〔叩頭〕の……変更を拒絶したことは当然のことであり、本月27日に使節団の歓迎のために設定した儀礼の遵守（*anstandlose Befolgung*）は、中国政府が抱く〔ドイツへの謝罪の〕心情の率直さを示す試金石として、我々やそれ以外の国から見られている」と外務長官リヒトホーフェン（*Oswald Frhr. von Richthofen*）が述べるように、叩頭が清朝の謝罪を体現するものであるという考えから⁵⁷、叩頭の実施の正当性が強調された⁵⁸。

したがって、呂海寰からの叩頭撤回要求に対するドイツ側の対応は、一貫して「一度決定された儀式の変更について言及することはない」というものであった⁵⁹。ベルリンで交渉

轉柏林呂使來電」（『李集』電稿40・10）；光緒二十七年七月初六日「呂海寰致載澧電」（「文電選」33）

⁵³ 光緒二十七年七月十三日亥刻到「盛宗丞轉西安來電」（『李集』電稿40・16）

⁵⁴ PA-AA, R.18506, A12025, Mühlberg an Tschirschky, Berlin, 20.8.1901.

⁵⁵ Ebd., A12177/12203II, Richthofen an Mumm, Berlin, 25.8.1901.

⁵⁶ 外務省枢密参事官ホルシュタインが1901年8月29日に元駐清公使ブランドに宛てた手紙には以下のような宮廷の状況が描かれており、ここからハインリヒ親王が叩頭の実施を強く主張したことがわかる：

ハインリヒ親王は北京での謁見以来、中国人が当地の宮廷で叩頭しなければならないという考えを代表している。ドイツ皇帝に中国皇帝よりも程度の低い畏敬の念を持って謁見することは許容され得ない。つまり、謝罪使に関して、ハインリヒ親王は叩頭の要求を支持し、中国関係の専門家は一致して彼と同じ見解を示している（PA-AA, Nachlass von Max von Brandt, E.361532-37, Holstein [an Brandt], 29.8.1901）。

⁵⁷ ミュールハーンは「ドイツ側にとって〔叩頭の実施という〕意味は〔清朝に〕敗北と劣等を公式に認めさせることにあった。叩頭の実施はそのために適当で象徴的な方法のように思われた」と指摘している（Mühlhahn, a.a.O., S. 251）。

⁵⁸ PA-AA, R.18506, A12177/12203II, Richthofen an Mumm, Berlin, 25.8.1901.

⁵⁹ 『紀事』巻3・71-73。

に当たっていた賡音泰からムンムの「公使殺害が実際我が国をひどく侮辱するものであり、おそらく儀礼の免除を行うことは難しく、協議できる環境ですらない」という報告に接すると⁶⁰、呂海寰は北京の全権大臣に対して、北京においてドイツ公使ムンムと協議するよう再度要請したのである⁶¹。

その要請を受け、上述の 8 月 23 日付の軍機処宛電報の中で、李鴻章はムンムを通じてドイツ政府に叩頭の撤回を求めたことを報告し⁶²、以下のような対策案を提示した。

もし彼〔ヴィルヘルム 2 世〕が〔叩頭の実施を〕堅持するようであれば、廢昌一人を同行させ、各参贊たち、〔特に〕張翼は病と称し、他はみな先に別の国に向かうべきである。彼は強制的に全員を謁見させることはできない。でなければ、国書進呈を延期することにし、断じて急いではならない。呂公使には全力で協議に当たるよう返電してもらいたい⁶³。

李鴻章は問題の早期解決を優先して屈辱を受けるよりも、謁見の日時を延期させ、清朝側としても受容可能な対策を講じる必要性を強調した。その一方でベルリンでの交渉による問題解決を模索していた⁶⁴。

しかし、8 月 24 日、ドイツ側の要求に従い⁶⁵、醇親王のスピーチ原稿の内容が駐ジェノバ・ドイツ総領事経由で外務省に伝達されると、ドイツ側の態度はより硬化した⁶⁶。醇親王のスピーチ原稿の中に、ドイツ側が疑問視していた清朝の謝罪使観が示されていたためであった⁶⁷。例えば、「フォン・ケッテラー男爵殺害について〔醇親王のスピーチの中で〕さ

⁶⁰ 七月十一日未刻「附録参贊官賡電」（『紀事』卷 1・43-44）

⁶¹ 七月十一日「上慶親王・李傅相電」（『紀事』卷 1・43）

⁶² ムンムは即日ドイツ外務省に対して、全権大臣のこの要請を以下のように打電した：
叩頭は今までヨーロッパの中国公使が謁見する際に、慣例として一度も行われず、ヨーロッパにおける交際と文明国の慣習に合わず、現在改革が議論されている中国においてさえ叩頭をもはや時代遅れのものとして廃止しようとする考えがあるので、醇親王の随員に要求された皇帝陛下の前での叩頭を断念してもらいたい（PA-AA, R.18506, A12177, Mumm an AA, Peking, 23.8.1901）。

⁶³ 光緒二十七年七月初十日「寄西安行在軍機處」（『李集』電稿 40・11）

⁶⁴ 光緒二十七年七月十日「寄柏林呂使」（『李集』電稿 40・11）

⁶⁵ 六月十九日「上醇親王電」（『紀事』卷 1・41）

⁶⁶ 李鴻章は国書作成の際、「道歉」という言葉を加えるべきかどうかという軍機処の諮問に対して、「必ずしも必要ではないようである」と判断し、この言葉は挿入されなかった（光緒二十七年四月十九日到「盛宗丞轉西安來電」（『李集』電稿 37・35）；光緒二十七年四月十九日酉刻「寄西安行在軍機處」（同電稿 37・36））。

⁶⁷ 醇親王のスピーチ原稿に関して、駐独清公使館書記官賡音泰と外務省側の間で交渉がなされ、清朝皇帝の謝罪の対象が公使殺害に対するものであることを明確にした記述に修正された。なお、『醇親王使德日記』に収録されている「頌辭」は修正後のものと思われる。ジェノバ総領事に提出されたドイツ語訳の原稿では、「陛下の公使も犠牲になった、昨年中国で起きた反乱運動〔＝義和団事件〕に関して、朝廷は列強の要求としてではなく、自発的にドイツへの特使を通じてこの事件に対する率直な遺憾の念を述べる責任を

らに言明するような〔文言の〕追加挿入を今回試みている」という外務長官リヒトホーフの発言や⁶⁸、「中国での我々の活動の出発点であり、謝罪使の派遣の契機となったケッテラー男爵殺害への遺憾の念が醇親王のスピーチの中で明確に表現されることは、私にとって絶対に必要なことである」という帝国宰相ビューローの見解がそのことを物語っている⁶⁹。

呂海寰のベルリン出発以降、賡音泰が交渉を主導したが、状況は困難なままであった。そのときの様子を回想して、呂は以下のように報告している。

……外務省は「目下の情勢は再度公使館員を接見して公務を議論するのに適当ではない」と述べ、これを強く拒絶した。幸いにも賡音泰はドイツ滞在が長く、知人も比較的多く、人を訪ね回ってとりなしを頼んだが、糸口は見えなかった。また〔外務省は〕「賡公使は未着任であり、〔着任までは〕参贊として論じるべきであり、もし賡昌だけを免除すれば、張翼をどう処遇すればよいのか。変更は絶対に難しい」と述べた。……〔外務省枢密参事官〕クレメト (Klehmet) は「礼節はドイツ皇帝がすでに決定しており、現在変更しようとするのは、ドイツ皇帝の体面を顧みていないことであり、貴参贊はこの点を配慮すべきである」と述べた。賡音泰は「貴部はドイツ皇帝の体面を顧慮しなければならないが、公使館も中国皇帝の体面を顧慮しなければならず、そのように処理することはできない。醇親王に帯同する参贊・随員各員は、もし一人でも跪拝の礼を行えば、中国一国が体面を無くしてしまう」と述べ、再三反論した。クレメトの言葉はやや緩み、「ある高官の見解によれば貴国には「請安」⁷⁰の礼がある。折衷案として「請安」

感じていた (下線筆者)」。 (Nach den im vergangenen Jahre in China eingetretenen aufständischen Bewegungen, deren auch Euerer Majestät Gesandte zum Opfer fiel, fühlte der Kaiserliche Hof aus eigenem Antriebe nicht weniger, als auf Verlangen der Mächte die Verpflichtung durch eine besondern Mission nach Deutschland Euerer Majestät sein aufrichtiges Bedauern über diese Vorkommnisse auszudrucken. (下線筆者)) として、遺憾の直接的な対象は義和団による排外運動であり、公使殺害はその事件の一部として言及されている。一方修正後では、義和団事件よりも公使殺害が強調された文章に書き換えられている。つまり、「昨年中国で起きた反乱運動後、朝廷は列強の要求としてではなく、自発的にこの事件、とりわけ公使が犠牲になった事件に対する率直な遺憾の念を述べる責任を感じていた (下線筆者)」。 (Nach den im vergangenen Jahre in China eingetretenen aufständischen Bewegungen fühlte der Kaiserliche Hof aus eigenem Antriebe nicht weniger, als auf Verlangen der Mächte die Verpflichtung durch eine besondern Mission nach Deutschland Euerer Majestät sein aufrichtiges Bedauern über diese Vorkommnisse, ins Bes. über den Vorfall, welchen E. M. auszeichnen, der Gesandter zum Opfer gefallig ist, auszudrucken. (下線筆者)) PA-AA, R.18506, A12226, Generalkonsul an AA, Genua, 24.8.1901; R.18507, A12744, Uebersetzung des Handschreibens Seiner Majestät des Kaisers von China.

⁶⁸ PA-AA, R.18506, A12226, Richthofen an Bülow, Berlin, 25.8.1901.

⁶⁹ Ebd., A12288, Bülow an AA, Norderny, 25.8.1901.

⁷⁰ 敬礼の一種であり、右足をやや後ろにひき、膝を曲げて腰を低くして右手をやや前方に

に変更すれば、ドイツ皇帝の体面を保てる。しかし、これは個人的見解であり、ドイツ皇帝が〔折衷案を〕受け入れるかどうかはわからない。宰相ビューローにとりなしを求めべきである」と述べた。翌日消息を尋ねると、ビューローは「請安」では十分ではなく、とりなしを拒絶し、〔この話は〕進展しなかった⁷¹。

外務省と公式に接触できない状況において、賡音泰は長年のベルリン公使館での勤務の中で築きあげた個人的ネットワークを利用し、問題の打開を模索したが、結局成果を挙げることではできなかった。しかし、ここで言及されているヴィルヘルム 2 世の体面は後述のように問題解決において重大な意味を持っていた。

2.2.3. 醇親王のバーゼル逗留

24 日、醇親王はジェノバ到着後、北京の全権大臣に「どのように処理するかはドイツとの国境にあるバーゼルに到着次第報告する」と打電した⁷²。つまり、もう 1 日だけ決定を先延ばしに、ベルリンでの交渉に望みをかけていたと思われる。バーゼルには侍従局が用意した特別列車が停車しており⁷³、おそらくそこで列車を乗り換えることになっていたのだろう。その地に醇親王一行は翌 25 日に到着したが、予定に反して国境を越えることはなかった⁷⁴。醇親王が長旅による体調不良を訴え⁷⁵、バーゼルのホテル「ドライ・ケーニグ」で休息を取ったためであった。醇親王は公使館参贊賡音泰に「現時点でドイツ皇帝の定めた日時にベルリンに到着できない」とドイツ外務省に通知させると同時に、ドイツ人随員リ

垂れ敬意を示すこと（愛知大学中日大辞典編纂処編『中日大辞典』増補第二版、大修館書店、1987、350 頁）。

⁷¹ 光緒二十七年十月初一日「函述醇邸到德與外部辯論禮節並接見呈遞國書日期各節希代回堂由」中研院近史研檔案館外交檔案 01-14-027-02-074。

⁷² 光緒二十七年七月十一日「載澧致全権大臣電」（「文電選」35）

⁷³ GStA, BPH 113, Nr. 1915, Nr. I20723/60799, Mühlberg an Eulenburg, Berlin, 22.8.1901, Bl. 216ff.

⁷⁴ 駐廈門ドイツ領事館通訳官フランケ（当時、休暇でドイツへの帰国の途上にあつた）は自身の回顧録の中で、醇親王一行と同じ船に乗り合わせ、彼らは「ジェノバまで航海の中で、謁見儀礼問題が北京において一致をみるまでは、ドイツ国境を越えないと決めた」を記している。また、彼はこの問題に関して助言を与えたと記しているが、清朝・ドイツ側双方の史料にはそのような記述はなく、真偽のほどは不明である（Otto Franke, *Erinnerungen aus zwei Welten*, Berlin, 1954, S. 111）。フランケは膠州湾租借に関する交渉の通訳をした際に、廕昌と知り合い、1903-1907 年まで駐独清公使館参事官を務めた。その後、1909 年にハンブルクに新設された植民地研究所の教授に就任、1923 年以降はベルリン大学教授。

⁷⁵ 侍従局は醇親王の「病氣（Erkrankung）」を各方面に伝えているが、バーゼルで廕昌と交渉に当たっていたホェフナー（Hoepfner）は「衰弱（tatsächlich angegriffene Gesundheit）」という言葉を使っている（GStA, BPH 113, Nr.1915, Eiswaldt an AA, 26.8.1901, Bl. 260）。

ヒター (Richter) を状況説明のため、ベルリンへ派遣した⁷⁶。

醇親王の電報を受け取った賡音泰は外務長官リヒトホーフエンを訪ね、醇親王が病気のためバーゼルに逗留し、遺憾ながら予定通りの謁見は不可能であるというメッセージを伝えた。その際、賡音泰は「我々〔ドイツ側〕が親王の随員に叩頭を免除すれば、親王の病気はすぐに改善するだろうと理解している」と付言している⁷⁷。これは、協議が進展しない状況を憂慮した呂海寰の「醇親王はバーゼルにおいて病気を理由に(托病)先に進めない」との進言と関連しており⁷⁸、醇親王の病気は謁見の延期に利用された⁷⁹。

交渉材料として醇親王の病気は利用されたが、それがドイツ側の態度に何らかの影響を与えたとは考えにくい。8月25日、賡音泰はドイツ外務省高官の話として「〔8月27日の謁見は〕すでに準備万端整っており、時期決定の変更は難しく、親王や宰相・各長官はみな〔醇親王を〕待ち受けるように命じられている。もし殿下が病気により〔ベルリンに〕来られないようなことがあれば、ドイツ皇帝は中国に親睦を深める意思がないとみなし、〔醇親王を〕ますます軽視することになり、別の問題が生じる可能性がある。これは両国の友好関係に影響を与えるだろう」と醇親王に伝えた⁸⁰。さらに同日「謁見の日程は変更できない」という外務省側の見解も伝えられた⁸¹。

この時点で謁見の日程変更は不可能となり、謁見の「請安」形式への変更案も前述のように拒絶された。謁見予定日の前日である26日になっても、賡音泰は「叩頭の一件は外務省と協議しているが、現在にいたるまで変更されていない。……廕昌は参贊として扱われているにもかかわらず、もし廕昌が〔叩頭を〕免除されたならば、〔廕昌よりも上級の地位にある〕張翼〔の待遇〕をどうすればよいのか」という外務省の見解を伝えるのみであつ

⁷⁶ 光緒二十七年七月初二日「載澧致使德参贊賡音泰電」(「文電選」37)；「日記」七月十二日。ドイツ側の接待役であったホエフナーはリヒターのベルリン派遣を事前に把握できなかったが、その目的が儀礼的な困難を可能な限り取り除くためであったとオイレンブルクに報告している。26日には、廕昌に対して言及された困難が除去されたならば、親王が衰弱しているにもかかわらず、すぐに旅行を続けるように要請した (GStA, BPH 113, Nr.1915, Hoepfner an AA, o.D., Bl. 249)。

⁷⁷ PA-AA, R.18506, A12274, Richthofen an Bülow und Tschirschky, Berlin, 25.8.1901. まったく同様の内容が駐バーゼル領事アイスヴァルトからホエフナーと廕昌との会談内容として外務省に報告され、それが侍従局に対して回覧されている (GStA, BPH 113, Nr.1915, Hoepfner an AA, o.D., Bl. 249)。

⁷⁸ 光緒二十七年十月初一日「函述醇邸到德與外部辯論禮節並接見呈遞國書日期各節希代回堂由」中研院近史研檔案館外交檔案 01-14-027-02-074。

⁷⁹ 鈴木は仮病を前提に論を進めているが、完全に仮病であったのかは判断できない。彼の7月25日付の日記から体調不良であるとの記述があり、むしろ長旅による疲れという状況を交渉材料として利用したと考える方が自然であると思われる (鈴木、前掲書、217-223頁；「日記」五月十二日)。

⁸⁰ 七月十二日「上醇親王電」(『紀事』巻1・44)

⁸¹ 七月十二日子刻「上醇親王電」(『紀事』巻1・45)

た⁸²。それはこの時点での清朝側の打開策がすべて失敗したことを意味した。

交渉が難航する一方で、醇親王自身は交渉の推移によっては、いつでもベルリンへ出発できる準備を整えていた。26日早朝、全権大臣への電報の中で「私は勝手に行動できず、諭旨を請い、それに遵わなければならない。〔しかし〕謁見の期日に遅れることは抜き差しならない問題であり、病気をおしてでもベルリンに行き、我が国家の至誠修好の意思を示さなければならない」という意思を示し、午後5時にドイツへ出発する旨を伝えた⁸³。しかし、醇親王がベルリンに向けて出発することはなかった。それは賡音泰から「ドイツ皇帝がすでに〔陰暦7月〕14日〔8月27日〕の謁見の中止を命じ」たとの電報を、ベルリンに派遣されたリヒターから「すでに外務省に詳細を伝え、また離宮においてドイツ皇帝の召見を受けた」との電報をそれぞれ受け取ったからである⁸⁴。したがって、リヒターの交渉の結果が出るまで、ベルリンの公使館は情勢を窺っているという状況であった⁸⁵。

実情は賡音泰からの報告よりも深刻であった。ヴィルヘルム2世は「謝罪使とその性格はすべての状況下で保持されなければならない。……中国側がこの必要不可欠な条件〔叩頭の実施〕を公式に受け入れるまで、中国の謝罪使はそれ以前にドイツ帝国領内に入ることを許可しない」という措置を取った。事実上の入国拒否であった⁸⁶。

28日、ベルリンでの交渉を終えたリヒターがバーゼルに戻ってきた。彼の報告によれば、「内務・外務長官と会見して、中国の親王の困難な状況を詳しく通達し、〔醇親王に〕代わってとりなしをお願いしたが、堅持している前説をほとんど変更できなかった⁸⁷。そして、「〔ドイツ側は〕中国側の提案に関するいかなる協議も行うつもりはなく、むしろドイツ皇帝とその国家に〔謝罪使としての〕使命を果たしたいのであれば、至急北京から旅行再開のために必要な命令を得ることに気を配るべきである」という交渉決裂が、ドイツ側から醇親王らに再度伝えられた⁸⁸。

ここに8月17日から10日間以上にわたって行われた両国間の協議は決裂し、それ以降はバーゼルにおいて、当地のドイツ領事アイスヴァルト（Eiswaldt）⁸⁹と参贊廕昌との間で情報交換が細々と継続されるのみであった。

⁸² 光緒二十七年七月十三日「賡音泰致載澧等電」（「文電選」38）

⁸³ 光緒二十七年七月十三日（辰刻発）「載澧致全権大臣電」（「文電選」39）

⁸⁴ 七月十三日「上醇親王電」（『紀事』巻1・45）

⁸⁵ 光緒二十七年七月十三日（亥刻発）「載澧致全権大臣電」（「文電選」40）

⁸⁶ PA-AA, R.18506, A12297, Tschirschky an AA, Wilhelmshöhe, 26.8.1901.

⁸⁷ 光緒二十七年七月十四日「醇親王致全権大臣電」（「文電選」43）

⁸⁸ PA-AA, R.18506, A12346, Tschirschky an AA, Wilhelmshöhe, 27.8.1901.

⁸⁹ アイスヴァルトは1897～1900年まで駐天津ドイツ領事であり、以前から廕昌と面識を持っていた。彼がバーゼル領事であったことは、叩頭問題において清朝にとって結果的に有利に働いたが、それが謝罪使のバーゼル滞在と直接的な関連性があるかどうかは不明。

2.3. 清朝の謝罪使観の動揺

交渉決裂後の8月28日、醇親王は軍機処と全権大臣に打開策を求めた⁹⁰。それはそもそも醇親王に決定権がなかったためであり、そのような彼の立場をドイツ側も把握していた。したがって、交渉決裂後、この謁見儀礼問題は主として北京の全権大臣と西安の軍機処との間で協議された。

全権大臣も交渉決裂の事実を受け、それまでの強硬姿勢の転換を迫られた。すでに交渉開始時に主張していた謝罪使が通常の使節団であるという見解は、謁見日程変更の交渉が行き詰まる中で揺らいでいた。

8月28日、李鴻章は軍機処宛電報の中で「大綱十二条の第1条には、〔謝罪使が〕国家の懺悔の意思を代表している。ハインリヒ〔親王〕が中国を訪れ、謁見した際は何も問題のない時であった。しかし、〔叩頭の実施による〕屈辱はとても耐えられるものではない。……もしドイツ政府が〔謁見の〕時期変更に同意するならば、〔ベルリンに〕行き一度謁見をして、条約を全うし、信義を示すべきであり」、謁見終了後、速やかに帰国させるという見解を示した⁹¹。それまでの強硬姿勢からドイツ側との何らかの妥協点を模索する姿勢が見て取れる。

西安の軍機処は李鴻章の見解を受け入れ、ハインリヒ親王の訪問と謝罪使では政治情勢が異なることを認めた上で、「しかし、ドイツ皇帝が決定した儀礼は、中国を侮辱することが甚だしく、着席したまま国書を受け取ることは〔叩頭の要求と比較すれば〕ささやかな侮辱ではあるが、両国の修好の意図において妥協することはできない」という見解を示した⁹²。

軍機処の懸念に対して、李鴻章は「必ず条約に照らして謁見し、〔清朝としての〕懺悔の意思を代表しなければならぬが、国体を傷つけるものであってはならない」と前置きした上で、1896年に彼自身がヴィルヘルム2世に謁見したことを引き合いに出して、国書進呈問題がヴィルヘルム2世の性格によるものであるという見解を示し、軍機処の懸念を緩和させたようとした。その一方で、「今回は謝罪（謝過）のために行くのであり、ハインリヒ親王が〔中国を〕訪問した時とは比較できない。尊処〔軍機処〕が糾弾しているのは着席したまま〔国書を〕受け取ることであり、醇親王が困惑しているのは参贊の跪拝であり、〔それぞれの主張の〕間をとるべきであるようだ（酌中定論）」と指摘した⁹³。李志武や王開璽はこの電報から軍機処と全権大臣の間で意見の相違が存在したことを指摘している。つまり、軍機処は着席したままの国書進呈を重大視している一方で、全権大臣は国書進呈の際の着席を許容したが、叩頭の要求を受け入れないという立場を示した⁹⁴。おそらく清朝側としても問題の一本化を迫られており、そのために李鴻章は先例を挙げて、軍機処を説

⁹⁰ 光緒二十七年七月十四日「醇親王致全権大臣電」（『文電選』43）

⁹¹ 光緒二十七年七月十四日辰刻「寄西安行在軍機處」（『李集』電稿40・16）

⁹² 光緒二十七年七月十八日到「盛宗丞轉西安來電」（『李集』電稿40・20）

⁹³ 光緒二十七年七月十八日「寄西安行在軍機處」（『李集』電稿40・20）

⁹⁴ 王開璽、前掲書、682頁；李志武、前掲論文、88頁。

得し、国書進呈問題に関しては譲歩する姿勢を見せたのであろう⁹⁵。

この時点で李鴻章は醇親王の派遣が謝罪のためであると明言し、従来の謝罪使観は完全に崩れた。国書進呈問題に関して譲歩は可能であったが、叩頭問題は清朝にとって「国体」にかかわるためどうしても譲れない問題であり、どのようにしてドイツ側からの譲歩を引き出すかが次の課題となった。

李鴻章はドイツ側が謁見の日程変更が受け入れることを前提として、「醇親王が謁見する際に、〔駐独清公使館参事官〕クレイヤー（Kreyer）と賡音泰を通訳として同行させ、張翼と廕昌は先の電報に照らして、病気を理由に、あるいはしばらく他の場所に移り、叩頭による屈辱を受けないようにする」と提案し、叩頭問題を解決しようとした⁹⁶。全権大臣のこの案は清朝側の最終的なドイツへの妥協案となった。

8月30日、呂海寰は、「謁見儀礼問題はすでに進退窮まり、協議すればするほど、〔ドイツ側は要求に〕固執していく。目下外務省は交渉再開を許可しておらず、ドイツでの議論に依拠するだけではおそらく決裂し、その後は二度と交渉できなくなる」という状況を報告した。その打開策として、速やかに清朝皇帝への国書進呈に関する取り決めを駐清各国公使と行い、それを公表するように要請した⁹⁷。この要請の背景には、「もし中国が西洋式の儀礼に変更すれば、以後一切は西洋式で行うだろう。この問題は現時点では変更されておらず、西洋式に照らして行うことはできない」というオイレンブルクの以前の発言が念頭にあったのだろう⁹⁸。呂海寰は清朝皇帝への謁見儀礼の方式が条約に明記されていない現状が叩頭の要求を正当化させる背景となっている点を憂慮し、前述の提案を行ったと思われる⁹⁹。呂がこの提案の中で叩頭問題に関する各国の仲裁を意図したか否かは判然としないが、軍機処はこの提案に同調し「……現在〔中国は〕外交関係を結び、各国は情誼を重んじており、各国公使に調停を強く依頼することを望む。打電して、呂海寰にドイツ外務省と再度協議させ、堅持することは堅持し、譲歩できるところは譲歩し、〔それでも〕もし実際に挽回できないようであれば、共に〔各国に〕照会議論して明白にし」、「各国公使に調停を依頼するよう」全権大臣に要請した¹⁰⁰。この時点で軍機処はドイツ側が叩頭の要求に固執する場合は、各国公使にその内容を通知する考えを示した。

9月1日、李鴻章は「条約に記載された使節派遣と〔ケッテラー公使の〕慰霊碑の建設

⁹⁵ 鈴木は問題を棚上げしたと述べているが、国書進呈問題をそれ以上主張せず、ドイツ側の主張を受け入れることで叩頭問題においてドイツ側の譲歩を引き出そうとしたと考える方が自然であると思われる（鈴木、前掲書、230頁）。

⁹⁶ 光緒二十七年七月十八日「寄西安行在軍機處」（『李集』電稿40・20）

⁹⁷ 光緒二十七年七月十八日到「盛宗丞轉柏林呂使來電」（『李集』電稿40・19）

⁹⁸ 『紀事』卷3・75。

⁹⁹ 「大綱十二条」に盛り込まれた謁見儀礼改革の内容は、謁見の場所、国書進呈の方法、紫禁城内の道順、謁見の際の輿の手配などに関して西洋的価値観に基づく謁見儀礼を清朝に義務づけるものであり、叩頭に対する言及はない（PA-AA, Peking II, 210, A152, Mumm an Bülow, Peking, 14.4.1901, Bl. 5-8; 『外文』33、北清事変別冊3、「清廷改革ニ関スル委員報告討議ノ件」、明治34年4月1日、434-440頁）。

¹⁰⁰ 光緒二十七年七月十八日「軍機処致全権大臣」（『文電選』47）

を我が方はすでに実施したが、彼〔ドイツ〕は礼節において特に国体に関わるような要求を行っており承服し難い。ドイツのこのような行為〔叩頭の要求〕は国際法にはなく、駐京各国公使の多くは〔叩頭の要求を〕是認するとは述べてはいないものの、調停の労を取ろうとはしていない」という状況を軍機処に説明した¹⁰¹。

軍機処は全権大臣に叩頭問題に関する各国公使への仲裁依頼を検討するように要請する一方で、すでに8月30日、駐英公使羅豊祿などに叩頭問題を通知し、英米日三国の政府に調停を依頼するよう指示しており¹⁰²、全権大臣と異なるルートを通じて叩頭問題の妥結をねらった。しかし、軍機処の調停依頼案も前出の李鴻章の電報にもあるように問題解決に寄与することはなかった¹⁰³。

交渉決裂後は、前述の通り全権大臣と軍機処の間で協議が行われていた。バーゼルの醇親王や呂海寰、ベルリンの賡音泰からの情報や提案もそこで検討され、北京にもその協議内容は伝わっていたが、バーゼルに逗留していた醇親王一行が協議に直接参加することはなかった。結局北京＝西安間での協議では、叩頭問題に関しては依然として妥協点を見出すことはできなかった。

8月28日、スイスで病氣養生をしていた呂海寰は急遽バーゼルに行き、醇親王と今後の対策を協議した¹⁰⁴。8月31日、醇親王は呂をベルリンに戻し、賡音泰と共にドイツ外務省と協議させ、叩頭問題に関する妥協点を模索させるという独自の動きに出た¹⁰⁵。その際、醇親王は廕昌にドイツ外務省宛にドイツ語の書簡を書かせ、呂に持たせた¹⁰⁶。

醇親王はヴィルヘルム2世に謁見した翌9月5日、全権大臣宛の電報の中で交渉決裂後のバーゼルの状況と書簡の内容について以下のように報告している。

〔陰暦7月〕14日〔8月27日〕のドイツ皇帝の謁見中止以降、派遣された特別列車や

¹⁰¹ 光緒二十七年七月二十一日申刻「寄德國巴在爾醇邸呂使」（『李集』電稿40・22）

¹⁰² 光緒二十七年七月十七日「軍機処致出使英国大臣羅豊祿等電」（「文電選」45）

¹⁰³ 例えば、日本外務省は駐日清公使より叩頭問題に関する調停要請が記された軍機処発の電報を9月3日に受け取っている。すでに問題は妥結しており、このような調停案が実際に効力を持ちえたとは考えづらい（JACAR, Ref. B02031974400, Reel No. A-0841. 586 画像、電信写、軍機処来電（9月3日に清公使が外務省に提出）、2「駐清、独国公使被戕ニ対シ謝罪使トシテ醇親王ドイツ派遣関係」（外務省外交史料館 A.6.1.3-14『義和団事変関係一件』（明33.3.15）／調書第8巻）以下で引用するJACARの史料も同じ出典であるためファイル名は割愛。

¹⁰⁴ 「日記」七月十五日；光緒二十七年十月初一日「函述醇邸到德與外部辯論禮節並接見呈遞國書日期各節希代回堂由」中研院近史研檔案館外交檔案01-14-027-02-074。

¹⁰⁵ 「日記」七月十八日。

¹⁰⁶ このときの醇親王の行動を、駐バーゼル・ドイツ領事アイスヴァルトはリヒターから聞かされており、呂海寰がベルリンに戻った意図なども察知していた。また、醇親王の状況を「昨日〔8月31日〕までいかなる提案や希望も述べることはなかった……」〔「帝国宰相も皇帝の決定を変更することが不可能であるという説明を受けた後」親王は沈黙を保ち、決定を中国にいる人々に委ねることしかできなかった〕と外務省に報告している（PA-AA, R.18507, A12661, Eiswaldt an AA, Basel, 1.9.1901）。

提督、侍従官はまだ〔バーゼルを〕離れることなく〔ドイツ側の〕動静を窺がってみると、挽回の機会があるように思われた。したがって、張翼と廕昌、梁誠、リヒター等と再三協議した結果、廕昌に命じてドイツ語の書簡を書かせ、賡音泰に送り、外務省と協議させることにした。〔書簡の内容は〕叩頭を我が国は到底受け入れることはできず、ドイツが変更しなかった場合、〔この問題は〕両国の体面に大きく関わってくるので、〔載〕澧は自らの意思でドイツ皇帝に寛大さを持って〔叩頭を〕免除してくれるように懇請した¹⁰⁷。

呂海寰のベルリンでの協議に関しては次節でドイツ側の対応と関連させて詳述するが、この醇親王らの自発的行動に関して、駐バーゼル・ドイツ領事アイスヴァルトは私見であるとしつつも、「親王がドイツの正当な要求を満足させようする善意を少しも裏切っていない」と醇親王を擁護するような報告をしており¹⁰⁸、この醇親王等の行動は、少なくともアイスヴァルトの好印象を引き出すことに成功した。このときの醇親王の行動は、報告が謁見の後であるという点からも窺えるように、北京からの指示を受けてのものではなく、独自に解決策を模索した結果であると思われる¹⁰⁹。

そのような醇親王等の行動は次節で検討するドイツ外務省の行動などと絡んで、ヴィルヘルム 2 世からの譲歩を引き出し、叩頭問題を解決に向かわせる要因の 1 つとなった。

2.4. 「叩頭」に対する外務省の批判

2.4.1. ドイツ人外交官の叩頭観

8 月 27 日の謁見中止以後、ドイツ側としても謁見儀礼問題解決を図らなければならなかった。そのような動きは、主にドイツ外務省内において叩頭要求に対する批判として表れた。叩頭要求に対する否定的な意見は交渉決裂以前からすでに存在した。8 月 23 日、外務省第 1 局（政務）の枢密参事官ホルシュタイン（Friedrich von Holstein）はヴィルヘルム 2 世に対して、「醇親王が叩頭により〔謁見を〕延期し、使節団の実現がこの状況〔叩頭の要求〕により不可能になったと〔対外的に〕説明した場合」、ヴィルヘルム 2 世の行動は問題となり、「もし中国がこれ〔叩頭〕を拒絶した場合、……他の列強はドイツの行為を非難することになるだろう」と指摘して、再考を求めた¹¹⁰。

儀礼問題全般に関して、外務長官リヒトホーフエンは「外務省はこれまで〔醇親王のジェノバ到着以前〕中国政府に対して何かを通知するような命令を受けていなかった。侍従局により調整された儀礼は、先週の日曜日〔8 月 25 日〕になって初めて知らされた」と

¹⁰⁷ 光緒二十七年七月二十三日「載澧致全権大臣電」（「文電選」54）

¹⁰⁸ PA-AA, R.18506, A12346, Tschirschky an AA, Wilhelmshöhe, 27.8.1901.

¹⁰⁹ 8 月 31 日付の軍機処から全権大臣に出された電報の中には、確かに呂海寰に外務省と協議させるという文言が含まれているが、北京には翌 9 月 1 日に到着しており、同じ内容の電報がもし醇親王に発せられていたとしても、当時の通信状況では同日中に到着するとは考えられない。したがって、醇親王が呂海寰をベルリンに戻したのは、独自の判断によると考えられる（光緒二十七年七月十七日「軍機処致全権大臣電」（「文電選」47））。

¹¹⁰ PA-AA, R.18506, A12178, Holstein an Wilhelm II, Berlin, 23.8.1901.

不満を露わにしている¹¹¹。クライン (Thoralf Klein) が指摘しているように、謁見儀礼の決定にドイツ外務省が参加できず、そのことへの不満は、ドイツ外務省が叩頭の要求に反対する要因ともなった¹¹²。

8月28日、駐バーゼル・ドイツ領事アイスヴァルトは、廕昌から叩頭問題が撤回されない限り旅行の再開はないと聞き、驚きを隠さなかった。このとき、「ドイツ皇帝の面前で現在の、そして他の通常の使節団にとって、国際法の習熟度 (völkerrechtliche Übung) が問題になり得る儀礼は、北京においては宗教上の見解に基づくものである」という廕昌の叩頭観が示されると、その会談の内容は帝国宰相ビューローに報告された¹¹³。侍従局は実際のところ叩頭がどのようなものであるかを正確には認識しておらず、「中国人がシンボルをめぐる争いの中で〔叩頭の〕解釈権を獲得した」とクラインが指摘しているように¹¹⁴、廕昌の発言を受けてドイツ外務省内で叩頭の性格に関する調査が開始されたのである。

同日、リヒトホーフエンは「中国謝罪使に関する覚書 (Promemoria betr. die chinesische Sühnemission)」を作成し、叩頭の儀礼に対する反対は宗教的な背景から検討されるべきであり、「叩頭は外国の支配者に対して適応されるものでない」という廕昌の発言を引用した。そして、彼はウィリアムズ (Wells Williams) の『中国総論』¹¹⁵を引き合いに出し、「中国的ではあるが満洲人にとっては元来馴染みのない、中国皇帝への謁見儀礼の宗教的性格は証明されている」と、清朝皇帝＝神の代理という宗教的見解を前面に押し出し、廕昌の発言を受け入れるかたちで叩頭の宗教性を強調した¹¹⁶。さらに「覚書」の中ではアイスヴァルトが提示した選択肢が紹介されている。それは清朝における謁見儀礼の改訂を含んだ講和条約の調印に清朝皇帝が同意したことを譲歩の材料として、より宗教性の少ない儀礼に変更するか、要求を堅持するかというものであった。後者の場合、列強に配慮せずに軍事的措置が必要であり、世論の了承を得なければならない点を強調し、「〔叩頭実施の〕決定によって生じる重大な結果に鑑みて、〔ビューロー〕閣下が陛下に提案を撤回するように勧めてもらいたい」と記している¹¹⁷。

¹¹¹ Ebd., A12369I, „Promemoria betr. die chinesische Sühnemission“ von Richthofen vom 28.8.1901.

¹¹² Klein, a.a.O., S. 211.

¹¹³ PA-AA, R.18506, A12369, Eiswaldt an Bülow, Basel, 28.8.1901.

¹¹⁴ Klein, a.a.O., S. 211f.

¹¹⁵ リヒトホーフエンの引用部分：S. Wells Williams, *The Middle Kingdom: a Survey of the Geography, Government, Education, Social Life, Arts, History of the Chinese Empire and its Inhabitants*, Vol.1, New York: Charles Scribner's Sons, 1899, 2nd. ed. p. 801.

¹¹⁶ ホルシュタインは、ヴィルヘルム 2 世が叩頭の宗教的性格の有無に関心を示しており、また確かな情報を欲していると言及した後に「〔叩頭に宗教的意味が含まれているのであれば〕、宗教的な畏敬を要求することはないので、彼〔ヴィルヘルム 2 世〕は当然その実施を諦めることでしょう」と付け加え、ブランドトにその証明を依頼した (PA-AA, Nachlass von Max von Brandt, E.361532-37, Holstein [an Brandt], 29.8.1901)。

¹¹⁷ PA-AA, R.18506, A12369I, „Promemoria betr. die chinesische Sühnemission“ von

リヒトホーフエンは翌 29 日付の駐清公使ムンム宛の電報の中で、「覚書」の見解を繰り返した後、次のように述べて、ムンム自身の見解を示すように要請した。

この儀礼の中国における宗教的な意味により、在華ヨーロッパ人はドイツ皇帝の前での叩頭の実施を彼らの中国的な立場から不敬なものに見なし、それによりこの〔キリスト教国である〕ドイツの宗教的感情もまた大きく傷つくことになるに違いない。

最終的に、中国に関心を持つ他の諸国……が叩頭を中国への更なる侮辱と考え、それにより〔ドイツが〕……政治的に不利な立場に立たされると考えられる¹¹⁸。

リヒトホーフエンは叩頭を中国の宗教的儀礼として考えており、彼の疑問点は叩頭が外交儀礼として適当であるかどうかにあった。彼はキリスト教国であるドイツ帝国の皇帝が中国の異教の儀礼を取り入れて謁見することにより、キリスト教国としてのドイツの威信が傷つき、同時に義和団戦争において協調していた列強から非難を受ける危険性を懸念していたのである。

リヒトホーフエンは、駐ヴァイマル・プロイセン公使館官房事務官(Legationskanzlist)ヘルマン(Hermann)に対して、当地に滞在している元駐清公使ブランド(Max von Brandt)に叩頭の宗教性が正しい見解であるのかどうかを問うように命じ¹¹⁹、ベルリン大学のアーレント教授(Carl Arendt)¹²⁰からも叩頭に関する意見を得た。

ブランドは叩頭実施への反対を明言し、「叩頭ないしそれに似た行為はいかなる場合においても中国皇帝に対してのみ行われるものであり、叩頭は必ず中国皇帝に帰属するものである。それゆえ、低い立場の者に対して行われる跪拝(Niederknie)で満足することは、中国人にとって中国皇帝に対する皇帝陛下の過小評価という考えを抱かせることになる(下線原文)」として、清朝皇帝の絶対性という点を強調し、さらに叩頭から跪拝の礼への儀礼変更に難色を示した¹²¹。

アーレントは叩頭やそれに類似した儀礼が一般社会の中で陳情を行う際などにも使用されている点を指摘し、「中国において慣例となった叩頭は歓迎儀礼という形態ではなく、切

Richthofen vom 28.8.1901.

¹¹⁸ Ebd., A12460, Richthofen an Mumm, Berlin, 29.8.1901.

¹¹⁹ Ebd., A12460II, Richthofen an Hermann, Berlin, 29.8.1901. また前述のように、ホルシュタインは同日付のブランド宛の書簡の中で、叩頭の宗教的性格を支持し、叩頭の要求が結局イギリスの中国利権にとって有利にしか作用しないという見解を示している(PA-AA, Nachlass von Max von Brandt, E.361532-37, Holstein [an Brandt], 29.8.1901)。

¹²⁰ カール・アーレント(1838-1902)：ベルリンにおいて言語学を学び、1865年以降、駐清ドイツ公使館で通訳、その後書記官を務める。1887年、当時の駐清ドイツ公使ブランドの推薦によりベルリン大学付属の東アジアゼミナールの教授に就任(Mechthild Leutner, Sinologie in Berlin, in: Kuo Heng-yü (Hrsg.), *a.a.O.*, S. 41f.)。

¹²¹ PA-AA, R.18506, A12490, Hermann an AA, Weimar, 30.8.1901. ここで叩頭と跪拝の違いをブランド自身は明確に示していないが、アーレントの意見を参考にすれば、その回数であり、前者が皇帝に対して、後者が一般社会でも見受けられる請願のスタイルであると認識されていると思われる。

なる願いの表現であり」、謁見儀礼以外の社会生活の場でも行われると主張し、「私が提案した〔叩頭の〕簡略化により、中国人は譲歩しやすくなり、私見によれば、この方法でも、依然として請願者としての謝罪使随員の性格を十分に表している」と、ブランドとは逆に叩頭から跪拝への簡略化を提案している¹²²。いずれにせよ、ドイツ側が叩頭問題解決のために何らかの譲歩が必要であると見ていた点で、両者の見解は共通していた。

叩頭の宗教性についてより詳細に検討したのは、前駐天津領事ゼッケンドルフ (Edwin Frhr. von Seckendorff) ¹²³であった。彼は覚書の中で、叩頭が宗教的起源を持ち、元来は祖先崇拜の儀礼であり、それが清朝の体制の中に組み込まれたとし、以下のような叩頭に関する見解を披瀝している。

〔中国皇帝の面前での叩頭の実施は〕中国における満洲人の正統性を持ち絶対的である支配への服従と容認の印として要求された。

……叩頭は、中国人により彼らの天下の支配者たる中国皇帝に対して行われている、中国の国家的な一単に非キリスト教的な一宗教的基礎に基づいた儀礼である。しかし、叩頭は……中国皇帝への服従と崇拜の印として見なされており、……宗教的意味とは矛盾しない。

……中国と条約を締結しているすべての国の代表は、いかなる時であっても中国政府の叩頭の実施に対して人間の尊厳をひどく傷つけるものと見なしており、中国皇帝の面前での叩頭の実施という無理難題は、いつも特別な憤慨を持って拒絶された。……もしこの〔叩頭の〕要求を堅持するのであれば、在華ドイツ人に思わぬ遡及効果が生じることは懸念されるべきことである。

私見によれば、〔ドイツ〕帝国政府の名声は叩頭の免除によって損なわれることはない。反対に、あまりにひどい侮辱〔と考えられる叩頭の要求〕が断念されるのであれば、それはみな理解するところであろう。〔それにもかかわらず叩頭の要求が〕行われるのであれば、人命 (Menschenleben) を代償として支払い、極東におけるドイツの経済利権のさらなる発展を損なうことになるかもしれない (下線原文) ¹²⁴。

ゼッケンドルフは叩頭を清朝皇帝に対する忠誠心を示す行為として理解し、繰り返し言及された叩頭の宗教性を歴史的に説明し、叩頭の宗教性と皇帝への忠誠という観点から 2 つの性格が矛盾なく統合しているが、その一方で叩頭が非キリスト教的性格を持ち、人間の尊厳を傷つけるという見解を示した。その上で、ゼッケンドルフは要求の撤回がドイツ政府の名声、つまりはドイツ皇帝の体面を損なうことはなく、そのような要求の堅持がむしろドイツの在華経済利権に対して悪影響を与えるとして、ヴィルヘルム 2 世に譲歩を迫った。

最後にそれまでの見解を総括するかたちで、8月31日、駐清公使ムンムは「諮問された専門家の判断によれば、中国皇帝が天子 (Sohn des Himmels) であり、地上における神の代理人 (Stellvertreter der Gottheit auf Erden) と考えられている限り、中国皇帝に捧げられる叩頭は宗教的な意味を持っている」と強調し、リヒトホーフェンが求めたような叩

¹²² Ebd., A12509, Aufzeichnung von Arendt, 30.8.1901.

¹²³ ゼッケンドルフは 1890～1897 年、駐天津ドイツ領事。

¹²⁴ PA-AA, R.18506, A12558, Seckendorff an Bülow, Berlin, 31.8.1901.

頭観は外務省の中で共有されることとなった。ムンムはさらに「もし陛下が慈悲を持って〔叩頭問題で〕譲歩なされるのであれば、疑いなく深い感謝の念をもって中国宮廷から賞賛されます。……〔1年前では思いもよらなかった〕中国皇帝の弟である親王が〔ドイツに〕派遣された謝罪使は、極東においてドイツ権益が拡大した成果であります」¹²⁵という見解を示し、譲歩がヴィルヘルム 2 世の尊厳を損なわない点にも言及した。ここからクレメートが呂海寰との会談の中で言及した皇帝の体面が配慮されていたことも窺い知ることができる。外務省が示した叩頭観は、ヴィルヘルム 2 世の「慈悲を持った譲歩」を促す 1 つの要因であった点は疑いない。

2.4.2. 叩頭問題解決へ

ヴィルヘルム 2 世の譲歩を引き出す要因はそれ以外にも存在した。8 月 30 日ごろからドイツやスイス、中国の新聞が叩頭問題を取り上げ始めた¹²⁶。8 月 31 日付『バーゼル・ニュース (*Baseler Nachrichten*)』¹²⁷や『フランクフルト新聞 (*Frankfurter Zeitung*)』¹²⁸において叩頭問題に関する記事が掲載されており、駐清公使ムンムは叩頭の要求が中国において日本資本の中国語新聞にも掲載され¹²⁹、ロイターが「親王への意図的な侮辱を推測し

¹²⁵ Ebd., A12560(T), Mumm an AA, Berlin, 31.8.1901.

¹²⁶ 新聞報道とは別に、公的な場での叩頭問題の公表時期を特定する材料として、駐独日本公使井上勝之助の報告がある。30 日の時点では、醇親王のベルリン到着が遅れている理由が「獨逸皇帝ノ彼〔醇親王〕ヲ引見スルニ就テ、其儀式ノ問題ニ關シ、或ル困難ノ起キタルカ為（下線筆者）」であるとして、具体的に謁見儀礼において何が問題となっているかについての言及はなかった。しかし、9 月 1 日付の電報には、「清國特使ノ伯林ニ入ルヲ拒ム所以ハ、同使節カ獨逸皇帝ニ謁見ノ際、叩頭ノ禮ヲ行フ可シトノ獨逸政府ノ要求ニ應スルコトヲ拒ムカ為（下線筆者）」と明記されており、具体的に叩頭が問題であったと認識したことが窺える（『外文』33、北清事変別冊三、「使節醇親王独帝謁見遅引事情ニ関スル件（一）（二）」明治 34 年 8 月 31 日、303 頁、JACAR, Ref. B02031974400, Reel No. A-0841, 585 画像、電信第 68 号、駐独公使井上勝之助より外務大臣曾彌荒助宛、明治 34 年 9 月 1 日発、2 日着）。

¹²⁷ ここでは叩頭の要求が謝罪使の性格を考えて妥当であるという見解が示されている： „Die chinesische Sühnemission“, *Basler Nachrichten*, 31.8.1901.

¹²⁸ „Die chinesische Sühne=Gesandtschaft“, *Frankfurter Zeitung*, 31.8.1901.

¹²⁹ ムンムは具体的な新聞名を挙げていないが、中下正治の研究によれば、同時期における該当する新聞は『同文滬報』のみである。8 月 28 日付同新聞には醇親王が病気のためバーゼル逗留しているという翻訳記事が掲載されており、9 月 1 日および 2 日付の論説「論醇親王使徳近事」では醇親王のバーゼル逗留と謁見の延期に関する風評が紹介され、さらに叩頭に関する記述があるため、おそらくムンムが言及している新聞は『同文滬報』であると思われる。しかし、ムンムは 8 月 31 日に打電しており、報告と直接関連する記事を発見できなかったため、実際のところは不明である（中下正治『新聞にみる日中関係史—中国の日本人経営紙—』研文出版、1996、192 頁）。

ている」と報告した。さらに、同報告の中でムムは「新聞や世論において〔醇親王のバーゼルでの〕長期滞在が陛下ご自身への好まざる批判を受ける危険性を意味し、世論に3度の跪拝の不可避性を納得させることは難しい」と述べ、世論を考慮した場合、叩頭の要求を貫徹することが不可能であるという見解を示した¹³⁰。このような批判の背景には、ドイツ皇帝が醇親王に対しても叩頭を要求したという「誤った報道」が日本の新聞やロイターなどを通じて広がっていた事実があったと思われる¹³¹。

新聞紙上で醇親王に対する処遇への非難がなされる中、「謁見儀礼において、叩頭ではなく、随員の簡略化した跪拝 (*einfaches Niederlassen des Gefolges auf die Knie*) が考慮され」¹³²、ヴィルヘルム 2 世も従来の態度を軟化させ始めた。さらにムムの報告によれば、叩頭問題の存在に気付いた各国公使は、清朝の全権大臣がドイツに圧力をかけるために義和団議定書の調印を延期する措置に出るという認識を持っていた¹³³。こうして世論や駐清各国公使の批判を回避するために、醇親王のベルリン訪問と謁見の早期実現が必要となった。

最終的な契機は、前節第 3 項で言及したように、駐独公使呂海寰が醇親王の書簡を携えベルリンに到着したことであった。呂海寰は到着した翌 9 月 2 日に、醇親王の書簡を携えて外務省に赴き、外務省枢密参事官クレメトと協議した。クレメトは「親王がお越しになれば、必ず接見するだろう。ただ叩頭の免除に関しては、廢音泰宛のドイツ語の書簡の方法に照らして、外務省に照会し、ドイツ皇帝に叩頭の免除をお願いするように親王に求めて欲しい」と述べた。呂海寰はそれでも叩頭問題が解決しない場合、李鴻章からの訓令に従って、駐独清公使館参事官クレイアーと書記官廢音泰を同行させて国書進呈を行うことにしたが、呂は醇親王に対して「このこと〔醇親王の書簡提出〕は転機であり、……時間が迫っているので、どうか先に出発の準備をしていただきたい」と伝え、ドイツ側が好意的な回答をするという期待を持った¹³⁴。

同日、ヴィルヘルム 2 世は叩頭の要求を撤回した。そして、決定された謁見の形式は、親王の随員は控えの間に留まり、醇親王は廢昌 1 名だけを通訳として同行させ、謁見の際

¹³⁰ PA-AA, R.18507, A12612(T), Mumm an AA, Peking, 31.8.1901. この報告に関連して、ミュールバルクは駐日公使アルコ (Arco=Balley) に打電して、直接的な照会を避け、叩頭問題が話題になっているか、日本政府の態度を調査するように要請した (Bbd., A12643, Mühlberg an Arco, Berlin, 1.9.1901)。

¹³¹ Ebd., A12689, No. 529(T), Mumm an AA, Peking, 2.9.1901. ヴィルヘルム 2 世はあくまで謝罪使の随員に叩頭を要求したのであり、醇親王本人に要求したわけではなかった。

¹³² Ebd., A12612, Richthofen an Mumm, Berlin, 1.9.1901.

¹³³ Ebd., A12684(T), Mumm an AA, Peking, 2.9.1901. 調印延期と直接関係するかは不明であるが、「醇親王への返答の草稿の中でようやく調印された講和条約 (*der abgeschlossene Friede*) について言及されているため (下線原文)」、外務長官リヒトホーフエンはムムに議定書の調印に関する回答を求めている (PA-AA, Peking II, 173, 335/01, Richthofen an Germania Peking, 1.9.1901, Bl. 151)。

¹³⁴ 光緒二十七年七月二十日「呂海寰致載澧電」(「文電選」49)

にはお辞儀を行うというものであり、この情報はすぐにアイスヴァルトに伝えられ¹³⁵、一方で呂海寰を通じて醇親王にも知らされた¹³⁶。このようにヴィルヘルム 2 世が態度を急変させた表向きの理由として、ダンツィヒでの陸海軍合同演習のために、9 月 6 日にはベルリンを離れなければならないという事情も伝えられた¹³⁷。しかし、前述のように、外務省の反対や世論の批判がヴィルヘルム 2 世に叩頭問題での譲歩を行わせた要因となったことは疑いない。そして、醇親王側から叩頭の免除が請願されたことにより、ヴィルヘルム 2 世は体面を保ちつつ、要求を撤回することができた。

叩頭の撤回と謁見の実施に関して、醇親王側にはそれが「〔ドイツ皇帝の〕特別の恩情を持って、跪拝の礼を免除する」ものとして伝えられている¹³⁸。その報告を受け取った醇親王は、アイスヴァルトをホテルに招き、直接ヴィルヘルム 2 世の措置に対する感謝の念を述べ、その際、「最初の列車ですぐに」謁見が行われるポツダムに向かう意思を伝え¹³⁹、謁見儀礼問題は両国の妥協という形で終了したのである。

2.5. 謁見後のドイツ視察

2.5.1. スケジュールの決定

8 月中旬から 2 週間にわたって、清独間さらには両政府内でも激しい議論が交わされた叩頭問題は、両国の妥協の上に解決し、当初の予定より 1 週間ほど遅れた 9 月 4 日、醇親王は蔭昌を通訳として連れ、ポツダムの新宮殿においてヴィルヘルム 2 世に謁見した。この謁見に謝罪使としての性格が濃縮されていたのである。その状況について、『フランクフルト新聞』が以下のように報道している。「中国親王が新宮殿の前に到着した時、そこにいる儀仗兵は親王に敬意を示さず、将校は会釈をしなかった。それは計画されたことであった。謝罪する以前の親王は……無視され」、醇親王は謝罪使の団長として遇された。しかし、「謝罪が行われた瞬間、親王は親王として遇された。〔親王に対する〕敬意は、音楽や近衛騎兵中隊により親王の馬車を護衛することで示された。昨日の決定に反して、醇親王はドイツ皇帝の賓客として扱われた」¹⁴⁰。この謁見後、実質的な意味での謝罪使としての性格は失われ、形式的なものとなり、それ以後、謁見と光緒帝の国書の内容に満足したドイツ側は醇親王を非常に厚遇していくこととなった¹⁴¹。したがって、ミュールハーンが指摘し

¹³⁵ PA-AA, R.18507, A12685, Richthofen an Eiswaldt, Berlin, 2.9.1901.

¹³⁶ 光緒二十七年七月二十日「呂海寰致載澧電」（「文電選」51）

¹³⁷ PA-AA, R.18507, A12685, Richthofen an Eiswaldt, Berlin, 2.9.1901.

¹³⁸ 光緒二十七年七月二十日「呂海寰致載澧電」（「文電選」51）

¹³⁹ PA-AA, R.18507, A12710, Eiswaldt an AA, Basel, 2.9.1901.

¹⁴⁰ „Der Empfang des Prinz Tschun durch den Kaiser“, *Frankfurter Zeitung*, 5.9.1901.

ヴィルヘルム 2 世がそれまでの命令を変更して、醇親王に対して敬意を示すように命じた（PA-AA, R.18507, A12771, Hülsen an AA, 4.9.1901）。

¹⁴¹ PA-AA, R.18507, A12988, Richthofen an Mumm, Berlin, 9.9.1901. ドイツメディアにおいても醇親王の謁見はある程度肯定的に捉えられていたが、醇親王の謁見では清朝の謝罪の意志が十分に示されていない、という主張する新聞も存在していた。例えば、駐

たように、謝罪使としての性格は謁見の場にのみ限定されていたのである¹⁴²。しかし、謝罪使としての性格は完全に失われたのではなく、後々醇親王らの行動を規制する要因となったことを最初に言及しておきたい。

謁見後、光緒帝たちが望んでいた視察の機会が醇親王に与えられた。醇親王の日記から彼のドイツにおける行動を追うことは可能であるが、本節ではドイツ側の史料、特に視察に関するドイツ側の責任者であった前天津領事ゼッケンドルフとタイヒマン (Teichmann) の報告書も利用しながら¹⁴³、①醇親王が何をドイツ視察に期待していたのか、②ドイツ滞在のスケジュールがどのように作成され、③ドイツ側がこの視察にどのような意味を与えたのかという問題を検討する。

醇親王の謁見はプロイセン王国侍従局の責任で行われたが、ゼッケンドルフの報告書によれば、醇親王のベルリン滞在中、外務省が醇親王の世話を担当することとなった。そして、彼とタイヒマン、ローギシェン (Logischen) の3名が世話役に指名され、「軍事に関する以外のすべての視察 (下線原文)」を担当した。担当期間は醇親王一行がダンツィヒに出発する9月15日までとなり¹⁴⁴、ダンツィヒ滞在中は侍従局が再度担当することになった。その後は醇親王の帰国まで、再び外務省が担当し、責任者はタイヒマンとなった。

それではスケジュールはどのように作成されたのか。9月7日に関する報告書からその過程を追ってみたい。7日当日の予定は醇親王側が作成したようであるが、その翌日以降の予定は、駐独公使呂海寰、参贊李德順がゼッケンドルフに面会し、醇親王が視察を希望する工場のリストを提出し、要望を実現してくれよう外務省へのとりなしを依頼した。このリストにはドイツ全土の重要と思われる工場名が記述されており、醇親王たちがドイツの産業に大きな関心を抱いていたことは明白である。これに対して、ゼッケンドルフはベルリンの視察地を提案し、リストに関しては廕昌と共同してスケジュールを作成すると呂海寰に伝えている¹⁴⁵。したがって、醇親王のスケジュールは「見よう」とする清朝側と「見せよう」とするドイツ側双方の意見を調整して作成されたが、醇親王の希望をかなえるためにドイツ側は協力を惜しまなかった。ゼッケンドルフは訪問予定先と視察準備に関する依頼や協議を行っており、彼の存在なしに醇親王の視察を希望通りに実行させること

バイエルン・プロイセン公使モント (Mont) は『新バイエルン新聞 (*Neue bayerische Zeitung*)』と『アウグスブルク報知新聞 (*Augsburger Postzeitung*)』が謁見を否定的に評価していると報告している (PA-AA, R.18507, A12906, Mont an Bülow, München, 6.9.1901)。

¹⁴² Mühlhahn, a.a.O., S. 258.

¹⁴³ PA-AA, R.18507, A13506, Seckendorff an Bülow, Berlin, 20.9.1901. この文書は „Referat über einen mir seitens des Herrn Staatssekretärs erteilten Aufgabe“ という題で 34 頁にわたり、9月14日までの醇親王の行動の詳細な報告や訪問先リスト、訪問先との間で交わされた電報が収録されている。以下引用の際には「視察日」か「付属書類番号」を付記する。

¹⁴⁴ Ebd..

¹⁴⁵ (Tagesbericht) Berlin, 7.9.1901, in: PA-AA, R.18507, A13506, Seckendorff an Bülow, 20.9.1901.

は不可能であった。

2.5.2 視察内容

醇親王の要望はドイツ全土を対象としていたが、次のページに示した表からわかるように視察地はハンブルクを除けばプロイセン王国内に限定されていた。その理由としてドイツ帝国を構成する各王国や大公国との協議の必要性や謝罪使に対する責任の所在など様々な問題が発生する可能性があり、それを回避するための措置と推測される。

醇親王の視察目的は、ドイツの軍隊と軍需産業を含むドイツの近代的工場であり¹⁴⁶、時期は大きく2つにわかれる。①9月4日～11日までのベルリンおよびその周辺の視察、②9月12～26日までの日帰りを含む視察旅行である。特に9月15日～20日のダンツィヒでの軍事演習の視察、9月23日～26日のライン地方視察(工場や鉱山)は長期のものであった。醇親王の日記の中にはデパートや動物園などに関する記述やドイツの科学技術に関する記述がそれらに対する印象とともに散見されるが、軍事教練や軍需工場視察に関して詳細な記述をしており¹⁴⁷、醇親王も第3章で取り上げる考察政治大臣や第5章の軍事使節団などと同様にドイツの軍事力には多大な関心を示していたことがわかる。例えば、9月5日にはポツダム近郊での軍事演習を視察し、「軍装は新品で清潔であり、歩調も整然とし、大演習ではないとはいえ、ここでドイツ陸軍の概を知ることができた」という印象が日記に書かれている¹⁴⁸。

醇親王のドイツ滞在中の最大のイベントはダンツィヒにおける陸海軍合同演習の視察であった。謁見後、醇親王は慶昌を連れ、皇后アウグステを表敬訪問した際に、「ベルリンに長く滞在し、各工場などを視察し、またダンツィヒでハインリヒ親王に面会し、海軍を視察したいと要望した」¹⁴⁹。ここから彼が演習に大きな関心を示していたことがわかる。9月5日、侍従局のシャフ(Schaff)は宮廷顧問官ブーロ(Buro)に「陛下は親王をダンツィヒの観艦式に招待した」という内容の電報を送っている¹⁵⁰。観艦式招待の直接的な背景には謁見を通じて、ヴィルヘルム2世が醇親王に対して好印象を抱いたことが考えられる¹⁵¹。さらには19日に甲板での昼食会に招待する関係で、醇親王が演習の視察を希望するのであれば、そのように手配するようにヴィルヘルム2世は命じ、醇親王の要望は実現の運びとなった¹⁵²。この観艦式と演習視察が醇親王にとってドイツでの出来事の中で最も印象

¹⁴⁶ 丁三、前掲論文、26頁。

¹⁴⁷ 醇親王は日記に工場視察先で得た詳細な情報を記している。例えば、9月11日、ベルリンのジーメンス&シュッカート社、12日のシュテッティンのフルカン造船所、23日のエッセンのクルップ社の視察。

¹⁴⁸ 「日記」七月二十三日。

¹⁴⁹ 光緒二十七年七月二十三日「載豊致全権大臣電」(「文電選」54)

¹⁵⁰ GStA, BPH, 113, Nr.1915, Schaff an Hofrath Buro, 5.9.1901, Bl. 353.

¹⁵¹ PA-AA, R.18507, A.e.o.12988, Richthofen an Mumm, Berlin, 9.9.1901.

¹⁵² Ebd., A13328, Tschirschky an Richthofen, Danzig, 19.9.1901.

表:醇親王のドイツ滞在中の日程

日付	訪問地	内容
9月3日	ポツダム	ポツダム駅に到着し、宿舎としてあてがわれたオランジェリー宮殿に滞在
4日	ポツダム	午前、ヴィクトリア皇太后の墓を詣で、献花 昼、新王宮にてヴィルヘルム2世に謁見 午後、ヴィルヘルム2世の答礼をオランジェリー宮殿で受ける ポツダムの各地を見学
5日	ポツダム	近郊にある訓練場を視察 皇后に謁見後、ベルリンのホテル「ベルビュー」に移動
6日	ベルリン	ヴィルヘルム1世の墓を詣で、献花 王立磁器工場とデパート「ヴェルトハイム」を視察
7日	ベルリン	ベルリンの宮殿・帝国議会議事堂・動物園を視察
8日	ベルリン	外務省を訪問
9日	ベルリン	絵画館・王室専用厩舎・水族館・郵便局・消防展示館を視察 外務長官リヒトホーフエンの邸宅で行われた晩餐会に出席
10日	ベルリン	リヒターフェルデの中央幼年学校を視察後、博物館・絵画館を見学 夜、関係者を集めた醇親王主催の晩餐会が行われる
11日	ベルリン	ジューメンス&ハルケス、ルートヴィヒ・レーヴェ&コーポレーションの工場を視察 写真館で記念撮影の後、郵便総局・博物館を見学
12日	シュテッティン	フルカン社の造船所を視察
13日	ハンブルク	市長を表敬訪問し、エルベ川を周遊後、港の倉庫を見学 ブローム&フォス造船所を視察
14日	ベルリン	マッキンリー大統領暗殺への哀悼の意を伝えるため、アメリカ大使館を訪問 醇親王主催の昼食会
15日	ベルリン	ダンツィヒへ向かう
16日	ダンツィヒ	合同演習を視察後、ハインリヒ親王に会うため、軍艦に乗船
17日	ダンツィヒ	合同演習を視察
18日	マリーエンブルク	教会を見学
	エルビング	魚雷艇工場とタバコ工場を視察
19日	ダンツィヒ	「ホーエンツォレルン」号での昼食会に招待され、紅鷲十字勲章を授与される
20日	ダンツィヒ	ベルリンへ戻り、新公使館に滞在
21日	ベルリン	休息
22日	ベルリン	エッセンへ向かう
23日	エッセン	クルップ社の製鋼工場・溶鉱炉などを視察 リヒターを醇親王の代理としてミュンスターのケッテラー男爵夫人のもとに派遣し、ケッテラーの墓に献花をさせる
24日	ニーダーヴァルト	普仏戦争の戦勝記念碑を見学
	リュエデスハイム	ワイン工房「シュトゥルム」を見学
	ザールブリュッケン	到着
25日	ザールブリュッケン	官営の炭鉱を視察
26日	シュタースフルト	塩鉱を視察
27日	ベルリン	オペラ鑑賞
29日	ベルリン	廐昌を連れ、外務省を訪問。外相リヒトホーフエンに帰国の挨拶を行う 午後11時、アンハルト駅からジェノバに向けて、出発

出典：載澧「醇親王使徳日記」153-163頁、PA-AA, R18507, A13506, Seckendorff an Bülow, 20.9.1901; R18508, A16250, "Reise des Prinzen Tschun vom 22-28. September d(ieses). J(ahre)s." von Teichmann, 17.11.1901より筆者作成。

深いものであり¹⁵³、駐独日本公使井上勝之助も「……〔醇〕親王ハ始終非常ノ熱心ヲ以テ陪観」したと報告しており¹⁵⁴、第三者から見ても醇親王は熱心に演習を視察していたようである。ここでは日記の記述から醇親王の軍事演習に関する印象を見てみたい。醇親王の随員は清朝側が張翼と廐昌、ドイツ側がホエフナー少将 (Hoepfner)、リヒター少将 (醇親王に同行している間に少将に昇進)、リュトヴィッツ少佐 (Lüdwitz) であった¹⁵⁵。

18日に近郊のマリーエンブルクとエルビングを視察した以外は、ダンツィヒで軍事演習

¹⁵³ Ebd., R.18508, A17642, Knappe an Bülow, Shanghai, 8.11.1901.

¹⁵⁴ JACAR, Ref. B02031974400, 601-602 画像、機密第 25 号「清國使節醇親王出発帰国ノ件報告」、駐独井上全権公使発小村外相宛、明治 34 年 10 月 3 日。

¹⁵⁵ 「日記」八月初三日。

の視察やヴィルヘルム 2 世や皇弟ハインリヒ親王と面会している。9 月 16 日には演習場で「騎兵隊、歩兵隊、楽隊、資糧隊、海兵隊、狩猟隊などの合同演習」とヴィルヘルム 2 世が騎兵隊を直接指揮する光景を目にし、午後には軍艦に乗船し、ハインリヒ親王と会談した¹⁵⁶。17 日、南部での合同演習を視察し、「演習場は広く、退守進攻は大敵に臨むようで、壯観であった」という感想を日記の中に書いている¹⁵⁷。

19 日、演習場で合同演習を視察した後、上述のように醇親王は「ホーエンツォレルン」号の甲板でヴィルヘルム 2 世が主催した昼食会に招待された。その際、世論の中に賛否両論があったにもかかわらず、紅鷲十字勲章が醇親王に授与されている¹⁵⁸。彼はダンツィヒでの様子を「ドイツ皇帝とハインリヒ親王と面会したが、非常に礼遇され、〔両者は〕心から両国関係について考えていた」と報告しており¹⁵⁹、この滞在の中で両国関係の改善が試みられた点を指摘している。

事実、醇親王一行は直前に死去したヴィクトリア皇太后やヴィルヘルム 1 世夫妻の墓に献花をし、さらには義和団戦争で戦死したシュヴァルツホフ (Schwarzhof) の仮遺体安置所 (権厝処) を訪れており¹⁶⁰、ここから視察という面だけではなく、外交儀礼を通じてではあるが、ミュールハーンが指摘するように、謝罪使として悪化した清独両国の関係修復に貢献しようと努めた面が浮かび上がってくる¹⁶¹。リヒターは「ドイツ皇帝や国民が〔皇太后の墓への献花に〕深く感心した」としており、ドイツ側では好意的な評価がなされていた¹⁶²。

その最たる事例は、醇親王が義和団戦争中に殺害された前ドイツ公使ケッテラーの遺族に面会して、直接謝罪するという計画であった。醇親王一行は視察のためライン地方を訪れる予定であり、その際ミュンスターに埋葬されたケッテラーの墓を訪れるつもりでいた。この発想自体はドイツ側から強制されたものではなく¹⁶³、あくまで醇親王の自発的意思によるものであった。廕昌が事前に母親であるケッテラー男爵夫人に手紙を出したのである

¹⁵⁶ 「日記」八月初四日。

¹⁵⁷ 「日記」八月初五日。

¹⁵⁸ 『ミュンヘン一般新聞』は醇親王への紅鷲大十字勲章授与に関して議論が巻き起こっていたことを紹介している。勲章の授与によって謝罪使の性格が歪曲させられてしまうという主張が存在し、他方ではこの授与は謝罪行為の変更を意味せず、ドイツ側がそれでも醇親王を優遇した点を示すという反論が存在した („Zur Dekorierung des Prizen Tschun“, *Münchener Allgemeine Zeitung*, 25.9.1901)。

リヒターの報告には、「ドイツ国家は元々勲章を贈らないつもりであったが、ただドイツ皇帝は一度親王を目にし、大変愛しみ敬い、ついにこれを送ることになった……」とあり、当初ドイツ政府は勲章の授与を考えていなかったことが窺える (「照訳徳提督李希徳来函備述」(「文電選」64))。

¹⁵⁹ 光緒二十七年八月十日「載澧致全権大臣電」(「文電選」59)

¹⁶⁰ 「日記」七月二十二日および二十四日。

¹⁶¹ Mühlhahn, a.a.O., S. 262.

¹⁶² 「照訳徳提督李希徳来函備述」(「文電選」64)

¹⁶³ *Tägliche Rundschau*, 13.9.1901.

う。9月10日にはその返信が廕昌に届いたが、その中で夫人は醇親王の訪問を謝絶した¹⁶⁴。そのため、醇親王は代理としてリヒターをミュンスターに派遣し、ケッテラーの墓に献花をさせている¹⁶⁵。『ケルン新聞 (*Kölnische Zeitung*)』は『ベルリン最新ニュース (*Berliner Neueste Nachrichten*)』の以下のような記事を転載した。「そのような〔ケッテラー男爵夫人の〕謝絶は十分に理解できるが、他方で中国皇帝の近親者がまったく自発的に、北京でのドイツ側の要求を上回るような〔行為であった〕、手紙を出して示した真摯な思い (pietätvolle Absicht) を見誤ってはならない」¹⁶⁶。これは一例にすぎず、醇親王のこの行為がドイツ全体でどのように評価されていたのかは検討の余地があるにしても、醇親王がドイツでの行動を通じて両国関係の改善に努めており、またその行動が少なくともドイツにおいて共感を誘ったのは確かであろう。その意味で謝罪使としての行動と友好親善とは矛盾するものではなかった。

それでは視察団としての醇親王一行の行動を清独の関係者はどのように評価していたか。

ドイツ滞在中、醇親王に随行していたリヒターは「親王は今回の大演習と各工場を視察した。慌しく一通り見ただけだが、概要を知ることはできた」と、一応の成果があったことを強調している。また張翼は外務長官リヒトホーフエンに面会した際、「各工場の視察時間は非常に短く、細かな点まで見学できなかった。それぞれが〔ドイツの工場を〕非常に賛美しているが、ただ外国で実施可能なことと、中国で実施不可能なものがあり、随時研究し、その原因を十分に探知してから、一つ一つ実行しなければならない」と述べ、無条件の賛美を避け、ドイツで得た見聞を今後検討していく必要性を強調している¹⁶⁷。

そのような清朝側の好印象は政府からの要請を受けた各工場の努力の成果であった。一方でドイツの各企業も武器市場としての中国を念頭に対応したと考えられる。つまり、視察を通じて醇親王の心証を良くし、北京議定書の規定により、当時清朝は武器禁輸の状況にあったが、将来的に軍隊の近代化に必要な物資をドイツから調達させようという意図があったのであろう¹⁶⁸。

ドイツ側の印象として、ここではドイツ側随員として醇親王に随行していたタイヒマンの報告書を挙げたい。彼は醇親王の工場視察に一定の手ごたえを感じながら、「醇親王がのちに祖国での政治家としての人生の中で果たす役割は、今回の助言者や将来彼に仕える助言者に左右されるだろう。彼が新しいものを何でも素直に受け入れている様子を見て、若

¹⁶⁴ Abschrift des Briefes von C. Freifrau von Ketteler vom 9.9.1901, in: PA-AA, R.18507, A13057, Bericht von Seckendorff, 10.9.1901. ケッテラー男爵夫人から廕昌に出された手紙をゼッケンドルフが手に入れ、外務省内で回覧させている。

¹⁶⁵ 「日記」八月十一日。

¹⁶⁶ *Kölnische Zeitung*, 19.9.1901.

¹⁶⁷ 「照訳徳提督李希徳来函備述」(「文電選」64)

¹⁶⁸ 当時の清朝は「十二条大綱」に基づいて武器の輸入が禁止されており、醇親王の帰国後すぐに、ドイツの武器を輸入できる状況にはなかったが、ここでは「〔武器〕輸出の禁止の終了後、ドイツの企業は再び〔対清武器〕輸出に着手するつもりであった」というラーテンホーフの見解を念頭に置いている (Udo Ratenhof, *Die Chinapolitik des Deutschen Reichs 1871 bis 1945*, Boppard am Rhein 1987, S. 184)。

くしてドイツを訪問して得た大きな感銘は、将来にわたって残り続けると思われる」、と醇親王のドイツ滞在が、今後の彼の政治活動に影響を与えることを期待している。さらに醇親王がドイツ訪問を通じて、ヴィルヘルム 2 世に尊敬の念を抱いたことは、ドイツにとって今後の醇親王との関係を維持発展させていく上で重要な契機となったと思われる¹⁶⁹。

当事者であった両国とは別の視点として、駐独日本公使井上勝之助は醇親王のドイツ視察を「獨逸政府モ同親王ノ脳裏ニ獨逸文明ノ進歩及優勝ナルコトヲ印刻セント」するものであると評価した¹⁷⁰。井上の指摘の通り、醇親王のドイツ視察は清朝側にとっては西洋の知識獲得の機会であると同時に、ドイツ側にとっては醇親王にドイツの先進性を知らしめる機会でもあった。この相互的な思惑はある程度成功したと言えよう。

しかし、ここで看過してはならないのは、醇親王がこのドイツ視察の後、その体験を相対化させる機会が当初計画されていたことである。それは欧米歴訪という性格を持つものであった。なぜこの計画が実現しなかったのか、その背景を次節で明かにしたい。

2.6. 欧米歴訪計画とその中止

2.6.1. 各国からの訪問要請

醇親王は謝罪使の派遣を機会に、ドイツだけではなく、他の西洋諸国も同時に訪問する構想を北京出發以前から持っていた。

醇親王は駐清アメリカ公使コンガー (Conger) からアメリカ訪問の要請を受けたことを上奏し、その中で訪問の意志を示した¹⁷¹。西安に蒙塵中の朝廷はアメリカ訪問を許可し¹⁷²、さらにアメリカに続いて、日本からも醇親王の訪問要請を受けると、イギリス、ベルギーも同様の要請をした場合にはそれを受けると全権大臣に命じている¹⁷³。

醇親王の各国訪問は、上記の限りでは各国の要請によりなされるもののように見えるが、日本の例を見ると、醇親王は駐清公使小村寿太郎に「帰路、東京ニ立寄ルコトハ自身ノ切望スル所ナルモ、公然ノ案内ニ接セザル限り、中途何国ヘモ滞留スベカラズトノ命ヲ受ケ居ルヲ以テ、入京スルヲ得ズ」と説明しており¹⁷⁴、このような状況を考慮して、小村が醇親王の訪問を要請する形式をとったと推察される。

そのような手順を踏まなければならなかったが、軍機処は一度容認の態度を示すと、今度は醇親王がローマを訪問するという情報を得て、張翼に対してローマの訪問時に教皇に

¹⁶⁹ PA-AA. R.18508, A16250, „Reise des Prinzen Tschun vom 22-28. September d(ieses). J(ahre)s.“ von Teichmann, 17.11.1901.

¹⁷⁰ JACAR, Ref. B02031974400, 601-602 画像、機密第 25 号「清國使節醇親王出發帰国ノ件報告」、駐独井上全権公使發小村外相宛、明治 34 年 10 月 3 日。

¹⁷¹ 光緒二十七月五月十七日到「醇親王載灃摺」(「文電選」13)

¹⁷² 光緒二十七月五月十七日到「盛宣懷轉行在軍機処致全権大臣電旨」(「文電選」14)

¹⁷³ 光緒二十七月五月十九日「全権大臣致行在軍機処電」(「文電選」16) ; 光緒二十七月五月十九日「盛宣懷轉行在軍機処致全権大臣電旨」(「文電選」17)

¹⁷⁴ JACAR, Ref. B02031974400, 605 画像、第 154 号、在清小村全権公使發曾禰外相宛、明治 34 年 7 月 1 日。

布教による弊害を伝え、不逞な輩の入信や宣教師の裁判への介入を中止させるように要請し、各国の布教状況を調査するよう命じた¹⁷⁵。

このように清朝側は謝罪使をドイツのみに限定して派遣するのではなく、各国での視察や各国との友好親善の機会として積極的に利用しようとした。6月28日、駐清ドイツ公使ムンムはドイツ外務省に対して、「ベルリンにおける謝罪使としての任務終了後、醇親王はおそらくドイツの汽船でハンブルクからアメリカ、日本を経由して帰国しようとしている。ベルギー側は親王をブリュッセルにも訪問させるつもりである」と報告しており¹⁷⁶、ドイツ側も上述のような清朝側の動向を把握していた。

醇親王の各国訪問に対してドイツ側はどのような見解を持っていたのか。外務長官リヒトホーフエンは、「謝罪使の性格を鑑みて、中国政府は誠意を示すために最初ドイツの地をドイツの船で踏まなければならない……、それ以外、我々は彼〔醇親王〕を謝罪使団長として受け入れることはできない」という認識を示し、あくまでドイツが最初の訪問地であることを強調した¹⁷⁷。

より直接的な見解を駐伊ドイツ大使ヴェーデル (Karl Graf von Wedel) はイタリア外務大臣プリネッティ (Giulio Prinetti) に私見として示している。彼は謝罪使の謁見終了後であればローマの訪問は可能かもしれないと考えていたが、最終判断は外務省に委ねた¹⁷⁸。ドイツ外務省は最初に謝罪使がベルリンを訪問することを条件に、ヴェーデルに対して「謝罪使の実施後、中国政府は醇親王に行動の自由を与えるつもりであり、もし親王がその後ローマを訪問するのであれば、それはここで〔ベルリン〕共感を持って歓迎されるだろう」という見解を示し、同盟国イタリアへの醇親王の訪問を容認する姿勢を示した¹⁷⁹。駐清公使ムンムに対しては「私〔リヒトホーフエン〕はローマ（もしかしたら、ヴィーンも：原注）経由で、そして当然アメリカ、日本経由での帰国を好ましいものと考えている」と伝えているが、ベルギーに関する言及はない¹⁸⁰。つまり、李学通や丁三の主張とは異なり¹⁸¹、ドイツ外務省はこの時点で同盟国であるイタリア、オーストリア＝ハンガリーと帰路通過する予定の日米に関してはその訪問を容認していた。ベルギーとイタリア両国がドイツにまず醇親王の訪問に対する同意を求めた行為は、そもそも謝罪使の派遣目的がドイツ公使殺害への謝罪ということもあり、ドイツに対する配慮とみることができる。

7月12日、醇親王一行は北京を出発したため、この協議の「最終的な取り決めは最初ヨ

¹⁷⁵ 光緒二十七年六月二十七日「軍機処致張翼電」（「文電選」31）

¹⁷⁶ PA-AA, R.18506, A9601(T), Mumm an AA, Peking, 28.6.1901. ムンムはベルギー公使に訪問の可能の有無は帝国宰相に問うように述べた。

¹⁷⁷ Ebd., A9785, Richthofen an Bülow, Berlin, 1.7.1901. したがって、ドイツは醇親王に上海におけるイギリス人主催の歓迎会などへの出席を控えさせている（Ebd., A12245, Knappe an Bülow, Shanghai, 19.7.1901）。

¹⁷⁸ Ebd., A10186, Wedel an AA, Rom, 10.7.1901.

¹⁷⁹ Ebd., zu A10186, Mühlberg an Wedel, Berlin, 11.7.1901.

¹⁸⁰ Ebd., zu A10186, Mühlberg an Mumm, Berlin, 11.7.1901.

¹⁸¹ 李学通、前掲論文、136頁；丁三、前掲論文、36頁。

一ロッパで張翼により行われる」と、ドイツ側は考えた¹⁸²。しかし、清朝側は醇親王が上海を離れるまで、訪問予定国と協議を重ねていた¹⁸³。

2.6.2. 謁見後のドイツの訪問反対

醇親王の他国の訪問に関する協議は、醇親王のヴィルヘルム 2 世への謁見まで棚上げされていた¹⁸⁴。謁見後、醇親王の他国訪問に初めて触れたのは、駐ベルギー・ドイツ公使クロンツ (Kulonz) であった。上述のようにベルギーは醇親王の訪問を要請していた。9 月 5 日付の電報の中で彼は、駐ベルギー・オランダ代理公使から醇親王のベルギー訪問に関して質問されたことに触れ、以下のようなオランダ代理公使の発言を伝えている。もし醇親王が訪問に同意するのであれば、オランダも同様に醇親王の訪問を要請するが、「もしベルギーの招待が、中国の親王の使節団自体の性格を考えて容認されないとしても驚くべきことではない」と¹⁸⁵。オランダ代理公使の見解に従えば、謝罪使と他国訪問というものは性質上一致するものでは必ずしもなかった。

9 月 12 日付の帝国宰相ビューロー宛の電報の中で外務長官リヒトホーフエンは、リヒターが「諸外国の宮廷 (fremde Höfe) への訪問を阻止するために、あらゆる手段を尽くすつもりである」と述べ、ドイツからアメリカ経由での帰国を醇親王側に提案する意向であると報告した¹⁸⁶。あくまで他のヨーロッパ諸国の訪問を中止させるのみで、帰路日米を訪問することは容認したが¹⁸⁷、いずれにせよ謁見前に持っていた歴訪計画容認の姿勢は転換されていった。

9 月 15 日、醇親王は全権大臣に電報を送っているが、その中で謝罪使であるという背景から、謁見後、ドイツ外務省と各国歴訪に関して協議した結果、「アメリカ、日本〔の訪問〕についてはドイツ側と関係はないが、ヨーロッパのイギリス、イタリア、ベルギーへの訪問は〔ドイツに対して〕誠意を尽くす趣旨と異なり、ドイツ皇帝は容認できない」という見解を得たことを報告している。さらにイタリアはすでに歓迎の準備を整えているが、イ

¹⁸² この時点ですでに醇親王が日本とアメリカを訪問することは確定しているが、イギリスとベルギーはまだ確定していない様子であると、ムンムは外務省に報告している (PA-AA, R.18506, A10276(T), Mumm an AA, Peking, 12.7.1901)。

¹⁸³ 醇親王は謁見後のローマ訪問を命じた (光緒二十七年六月初二日「奕劻致載澧電」(「文電選」21))。

¹⁸⁴ 謁見儀礼問題に関する協議が難航するなか、軍機処は謁見後の各国訪問の中止を李鴻章に提案したが、これが協議中に表れた各国訪問に関する唯一の言及であった (光緒二十七年七月十八日到「盛宗丞転西安来電」(『李集』電稿 40・20))。

¹⁸⁵ PA-AA, R.18507, A12904, Kulonz an Bülow, Brüssel, 5.9.1901.

¹⁸⁶ Ebd., zu A12904, Richthofen an Bülow, Berlin, 11.9.1901.

¹⁸⁷ 19 日に甲板で行われた昼食会は、チルシュキーの説明によれば、「〔他国を訪問せずに〕アメリカ行きドイツ汽船で使節団が直接帰国するため」に開かれたものであり、ドイツ側はアメリカ経由での帰国を容認していた (Ebd., A13328, Tschirschky an Richthofen, Danzig, 16.9.1901)。

ギリスでは正式な決定がなされていない現状を説明し、醇親王は疲労や結婚など醇親王の個人的理由からイギリスなどへの訪問を婉曲に辞退する意向を示した¹⁸⁸。張翼たちも、「歴訪中止は必ず中国の意思から出たものでなければならず、ドイツが阻止したためであると暴露してはならない」とドイツに配慮しつつ、全権大臣に各国の駐清公使を説得するように要請したのである¹⁸⁹。

醇親王の報告を受け、日米を含む各国訪問を全面的に中止する上諭が9月18日に出された¹⁹⁰。醇親王はこの上諭を9月20日に受け取っているが、この上諭は醇親王が想定したものとは異なった。上述のように醇親王はヨーロッパ視察を断念する一方で、日米訪問実現の望みをつないでいたが、上諭では一切の訪問が中止されたのである¹⁹¹。

醇親王が上諭を受け取った日、チルシュキー (Heinrich von Tschirschky und Bögendorff) は「中国公使〔呂海寰〕に、親王の帰国を今月26日までによく考え、他の招待を受け入れないように、配慮するよう求めた」¹⁹²。ドイツは謁見以前に示していた各国訪問に対する好意的な姿勢を完全に転換したのである。

上諭を受け取った翌21日、醇親王は「10月1日にジェノバから「バイエルン」号で中国に帰国するためロイドと連絡を取ろうとしている」と、外務長官リヒトホーフエンに伝えており¹⁹³、22日には乗船可能であるという情報を受け¹⁹⁴、醇親王の帰国が決定した。

9月18日の上諭は、ドイツの計画に副次的な影響を与えた。ベルリンからジェノバまでの汽車移動の途中、ミュンヘンに3時間ほど滞在する時間があり、この時間を利用して、バイエルン王国政府は醇親王を公式に歓迎する予定であった¹⁹⁵。しかし、先の上諭を受け、「私〔リヒトホーフエン〕が発案し、当初〔醇親王が〕とても乗り気だったミュンヘン宮廷の訪問に関する提案に、中国の使節団は最終的に応じることができないと思う」として¹⁹⁶、醇親王がバイエルン王国の公式歓迎を受け入れる可能性がないことを示唆した。9月30日、醇親王一行はミュンヘンを観光したが、バイエルン王国摂政と面会することはなく、政治的な行動をすることはなかった¹⁹⁷。

¹⁸⁸ 光緒二十七年八月初三日「載灃致全権大臣電」(「文電選」57)。

¹⁸⁹ 光緒二十七年八月初四日到「張京堂等自德來電」(『李集』電稿40・31)

¹⁹⁰ 光緒二十七年八月己亥(『大清德宗景(光緒)皇帝実録』(華文書局、1964)巻486・9、総4479頁)。

¹⁹¹ PA-AA, R.18507, A13328, Richthofen an Eulenburg, Berlin, 20.9.1901.

¹⁹² Ebd., A13501, Tschirschky an AA, Danzig, 20.9.1901.

¹⁹³ PA-AA, R.18508, A13566, Richthofen an den Norddeutschen Lloyd, Berlin, 21.9.1901

¹⁹⁴ Ebd., A13620, der Norddeutsche Lloyd an Richthofen, Bremen, 22.9.1901.

¹⁹⁵ Ebd., A13820, Richthofen an Bülow, Berlin, 29.9.1901.

¹⁹⁶ Ebd., A13924II, Richthofen an Bergdorff, Berlin, 29.9.1901.

¹⁹⁷ Ebd., A14007, Bergdorff an Bülow, München, 30.9.1901; 「日記」八月十八日。醇親王のバイエルン王国訪問中止に関して、バイエルン王国大臣クライルスハイム伯 (Graf von Krailsheim) が「……訪問の失敗をととても残念に思っている。もしそれにより帝国の連邦的性格とバイエルンの地位を2番目の連邦国家として強調されるならば、それは彼

ドイツ側が醇親王の他国訪問を中止させる挙に出た理由は、それを直接的に示す史料を見つけることができなかつたため正確なところは不明であるが、駐独日本公使井上勝之助の推察は注目に値する。ドイツの各新聞はドイツ政府の醇親王に対する優遇ぶりが、謝罪使としての本来の目的から逸脱したものであると批判しており、彼はそれをドイツ側の姿勢転換の原因と考えた¹⁹⁸。

確かに9月4日に行われた醇親王の謁見に関して、ドイツの国内世論の中には賛否両論が存在しており、その中には謝罪使の行動に対する批判的な意見も存在した¹⁹⁹。さらに謝罪使として派遣されたのにもかかわらず、醇親王に紅鷲十字勲章が授与されたことは、ドイツ側の優遇ぶりを示しており、このような待遇に対する非難が噴出したのであろう。実際、ドイツが叩頭問題において固執していた謝罪使の謝罪的性格は、謁見後消失してしまい、むしろ清朝側が当初から想定していた視察団としての要素が顕著になった。このような批判を回避するためにも、ドイツ側は強硬な態度で醇親王たちに臨まなければならなかったと考えられる。

清朝側が各国訪問の中止を受け入れた理由であるが、醇親王が全権大臣に説明したように、謝罪使の派遣理由が公使殺害を謝罪するためのものであったため、謝罪使の行動はドイツ側の見解を反映させるという考えが存在していたためであると思われる。したがって、ヴィルヘルム2世の反対を受け、それに従ったのであろう。加えて、各国訪問の機会は今後もあると考えていたことも、そのような決定を容易にするものであったと思われる²⁰⁰。

そして、ドイツが謝罪使を同盟国やバイエルンなどの連邦構成国との関係を考慮して政治的に利用しようとしたことは、従来謝罪使を清独の2国間関係に限定して論じてきた観点とは異なり、特定の目的で派遣された使節団が受け入れ国の別の政治目的に利用される可能性があったことを示唆する興味深い事例である。特にミュンヘンの公式訪問計画や、謝罪使からの贈り物の分配について王国を優遇するなどの措置をとったことは²⁰¹、清朝の使節団がドイツ帝国内の各邦の関係を示すものとして利用されたことを示していた。

〔クライルスハイム〕をきつと喜ばせただろう」という感想を述べたと、駐バイエルン・プロイセン代理公使ベルクドルフ (Bergdorf) は報告している。

¹⁹⁸ JACAR, Ref. B02031974400, 601-602 画像、機密第 25 号「清國使節醇親王出発帰国ノ件報告」、駐独井上全権公使發小村外相宛、明治 34 年 10 月 3 日。

¹⁹⁹ PA-AA, R.18507, A12906, Mont an Bülow, München, 6.9.1901.

²⁰⁰ 上諭によれば、「米日伊比各国への派遣はしばらく延期して改めて協議することにし、〔今回は〕訪問しなくてよい」とされており、今後の派遣に含みを持たせている（光緒二十七年八月初七日「全権大臣致載澧電」（「文電選」58））。

²⁰¹ 謝罪使であるという理由から、ヴィルヘルム2世は清朝からの贈物の受け取りを拒否している。ただし、最終的には博物館への寄贈というかたちで贈物を受け取っており、これらは中国関連の美術品をすでに所蔵していたベルリン、ミュンヘン、ドレスデン、シュトゥットガルトなどの博物館に分配された (PA-AA, R.18508, zu A7554, Richthofen an den preußischen Minister der geistlichen, Unterrichts- und Medizinalangelegenheiten, Berlin, 27.5.1902)。

小括

清朝側は本章で論じてきたように、「大綱十二条」の規定を独自に解釈して、謝罪使を積極的に活用しようとした。醇親王の任命による視察団としての性格付けや謝罪ではなく友好親善という派遣目的からそのような清朝側の意図が看取されよう。このような観点は『申報』や『ノース・チャイナ・ヘラルド』の記事でも共有されており、光緒新政と関連付けて条件付きではあるものの、肯定的に議論されていたのである。ただし、そのような清朝独自の謝罪使観は公使殺害の被害国であるドイツ側が受け入れられるものではなく、両国の差異が謁見儀礼問題により露呈し、清朝の国体とドイツ皇帝の体面に関わる激しい対立へと発展したのである。謁見儀礼問題の根源は、どの時点で清朝側の公使殺害という国際法違反の清算が行われるかという点にあった。清朝は「大綱十二条」に従い実施された、賠償金の支払い、義和団加担者の処罰およびケッテラー公使の慰霊碑・謝罪使の派遣実施により清算されたと考えたが、ドイツは謝罪使の謁見によりはじめて清算されると考えていた。したがって、ドイツ側としては清朝の国家的謝罪をドイツ国民に可視化させる醇親王の謁見が非常に重要であり、また必要不可欠な舞台装置として認識されていたと思われる。その効果的な演出方法が叩頭の実施であった。

この認識の相違が謁見儀礼問題において顕在化した。国書進呈問題に関してはすでに前例があるとして、清朝が妥協したが、叩頭問題は国体を損なうものとして清朝内部では認識されており、譲歩は不可能であった。しかし、外務省の反対意見、世論の反発や醇親王の嘆願書により、ヴィルヘルム 2 世も譲歩の姿勢を見せ、これにより謝罪使の謁見中止という事態を回避することができた。謁見儀礼問題は、両国が対内的に妥協可能なように事例や見解を解釈し、それぞれの体面を保つという妥協の上に解決した。

謁見儀礼問題では激しい対立が生まれたが、謁見後のドイツの対応は対照的であった。謁見後、ドイツ側は当初から察知していた視察団として醇親王一行を遇し、視察に対して最大限の便宜をはかり、醇親王にドイツの陸軍の精強さとドイツ工業の先進性を見せつけ、彼を親独的、少なくとも知独的な人物にしようと努力したのだろう²⁰²。しかし、謝罪使の謁見について必ずしも定まった評価が世論内で形成されていなかったにもかかわらず、ドイツ政府が叙勲などを通じて醇親王を厚遇したことが、その反発を生むこととなり、醇親王のプロイセン以外の訪問が制限されることとなったのは、一種の皮肉であった。

謝罪使のドイツ派遣は、1898 年のドイツ膠州湾占領に始まり、1900 年の義和団戦争により非常に悪化した清独関係の改善を象徴するものであった。したがって、謝罪使は義和団戦争の戦後処理の一環としてだけではなく、義和団戦争後の両国関係をどのように展開していくかを模索するものであったのである。その 1 つが当時開始されたばかりの光緒新政との関わりであり、醇親王に対して好印象を残すことで、今後の清独関係における橋渡し役を清朝中枢において担うことへの期待であった。もう 1 つの点としては、醇親王のドイツ訪問を前例として、その後清朝宗室や高官の海外派遣が活発化していったことである。北京議定書という強制力が清朝政府に高官の海外派遣に対するそれまでの消極的態度の転換を迫ったのであった。

²⁰² 丁三、前掲論文、26 頁。

では、この謁見が義和団戦争の戦後処理にどのような影響を与えたのか。謁見が北京議定書調印直前に行われたという事実は無視できない。謝罪使の謁見を通じて、清朝は北京議定書を忠実に履行する意思を持っていることを対外的にアピールすることにより、義和団戦争における国際法違反（公使殺害など）により失った国際的な信用を回復しようとしたと考えられる。それゆえ、謁見は義和団戦争後の清朝の姿勢を示す象徴的な出来事としての意味を持っていた。

第3章 清独関係からみる考察政治大臣派遣—そのドイツ視察とドイツの対清政策—

はじめに

前章で検討した謝罪使は1900年12月の北京議定書の土台となる「大綱十二条」に基づき派遣されたという制約には悩まされながらも、清朝はそれを醇親王の外国経験や知識習得の機会などとして積極的に利用しようとした。その後、清朝は載振のイギリス国王エドワード7世の戴冠式出席（1902年）や溥倫のセントルイス万博への派遣（1904年）などいわゆる「宗室外交」¹を展開し、ドイツ側もバイエルン王子ルップレヒト（1902年）や日露戦争の観戦武官としてプロイセンのフリードリヒ・レオポルト親王やアントン親王（1904～5年）などが中国を訪問した。このような事例は儀礼的な分野に止まるかもしれないが、清朝とドイツの交流が宗室・王族レベルで展開されていったことを示していると言えよう。

本章で検討する1905年末から翌年にかけて欧米および日本への派遣された考察政治大臣も、もちろん立憲改革という政治的な動機を出発点とながらも、このような各国との交流の強化の中に位置づけることも可能であろう。つまり、従来宗室レベルでの海外渡航例がないという状況が条約という強力な圧力により、醇親王の訪独が実現することで打破され、これにより清朝高官も外国視察を行うことが容易になった。

その考察政治大臣の海外派遣は清朝の立憲改革の本格化をもたらすものであった。²このグループにわかれて行われた8ヶ月近くにおよぶ視察は、清朝史上最大規模で最長のものであった。この使節団に関して、すでに清末の立憲改革の観点から多くの論考が出され、特に日本での視察内容が大きく注目されてきた²。考察政治大臣の視察報告が清朝の立憲改

¹ ヨーロッパ的な意味での皇族外交・王室外交は、ヨーロッパ中に張り巡らされた婚姻関係という王室間の私的な家族関係を利用して、公的な外交関係を補完するものであると理解されているが、本章では清朝の宗室が特使として派遣される外交上の交流を意味する言葉として利用する。

² 潘崇「清末五大臣出洋考察研究総述」（『社会科学評論』4、2008）では、これまでの考察政治大臣の研究史が整理され、今後の展望が示されている。なお、考察政治大臣に関連する研究としては以下のものがある：韋慶遠・高放・劉文源『清末憲政史』北京：中国人民大学出版社、1993；張海林『端方与清末新政』南京：南京大学出版社、2007；王曉秋「三次集体出洋之比較：晚清官員走向世界的軌跡」（『學術月刊』39-2、2007）；潘崇「楊壽楠与清末五大臣出洋考察——兼論兩路考察团考察成果的同一来源」（『江蘇社会科学』6、2009）；永井算巳『中国近代政治史論叢』東京：汲古書院、1983；川島真「光緒新政下の出使大臣と立憲運動」（『東洋学報』37-3、1994）；孫安石「清末の政治考察五大臣の派遣と立憲運動」（『中国—社会と文化』9、1994）（以下、孫安石、前掲（1994））；同「光緒新政期、政治考察五大臣の日本訪問」（『歴史学研究』685、1996）（以下、孫安石、前掲（1996））；曾田三郎『立憲国家中国への始動—明治憲政と近代中国—』京都：思文閣書店、2009；Sun, E-Tu Zen, *The Chinese Constitutional Missions of 1905-1906*, in: *The*

革において大きな影響を与え、官制改革などの積極化を促し、日本をモデルとした政治体制の確立を目指したというものであり、視察団の意味は清朝の内政問題との関係から議論されてきたといえよう。しかし、当時清朝中枢にいた高官ないし将来の政治的リーダーとして期待されていた官僚たちが各国に長期間派遣されたという事実、さらに考察政治大臣の訪問国イメージが直接西太后や光緒帝に伝えられる可能性に着目すれば、受入国側もこの視察団を自国の対清政策に利用した可能性は当然考慮されるべきである。孫安石は日本の対応を検討し、考察政治大臣の日本視察を明らかにしたが³、それ以外の国の状況に関しては未解明な部分が多い。

本章では、清朝の立憲改革との関連のみならず、清独間の国際交流の視点からこの考察政治大臣派遣の意味を再検討する。考察政治大臣視察におけるドイツの重要性は、①滞在期間が46日に及び、視察対象国中最長の時間であったということ、②1907年に憲法調査のために、日本、イギリスと並んでドイツへも考察憲政大臣が派遣されたことから理解できよう⁴。

具体的な課題としては、ドイツの当時の対清政策にも注目しながら、考察政治大臣派遣をめぐる清独両国の対応と政治的目的を検討する。さらに彼らの報告書の分析を通じて、考察後の清朝高官のドイツ観を解明する。

史料としては、清朝側に関しては、これまで先行研究で多く利用されてきた『清末籌備立憲檔案史料』、戴鴻慈の『出使九国史料』、端方の『端忠敏公奏稿』など⁵を、ドイツ側の動向に関しては、ドイツ外務省政治文書館所蔵の『駐華ドイツ大使館 (Deutsche Botschaft in China)』を主に利用し、地方の対応に関しては、ハンブルクの州立文書館およびエッセンのクルップ歴史文書館所蔵の関連資料を利用し、広い意味でのドイツ側の対応を検討する。

本格的な考察を始める前に義和団戦争以降の中独関係を簡単に言及しておきたい。第1章ですでに言及したように、義和団戦争以前のドイツの対清政策は軍事力による中国での利権獲得が中心であった。しかし、義和団戦争後、両国関係は特にドイツ側の方針転換により変化していくこととなった。その主要な原因は日露戦争と第一次モロッコ危機であった。ドイツは日露戦争後のロシアとの協調、モロッコ危機におけるアメリカの介入とドイツとの協調に失敗しており、世界政策において外交的孤立に陥っていた⁶。ヨーロッパにお

Journal of Modern History, Vol.24, 1952; Siegfried Behrsing, *Zum Besuch der chinesischen Studienkommission in Deutschland in Jahre 1906*, in: Herbert Franke (Hrsg.), *Studia Sino Altaica*, Wiesbaden, 1961.

³ 孫安石、前掲 (1996)。

⁴ 三名の考察憲政大臣の活動や、特にドイツに派遣された郵伝部右侍郎于式枚の活動と調査の結果獲得した立憲体制観については以下を参照：韋慶遠・高放・劉文源、前掲書、229-239頁；柴松霞「論于式枚的憲政観」（韓国中国学会『国際中国学研究』第12輯、2009）

⁵ 戴鴻慈、陳四益校点『出使九国史料』長沙：湖南人民出版社、1982；『端忠敏公奏稿』台北：文海出版社、1967。

⁶ Klaus Hildebrand, *Das vergangene Reich: Deutsche Außenpolitik von Bismarck bis*

けるイギリスと対立も深まり、海軍拡張などを図りつつも、ヨーロッパ以外での軍事力の行使は制限されることとなった。以上の背景からドイツの対清政策は、この時期より協調的なものに変化していった⁷。このようなドイツの外交的状況の中で、考察政治大臣のドイツ視察が行われたのである。

3.1. 考察政治大臣派遣にいたる過程とドイツの反応

3.1.1. 考察政治大臣派遣にいたる過程と準備

考察政治大臣を派遣した背景として、先行研究では、国内外からの立憲改革実施への要求や革命運動との関連に着目したもの⁸、日露講話会議と清朝の国家主権回復の関係を重視したものがあるが⁹、いずれにせよ日露戦争の影響を受けたとしている点では共通している。永井算巳は7月16日に発布された4名の大臣を海外視察に派遣する上諭から清朝の「衰弱と顛危という自覚的危機意識」を読み取り、それが考察政治大臣の派遣の心理的背景であると考えた¹⁰。

1905年7月1日、袁世凱は張之洞宛の電報の中で、新政の成果が上がらず、外国人が中国人を軽視する状況を受け、「王公大臣をグループに分け外国視察を行わせる。また専門官を各国に分派し、各政治分野の調査収集を行わせ、〔改革への〕抵抗を抑えることができれば、外国人に我が国が改革を断固実行することを明確に知らしめることができる」と提案しており¹¹、袁世凱は考察政治大臣の派遣を清朝の政治改革実施をアピールする機会として捉えており、スンも清朝側のそのような派遣目的を指摘している¹²。

7月4日および9日にはすでに政治視察を目的とする視察団派遣が議論され¹³、16日には載澤、戴鴻慈、徐世昌、端方を考察政治大臣に任命し、各国視察を命じる上諭が出され

Hitler, München, 2. Aufl., 2008, S. 230; Udo Ratenhof, *Die Chinapolitik des Deutschen Reiches 1871 bis 1945, Wirtschaft-Rüstung-Militär*, Boppard am Rhein 1987, S. 178.

⁷ Klaus Mühlhahn, *Herrschaft und Widerstand in der „Musterkolonie“ Kiautschou: Interaktionen zwischen China und Deutschland, 1897-1914*, München, 2000, S. 163.

⁸ 孫安石、前掲（1994）、189頁。

⁹ 曾田、前掲書、29-58頁。

¹⁰ 永井、前掲書、215-216頁。

¹¹ 光緒三十一年五月二十八日「袁世凱來電」（苑書義・孫華峰・李秉新編『張之洞全集』11、石家莊：河北人民出版社、1998、9341頁）『東方雜誌』臨時增刊号には考察政治大臣の派遣の契機として袁世凱の上奏文を挙げているが（「立憲紀聞」、『東方雜誌』臨時增刊、光緒三十三年十二月、1頁）、孫安石はこの記事で指摘された袁世凱の上奏文を見つけ出すことができなかつたと述べている。ただ、この電信が出された時期から考えれば、『東方雜誌』で指摘された上奏文と何らかの関係があると思われる（孫安石、前掲（1994）、189頁）。

¹² Sun, *op.cit.*, p.252, 255.

¹³ 光緒三十一年六月初二日および初七日（榮慶（謝興堯整理点校注釈）『榮慶日記：一個晚清重臣的生活実録』西安：西北大学出版社、1986、84-85頁）

た¹⁴。7月26日にはさらに紹英が考察政治大臣に追加任命され、8月10日には載澤、徐世昌、紹英が日英仏およびベルギーなどを、戴鴻慈、端方が米独伊奥などをそれぞれ視察することが決定された¹⁵。訪問国決定を受け、外務部は駐清公使を通じて各国政府に視察に対する協力を要請した¹⁶。

端方の北京到着後、考察政治大臣は視察予定国の各公使館を訪問し、各国公使と交流を深めた¹⁷。8月27日、4大臣の協議を経て、随員内定者の名簿が提出された。随員には考察政治大臣が北京および地方から呼び寄せた官員¹⁸、張之洞など地方督撫が派遣した官員も含まれており、中央政府だけではなく、地方督撫も考察政治大臣派遣を地方の改革実施のために利用した¹⁹。同日、西太后への謁見後、各国公使を招待した慶親王主催の昼食会が開かれ、考察政治大臣も同席した²⁰。それ以外に、8月28日、那桐は一等通訳官クレプス (Emil Krebs) に対して、ドイツ視察を行う端方と戴鴻慈を交えた食事会を視察団出発以前に行うことを提案し²¹、9月9日には那桐から15日に行われる食事会の正式な招待を受けた²²。しかし、駐清公使ムム (Alfons Frhr. Mumm von Schwarzenstein) は9月16日に天津で行われる知り合いの將軍の娘の結婚式に参列するため欠席したものの²³、10日に端方が主催した食事会には出席したようである²⁴。

3.1.2. 駐清ドイツ人外交官の反応

考察政治大臣派遣に関する清朝の一連の決定が伝えられる中、駐清ドイツ公使館は関連情報の収集を行い、正確な情報の把握に努めた。7月24日、考察政治大臣に任命された湖南巡撫端方は駐漢口ドイツ領事ショルツ (Scholz) を表敬訪問した。この会談に関して、

14 張之洞が得た情報では、考察政治大臣の人選が二転三転していたという。最初大臣には載振、張百熙、瞿鴻禛、端方の4名が確定していたが、載振と張百熙が辞退したため、彼らに替わって徐世昌と戴鴻慈が任命された (李細珠、前掲書、295-296頁)。

15 戴鴻慈 (陳四益校点) 『出使九国日記』 (以下、『九国日記』)、長沙：湖南人民出版社、312頁。

16 「外部電各出使大臣言簡派大臣遊歴各国」・「照會各國公使保護出洋大臣」 (『申報』光緒三十一年七月十二日)

17 PA-AA, Peking II, 593, 350/05.P.B., A260, Mumm an Bülow, Peking, 12.8.1905; 『九国日記』、312頁。

18 「戴侍郎電調出洋随員」; 「徐侍郎電調出洋随員」 (『申報』光緒三十一年六月二十八日)

19 李細珠、前掲書、296-297頁。また、袁世凱は各国に派遣する留学生を考察政治大臣に随行させている (「北洋選派學生隨考查政治大臣出洋留學」 (『申報』光緒三十一年七月二十六日))。

20 『九国日記』、313頁。

21 PA-AA, Peking II, 593, 4616/05, Aufzeichnung von Krebs, 28.8.1905.

22 Ebd., 4869/05, Chines(ischer) Eingang No.318, Natung an Mumm, Peking, 9.9.1905.

23 Ebd., Chines. Ausgang Nr.349, Mumm an Krebs, 10.9.1905.

24 Ebd., 4869/05, Chines. Eingang No.318, Tuan Fang an Mumm, Peking, 9.9.1905.

ショルツ領事は北京公使館および上海総領事に報告し、端方のドイツ視察の重点が軍事および教育関連施設、エッセンのクルップ本社およびキールの同社ゲルマニア造船所に置かれていると報告し、ドイツ政府が可能な限り考察政治大臣の視察を支援すること、端方への勲章授与を提案している²⁵。

7月27日、駐清ドイツ公使館一等書記官デア・ゴルツ (Conrad Frhr. von der Goltz) は外務部左侍郎聯芳を訪ね、どの大臣がどの国を訪問するかについて問い合わせたが、端方が北京に到着次第、4名の考察政治大臣との間で協議決定するという情報を得たのみであった²⁶。30日にはそれまでの情報を集計し、デア・ゴルツは帝国宰相ビューロー (Bernhard Fürst von Bülow) に報告している。その内容は、考察政治大臣の派遣目的を「各国の立憲制度および省庁制度 (Verfassungswesen und die Einrichtung der Ministerien in den einzelnen Ländern)」の調査であり、デア・ゴルツ自身は清朝の立憲体制導入を時期尚早と考えながらも、「政府中枢にいる人物が外国の立憲制度 (Verfassung) について何かしら知っておくことはとても有益である」という認識を伝えた²⁷。

8月12日の報告で、北戴河での避暑から戻ったムンム公使に端方と徐世昌のドイツ視察内定が伝えられた。清朝側の視察希望として、政府および行政制度、軍事分野、クルップ社や他の工場見学が挙げられ、ムンム公使は端方のドイツ滞在に際して領事の同行させる考えを支持しているが、これはショルツ領事の提案を受けたものであろう。8月21日時点でドイツ側が梁道台から得た情報では、端方と徐世昌がヨーロッパ、載澤と戴鴻慈が日米およびヨーロッパに派遣されるというものであった²⁸。しかし、ドイツ側が把握した情報は、8月10日に出された視察团团長の人選とその訪問先に関する清朝政府の決定とは異なっていた。

それでは、考察政治大臣に任命された人物にドイツ人外交官はどのような評価を与えていたのか。全体的に好意的な評価を与えているが、その中でも端方の評価は非常に高い²⁹。端方は「進歩的で聡明な高級官僚 (Mandarin)」と評価されており、前駐漢口領事グルーネヴァルト (Dr. Grunenwald) とその後任となる副領事レーナイゼン (Wolff von Löneysen) とも親しい関係にあったことも指摘されている。袁世凱との関係が指摘された徐世昌は、駐在武官クレアー (Major von Claer) の印象によれば、非常に頭のいい人物として描かれ、戴鴻慈は改革運動の指導者のひとりとして紹介されたが、載澤に関してはその経歴以外言及はない³⁰。

²⁵ Ebd., J.Nr.2270/Nr.60, Scholz an Germania Peking, Hankau, 24.7.1905.

²⁶ Ebd., 4022/05, Aufzeichnung von Krebs, 27.7.1905.

²⁷ Ebd., zu 4022/05, von der Goltz an Bülow, Peking, 30.7.1905.

²⁸ Ebd., 4513/05, J.No.3971/K.No.184, Wendschuch an Mumm, Tientsin, 21.8.1905.

²⁹ イギリス人は端方を親独派と見なしていた (Ebd., 431, Jr.No.836, Gebstattel an Mumm, Nanking, 1.11.1904)。

³⁰ Ebd., zu 4022/05, von der Goltz an Bülow, Peking, 30.7.1905.

3.1.3. 端方・戴鴻慈一行の視察行程と視察方針

9月24日に予定されていた視察団の出発は、北京駅での爆弾テロ事件により延期され、その事件で負傷した紹英とその後新設の巡警部尚書に就任した徐世昌に替わって、10月26日、尚其享と李盛鐸が考察政治大臣に任命され、随員にも変更が加えられた。最終的にドイツ視察は端方と戴鴻慈が行うこととなり、その同行者は、33名の随員、4名の各省派遣の随員、11名のアメリカ留学生であった³¹。12月7日によろやく端方・戴鴻慈の一団は北京を出発し、視察旅行を開始したが、それはテロを恐れて秘密裏に行われた。

端方と戴鴻慈一行の具体的な視察方針や日程は、アメリカに向かう汽船の中で協議され、6項目からなる視察方針として決定された。その内容を要約すれば、国家経営における富強を考察の最重要テーマとし、立憲制度だけではなく、財政や軍制も視察課題に加え、各人が専門分野を決め、個人的意見を排除し、視察や書籍などによる情報収集の専念にするというものであった³²。

そして、端方・戴鴻慈一行は視察対象国である米独奥露伊の5カ国、北京出発後、各国政府からの要請を受け追加された北欧3国およびオランダを公式訪問している。その中で独米が主要な視察対象国であり、それぞれ40日程度滞在し、大臣一行が各地に視察旅行に赴き、関連施設などを視察している。それ以外の国に関しては、事前に随員を派遣し先行調査を行わせる方法を取っており、滞在期間は10日前後であった。

端方らの現地報告書や戴鴻慈の日記の内容から見れば、各国視察の重点は、国家規模の大小に関係なく、政治制度のみならず、教育・軍事・産業にも置かれていた。つまり、各国の「国富」「兵強」に直接関連する軍事、義務教育、産業、科学技術分野の実態調査が重視されていたと言えよう³³。これは別の視察団を率いていた載澤等が英日など国々の政治家や学者へのインタビューおよび講義を受け、立憲制度に関する調査内容を日記に記していることとは対照的ではあるが³⁴、立憲制度に関しては、関連書籍の収集および随員による翻訳を主体とする調査方法を採用しており³⁵、後者の資料は後に整理され、『列国政要』として公刊された³⁶。また、各地では政治家や有力者、当地の華人・留学生との交流を積極的に行うと共に、観劇や美術館巡りを頻繁に行っていることが、視察中の端方と戴鴻慈の行動の特徴として指摘できる。

³¹ 『九国日記』323頁。

³² 『九国日記』332-333頁。

³³ 戴鴻慈と端方はドイツ到着後、当地の軍政調査と各国での演習視察を命じられたという報道がある（「端戴兩大臣奉命考察軍政」（『申報』光緒三十一年九月初六日））。

³⁴ ただし、端方一行もアメリカでは財政関連の講義・上院議院による地方自治の講義依頼、ロシアではヴィッテとの立憲改革に関する意見交換、イタリアでは上院議員による財政関連のコメントを受けており、必ずしもインタビュー形式での調査が行われなかったわけではない。

³⁵ 端方が視察において収集した英文および独文の教育関連書籍目録は、張海林の研究を参照のこと（張海林、前掲書、120-124頁）。

³⁶ Sun, op cit., p. 255 ; 孫安石、前掲（1996）、196頁。

ここで言及しておかなければならないことは、当時のヨーロッパ諸国が考察政治大臣の受入をヨーロッパの国家間関係と関連して考えていた可能性があるということである。例えば、北欧3国周遊は当初予定にはなかったが、まずデンマークがドイツ滞在中に考察政治大臣に対して訪問を要請したため、それを探知したスウェーデンも同様の行動を取った。そして、最終的には考察政治大臣が外務部に代奏し、清朝政府の許可を得て実施された³⁷。謝罪使と同様に、考察政治大臣の歴訪において訪問地となっているかどうか、ヨーロッパ諸国のその地域における関係に何らかの影響を与えうる問題であったとも考えられよう。

3.2. 考察政治大臣のドイツ視察

3.2.1. 視察におけるドイツ側の準備とその意図

前節で言及したような考察政治大臣の視察重点を受け、ドイツの視察日程にどのように反映されたのか、また日程がどのように作成されたのかという問題を次に検討したい³⁸。

結論を先に言えば、ドイツ視察日程はドイツ側案内役により作成された。その長には前上海総領事クナッペ (Wilhelm von Knappe) が任命され、端方との面識を持つ前東アジア巡洋艦隊司令官ガイスラー少将 (Geissler)、副領事レーナイゼン、そして、公使館参事官ボイエ (Boyé)、通訳官ボルヒ (Borch) が補佐するという体制が整えられていた³⁹。彼らはドイツ帝国およびプロイセン王国の関係省庁にも協力を要請し⁴⁰、またドイツ外務省は、視察団のベルリンにおける宿泊費以外の視察地における宿泊・交通費を負担するだけでなく、視察旅行の際に、プロイセン王国鉄道総局 (Königlich Preussische Eisenbahnverwaltung) より視察団用に2輦の客車の利用許可を得ている。このように視察はドイツ

³⁷ 『九国日記』437頁。同様のことは、醇親王が謝罪使としてドイツ滞在中にも起きた。第2章第6節を参照。

³⁸ 本節では特に以下のクナッペとレーナイゼンによる視察報告書に基づいて、考察政治大臣のドイツ滞在を再現する。この報告書は中国語に翻訳され、考察政治大臣にも手交された：Die Aufzeichnung vom 26.5.1906, folgend zitiert als Aufzeichnung, S. 5; Die Chinesische Studienkommission in Deutschland (7. März bis 8. Mai 1906) von Löhneysen, folgend zitiert als CSKD, S. 20, in: PA-AA, Peking II, 593, 4076/06: Nr.I 16712/51936, Berlin, [Bülow] an von der Goltz, 8.8.1906.

³⁹ 駐漢口領事ショルツは端方のドイツ側同行者として恩給休暇でドイツに一時帰国しているレーナイゼンを端方との個人的な関係から推薦している (PA-AA, Peking II, 593, J.No. 2310/No.58, Scholz an Bülow, Hankou, 28.7.1905)。

⁴⁰ 帝国内務省枢密政府参事官デルブリュック (Delbrück)、プロイセン王国文部省枢密政府参事官アイルスベルガー (Dr. Eilsberger)、同内務省枢密政府参事官ドゥレース (Drews)、同司法省枢密上級司法参事官ズッパー (Supper)、同公共労働省枢密上級政府参事官ホフ (Hoff) および枢密建築参事官ブロイジック (Breusing)、同商工省政府試補ハーゲドルン (Dr. Hagedorn)、同財務省政府参事官ザクス (Sachs) およびポッホハマー (Pochhammer)、同陸軍省ロイター海軍少佐 (Reuter) およびヴェーデル大尉 (Graf von Wedel) の協力を得た (CSKD, S. 5)。

帝国およびプロイセン政府の最大限の便宜を得て行われたのである。帝国政府だけではなく、地方政府も視察団の受入には最大限の協力を行っており、視察団の希望に沿い、所轄地域の視察予定地との連絡・交渉を行っている⁴¹。

考察政治大臣のドイツ視察期間は3月7日から5月8日(4月16日から5月1日は北欧3カ国を訪問)の46日間に及び、端方・戴鴻慈の視察対象国の中で最長であった⁴²。滞在期間は大きく4つの時期に分かれ、①23日間をベルリンでの視察および休息にあて、それ以外に、②3月26日から4月4日までのライン工業地域の視察、③4月8日から12日までのドイツ北部の視察、④5月3日から8日までのザクセンおよびバイエルン両王国の視察旅行となる。

このような考察政治大臣のドイツ視察日程は、クナッペらドイツ側接待役により作成され⁴³、視察に関して駐独公使廕昌はほとんど関与しなかったが、これは本国への異動命令が出ていたこととも関連していると思われる。他国では清公使が考察政治大臣の視察に同行しているが⁴⁴、廕昌は視察にも同行しておらず、これに対して、端方はドイツの軍事専門家である廕昌の協力を十分に得られなかったことを嘆いている⁴⁵。ただし、廕昌は視察団中のドイツ語専門家が馮祥光とドイツ人随員バッセ(Basse)、ブロック(Brock)のみであり、その不足を補うために留学生の馬徳潤と善明⁴⁶を考察政治大臣の下に派遣し、ドイツ視察に同行させている。

この視察日程は事前に収集した清朝側の希望がある程度を反映されており、視察中も端方や戴鴻慈の要望を受け、日程の細部は適宜修正されている。ただし、視察ルートおよび視察先に関しては、すでに李鴻章のドイツ訪問(1896年)や謝罪使のドイツ派遣(1901

⁴¹ 例えば、ハンブルク市政府は、視察団が動物園建設のためにハーゲンバック社の動物園を視察したいという要望を受け、先方と協議している。ハンブルク滞在中のスケジュールに関しては、市政府がクナッペと協議をしている：StAH, Cl.VI.No.14a. Vol.1. Fasc.21a, Acta Senatos, betr(effend) den Besuch der unter Führung des Kaiserl(ichen) General=Konsuls, Geh(eim) Legationsrats Dr. Knappe in Deutschland herumreichenden Chinesischen Studien-Kommission hierselbst am 10. und 11. April 1906.

⁴² 「到意情形摺」(『端忠敏公奏稿』巻6・23-25)

⁴³ CSKD, S.5.

⁴⁴ この点に関しては、川島が在外公使は「考察政治、憲政大臣の考察の案配を担当し、その考察する方法、場所を基本的に選出できる立場にあり、その考察に随行し」ている点を指摘しており、廕昌の例は特殊であったと思われる(川島、前掲論文、141頁)。

⁴⁵ Aufzeichnung, S. 1; 光緒三十二年三月(二十四日)「到德考查情形摺」(『端忠敏公奏稿』巻6・17-8)

⁴⁶ 馬徳潤は湖北省棗陽県出身で法律専攻、善明は荊州駐防八旗出身で機械工学専攻。両者は端方が湖北巡撫だった際に湖北省からの留学生としてドイツに派遣された(光緒二十九年二月「奏選派學生游学摺」(『端忠敏公奏稿』巻3・9-11); 光緒三十二年六月二十二日「恭録国電照会那威公使又送留德学生名单及德義和好情形由」(中研院近史研檔案館外交檔案 02-12-18-1-022))。

年)と重複している場所が非常に多く、ドイツ側には参考にすべき前例が存在していた⁴⁷。

クナップも報告書の中で認めているように、ドイツにおいて立憲制度や行政システムに関する実地調査や講義はほとんど行われなかった⁴⁸。むしろ、それに関しては、各関係省庁に対して備忘録の作成を依頼しており、これらが報告書や改革に関する上奏の資料となり、載澤が日本やイギリスでの専門家による講義の代替となった⁴⁹。確かに فرانケ (Otto Franke) が指摘しているように、考察政治大臣の直接的な派遣目的は立憲制度調査であり、工業関連施設の視察や輸入契約の締結が目的ではなかったが⁵⁰、日程作成責任者であったクナップによって作成された視察計画の重点は教育、産業、インフラに置かれていた。

3.2.2. 考察政治大臣のドイツ視察内容

ドイツ滞在中、視察団は 2 つのグループに分けられた。一方は戴鴻慈と端方と共にドイツ視察に同行するもの⁵¹、他方はベルリンに滞在し、書籍購入などの資料調査および翻訳に従事するグループである。本項では前者のドイツ視察を①教育、②工場・インフラ、③軍事、④政府関連施設に絞り、内容別に概観する（考察政治大臣のドイツ視察のスケジュールは以下の表を参照）。

①教育関連

端方はすでに実業教育に大きな関心を示しており、ドイツを含む各国に留学生を派遣していた。前述の廕昌が視察に同行させた留学生もその中の 2 人であった⁵²。したがって、

⁴⁷ 謝罪使のドイツ視察に関しては、第 2 章第 5 節を参照のこと。

⁴⁸ CSKD, S. 5.

⁴⁹ 備忘録の作成を要請された省庁およびその内容は以下の通り：帝国内務省（帝国省庁、帝国官僚）、ヴァルネック (Warneck) 郵便局長（郵便局、電報局、電話局）、王国財務省（官僚組織と俸給、銀行）、王国文部省（教育）、王国公共労働省（プロイセンの鉄道運輸）、作成省庁不明（懲戒法）(Aufzeichnung, S. 6f.)。また備忘録はベルリン大学オリエントゼミナールの中国語教師であった薛蔓や姚宝名などによって中国語に翻訳され、関連書籍とともに考察政治大臣に進呈されている (Mechthild Leutner, *Chinesische Lektoren und ihre zentrale Rolle für die Professionalisierung des Chinesischen -unterrichts, 1887-1945*, in: ders. u. Dagmar Yu-Dembski (Hrsg.), *Dreihundert Jahre Chinesisch in Deutschland: Annäherungen an ein fernes Land* (Berliner China Studien 51) Münster, 2013, S. 139)。

⁵⁰ Otto Franke, *Die chinesische Kommission zum Studium fremder Staats-Einrichtungen*, in: ders., *Ostasiatische Neubildungen: Beiträge zum Verständnis der politischen und kulturellen Entwicklungs-Vorgänge im Fernen Osten*, Hamburg 1911, S.121. (原文は 1906 年 5 月 25 日付け『ケルン新聞 (Kölnischen Zeitung)』に掲載)

⁵¹ このグループの随員リストがドイツ側に提出されており、大部分が参贊や繙訳官などの身分を持っていた。

⁵² 光緒二十九年二月「奏選派学生游学摺」(『端忠敏公奏稿』卷 3・9-11)；光緒二十九年十

教育視察は端方の中心的関心の 1 つであり⁵³、ベルリンにおける視察の重点であった。その中でも学校および科学技術が中心であり、ドイツ側の視察報告書には、科学技術の顕著な成果が示されたと記載されている⁵⁴。教育に関する視察内容は、普通教育（「強迫教育」）と高等専門教育施設に大別される。前者の視察対象は初等学校（*Gemeindeschule*）、ギムナジウム、女学校などであり、義務教育の無料化とドイツにおける宗教教育の重要性が注目された⁵⁵。後者に関しては、ベルリン大学の各研究施設や工科専門学校、医科大学、実業学校、博物館などの見学、また化学実験や無線電信の実演などを通じて、最先端技術を目の当たりにすると共に、国家による大学・研究所への財政的支援、科学技術の各産業分野における有用性に注目している⁵⁶。教育・研究関連施設として、図書館、博物館、動物園も知識獲得の場として、戴鴻慈の日記の中で注目されている。

それ以外に、観劇後の「戯曲は教育の根源である」という感想や、監獄視察時に囚人に対する再教育に注目したことからも、考察政治大臣が教育現場以外でも「教育」をキーワードに視察を行っていたことは明らかであろう⁵⁷。

教育視察に関連して看過できないのが、3月24日のヴィルヘルム2世への謁見後に行われたプロイセン王国文部大臣シュトゥット（*Heinrich Konrad Studt*）と第一教育局長アルトホフ（*Friedrich Althoff*）⁵⁸との会談である。会談中、ドイツ側は中国（希望地は上海、南京）に留学用のドイツ語学校の設置を、清朝側は中国人留学生に対する学費軽減を議題に挙げた⁵⁹。ドイツの対清文化政策は、その後のドイツの対清政策の柱の1つとなるものであり⁶⁰、文化政策における清独両国の初期の接触と言えるだろう。

一月「奏選生赴比学習実業摺」（同上巻3・45-46）

⁵³ ショルツ領事の報告によれば、端方は以前中国人留学生の留学先としてドイツを推薦しているが、その際「ドイツと中国の文化的状況には大きな親和性（*Verwandtschaft*）がある」と指摘したという（PA-AA, Peking II, 24, J.Nr.949/Nr.26, Scholz an Mumm, Hankau, 28.3.1905）。

⁵⁴ CSKD, S. 5; Aufzeichnung, S. 5.

⁵⁵ 『九国日記』403頁。

⁵⁶ 『九国日記』403-404頁。

⁵⁷ 『九国日記』389、392頁。

⁵⁸ 彼の伝記的著作として、潮木守一『ドイツ近代科学を支えた官僚—影の文部大臣アルトホーフ』中公新書1163、1993。

⁵⁹ CSKD, S. 19; 『九国日記』407頁。レーナイゼンの報告書によれば、当時の在独中国人留学生は150人ほどであり、3月15日に「留徳学生会」で端方と戴鴻慈がスピーチを行った際には、50名ほどの留学生が集まった（CSKD, S. 1; 『九国日記』、393頁）。

⁶⁰ その後、1907年に同済医学堂が、1909年には青島特別高等専門学堂がドイツ系の高等専門学校として設置された（Klaus Mühlhahn, Deutschland, in: Brunhild Staiger, Stefan Friedrich, Hans-Wilm Schütte (Hrsg.), *Das Große China Lexikon*, Darmstadt, 2003, S. 156）。

表：考察政治大臣のドイツ滞在中のスケジュール

日付	都市	訪問・視察先
7.3.	V	フリードリヒ・シュトラセ駅到着
	M	ホテル・カイザーホーフでの外務省官員による歓迎
	N	市内観光(1時間)
8.3.	M	外務長官チルシュキーによる外務省での公式歓迎
	N	帝国議会議事堂、王立陶磁器工場
9.3.	N	レーヴェ機械・銃器工場
10.3.	M	帝国宰相ビューローへの接見
	N	「ベルリン最新ニュース(Beliner Neue Nachrichten)」社
11.3.		休息(ドイツ人の訪問を受ける、動物園)
12.3.	V	AEG社
13.3.	N	モアビット(Moabit) 地方刑事裁判所(裁判を見学)・刑務所
14.3.		シュテッティン フルカン社造船所(招待)
15.3.	M	海軍長官ティルピッツに面会
	N	病院、衛生学研究所(Hyginische Anstalt für ärztliche Fortbildung)、留学生にスピーチ
16.3.	V	王立図書館、ベルリン大学、海洋博物館
	N	無線電信に関するウラニアでの実験講演
	A	フリードリヒ・レオポルト親王夫妻主催のグリーニッケ城(ポツダム)での夕食会
17.3.	V	警察本部(住民登録所、食品・薬物検疫所)
	M	プロイセン王国議員会館
18.3.		休息
19.3.	V	王立農業専門学校附属博物館、博物学博物館
	N	近衛装甲騎兵連隊営舎
20.3.	V	工芸博物館・民俗学博物館(F.W.Kミュラーの案内)
21.3.	V	ベルリン消防隊の訓練
	N	リヒターフェルデ 陸軍幼年学校
22.3.	V	ゲマインデシュレ、ヨアヒムスタールギムナジウム、女学校の視察
	N	ベルリン大学化学研究所(フィッシャー教授による化学実験)
23.3.	V	シャルロッテンブルク 工科専門学校(現ベルリン工科大学)
	A	アメリカ大使タワー、ロシア大使オステン・ザッケン伯、オーストリア大使ラディスラウ、イタリア大使ディ・ブスカ伯(不在)を訪問
24.3.	M	ベルリン宮殿での謁見と国書進呈、朝食会
	N	プロイセン王国文化省で大臣および局長と会談
25.3.		休息
26.3.-4.4.		ライン地方視察旅行
26.3.	A	ドルトムント 市長リヒテンブルク主催の夕食会(市庁舎)
27.3.		ドルトムント＝エムス運河と閘門、アッペンバツハおよびシュタイン炭鉱(炭鉱内での防火法)、市立プール
28.3.		エッセン/ラインハウゼン クルップ社のフリードリヒ・アルフレート精錬所、トーマス工場、鑄造所、圧延工場
29.3.		エッセン クルップ社Schmelzbau Tiegelguss、工場労働者の福祉施設
30.3.		メッペン クルップ砲の試射
31.3.	V	モルレールに乗車、市庁舎で朝食、総発電所
	N	皇帝ヴィルヘルム橋、枢密政府参事官ボエティンガーの夕食会に招待
1.4.	V	ウアフタール 水力発電所
		ハイムバツハ 水力発電所の制御室(Kraftzentrale)
	A	ケルン 市の招待により、市立劇場でGunodの「マルガレーテ」を鑑賞
2.4.	A	レバークーゼン フリードリヒ・バイアー社
	N	ケルン ケルン大聖堂、市場、機械工学専門学校(Maschinenbauschule)、市庁舎での歓迎会
3.4.		ラインメタル社、製鉄業組合、市庁舎での歓迎会
4.4.		デュッセルドルフ ベルリンに戻る

日付		都市	訪問・視察先
5.4.	N	シャルロッテンブルク	ジーメンス・シュッカート工場のケーブル製造(要請)
	A	ベルリン	ホテル・カイザー・ホーフでの徳華銀行主催の晩餐会
6.4.	V	テーゲル	ボルズィヒ機械工場(招待)
	A		王立歌劇場で「カルメン」を鑑賞
7.4.	V	ベルリン	中央郵便局、中央電信局
	M		キールへ
7.4.-12.4.			ドイツ北部視察旅行
8.4.	M	キール	ハインリヒ親王夫妻に謁見、アーダーベルト親王に謁見
	N		キール周遊(カイザー・ヴィルヘルム運河、ホルシュテナウ水門・レーヴァーザウ高架橋)
	A		ホテル「ゲルマニア」で市長主催の晩餐会
9.4.	V		クルップ社のゲルマニア造船所と帝国造船所、巡洋艦「プリンツ・アーダーベルト」、海軍士官学校
	N		旗艦に乗艦して魚雷艇戦隊の演習を見学
	A		海軍将校カジノでの晩餐会
10.4.	V	ハンブルク	ポローム・フォス社のドック、ハンブルク・アメリカ郵船株式会社(Hapag)「ドイチュラント」上船
	A		東アジア協会主催の晩餐会
11.4.	A	シュテリンク	ハーゲンベック動物園
	N	ブレーメン	ブレーメンへ
	A		市庁舎での歓迎会
12.4.	V	ブレーマーハーフェン	北ドイツ・ロイド
	N		ベルリンへ
13.4.		ベルリン	休息
14.4.	V		ヴィルヘルム2世は端方と戴鴻慈に王立陶磁器工場の花瓶をそれぞれ贈呈
15.4.-1.5.			コペンハーゲン、ストックホルム、クリスティアニア(現オスロ)
1.5.	V	ベルリン	クリスティアニアからベルリンに到着、随員への勲章授与
2.5.	V	グラーネヴァルト	高級住宅地、学校訪問
	N		肖像画家クラウト教授(Prof. Kraut)訪問(張之洞の肖像画を贈るため)
3.5.-8.5.			ザクセン・バイエルン王国視察旅行
3.5.	M	ドレスデン	使節団の大半がドレスデンに向けて出発
	N		市内観光(ヨハンシュタット市立病院、ギュンツ浴場)
	A		ブリュール・テラスでのザクセン王国政府主催の晩餐会
4.5.	V		訓練、工科専門学校、殺菌センター、リングナー社、緑の丸天井(grüne Gewölbe)
	M		ザクセン王弟への謁見および勲章授与
5.5.	N		ビルニッツへの遠足・林業学校、オペラ座で「タンホイザー」を鑑賞
	V	ライプツィヒ	大学、物理学研究所、ギエゼッケ・デヴリエント印刷所(有価証券の印刷技術)
	N		フリツェ製本所、帝国裁判所、ドイツ書籍営業所(Deutsches Buchgewerbehaus)、ブロックハウス印刷所、新市庁舎における夕食会。ミュンヘンへ。
6.5.	V	ミュンヘン	市庁舎での歓迎会
	M		ルップレヒト親王の私的謁見。勲章授与。
	N		国立博物館、公共墓地
	A		レジデンツでのルップレヒト親王への謁見および晩餐会
7.5.	V		王立陸軍学校、レーヴェンブロイ、レジデンツ見学
	A		レオポルト親王妃への謁見
8.5.	V	ニュルンベルク	市内観光、バイエルン産業博物館、ジーメンス・シュッカート工場、アウグスブルク機械工場連合、ニュルンベルク機械製造組合
	A		ウィーンへ

出典:『出使九国日記』およびDie Chinesische Studienkommission in Deutschland.(7. März bis 8. Mai 1906) von Löhneysenを参照
 註:Vは午前、Mは昼、Nは午後、Aは夜

②工場・インフラ

工場・インフラ視察は各視察先で実施されているが、その中心はライン地方への視察旅行であった⁶¹。戴鴻慈等は工場視察の際、専門家の説明を聞き、労働者数および平均給与、年間製造量、工場内の様子など、工場に関する詳細な記述を日記に残している⁶²。ここから彼のドイツの産業、特に軍需工場への強い関心が窺える。視察団一行はレヴァークーゼンの化学染料のバイエル社、デュッセルドルフのラインメタル社などを視察したが、エッセンのクルップ社の視察は特に重要視されていた。前述のように、クルップの視察は端方が要望したものであった。クルップ社には当時広東から留学生陸顕璜と黄時澄が派遣されており⁶³、前年1月には張之洞と袁世凱が派遣した将校が、同年1月には署両江総督周馥が派遣した李経述も留学生を連れて訪問しており、清朝側とクルップ社の関係が非常に強いものであったことを窺わせる⁶⁴。

3月28日、エッセン近郊のラインハウゼンにあるフリードリヒ・アルフレート精錬所を、翌29日にもクルップ社の溶鉱炉や各武器工場などを各部門長の説明を受けながら、視察団は視察した。特に視察団にとって印象的な出来事はマップンで行われたクルップ製大砲の試射であり、ヨーロッパ人の招待客と共に、最新の大砲を含む17種類の各大砲の試射を見学した⁶⁵。

工場以外には、視察団は社会インフラに関しても大きな関心を示していた。ドルトムントでは1899年に完成したドルトムント＝エムス運河の視察を行った。戴鴻慈は、この運河建設の目的が当地で産出される石炭を国内に供給するためであり、その利点が①大量輸送、②鉄道建設よりも安価な建設費、③補修費の安さにあるという説明を受けた。この運河が大運河(Hauptkanal)と合流する地点には水面の高低を調整するためのロックゲートが設置されており、この装置に視察団は大きな関心を示した⁶⁶。

その後ケルン滞在中に、視察団はハイムバッハのダムおよび水力発電所を見学した。この視察は考察政治大臣からの要望によるものであり⁶⁷、戴鴻慈は視察の感想として水力発電が石炭と人力を節減し、巨大な利益を生むが、建設時においては多額の資本を必要とする点を指摘している。また、中国は河川が貫いており、利用可能な地域が多いとしながらも、

⁶¹ 『申報』は考察政治大臣が工業制度調査のためライン地方に向かったというドイツ語新聞を転載している(「出洋大臣考查實業」(『申報』光緒三十二年三月初四日))。

⁶² ドイツに限らず、戴鴻慈の日記には特に科学技術に関する詳細な記述が散見される。また、同様の傾向は醇親王の「醇親王使德日記」(『近代史資料』73、1989)からも看取される。

⁶³ 『九国日記』412頁。

⁶⁴ HA Krupp, WA4/2012, Ab. Julius von Schütz an die Firma Fried. Krupp Aktiengesellschaft, Berlin, 23.8.1905, Bl.145; WA48/51, Bericht über den Besuch der chinesischen Offiziere von Redlich, Essen, 25.1.1905.

⁶⁵ 各種大砲の性能などに関しては、日記に表として付属されており、また受けた説明が日記中に記載されており、その関心の高さがわかる(『九国日記』417-421頁)。

⁶⁶ CSKD, S. 23; 『九国日記』409-411頁。

⁶⁷ CSKD, S. 28.

中国では電気使用に関する知識が一般的に不足し、農村の水利をめぐる争いがある点も指摘しており、戴鴻慈は中国におけるダム建設の早期実現には懐疑的であった⁶⁸。

③軍事関連の視察

軍事関連の視察は主に軍需工業視察の中で行われていた。端方は専門教育の1つとして軍事教育に大きな関心を示しており⁶⁹、戴鴻慈はリヒターフェルデの幼年学校の視察感想として、「ドイツの学理が詳細で深く、軍備が立国の根本である。この1班を見れば、その強盛を知るには十分である」と日記に記している⁷⁰。それ以外に、キールを訪問した際には、海軍関連施設および造船所の視察を行った後に、魚雷艇戦隊の演習を指揮艦から見学し⁷¹、ドレスデンではザクセン王国軍の演習を、ミュンヘンでは王立陸軍学校の視察を行っているが、軍事分野の視察は限定的であった⁷²。

④政府関連施設

視察団一行は帝国議会議事堂や帝国裁判所を初めとする各級裁判所、監獄、警察本部、消防署なども視察したが、あまり多くの時間は割かれず、戴鴻慈の日記の内容も簡単な説明に留まっている⁷³。戴鴻慈の日記には他国と同様にプロイセン王国議会の議員定数や選挙法などに関する記載はあるが⁷⁴、帝国議会や連邦参議院に関しては同様の記述はない。これは載澤の日記が訪問国の概要や政治システムの記述、また専門家からの講義内容によって多くを占められているのとは対照的である。

3.2.3. ヴィルヘルム 2 世への謁見と人的交流

ドイツ滞在は視察のみならず、戴鴻慈と端方にドイツ帝国を構成する各王国の王族や政府首脳、企業、地方政府などさまざまなレベルでの交流の機会を提供した。考察政治大臣一行がドイツに到着した時、ヴィルヘルム 2 世は外遊に出ていたため、謁見と国書進呈は3月24日に行われた。この謁見は考察政治大臣一行にとって最も重要なシーンの1つであった。

謁見に際しては最大限の敬意が示され、宮廷の盛装馬車（Gala-Wagen）がホテルまで遣

⁶⁸ 『九国日記』 425 頁。このような近代的施設建設における困難を、戴鴻慈は火葬の導入と公共墓地建設に関しても認識しており、中国では風水の迷信により、鉄道建設や鉱山開発、林業などの地方行政が影響を受けていると指摘している（同上、467-468 頁）。

⁶⁹ CSKD, S. 43.

⁷⁰ 『九国日記』 402 頁。

⁷¹ CSKD, S. 41-45; 『九国日記』 432-433 頁。

⁷² 『九国日記』 433 頁; CSKD, S. 41-45

⁷³ 地方自治、財政・司法改革などを含む立憲改革において、君主制の影響が残るドイツがそのモデルになるという見解が存在していた（„Die chinesische Studienkommission in Europa“, *Frankfurter Zeitung*, 17.3.1906）。

⁷⁴ 『九国日記』 397 頁。

わされ、騎兵に先導され、ウンター・デン・リンデンを通り、儀仗兵が配置された王宮に到着した。謁見は騎士の間で行われたが、そこには皇太子をはじめとする王族、政府高官、将校が臨席し、視察団随員 19 名も謁見への列席が皇帝の決断によって許可された⁷⁵。

戴鴻慈が中国語で国書を読み上げ、ボルヒがそれをドイツ語に通訳し、国書はヴィルヘルム 2 世に直接手渡された。この時、ヴィルヘルム 2 世は光緒帝が考察政治大臣をドイツに派遣し、政治の調査を行わせたことを最も喜ぶべきこととし、すでに各官吏に協力を命じており、視察が後々清朝によって有益なものとなることを願っているという返答を述べた⁷⁶。謁見後、端方と戴鴻慈に一等宝冠章 (Kronen-Orden der I. Klasse) が授与された⁷⁷。この勲章授与は、前述の漢口領事ショルツの提案を受けたものであろう。そして、両名はその勲章を帯び、150 名が招待された昼餐会 (Galatafel) に臨んだ。端方と戴鴻慈は皇帝の左右に座り、食事中、戴鴻慈がドイツの軍事・産業の発展ぶりに言及すると、ヴィルヘルム 2 世は「以前我が国は哲学を論じることを好んでいたが、数十年来鉱山、鉄道、化学、機械工業などの各産業分野の研究を始め、ここ数十年來の進歩の度合いは比較的速い」と述べた。そして、食後のコーヒータイトでも、戴鴻慈はヴィルヘルム 2 世と会話をする機会があり、「今日の要は練兵である。貴国皇帝陛下が尚武の考えを持ち、将校や軍隊の責任を一身に負われるのであれば、国力は自然と強化されるでしょう」「変法は何も外国から完全に学ぶ必要はなく、本国にとって適切なものを選択し、そうでなければ、これまで通りすることがよいでしょう」と提案し、「ドイツで軍事を学んでいる中国人留学生はみな規律を守り、習練を行っており、将来さらに多くの学生を派遣すべきです」と述べたことが、戴鴻慈の日記には記述されている⁷⁸。このヴィルヘルム 2 世の発言からも、ドイツにおける科学技術の研究と産業分野への活用、軍事における自信が窺い知れる。

ヴィルヘルム 2 世への謁見以外にも、中国滞在経験のあるプロイセンのフリードリヒ・レオポルト親王⁷⁹やハインリヒ親王⁸⁰、帝国宰相ビューロー、外務長官チルシュキー、海軍

⁷⁵ CSKD, S. 15. 孫安石も日本政府が載澤を国賓の待遇を与えたことを指摘しているが、ドイツでの待遇もほぼ同等のものであったと考えることができる (孫安石、前掲 (1996)、41 頁)。

⁷⁶ 『九国日記』 406 頁。

⁷⁷ 北欧 3 カ国歴訪後、ベルリンに戻った際に、随員 18 名にも勲章が授与された (CSKD, S. 51f.)。

⁷⁸ 『九国日記』 405-7 頁; CSKD, S. 15-18.

⁷⁹ 日露戦争でロシア側の観戦武官として従軍した。

⁸⁰ 1898 年に中国を訪問した際、光緒帝および西太后に謁見を行っており、それ以降清朝と少なからず関係を持つ。また、4 月 8 日の朝食会の席で「中国は今日練兵に集中すべきであり、……練兵の道は遠征をするためではなく、平和を維持するためである」と戴鴻慈に述べている (『九国日記』 431 頁)。また、駐独公使廕昌は『ベルリン日報』記者のインタビューを受けた際に、清朝の軍事力が「列強に対して帝国の統一を維持し、受け入れられない勧告 (unerbetener Ratschlag) を拒絶する」国防面での役割が期待されると答えている („Chinesische Zukunftsgedanken.(Ein Interview mit dem chinesischen Gesandten)“, *Berliner Tagesblatt*, 9.2.1906)。

長官ティルピッツなどの政府要人との面会、訪問先での市長主催の食事会などを通じた交流が行われた。さらにザクセン、バイエルン両王国からの訪問要請を受け⁸¹、清朝の使節団としては初めて両国を公式訪問し⁸²、ザクセンやバイエルン国王代理および王族と会談している。

4月10日の晩にはハンブルクにおいて東アジア協会（Der Ostasiatische Verein）主催の晩餐会が行われ、視察団一行が招待されている⁸³。その席で、戴鴻慈は人口増加と商業の発展の相関関係について言及した後、「今まさに中国は政治維新を行っており、商法・刑法に属するものは損益を斟酌してそれぞれ施行すれば、お互いに利益となるでしょう。〔中国を〕訪れる貴国の人々は日々増加していくことでしょう。さらに鉄道、鉱務、機械、建設などの学問は、中国が〔研究を〕始めたばかりであり、貴国から学ぶことは非常に多い。本日のホスト役の深い情誼を見れば、将来友好国〔である清朝の改革〕を好意的に支援してくれる証しでしょう⁸⁴という希望を述べている。このように考察政治大臣はドイツ各地において両国の友好関係と改革に対する清朝の姿勢を示す代弁者としての役割を担っていた。

以上考察政治大臣のドイツ視察を総括すると、ドイツ側は国内の各方面からの全面協力を得て、考察政治大臣の受入体制を整え、視察を全面的にサポートした。これは教育、科学技術、産業、軍事、公共施設などの視察を通じて、清朝の大臣たちにドイツの先進性を印象づけ、同時に友好関係の進展の契機としようとするドイツ側の意図の表れであった⁸⁵。さらにドイツ側は西太后や光緒帝に考察政治大臣の視察施設の写真アルバムを贈っており⁸⁶、考察政治大臣が清朝政府に対して、ドイツの先進性を伝達し、それが共有されることを期待していたと言えよう。

他方で戴鴻慈と端方はドイツ側が作成したスケジュールに基づいて、教育や工場関連施設を重点的に視察しており、視察スケジュールのみから見れば、立憲改革に関連する視察は非常に限定的であったことが、ドイツ視察の特徴であった。それでは、ドイツはこの考察政治大臣のドイツ視察にどのような政治的意味を与え、他方清朝は視察を通じて、どのようなドイツ観を持ったのかを次節では検討する。

⁸¹ 光緒三十二年四月「奏游歴丹馬瑞典那威情形摺」（『端忠敏公奏稿』巻6・19-20）

⁸² 謝罪使としてドイツに派遣された醇親王のミュンヘン公式訪問が、当時のドイツ外務省により計画され、バイエルン王国政府も準備を行っていたが、清朝政府からの他国訪問の禁止を受け、中止されることになった。これに関しては、第2章第6節を参照。

⁸³ 当初、毎年行われる愛餐（Liebesmahl）に招待する提案がなされたが、理事により拒絶されたため、このような形で東アジア協会は視察団一行を歓迎することになった（Bernd Eberstein, *Der Ostasiatische Verein 1900-2000*, Hamburg, 2000, S. 203）。

⁸⁴ 『九国日記』434頁。

⁸⁵ CSKD, S. 79.

⁸⁶ Aufzeichnung, S. 8.

3.3. 考察政治大臣のドイツ視察の意義・ドイツ観

3.3.1. ドイツ側にとっての考察政治大臣の意味

考察政治大臣のドイツ視察は、ドイツ政府と産業界でそれぞれ異なる意味を持ちながらも、根本的なところでは、清独両国の友好関係強化の機会として活用された⁸⁷。まず政府の観点から見れば、これは1906年以降本格化していくドイツの対清文化政策の出発点として位置づけることが可能であろう。それはドイツ側接待役であるクナップがその政策の推進者であったことから明らかである。

クナップは同年11月2日にドイツ・アジア協会 (Deutsch-Asiatische Gesellschaft) において「中国におけるドイツの文化的使命 (Deutsche Kulturaufgaben in China)」という題名で講演を行っている。その講演内容を要約すれば、清朝の教育改革は外国の支援なしには実施不可能であり、この分野へのドイツの参入を唱えているが、その主張の背景には英米の宣教師などにより英語が東アジアにおいて優位であることに対する危機感があった⁸⁸。そして、もし端方がドイツに対して好印象を持ったのであれば、今後より多く留学生を派遣してくるだろうと期待するとともに、留学生を清朝政府が統制する必要性も提言している。そのような政策実現のために各界の支援を求めることが、この講演の目的でもあった⁸⁹。この講演の内容から考えれば、ドイツ側は考察政治大臣のドイツ視察を、ドイツの義務教育、大学などの高等教育、実業学校での職業教育などのプレゼンテーションの場として想定していたことになる。

ドイツ産業界も清朝高官と直接交流できる考察政治大臣のドイツ視察を積極的に利用しようとした⁹⁰。端方自身もドイツ訪問の機会を利用して、産業界との関係構築を図ろうとしており、清朝高官とドイツ産業界の交流を両者が重視していたことが示されていると言えよう⁹¹。前述のように考察政治大臣には契約関連の権限が付与されていたわけではなかった

⁸⁷ 7月20日付『東アジアロイド』紙では、考察政治大臣のドイツ視察が同様の観点から総括されている („Die Chinesische Auslandskommission und Deutschland“, *OAL*, 20.7.1906)。

⁸⁸ このような危機感は、ドイツ語学習者の増加による親独・知独的人物の育成という意味に限るものではない。当時海外情報の主要な発信源が英語メディアであったため、反独的な記事が時として、中国語新聞に転載されることがあった。反独的な英語メディアの影響を強く受ける中国語新聞の認識が広まることを危惧し、ドイツ語メディアの受容者拡大と彼らを通じたドイツ側の主張を行うことが、文化政策の主な役割であると思われる。

⁸⁹ Wilhelm Knappe, *Deutsche Kulturaufgaben in China* (Schriften der Deutsch-Asiatischen Gesellschaft Heft 3), Berlin, 1906.

⁹⁰ クルップやジーメンスなどは中国に代理店を持ち、清朝側との契約交渉などを行っていた。それらの実情に関しては以下を参照：Georg Baur (Elisabeth Kaske (Hrsg. u. kometntiert)), *China um 1900 Aufzeichnungen eines Krupp-Direktors*, Köln, 2005, S. 30-45.

⁹¹ BA-MA, RM3/6823, Ab. zu B.VIII. 4344, vom 6/9 06 (Org. J.Mr.116, Claer ans KPKM,

が、産業界にとって清朝はドイツ製品の将来の市場であり、この視察を通じた継続的な貿易関係を期待した。署両江総督周馥の命を受け、1906年1月にクルップ社を視察した李経述使節団に関する報告書の中に記載されていることであるが、クルップ側は清朝の軍備統一を見越した武器輸出を模索しており、軍工廠建設に関する知識の提供などを通じて、清朝との友好関係を醸成しようとしていた⁹²。また、ドイツ産業界の積極的な対応はドイツの対清貿易構造が大きく影響していると言えよう。1909年の報告書の中で、当時の駐清ドイツ公使レックス (Arthur Graf von Rex) は、ドイツの対清輸出が中央政府および地方政府に依存したものであり、経済関係の拡大のためにはそれらとの友好関係構築が必要不可欠であると指摘している⁹³。清朝の軍備の近代化とドイツの対清貿易構造が考察政治大臣一行に対するドイツ企業の積極的な対応の背景として考えられる。

ドイツ産業界の友好的な態度と清独関係の重要性に関して、端方がクルップ社の試射演習後に、「中国政府がクルップ社と長きにわたる友好関係にあり、エッセンの鑄鉄工場のような、素晴らしい経営がなされている工場がもたらす利点を利用する」と述べたスピーチや⁹⁴、シュテッティンのフルカン社主催の夕食会において「中国政府が将来艦隊拡張などを行う際にフルカン社と以前のように友好関係にあることを望む」と述べており、ここから清独関係にとって軍需物資が大きな意味を持っていたことがわかる⁹⁵。

この時期、前述のようなドイツ側の思惑が清独の友好関係強化をめざす政策として具体化していく方向にあった。その一例として、正確な時期は不明ながらも、ヴィルヘルム 2世が考察政治大臣のドイツ滞在前後に、駐独公使を離任する廕昌に対して清独同盟を提案していることが挙げられる⁹⁶。そして、廕昌は4月23日、ドイツ・アジア協会において清独関係について講演しているが、そこでは「より相手をよく知ることにより、人は信頼を得ることができ、現在の信頼は同盟 (Bündnis) へと至る (下線筆者)」⁹⁷と述べており、このスピーチからヴィルヘルム 2世の同盟案が暗示されているように思われる。いずれにせよ、廕昌はドイツをより良く理解する機会として考察政治大臣のドイツ視察を見なしていたことが看取されよう。次章で詳しく検討するが、この同盟案に対して、当時の清朝はこの提案に無関心であった⁹⁸。しかし、ドイツ側が清朝に接近しようとして、その対清政策をより協調的なものにしていく時期に、この考察政治大臣のドイツ視察が行われたことは確かであろう。

そのような背景の中で、上述のようにドイツの対清政策は清朝の意志に反しない範囲で、

Peking, 3.2.1906), Bl. 212f.

⁹² HA Krupp, WA48/51, Fremdenführung von Homann, 5.2.1906.

⁹³ PA-AA, R.18004, A8274, Rex an Bülow, Peking, 19.5.1909(ab.5.4.1909)

⁹⁴ CSKD, S. 23-26; 『九国日記』 412-422 頁。

⁹⁵ CSKD, S. 10. 李鴻章はフルカン社から定遠と鎮遠などの軍艦を購入していた。

⁹⁶ GP., Bd. 25, Nr. 8556, Rex an AA, Peking, 7.12.1907.

⁹⁷ „Die Deutsch-Ostasiatische Gesellschaft“, *Kölnische Zeitung Wochen Angabe*, 31.4.1906.

⁹⁸ Werner Stingl, *Der Ferne Osten in der deutschen Politik vor dem Ersten Weltkrieg (1902-1914)*, Bd.2., Frankfurt a/M. 1978, S. 600.

ドイツの利権確保を行うという協調的なものに変化していった⁹⁹。

3.3.2. 考察政治大臣の報告書に見える清朝のドイツ観

ドイツ側は考察政治大臣のドイツ視察に対して手応えを持っていたが、それでは戴鴻慈や端方は自己の視察を清朝政府に対してどのように報告したのだろうか。この分析を通じて、ドイツ側が重視していた清朝のドイツ観を明らかにする。

まずはフェルバー (Roland Felber) の研究を参考に当時の中国におけるドイツ観の内容を簡単に確認しておきたい。清朝がドイツに関心を示し始めたのは清仏戦争の敗北により改革の必要性を痛感して以降のことであった。特に小国であるプロイセンがフランスを破り、ドイツ帝国として大国になった原因に大きな関心が向けられた。康有為はその背景を①完備された軍隊、②義務教育を受けた兵士の完璧な訓練、③愛国主義教育の3点に求めている。さらに1908年のヨーロッパ旅行において、ドイツを軍事的、経済的、学術的、文化的先進国と見なし、改革のモデルに想定した。そのような関心の拡大により、第一次世界大戦前の数年間、ドイツの軍事力と並んで、その経済発展も注目されるようになった¹⁰⁰。

出発以前に端方が康有為と同様に軍事・産業・教育など幅広い分野に関心を持っていたことは、先の駐漢口ドイツ領事の報告からも明らかであろう。また両広総督岑春煊は視察団に同行した高而謙からドイツ情報を得ており、同年視察のため中国を訪れたドイツ帝国議会議員団に対してドイツの政府システムや行政機関、ドイツの工業を賞賛し、将来的なドイツの機械や軍需物資の購入を示唆している¹⁰¹。岑春煊の例から見れば、清朝内で考察政治大臣が収集した情報が共有化されていたことを指摘できよう。

ドイツ視察終了後に書かれた上奏文では、ドイツの軍国主義的性格が強調され、国家存続における軍事力とそれを支える国民の尚武精神、任用・行政における厳格な規律がドイツの特徴として強調されている。そして、日本がドイツを改革のモデルとしたことも当然言及されている¹⁰²。ドイツは軍事大国として、清朝の軍事改革におけるモデルとされてい

⁹⁹ Mühlhahn, *a.a.O.*, S. 162f.

¹⁰⁰ Roland Felber, *Chinesische Deutschlandbilder zu Beginn des 20. Jahrhunderts*, in: Mechthild Leutner (Hrsg.), *Politik, Wirtschaft, Kultur: Studien zu den deutsch-chinesischen Beziehungen*, München, 1996, S. 140-144. 康有為のドイツ観の中には、当時ドイツ国内で起きていた労働運動や社会主義活動、ヴィルヘルム2世の拡張政策、内政危機などへの配慮はなく、「どの程度、ドイツが中国で試みられている改革にとって前例や鑑となり得るかという視点のみで理解されていた」。また、義和団戦争への介入やヴィルヘルム2世の略奪的な政策 (Raubpolitik) は中国人にとって屈辱的であったが、一方でドイツの地位を改めて認識させる効果もあり、結局ドイツに対する否定的イメージは忘れ去られ、改革モデルとしてドイツは残った、とフェルバーは指摘している (Ebd., S. 142f.)。

¹⁰¹ PAAA, Peking II, 898, J.Nr.2697/K.Nr. 115, Walter an Bülow, Canton, 2.9.1906, Bl. 46f.

¹⁰² 光緒三十二年三月 (二十四日) 「到徳考查情形摺」 (『端忠敏公奏稿』 卷6・17-8)

るが、その中で言及されている分野は、軍事技術や軍需物資の自国生産の必要性のみならず、軍隊の士気維持と皇帝の役割、国民の教育の場として軍隊、徴兵制と社会秩序の関連性、軍人の専門教育および地位の向上などその改革範囲は広範にわたる¹⁰³。

国力増強と国民養成における教育の重要性も指摘されており、教育に関するドイツの評価は「ドイツの教育行政は明確で、完備されており、専門のレベルも高く、教育の普及度も広い」というものであった。またドイツ人学者の講演を引用し、義務教育の導入と初等教育の無料化の必要性を説いている¹⁰⁴。周知のように、ドイツの教育・軍事は日本の改革モデルでもあった。これらに加えて、軍事改革との関連でドイツの科学技術力と工業発展に関しても指摘されている。この教育・軍事・工業の国家建設における重要性は特に小国の視察報告の中で繰り返し言及されており¹⁰⁵、それらの要素を完備さえすれば、隣国の大国もそう簡単に国家主権の侵害を行うことはない点が強調されている。そのような富国強兵は内政改革を基礎に達成されるべきものであるという結論を出しているが¹⁰⁶、いずれにせよ、立憲改革と同時に国力増強が必要不可欠であり、ドイツはそれらを完備した国家として考察政治大臣に評価されていた。

帰国後の改革案は政治制度を議論するものであり、考察政治大臣がドイツにおいて直接視察した内容というよりは、ベルリンに残り資料調査・翻訳に従事した別のグループの成果が反映されていると考えて間違いないだろう¹⁰⁷。1907年に編纂された『欧美政治要義』¹⁰⁸や『列国政要』なども同様の資料に依拠していると言えよう¹⁰⁹。つまり、現地報告は国力増強実現のための現地調査結果であり、帰国後の上奏文は基本的に政治制度改革を念頭においた資料調査の成果として考えられる。考察政治大臣の派遣目的が立憲改革と国力増強の根源を調査するものであり¹¹⁰、両者は清朝の国力回復の両輪をなすものとして考えられ

103 「奏軍政重要請取法各國以圖進歩摺」（『端忠敏公奏稿』、巻6・87-97）

104 「奏考查學務擇要上陳摺」（同上、巻6・71-87）

105 北欧3国は、清朝と同様にロシアと国境を接しており、特にノルウェーの場合は、国家建設において教育・工業を重視するだけでなく、他の2カ国と同様に、小国ながらも軍備を完備しており、他国から軽視されていない点を指摘している（光緒三十二年四月（十日）「奏遊歷丹馬瑞典那威情形摺」（同上、巻6・19-20））。

106 「奏請定國是以安大計摺」（『端忠敏公奏稿』巻6・28-29）。

107 孫安石も「現地報告と帰国後の報告を分けて検討する必要がある」と指摘している。前者を大臣の各国に対する印象であり、後者を特定制度の改革のためのものと見なしている（孫安石、前掲（1994）、194頁）。

108 この中で、ドイツ帝国に関しては連邦国家としての性格をかなり正確に叙述しており、陸軍に関しても平時は各邦に指揮権があり、戦時のみドイツ帝国皇帝が帝国全体の陸軍への統帥権を持ちうるという指摘もなされている（端方・戴鴻慈『欧美政治要義』光緒三十三年、30葉および66葉、中国社会科学院近代史研究所所蔵）。

109 光緒三十三年九月「奏進呈欧美政治要義摺」（同上、巻6・103-104）。『列国政要』の中で、ドイツ＝プロイセンに関連する項目は、憲法、教育、陸軍、海軍、商政。

110 帰国後の最初に提出された上奏文には、その考察政治大臣の視察重点が「列強が強大である理由、中国が危機に陥っている原因、内政改革の要領」の見聞に置かれ、「兵強国富」

たことになろう。

ドイツ視察に限ってみれば、国力増強に必要な情報収集と清独両国の友好関係維持が考察政治大臣の任務であった。

小括

考察政治大臣の派遣は国家体制の視察と国際社会に対する改革のアピールを目的としていた。ドイツ人外交官は立憲体制の導入は早急と考えつつも、そのような派遣に比較的好意的であり、視察への全面的協力を外務省に対して要請している。ドイツ視察は、端方や戴鴻慈など 20 名程度による国力増強に関する現地視察と立憲改革に関する資料収集を行うグループに分けられていた。現地視察の重点は教育・科学技術、産業・インフラに置かれており、資料調査はドイツの政治システム、教育制度、軍事体制などの制度面を中心に行われた。視察計画はドイツ側が作成しており、ドイツがその視察を通じて、その先進性を認識させ、それが清朝政府内で共有されることを期待していたと考えられる。資料調査に関しても関係省庁に備忘録の作成を要請しており、考察政治大臣は両方面においてドイツの全面的な支援を受けることができた。

考察政治大臣のドイツ視察は、ドイツ政府および産業界にとって、清朝高官と直接交流・交渉することのできる数少ない機会であり、これを利用してドイツ政府は対清文化政策の推進を、産業界は貿易促進をそれぞれ試みたが、その根底には両国の関係強化というねらいが存在した。そして、ドイツ側はそれがある程度成功したと認識していた。このように清独関係を構成する要素としての相互理解という意味で、この考察政治大臣のドイツ視察は重要な役割を果たした。

考察政治大臣のドイツ視察はドイツ側の意向を強く反映しており、その視察を通じて、彼らは軍事や教育の制度改革におけるモデルである以外に、専門教育と研究によって支えられた先進的な科学技術、それを活用する産業界、軍国主義的性格といった富国強兵のモデルとしてのドイツ観が形成された。ただし、そのようなドイツ観は日本の成功例に影響を受けたものであった点も看過できない事実であろう。一方でドイツ側も清朝の改革に関与する、またそれを支援することで、自らの中国事業の拡大を模索していた。特に産業界は軍事力強化にともなう軍需物資の需要などを期待しており、これは清朝を強化することがドイツの利益となると理解されていたことを示しているといえよう。

考察政治大臣のドイツ視察を通じ、両国の相互的な認識は深まり、このような交流を基礎に、国際関係の変化やドイツ対清協調政策、清朝のドイツ観などが合わさり、1907年以降清独連携構想へと進んでいくことになったと考えられる。この連携構想を次章で検討していく。

実現のために立憲改革の必要性が説かれている（「奏請定國是以安大計摺」（『端忠敏公奏稿』巻 6・28-29））。

第4章 東アジア協商体制の成立と独米清連携構想（1907～1909年）

はじめに

前章で述べたように、日露戦争以降、ドイツの対清政策は大きく転換し、清朝に対して協調姿勢を見せ始めた。考察政治大臣を歓待することで、ドイツは清朝の近代化政策に対する関与を拡大させようとするなど、清朝に対して友好的な態度を示した。さらに義和団戦争以降占領していた山東省高密県からの軍の撤退は、ドイツ側の対清友好姿勢を清朝側に認識させようとするシグナルの1つであった。これはヴィルヘルム2世が駐独公使蔭昌に述べたという次の発言から看取されよう。

これ〔高密からの撤退命令〕は中国に対する誠実で好意的な陛下のお考えの新たな証左であります。陛下は中国の完全独立、領土の完全な統一、平和的發展を望んでおられます。山東における我々の態度はそれ〔陛下の希望〕と一致するものであります。

陛下は関連する試み〔＝立憲改革・近代化政策〕において清朝を支援することを希望されておられます¹。

ほぼ同時期、独清連携構想²がヴィルヘルム2世から駐独公使蔭昌に伝えられたが、この時点で清朝はドイツとの同盟ないし連携に関心を示さなかった³。

本章は、このようなドイツの対清政策の転換後、特に1907年夏から1909年初めまで独清およびアメリカの間で協議・模索された独米清三国連携構想における清朝の方針とそれに対するドイツの反応を双方向的に検討することで、清朝の対列強外交の可能性と限界、そして清独関係の特徴の解明を課題とする。

両国の外交的接近は、ドイツが日露戦争・モロッコ危機以後ヨーロッパにおける外交的孤立に対して危機感を持ち、一方で清朝が1907年四国協商の成立により東アジアにおける外交的孤立を感じるに至った、同年夏ごろから構想され始め、翌1908年1月から清朝の本格的な活動が開始された。つまり、この連携案は両国が東アジア国際関係の変化に対応する形で構想されたものであった。これまでの研究では、両国にアメリカを含めた、独米清連携構想は、1908年11月の光緒帝・西太后の死に始まり、翌年1月に摂政王に就任した醇親王載灃が袁世凱を罷免したことで頂点に至った清朝の政治的混乱やアメリカの対日妥協により、頓挫したというのが一般的な理解であるが⁴、近年では、アメリカ大統領ルーズ

¹ PA-AA, R.17975, Ab. No. 25(T), Tschirschky an Rex, Berlin, 10.3.1906.

² ドイツ外交史の基本資料である *Große Politik* には関連資料が収録されている。その題名は「独米中協商」となっているが、本章で以下に言及していくように、協商というほどには強い連携ではなかったと考えられるため、本章では「連携」という言葉を使用する：*GP*, Bd.25, „Eine Deutsch-Amerikanisch-Chinesische Entente?“.

³ Werner Stingl, *Der Ferne Osten in der deutschen Politik vor dem Ersten Weltkrieg (1902-1914)*, Bd. 2, Frankfurt/a.M., 1978, S.600.

⁴ 中山治一『日露戦争以後—東アジアをめぐる帝国主義の国際関係—』創元社、1957；李恩涵「唐紹儀与晚清外交」（同『近代中國史事研究論集』台北：台湾商務印書館、1982），506-7頁；李晶「唐紹儀1908年の日美之行」（珠海市政协・暨南大学歴史系編『唐紹儀

ヴェルト (Theodore Roosevelt) の対日関係改善の動きをより重視する傾向にある⁵。

先行研究においては主に以下の3つの観点からこの連携構想が検討されてきた。①ドイツ外交史における独米関係の観点、②満洲をめぐる清米関係の文脈、③日米間の緊張緩和を促す要因として日本外交史の観点である。

ドイツ外交史研究において、前述のようにヨーロッパにおける外交的孤立を克服するために、ドイツは当時アメリカに接近したが、モロッコ危機での連携失敗の後、アメリカとの協調可能な場として中国を見出したとされてきた。したがって、独米関係からこの問題は検討されてきたが、そこでの清朝は客体として扱われ、清朝の対独政策への関心は低い⁶。一方で清米関係からの議論を見ると、満洲の近代化および対日露牽制のために、当時の奉天巡撫唐紹儀と駐奉天アメリカ総領事ストレイト (Willard Straight) が新法鉄道借款をめぐり協力関係を構築しており、そのような清米連携を中心とし、それに付随する形で独米清協調の可能性が言及されるが、あくまで付属的なものとして理解されており、そこにドイツを組み入れた議論はほとんどない⁷。日本外交史においては、日英同盟に始まり、日仏協商、日露協商締結により、東アジアの大国としての地位を確立させた日本が、当時最大の懸案であった移民問題を発端とする対米関係悪化を解決するために、アメリカとの関係改善をはかり、高平・ルート (Elihu Root) 協定を締結したが、その背景として独清両国の対米接近が言及される程度である⁸。

研究論文集』広州：広東人民出版社、1989）；朱衛斌『西奥多・羅斯福与中国—対華「門戸開放」政策的困境—』天津：天津古籍出版社、2005；李永勝「1907-1908年中德美聯盟問題研究」(『世界歴史』第4期、2011)

⁵ 例えば、朱衛斌の研究など。

⁶ Werner Stingl, *a.a.O.* ; Reiner Pommerin, *Der Kaiser und Amerika: Die USA in der Politik der Reichsleitung 1890-1917*, Köln;Wien, 1986; Stefan H. Rinke, *Zwischen Weltpolitik und Monroe Doktrin: Botschafter Speck von Sternburg und die deutsch-amerikanischen Beziehungen, 1898-1908*, (Deutsch-Amerikanische Studien, Bd. 11), Stuttgart 1992; Raimund Lammersdorf, *Anfänge einer Weltmacht : Theodore Roosevelt und die transatlantischen Beziehungen der USA 1901-1909*, Berlin, 1994; Ute Mehnert, *Deutschland, Amerika und die "gelbe Gefahr": zur Karriere eines Schlagworts in der großen Politik 1905-1917*, Stuttgart, 1998; 義井博『カイザーの世界政策と第一次世界大戦』清水新書、1984。

⁷ Charles Vevier, *The United States and China 1906-1913 : A Study of Finance and Diplomacy*, New Brunswick: Rutgers University Press, 1955; Gloria E. Blazsik, *Theodore Roosevelt's Far Eastern Policy and the T'ang Shao-yi Mission*, Ph.D. dissertation, Georgetown University, 1969; Michael H. Hunt, *Frontier Defense and the Open Door : Manchuria in Chinese-American Relations, 1895-1911*, New Haven/London: Yale University Press, 1973 ; 李恩涵、前掲書 ; 朱衛斌、前掲書。

⁸ 寺本康俊『日露戦争以後の日本外交—パワー・ポリティクスの中の満韓問題—』信山社、1999、436-469頁 ; 千葉功『旧外交の形成—日本外交—一九〇〇～一九一九—』勁草書房、2008、202-205頁。

つまり、本来は連携構想の中で関連するはずの独米関係と清米関係が個別に研究されているが、本章では清独関係を加えた独米清三国の相互関係の中で連携構想全体を再検討する。さらに連携構想それ自体に関する清朝政府内部の議論はこれまでほとんど言及されることはなかったが、清朝の主体性⁹が構想の成否に大きな影響を与えたと考えられるため、清朝内部の議論も検討することが本章の重要な課題である。なお、この連携構想の中で繰り返し現れる主権・領土的統一性の維持、近代化政策への支援獲得は、当時の清朝の外交政策の中核であり、その後の中国外交の基本方針となってくる問題であると同時に、独米の対清政策の基調であった。

以上を踏まえて、本章では袁世凱が主に主導した時期にあたる1907～1909年初めを対象に、構想の交渉過程を①清朝とドイツ双方の動向から叙述し、②清独両国それぞれの構想の内容を検討し、③先行研究を参照しながら清米関係も加えて、④構想の頓挫の背景を再検討してみたい。これらの分析を通じて、上述の課題である清朝外交の可能性と限界を提示したい。

4.1. 連携構想の背景

4.1.1. 独米清連携構想の背景としての日米対立・日独関係

4.1.1.1. 黄禍論と移民問題をめぐる日米対立

本論に入る前に、まず三国の連携の触媒となった日米対立およびドイツの日本認識について概観しておきたい。ここでキーワードの1つは黄禍論（Gelbe Gefahr）である¹⁰。それは日清戦争後の日本の大国化の過程の中で広がっていった。

黄禍論が欧米で広まったのは日清戦争が契機であり、ヴィルヘルム2世がクナックフース（Hermann Knackfuß）に描かせた「ヨーロッパの各民族よ、諸君らの神聖な富を守れ（Völker Europas, wahrt eure heiligsten Güter）」（いわゆる「黄禍の図」）の話は有名である。そして、義和団戦争と日露戦争によりその高潮をみた¹¹。義和団戦争が中国人による欧米人や日本人に対する物理的な暴力を行使した例として、中国の直接的な脅威を世界に示すものであった一方で、日露戦争での日本の勝利は、西洋的近代化を成し遂げ、日本が大国化に成功したことを世界に示し、その結果、アジアの脅威が将来欧米へと及ぶのではないかという空想に基づく危機感を欧米諸国に抱かせた。

日本は日露戦争の結果として、ポーツマス条約によりロシアが所有していた旅順・大連の租借権やのちに満鉄となる鉄道も獲得し、満洲地域への経済的拡大の足場を固めること

⁹ 川島真『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会、2004；唐啓華「清末民初中国対『海牙保和会』之参与」（『国立政治大学歴史学報』23、2005）

¹⁰ 黄禍論に関しては、その政治的スローガン性に注目し、英米露仏独各国の状況を分析したゴルヴィッツァーの研究を参照：Heinz Gollwitzer, *Die Gelbe Gefahr: Geschichte eines Schlagwortes Studien zum imperialistischen Denken*, Göttingen, 1962（邦訳：ハインツ・ゴルヴィッツァー、瀬野文教『黄禍論とは何かーその不安の正体ー』中公文庫、2010）

¹¹ Ebd., S. 43-46.

に成功した。この戦争での勝利を受け、1906年には日本と列強との間で一斉に公使館から大使館に格上げされるなど、大国としての地位を確立していった。また、1905年に第2次日英同盟が締結され、それに加えて1907年になると次項で言及するように、日本は仏露と相次いで協商を締結し、在華権益の相互承認をするなど、東アジアの安全保障を担う存在になっていった。

しかし、日本は大国となったが故に、脅威としても認識された。脅威を喧伝した代表的な人物は、前述のドイツ皇帝ヴィルヘルム2世であろう。彼は日露戦争を黄白人種間の戦争であると理解し、黄禍の侵入を防ぐ国としてロシアを位置づけ、帝国宰相ビューローなどの反対をよそに、ニコライ2世を支持する態度を示した¹²。このように外交的スローガンとして、黄禍が使われると同時に、当時のヨーロッパで人種間戦争としての日露戦争という認識が広がっていた点は、駐ベルギー清公使楊兆璽の上奏にも示されている。楊は「いわんやヨーロッパ人はもとより黄白種によりヨーロッパとアジアが分かれていると考えており、今日の戦争はみな黄白の争いであり、……日本が勝ち、ロシアが負ければ、ヨーロッパ人は黄種の心が我〔が国〕に波及することを恐れる」との状況を説明しており、日本の台頭による黄禍の拡大に対する懸念が存在したことを清朝側もある程度把握していた¹³。

ヨーロッパでは将来起こり得る想像上の日本脅威が感じられていたのとは異なり、アメリカでは実際の脅威が認識され、それが政治問題化していた。それは日本人移民の問題であり、カリフォルニアでの日本人学童隔離に代表される日本人移民排斥問題が日米間の大きな外交懸案となった。

この事件そのものは、1906年10月にサンフランシスコ市教育委員会が行った日本人学童をサンフランシスコの公立学校から東洋人学校に隔離する決定したことを発端とした。この決定の背後には、日本人移民の増加や白人系低賃人労働者との競合関係、さらに地元新聞による排日運動の煽動といったアメリカ側の要因があった。それに反発する日本側は中国人学童と同列に扱われることが大国としての日本の地位を損なうとの認識を持っていた。この問題自体が複雑な背景を持っていたが、政府レベルはかなり冷静にこの問題の解決を模索し、最終的には日本側がかなり譲歩する形で妥協が成立した¹⁴。

そして、この日米対立を注視していたのがドイツであった。日露戦争後、ドイツ国内において日本脅威論が喧伝されるようになった。これは日本が経済発展することで、ドイツの経済的な競争相手となるだけでなく、日露戦争の勝利により日本を含むアジアが黄禍論という形で、モンゴル軍の侵略と同様に直接ヨーロッパに脅威をもたらすのではないかという危機感を抱かせた。ドイツ側は日本という共通の脅威を作り出し、日米関係を悪化

¹² Mehnert, *a.a.O.*, S. 113-119.

¹³ 「奏請簡派專使歴聘有約各国以重邦交」『軍機処檔摺件』160272。

¹⁴ アメリカ側はハワイからアメリカ本土への日本人移民のさらなる移住の禁止措置を講じることにより、市教育委員会の日本人学童の隔離決議を撤回させ、日本側は毎年の渡航を500人に自主制限する措置をとった。日本人移民に関しては合計11の往復書簡が交わされ、それが日米紳士協定として1908年2年に成立した（簗原俊洋『カリフォルニア州の排日運動と日米関係—移民問題をめぐる日米摩擦、1906-1921』有斐閣、2006、11-34頁）

させることで、独米協調の可能性を探っていたのである。黄禍という政治的スローガンは、ドイツにとって、ヨーロッパにおける包囲から脱出し世界政策を展開するために、その主要な対象である日本の同盟国であり建艦競争の相手であるイギリスとアメリカとの連携を阻害し、後者を自国に接近させるための外交的な道具であった。しかし、その際に、ヴィルヘルム 2 世は感情的に人種間戦争や日米戦争もたらす黄禍論を強調したが、外務省はあくまでも現実にアメリカで起きている日本脅威論に同調し、それを強化する可能性を探ったのである¹⁵。

4.1.1.2. 日露戦争後の日独関係概観

では、政治的プロパガンダとして対米接近の道具として利用され、同時にアメリカでは実体化していた黄禍をドイツ国内ではどのように認識していたのか。この点について、日独関係の観点から概観しておきたい。

1906 年 11 月に駐清公使館の書記官として北京に派遣されたケムニッツ (Kemnitz) は、北京への途上、日米両国を訪れており、その時の印象として「一方で日本では先の戦争の成果による自己意識の異常な高まりや、愛国主義、野心が、他方アメリカでは日本により自国にもたらされる危険がますます観察される」として、日本の大国意識の高まりとアメリカでの日本脅威に言及している。そして、「日本国民の野心が先の戦争の成果によりまったく満たされていない。それ〔日本国民〕はより多くを望む。それは少なくとも東アジアでの、〔さらに〕南洋のマレー世界での覇権を得ようとしている」として、ケムニッツは日本の脅威が現実のものとなるのは 5~10 年ほど先であると留保しながらも、日本の脅威に対抗するために独米同盟の可能性を提示した。このことは、ドイツ側も日本脅威を現実のもの、または近い将来起こりうるものとして理解した側面を示している¹⁶。

政治的脅威だけではなく、経済的な日本脅威も存在していた。その一例を当時日本企業に対して警戒感を強めていたドイツの産業界から見てみたい。1906 年、リーグニッツ (Liegnitz) の商工会議所は日本人企業家が視察を通じてドイツの大企業の産業技術を模倣する可能性に警告を発した¹⁷。駐日ドイツ代理公使エッカート (Eckert) はその考えには同調しながらも、最初から日本人の視察を拒否することは「当然非常に危険であり憂慮すべきである」として、慎重な対応をドイツ外務省に求めた¹⁸。このようにドイツ人外交官は日独の企業間競争の中での対立とそれが惹起する相互不信を可能な限り抑え¹⁹、両国関係

¹⁵ Mehnert, *a.a.O.*, S. 119-139. ヴィルヘルム 2 世自身は正規の外交ルートを使わずに、王室や駐在武官などを通じた外交を展開していたが、彼個人の性格もあり、外交的なスキヤンダルを生み出しかねないものであった。例えば、外交ルートを使わずに、「黄禍の図」と親書をルーズヴェルト大統領に送った事実を探知した外務省側は、それが大統領に届く前に回収するよう、駐米大使シュテルンブルクに訓令している。

¹⁶ PA-AA, R.17341, Ab., A60, Goltz an Bülow pr.2.1.1907 (A297, Peking, 22.11.1906).

¹⁷ PA-AA, R.2104, A20311, Delbrück an AA, Berlin, 5.12.1906.

¹⁸ Ebd., A20773, A289, Eckert an Bülow, Tokio, 9.11.1906.

¹⁹ 日本とプロイセンの軍事交流に関しても、同様に制限が加えられていた (スヴェン・サ

を維持することを望んだ。しかし、この時期はすでに世論が外交政策にある程度影響を持ち始めていた。アメリカの日本人排斥運動が大衆紙により煽られたのと同様に、このリーグニッツの件が日本メディアに取り上げられると、反独感情をかき立てる材料となり、ドイツ・バッシングのために利用された。

外交官により相互不信の解消が一部試みられるも、ドイツの対日政策は非常に慎重であった。例えば、後述のように1907年6月10日に日仏協商が結ばれたが、駐日大使ムムム（Alfons Frhr. Mumm von Schwarzenstein）は膠州湾に対する日本の脅威はなく、東アジアにおける租借地の相互承認を提案する必要がないとして、同様の協商を結ぶことに消極的な態度を示した²⁰。また、同年に日本海軍がキールを訪問したことに対する返礼として、翌1908年4月にドイツの東アジア巡洋艦隊が横須賀を訪問する予定となっていた。これは独日関係の改善にとって当然有利に働くと考えられるものであった。しかし、外務長官シェーン（Wilhelm Frhr. von Schoen）はその目的を当面秘密にし、日本政府への通知は移民問題により悪化した日米対立の経過を見て判断することにしたのである²¹。ドイツの東アジア外交の重点は、アメリカおよび清朝との関係に置かれており、日本との関係は対立しない程度に維持するというものであったと思われる。

日本に対するドイツの批判的姿勢は、日本の対清政策に対する評価に見られる。例えば、外務長官シェーンは日本が満洲を第二の朝鮮にしようとしているが、それは日本が列強に対して説明した満洲の門戸開放と現状維持と矛盾するものであり、日本の満洲での行動が中国のみならず貿易利害を持つ列強にも向けられていると考え、日本の動向を警戒していた²²。駐清公使レックスも、日本の満洲進出により列強の利益が脅かされるという清朝と列強の危機感が東アジアにおいてますます広がっているとの認識を持っていた²³。つまり、ドイツにとって日本は東アジアの平和、そして、ドイツの対清政策の基本原則である清朝の領土的統一性と門戸開放を阻害する要因と見なされていたのである。一方で日本のメディアは、ドイツが清朝を強化し、日本の対清政策を妨害していると認識を持っていた²⁴。両国は相手国の対清政策に対する不信を抱いていたことがわかる。

1908年7月に第二次桂内閣が成立すると、在日ドイツ人外交官の中に日本の外交政策、特に西園寺内閣の対清政策が修正され、融和的な政策が行われるとの期待が生まれた。桂太郎自身がドイツ留学を経験しており、閣僚の多くがドイツに対して好意的であるという認識によるものであった²⁵。しかし、9月25日に閣議決定された対外政策方針では、ドイ

ーラ「第五章 日独関係における陸軍」（田嶋信雄・工藤章編『日独関係史 1890-1945』II、東京大学出版社、2008）187-198頁）。

²⁰ PA-AA, R.2104, A13315, A296, Mumm an Bülow, Tokio, 26.7.1907.

²¹ PA-AA, R.2105, Ab. zu A536I; A19648I/07, Schoen an Tirpitz, Berlin, 17.1.1908 u. Schoen an Sternburg (Washington, A.Nr.48).

²² PA-AA, R.18699, Ab. A Nr. 68, Schoen an Sternburg, Berlin, 23.1.1908.

²³ PA-AA, R.18700, Ab. A5347, A67, Rex an Bülow, Peking, 23.2.1908.

²⁴ PA-AA, R.18699, A3635(T), No.24, Mumm an AA, Tokio, 9.3.1908.

²⁵ PA-AA, R.2105, Ab.zu A11040/11062, Schoen an Wilhelm II, Berlin, 18.7. 1908; R.18701, A16654, A328, Mumm an Bülow, Tokio, 30.8.1908.

ツをヨーロッパ諸国がその動静を注視するほど、その国力が拡大していると位置づけて、各国と同様に日本もドイツとの関係維持に努力するとしながらも、「……同國ハ動モスレハ表裏反覆ノ政策ヲ弄スルノミナラス、英獨現下ノ交情ニ照シ、我ニ於テ同國トノ間ニ特種ノ關係ヲ結フカ如キハ得策ナラサルヲ以テ、同國トノ關係ハ單ニ之ヲ上述ノ如ク現存ノ親交ヲ維持増進スルノ程度ニ止ムルヲ以テ適當ナリト認」めていた²⁶。ドイツ側が期待した桂内閣も、ドイツへの不信と対独関係への慎重さを基調としたのである。

その矢先に発生したのが、「デイリー・テレグラフ事件」であった²⁷。記事の発表の翌日、10月29日には、帝国宰相ビューロー（Bernhard Fürst von Bülow）はムンムに対して、太平洋における将来的な発展のために強力な艦隊が必要であるというヴィルヘルム2世の発言が日本に矛先を向けたものではないと説明するように訓令しており²⁸、ドイツ側は黄禍論を主張していたヴィルヘルム2世の発言が日本のメディアを刺激することを回避させたいとの考えを持っていたが、すでに30日時点で関連する報道が日本でなされていた²⁹。しかし、日本メディアの報道の過熱化は抑えられた。その一因として、ムンムは11月24日のビューローの帝国議会における事件の説明³⁰やドイツ世論の中で現れた親日的雰囲気、日独関係に不利に働いた「デイリー・テレグラフ事件」に関する当初の印象を弱めたと報告しているが³¹、それ以外にも日本政府の介入が挙げられている。それでもヴィルヘルム2

²⁶ 1908「對外政策方針決定の件」（外務省編纂『日本外交年表並主要文書』上巻、原書房、1965、305-309頁）

²⁷ 「デイリー・テレグラフ事件」に関するドイツ政府内の対応に関しては以下を参照：Peter Winzen, *Das Kaiserreich am Abgrund: Die Daily-Telegraph-Affäre und das Hale-Interview von 1908*, Stuttgart: Franz Steiner Verlag, 2002, S. 19-67.

²⁸ PAAA, R.2105, A17897, Bülow an Mumm, Berlin, 29.10.1908.

²⁹ Ebd., A17917(T), Mumm an AA, Tokio, 30.10.1908; Ab. A19363, A411, Mumm an Bülow, Tokio, 30.10.1908.

³⁰ 1908年11月10日の帝国議会でビューローはデイリー・テレグラフ事件と対日関係について、以下のように述べている。

〔記事でのヴィルヘルム2世の発言の〕色合いも、太平洋での我々の利害に関する箇所もあまりにも誇張されている。そこでは日本に対する敵対的意味として解釈されている。それは間違っている。我々は極東でこれ〔以下のこと〕以外に何ら考えていない。つまり、ドイツにとって、この地域に経済的に大きな将来性がある中で、東アジア貿易の分け前を獲得し、主張する〔ことのみが重要なのである〕。我々はそこで海軍の冒険に巻き込まれることを考えていない。攻撃的な傾向は、ヨーロッパと同様に、太平洋でのドイツの建艦からは程遠いものである。その他の点で、皇帝陛下は外交政策の責任ある指導者として、日本国民が政治的行動力と軍事力により獲得した政治的意義を理解している点で一致している。ドイツの政策は、日本国民が獲得したものを享受し、拡大することに対して非難することをその課題として見なしていない（Reichstagsprotoll, Bd. 233, 158. Sitz. S. 5396D, http://www.reichstagsprotokolle.de/Blatt_k12_bsb00002843_00171.html（閲覧日：2013年11月10日）。

³¹ PA-AA, R.2105, A19657(T), No.102, Mumm an AA, Tokio, 24.11.1908.

世の発言が与えた印象は大きく、日独関係を損なうものであり、状況は楽観できるものではなかった³²。

両国関係の発展には慎重であっても、ムンムは桂首相や小村外相の発言から、日本が経済発展に国力を傾注し、領土拡大の意思がなく、あくまで「アジア大陸においてはただ貿易と文化の平和的拡大のみに努めている」点を強調しており³³、桂内閣に対して好意的な評価を帝国宰相ビューローに伝えている。しかし、このような認識は、日本の対独政策の改善を期待するものであり、その逆では必ずしもなかった。

以上のように、独米接近を行うために「日禍」が利用され、ドイツ国内でも同時にそれは認識されていた。一方、日独関係においては、それ以上の悪化を回避しようとする最低限の動きは存在したが、好転させようとする意志はあまり強くなかった。両国関係は相互不信が支配的であり、そのような現状がむしろ維持されたのである。日露戦争の時にヴィルヘルム 2 世が主張したような日清連携による黄禍が実体化することはなかったが、実際にアメリカで実感されていた日本脅威が日米関係を悪化させることで、独米接近が可能となるとドイツ側では考えられていた。この文脈において黄禍＝日本脅威論として解釈され、むしろ清朝に対しては、日本との連携を阻止し、自らに近づけておくことが重視されたといえよう。

停滞する日独関係、対立する日米関係という状況の中で、独米清三国の協調が模索されたのである。その直接的な契機が、前述の 1907 年夏に成立した日英露仏 4 国による協商体制の成立であった。

4.1.2. 東アジア協商体制の成立と清独の反応

日露戦争時、独米は和平仲介のための協調行動を採ったが³⁴、反対にモロッコ危機では期待されたアメリカの協力を得ることができず、日露戦争中に一度は締結されたビヨルケ協定による対露連携にも失敗していたドイツは、外交的孤立状態に陥り、世界政策実現のためには、ヨーロッパ外でのパートナーが必要となった。そこで注目されたのが、一度は連携に失敗していたアメリカであった。ヨーロッパ問題では協調は不可能であったが、日露戦争時の講和仲介における協力関係からもわかるように、中国問題においては協調可能であると考えられていた。そのような独米が協調可能な場である東アジアにおいて、1907 年夏、日英露仏 4 国による協商体制が成立した。

まず 1907 年 6 月 10 日、パリにおいて日仏協商が締結された。これは東アジアにおける両国の既得権益圏の相互承認であり、その後締結される日露協商、英露協商、さらには日露戦争以前に存在した露仏同盟（1894 年）、日英同盟（1902 年）、英仏協商（1904 年）が結びつくことにより、東アジアにおいて「四国協商」体制が成立し、その枠組の中で東ア

³² PA-AA, R.2105, Ab. A.20942, A431, Mumm an Bülow, Tokio, 10.11.1908.

³³ PA-AA, R.2106, A6336, Mumm an Bülow, Wladiwostok, [9.4.1909].

³⁴ 日露戦争・モロッコ危機時の独米関係については以下を参照：Lammersdorf, *a.a.O.*, S. 219-354.

ジアにおける利権問題が調整されていくことになる³⁵。しかし、一連の協商は列強間によるものであり、清朝に対して協商の中で唱えられている清朝の門戸開放、領土的統一性などを保証するものでは必ずしもなかった。

したがって、協商体制から排除された清朝にとって、そのような列強間の協調体制は1898年の列強による「瓜分」を想起させるものであり、清朝は危機感を持つに至った。一方でドイツ側の日仏協商に関する認識としては、ドイツも同様に日本と協商を締結するのではないかという日本国内での報道に対して、当時の駐日ドイツ大使ムムム (Alfons Frhr. Mumm von Schwarzenstein) は「そのような協定〔日仏協商〕の締結は我々にとって現時点では適当とは考えない。最初の国であれば、そのような協定の締結はもしかすると可能かもしれない。フランスの締結後に、同様のことをするのであれば、我々にとっては日本への追従や弱さの告白として見られかねない」として、協定締結に消極的な態度を示した。その理由としては、膠州湾租借地に対する日本の脅威がない点、1900年の揚子江協定に日本も参加しているという認識があった³⁶。外務長官チルシュキー (Heinrich Leonhard von Tschirschky und Bögendorff) もムムムへの回答の中で、駐清公使レックス (Arthur Graf von Rex) の報告を引用し、「日仏協商は中国をひどく不機嫌にさせた。それを真似ることで、我々は中国における自らの良好な地位を台なしにするという危険を冒すことになる」として³⁷、ドイツ側からこの協商に反応することはなかった。

しかし、先行研究の多くが指摘しているように、日仏協商の成立を受け、駐清公使レックスが本国外務省に対して、対清接近を提案したことを契機に、独米清連携が議論され始めた。

そこでまず清朝内部での日仏協商に関する議論³⁸を確認しておきたい。

³⁵ ここで想定される四国間の協商体制とは、中国の門戸開放および領土的統一性を謳いつつ、4カ国が相互に東アジアおよび周辺地域の既得権益を認め、尊重する枠組のことである。アメリカの満洲政策において、この枠組が機能し、日露両国はそれぞれ同盟国から支持を得ることにより、アメリカの鉄道借款を放棄させることに成功した。日本側の立場からなされた日仏・日露協商に関する研究としては以下を参照：千葉功、前掲書、173-180頁；寺本、前掲書、294-314頁。

³⁶ PA-AA, R.2104, A11463, A256, Mumm an Bülow, Tokio, 15.6.1907; A13315, A296, Mumm an Bülow, Tokio, 26.7.1907.

³⁷ GP., Bd.25, Nr.8546, Tschirschky an Mumm, Berlin, 5.8.1907.

³⁸ 王芸生は日仏協商に関する清朝側の対応に言及しているが、それを独米への接近の起点としては捉えていない (王芸生『六十年来中国与日本』第5巻、天津：大公報社、61-71頁 (民国叢書、第3編25、上海書店、1991))。序章で指摘したように、この著作は1932年～33年にかけて出版された大公報社版と1980年代に三聯書店から出版されたものでは、改正された箇所があるとの指摘があるが、第5巻に関して異同はほとんどなかった。2005年に北京の生活・読書・新知三聯書店から出版されたものでは、第5巻の49-57頁が該当箇所である (以下、三聯書店、第5巻、49-57頁のように、大公報版と対比できるように付記しておく)。なお、この5巻になると、1巻や2巻では解釈や評価が記述されていたのとは異なり、事実を淡々と記述していくスタイルになっている。

6月17日午後、駐清日本代理公使阿部守之助は外務部会弁大臣那桐に対して「協約及宣言書ノ由来及條項等」に関して説明を行った³⁹。また、清朝政府は19日、駐仏公使劉式訓から日仏協商成立に関する電報を受け取った。電報の中で、劉式訓は協商の内容を伝えたが⁴⁰、日仏協商の「兩締約國カ主權、保護權又ハ占領權ヲ有スル領域ニ近邇セル清帝國ノ諸地方ニ於テ秩序及平和事態ノ確保セラルルコトヲ特ニ顧念スル」点を問題とし、「我が辺境防衛に干渉する意味を含んでいると考えられ、仏日政府に対して明確な解釈を求めるか否か、そもそも関知せず認めないか⁴¹」指示を求めた。

劉式訓の認識は、当時発行されていた新聞においても共有されていた。『申報』は6月29日の記事は、協商締結の背景を日露戦争後中国において影響力を拡大していく日本とフランスが予め勢力圏の分割を行うことで、衝突を避けるためであるとし、「この協商は均勢の協定であり、つまりこの協商は〔中国〕分割のための協定なのである」と位置づけた⁴²。また、11月29日の同じく『申報』では、協約各国が武力を伴わず、平和裏に交渉によって暗黙のうちに権益圏を分割し、今後少しでも領土の譲渡を行えば、早晩清朝が滅亡するという危機感が示され、このような状況を黙認することは、権利の放棄であり、全国の力を結集した外交政策の実施が主張された⁴³。『大公報』も最近の重大交渉懸案の1つとして「日露等各国協約への対策法」を挙げており⁴⁴、『東方雜誌』でもさまざまな新聞を転載する形で、協商の成立と中国分割の可能性、協商国の均衡状態に対する危機感が強調されており、清朝政府はその対応を迫られていた⁴⁵。

³⁹ 『日本外交文書』第40巻第1冊、第229号、在清国阿部臨時公使より林外相、明治40年6月18日、87頁（日本外交文書デジタルアーカイブ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/index.html> より引用。以下同様：閲覧日2012年9月22日）。清朝側への説明は前日林外相より発せられた電報によるものであり、協商の発表以前に清朝側に通達されたことになる（同上、第129号、林外相より在清国阿部臨時代理公使、明治40年6月17日、85頁）

⁴⁰ 日仏協商の内容：協約案) ①日仏は清朝の独立と領土保全、清における商業機会の均等、各国国民に対する平等の待遇を尊重することに同意、②両国の主権・保護権・占領権を持つ地域に隣接する清朝の地方の秩序確保を行う、③アジアにおける相互の地位・領土権を保持するため、清朝の上記地方の平和・安寧を確保する目的で相互に支持する。宣言書案) 日本と仏領インドシナに関する通商条約交渉の約束、秘密文書案) 台湾の対岸にある福建省を清朝の地方に含む（同上、84、林外相より栗野大使、明治40年6月8日、81-82頁）

⁴¹ （光緒三十三年）五月初九日「收駐法劉大臣致外務部電」（中国第一歴史檔案館編『清代軍機處電報檔匯編』（以下『電報檔』）33、北京：中国人民大学出版社、2005、文書番号426、201頁。

⁴² 「於日法協約之一事」（『申報』光緒三十三年五月十九日）

⁴³ 「四國協約後之中國」（『申報』光緒三十三年十月二十四日）

⁴⁴ 「政府集議交渉要件」（『大公報』光緒三十三年九月十九日）

⁴⁵ 『東方雜誌』8月号：社説「論列強瓜分中國之勢已成」（『中外日報』6月19日）；11月号：外交「論日英俄法各協約與中國之關係」（『神州日報』7月9日）。

日仏協商自体に対しては、清朝は8月15日に駐清日仏公使に、清朝が国内秩序維持の責任を負うため、他国は干渉すべきではないとの抗議の照会を送付した⁴⁶。さらにその抗議照会および両国公使からの回答文の漢文の写しを駐清ドイツ公使館に送付しており⁴⁷、ドイツ側も清朝の日仏協商への対応については情報を得ていた。

より重要な問題は、新聞記事でも要求されていた日仏協商などの協商体制に対する対応策を講じることであった。それを清朝政府が本格的に検討する契機となったのが、7月28日の御史史履晋の上奏であった。すでに史は23日に日仏協商の成立と日露協商の成立の可能性に言及し、列強が保護や条約に名を借りて、国家主権を侵害し、保護国化・併合している事例を挙げ、打開策を講じるように要請していた⁴⁸。28日の上奏文では、朝鮮が主権を失っていく過程に言及し、日仏・日露協商により「中国の辺境地域は各国が相互に贈り合う対象となってしまった」と憂い、会議政務処の各王・大臣や地方督撫からも幅広く意見を聴取し、対策を講じるよう上奏した⁴⁹。この上奏に対する上諭が出され、翌29日、外務部は直隸総督袁世凱、两江総督端方、湖広総督張之洞に対して、日仏協商に関する両国の見解⁵⁰を説明し、また史の主張を引用し、3者に対して対策案を講じるように要請したのである⁵¹。

外務部の要請に対して、張之洞は8月9日に返答を外務部に送っている。張はフランスが日本の南進を警戒し、ヴェトナムの経営に専念できるよう、日本と協定を結んだという認識を示し、ドイツが日仏協商に非常に関心を持っていると付言している。そして、日本よりも瓊州・廉州への進出の機会を窺っているフランスへの対策を先に講じるべきであると主張した。その方策とは瓊州府所属の崖州・榆林2港を貿易港として開き、フランス軍艦の軍港化を阻止するという点、また、駐仏公使劉式訓からの「フランスは広州湾を返還し、商業的な利権により補填してほしいと考えている」との報告を受け、劉公使に対仏交渉を行わせるという2本柱からなっていた。ただ、電奏の最後において、「内政を整頓することが根本である」とし、むしろ国内改革を優先すべきであるという見解を示している⁵²。

⁴⁶ 光緒三十三年七月初九日「発駐法劉・日本楊大臣電」(『電報檔』33、文書番号656、321頁)

⁴⁷ PA-AA, Peking II, 26, 203/07PB(T), Rex an AA, 22.8,1907, Bl. 254. 付属文書は「給法潘署・日本阿部署使照会」、「照録日本阿部代理使節略」、「照録法潘代理使節略」の計3件。

⁴⁸ 光緒三十三年七月十五日「奏為日法俄協約已成時局佔危請飭廷臣疆吏共議抵禦策略事」(一檔、宮中朱硃奏摺04-01-01-1084-005)

⁴⁹ 北平故宮博物院編『清光緒朝中日交渉史料』、民国21年3月、巻71、2-3。

⁵⁰ 駐清フランス公使バプスト(Constant Valentin Edmond Bapst)は外務部に「日仏両国は中国の土地に関して中国は平和と秩序維持の責任を有しており、日仏両国の領土(領地)に隣接した中国の各地方は中国により秩序および平和が確保されるべきである」と伝えたという。

⁵¹ 光緒三十三年六月二十日「発北洋大臣、南洋大臣、鄂督電」(『電報檔』33、文書番号556、268-269頁)

⁵² 光緒三十三年七月初一日申刻発、「致外務部」(趙德馨主編『張之洞全集』第11冊、武

8月13日、端方も国内改革と外交政策の2つの観点から対策を提案した⁵³。国内改革に関しては、まず①東三省、福建、広東、広西、雲南において地方自治を2年以内に実現し、②福建から広東、雲南から四川への鉄道建設を早急に行い、③雲南省全土の鉱山開発を「招商自弁（商人から資本を募り運営させる方式）」で行い、税金を軽減し、商業の保護および活性化を行うというものであった。外交方針としては、「親貴重臣を欧米に派遣遊歴させ、密かに独米と協約を結び、〔三国間での〕利益の均霑を主とすれば、無形の抵抗には十分である。ドイツはヨーロッパにおいて孤立しており、日本と連携してはいない。アメリカは現在日本と対立しており、あの状況〔＝日仏協商締結〕に対して沈黙を守っている。今まさにこれ〔独米〕と協議すべきであり、時機は逸しやすく、時間が経過すれば状況は変化してしまう。外務部は内密に駐独米公使とこの問題をどのように処理するか協議し、速やかに実施していただきたい」と考えを示した⁵⁴。

袁世凱名義の直接的な回答に関して、決定的証拠は残念ながら発見できていないが、内容や周辺の情報から察すると、『光緒朝硃批奏摺』第112輯に収録されている起草人不明・起草日不明の文書番号1042がそれに該当すると思われる⁵⁵。駐清公使レックスは袁世凱の外務部尚書就任に関する情勢報告の中で、レックス自身は確報を得ていないものの、「袁世凱は長文の覚書の中で日仏協商の危険性を皇帝に対して喚起し、独米と中国の同盟（Bündnis）を勧めた」と記しており⁵⁶、実際の奏摺の中でも上述の危険性と同盟の2点については程度の差は存在するが言及されている。

奏摺は、日本の勢力が拡大する状況の中で、清朝もいずれかの国と同盟について協議する必要があるとしながらも、清朝の国力は脆弱で、改革の成果が見えず、外交的に孤立し

漢：武漢出版社、2008、363-4頁）。1907年9月4日付『大公報』「諭飭詳議日俄協約」の中で、張之洞の提案が報道されているが、その中では4つの大綱が指摘されている。

「1、海軍の振興。2、貿易港の開放・拡大。3、精鋭な軍隊を北・西・南三方の国境に派遣して駐留させる。4、雲南・浙江両省は速やかに炭鉱開発・鉄道建設に関する協議を行い、容易に外債を募集できない」

⁵³ 1907年9月3日付の『大公報』「密議抵制日法協約」において、「噂では政府の某大臣が密かに〔両国の〕牽制策を協議し、ドイツ・アメリカ両国と連携し、相互に牽制し合うよう計画している」という記述があるが、これは端方の電奏を指していると思われる。

⁵⁴ 光緒三十三年七月初六日「收兩江總督致軍機處・外務部請代奏電」（『電報檔』33、文書番号631、307-308頁）

⁵⁵ 中国第一歴史档案館編『光緒朝硃批奏摺』第112輯「外交・綜合」、北京：中華書局、1996、文書番号1042、911-913頁。当時袁世凱や唐紹儀は、新法鉄道借款において英米との連携を図っており、独米だけではなく、イギリスを加えた日本牽制という点では奏摺と観点は一致している。起草時期については、奏摺の内容のみから判断すれば、日露協商（1907年7月30日）の記述があり、これを起点とし、下限はアメリカ政府の義和団賠償金の清朝への返還に対する謝意を伝える使節団派遣を上奏した1908年1月20日の間に書かれたと推測される。レックスが指摘している奏摺と一致しているのであれば、奏摺は8月から9月初旬に起草されたことになる。

⁵⁶ PA-AA, R.17694, A16219, A.183, Rex an Bülow, Peking, 12.9.1907.

ており、他国の援助を仰ぐことができず、軍事的な弱さにより、他国と同盟締結は危険であるという現状認識を示している。そして、同盟による効果として、同盟国からの援助を獲得できる点が説明されている。しかし、独米との連携は日本の反感を買い、日本と衝突する危険性を内包しており、独米両国は日本に対して清朝を保護する実力がかなり不足している、という連携の負の側面が指摘されている。したがって、独米両国以外に、イギリスとまず協調することが必要であり、イギリスとの協調により日本を牽制できる点を強調している。つまり、「我が国が英米独三国と友好関係を築くこと（聯情）ができれば、威勢は自然と高まり、日本人は多少狡猾な謀略を中止するか、あるいは突然我が国と友好関係を結ぼうとするかもしれない。我が国はこの機に乗じ、問題なく発奮して自強を行うことができる」と結論づけている⁵⁷。

では、実際にどのような手順でこの連携を実現しようとしたのであろうか。それについても同奏摺の中で言及されている。まず北京において駐在公使と密かに協議した上で、上諭を下して、高官の中から特使を選び、何らかの口実を設けて、三国と直接協議させるが、必ずしも文字として残す必要はなく、各国が表立って反対するのであれば、その猜疑心を払拭させるというものであった。つまり、この問題に関与する人物を限定し、北京で清朝高官と各国公使の間で交渉を行い、その上で特使を派遣し英独米政府と直接交渉するという方法を採用するというものであった。そして、実際、独米清連携に関しては、奏摺の記述通り、北京で秘密裏に交渉されることになったのである。これは対外関係に大きな影響力を持っていた袁世凱と張之洞がともに北京におり、公使と直接接触ができるなど、秘密交渉を行う条件が整っていたため可能となった。

この奏摺で指摘されている具体案から見れば、英米独三国の協調関係構築には、外交的孤立からの脱却という外交的問題だけではなく、改革実施のための安定した国際環境を作り、その必要な時間を確保して、軍事および産業の近代化に必要な資金・設備・技術を獲得するための国内的動機という2つの重点が存在していた。そして、起草者の関心が華北地域、特に満洲にあったことが窺い知れる。英米独三国の資本を当該地域に投下させることにより、日本に対する牽制としようとしたのであろう。その一方で、満洲北部を勢力圏とするロシアに関する言及はなく、日本を主要な対象としたものであることは明らかである。

三者の提案から言えることは、この危機を国内改革の進展の動機として利用しようとし

⁵⁷ 各国との連携の具本的な内容としては、満洲を重点に内政改革、特に軍事改革と工業化への支援、鉱山開発などの利益誘導との関連から論じられている。イギリスとの関連では、①イギリス人1名を外交顧問として起用、②海軍建設に関して、借款による海軍の増強、イギリスに対する軍艦建造の依頼、海軍将校の雇用を挙げ、③造船所建設のためにイギリス資本を利用、④イギリス人に北方の鉱山開発を行わせる、という4点の提案がなされた。次いで、アメリカに対しては、①アメリカからの実業借款、②留学生の派遣、③東三省の鉱山開発をアメリカ商人と合資で行う、という3点の提案がなされた。最後にドイツとの関連では、①各省に必要な軍需品をドイツから購入、②機械工場建設に際して、その資材をドイツから輸入し、ドイツ人技師を雇用する、③東三省・山東省における森林管理にドイツ人を招聘する、という3点の提案が示されている。

ている点である。

また、独米との連携構想⁵⁸については、日仏協商の時期とはややずれるが、第2回ハーグ平和会議の清朝全権大臣であった陸徴祥も共有しており、ハーグ会議の最終報告書の最後に以下のような情勢認識を披歴している。

ドイツは東アジア情勢の中で比較的孤立しており、最近は貿易戦争により日英から激しい妬みを受けている。[軍拡を進め、日本に対抗しようとしている]アメリカはこれ〔＝ドイツ〕と連携しようとしており、ドイツもアメリカと友好関係（交情）にあるのか、あるいは同盟を結ぶのかは予測できないが、両国は中国と友好的な傾向があり、会議に参加した議員の中で、ドイツの議員は頻繁に〔陸徴祥ら清朝全権に〕同情を示しており、アメリカは当初他国と同様に愚かな行動〔＝清朝に対して冷淡〕をしていたが、その後〔そのような態度を〕反省していた。ただし、東アジアの有事に対して、アメリカが中国側に付くか付かないかは〔清朝の状況に〕関連しており、もし機に乗るのであれば、今こそ適切であるが、必ず対外的には平等の利権を保持し、対内的には速やかに立憲制度を成立させなくてはならない。そうすれば、数年後、国際情勢が変化しても、我が国はすでに国家基盤を強固なものとしているでしょう⁵⁹。

上述の議論から明らかなように、清朝内部でも日仏・日露協商の成立を受け、それに対する対応として独米接近が外交政策の俎上に載せられた。またドイツが外交的に孤立しているという状況に関しても清朝内部である程度共通認識が存在したことが看取される。

4.2. 連携構想に関する国内議論（1907年7月～1908年1月）

4.2.1. 日仏協約調印とドイツの反応

第1節の前項で張之洞が日仏協商に対して非常に関心を持っていることを指摘した点については言及したが、本項ではそのドイツ側の対応を検討する。

日仏協商成立後の7月4日、駐清公使レックスは東アジア情勢とドイツの東アジア政策に関する報告書を帝国宰相ビューロー（Bernhard Fürst von Bülow）に送付した。その中で、レックスは日本がイギリスに加え、フランスと協商を締結したことが、日本の東アジアにおける地位をさらに強固なものとしたという現状認識を示した。これに対して、清朝が英仏日に抵抗し、他国と連携する意志を持っているのかどうかを疑問視しながらも、「ドイツが東アジアに関して他の列強と意思の疎通をはかることが、私には避けられない必然的なもののように思われます」と主張した。つまり、ドイツが清朝に対して、三国以外の国の援助と保護の可能性があることを強調する必要があると同時に、ドイツの清朝への接近は、対清貿易関係を維持・強化するという経済的目的に基づいていた。また、その潜在

⁵⁸ *Peking Daily News* の8月28日版と『大公報』1907年9月3日版に独米連携に関する報道記事あり。

⁵⁹ 光緒三十四年正月十六日「收保和會專使大臣陸」（中研院近史研檔案館外交檔案 02-21, 04-01）。この陸の報告に関しては以下でも引用されている：川島、前掲書、2004、230-231頁；唐啓華、前掲論文、66頁。

的な連携国として米露を挙げている⁶⁰。

ドイツ側はまた、清朝が日仏・日露協商に対して非常に不満を抱いていたことを把握しており、レックスの前任者でもあった駐日大使ムムは、自らの駐清公使時代の経験に即して「……中国人官僚の不安は北京のドイツ代表の立場に役立つものとなるだろう。義和団事件以来、ドイツの政策の公平さにより、北京の〔清朝官僚の〕信頼を得ているにもかかわらず、〔清朝が〕島国〔＝日本〕への公然として長期的な抵抗を行おうとする時、仏露との協商により強化された日本の地位を強力なものと感じるだろう」と報告している⁶¹。

9月15日、外務長官チルシュキーは駐米大使シュテルンブルク（Herman Frhr. Speck von Sternburg）⁶²にレックスの前述の報告書を同封した書簡を送り、その中で、レックスが言及した独米露の協商ではなく、独米の連携についてのみ考慮すべき価値があるとした。しかし、独米清間の東アジアにおける政治協定は当面問題にならないとしながらも、協商国の経済的優位に対して、独米の対等な経済利権を確保する道が開けるかもしれないとして、シュテルンブルクに対して検討するように要請している⁶³。

シュティンクルが指摘しているように、ドイツ側の動機は中国における経済利権の確保にあり⁶⁴、その一方で特に外務省側は政治的な協定を結ぶことに慎重であり、レックスの主張と外務省の見解が異なることは特記すべきことである。具体的にドイツ側にとって協商の成立により生じうる経済的損失とは何を指していたのであろうか。これについて、10月31日付のレックスの報告書が示している。

レックスによれば、各協商は表面上中国の統一性を謳ってはいるが、その秘密条項の中に各国の権益圏に関するものが含まれているとし、各国がそれを相互承認した結果、イギリスがドイツも進出を試みている揚子江流域を自らの権益圏とした⁶⁵。レックスの危惧は、平時ではなく、有事における中国分割の可能性であった。その有事が日本の政策により起こり得るとしている。つまり、第一は日清間の衝突、第二に反王朝運動の発生であった。そして、「2つの場合において、日本がもし自国に好ましい時期と見なせば、中国に対する侵略的計画を実施に移そうとするだろう」と指摘し、そのような場合に備えて、「我々の政策は中国問題で役割を果たす可能性を加味して計画し、そのような事態が起きれば、列強との友好を模索しなければならない」との政策提起を行っている。ただし、レックスの見解によれば、清朝は軍備が不完全な陸軍しか有しておらず、そのような清朝は「我々の政

⁶⁰ *GP.*, Bd.25, Nr. 8547, Rex an Bülow, Peking, 4.7.1907.

⁶¹ *Ebd.*, Nr. 8548, Mumm an Bülow, Tokio, 5.8.1907.

⁶² 彼は1891～1896年まで中国に駐在武官・書記官として赴任しており、またルーズヴェルトとも個人的な交友関係があった。当時駐米公使（1903～1907.7）であった梁誠とは1884年以来面識があった（*Ebd.*, Nr. 8550, Sternburg an Bülow, Dublin, 9.9.1907）。シュテルンブルクの伝記的研究として以下を参照：Stefan Rinke, *a.a.O.*

⁶³ *GP.*, Bd.25, Nr. 8549, Tschirschky an Sternburg, Berlin, 15.9.1907.

⁶⁴ Stingl, *a.a.O.*, S. 600.

⁶⁵ 揚子江流域の権益をドイツがより重視していた観点からの研究としては以下を参照のこと：Cord Eberspächer, *Die deutsche Yangtse-Patrouille : Deutsche Kanonenbootpolitik in China im Zeitalter des Imperialismus 1900-1914*, Bochum, 2004.

治的計算の中に対等な (vollwertig) ファクターとして入って」いなかった。また、清朝が政府中枢への不満や政策方針を確定できていないという印象を吐露している⁶⁶。

10月15日、レックスは清朝のある高官の話として、「軍機処 (Staatsrat) が袁世凱の提案に基づき、中国に関する列強が結んだ最近の協定を考慮して、駐ワシントンおよび駐ベルリン清公使に対して、独米との同盟 (Bündnis) に関して調査するように電報で訓令を送る」ことを保証したとの情報を外務省に打電するとともに、アメリカとの間で東アジア問題に関して合意するために、時期がより適しているとの考えを伝えた。アメリカとの合意内容は、①清朝の対日強化、②混乱時の中国の統一性維持を指していた⁶⁷。

この電報を受け、17日に、帝国宰相ビューローはシュテルンブルクにレックスの電報の内容を伝え、ルーズヴェルトにドイツが中国問題に関してアメリカと協調する意思があることを喚起するように命じた⁶⁸。清朝の行動に合わせて、ドイツ側もアメリカに対する積極的な働きかけを行ったのである。

この訓令に対して、シュテルンブルクはルーズヴェルトに以前から働きかけを行っており、ルーズヴェルトが清米関係の改善・強化を非常に重視していることを指摘した。しかし、その一方で国務長官ルート (Elihu Root) は中国に対してほとんど関心を示さず、主要な関心は中南米に向けられていると報告している⁶⁹。同盟案に対して、ルーズヴェルトは「機がまだ熟していないと考え、加えて十分な動機を欠いている」として慎重な姿勢を示したが、東アジア問題に関するドイツとの連携の可能性を仄めかし、ヴィルヘルム2世の認識を教えて欲しいと要請している⁷⁰。11月12日、帝国宰相ビューローはヴィルヘルム2世に対して、シュテルンブルクの見解を皇帝自身も支持し、「独米両国との同盟 (Bündnis) を締結するという清朝の提案を真剣に、そして好意的に考慮はするが、中国がそのような要望を我々に伝えるまで、待つべきである」としながらも、清朝側からの通知があれば、独米両国が緊密に連携を取り、対処していくべきであるという回答をルーズヴェルトに与える許可を求めた⁷¹。清朝に対して主導権を与え、清朝の行動に合わせてというのが、連携構想に対するドイツの基本姿勢であった。

22月、新任の外務長官シェーン (Wilhelm von Schoen) はシュテルンブルクに対して、上記の回答をルーズヴェルトに示すように訓令をし⁷²、24日、シュテルンブルクはルーズヴェルトにヴィルヘルム2世の姿勢を伝えた。ルーズヴェルトはそれに完全に同意し、また清朝から送られてくる関連報告をシュテルンブルクに開陳するとまで述べたという⁷³。

⁶⁶ GP, Bd. 25, Nr. 8552, Rex an Bülow, Peking, 31.10.1907.

⁶⁷ PA-AA, R.18567, A.S.1090(T), Rex an AA, Peking, 15.10.1907.

⁶⁸ GP, Bd. 25, Nr. 8551, Bülow an Sternburg, Kl.-Flottbek, 17.10.1907.

⁶⁹ PA-AA, R.18567, A.S.1105(T), Sternburg an AA, Washington, 19.10.1907.

⁷⁰ GP, Bd. 25, Nr. 8553, Sternburg an AA, Washington, 8.11.1907.

⁷¹ PA-AA, R.18567, zu A.S.1205, Bülow an Wilhelm II, 12.11.1907.

⁷² GP, Bd. 25, Nr. 8554, Schoen an Sternburg, Berlin, 22.11.1907.

⁷³ PA-AA, R.18567, A.S.1215(T), Sternburg an AA, Washington, 25.11.1907. しかし、メーナートは、シュテルンブルクがルーズヴェルトとドイツ外務省宛の文書作成に際して、それぞれの思考に合わせて内容を修正している点を指摘しており、シュテルンブルクが

12月4日、駐米大使シュテルンブルクはルーズヴェルトにヴィルヘルム2世の認識を伝えたが、それに対して、ルーズヴェルトはアメリカの見解や原則により、「正式な同盟は確かに〔政策としては〕除外されるが、逆に三国の共同行動に対する合意 (eine Verständigung wegen allgemeinen Vorgehens der drei Mächte) は一致可能である」と独米清の連携の可能性を指摘した⁷⁴。

12月29日、レックスが同月7日に帝国宰相ビューローに送付した報告書がベルリンに到着した。その中でレックスは列強の対清政策とこれまでの同盟構想に関する包括的な報告をすると同時に、清朝側の動向についても言及している⁷⁵。レックスは報告書の冒頭で、袁世凱が軍機大臣就任以降、朝廷に対して独米接近を上奏したとの新聞報道がある点を指摘しており、10月には駐独米公使に対して両国政府の対応を調査するよにとの訓令が出された点に言及するものの⁷⁶、その後何ら新たな情報を得ていないことへの苛立ちを示している。したがって、11月30日に外務部右侍郎梁敦彥が袁世凱の命令でドイツ側の動向を探るために訪ねてきた際、レックスは政府見解を述べる権限はないとして拒否し、先の調査訓令が発せられたのかを問い質した。それに対して、梁は「中国政府はちょうどベルリンとワシントンに訓令を出そうとしているところである」との認識を伝えている⁷⁷。連携構想に関して、さらに報告書の中で、レックスは、梁の発言から袁世凱が独米接近を主導し、それに対して他の高官の了解を得ているとしながらも、清朝政府の提案が両国に拒絶されることを危惧しているとの印象を持ったことを報告している。レックス自身は、袁世凱がそのような行動を採った背景を、日本への不満の増加⁷⁸と、協商成立により革命や西太后が死去した際に政治的混乱が生じれば、それに乗じて、列強が共同介入し、領土分割を行う可能性にあると指摘した。また、レックスは独米が経済利益を追求する清朝の友人であると位置づけ、中国分割が清朝の最期を意味し、独米にとっても、非常に巨大で将来性のある販路喪失という経済的な損失だけではなく、ドイツの国内外の政治的影響力の喪失をもたらす点を強調した。そして、分割阻止と門戸開放の維持に関しては、独米清では利益は一致しているとして、次の2点を政策提言している。第一に、独米が特定の範囲で清朝に保護を与え、軍事改革への支援を行うと同時に、国債引受けによる財政的支援を行い、その代償として経済利権を獲得する。ただし、清朝の軍事的脆弱性により、保護の対象範囲を関内の18省 (eigentliches China) に限定する。第二に清朝を除外した形での独米露の秘密条約を締結し、黄河以北の地域の占領または膠州湾への攻撃が起きた場合には、三国が共同して日本と戦い、反対にロシアの東アジア権益を認め、対日戦に勝利した場合には

らの報告には注意が必要である (Mehnert, *a.a.O.*, S. 137-139)。ただし、そのような情報に基づき、ドイツの対米政策が構想された側面も否定できないだろう。

⁷⁴ GP., Bd. 25. Nr. 8555, Sternburg an AA, Washington, 5.12.1907.

⁷⁵ Ebd., Nr. 8556, Rex an Bülow, Peking, 7.12.1907.

⁷⁶ PA-AA, R.18567, A.S.1090(T), Rex an AA, Peking, 15.10.1907.

⁷⁷ Ebd., A.S.1298(T), Rex an AA, Peking, 30.11.1907.

⁷⁸ 同時にレックスは中国において対日感情が悪化しているという報道 (*Peking Daily News*) をビューローに伝えている (Ebd., A17899, A213, Rex an Bülow, Peking, 29.10.1907)。

新疆やモンゴルなどの辺境地域を譲渡することも視野に入れ、清朝を無視、または犠牲にした対露接近による独米露三国協調を作り、英仏日協商に対抗しようとするものであった⁷⁹。

ヴィルヘルム 2 世はレックスの提案を支持し、「現状維持のための中国との協商は、我々にとって必要不可欠である。さもなければ、我々の全世界的な政策は破棄すべきである」として、すぐに帝国宰相ビューローに対して政策の実施を命じた。ヴィルヘルム 2 世は清朝に対して楽観的評価をしており、「中国人の自己意識を過小評価すべきではなく、もし彼らの軍隊の再組織化が我々により多少援助され、影響を受けるのであれば、それはよいことだ」として、清独の連携を説いたのである⁸⁰。

これを契機として、独米清連携に対してドイツ政府は動き出し、帝国宰相ビューローは 1908 年 1 月 3 日に駐清公使レックスに、1 月 6 日に駐米大使シュテルンブルクにそれぞれ訓令を出したが、その内容はヴィルヘルム 2 世の熱狂的なものとは大きく異なり、かなり抑えられたものであった。レックスに対しては、アメリカとの同盟は不可能であり、政府間では宣言の交換 (Austausch von Deklarationen) のみが可能であると伝え、独米露の協調には言及しなかった。さらに陸軍部右侍郎廕昌を通じて、清朝政府に対米交渉の即時開始を働きかけるように訓令を出した⁸¹。一方で、駐米大使シュテルンブルクに対しては、政治的協定が門戸開放に反し、またそのような協定により、他国にドイツが何らかの秘密利権を獲得したのではないかという印象を与えないためにも、独米間の協定は回避すべきであると、まず清米間で協議をさせるが、ドイツ政府も清朝の政策方針に支持を与えていることをルーズヴェルトにそれとなく伝えるよう訓令した⁸²。駐米大使宛電報の中にロシアについて言及がないのは、おそらく、1907 年末東アジアを訪問していた陸軍長官タフトが対露協調を否定しており⁸³、実現の可能性が低いと外務省が判断したものと推測される。

以上見てきたように、日仏協商成立当初からドイツ政府内では清朝側の動向に合わせて、独米の接近という軸から清朝を含めた三国間の協調構想が議論された。つまり、清朝の状況がドイツの外交政策策定に影響を与えたと考えられる。しかし、ドイツ政府内では、ヴィルヘルム 2 世や駐清公使レックスが「同盟」を主張する積極派であったのに対して、帝国宰相と外務省はアメリカとの協調という程度の姿勢で、駐米大使シュテルンブルクを通じてルーズヴェルトとこの問題に関する意見交換を行っていた。その中で両国間の方針はおおよそ固まったということができようが、清朝側からの積極的なアプローチがない状況

⁷⁹ レックスは「中国は当然保証された保護が関内に限定されていることが非常に不満であろう。しかし、中国の提案が遅れ、また、中国陸軍が権力ファクターとして考えられない時に、その辺境地域 (Nebenländer) を保護対象とすることは少なくとも長期にわたり不可能であると反論できよう」として、自らの提案を正当化している。

⁸⁰ *GP*, Bd. 25, Nr. 8557, Wilhelm II. an Bülow, 30.12.1907. ただし、先のレックスが清朝の軍事力の脆弱性を指摘した際には「正しい」とのコメントをつけており、ヴィルヘルム 2 世の認識としても、現状で清朝の軍事力を利用できるとは考えていないと思われる。

⁸¹ *Ebd.*, Nr. 8558, Bülow an Rex, Berlin 3.1.1908.

⁸² *Ebd.*, Nr. 8559, Schoen an Sternburg, Berlin, 6.1.1908.

⁸³ PA-AA, R.18567, A.S.1356, Bünz an von der Busche, an Bord des Postdampfers Resident Grant, 9.12.1907.

下で、ドイツは積極的な姿勢に出ることはなかった。その姿勢が転換されたのは、レックスが梁敦彦から清朝が実際に行動に移すという言葉質を得た後のことであり、ヴィルヘルム2世の主導の下、ドイツ側も積極的な対応をみせたが、帝国宰相ビューローの姿勢はより慎重なものであった。それでは同時期、ドイツ側が問題とした清朝側の対応はどのようなものであったのかを次項において見てみたい。

4.2.2. 清朝の対応

清朝が連携構想に本格的に着手するのではないかという期待をドイツ側が持ったのは、1907年9月に直隸総督兼北洋大臣袁世凱と湖広総督張之洞が北京に召集され、軍機大臣に就任し、袁が外務部尚書を兼任して以降のことであった⁸⁴。この人事異動は、同年5月から8月まで中央政府内で発生した慶親王・袁世凱と軍機大臣瞿鴻禨・郵伝部尚書岑春煊の間に生じた権力闘争の結果、前者の陣営が勝利し、中央政府内の権力図が変化した結果であると考えられた⁸⁵。西太后が袁世凱派に傾いた権力バランスを調整するために、軍事力を有する直隸総督から袁世凱を切り離し、政府の統制下に置こうとしたとの噂が流れていたが、駐清公使レックスはその考えを首肯せず、むしろそれが中央政府の権威を高め、政治的に安定を生み出すものと期待した⁸⁶。

前述のように、それ以降レックスは清朝政府が訓令を発したなどの情報を得はしたが、実際には11月30日時点でも、清朝が連携構想の実現に向けた動きをしていなかった。袁世凱が積極的な行動ができなかった背景をレックスは梁敦彦の話として、清朝政府が蘇杭甬鉄道交渉⁸⁷に忙殺され、連携構想について協議できず、またこの問題が袁世凱の地位を弱

⁸⁴ 駐清公使レックスの具体的な認識としては、袁世凱の北京招聘は、「自らの身边に知性と行動力に富んだ人物を置きたい」との西太后の考えを反映し、改革派と中国人の努力の賜物であり、「野心のある満洲人を除いて全民衆が歓喜を持って歓迎した」。一方で張之洞の招聘は意外なものであった。そして、一般的に両者が協調的ではなく、成功をもたらす共同行為がほとんど期待されないと認識されていた (PAAA, R.17694, A16219, A183, Rex an Bülow, Peking, 12.9.1907)。

⁸⁵ 梁巖氷「丁未政潮与清末政局」(『歴史档案』第2期、2010)

⁸⁶ *GP*, Bd.25, Nr. 8552, Rex an Bülow, Peking, 31.10.1907.

⁸⁷ この問題は、1898年10月に盛宣懷とジャーディン・マセソン社との間で「蘇杭甬鉄路草合約」が締結されたことに端を発している。その後、1903年に浙江の紳商が浙江省内の鉄道建設を目的とする会社を設立し、清朝に対して「草合約」の破棄を求め、これを清朝が認めたため、イギリス側が「草合約」の実現を要求した。しかし、1907年江蘇・浙江の紳商は蘇州・杭州間の鉄道建設を開始したため、イギリス側はその許可の取り消しと工事の停止を要求した。最終的には清英間で交渉が行われ、蘇州・杭州間の鉄道建設以外に必要なとされる資金をイギリスから借款で調達するという合意に至り、1908年3月に「滬杭甬鉄路借款合同」を締結した。この問題に関しては以下を参照：高鴻志『近代中英關係史』成都：四川人民出版社、2001、306-7頁；佐野実「光緒新政期鉄道政策における借款の再評価とその経緯—滬杭甬鉄道の建設方針を巡る官民の対立—」(『史潮』

めることになったと説明している⁸⁸。そして、袁世凱自身は独米との連携の重要性を認識し、支持ながらも、「中国がその現在の無力な状況により、両国に対して同盟国 (Bundesgenosse) としてほとんど何も与えることができず」、提案が拒絶されることを恐れていた。また、梁敦彦は状況が不確実であったために、両国の意向を探る措置を取ることができなかったと説明している⁸⁹。ハントの研究によれば、袁世凱は軍機処と外務部における権力基盤を確立する必要があり、その権力基盤が確立されたのが、1907 年末であった⁹⁰。年末に袁世凱の権力基盤が確立されたのであれば、清朝側が独米両国政府への調査を開始した時期ともおおよそ一致する。

駐独公使孫宝琦⁹¹は 12 月 9 日の電報中で、外務長官シェーンが「ドイツは中国と非常に親密であることを願っているが、イタリアと同盟関係にある。独米は中国において商業活動のみを主要な目的としている」と述べたことに言及し、「以前聞くところでは、独米同盟は依然として明文化されていないという」との独米連携の話を伝えるものの⁹²、三国連携に関する言及はない。しかし、翌 1908 年 1 月 12 日の孫の電報では、独米清連携に関する認識を外務部に伝えている。そこでは独米への接近自体には好意的であるが、独米と連携しても協商国に対抗することが難しいと慎重な姿勢を示しながらも、「察するに、独米の関係は固く、今我〔が国〕との合従を願っており、英仏日協商成立後、〔独米両国〕は我〔が国〕を平等の国と見なしており、悪意はないようである」との評価を両国に対して下している⁹³。

日仏協商成立後の端方などの対応を加味すれば、独米への接近政策が実施に移される時点においても、清朝内ではそのような政策を強力に推し進めようとするグループが袁世凱を中心に存在しており、ドイツ側も梁敦彦を通じて清朝政府内の状況を把握していた。

清朝側が連携構想に関する行動を起こしたのは、1907 年末から翌年 1 月の間であり、清朝側に主導権を与える形での三国連携を図っていたドイツとしては、なかなか行動に移さない清朝側の態度に苛立ちを覚えていた。ドイツ側では、連携構想に関する意見集約を行

64、2008)；同「滬杭甬鉄道借款契約の実効性を巡るイギリスと地方の関係—地方有力者層の対立・協力が中英間外交に影響を及ぼした一事例について—」(『史学』78-4、2009。

⁸⁸ PA-AA, R.18567, A.S.1365(T), Rex an AA, Peking, 14.12.1907.

⁸⁹ PA-AA, Peking II, 26, 6218/07, Referat Unterredung mit Liang tun yen von Betz, 27. 11.1907, Bl. 334-6. 梁敦彦はこの会談でベツ (Betz) に対して、政府の相当数の高官が日本による危険を認識していると指摘した。

⁹⁰ Hunt, *op.cit.*, p. 126.

⁹¹ 箱田も同じように『電報檔』を利用し、孫宝琦や劉式訓など、当時の在外清公使が三国連携を推進する意見があったことを指摘している。しかし、袁世凱と唐紹儀の構想と独米の構想が一致したものと考えている：箱田恵子『外交官の誕生—近代中国の対外態勢の変容と在外公館』名古屋大学出版会、2012、240-242 頁。

⁹² (光緒三十三年)十一月初五日「收駐德孫大臣致外務部電」(『電報檔』34、文書番号 221、108 頁)

⁹³ (光緒三十三年)十二月初九日「收駐德孫大臣致外務部電」(一檔、軍機処収発電報檔 2-05-12-033-1395)。12 月 9 日の電報と比較すると、この電報がレックス・梁会談の際に議題となった、駐独・米公使への調査訓令の回答の可能性もある。

っていく過程で、積極的な三国連携、清朝の近代化政策への支援、さらには清朝を犠牲にした独米露連携を構想するヴィルヘルム 2 世や駐清公使レックスに対して、帝国宰相や外務省は同盟案を早い段階で放棄し、アメリカとの清朝に関する一般的な合意を目指していくこととなった。しかし、レックス自身も自らの計画を放棄することなく、ルーズヴェルト大統領が義和団賠償金余剰分の返還を表明し、1908 年 1 月以降に本格化していく清朝の独米連携が試みられていく中で、外務省の政策方針とは一致しない行動を採っていくこととなった。

4.3. 謝礼使のアメリカ派遣と連携構想の頓挫

4.3.1. 謝礼使派遣をめぐる清朝とドイツの対応

1907 年末、ルーズヴェルトが議会において、義和団賠償金の余剰分を中国人学生のアメリカ留学用資金として利用することを宣言した⁹⁴。1908 年 1 月 20 日、駐清公使レックスは、袁世凱と慶親王が賠償金の返還への謝意を示し、その問題について協議するために特使を派遣することを西太后に上奏する意志があるという情報を外務省に打電し⁹⁵、同日、同電報を外務長官シェーンは駐米大使に転送した⁹⁶。なお、同電報の中で、レックスは外務省に対して、機密保持の観点から駐独公使孫宝琦と「同盟構想」に関して協議しないように要請した。これは前述の孫宝琦の電報が新聞紙上に漏洩したことが背景にあると思われるが、レックス個人が交渉において主導権を握り、政府に対する影響力の確保を狙ったものであるとも推測される。しかし、清朝側の決定は旧暦の新年明けにあたる 2 月初めまで延期された⁹⁷。

3 月 12 日には、両江総督端方と湖広総督趙爾巽は連名で上奏して、以下のような認識と方針を提案した。両者によれば、日本と協商関係にない国が独米であり、状況を静観するのではなく、「軍機大臣・外務部大臣に密かに命じて、速やかに日米協商・日独協商の成立阻止に関する対策を講じさせ、政府内においては、独米両国の外交政策に細心の注意を払い、適切な親睦を持たせ、政府外においては、両国駐在公使に有能で状況変化に対応できる人物を抜擢し、機密費を十分に与え、両国と日本の秘密交渉に関してスパイ網を張り、真実の情報を得て、〔独米両国と日本の〕連携の危機を察知できるように、わずかな害をも暴露し、これ〔＝独米両国〕に協商が困難であるとして放棄させれば、〔協商が〕成立することはない」。つまり、清朝が日米協商を妨害することで、自国の「自存」「自立」を図る時間を短時間であっても確保できると考えたのである⁹⁸。この上奏文から端方が一貫して対

⁹⁴ 義和団賠償金の余剰分の中国への返還は、1908 年 5 月 25 日に、アメリカ両院で採決され、29 日に駐米公使伍廷芳に通達された (Root to Rockhill, 5.27.1908; Bacon to Chinese Minister, 5.29.1908, *FRUS*. 1908, pp. 64-65, 65-66)。義和団賠償金の返還交渉については、以下を参照：梁碧瑩『梁誠与近代中国』広州：中山大学出版社、2011、245-264 頁。

⁹⁵ PA-AA, R.18567, A.S.102(T), Rex an AA, Peking, 20.1.1908.

⁹⁶ *GP*, Bd.25, Nr. 8560, Schoen an Sternburg, Berlin 20.1.908.

⁹⁷ PA-AA, R.18567, A.S.207(T), Rex an AA, Peking, 4.2.1908.

⁹⁸ 光緒三十四年二月初十日「奏為日本陰謀甚亟密陳隱患事」（一檔宮中朱砒奏摺 04-01-01-

米独連携を主張していたことがわかる。

ほぼ同時期、北京においても対独米連携に向けた動きが活発化してきた。

3月18日、レックスは張之洞と青島の学校建設⁹⁹に関して協議した際、独米清連携に関する問題も議論され、この会談で袁世凱と張之洞が独米接近を支持していることを認識した¹⁰⁰。張之洞自身は清朝の高官も清独両国間の関係の緊密化という考えを共有しているが、アメリカの参加は不可欠であり、まずルーズヴェルトとの協議が必要であるとの見解を示した。そして、三国間の合意は秘密とし、清朝の軍事協力に関しては保証できないとして、これまでの清朝内部の議論と同様に、清朝が別の国際問題において両国と共同歩調を採る可能性が低いことを指摘した。張は独米連携に関する特使の候補として、梁敦彦と唐紹儀が挙げられているとの情報をレックスに伝えている¹⁰¹。両者はともに「留美幼童」としてアメリカ留学を経験しており、英語が堪能であるだけでなく、袁世凱に幕僚として仕えた経験を有していた。梁敦彦は外務部右侍郎として、連携構想の交渉担当者であったことや、袁世凱の幕僚になる以前、張之洞を補佐していた経歴も持っていた。一方で、唐紹儀は当時奉天巡撫として駐奉天アメリカ総領事ストレイトと満洲に関する借款などの交渉を行い、満洲問題に関する対日交渉にも参加しており、満洲開発のための清米連携政策を主導していた¹⁰²。

3月21日、外務長官シェーンは駐米大使シュテルンブルクへの訓令の中で、張之洞との会談において、袁世凱と同様に張も連携構想に同意していることが確認できたことに意味があるとし、さらに「中米独間の協議後、当地〔＝ベルリン〕とワシントンから声明（statement of policy）を出し、他のすべての国に通達する。それでまったく十分である。主要なテーマは門戸開放、清朝の現状維持と統一性である」とのヴィルヘルム2世のコメントを伝え¹⁰³、これがドイツ側の最終的対応となっていく。

清朝は基本的にこの問題を最小限の高官のみが関与するものとしており、新任の駐米公

1086-044)。

⁹⁹ 当時、文化政策の一環として、ドイツ海軍省主導で、青島での大学設置が検討されていた。青島特別高等専門学堂に関しては、以下の研究を参照：孫立新・孫悦「帝国主義時代の中徳“合作”」（『北大德国研究』1、2005）；Otto Franke, *Ostasiatische Neubildungen*, Hamburg, 1911, S.200-218；Roswitha Reinbothe, *Kulturexport und Wirtschaftsmacht: Deutsche Schulen in China vor dem ersten Weltkrieg*, Frankfurt.a.M., 1992, S. 192-230.

¹⁰⁰ レックスの袁世凱と張之洞に対する評価は以下のようなものであった。袁世凱はドイツに対してシンパシーを持っていないが、ドイツの友好的態度を認識し、盲目的な親日派ではない。逆に張之洞は日本人教習を雇用しており、親日派であると判断している（PA-AA, R.17696, A7517, A105, Rex an Bülow, Peking, 22.4.1908）。

¹⁰¹ PA-AA, R.18568, A.S.519(T), A No.68, Rex an Bülow,, Peking, 28.2.1908.

¹⁰² 袁世凱・唐紹儀の満洲政策、特に新法鉄道借款問題とアメリカの対清政策の関連については、李恩涵、前掲書、492-507頁；Hunt. *op.cit.*, pp. 152-166などを、また日本側の対応としては、千葉、前掲書、193-198頁を参照のこと。

¹⁰³ *GP*, Bd.25, Nr. 8561, Schoen an Sternburg, Berlin, 21.3.1908.

使伍廷芳はアメリカのメディアで当時盛んに報じられていた清米同盟を「時局の奇談」と一蹴しており¹⁰⁴、彼自身は独米接近に関して確かな情報を持っておらず、またアメリカ政府に対して関連する通達を行っていない状況であり、特使派遣もシュテルンブルク経由でルーズヴェルトに通達されていたと考えられる¹⁰⁵。

4月13日、レックスは袁世凱と慶親王が梁敦彦を特使としてアメリカに派遣するよう上奏し、その承認が確実であり、また、梁敦彦がアメリカ滞在後、ドイツを訪問することを外務省に報告した¹⁰⁶。その報告を受けた外務長官シェーンは、清朝政府がようやく独米との門戸開放、清朝の現状維持と統一性に関する声明の交換を全力で行うことを決定するつもりになったようであると評した¹⁰⁷。ドイツが待ち望んだ清朝主導の独米清間の協調に関する交渉が本格的に動き出したのである。

駐米大使シュテルンブルクはルーズヴェルトとの会談で、レックスからの情報として、清朝が独米への接近外交を開始し、清朝の特使として梁敦彦が任命されたことを伝え、彼の訪問の目的は統一の維持、門戸開放、対清貿易の平等性にあるとしている。加えて、清朝高官は清朝の運命が独米の手中にあるという認識を共有している点を強調した。この報告書の中で、シュテルンブルクの認識に対するルーズヴェルトの発言は記述されていないが、ルーズヴェルトが対独政策に全力を尽くし、同調するとの楽観的な印象を伝えている¹⁰⁸。

6月1日、レックスと袁世凱との会談が行われた。その際、袁世凱は独米接近がすでに既定路線であるとしながらも、それに関する不安を吐露している。つまり、どのように両国に対して協調政策を切り出すべきか、そして、果たして独米との協調だけで英仏日に対抗できるか、という2つの不安である。そこでレックスが想定したシナリオとしては、①アメリカに対して、協商国への従属を回避するために、清朝に対する支援を行う意志があるかどうかを尋ね、②アメリカ側が自国だけでは保護 (Schutz) は不十分であると述べた場合、③独露が清朝に対して好意的であると特使がアメリカ側に伝えるというものであつ

¹⁰⁴ 1908年8月23日「致外務部函」(丁賢俊・喻作鳳編『伍廷芳集』上、北京：中華書局、1993、294頁)ただし、駐米公使伍廷芳が「中美聯盟」による対日牽制を主張したという『ニューヨーク・タイムズ(紐約報)』を受け、駐清日本代理公使阿部守之助が外務部に照会し、その報道の火消しに追われるなどの場面があった(光緒三十四年八月十二日「發駐美伍大臣電」、一檔、軍機処収發電報檔 2-05-12-034-0584; 光緒三十四年八月十九日「收駐美伍大臣電」、同上 2-05-12-034-0591)。

¹⁰⁵ *GP*, Bd. 25, Nr. 8562, Sternburg an AA, Wahsington, 7.4.1908.

¹⁰⁶ PA-AA, R.18568, A5692(T), Rex an AA, Peking, 13.4.1908.

¹⁰⁷ *Ebd.*, Nr. 244, Schoen an Jenisch, Berlin, 16.4.1908.

¹⁰⁸ *Ebd.*, A.S.924, A.121, Sternburg an Bülow, Washington, 15.5.1908. シュテルンブルク自身は会談において、当時日米開戦まで噂されていた対日関係に関しても自らの意見を示し、日本は財政悪化のため、すぐにアメリカと戦争できる状況にないとしながらも、日米戦争は時間の問題であり、日本の陸海軍ともに対米作戦を立案していることを吹聴している。また、日本が移民問題により大国としてのアメリカとの対等の地位を確保できず、日米戦争は時間の問題であるとの認識を持っており、ドイツ政府に対して、その可能性を誇張して報告した。

た。また、レックスは独米が清朝を支持し協調しているという事実だけで他国を牽制できると強調している。そして、合意の方法として文書の交換を示唆しているが、これに対して、外務省側の案は声明であり、文書によるものではなく、同盟でもない点を受領した外務省側は欄外にコメントを書き込んでいる¹⁰⁹。それに加えて、レックスが依然としてロシアを連携国にあげている点など、外務省側とレックスの間に大きな認識の違いがあったことがわかる。しかし、清朝はレックスの発言をドイツ政府の立場として受け取り、外務省の意向が正確に清朝に伝わっていなかった可能性がある。

4.3.2. 特使の決定

清朝はアメリカへの義和団賠償金の返還に対する謝意を示すための謝礼使の派遣および欧米日での財政調査も決定した¹¹⁰。前者はアメリカへの派遣理由であり、後者はドイツ訪問を自然に見せるためのカムフラージュという意味合いもあった。しかし、特使派遣の目的は、より多岐にわたるものであり、以下で言及する賠償金返還分の満洲改革借款への利用に関する交渉、満洲問題に関する日本との事前交渉（1908年12月28日から満洲六案件に関する本格的交渉が開始¹¹¹）以外にも、裁釐加税に関する各国との協議¹¹²、公使館の大使館への昇格交渉などの政治的案を多く抱えていた。

1908年7月3日、慶親王は特使に唐紹儀を任命するよう上奏したが、その中で、「宗室世爵は必ずしも派遣せず、他国に疑念を抱かせ、余計な問題を生じさせないようにする」とも述べており¹¹³、謝礼使が「宗室外交」の観点から構想された側面があったことを示している。

同月20日に上諭が出され、唐紹儀が謝礼使特使に任命された¹¹⁴。4月時点では、アメリカ政府が謝罪使賠償金の返還を宣言したことに対して派遣される謝礼使団長に、連携計画の実務責任者であった梁敦彦が内定したが、それがこの最終決定では唐紹儀になったのである。唐紹儀自身も特使任命に関する政府内の議論については認めている。8月1日、一

¹⁰⁹ *GP*, Bd.25, Nr.8563, Rex an Bülow, Peking, 1.6.1908.

¹¹⁰ 光緒三十四年六月二十二日「着唐紹儀考查日欧各国財政上諭」（「唐紹儀出使日欧八国考察財政史料」『歴史檔案』37、1990、63頁）。唐の財政調査に関しては、李国栄「唐紹儀出使日欧八国考察財政述談」（珠海市政协・暨南大学歴史系編、前掲書）を参照のこと。

¹¹¹ この日中間の交渉過程に関しては、寺本、前掲書、414-430頁；千葉、前掲書、205-211頁を参照。

¹¹² 光緒三十四年八月二十七日「奏為擬請實行商約各款並速定幣制由」『軍機處檔摺件』166091。この上奏の中で、唐はすでに締結した通商条約の中で、法律改正、鈇山関連法、商標、度量衡の統一、通貨制度、裁釐加税が重要であり、裁釐加税以外は清朝の内政権であるため、その早急な実施を求めた。

¹¹³ 光緒三十四年六月初五日「奏為聲明請旨事」（故宮博物院図書文献館蔵宮中檔奏摺408014391）

¹¹⁴ 同日付でロックヒルも国務長官ルートに唐紹儀の特使任命と11月はじめに出発すると情報を伝えた（Rockhill to Root, 7.20, 1908, *FRUS*, 1908, p. 69）。

等通訳官クレプスは唐紹儀の要請で唐の自宅を訪ねているが、これは唐がレックスに面会することにより発生し得る流言を回避するための措置であった。会談の際、唐は6月時点で自分が梁敦彦に代わって特使になるという話が存在したことに言及し、特使任命をめぐり梁敦彦と唐紹儀の間で揺れていた政府内部の状況を説明している。しかし、この独米接近に関しては、袁世凱と慶親王が政府を説得し、東三省総督徐世昌も同じ認識であり、他方でこの問題は政府内で極秘に扱われ、外務部会弁大臣那桐や外務部左侍郎聯芳は関知していなかったと伝えている¹¹⁵。

連携構想問題を担当していた梁敦彦が特使となることは自然な流れであるが、ここで満洲問題に関わっていた唐紹儀が特使に任命されたことは、清朝側の重点が清朝に対する両国の声明発表要請ではなく、以下で詳しく検討するように、満洲問題解決に特化したものへと政策方針が転換されたことを示していると思われる。換言すれば、対米重視と実質的な支援獲得の方針をより鮮明にしたと言えよう。

清朝内部においてこのような対米連携重視に同調する者もいた。例えば、両広総督張人駿は8月27日着電の電奏の中で、清米関係が非常に良好であり、新聞紙上で「中米聯盟」が報じられ¹¹⁶、アメリカでも賛意を得ているとして、対米連携に適した状況であると主張した。そこでは、アメリカが領土獲得の野心を持たず、商業を重視しているため、清朝の脅威とならないなど、連携の利点が強調されている¹¹⁷。しかし、その一方で駐仏公使劉式訓は7月22日着電の電報の中で「密かに思うに、今日の情勢において、我〔が国〕は孤立しており、対米連携によって日本を抑制するのには不十分であり、同時にドイツに接近し良好な関係を作り〔日本を〕掣肘することで、日仏協商を打破する力を得ることができる」¹¹⁸として、アメリカのみとの連携では対日牽制には不十分であるとの認識を示した。

世論や張のような対米重視の姿勢も見られたが、日仏・日露協商に対する現状認識でも示され、また梁敦彦の発言にもあったように、清朝政府内にはアメリカとの連携のみでは不十分であり、ドイツを加えた多角的な連携によってのみ日本に対抗できるとの認識が優勢であった。

4.3.3. 謝礼使の日本およびアメリカ滞在

唐紹儀は北京を9月24日に出発し、天津・上海を経て、10月11日に東京に到着し、翌

¹¹⁵ Anlage: Memorandum von Krebs, Peking, 1.8.1908, in: PA-AA, R.18568, A.S.1459, A.157, Rex an Bülow, Peking, 5.8.1908. なお、孫宝琦の電報により、那桐と聯芳も独米接近に関して関知するに至ったと、同じ席で唐紹儀はクレプスに伝えている。この会談内容は8月5日に外務省に打電された (Ebd., A.S.1281(T), Rex an AA, Peking, 5.8.1908)。

¹¹⁶ 「中米聯盟」に関する当時の新聞紙上の議論に関しては、蘇全有「論 20 世紀初の中米聯盟風潮」『史学月刊』第 2 期、2011 を参照。

¹¹⁷ 光緒三十四年八月初一日「收粵督致外務部電」(『電報檔』34、文書番号 988、556 頁)。この中で、ドイツは他の列強と同様に領土的野心を持つ国家として描かれている。

¹¹⁸ 光緒三十四年七月二十六日「收駐法劉大臣致外務部電」(『電報檔』34、文書番号 972、546 頁)

12 日には外相小村寿太郎主催の晩餐会に出席した¹¹⁹。その席上、首相桂太郎と小村外相は唐に対して、両国感情は日露戦争以降悪化しているが、今後それが改善されることを望んでおり、東三省問題が未解決のため、駐清公使伊集院彦吉にこの問題を早急に妥結するよう命じたことを伝えた¹²⁰。そして、日本政府の唐の歓待ぶりを清朝政府に伝達するよう求めた¹²¹。しかし、延吉において日本人憲兵による清朝巡警に対する発砲負傷事件が起こると、外務部は北京で伊集院公使と交渉する一方で、唐に対して日本政府の見解を探るよう要請している¹²²。つまり、唐紹儀自身が東三省問題の交渉を東京にて行うことになったのである。

10 月 21 日、唐は小村外相と延吉問題を協議し、争点が延吉における清朝の領有権主張と日本の韓国人保護であり、相互に容認するのであれば妥結可能であるという小村の認識を伝え、唐自身は延吉内の 1、2 ヶ所を開放することで、警察や衛生、徴税などの行政権を確保する案を外務部に対して示している。また、新法鉄道・京奉鉄道・吉長鉄道についても議題が及んでおり¹²³、同年 12 月 28 日から北京で開始される満洲問題交渉の事前協議的な性格のものが、唐紹儀の東京滞在中に実施されたのである。

唐は駐日ドイツ大使ムンムを訪ねており、ムンムの 11 月 30 日付けの報告書の中でその点は明確に指摘されている。報告書の中で、「唐は日本での公式な任務 (eine offizielle Mission für Japan) はないが、しかし、彼が当地滞在中、日中間の懸案について日本政府高官と議論したことは確かであり」、具体的な協議内容としては、唐自身の言葉として、新法鉄道問題の解決にはなお時間を必要とするとしながらも、間島問題に関しては早期妥結があり得ることが言及されている。また、唐がムンムに自らの欧米派遣の目的を語っているが、その中にはアメリカでは義和団賠償金余剰分返還による中国人留学生の派遣交渉、ヨーロッパでは財政調査と並んで、満洲経営を目的とする 2000 万両の借款契約交渉と中央政府の借款準備も含まれていた。借款交渉に関しては、唐自身は廬漢鉄道の買い戻し借款の成立によりかなりの展望を見込んでいた (aussichtsreich) ¹²⁴。唐はアメリカへの出発直

¹¹⁹ 同時期、世界周遊を行っていたアメリカ艦隊が日本に寄港し、日米関係改善の雰囲気醸成されており、それを背景に、小村外相はアメリカとの協商締結に動き出していた (寺本、前掲書、442-451 頁)。

¹²⁰ 当時日中関係を悪化させた問題としては、同年 2 月に発生した第二辰丸事件と清朝の妥協策に不満を持つ広東商人を中心に発生し、全国に拡大した日貨ボイコットがある。この問題に関する政府間交渉や清朝の交渉態度の背景については以下を参照のこと：王芸生、前掲書、178-198 頁 (三聯書店、第 5 巻、149-165 頁)；菊池貴晴『中国民族運動の基本構造：対外ボイコット運動の研究』汲古書院、1974、57-106 頁；吉澤誠一郎「第二辰丸事件 (一九〇八年) とその地域的背景」(『史潮』55、2004)

¹²¹ 光緒三十四年九月十九日「收專使唐大臣致外務部電」(『電報檔』35、文書番号 76、43 頁)

¹²² 光緒三十四年九月二十二日「發專使唐大臣電」(『電報檔』35、文書番号 87、52 頁)

¹²³ 光緒三十四年九月二十八日「收專使唐大臣致外務部電」(『電報檔』35、文書番号 126、80-81 頁)

¹²⁴ PA-AA, R.18568, Ab. A.20432, A.405, Mumm an Bülow, Tokio, 30.10. 1908). ムンム

前に1度瀋陽に戻り4週間滞在しており¹²⁵、その際東三省総督徐世昌らと満洲問題に関する対策協議を行っていた¹²⁶。

唐紹儀は1908年11月30日、ワシントンに到着した。12月2日には、ルーズヴェルト大統領に謁見して、国書を進呈し、謝礼使としての役目を果たした。その後、満洲問題に関する国務省との協議に入っていく。12月5日、第三国務次官ハンティントン・ウィルソン (Francis M. Huntington-Wilson) と協議し、海関税を担保として2~3億ドル (from about 200 to 300 million dollars) 借款を獲得し、満洲での金本位制導入、満洲に対する裁釐による収入補填に利用する旨を伝えている¹²⁷。その上で9日には国務長官ルートと会談を行った。この会談で連携構想への言及はなかったが、まず日本が清と他国との同盟を疑問視していることを伝え、返還分を留学用とは別に借款の担保として借款の償還にも割り当てるとの提案をした。しかし、ルートは回答しなかった。さらに唐は裁釐とその代替としての輸出税引き上げを望んでおり、鉞律改正と金本位制導入¹²⁸のために2~3億ドルの借款計画を提起すると、ルートはアメリカの支援を得ることは可能であるとは回答したが、それが政府によるものとは言明しなかった¹²⁹。ルートはストレイトにアメリカの金融界との接触を非公式に手助けすることを認めただけであり¹³⁰、基本的に慎重な態度を採り、政府としての介入を避けたことになる。

連携構想は、13日のルーズヴェルトとの会談で提起された。李永勝によれば、ルーズヴ

は唐との会談の席で、ドイツがアメリカと同様に義和団賠償金の過剰取得分を返還していないことに遺憾の念を示し、ドイツがそれを実施し、清朝に対して寛大さを示すべきであると考えを伝えている。

¹²⁵ Ebd., Ab. A13075, A.151, Rex an Bülow, Peking, 28.7.1908 ; Anlage: Memorandum von Krebs, Peking, 1.8.1908, in: Ebd., A.S.1459, A.157, Rex an Bülow, Peking, 5.8.1908.

¹²⁶ Hunt, *op.cit.*, p. 164.

¹²⁷ Blazsik, *op.cit.*, pp. 105-107.

¹²⁸ この3つの問題は1903年の清米改正通商航海条約に関連した案件であり、同条約では第4条(裁釐・輸出税引き上げ)、第5条(輸入税引き上げ)、第7条(鉞律改正)、第13条(統一通貨の導入)で規定されている (John V.A. MacMurray ed., *Treaties and Agreements with and Concerning China, 1894-1919*, Vol. 1, New York: Oxford University Press, 1921, pp. 423-432: <http://archive.org/details/cu31924017545231> (閲覧: 2012.9.17))。

¹²⁹ 駐清アメリカ公使ロックヒルは国務省からの来電を外務部に照会しているが、その中で賠償金返還分は教育関係に利用されるべきであり、「もし〔賠償金返還分の使用目的が〕決まっていれば、アメリカ政府は他国が中国に返還分を別目的で使用するように迫ってきた場合に抵抗できる」として、返還分の目的を教育に限定する声明を発するよう清朝側に求めた。これは一方で清朝側が教育とは別目的での賠償金使用を阻止するための方策としても考えられる (光緒三十四年十一月十七日「美使照稱美外部擬商定減收賠款辦法應如何答復希酌核電復由」(中研院近史研檔案館外交檔案 02-07-019-02-040))。

¹³⁰ Blazsik, *op.cit.*, pp. 107-114.

エルトは独米清同盟が他国の猜疑心を買う危険性を指摘し、唐紹儀もその意見に同調しており、あくまでもルーズヴェルトの意見を聞き出すことが目的であり、唐自身がこの問題を積極的に提起していないと述べ、交渉中止を決定した。李はこれにより、「中独米同盟（聯盟）」は失敗したと結論づけている¹³¹。しかし、ここで問題となるのが、独米間では表明という点である程度合意できていた点とルーズヴェルトが「同盟」と述べたことの因果関係である。

12月31日、ルーズヴェルトは、前任のシュテルンブルクの死去により、駐米ドイツ大使に就任したベルンシュトルフ（Johann Heinrich Graf von Bernstorff）に以下のように対清連携についての自らの考えを述べている。

アメリカは中国と関わりあうことはできない。なぜならそれにより中国はもしかすると反日政策を行うように後押ししてしまいかねないからである。中国は日本に対して自らを防衛するにはあまりにも弱体であり、アメリカは中国のために戦争はできないので、アメリカはこれ〔中国のための戦争〕を行うつもりはない¹³²。

1909年1月2日に発送されたベルンシュトルフの上述の会談に関するより詳細な報告書の中では「前任者〔シュテルンブルク〕は頻繁に彼〔ルーズヴェルト〕に条約への中国の参加の下、独米共同での中国の領土保全案を述べていた。それに彼は理解を示すことはできない」として、ルーズヴェルトが政治的合意その自体に対して反対の意向を示したことに言及している。会談の中で、ルーズヴェルトは、さらに「中国の脆弱さは太平洋の平和にとって重大な危険性を持っている」が「もし中国が再組織化と強化をなしうるのであれば、多くを得られるであろう」との清朝観を示し、同時に「日本がこの使命を受け、中国をその支配下に置くようになることを首肯しない。日本がそんなことをしようとすれば、中国人の排外気運はすぐにすべて日本に向けられることになるだろう」との日本観も示している¹³³。ルーズヴェルト自身はドイツに対しては清朝の弱さと反日政策による戦争の可能性を連携構想否定の理由として説明した。

問題はルーズヴェルトが独米間で一致していた領土的統一性・主権維持に関する声明発布が、清朝の反日政策や日清戦争の可能性とどのように結びつき、理解されたか、ということである。これについては、連携構想頓挫の背景を分析しながら次項で検討したい。

4.3.4. 独米清連携構想頓挫の原因

まず三国間協調が頓挫した原因をこれまでの議論を踏まえてまとめてみたい。第一に後援者であった西太后の死去と袁世凱の罷免により失敗したとの評価である。しかし、すでに指摘があるように、袁世凱の失脚がアメリカの態度表明である高平・ルート協定成立後であった点、前述のように清朝中枢において連携構想それ自体への支持者は多かった点を

¹³¹ 李永勝、前掲論文、41-45頁。李は袁世凱の失脚がむしろルーズヴェルトがヴィルヘルム2世に対して構想に関する交渉中止の理由として使われたと指摘している（同上、43頁）。

¹³² PA-AA, R.18568, A.38(T), Bernstorff an AA, Washington, 2.1.1909.

¹³³ PA-AA, R.17436, Ab. A795, A.4, Bernstorff an Bülow, Washington, 2.1.1909.

考慮すれば、罷免それ自体が大きな影響を与えたとは考えづらい¹³⁴。しかし、次の2つの発言は連携構想と袁世凱の罷免との関連性を暗示するものである。巡警部右侍郎趙秉鈞は駐清日本公使館通訳官高尾亨に対して、袁世凱の罷免の背後には張之洞との間に「大使交換問題」に関する意見衝突や「清米同盟問題」に関わる外交政策の根幹をめぐる論争があったと伝えており¹³⁵、陸軍部右侍郎蔭昌も駐清公使レックスに対して、清朝内において独米接近が袁世凱の独断で処理されており、他の軍機大臣に特使派遣の内容などを伝えていなかったことが原因で、袁世凱は罷免されたという話を伝えている¹³⁶。張之洞も連携構想に対しては好意的であった点を考慮すると、その内容をめぐって起きた対立の原因が袁世凱主導で進められた満洲重視の独米連携にあった可能性が考えられる。ハントの研究によれば、1907年10月以降、東三省総督徐世昌と奉天巡撫唐紹儀は駐奉天アメリカ総領事ストレイトと満洲開発銀行設立に向けた交渉を行っており、1908年3月には奉天での秘密会議において2000万両の借款をアメリカで起債し¹³⁷、その返済には満洲での収入と義和団賠償金返還分をあてる決定を行い、それ以降北京での協議を継続していた。

しかし、駐清アメリカ公使ロックヒル (William Woodville Rockhill) は6月に清朝が余剰金をアメリカの留学生派遣のために利用すると通知してきたことを受け、清朝側との協議を通じて、留学生派遣の全体的な枠組の作成に着手していた¹³⁸。そして、10月31日には草案が外務部からロックヒルに提出されており、清米両国政府間で基本方針は確定して

¹³⁴ しかし、ベルンシュトロフの報告によれば、ルーズヴェルト自身は、西太后死後の政治的混乱を受け、中国情勢を不安視しており、「アメリカもドイツも中国のような不安定な政府との条約(Vertrag)を結ぶことはできない」との認識を示していた(PA-AA, R.17697, A.332(T), Bernstorff an AA, Washington, 7.1.1909)。

¹³⁵ 第3号、伊集院公使より小村外相、明治42年1月3日、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref, B08090204300 (第305画像から)、外務省外交史料館 (B-5-3-2-65)「義和団事件ノ賠償金減額ニ対シ清国ヨリ米国へ謝礼使派遣一件」

¹³⁶ PA-AA, R.18568, A.S.24(T), Rex an AA, Peking, 5.1.1909.

¹³⁷ 徐世昌は満洲銀行設置に関して慶親王に以下のように伝えた。つまり、日露が東三省の権益を拡大させているが、財政的、社会的に困難な状況にあるため、2000~3000万両の資本金を持つ銀行を設置して、経済開発を行うとの考えを示し、銀行設置の資金を集めるには「〔東〕三省の財政力では不十分であり、必ず外国からの借款を調達しなければならない」が状況を斟酌すると適当な方法が見つからなかった。しかし、「三省は新たな希望を得て、章京は大局において処理すべき方法あるいは〔それ〕が有効であると知っております。謹んですぐに以上の状況を密奏するようにいたします」「利息の多寡、期限、担保・返還方法は、いずれ外国の銀行と協議妥結し、糸口がつかめましたら、随時度支部と協議いたします」。これはストレイトとの会談の内容を示していると思われる。同様の内容の書簡を鹿伝霖にも送っているが、その中で外国の銀行からの借款については言明していない(「上慶邸」、「致鹿中堂」(徐世昌『退耕堂政書』巻35・2-4、台北：文海出版社、1968)。

¹³⁸ Root to Rockhill 8.3, 1908, *FRUS*, 1908, pp. 69-70.

いた¹³⁹。それゆえ、ロックヒルは教育目的以外での賠償金返還分の使用を認めなかった。袁世凱はその基本方針の作成に関与していたが、唐＝ストレイトの方針も支持しており、既定路線に修正を加えるために、國務省との直接交渉に状況打開への期待をかけ、唐紹儀を特使に任命させた¹⁴⁰。このような計画は、独米が清朝に対して清朝の主権、領土的統一性、門戸開放の維持を保証するという合意内容とは大きく異なるものであった。ドイツ側はこの計画の不一致を認識しておらず、後年のものではあるが、この点は1910年2月10日の外務長官シェーンの覚書からも確認できる。シェーンはこの1908年の連携構想を「いかなる国にも有利な領土分割を行わず、すべての国に対する貿易の門戸開放を維持することを」清朝が独米に求めた際には、声明を交換し、清朝に保証するものであるとしている¹⁴¹。あくまでドイツはこの抽象的な構想を念頭において、アメリカに対して一貫して清朝の行動を支持しているというメッセージを送り続けていたのであり、袁世凱の満洲問題における支援という具体的な構想に対してではなかった。しかし、袁世凱などは三国間の合意よりも、実質的な援助を獲得しようとし、合意の重要性は副次的なものになったと思われる。ルーズヴェルトとの会談での連携構想に対する唐紹儀の淡泊な回答がそれを物語っている。つまり、独米の清朝に関する一般的な声明と清朝の満洲問題に関する対米独連携構想は、ともに三国間の協調の枠組の中で構想されたが、それは同床異夢であり、そこに1908年時点での連携関係が不成立に終わった内的原因があると考えられる。

第二に、このような清朝独自案に加えて、当時満洲問題や第二辰丸事件などの日清関係の悪化、それに反比例して、アメリカ艦隊の日本訪問による日米関係改善の兆しがある中で、ルーズヴェルトは清朝への外交的支持が反日政策と戦争を引き起こす可能性があり、それにアメリカが巻き込まれることを懸念していた。そのような認識の上で、ルーズヴェルトは高平・ルート協定を結ぶことで対日関係を修復し、アメリカは太平洋と清における現状維持と商工業の機会均等の維持を図ったと言えよう¹⁴²。また、ドイツは、そもそも清米連携の上に自国を加えるという構想を持っており、清米連携が不可能になった状態で、ドイツが単独で対清接近をすることはかなりのリスクを伴っていたのである。

第三にルーズヴェルトの対独不信がデイリー・テレグラフ事件やヘイル事件¹⁴³により高

¹³⁹ Rockhill to Root, 10.31, 1908, *FRUS*, 1908, pp. 70-72.

¹⁴⁰ Hunt, *op.cit.*, pp. 161-164.

¹⁴¹ PA-AA, R.18569, A.S.192, *Aufzeichnung von Schoen*, 10.2.1910. ただし、政府声明案の頓挫の原因をアメリカの反対に求めている。

¹⁴² 高平・ルート協定の内容は、①太平洋における両国の商業の自由・発達の奨励、②太平洋における現状維持・清での商工業の機会均等主義の擁護、③太平洋における両国の「所領」の相互尊重、④平和手段による清の独立・領土保全・列国の商工業に対する機会均等主義への支持、清における列国の共通利益の保存、⑤現状維持・機会均等主義への侵迫事件に対する両国政府の意見交換、の5点である(『日本外交文書』第41巻第1冊65、高平大使より小村外相、明治41年12月2日、113-118頁)。

¹⁴³ これは、ヴィルヘルム2世が『タイムズ』の新聞記者ヘイルのインタビューにおいて、反英感情をむき出しに英独戦争の可能性を指摘すると同時に、独米同盟による日本の抑え込みを暴露し、その記事が各国政府の知るところとなり、特に英独間の緊張とアメリカ

まっっており、独米間でも齟齬が発生した。そのような対外的影響のみならず、これらの事件はヴィルヘルム 2 世の政治的発言力を極度に低下させ、帝国宰相ビューローとの関係を悪化させるという国内政治の混乱をもたらした。さらに 1908 年 10 月のオーストリア＝ハンガリーによる一方的なボスニア＝ヘルツェゴビナ併合に端を発するボスニア危機が、ドイツにとってより喫緊の外交問題となり、その解決に追われており¹⁴⁴、東アジア問題に関与する余裕が当時のドイツ政府にはなくなっていた。同時に太平洋における独清の軍事的脆弱性という物理的条件により、ルーズヴェルトが太平洋におけるアメリカ権益の確保のために、対日改善に動いたという見解もある¹⁴⁵。

また、清独間の不一致点には、前述の問題よりは小さいが、三国間の合意を公表するか秘密とするかという問題も存在していた。清朝は列強を刺激する可能性があるため、秘密合意を主張したが、反対にドイツは秘密合意が何らかの形で列強に察知され、合意によりドイツが何らかの権益を獲得したと誤解されることを避けるために、最初から公開すべきであると主張したのである。しかしながら、そのような対応の違いは同様の理由によるものであると考えられる。つまり、両国ともこの合意が何らかのかたちで他国の猜疑心を煽ることを恐れ、一方では公開によりそのような猜疑心を打ち払い、一方で隠すことでその惹起を回避しようとしたのである。ここからドイツの東アジアにおける脆弱な地位とドイツにとって東アジア政策がヨーロッパ情勢に直接影響し得るものとして認識されていたことが垣間見られる。

このように独米間で合意していた、他国を刺激せずに自国の経済活動の範囲を確保し、清朝との友好的な関係を強化するという現状維持に基づく三国連携案は、袁世凱が連携構想と満洲問題をリンクさせる現状打破を追求したことで、ルーズヴェルトに独米の支援が

かの対独不信を惹起した事件である。事件の顛末としては、ヘイルのインタビュー原稿が『ニューヨーク・タイムズ』社主、そして駐独アメリカ大使ヒルに送付されたが、両者は公表を不可とした。イギリス側も『ニューヨーク・タイムズ』社を通じて情報を得ており、最終的には各国政府もその内容を探知することとなった。イギリス政府はその記事の危険性から公表を阻止する約束をしたが、ヘイルの記事は 1908 年 11 月 21 日に『ニューヨーク・ワールド』紙に掲載された。アメリカ政府は『ニューヨーク・ワールド』紙に対してその信憑性を否定する訂正記事を書くよう圧力をかけ、30 日に訂正記事が出された。しかし、記事の内容はすでに英米政府とも関知しており、イギリスはドイツの対外政策および建艦政策を危険視し、ヨーロッパ諸国家間の緊張を増加させ、ルーズヴェルトもヴィルヘルム 2 世への不信感を増大させる結果となった。また、デイリー・テレグラフ事件も重なり、ヴィルヘルム 2 世の政治的権威が著しく損なわれ、彼の外交政策への関与はこの後限定的になったと言われている (Peter Winzen, *Das Kaiserreich am Abgrund: Die Daily-Telegraph-Affäre und das Hale-Interview von 1908*, Stuttgart, 2002, S. 68-86)。

¹⁴⁴ ボスニア危機時のドイツ外交については以下を参照 : Gregor Schöllgen, *Imperialismus und Gleichgewicht: Deutschland, England und die orientalische Frage 1871-1914*, München, 2000, S. 253-274.

¹⁴⁵ Mehnert, *a.a.O.*, S. 154, u. S. 199.

もたらず日清戦争の危険性を抱かせることになり、またルーズヴェルトの対独不信といった独米間の問題も絡み、日仏協商以降模索された連携構想そのものが頓挫することになったと思われる。

小括

独米清三国の連携構想は結局頓挫した。

ドイツはアメリカ側と接触し連携構想に関する青写真を作ると同時に、清朝の活動を後押しした。しかし、黒子役に徹し、清米両国の動向に委ねるといった受動的な態度に終始した。その背景には、ドイツ外務省がこの連携構想がドイツのヨーロッパでの地位に悪影響を与えかねないという消極的認識が存在したことによろう。同じ理由で、同盟構想を含む、積極的な対清政策を主張したヴィルヘルム2世や駐清公使レックスの意見は、外務省により抑えられた。最終的に外務省主導で出された方針は、他国を刺激せず、現状に大きな変更を加えない、清朝の主権や領土の統一性を支持する声明を出すという抽象的なものであった。

しかし、その方針も、ルーズヴェルト政権が対日関係改善により太平洋の現状維持を図った方針転換を行い、他方で連携構想による土台を利用し、袁世凱や唐紹儀などが満洲問題での対米関係強化をねらった、積極外交の展開があったために頓挫することとなった。協商体制の成立後、独米との協調が必要であるという点では、清朝政府中枢の共通見解が形成されていた。問題は最初から一貫して満洲問題での三国間の連携を袁世凱や梁敦彦などが想定していたのか、またはどこかの時点で転換がなされたのかであり、これらの点について今後のより詳細な史料分析が必要であろう。しかし、1908年4月以降に起きた特使内定変更、つまり、連携構想を担当していた外務部右侍郎梁敦彦から満洲問題で対米連携を模索していた唐紹儀への特使内定の変更が、連携構想に対する清朝の方針に大きな影響を与えたと言うことはできよう。清朝側としてはその国力の脆弱性を理解したからこそ、独米の構想を利用し、外交的支持を獲得することで、自らの外交政策の実現に努めた。

そもそも、独米の政治的合意案の内容は、日英露仏間で交わされた条約・協定内に書かれた、中国での商工業の機会均等、清朝の領土的統一性の維持などと大きな違いはない。重要な点としては、それらが列強間の相互同意か、清朝に対して向けられたものかという違いであった。しかし、清朝への外交的・道義的支援が、日清関係が悪化した状態では清朝の反日政策を後押しし、東アジアの現状変革をもたらす危険性がある中で、アメリカは連携を拒否し、清独連携も実現することはなかった。連携構想の中で示された現状維持を目指す独米と現状打破を目指す清朝、特に袁世凱の目的の違いが存在したのである。

こうして見ると、ドイツが誤解の中で後押ししていた清朝の積極政策にアメリカが反応することで、三国の連携構想が頓挫したと考えることができ、清独関係の政治的強化の成否はアメリカ次第であった。この構想におけるドイツの姿勢は、その東アジアにおける脆弱な地位とヨーロッパにおける外交的孤立を反映したのである。

ただし、この政策は1908年末時点では頓挫したが、それで終わりではなく、第5章で検討するように1910-11年に再度清朝を含めた独米三国間で議論されることとなる。それゆえ、これが最終的な構想の失敗を意味するものではなく、駐清公使レックスは高平・ルー

ト協定がアメリカの海軍力増強やパナマ運河開通を見据えた「停戦 (Stillstand)」であると認識していた¹⁴⁶。しかも、その協定はルーズヴェルト政権にのみ有効なものであり、次のタフト政権の行動を規定するものではなかった。それゆえ、タフト政権成立後、満洲をめぐり日米は再度対立していくのである。

そして、ドイツは連携構想頓挫後も清朝重視の姿勢を貫いていた。例えば、高平・ルート協定締結後、青木周蔵が駐日ドイツ大使ムンムを訪ね、ドイツが日独協商を否定していることを遺憾であると述べたが、ムンム自身は協商の基礎が欠けていると認識しており、協商締結に否定的であった¹⁴⁷。また、独亜銀行在華代表のコルデス (Heinrich Cordes) も梁敦彦に対して、日独協商が良好な清独関係を損なうものであるとの認識を伝えていることから明らかである¹⁴⁸。したがって、中国におけるドイツの経済活動が清朝政府との緊密な関係を必要としており¹⁴⁹、それ以降もドイツは清朝との友好関係維持に努めたのである¹⁵⁰。

清独間の政治的な連携はアメリカの動向に依存しつつ、しかし、ドイツは対清友好関係を可能な限り維持・強化しようとし、他方で清朝もドイツの外交ネットワークを利用し、日本に対抗する枠組を作り上げようとした。協調の意志がありつつも、アメリカという第三者の協力なしには政治的な連携ができない関係、それがこの時期の清独関係の特徴であった。

¹⁴⁶ *GP.*, Bd. 25, Nr. 8565, Rex an Bülow, Peking, 15.12.1908.

¹⁴⁷ PA-AA, R.2105, A2485, A.3, Mumm an Bülow, Tokio, 4.1.1909. ただし、ムンムはドイツが日本と協商関係にない唯一の国であるため、敵国においてドイツが東アジアで特別な目標を追求しているとの考えが広がる可能性があるとして指摘している。

¹⁴⁸ *Ebd.*, A3718(T), A.26, Rex an Bülow, Peking, 12.2.1909.

¹⁴⁹ PA-AA, R.18004, A8274, A.53, Rex an Bülow, Peking, 5.4.1909.

¹⁵⁰ 例えば、1909年2月18日のプロイセン王国陸軍大臣宛の書簡の中でも、外務長官シェーンは、連携の失敗がアメリカの態度に起因すると批判する一方で、独清間の友好・信頼ある関係の維持を唱え、ドイツの軍事企業が関心を持っている清朝の軍事改革に関与するためにも、清朝将校の野戦砲射撃学校への入学許可を与えるように陸軍大臣に求めている (PA-AA, R.17903, A3091, Schoen an KPKM, 18.2.1909)。

第5章 醇親王の使節外交の展開と独米接近（1909～1911年）

はじめに

前章で検討したように、1907～1909年初頭の独米清連携構想は、満洲問題に特化した袁世凱の構想とそれによって日清戦争が勃発する可能性を危惧するアメリカ合衆国大統領ルーズヴェルトの対日妥協により頓挫した。しかし、その三国連携の可能性は、宣統帝の後見人として醇親王載灃が摂政王として政治を主導していた時期（1909～1911年）にも再度試みられた。その契機は、1909年にアメリカ合衆国大統領に就任したタフトが主導した、いわゆる満洲における「ドル外交」の展開であり、外交的な議題として再度登場することとなった。

初期の研究としてリード（John G. Reid）の研究があり、当時公刊された各国の外交文書を利用し、宣統期の清朝と列強との関係を時系列的に概観している¹。

この時期の連携構想は特に清米関係の分野で研究がなされている。つまり、ノックスの満洲鉄道中立化構想へと結実する、日露を牽制するための満洲における鉄道借款や清朝海軍の再建支援に関する両国の連携が分析されており²、そこでは清米関係の協調関係、そして、アメリカの清朝に対する友好的態度が強調される傾向にあり、アメリカと他の列強の違いを際立たせている。それに対するドイツ側の対応と清独連携についても満洲問題や対清借款に関する対米協調の可能性から連携構想が言及されており³、第4章で検討した1907～1909年の連携構想に関する先行研究でも見られたように、あくまで独米関係の観点から、清朝は客体視されている。一方、これまで繰り返して言及しているが、清朝の受動的な外交政策や列強間の外交の場としての中国という評価は、近年清朝側の国際社会に対する積極的参与といった清朝の外交政策における主体性が指摘される中で見直されてきており⁴、このような積極性は醇親王政権期にも見られた。

まず念頭に置くべきは、本章で以下詳述するように、清朝は対米関係と対独関係を相互に連関させ、この三国間の関係に依拠した外交政策を展開していたことであり、そして、ドイツの対清友好関係維持の模索という傾向である。ドイツの対清協調はヨーロッパ関係を悪化させない範囲という限定があるものの、その特徴は、中央政府との良好な関係構築による経済利権の拡大、文化政策の推進、外交的な協調の可能性の模索という3点に集約することができよう。この路線は第一次世界大戦まで継続するものであり、ドイツの中央

¹ John Gilbert Reid, *The Manchu Abdication and the Powers, 1908-1912*, Westport Connecticut: Hyperion Press, 1973.

² Michael Hunt, *Frontier Defense and the Open Door: Manchuria in Chinese-American Relations, 1895-1911*, New Haven and London: Yale University Press, 1973; 崔志海「海軍大臣載洵訪美与中美海軍合作計劃」(『近代史研究』第3期、2006)

³ Werner Stingl, *Der Ferne Osten in der deutschen Politik vor dem Ersten Weltkrieg (1902-1914)*, Bd.2, Frankfurt a.M., 1978, S. 630-633.

⁴ 例えば、川島真『中国近代外交形成』名古屋大学出版会、2004；唐啓華「清末民初中国对「海牙保和会」之参与（1899-1917）」(『国立政治大学歴史学報』23、2005)など。

政府重視の姿勢は辛亥革命前後においても継続していた⁵。

本章の第 1 節ではドイツの対清政策の基本方針を把握するために、ドイツをめぐる国際環境を概観した後に、光緒帝梓宮移送式への親王派遣をめぐる外務省と駐清公使の対立を検討し、ドイツ側の当時の清朝観を示す。第 2 節では、清独連携の内的要因と考えられる 2 つの軍事視察団のドイツ視察を検討し、特に清朝内部における対独友好気運の発生を明らかにする。第 3 節では独米清連携の外的要因として、満洲鉄道中立化構想をめぐる三国の対応と第二次日露協商に対する清朝政府の認識を検証し、第 4 節で清独の友好的気運と日露連携強化に対する危機感から、醇親王が梁敦彦を密使として独米両国に派遣し、連携を模索したその交渉内容を検討することで、醇親王の外交戦略を明らかにし、それに対するドイツ側の対応を再検討することで、清末最後の段階で試みられた清独連携政策の実態を解明する。

5.1. 光緒帝・西太后死後のドイツの対清政策

5.1.1. ドイツをめぐる国際環境⁶

まず把握しておかなければならないのはドイツをめぐるヨーロッパの国際環境の変化である。1908 年の青年トルコ革命を発端とするバルカン情勢の不安定化と奥露の対立の激化、そして、ドイツの同盟国であるオーストリア＝ハンガリーのボスニア併合によるドイツとトルコの関係悪化であった。ドイツは対奥と対トルコという 2 つの関係を同時に維持しなければならなかった。他方でこの一連の事件が英露関係の強化という結果をもたらした。それゆえ、1909 年 7 月に帝国宰相に就任したベートマン＝ホルヴェーク (Theobald von Bethmann-Hollweg)⁷ の外交政策の中心は、対英関係改善を模索することであった。

独英関係を改善させるためには、1897 年以降開始された建艦競争での妥協が必要であった。しかし、ドイツの建艦政策は世界政策の基軸であり、この問題で妥協することはドイ

⁵ Mechthild Leutner (Hrsg.), bearbeitet von Andreas Steen, *Deutsche-chinesische Beziehungen 1911-1927: Vom Kolonialismus zur „Gleichberechtigung“*. Eine Quellensammlung, Berlin, 2006, S. 47-64.

⁶ この項は以下の先行研究をもとにまとめた: Klaus Hildebrand, *Das vergangene Reich: Deutsche Außenpolitik von Bismarck bis Hitler*, München, 2008, S. 249-277; Gregor Schöllgen, *Imperialismus und Gleichgewicht: Deutschland, England und die orientalische Frage 1871-1914*, München, 2000, S. 246-328; ルネ・ジロー (渡邊啓貴、柳田陽子、濱口學、篠永宣孝訳) 『国際関係史 1871～1914 年—ヨーロッパ外交、民族、帝国主義—』東京: 未来社、1998、340-371 頁; 有賀貞『国際関係史—16 世紀から 1945 年まで—』東京: 東京大学出版会、2010、166-172 頁。

⁷ これまでの帝国宰相の多くが外交官としてのキャリアの上に帝国政府のトップに就任したのとは異なり、ベートマン＝ホルヴェークは内務官僚としてのキャリアを積み上げてきたため、外務長官の裁量がそれ以前よりも大きくなったという指摘がある (Eckart Conze, *Das Auswärtige Amt: Vom Kaiserreich bis zur Gegenwart*, Nördlingen, 2013, S. 17f.)。

ツ帝国の威信を傷つけかねないという危惧が世論の中には広まっていた。駐英大使メッテルニヒ (Paul Graf Wolff Metternich zu Gracht) はイギリス世論など考慮すると、ドイツ側はある程度の妥協が必要であるという認識を持っていたが、ヴィルヘルム 2 世や帝国海軍省は建艦問題での妥協に反対し続けた。したがって、建艦競争での妥協は、ドイツ政府にとって困難であった。それゆえ、ドイツとしてはこの問題を棚上げし、周辺的な問題、例えば、バグダード鉄道問題やアフリカ植民地の調整などを通じて、独英間の緊張緩和とイギリスとの中立条約締結を実現しようとしたのである。しかし、イギリス側は、ドイツの経済発展の潜在性や人口増加による国力の強化を懸念していたため、ドイツの建艦の速度を弱めることが、対独関係改善の最重要条件であると考えており、結局両国間の溝は結局埋まることはなかった⁸。

そして、1911年に第2次モロッコ危機が発生した。その事件の背後には、モロッコへの進出により大国の威信を回復しようとするキダーレン (Alford von Kiderlen-Waechter) 外務長官と対英関係を重視し抑制すべきとの帝国宰相ベートマン＝ホルヴェークとの間に外交政策をめぐる路線対立が生まれており、外務省と海軍省の対立だけではなく、外交関係のトップに位置する帝国宰相と外務長官の間にも対立関係が存在していたのである。

独仏間でモロッコに関する協定が結ばれたことで、この危機自体は解決された。しかし、その後、フランスでは対独強硬姿勢を主張するポワンカレが首相となったことで、独仏関係の不安定な状況が続くこととなった。

ドイツ外交のさらなる不安要素は、もう1つの同盟国であるイタリアであった。イタリアは1911年に北アフリカに位置するオスマン帝国領のトリポリへの積極的な政策を推進し、このイタリアの政策は伊土戦争へと発展していくが、これによりドイツはボスニア危機と同様のジレンマに陥った。オスマン帝国を支持すれば、三国同盟が決裂してしまうが、イタリアを支持すれば、オスマン帝国との友好関係が悪化する危険性があった。それゆえ、ドイツは厳正中立の立場を採ることで、そのジレンマから脱しようとした。

以上のように、ヨーロッパ列強の間では、それまでその周辺部に位置づけられていたバルカン半島やモロッコなどからもたらされる緊張関係の中で、直接的な対立を回避する試みは存在していたが、ドイツは結局英仏との関係改善を果たすことができなかった。しかも、ドイツは同盟国の積極的な行動に引きずられ、他の列強との緊張関係に巻き込まれる場面もあり、オスマン帝国をめぐるさらなる対立が起こる中で、ドイツ外交の視野がヨーロッパに狭まっていくことは避けられない事態であった。ヨーロッパでのドイツの外交政策の範囲が狭まったことは、ドイツが東アジア問題に関与できる範囲を制限されていくことも意味している。しかし、同時に東アジアは依然としてドイツにとっては行動の自由を確保する可能性を秘めた地域であり、現実の制約の中でどこまで対清連携を模索していくかが、ドイツの対清政策において大きな問題となったと考えられる。

これらの要因を考慮しながら、以下ではドイツの対清政策を検討していく。

⁸ Konrad Canis, *Der Weg in den Abgrund: Deutsche Außenpolitik 1902-1914*, Paderborn, 2011, S. 342-402.

5.1.2. 光緒帝の梓宮移送式への特使派遣をめぐる外務省と駐清公使の対立

ドイツの対清政策がどの程度ヨーロッパ情勢から制約を受けていたのか、を光緒帝の梓宮移送式への特使派遣問題から検討したい。

1908年11月14日に光緒帝が、翌15日には西太后が相次いで死去し、翌1909年5月1日に光緒帝の梓宮移送式が挙行された⁹。この式典自体は元来清朝にとって、景山の行宮に安置されていた光緒帝の棺を陵墓の建設予定地に移送する意味しか有していなかったが、日本をはじめとする列強が特使派遣を検討したことにより、国際的な式典へと格上げされた¹⁰。この特使派遣をめぐるドイツ政府内での対応、特に清朝に対する外務省と駐清公使の間の政策方針の違いに注目しながら、ドイツの対清政策の決定過程と国際的な制約を検証する。

特使派遣に関しては、1909年2月6日付の外交団団長であるスペイン公使カルセール(Manuel de Carcer y Salamanca)が各国公使にフランス語回覧文を送ったが、その中で清朝は各国に特使派遣を要請し、また醇親王が「葬儀(funérailles)」終了後、「各国の王族(princes étrangers)」を返礼訪問し、特使と各国公使を食事会に招待することが伝えられた¹¹。つまり、王族を特使として派遣するか否かが問題となったのであった。日本政府は当初から親王の派遣を決定しており¹²、親王受入れをめぐる清朝側との折衝はあったが、親王の派遣それ自体に関して政府内での対立が生じた形跡はない。

一方で、ドイツ側では駐清公使レックス(Arthur Graf von Rex)がこの問題を当初は主導し、外務部右侍郎梁敦彦との面会などを通じて特使派遣を清朝が望んでいるという情報をつかみ¹³、それを根拠として、清朝からの通知を受けた翌日の2月7日にドイツ外務省に打電し、日露両国と同様に親王の派遣を要請した¹⁴。

⁹ 光緒帝死後の式典などに関しては以下の研究を参照：Margareta Grieszler, *Imperial Death Ritual and International Relations: The Unprecedented Participation of the Diplomatic Corps at the Mourning Services in Late Imperial China*, in: Susanne Weigelin-Schwiedrzik, eds., *as China meets the world: China's Changing Position in the International Community*, Beiträge zur Kultur- und Geistesgeschichte Asiens 50, Wien, 2006, pp. 83-98；崔志海「光緒皇帝和慈禧太后之死与美国政府的反应—兼論光緒死因」(『清史研究』2009年第3期、2009)

¹⁰ 光緒帝の梓宮移送式への特使派遣問題と日独の対応については、拙稿「光緒帝の梓宮移送式へのドイツ・日本の特使派遣問題—弔問外交の対象となった清朝皇帝の「葬儀」—」(『東洋学報』91-4、2010)を参照のこと。

¹¹ 外務省外交史料館、外務省記録分類番号6.4.7, 1-3「各國元首及皇族弔喪雜件(支那之部)」(以下、『弔喪雜件』)2、Circulaire No.17, Pékin le 6 février 09.

¹² 『弔喪雜件』2、No.4048(暗)、桂首相より小村外相、明治41年11月18日。

¹³ PA-AA, Peking II, 422, 643/09, Aufzeichnung von Krebs, Peking, 6.2.1909; Ebd., 41/08, Telegrammentwurf von Rex vom 15.2.1909; PA-AA, R.18004, A2953(T), Rex an AA, Peking, 16.2.1909.

¹⁴ PA-AA, R.18004, A2410(T), Rex an AA, Peking, 7.2.1909.

しかし、そのような報告を受け取ったドイツ外務省の対応は慎重であり、各国、特に大公の派遣を検討していると噂されていたロシアの対応を注視していた。外務長官シェーン（Wilhelm von Schoen）は駐露大使プルタレー（Friedrich Graf von Pourtalès）にロシア政府の対応を探るように訓令し、その中で以下のような外務省の立場を示している。

〔日本の親王派遣は〕両国の近隣関係と両民族の同種（Rassengemeinschaft）¹⁵によりセンセーションを喚起することはほとんどないだろうが、ドイツの場合はヨーロッパ各国との関係を考慮すると、ドイツのそのような措置〔親王派遣〕が察知され、敵対的な新聞によって、中国における我々の政治的目的に対する新たな疑念を生じさせることに利用されるに違いない。そのため、私はレックス伯の提案に同意することを躊躇している¹⁶。

外務省の消極的な態度以外にも、英露とも王族・皇族の派遣を見合わせたため、親王派遣を積極的に求めるレックス公使は不利な立場に立たされた。このような状況下においても、レックス公使は親王の派遣を求め続けた。2月26日にはベルリンの外務省から「親王は来ない。閣下が特使になるであろう」という決定を受けても¹⁷、「アメリカ公使が特派大使（Speziellbotschafter）となった以上、親王〔の派遣〕以外は無意味であり、中国人に対する私の立場が損なわれるだけである」と、外務省に決定の変更を求めた¹⁸。しかし、外務省はその決定を撤回することなく、レックス公使を特使として移送式に列席させる方針を固めた。

この時点において、レックスが親王派遣を求める説明原理が変化した。ドイツ外務省は駐独清代理公使沈瑞麟から王族の派遣を望んでいないとの通知を受けており¹⁹、レックス公使が従来主張してきた清朝の要望というロジックは崩れ、今度は在華経済利権との関連で親王の派遣が望ましいという説明に変化したのであった²⁰。レックス公使は外務省から独断専行に対する叱責を受けた後、それへの反論として以下のようなドイツの在華経済活動について言及している。

……我々の商人は〔清朝の〕官僚から受注を受けるという見通しを持つだけであったため、我々にとって中国政府との良好な関係がとりわけ重要なのです。ちょうど現在数多くの巨大プロジェクトが北京で許可を待っている状況です。……数百万〔両〕規模のすべてのプロジェクトにドイツの企業は入札しています。中国人に我々の友好的信念を示すことは、この問題に関連して当然長い期間にわたって私の努力すべきことであります。……私は我々にとって〔移送式への〕親王の参列が最終的に大きな経済的成果をもたら

¹⁵ ここでの「同種」は中国人と日本人が同じ黄色人種であることを指していると思われる。

¹⁶ PA-AA, R.18004, No. 248, Schoen an St. Petersburg, 9.2.1909.

¹⁷ PA-AA, Peking II, 422, 148/09.P.E., Schoen an Germania Peking, 26.2.1909.

¹⁸ PA-AA, R.18004, A.3573(T), Rex an AA, Peking, 26.2.1909. レックス公使はクレプスに梁敦彦宛の書簡を書かせ、ドイツ政府が親王派遣の見合せ決定を遺憾に思っていることを伝えさせている（PA-AA, Peking II, 422, zu 950/09, Krebs to Liang Tunyen, 2.26.1909）。

¹⁹ Ebd., zu A3573, 3620, 3834I, Schoen an Wilhelm II., 5.3.1909.

²⁰ PA-AA, R.18004, A3834(T), Rex an AA, Peking, 1.3.1909.

し得るという印象を持っていました²¹。

ここで親王の特使派遣が経済的動機と密接に結びついていたことは明白であろう。

ドイツ外務省は突出した行動を回避しようとする一方で、他の列強との共同歩調が可能な範囲では積極的な対応を示しており、対清政策に一貫して消極的であったわけではなかった。特使の階級に関して、ドイツ外務省は「特派公使 (außerordentlicher Gesandter)」の信任状をレックス公使に送付していたが、その後、3月15日に駐日ドイツ大使ムムム (Alfons Frhr. Mumm von Schwarzenstein) から、日本が伏見宮貞愛親王を、フランスが駐日大使ジェラルド (Auguste Gérard) を特派大使として北京に派遣するという電報がもたらされると、ドイツ外務省はすぐにフランスの大使派遣の真偽を駐独フランス大使カボン (Jules M. Cambon) に照会し、17日には事実であることを確認した²²。これを受け、3月19日、外務長官シェーンはレックス公使に打電し、「他のヨーロッパの列強の決定が明らかにならない限り、我々はこの問題を棚上げするつもりであった」と、信任状に公使と書いた理由を述べ、ドイツ政府は大使の身分での派遣を最初から否定していたわけではなく、他国が駐清公使に大使の信任を与えた場合という条件を付け、レックス公使が自己の判断により大使の信任状を提出することを許可した²³。移送式の際にレックス公使は「他の各国も大半は大使によって代表されていたので、大使として中国人に通知する権限を使用した」²⁴。

移送式をめぐる問題では一貫して慎重な姿勢を保ち、各国との協調を重視したドイツ外務省ではあったが、フランスの影響を受け、特使の身分を大使に引き上げた。この措置は、ドイツ外務省が東アジアにおいて目立った行動を避けようとしつつも、他方でヨーロッパ諸国と歩調を合わせるという前提において可能な最大の効果を追求した結果であった。

駐清公使は対清政策に対して政策提言を行い、積極的な対清政策の実施により、清朝との関係強化を目指したが、それが受容可能かどうかは、外務省が重視したヨーロッパ列強との共同歩調の範囲内で各国の反発を受けずに実行できるかどうか、または帝国宰相や外務省の政策方針と一致しているかどうかという条件に左右された。政治的な問題ではなく、国際的な儀礼という分野においても、当時のドイツの対清政策は、ヨーロッパ情勢との関連性を考慮しなければならないという国際的な制約を受けていたのである。

5.1.3. 醇親王政権期におけるドイツ人外交官の清朝観

前項で検討した梓宮移送式自体は、袁世凱の失脚後、醇親王政権の統治力をはかる試金石であった。そのため、清朝側は外務部を中心に国家の威信をかけて準備を行い、移送式を実施した²⁵。心配された清朝の接待ぶりも、レックス公使は評価していた。しかし、政治

²¹ Ebd., A8274, Rex an Bülow, Peking, 19.5.1909.

²² Ebd., A4651(T), Mumm an AA, Tokio, 15.3.1909.

²³ Ebd., A.Nr. 288, Schoen an Peking, 19.3.1909.

²⁴ Ebd., A9129, Rex an Bülow, Peking, 7.5.1909.

²⁵ 宣統元年三月十二日「詳誌外賓恭送梓宮接待事宜」『申報』、『盛京時報』や『大公報』でも、移送式数日前から伏見宮の動向を伝え、移送式を特集している

的な評価は別物であり、袁世凱失脚後の政局が不安視された²⁶。

そもそも、ドイツ側は立憲改革や満漢対立によりもたらされた政治的混乱を解決できる人物として、失脚した袁世凱に期待していた。彼の権力は西太后の庇護により支えられていた側面もあり²⁷、差し迫る西太后の死に不安を抱いていた。一方で袁世凱の最大の対抗勢力と見なされていた満洲人は、満漢の権力の不均衡と満洲人の権力への執着が両者の対立を激化させているにもかかわらず、その調整の必要性を認識していないとして、基本的に低い評価しかされなかった²⁸。

それゆえ前章でも言及したが、1907年9月、駐清公使レックス (Arthur Graf von Rex) は袁世凱の軍機大臣兼外務部尚書の就任を好意的に評価した。翌年3月の袁世凱の北京招聘以降の情勢報告の中で、袁世凱が政府内で次第に影響力を確保しつつあり、満洲人の鉄良が掌握する陸軍部への影響力を確保できていないものの、外交政策を主導しており、西太后の後援を受けて権力基盤を確保できるだろうと楽観視している²⁹。他方で東アジア駐留部隊司令官バルフス (Barfus) は、むしろ袁世凱が改革派と守旧派の対立や満漢対立を克服できるか疑問であるとの慎重な分析を行っている³⁰。ドイツ内部において、袁世凱評価も分かれていたが、袁への期待は大きかった。

1908年11月、ドイツ人外交官が恐れていた西太后の死が現実のものとなった。西太后の死の直前、陸軍駐在武官ヴェステルンハーゲン (Westernhagen) は西太后の死により、後継者問題、改革派・守旧派の対立、満漢対立などの政治的混乱が起きる可能性を指摘したが³¹、彼が危惧したような政治的混乱は、西太后および光緒帝の相次ぐ死にもかかわらず、1908年末の時点では生じなかった。駐清公使レックスはむしろ手本のような政権交代と評価し、宣統帝の即位後、摂政王に就任した醇親王載灃が袁世凱と張之洞の補佐を受け、安定した政権運営をすることを期待した³²。

このようなドイツ側の醇親王政権への好意的な評価は、年明けの1月6日、袁世凱が罷免されることにより一変した。醇親王への好意的な評価は、彼にドイツ訪問の経験があることも関係するであろうが、実際にはむしろ袁世凱や張之洞ら漢人官僚の重鎮が彼を補佐するという期待に支えられていた³³。したがって、醇親王が満洲人優遇政策を進めると、レックスの評価も下がっていった。つまり、レックスは袁世凱の罷免による漢人 (Chinese)

²⁶ PA-AA, R.18004, A9129, Rex an Bülow, Peking, 7.5.1909.

²⁷ PA-AA, R.17692, A4148, A31, Rex an Bülow, Peking, 1.2.1907; ebd., Ab., ad A.5187, J.Nr.11, Westernhagen an KPKM, 7.2.1907; ebd., A6654, A66, Rex an Bülow, Peking, 14.3.1907.

²⁸ Ebd., A14401, A165, Rex an Bülow, Peking, 2.8.1907.

²⁹ PA-AA, R.17696, A7517, A105, Rex an Bülow, Peking, 22.4.1908.

³⁰ Ebd., Ab. Anlage, der Vierteljahrsbericht vom Barfus an Wilhelm II., in: A4043, Hülsen an Bülow, Berlin, 16.3.1908.

³¹ PA-AA, R.17697, Nr.39, Westernhagen an KPKM, Peking, 11.11.1908.

³² PA-AA, R.17698, Ab. A23, A239, Rex an Bülow, Peking, 15.12.1908; ebd., Ab. A1189, A253, Rex an Bülow, Peking, 31.12.1908.

³³ Ebd., A172(T), No.2, Rex an Bülow, Peking, 3.1.1909.

の離反と醇親王の満洲人への過度の依存が革命という結果をもたらし、その政治的混乱が日本のさらなる影響力拡大につながるとの状況分析を行っていた³⁴。醇親王の満洲人への依存は、軍首脳部に軍事の素人である宗室を登用することにより増し、これがレックスの醇親王への期待を完全に打ち砕く結果となった³⁵。

このように、ドイツ人外交官は基本的に中央政府の脆弱性と地方への統治力低下、さらには満漢対立の激化を憂慮していた³⁶。その原因を1911年3月のレックスの報告では、「中国政府の脆弱性と指導力のなさは、ますます増大し」、「情勢が悪化すれば、政府に不満をもつ漢人 (Chinese) は破局が来ることを望むだろう。満洲人の大部分は権力を行使し、国庫を犠牲にしながら生きようとしており、漢人の不満を増加させている」と満漢対立のさらなる激化に見出していた³⁷。

満漢対立はドイツ人外交官が望む清朝の政局安定を破壊するものであった。醇親王・袁世凱・張之洞の連携による政権強化と改革の進展も満漢対立の最大の宥和策であったが、この期待はすぐに裏切られ、満洲人優遇政策がさらに加速する結果となり、レックスは清朝の国内情勢に失望していった。

しかし、後述のようにドイツはそのような政権能力の乏しい醇親王ら清朝宗室との交流を通じて、連携を試みた。最大の動機は、移送式問題でレックスが強調したような、プロジェクト参入のために中央政府との関係が重要であるという経済権益獲得であろう。経済権益の獲得を重視する点は、1910年11月駐天津領事クニッピング (Hubert Knipping) が訪清中の前植民地省長官デルンブルク (Bernhard Dernburg) に述べた発言からも看取される。クニッピングは「我々は不安定的な時期である今、可能な限り多くの利権の確保を試みなければならない。それゆえ、もし〔情勢が安定し、〕すべてが法により処理されるようになれば、〔我々の経済権益に対する〕要求を有効にすることができる。利益のある事業は中国において日々なくなってきており、競争はあまりにも激しい」とし、在華外国人が様々な手段を講じて利権漁りをしている状況を伝えており、最後に「我々はこの時期に傍観すべきだというのか」と反語的な問いを投げかけ、むしろ積極的な関与を求めた³⁸。これは在華ドイツ人の動向を示しているものであるが、清朝の軍事改革に多大の関心を示したドイツの大企業も同様の観点を少なからず持っていたと思われる。

醇親王政権に対する失望と有望な中国市場という、低い政治的評価と経済関係への期待という乖離の中で、ドイツはそのような脆弱な清朝政府との関係を清朝宗室を介して強化しようとした。これは清朝中枢において袁世凱や張之洞に比肩できるだけの官僚を見出すことができなかつたこととも関係するかもしれないが、いずれにしても満漢対立を先鋭化させる政策の中心にいる清朝宗室が清独関係において重要な役割を果たすこととなった。

³⁴ Ebd., A1795, A2, Rex an Bülow, Peking, 12.1.1909

³⁵ PA-AA, R.17699, A19386, A179, Rex an Bethmann-Hollweg, Peking, 8.11.1909.

³⁶ 督撫自身も管轄内の地方官への統制が弛緩しているとの報告がなされている (PA-AA, R.17702, A14350, A185, Rex an Bethmann-Hollweg, Peking, 6.8.1910)。

³⁷ PA-AA, R.17704, Ab. A5813, A33, Rex an Bethmann-Hollweg, Peking, 23.3.1911.

³⁸ PA-AA, R.17703, Ab. A20476, A258, Rex an Bethmann-Hollweg, Peking, 28.11.1910.

5.2. 清朝の軍事視察団の派遣

満洲宗室とドイツとの接触は、1910年にドイツを含む英米日などの国々に派遣された載洵（海軍）と載濤（陸軍）の各軍事使節団により行われた。本節では、ドイツ側の使節団受け入れの準備状況、視察団派遣が清朝の対独政策に与えた影響を検討することで、その清独関係における意義を考えたい。

5.2.1. 海軍視察団

日清戦争の敗北により、清朝は海軍力の中心であった北洋艦隊を失った。その失われた清朝海軍の再建に関する議論は、日清戦争後からすでに始まっており、1905年の日露戦争を契機に、清朝政府内外で活発化した³⁹。

1909年、清朝は「籌辦海軍事務処」を設置し、陸軍から海軍部門を独立させ、それを中心に海軍再建が図られていった。同年9月から醇親王の弟である籌辦海軍大臣載洵を中心とする海軍視察団がまずヨーロッパに、そして、一時帰国後に日米に派遣された。この視察団はその目的が海軍視察であったことから、海軍再建の文脈の中で一般的に議論されてきた。しかし、宗室を国外に派遣することの意味は、受入国との関係強化などより広い意味での外交的役割が付与されていた。崔志海と馮青はそれぞれ米日両国が視察団を歓待していたことを明らかにし、崔はアメリカ産業界の対清軍艦輸出という目的から海軍視察団を分析し、その後の海軍問題での清米協調の端緒と見なしている⁴⁰。

載洵は1909年10月6日に上奏し、海軍視察に関して、予算の都合上、一度に各国を視察することができず、まず最大の海軍力を有するイギリスを含むヨーロッパでの視察を先に行い、その後、日米視察を行うという概要を示した。ヨーロッパ諸国の中で、イギリスと並んでフランス、ドイツを視察重点国とした。さらに各国からの視察要請を受け、イタリア、オーストリア＝ハンガリー、ロシア各国も視察対象国に含まれることとなった⁴¹。

ドイツ側は海軍視察団の目的を、載洵がヨーロッパ諸国の海軍施設（*Marine-einrichtungen*）を自らの経験として知ることであり⁴²、ドイツでは特に造船所、各種の軍艦などの視察が企図されていると認識していた。そして、ホルマン（*Friedrich von Hollmann*）はキールの帝国造船所に対して、視察団が視察要請をしてきた場合に、司令塔、

³⁹ 李金強「晚清十年海軍重建之籌備（1901-1911）」（李金強、劉義章、麥勁生合編『近代中国海防——軍事与經濟』香港中国近代史学会、1999）。

⁴⁰ 馮青『中国近代海軍与日本』吉林大学出版社、2008、91-113頁；崔志海、前掲（2006）。

⁴¹ 宣統元年八月二十三日「奏為出洋考察海軍擬定期前赴欧美兩洲大概情形由」『軍機處檔摺件』180784。

⁴² レックス公使は、まったく素人の若い宗室が軍の編成を担当していると評価し、載濤、載復と並んで載洵を代表例として挙げている。載洵に関しては、載洵が管轄する海軍省に関する専門知識をまったく持っていないと評価している（PA-AA, R.17699, A19386, A.179, Rex an Bethmann-Hollweg, Peking, 8.11.1909）。

中央指令室、砲塔の立ち入り禁止などの条件を付した対応を要請している⁴³。軍需産業界も視察団の訪問を重視しており、フルカン社ハンブルク支社のヴァルヴィッツ（Fliege Wallwitz）は、「中国の海軍視察団がドイツ造船所の能力をその目で確認するために、ドイツ滞在中に造船所を訪問することは、ドイツ造船業界にとって極めて重要である」と指摘した⁴⁴。そのような思惑もあり、フルカン社はヴィルヘルム 2 世に対して、ハンブルクとシュテッティンの造船所視察をプログラムに組み入れ、視察団に先進的なドイツの造船技術を示す機会を与えてくれるように請願している⁴⁵。このような積極的対応の背景として、各国による軍需物資の輸出競争が存在しており⁴⁶、そこでドイツ産業界がいかにして販路を拡大するかという問題関心が大きな役割を果たしたと考えられる。

ドイツの受入体制は、帝国海軍省を中心に整えられていった。ドイツ国内における調整だけでなく、ヨーロッパ各国大使館付海軍武官から各国の対応や視察団の行動に関する情報が逐次収集された。特に視察団が長期滞在していたイギリスでは⁴⁷、駐英大使メッテルニヒから駐英清公使李経方との会談から得た視察団の旅程などに関する情報が、外務省経由で海軍省側に転送され⁴⁸、それを受けて海軍省が視察日程を組んだ。情報収集が必要であった背景には、無論各国以上に視察団を歓待することにより、載洵をはじめとする視察団員に好印象を抱かせようとする思惑だけではなく、清朝の海軍視察団の行動予定が立てられておらず、ドイツでの視察プログラムが視察団のイギリス到着時点では白紙であったため、各国での視察を参考にプログラムを作成しようとした側面もあった。

⁴³ BA-MA, RM3/2602, Ab. No.K I 18155, Hollmann an die Kaiserliche Werft Kiel-Garden, Berlin, 21.11.1909, Bl. 10.

⁴⁴ StHA, Cl.VI Nr.14a, Nr.1, Fasc 23, Nr.1, Wallwitz (Stettiner Maschinenbau=Actien=Gesellschaft „Vulcan“ Hamburger Niederlassung) an die Senate-Kommission für die Reichs= und auswärtigen Angelegenheiten, Hamburg, 24.12.1909.

⁴⁵ BA-MA, RM3/2602, o.N., Hollmann an Wilhelm II., Berlin, 4.12.1909, Bl. 21f.

⁴⁶ 駐英大使館海軍駐在武官ヴィーデンマンは、イギリスを含む各国との軍需物資輸出競争の中で、ドイツが後塵を拝している理由をクルップの独占にあると批判した。そして、一企業の利益は国家のそれに従属しなければならず、さもなければ対英競争の状況がますます悪化するだろうと指摘している（Ebd., Ab. J.No. 686, Widenmann an Tirpitz, London, 2.11.1909, Bl. 5-7）。

⁴⁷ イギリス側の待遇については、①ロンドンでのホテル宿泊費は清朝が負担したが、全経費の一部はイギリス海軍軍令部の業務交際費（Dienstliche Repräsentationsgelder）が含まれている。②王室の馬車は到着・出発、王宮での謁見の際にのみ使用された。③イギリス国内の旅行においては、サロン車が使用された。④ロンドン以外の都市では、軍令部または大企業の客人として遇され、大企業は視察団が気に入るように努め、工場の説明書きや写真、プレゼント（例えば、軍艦の模型）を贈った。⑤地方での視察の負担を軽減するために、自動車を利用した（Ebd., Nr.775, Widenmann an Tirpitz, London, 16.12.1909, Bl. 53）。

⁴⁸ メッテルニヒは随時外務省に対して関連情報を送っており、同時に駐在海軍武官ヴィーデンマンを通じて海軍省に情報がもたらされている。

プログラム作成における大きな問題は、滞在予定期間がわずか 5 日間しかなかったことであった。イギリス滞在は 5 週間にわたっており、駐英大使館付海軍駐在武官ヴィーデンマン (Wilhelm von Widenmann) は、使節団の副団長であった海軍提督薩鎮冰がイギリス以外の視察を重視していないと認識していた⁴⁹。したがって、海軍省はプログラム作成と平行して、旧暦の新年 (1910 年は 2 月 10 日) に間に合うように、ドイツ滞在期間の延長を模索したのである⁵⁰。

12 月 7 日、駐独清公使館からの口述書が届き、視察団一行のベルリン到着が 1 月 6 日に予定されており、皇帝への謁見を求める旨が通達された。さらにオーストリアでの滞在を短縮させ、前倒して 4 日か 5 日にベルリンに到着することは可能であるとの見解を示しながらも、それ以外の予定はすでに決定済みであると伝えられた。ここから清朝側がドイツ側の要望に応える姿勢を持っていたことを看取できよう⁵¹。

12 月 9 日、海軍省中央局局長バッハマン (Gustav Bachmann) は、これまでの清朝の海軍視察団に関する報告に基づき、皇帝への口頭報告 (Immediatvortrag) 用の覚書を作成した。その中では、まず視察団のドイツ滞在延長の可能性を指摘し、視察団員に叙勲したイギリスと遜色のない歓待を行うことの必要性を強調し、外務省とそのような考えで一致している点も付け加えられた⁵²。外務省側は、翌 10 日、海軍長官ティルピッツに対して、視察プログラムの概要を駐独清公使館に示すと同時に、滞在の延長を要請するよう提言している⁵³。そして、海軍官房 (Marinekabinett) はヴィルヘルム 2 世がすべての海軍施設 (最新鋭の軍艦、陸上防衛施設) を視察団に見学可能とし、一般企業も同様の対応をする

⁴⁹ BA-MA, RM3/2602, Ab, J.No.727, Widenmann an Tirpitz, London, 25.11.1909, Bl. 11-14. フルカン社幹部会議長フローア (Justus Flohr) も同様の見解を示し、わずかな滞在日数により、視察団がドイツやその工業への関心が非常にわずかであるという見方も存在し得るとした (Ebd., Flohr an Brüninghaus, Stettin Bredow, 9.12.1909, Bl. 30)。

⁵⁰ Ebd., Nr. 756, Widenmann an Tirpitz, London, 6.12.1909, Bl. 25-27. 6 日、駐英ドイツ大使館参事官は駐英清公使李経方からヴィルヘルム 2 世への謁見を 1 月初めに行いたいとの考えがあることを確認し、ヴィンデマン自身は 1 月 3 日に視察団がベルリンに到着するのであれば、ドイツの滞在期間を延長できる可能性があることも指摘している。

⁵¹ Ebd., 32560, Verbalnote der KCG an AA, 7.12.1909, Bl. 38. 清朝側の旅程表が添付されており、それによれば、海軍視察団の各国滞在期間は以下のようなものであった (原文では首都名で記載) : イギリス (11 月 19 日～12 月 17 日)、フランス (12 月 17 日～23 日)、イタリア (12 月 24 日～30 日)、オーストリア＝ハンガリー (12 月 31 日～1 月 6 日)、ドイツ (1 月 6 日～12 日)、ロシア (1 月 13 日～19 日)、ハルピン (1 月 29 日)、北京 (2 月 3 日)

⁵² Ebd., 81767, Schoen an Tirpitz, Berlin, 7.12.1909, Bl. 36.

⁵³ Ebd., Nr.I 32595/82464, Scheon an Tirpitz, Berlin, 10.12.1909, Bl. 37. イギリス滞在中のフルカン社ツィンマーマン (Zimmermann) は、視察団一行が仏伊奥三国を 5 日間滞在し、移動時間を考慮しなければ、1 月 5 日か 6 日にベルリンに到着し、最大 12 日か 15 日まで滞在することは可能であると考えていた (BA-MA, RM3/2602, Flohr an Brüninghaus, Stettin Bredow, 9.12.1909, Bl. 30)。

命令を発すように上奏したのである⁵⁴。

これらの報告に基づいて、謁見は11日に行われ、ヴィルヘルム2世は清朝側からの正式な要請を受けるまで視察団の謁見に関する決定を保留するとし、視察団の接待に関しては、その同行者、儀礼、謁見に関する業務は帝国外務省が担当となり、海軍施設の視察に関しては、帝国海軍省が引き続き担当することとなった⁵⁵。

帝国海軍省は、各地の造船所に対して、清朝の海軍視察団のドイツ訪問を通知した。14日にはクルップに対して通知し⁵⁶、16日、クルップ社は海軍省に対して、載洵と薩鎮冰へのエッセンとキール訪問の招待状を送ったことを伝え、エッセンおよびマッペン滞留を視察プログラムに盛り込むよう要請した⁵⁷。ヴィーデンマンは、ロンドン滞在中のドイツの造船所関係者⁵⁸と会談した後、独自のプログラムを作成し、それを関係者に通達する許可を願った⁵⁹。

12月16日、外務長官シェーンはヴィルヘルム2世に以下の3点からなる上奏を行った。第一に、ドイツ側の利害関係を持つグループは、イギリスでの印象が強くなりすぎることを懸念し、オーストリアでの滞留期間を削り、ドイツ滞留期間の延長に努力している点、第二に、イギリス最長の薩鎮冰の視察団内での影響力が強いため、載洵や他の随員に対して個人的な名誉を与え、加えて、海軍諸官庁が視察団に可能な限りの名誉ある待遇を与えること、第三に、英仏での視察団の歓待ぶりを紹介し、自らに駐独清公使廕昌に対してドイツも視察団を歓迎する意向であると伝える権限を与えるように請願したのである⁶⁰

以上のような報告や上奏を受け、12月18日にヴィルヘルム2世は海軍官房長 (Chef des Marinekabinetts) ミュラー (Georg Alexander Müller) に対してケルパー (Carl von Coerper) 海軍中将⁶¹を清朝海軍視察団の接待役として考えている旨を伝えた。この情報はミュラーを通じて、海軍長官ティルピッツにも通知されたが、同時に視察プログラムも送

⁵⁴ BA-MA, RM3/2602, A4652, Denkschrift zum Immediatvortrag von Bachmann, Berlin, 9.12.1909, Bl. 32f.

⁵⁵ Ebd., zu 81767, Tirpitz an Schoen, Berlin, 11.12.1909, Bl. 41.

⁵⁶ Ebd., Tirpitz an Fried. Krupp, Essen, Berlin, 14.12.1909, Bl. 44.

⁵⁷ Ebd., Nr. 5964, Fried. Krupp Aktiengesellschaft an Tirpitz, Essen/Ruhr, 16.12.1909, Bl. 45f.

⁵⁸ 関係者とは、ゲルマニア造船所工場長バウアー (Georg Baur) とシュタイニケ (Steinike)、フルカン社のツィンマーマン (Zimmermann)、ブローム&フォス社のフラーム (Frahm) とオルバノフスキ (Orbanowski)。

⁵⁹ BA-MA, RM3/2602, Nr. 775, Widenmann an Tirpitz, London, 16.12.1909, Bl. 53. そのプログラムによれば、ベルリン (1日)、エッセンおよびマッペン (2日)、ハンブルク (1日)、キールまたはフレンスブルクおよびゾンダーブルク (1日) という行程であった。

⁶⁰ Nr.33017/83769, Schoen an Wilhelm II., Berlin, 15.12.1909, in: Ebd., N I. 4704 2 Ang. Ganz Geheim, Bl. 85f.

⁶¹ ケルパーは1907～1909年、東アジア巡洋艦隊司令官。

付されている⁶²。決定を受け、ティルピッツはケルパーに視察団に関する資料を送付し、鉄道・謁見・視察先との交渉は外務省の管轄であることを伝えた⁶³。そして、視察予定地と連絡を取るよう要請し、副官を1名選び補佐させるよう提案している⁶⁴。

12月24日、ケルパーの副官には海軍省の推薦で、ラインバーベン (von Rheinbaben) 海軍大尉が就き、1月2日にベルリンで協議したい旨が通達された。また、視察団のベルリン到着が1月5日朝に変更されたため、海軍省は外務省と協議し、従来の5日間の視察日程表を修正し、12日までの7日間分の計画を作成した⁶⁵。この新たな視察プログラムでは、ブレーメンのヴェーザー造船所⁶⁶とダンツィヒの帝国造船所が除外され、載洵と薩鎮冰の要望により、シュテッティンのフルカン社が追加された⁶⁷。一方で、謁見儀礼を担当している侍従局も、1月5日の謁見において、王室の馬車を使用し、ホテル・アドロンから王宮までの送迎を許可し、謁見後「エリザベートの間」で皇帝主催の朝食会を開催する計画を立て、基本的な受入準備は整った⁶⁸。

予定通り、載洵一行は1910年1月5日にベルリンに到着し、ヴィルヘルム2世の5男であるオスカー親王 (Oskar von Preußen) の出迎えを受けた。続いて、載洵一行はヴィルヘルム2世に謁見した。その際、載洵は世界的に有名な造船所やその進歩をその目で見ることができる機会を与えてもらったことに感謝し、「清独間において真の友好関係 (aufrichtige Freundschaft) となるように」との希望を述べ、ヴィルヘルム2世も「載洵殿下と随員の訪問が両国の友好関係を強化する」と返答した。さらに載洵には鎖付き一等紅鷲勲章が授与されており、ドイツ側の一連の行動から、他国と同様に、ドイツも載洵を

⁶² BA-MA, RM3/2602, o.N., Müller an Tirpitz, Berlin, 21.12.1909, Bl. 68. 同様に内容は海軍査閲監 (Generalinsprekteur der Marine)、キール要塞司令部 (Stationskommando in Kiel)、艦隊司令部、外務省、侍従局にも通知されている。

⁶³ 接待役に対しては、ドイツ視察を円滑に進めるという役割以外に別の期待が存在していた。それは清朝高官との個人的関係の構築という目的であった。例えば、外務長官シェーンは駐上海総領事館の水利専門家であるシェルホス (Schellhoss) 陸軍大尉の協力が、彼の中国での任務を促進するために非常に望ましいという見解を示し、ハンブルク＝アメリカ汽船会社社長バリン (Ballin) もシェルホスを視察団に同行させ、関係を強化し、同時にシェルホスの事業がドイツでも認知されている印象を与えるべきであると提言した (BA-MA, RM3/2602, Nr. I. 34640/87089, Schoen an Tirpitz, Berlin, 30.12.1909, Bl. 129; ebd., Ab. I 34640, Ballin an Bethmann Hollweg, Hamburg, 28.12. 1909, Bl. 130)。

⁶⁴ Ebd., M.4753, Tirpitz an Coerper (v.A.), Berlin, 22.12.1909, Bl. 77.

⁶⁵ Ebd., M 4814, Tirpitz an Müller, Coerper und AA, Berlin, 27.12.1909, Bl. 89f.

⁶⁶ ヴェーザー造船所 (Weser Werft) の視察は載洵が希望したものであった (Ebd., Ab. Jacobs an anonym, Halensee, 2.12.1909, Bl. 28f.)。

⁶⁷ Ebd., Zu M.I. 4856, Tirpitz an Müller, Weser Bremen, Blohm & Voß Hamburg, Vulkan Hamburg, Vulkan Stettin, Germaniawerft, Kiel, Schichau, Elbing und Kaiserl. Werft Kiel, Berlin, 30.12.1909, Bl. 114f.

⁶⁸ GStA, BPH 113, Nr.1954, Eulenburg an Schoen, Berlin, 3.1.1910.

優遇する姿勢を見せたといえよう⁶⁹。

海軍視察団のドイツ視察は、作成されたプログラムに沿って実施されたが、それでも視察中に変動が存在した（以下の日程概観を参照）。その内容は、基本的に各地の造船所の視察が主であり、軍事訓練などの現地視察としては、キールで行われた砲艦と潜水艦の訓練風景を戦列艦の艦上から見学している程度であった。視察団本隊のドイツ滞在は7日間であったが、2名の随員⁷⁰をドイツに残し、視察ができなかったダンツィヒなどの造船所をドイツ側の接待役ヤコプス（Jacobs）の案内を受け、視察している⁷¹。

海軍視察団のドイツ視察日程概要			
	訪問地	時間	内容
1月5日	ベルリン	8:48	アンハルト駅到着。宮廷馬車で、ホテル・アデロンへ
		12:50	ヴィルヘルム2世への謁見
		17:00	帝国宰相との面会
		20:00	海軍長官ティルピッツ主催の夕食会
1月6日	シュテットイン	8:16	シュテットインに向けて出発(11:15着)
			フルカン社造船所の視察
		17:00	ホテル・プロイセンホーフでの夕食会
		22:00	ハンブルクに向けて出発
1月7日	ハンブルク	9:30	到着
			ブローム&フォス社およびフルカン社の訪問、港の見学
		13:30	市庁舎での朝食会
		午後	都市観光
		16:12	キールに向けて出発(18:10着)
1月8日	キール	20:00	ゲルマニア造船所主催の夕食会
		9:00	ホテルを出发。帝国造船所およびゲルマニア造船所の視察
		13:00	戦艦ヴェストファーレンでの朝食会。砲艦および潜水艦の隊形演習
			アーダルベルト親王およびハインリヒ親王妃への表敬訪問
		20:00	王宮での夕食会
1月9日		10:45	エッセンに向けて出発(18:53着)。クルップの出迎え。載洵ら首脳部はヴィラ・フューゲルに宿泊。
1月10日	エッセン	午前	鑄鋼工場視察(装甲部門)
		午後	昼食後、砲座部門、大砲部門、るつぼ鋼鑄造所を視察
1月11日	マッペン		大砲の試射(7種類)および装甲版の耐久テスト
	ベルリン		皇后アウグステに謁見および晩餐会
1月12日			ロシアに向けて出発

典拠: BA-MA, RM3 2602, Ab. Programm für den Aufenthalt der chinesischen Marinekommission in Deutschland, Bl. 150-151 ; HA Krupp, WA48/51, Condensed report of the visit of H.J.H. Prince Tsai Hsün, and the Chinese Navy Commission to the Fried.Krupp A.G. at Kiel (Germany), 11.1.1910; "Die Flottenkommission in Deutschland", OAL, 14.1.1910

⁶⁹ „Die Flottenkommission, Berlin, den 5. Januar 1910“ (Politische Rundschau im Osten), OAL, 7.1.1910 ; 「中國海軍大臣抵德詳誌」(『申報』宣統元年十一月二十六日)

⁷⁰ 残った随員のアルファベット名は Pung Tsau Tschang (海軍部司長) と Yung Dschi (海軍部課長)。

⁷¹ BA-MA, RM3/2602, M245, Tirpitz an die Kaiserliche Werft Kiel, Ostseestation, Kaiserliche Werft Danzig, Berlin, 17.1.1910, Bl. 164-166.

上海総領事は外務省に対して、中国の新聞紙上で載洵一行のドイツ滞在について詳細かつ好意的に書かれていることを報告し、清朝政府に近い『上海タイムズ』の好意的な報道について、「もしベルリンでの視察団の接待方法がここ〔＝上海〕で好意的な印象をもたらしたのでなければ、新聞がこのように報じることはないだろう」と視察団がドイツ視察に満足していたとの認識を示している⁷²。上海で発刊されているドイツ語新聞『東アジアロイド』紙も同様に視察団のドイツに対する印象がよいものであったという認識を共有していた。しかし、視察そのものの成果に関しては懐疑的であり、視察期間の短さや事前知識の不足を指摘している。また本来はドイツの滞在期間はより長く設定されていたにもかかわらず、イタリアとオーストリア＝ハンガリーが視察団を招待したことにより、期間が短縮されたことを批難している。そのような不利な点はあるながらも、最終的には載洵がドイツに対して好印象を持ったと結論づけている⁷³。

ヨーロッパから帰国した載洵は視察成果を上奏し、その中でイギリスを模範とした海軍の人材育成と軍港建設、軍艦の購入をいう3本柱を提示しており、特に前者2点を重要政策課題として示した⁷⁴。そして、日米からの帰国後、載洵は軍艦の購入に関する上奏を行い、アメリカから練習用巡洋艦および練習用装甲巡洋艦を各1隻、イギリスのヴィッカーズ社とアームストロング社から練習用装甲巡洋艦を各1隻、それ以外に比較研究のために独米伊日墺各国からの砲艦の購入を提言した⁷⁵。

これは計画に過ぎなかったが、それでもドイツ軍需産業界が期待したような軍艦の購入という点では成果がなかったことを示している。さらにイギリス公使館が清朝海軍新設におけるイギリスの独占を図り、薩鎮冰がそれを支援しているという情報をもたらされると、レックス公使は駐独公使廕昌を通じて、摂政王である醇親王載灃にドイツも清朝の海軍新設の際に考慮することを伝えるように外務省に要請しており⁷⁶、この問題にかなり神経過敏になっていたことがわかる。廕昌は6月2日着の電報の中で、ドイツ政府の話として、それが確定情報であるのか否かを外務部に確認しているが⁷⁷、外務部側は海軍省の管轄である

⁷² Ebd., Ab. J.Nr. 229/K.Nr.9, [Buri] an Bethman-Hollweg, Shanghai, 8.1.1910, Bl. 183.

⁷³ „Die chinesische Flottenkommission und Deutschland“, *OAL*, 9.2.1910.

⁷⁴ 宣統二年二月二十九日「奏載洵等摺原擬海軍基礎辦理酌分次第由」『軍機處檔摺件』186320。

⁷⁵ 宣統二年七月初十日「奏報統購新式各式海軍軍艦事」『軍機處檔摺件』189264。

⁷⁶ PA-AA, R.17905, A9204(T), Rex an AA, Peking, 28.5.1910. 醇親王へのパイプ役としての廕昌に対するドイツ側の期待は、廕昌が醇親王と共にドイツ視察をした経験と、それ以外に海軍視察団の中で唯一載洵と確かな関係を持っているという認識によるものであると考えられる („Anlage zum Shanghaibericht No.95 vom 5. März 1910.“(Shanghai, 4.3.1910), in: BA-MA, RM3/2602, Ab. J.No. 1716/K.No. 95, Buri an Bethmann-Hollweg, Shanghai, 5.3.1910, Bl. 189-191)。

⁷⁷ 宣統二年四月二十五日「收駐德廕大臣致外務部電」『收發電檔』第16卷(608000016)、339頁(『收發電檔』の請求番号に関しては、各巻の初出にのみ記載)。

としながらも、最終決定はなされていないと回答するように訓令している⁷⁸。

この海軍視察団からは、ドイツ側が憂慮したようにイギリス、さらにはアメリカ重視の姿勢が示された。ただし、ドイツ側は載濤の海軍視察団訪問を重視しており、しかもその歓迎が当時の中国市場において繰り広げられていた国際的競争関係の中で理解されていたことは特記するに値する。これは、ドイツ側がいかに清朝政府中枢の好意を獲得するかがその競争を勝ち残る方法であると考えていたことを示していよう。

5.2.2. 陸軍視察団

日清戦争後、海軍のみならず、清朝の中央政府と地方政府にとって陸軍の近代化は焦眉の問題であった。第1章でも指摘したように、ドイツも、清朝の陸軍改革に対して、日清戦争以前の1870年代後半から清朝留学生の受入、顧問の派遣、武器購入などを通じて深く関与しており、軍需物資の市場として重視していた⁷⁹。

その陸軍改革の一環として、1910年2月28日、載濤⁸⁰は海軍視察団と同様に自らを団長とする陸軍視察団の各国への派遣を上奏した。載濤は上奏の中で陸軍と海軍が表裏一体の国防の最重要機関であり、参謀本部に相当する軍諮処が成立し、禁衛軍の編成・訓練が半ばという状況を説明した上で、視察団派遣の目的を自ら日本や米英仏独伊奥露8カ国を数日から10数日間の視察を通じて見識を深め、また「国軍の編成、官員組織、軍隊の実情、局廠の方法および服装、機械、精神教育」を研究することと定めた⁸¹。

レックス公使は、上奏の2日前、2月26日に外務省に対して打電し、「彼〔載濤〕に特に我々の〔軍事〕施設に対して関心を持たせ、他国での長期滞在を可能な限り阻止するために、もし〔清朝側で〕より長期、2ヵ月ほどのドイツ滞在が計画されているのであれば、陛下が彼を国賓（Gast）として遇することを外務部に伝える権限を与えるよう請願いたします」と述べ、ドイツ政府が積極的に関与していくことを要望している⁸²。このような期待を強化するために、レックス公使は3月2日の載濤の会談内容を伝え、清朝がドイツを陸軍視察の最重要国として考えていることを示そうとした。

私に密かに述べたように、彼〔載濤〕は元々、我々〔ドイツ〕の軍事施設を徹底的に知るために、旅行可能な期間の大半をドイツ滞在に充てるつもりでいた。しかし、日本人が特に日本を考慮するように要求してきたため、彼は重要な諸国すべてを訪問するとい

⁷⁸ 宣統二年四月二十六日「発駐德廢大臣電」『収發電檔』第16巻、347頁。

⁷⁹ Cord Eberspächer, *To Arm China: Sino-German Relations in the Military Sphere Prior to the First World War*, in *Chinese History and Society*, Vol. 33, 2008 ; Udo Ratenhof, *Die Chinapolitik des Deutschen Reiches 1871 bis 1945*, Boppard am Rhein, 1987, S. 71-126.

⁸⁰ 駐日大使ムムムは、彼の駐清公使時代、載濤が公使館を訪れていたと述べており、載濤がドイツ側と頻繁に接触していたことを暗示している（PA-AA, R.18004, A5265, A.78, Mumm an Bethmann-Hollweg, Tokio, 5.3.1910）。

⁸¹ 宣統二年一月十九日「奏請擬出洋考察陸軍事宜以資治理」『軍機処檔摺件』185424。

⁸² PA-AA, R.17905, A3567(T), Rex an AA, Peking, 26.2.1910.

う決断をしなければならなかった。彼はベルリンに少なくとも1ヵ月留まるつもりでいる（下線原文）⁸³。

載濤のドイツ訪問に関しては、駐独公使蔭昌も3月9日に外務長官シェーンに対して照会しており、5月末の到着と4週間の滞在を通知し、そしてドイツの陸軍の全面的な協力を要請している⁸⁴。5月2日には同じく蔭昌から載濤が5月28日にパリから到着し、3週間滞在するとの通知がなされた⁸⁵。そして、外務長官シェーンは侍従長オイレンブルク（August Graf zu Eulenburg）に対して、ヴィルヘルム2世の叔父であるイギリス国王エドワード7世の喪が障害とならなければ、載濤の謁見を実施し、また載洵を同様の待遇を与えるように請願しており⁸⁶、載洵の時と同様に、載濤の視察団を優遇する姿勢を見せた。

載濤一行は3月20日に北京を発ち、日本とアメリカ⁸⁷経由でヨーロッパに入った。ここで注目すべきは、海軍視察団では最重要国とされていたイギリスの扱いである。3月24日、駐英公使李経方は、イギリス政府が載濤を誠心誠意歓待し、中国政府が特別な友好の証と見なすことを強く望んでおり、懸案となっている開平鉞山問題、澳門境界問題、銅官山鉞山問題に関しては協議⁸⁸を延長し、情勢の安定を待ち、再度交渉を行いたいとの口述書の内容を外務部に伝えている⁸⁹。ドイツ側が得た情報では、駐清イギリス代理公使が外務部尚書

⁸³ GStA, BPH113, Nr.1957, Ab. II.708/3.10, A.45. Rex an Bethmann-Hollweg, Peking, 5.3.1910.

⁸⁴ Ebd., Ab. II. 538/3.10, KCG., Yinchang an Schoen, Berlin, 9.3.1910.

⁸⁵ Ebd., Ab. o.N., Yinchang an Schoen, Berlin, 2.5.1910.

⁸⁶ Ebd.,Nr.I.12850/28702, Schoen an Eulenburg, Berlin, 13.5.1910.

⁸⁷ アメリカの滞在期間は13日間であり、タフト大統領はサンフランシスコまで武官を派遣し出迎え、国賓として王族の待遇を与える決定をしていた（宣統二年二月初七日「収駐美張大臣致外務部轉電軍諮処」『収發電檔』第13巻（608000013）、43頁）。

⁸⁸ これらの問題に対する清朝側の認識と対応は、「察するに、開平鉞山はイギリス人商人の詐欺行為であり、張翼に対する提訴を経て、イギリス検察庁は副約を遵守するよう命じたのに、どうしてイギリス人商人は長年にわたって遵守せずに〔鉞山を〕占拠しているのだろうか。中国は外交に配慮し、北洋大臣に官員を派遣させ協議による妥結を目指しており、もし他国であれば、このような穏健な方法は採らないだろう。澳門の境界問題は中葡両国の問題であり、イギリスは関係なく、それぞれの交渉担当者の意見が一致しておらず、しばらく協議を中止し、駐仏公使劉式訓〔駐葡公使兼務〕の休暇が明ければ、引き続きこの問題を協議する。中葡両国は終始和やかに協議しており（和商）、どうしてイギリスが介入に出る必要があるのか。銅官山鉞山に関する契約はすでに破棄されており、中国の5万2000ポンドの賠償金支払いは格別な融通であり、安徽省の財政が続かず、支払いがやや遅れているが、現在該省に対して速やかに電信為替を組ませるように命じた」というものであった。その一方で外務部は「問題は非常に小さなものであるが、どうしてこれを口実に、ジョーダン公使は着任以来、問題の大小に関係なく、〔強硬な姿勢で〕 迫り〔議論の〕 余地を残さない」とジョーダン公使の対応を批難している（宣統二年二月十六日「発駐英李大臣電」『収發電檔』第12巻（608000012）、269-272頁）。

⁸⁹ 宣統二年二月十五日「収駐英李大臣致外務部電」『収發電檔』第12巻、249-250頁。

梁敦彦との会談の中で上述 3 つの案件の解決を載濤のイギリス訪問の条件としようとし、梁はそのような不躰な要求にいきり立ったという⁹⁰。

外務部は載濤がイギリス訪問を行わなければ、両国関係に大きな障害になるとの認識を示しつつも、懸案に関する清朝側の対応について、イギリス外務省が批判をするのであれば、清朝は対処法がなく、載濤をイギリス訪問させない可能性を示唆した⁹¹。載濤のイギリス訪問が「友好関係強化」にあるとしながらも、清朝は実際には訪問を外交的圧力として利用しようとしたのである。そして、外務部はアメリカ滞在中の載濤に対して「載濤殿下のイギリス訪問は延期すべきであるようだ」とし、「今回イギリスの多方面にわたる脅迫は非常に道理を超えており、国体と結びついているので、李公使の交渉を待ち、どのように妥結するかは、近日中に再度打電する」とした⁹²。

一方で、フランスに対しては滞在期間が 8、9 日ではフランスを軽視していると思なされる可能性があるため、外務部は 1、2 日滞在日を増やすよう載濤に打電した。さらにその電報の中で「軍政は考察するに足らないが、親貴の遊歴は国交と関連している」として、この派遣自体が「宗室外交」の範囲で理解されていたことが示唆されている⁹³。しかし、この電報に対して載濤は「濤が北京にいた際、ドイツ公使と面会し、西暦 5 月 27 日にドイツに到着し、閱兵式に臨席すると約束しており、英仏には 7 日間滞在するつもりである」と回答しており、滞在の延長を拒否した。ここからも載濤がドイツ視察を重視していたことが窺える⁹⁴。

しかし、結局載濤は 10 年 5 月に死去したイギリス国王エドワード 7 世の葬儀に特使として参列するため、フランスからイギリスに数日間滞在しており、その後パリに戻り、27 日にベルリンに向かった。

プロイセン陸軍⁹⁵の視察計画立案および準備過程に関しては、陸軍関係史料が散逸してしまい、海軍視察団の時のように再現することはできないが、しかし、外務長官シェーンの侍従長オイレンブルク宛書簡によれば、視察日程はプロイセン陸軍少佐フランゼキー (Franseky) により作成されており、海軍視察団の時と同様にドイツ側が視察日程の調整

⁹⁰ PA-AA, R.18005, A6662, Luxburg an Bethmann-Hollweg, Berlin, 17.4.1910.

⁹¹ 宣統二年二月十六日「発駐英李大臣電」『収発電檔』第 12 卷、269-272 頁。清朝はこれら三懸案を国体に関する問題と認識していた。開平鉱山と澳門問題をそれぞれ仲裁裁判により解決しようとし、イギリス側に働きかけるが拒絶され、銅官山問題では契約破棄がなされたため、清朝側が賠償金を請求したが、それが未払いであることへの抗議の意味合いが強い（宣統二年三月十二日「発旧金山領事呈濤貝勒電」『収発電檔』第 14 卷、237-240 頁）。

⁹² 宣統二年三月十二日「発旧金山領事呈濤貝勒電」『収発電檔』第 14 卷、237-240 頁。

⁹³ 宣統二年三月十二日「発旧金山領事呈濤貝勒電」『収発電檔』第 14 卷、237-240 頁。

⁹⁴ 宣統二年三月十五日「収考察陸軍大臣致外務部電」『収発電檔』第 14 卷、277-279 頁。

⁹⁵ ドイツ海軍とは異なり、ドイツ陸軍とは平時においては存在せず、陸軍に関しては各王国・大公国などが軍権を掌握している。したがって、載濤の視察対象はプロイセンおよびザクセン、バイエルン諸王国の陸軍となる。なお、戦時においてはドイツ皇帝が全軍の統帥権を掌握し、プロイセン王国参謀総長の補佐によりドイツ陸軍が形成される。

を行った。また接待役もファルケンハイン大佐 (Erich von Falkenhayn)⁹⁶、恩給休暇中であつた駐清ドイツ公使館付駐在陸軍武官ヴェステルンハーゲン少佐 (Westernhagen)、ロイトヴァイン大尉 (Leutwein)、通訳としてシュモルケ (Schmolke) と中国勤務経験者によって構成されていた⁹⁷。

載濤一行は 5 月 28 日にベルリンに到着し、ヴィルヘルム 2 世の名代としてフリードリヒ・レオポルド親王が駅で出迎えた。『東アジアロイド (Der Ostasiatische Lloyd)』紙はそれを「極めて熱烈な歓迎 (ein ungemein warmer Empfang)」と評している⁹⁸。翌 29 日には、ポツダムの新王宮で皇太子フリードリヒ・ヴィルヘルムが怪我をした皇帝に代わり、載濤の謁見を受けた。その際、載濤は「世界第一の陸軍 (erste Armee der Welt) の閲兵式の場に居合わせる機会があり、それにより軍隊がその存在により世界平和の維持に貢献していることを確信するだろう」とプロイセン陸軍を賞賛している⁹⁹。皇太子は視察団の視察に対して最大限の助力を行い、視察成果が清朝陸軍の発達に寄与することを望むと述べ、さらに「殿下の訪問も中国とドイツ両帝国の良好で友好的な関係をますます促進・強化することに寄与すると確信して」と返答した¹⁰⁰。

視察は基本的にベルリンを中心に行われ、ハンブルクを含む日帰りの視察旅行と、6 月 13 日～21 日までのドイツ西部・南部視察の大きく 2 つに分けられる。5 月 31 日にベルリンで行われた春の閲兵式に臨席した以外にも、騎兵や歩兵の訓練、士官学校などの教育施設、そして軍需工場の視察などが日程に盛り込まれており、海軍視察団の際は造船所など施設に重点が置かれていたが、陸軍ではより組織運用面での視察が重視されたと言えよう。また無線電信機 (Radiotelegraphie) やツェッペリン社の飛行船の見学などもしており、前者に関しては清朝が同様の装置の導入を考えているとの載濤の話が新聞に掲載されている¹⁰¹。

⁹⁶ 1896 年末から、湖広総督張之洞の下で軍事教習として武昌の武備学堂で教え、1899 年 3 月に膠州湾総督府参謀将校に就任した後、1900 年初頭にはドイツに帰国。同年、義和団戦争の勃発により、遠征軍参謀本部に異動し、10 月には天津都統衙門顧問に就任した。1903 年半ばにドイツに帰国。李鴻章のブレーンであつた天津税務司デトリンクやその女婿ハンネケンと交流があつた。彼の中国における 1896～1903 年の活動については以下を参照：Holger Afflerbach, *Falkenhayn: Politisches Denken und Handeln im Kaiserreich*, München, 1994, S. 17-44.

⁹⁷ GStA, BPH113, Nr.1957,Nr.I.12850/28702, Schoen an Eulenburg, Berlin, 13.5.1910. シュモルケは 1907～1908 年まで駐清公使館勤務し、1908 年にはヴェステルンハーゲン (Westernhagen) 駐在武官専属の通訳官を務めた。

⁹⁸ Telegramm, Berlin 28.5.1910, „Politisches Rundschau im Osten, China“, *OAL*, 3.6. 1910.

⁹⁹ Telegramm, Berlin 30.5.1910, „Politisches Rundschau im Osten, China“, *OAL*, 3.6. 1910.

¹⁰⁰ Prinz Tsai-Tao in Deutschland, „Politisches Rundschau im Osten, China“, *OAL*, 17. 6.1910, .

¹⁰¹ 視察の概要については以下を参照：„Die chinesische militärische Studienkommission

陸軍視察団のドイツ視察日程			
	訪問地	時刻	内容
5月28日	ベルリン		到着。フリードリヒ・レオポルド親王などの出迎えを受ける
5月29日		夜	独亜協会主催の晩餐会
5月30日	ハンブルク	午前	港湾見学。ブローム&フォス社視察
		昼	市庁舎での朝食
	アルトナ	午後	第31歩兵連隊の視察
5月31日	ポツダム		春季パレードへの参加
	シュパンダウ		照明装置、伝書鳩基地
	ナウエン	昼	無線電信
6月1日	ベルリン		テンペルホーフでの春季大パレード
		午後	参謀本部および陸軍省を訪問
		夜	晩餐会
6月2日	ベルリン		騎兵隊の訓練(フルステンヴァルデ)
		午後	ドイツの軍需企業による機械式武器の試射(ツァウテン)
6月3日	ベルリン		交通隊の視察、飛行船、軍事電信、騎兵電信学校
		午後	ドイツ兵器・弾薬工場を視察
6月4日	シュパンダウ		技術研究所
6月5日	ベルリン		休息
6月6日	デーヴェリッツ		近衛騎兵団の演習見学
6月7日	ユーターボーク		歩兵射撃学校に実弾射撃演習を見学
		午後	鉄道部隊の活動実演
6月8日	ポツダム		下士官学校、幼年学校、士官学校、陸軍病院を視察
		午後	中央幼年学校(リヒターフェルド)、ゲルツの光学研究所(フリーデナウ)
6月9日	グラーネヴァルト		軍事体操学校、近衛兵団被服廠、軍事工学校
		午後	徒競走(Rennen)を見学
6月10日	ユーターボーク		野戦砲の実弾演習を視察
		午後	グラーゾン工場を視察
6月11日	マゲデブルク		レーヴェ社の工場での近衛工兵団の訓練風景を視察
6月12日			補充馬保管所を視察
6月13日			カイザー・ヴィルヘルム軍医学校、士官学校、兵器庫を見学
6月14日	ハノーファー		騎兵学校、第13騎兵連隊の兵舎を訪問
6月15日	ミュンスター		大演習を視察
	エアハルト	午後	ライン鉄鋼・機械工場を見学
6月16日	エッセン	午後	エッセンへ
6月17日	エッセン		クルップ社を視察
6月18日	シュトラスブルク		シュトラスブルクへ(途中、コブレンツ=ピンゲンで汽船による渡航)
6月19日	シュトラスブルク		保塁の見学
		午後	コンスタンツへ
6月20日	フリードリヒスハーフェン		ツェペリン飛行船製造会社での飛行船の披露
6月21日	ロットヴァイル		ケルン・ロットヴァイル火薬工場を視察
	オーベルンドルフ	午後	マウザー社の兵器工場を見学。ベルリンへ。

典拠: "Die chinesische militärische Studienkommission in Deutschland, OAL, 24.6.1910

ドイツ側の清朝陸軍に対する期待は、載濤のドイツ視察と駐独公使廕昌の陸軍部尚書の就任により高まった。駐清公使館付陸軍駐在武官タウバート(Taubert)は、日仏と同様にドイツも軍事演習に清朝の参謀将校を招待すべきであると提言し、「ドイツにおける宗室

in Deutschland“, OAL, 24.6.1910; „Prinz Tsai-Tao in Deutschland“, Ebd., 8.7.1910.

(Prinz)〔載濤〕の歓迎と廕昌の陸軍部尚書就任は、ここ〔北京〕での清朝の軍部のドイツへのますますの傾倒をかなり強化するものである。2人の軍事の最高官庁〔陸軍部と軍諮処〕の長の帰国により、疑いなく積極的な陸軍の再建が期待されており、〔世界を〕リードしているドイツ陸軍の先進性と我が祖国の軍需産業に関する関心が保たれることは長所ではかない。また、ドイツで訓練を受けた中国人将校のより良い任用という作用が期待される。というのも、彼らがそのような海外への視察団 (Auslandmission) との個人的な接触を通じて首脳部と関係をより持つことが可能となるからである」¹⁰²として、載濤のドイツ視察を積極的に評価している。

載濤の帰国後¹⁰³、清朝は英米独にはそれぞれ異なる文面の国電を打ち、それ以外の伊仏墺露日には同一文面の国電を送っている¹⁰⁴。イギリスはエドワード7世の葬儀参列という特殊事情があったことによるが、独米への国電はそれが清朝の両国重視を示していると考えられよう。

ヴィルヘルム2世宛の国電では載濤に与えた優遇への感謝の後、以下のような言葉が続く。

陸軍関係の調査において多方面にわたる協力を得、軍隊、〔士官・幼年〕学校、武器製造などの工場を隅々まで視察することで、十分に調査し参考とすることができました。このことは〔ドイツ〕大皇帝〔陛下〕が友好国 (友邦)に恩恵を与えられ、誠意を持って対応してくださった御厚意を示されるには十分であります。朕は心より深い感謝の念を述べ、中国と貴国は元々親密な関係にあります、今後必ずや親密さを増し、平和を共に享受することでしょう (下線筆者)¹⁰⁵。

この「友好国」という言葉は、ドイツ以外にはアメリカに対してのみ使用されている言葉であり、この言葉から清朝が両国を重視していた姿勢を見出すことが可能であろう。

また、載濤の帰国後、北戴河に避暑中であったレックス公使は、8月7日に一等通訳官クレプスを載濤のもとに派遣し、挨拶をさせた。その時の会談の中で、載濤はヴィルヘルム2世の彼に対する非常に友好的な態度 (große Freundlichkeit) を強調し、帰国直前のヴィルヘルム2世への謁見についても言及し、「中国問題に関する多くの専門知識をお持ちになられ、陛下は……中国に対する非常に好意的な心情を明らかにされました」と述べた。

¹⁰² PA-AA, R.18005, Ab. J.Nr.78 (Militärbericht Nr.46), Taubert an das KPKM, Peking, 22.6.1910.

¹⁰³ 載濤は北京到着後、出迎え者を接見したが、その中には駐在武官タウバートも含まれていた。接見用のサロンに載濤が入るとすぐにタウバートに対して、ドイツでの歓迎を感謝しており、タウバートは載濤とのわずかな会話の中から「ドイツ滞在への隠しきれない喜び」を感じ取っており、載濤がドイツに対して好感を抱いているとの認識を持っていたことがわかる (Anlage: Ab. J.No.105, Taubert an KPKM, Peking, 2.8.1910, in: R.17905, A14196, A.184, Rex an Bethmann-Hollweg, Peking, 5.8.1910)。

¹⁰⁴ 宣統二年六月二十九日「発駐英李大臣電」『収発電檔』第38巻 (608000038)、145-147頁；宣統二年六月二十九日「発駐美張大臣電」同上、149-151頁；宣統二年六月二十九日「発駐義吳・法劉・奥雷・俄薩大臣・日本吳代辦電」、同上、157-159頁。

¹⁰⁵ 宣統二年六月二十九日「発駐徳梁大臣電」、同上、153-155頁。

さらに載濤は「宮廷と宮廷の個人的な親密さ (Annäherung) が一般的に両国関係にとって非常に好都合なものであり、それゆえ彼の旅行は非常に有用 (nicht ohne allgemeinen Nutzen) であった」として、載濤は清独間において特殊な主導権が成立されなければならないと信じていると、醇親王に対して述べたという。クレプスはそのような政策が廕昌の帰国後に協議されるべきであるとの認識を示しているが¹⁰⁶、いずれにしても、載濤の発言から、彼自身がドイツに対する共感を強め、清独間の連携を主張していることは特筆すべきことである。またアメリカに関しても、「アメリカの〔外交政策の〕基本理念は東方の大局を維持することであり、中国の土地・主権・利権を保全し、終始その政策を変更していない。また、鉄道借款は各国と共同で行おうとしており、もし何か問題が起これば、〔各国との〕間に立って中国を助ける」とのタフト大統領の摂政王宛メッセージを伝えている¹⁰⁷。

以上見てきたように、2つの視察団、特に陸軍視察団のドイツ滞在を通じて、ドイツに対する好意的印象が醇親王に伝えられると同時に、清独間の友好関係強化が提唱されたことは、次節以降検討する国際情勢の変化とともに、清朝の対独米接近外交を行う心理的背景となったと思われる。また、アメリカへの期待の大きさも載濤の報告などから看取され、この2カ国を載濤が特別視していたと考えられる。

5.3. 満洲鉄道中立化案と第2次日露協商

5.3.1. 満洲鉄道中立化案へのドイツの反応

2つの軍事視察団がそれぞれ遊歴していたちょうど同じ時期、東アジア問題は満洲問題を中心に大きな緊張状態に陥っていた。それは、アメリカ国務長官ノックスが発表した満洲鉄道中立化案であり、それを受けた形で結ばれた第2次日露協商である。

この満洲をめぐる列強間の関係についてはすでに多くの先行研究があり¹⁰⁸、詳細はそれに譲るとして、本項ではドイツの対応を検討することで、ドイツの東アジアにおける対米関係の特徴とヴィルヘルム2世と帝国宰相・外務省の方針の違いを確認する。

満洲鉄道中立化案に関する駐独アメリカ代理公使ヒット (Reynolds Hitt) の通達を受け、1909年12月23日、帝国宰相ベートマン＝ホルヴェークはヴィルヘルム2世にその内容を報告し、提案自体はドイツの貿易関心から歓迎すべきものであり、また、ドイツも中国での領土獲得や分割を望まないというアメリカの観点を共有しており、同意により「我々は

¹⁰⁶ PA-AA, R.18005, A14480, A.188, Rex an Bethmann-Hollweg, Peking, 8.8.1910. 6月18日付け外務長官シェーンの外務省枢密参事官ツィンマーマン (Arthur Zimmermann) 宛の覚書に、駐独清公使廕昌が、載濤が帰国後清朝の対独関係を可能なかぎり緊密することを支持すると伝えてきたことを記しており、載濤がドイツ滞在中からそのような考えを持っていたことを示している (PA-AA, R.18569, A.S.901, Schoen an Zimmermann, Berlin, 18.6.1910)。

¹⁰⁷ 宣統二年三月二十一日「收考察陸軍大臣濤貝勒致外務部請代奏電」『収發電檔』14、371-372頁。

¹⁰⁸ 例えば、Hunt, *op cit.*, pp. 200-217; 呉心伯『金元外交与列強在中国 (1909-1913)』復旦大学出版社、1997; 寺本、前掲書、470-481頁など。

中国問題にとってアメリカという重要な同盟国（Bundesgenossenschaft）を確保」できるとの見解を示した。しかし、提案への同意は対露関係の悪化を意味しており、反対に拒絶はアメリカをイギリス側に立たせる結果になりかねないとして、ドイツはジレンマを感じていた¹⁰⁹。したがって、結論としては駐米大使ベルンシュトルフ（Johann Heinrich Graf von Bernstorff）には、「それ〔アメリカ政府〕により提示された一般原則に完全に同意し、この原則実現のための行動に喜んで加わる」との曖昧な回答をタフト大統領にするよう訓令した¹¹⁰。しかし、結局イギリスは日露の対応次第という留保条件を付け、またその日露は提案を拒絶したため、この提案自体が実現することはなかったが、それがもたらした影響は、日露接近を促したこと、そして、中国問題をめぐる独米連携の可能性を再度芽吹かせたことであった。

独米連携に対しては、ヴィルヘルム 2 世およびベルンシュトルフ大使などが積極的であったが、帝国宰相、外務省、駐日大使ムンムは消極的または懐疑的であった。ドイツ政府の消極的な態度が駐米大使ベルンシュトルフから、ヴィルヘルム 2 世の積極的姿勢が駐独大使ヒル（David J. Hill）からそれぞれ国務省にもたされておられ、そこに齟齬が存在したのである。

ベルンシュトルフ大使は、1910 年 2 月 7 日に着電した電報の中で、アメリカの政治的雰囲気は良く、1908 年に頓挫した中国問題に関する独米連携を再度議論するかどうかの判断を委ねるように求めたが¹¹¹、外務長官シェーンは 10 日に覚書を作成し、ドイツの国際関係上の位置を考慮して、連携案を否定する動きを見せた。つまり、アメリカがヨーロッパ国際関係に配慮する必要がない一方で、ドイツはドイツへの不信を日増しに強めるヨーロッパ列強のことを考えなければならず、米清間の協定はヨーロッパ列強および日本との対立をもたらし、ドイツの地位が悪化すると判断したためであった¹¹²。それゆえ、帝国宰相は、この構想においてドイツは主体的に動かないが、アメリカと中国の門戸開放維持のために適当な措置を講じることに同意する用意があり、イギリスが加入するのであれば、協定締結を検討するとの方針をベルンシュトルフ大使に通達した¹¹³。

鉄道建設に関して、ドイツ外務省はアメリカの錦瓊鉄道にもロシアのカルガン・キャプタ鉄道建設にもドイツが参加する正当性がないとして拒絶しており、ベルンシュトルフ大使に対して、ノックスを鼓舞するいかなる行動も回避するよう訓令していた¹¹⁴。

しかし、国務省には駐独大使ヒル経由で「米英独による中国の統一性に対する保証が中国問題にとっての最善の解決策であり、イギリスの対独不信という状況では、アメリカが主導権を握るべきであると付け加えた」とのヴィルヘルム 2 世の発言が報告されており¹¹⁵、むしろアメリカを鼓舞するような行動に出ているのである。より直截的な発言としては、

¹⁰⁹ *GP.*, Bd.32, Nr.11668, Bülow an Wilhelm II., Berlin, 23.12.1909.

¹¹⁰ *Ebd.*, Nr.11669, Schoen an Bernstorff, Berlin, 24.12.1909.

¹¹¹ *Ebd.*, Nr.11686, Bernstorff an AA, Washington, 7.2.1910.

¹¹² *Ebd.*, Nr.11687, Aufzeichnung von Schoen, 10.2.1910.

¹¹³ *Ebd.*, Nr.11688, Bethmann-Hollweg an Bernstorff, Berlin, 16.2.1910.

¹¹⁴ *Ebd.*, Nr.11693, Schoen an Bernstorff, Berlin, 6.3.1910.

¹¹⁵ *Ebd.*, Nr.11692(T), Bernstorff an AA, Washington, 4.3.1910.

満洲をめぐる日中の対立、日露の確執を伝えた、1月2日付けの駐清公使レックスの報告に対して、ヴィルヘルム2世は、「我々はアメリカと、他国も自由に参加できる中国の統一維持に関する協定を結ばなければならない。中国が外部からの強化を至急必要とすることは報告書に記載されている。それゆえ、アメリカの行動は正しいのである」と満洲鉄道中立化構想を支持していた¹¹⁶。

第4章で検討した連携構想（1907～1908年）と同様に、ドイツの対米政策が抱えていた矛盾は対清政策に対しても存在しており、一方でヴィルヘルム2世が清朝の対独米接近を鼓舞すると同時に、外務省がそれを抑制しようとする構図が存在していたのである。

5.3.2. 第2次日露協商に対する清朝の認識

次に満洲鉄道中立化構想が日露の接近を促したが、それに対する清朝の認識を検討することにより、清朝が独米接近を再開した国際要因を示したい。

日本では伊藤博文を中心に、満洲鉄道中立化構想の発表以前にすでに対清政策および満洲問題に関する対露協議の気運が存在しており、伊藤の満洲旅行はその一環であった¹¹⁷。3月5日に協商案が閣議決定され、4月に駐露大使本野一郎がペテルブルクに帰任した後に交渉が開始され、7月4日に外務大臣イズヴォルスキー（Aleksandr Petrovich Isvol'skii）と本野大使の間で第二回日露協商が調印された¹¹⁸。

清朝はこの日露協商に関して、新聞報道などを通じて情報を収集していた。1910年5月7日、駐露公使薩蔭図は外務部に対して、ロシアの新聞報道として、日露密約に関する交渉が行われており、その内容が朝鮮の日本領土への併合とロシアの満洲・モンゴルにおける自由行動であると伝えた¹¹⁹。翌日も薩蔭図は外務副大臣と面会し、事実無根という回答を得たが、それに対して語気が支離滅裂であるという感想を記している¹²⁰。東三省総督錫良も協商の内容が、日本の朝鮮併合、ロシアのモンゴル侵出、東清鉄道の永久保有であるとの情報を得ており、外務部と軍機処に対して協商成立後の日露の対満洲政策に対する予防策を講じるように要請している¹²¹。6月20日には、駐日代理公使呉振麟が確定情報ではないとの断りを入れて、日露協商がすでに妥結したという内容を打電し、協商の内容を伝えている¹²²。

¹¹⁶ PA-AA, R.18569, Ab. A967, Rex an Bethmann, Peking, 2.1.1910.

¹¹⁷ 寺本、前掲書、481-483頁。

¹¹⁸ 寺本、前掲書、485-488頁；千葉、前掲書、215-216頁。

¹¹⁹ 宣統二年三月二十八日「收駐俄薩大臣致外務部電」『収発電檔』第14巻485-486頁。

同日、駐日公使胡惟徳からも日露協商交渉に関する情報がもたらされた（宣統二年三月二十八日「收駐日本胡大臣致外務部電」、軍機處檔冊『収発電檔』第14巻487頁）。

¹²⁰ 宣統二年三月二十九日「收駐俄薩大臣致外務部電」『収発電檔』第16巻、13頁。

¹²¹ 宣統二年五月十四日「收東三省總督致軍機處、外務部電」『収発電檔』第18巻（608000018）、181-182頁。

¹²² 宣統二年五月二十四日「收駐日本吳代辦致外務部電」『収発電檔』第18巻、307-308頁。

吳代理公使が伝えてきた協約の内容は以下の通り：

第2次日露協定の成立後の7月12日、外務部は各国駐在公使に対して、新協定に関する任地国政府の認識や大国の駐在大公使の意見を調査するように訓令した¹²³。それを受け、駐露公使薩蔭図と駐日代理公使吳振麟は日露協定の内容を外務部に伝え、駐仏公使劉式訓は以下のような状況説明を行っている

察するに、日露新協定の末尾は1907年7月の協定の平和的方法という文字が用いられておらず、〔それは〕アメリカの干渉を密かに防ぎ、我が国の意外な状況を予防する目的であり、〔新協定の〕意図は極めて測り知れず、英仏は〔日露の〕同盟国であるため、自然と〔協定に〕賛成している。ただロシアの東漸は憂いなくなり、全力をバルカン半島に傾注できるため、オーストリアが疑義を抱くはずである。日本の韓国併合を実施したことに關して、各国は非常に冷淡であるように思われる¹²⁴。

15日には、駐英公使李経方がイギリス外相グレイと会談した際に日露協定に対する見解を尋ねたところ、グレイが「この協定は非常に適当であり、意図は日露がもし再度戦争するようなことになれば、中国に不利なだけでなく、各国にも不利である。イギリスはただ極東の平和と門戸開放、商務利益の均等を望んでいるだけである」と回答したことを伝えている¹²⁵。吳代理公使は東京の外交団内で議論があることを報告し、「ロシアは全力をバルカン問題に傾注しオーストリアに対抗しようとしており、東アジアでの力を弱めなければならず、今日日本はロシアの協商国〔與国〕となっている。これはオーストリアに不利であり、オーストリアが最も〔協定を〕喜んでおらず、ドイツはオーストリアと同盟しており、オーストリアが喜ばないことはドイツも喜ばず、怒りの言葉を多く発している。該協定の第3条は東三省の鉄道問題を提議して作成され、錦瓊〔鉄道〕建設に端を発しており、アメリカはばつが悪いだろう。イタリアはドイツ・オーストリアと同盟しているが、異議を唱えてはおらず、同情も示していない」との国際状況認識を開陳している¹²⁶。駐米公使張蔭棠は「アメリカ政界の意見は、東三省がこれにより中国の領土とは見なされず、各国の利益均霑および中国の主権保全が空文になってしまった。中国が自らの定見を持てば、〔アメリカは〕その実施に協力できるだろう。現在英仏日露が合意しており、アメリカはドイツと協議し、日露に抵抗している」と、独米が連携の動きに出ているとの報告を行っている¹²⁷。公使以外にも、直隸総督陳夔龍も日露協定が「我が国の主権を侵害するもの

「第一に、東三省の行政の現状維持は鉄道の利害に關連しており、露日は必ず一致し、もし鉄道の拡張およびその他の計画を実施する場合、両国で協議する。第二に、東清・南満洲の細目はそれぞれ専門家を派遣し協定を結び、ウラジオストック＝大連間の運輸事業を整理し、両国の交通を改善する」。

¹²³ 宣統二年六月初六日「發駐美張、英李、德蔭、比楊、法劉、和陸大臣電」『収發電檔』第20卷、73-74頁。

¹²⁴ 宣統二年六月初八日「收駐法劉大臣致外務部電」『収發電檔』第20卷（608000020）、89-90頁。

¹²⁵ 宣統二年六月初九日「收駐英李大臣致外務部電」『収發電檔』第20卷、97-98頁。

¹²⁶ 宣統二年六月初九日「收駐日本吳代辦致外務部電」『収發電檔』第20卷、103-104頁。

¹²⁷ 宣統二年七月初三日「收駐美張大臣致外務部電」『収發電檔』第22卷、61-62頁。

である」との認識を持ち、秘密協定の有無を調査している¹²⁸。

8月20日には、駐米公使張蔭棠が錦瓊鉄道問題に関連し、国務省の官僚の話として、「我がアメリカはこれにより公理を主張し、中国の主権を尊重し、中国の発展に協力するのに全力を尽くす」との内容を打電した¹²⁹。

清朝側は日露協商に対して、ドイツとオーストリア＝ハンガリーが不満を持っているという認識を持っており、その関心がイタリアを含めた三国同盟に向いていたと思われる。いわゆる協商体制と異なる陣営、つまり満洲問題で対立する日露と同盟・協商関係にない国としてアメリカ及びヨーロッパにおいて同盟関係にあるドイツとオーストリア＝ハンガリーが注目されたのである。そして、ヨーロッパにおけるオーストリアとロシアの対立に注目している点は、当時の清朝外交官の頭の中に、ヨーロッパ情勢と東アジア情勢を結びつけて考える傾向が存在していたことを示しているといえよう。

5.3.3. 第2次日露協商に対するドイツの認識と対応

次にドイツがこの日露協商にどのように反応したのかを見ていきたい。

駐日大使ムンムは、アメリカの対満洲政策が日露関係を強化する結果になったと考え、またこれまでロシアの影響下でも日本の影響下でもドイツの対満貿易は盛況（*ganz wohl*）であり、「もしアメリカが中国東部に影響力を認めさせることに成功すれば、これらの状況〔＝現状でのドイツの対満貿易の盛況〕が維持されるのか、私には容易に確信が持てない。しかし、いずれにせよ日露間にすでに存在していたものの、今までは緩やかであった協商関係が強固な利益共同体（*Interessegemeinschaft*）に発展することは、我々の政治・軍事的利害に有利なものではない」との認識を示しており¹³⁰、アメリカの対清政策への懐疑と同時に日露連携強化によるドイツの東アジアにおける地位の悪化を危惧していた。

外務長官シェーンはヴィルヘルム2世に対する報告の中で、日露両大使に対して、「ドイツは東アジアにおいて経済権益を求めており、門戸開放の原則が損なわれない前提条件の下で、私たちはそれに対して反対はしない。経済的な対等性は言葉上だけでなく、実際的にも存在しなければならない」と伝えたと述べているが、それに対して、ヴィルヘルム2世は門戸開放がすでに閉じられてしまったとコメントしている¹³¹。また、7月13日、ヴィルヘルム2世は協商が中国の将来的な分割を暗示しており、第三者を満洲貿易から排除し、中国のより重要な地域がさらに切り取られていき、それにより門戸開放の原則から離れることになることは憂慮すべきであるとして、アメリカとの協力関係の強化、また清朝の取り込みを示唆した¹³²。同日、駐米大使ベルンシュトロフは、ノックスのドル外交が依然として実施される点を報告し、その政策をドイツが利用すべきであると提案しているが、ヴ

¹²⁸ 宣統二年六月二十五日「收北洋大臣致外務部電」『収発電檔』第21巻（608000021）、389-391頁。

¹²⁹ 宣統二年七月十六日「收駐美張大臣致外務部電」『収発電檔』第22巻、335頁。

¹³⁰ PA-AA, R.18574, A9000, A156, Mumm an Bethmann-Hollweg, Tokio, 6.5.1910.

¹³¹ Ebd., o.N., Schoen an Wilhelm II, Berlin, 11.7.1910.

¹³² PA-AA, R.18575, A12101, Frentler an Bethmann-Hollweg, Bergen, 13.7.1910.

イルヘルム 2 世はこの報告に「そうだ、我々も精力的に行動しなければならない」として、現状維持と門戸開放維持のための独米清同盟を主張した¹³³。駐清公使レックスも日露協商に関して駐清アメリカ代理公使ヒット（Hitt）と話をした際に、代理公使が独米の合意を必要不可欠と見なしていると発言していたことを伝えており¹³⁴、日露協商の成立を契機とする独米連携をヴィルヘルム 2 世やベルンシュトルフ大使、レックス公使のグループが推進していた。さらにベルンシュトルフ大使は 1911 年 1 月に予定されていた皇太子の中国訪問（詳細については終章を参照）後、アメリカを経由して帰国し、これにより友好的な対米関係を確保するよう勧めている。その提案の背景には、早晚アメリカがこれまでの政策を放棄し、ヨーロッパの同盟国を探すようになるという予想があり、その同盟がドイツの参加にのみ成立することが最重要問題であるとの認識を示している¹³⁵。

7 月 15 日には、外務長官シェーンは帝国宰相ベートマン＝ホルヴェークに対して、帝国宰相名義のヴィルヘルム 2 世宛電報の原案を示しているが、その中で日露協商の文言は現状維持や門戸開放の維持などを唱っており、ドイツが反対する理由はなく、この問題でアメリカに働きかえることは憂慮すべきことであり、むしろ問題の進展を待ち、英米の態度を観察すべきであるとして、ヴィルヘルム 2 世の積極的対応とは対照的に、表面的には日露協商に対して静観の姿勢を示した。その一方で、「中国が自ら本当の権力ファクター（Machtfaktor）となる力を示すのであれば、〔ドイツは〕協力するだろう。私はこの問題を廢昌の謁見前にもう一度話題として取り上げる許可を陛下からいただきたい」として、清朝側ともこの問題について協議する姿勢を見せている¹³⁶。

7 月 25 日、駐独清公使館から外務省宛の口上書が提出され、それに添付されていた外務部発の電報の中では、清朝が日露両国の公使に対して、これまでの条約で唱えられていた清朝の満洲に対する国家主権、満洲における中国の商業・産業活動への抑制措置に対する支援、満洲における門戸開放といった各原則を両国が遵守するように求めた旨が記されていた¹³⁷。

8 月になり、外務部会弁大臣那桐はレックス公使に日露協商に関する見解を問い、一等通訳官クレプスと間で会談の場が持たれた。その際、「〔ドイツ〕政府は日露に対して中国が回答した内容を完全に承諾する。満洲における中国の主権およびすべての国家に対する門戸開放という繰り返し宣言されてきた原則（Grundsatz）に反する政治的原則の実施を……中国は東三省における本格的な改革の進展によって排除しようとしている」とのドイツ側の認識と上述したドイツ政府の日露政府に対する回答の内容が伝えられた。これに対して、那桐は感謝を述べると共に、「ドイツ政府の見解は清朝のそれと完全に一致する」と述べ、さらに続いて、清朝の対独基本姿勢が明確に示された。

満洲問題に対して、中国は非常に強い注意を向けております。中国に関連する、近年の

¹³³ PA-AA, R.18569, Ab. A11993, A.94, Bernstorff an Bethmann-Hollweg, Manchester, Mass., 1.7.1910.

¹³⁴ Ebd., A12532(T), Rex an AA, Peking, 21.7.1910.

¹³⁵ Ebd., Ab. A.S.1159, Bernstorff an Bethmann-Hoillweg, Starnburg, 24.7. 1910.

¹³⁶ PA-AA, R.18575, zu A12101II, Schoen an Bethmann-Hollweg, Berlin, 15.7.1910.

¹³⁷ Ebd., A12749, KCG an AA, Berlin, 25.7.1910.

様々な協定に直面し、中国の立場はますます苦しくなり、支援を探しています。中国に対するドイツ皇帝陛下の友好的な基本姿勢は周知のことです。……この若い貝勒〔載濤〕にドイツ皇帝が示された、中国に対する善意の印はここで〔北京〕感謝の念を抱かせており、ドイツとの緊密な関係の構築が非常に望まれております。国電はすでにベルリンに中国皇帝の名で発電されました。しかし、摂政王はご自身の弟に示された行為に対する感謝の念を親筆により皇帝陛下に特に述べようとされております。数日以内に書き上げられる書簡は極秘に扱われ、ベルリンの清公使館を通じてではなく、ドイツ公使を通じてなされるようお願いいたします。中国はドイツと特に心からの関係になることを強く望んでおります。独米―彼〔那桐〕はその際オーストリアも加えたが―がここで最も信頼されている国家であります（下線原文）¹³⁸。

第二次日露協定の成立を受けた国際情勢認識や載濤のドイツ訪問報告から、北京において対独米友好気運が高まっており、那桐のような清朝高官の言葉としてドイツ側に伝えられていたのである。

5.4. 梁敦彦の密使と主権維持外交の試み

5.4.1. ドイツでの交渉

前節までで検討してきたように、独米清の連携が可能であるという認識は、アメリカでも北京でもある程度持たれるようになった。しかし、反対にドイツの帝国宰相や外務省は消極的であり、むしろ米清との連携に共鳴したのは駐米大使ベルンシュトルフと駐清公使レックスであり、そのような政策をヴィルヘルム 2 世自身も支持していた。両グループの政策方針の違いが、1910 年 8 月以降、清朝が具体的な対独米接近政策を実施する上でどのような影響があったのかを、本節ではその経過を追いながら検討する。

清朝のそのような政策が必要に迫られた外的要因は繰り返しになるが、第二次日露協商、そして韓国併合であった。この国際環境の変化に対応するための方針を練らなければならなかったのである。その打開策が、1908 年と同様に、特使を両国に派遣し、政府と直接交渉するというものであった。

その特使として派遣されたのが、外務部尚書梁敦彦¹³⁹であった。前章でも言及したように、梁は唐と並んで謝礼使団長の候補者であり、1907～1908 年の三国連携構想における清朝側の実務担当者であったため、この密使の適任者であったといえよう。

密使任命の前段階として、梁敦彦の病気理由による退職願があった。彼は 1910 年 5 月 28 日に上奏し、病のため 2 ヶ月間の休養を願い出たが¹⁴⁰、結局天津での治療も芳しくなく、外務部尚書の辞任を申し出たのである¹⁴¹。しかし、この辞任劇は密使として、ある程

¹³⁸ PA-AA, R.18569, A.S.1275, A.192, Rex an Bethmann-Hollweg, Peking, 13.8.1910.

¹³⁹ レックスの報告によれば、梁敦彦自身は日本の態度とイギリス人の信頼のなさを懸念し、アメリカの支援に大きな期待をかけていた (PA-AA, R.18701, A13027(T), Rex an AA, 5.8.1909)。

¹⁴⁰ 宣統二年四月二十日「奏尚書梁敦彦因仍請賞假並請派署欽由」『軍機處檔摺件』187530。

¹⁴¹ 宣統二年六月二十日「奏外務部尚書梁敦彦摺病請開欽由」『軍機處檔摺件』187532。

度目立たぬように欧米に行くための布石であった。那桐の日記によれば、辞任の上奏を提出する5日前の7月21日、醇親王は那桐と慶親王との間で、梁敦彦の休暇・辞任願いと米独との交渉案件について協議しており¹⁴²、梁の辞職後も慶親王、載濤、梁敦彦、鄒嘉来を交えた協議（8月10日）¹⁴³、政務処での那桐と梁敦彦の協議（8月26日）などが行われており、政府中枢において梁敦彦の派遣が議論されて、共通理解が存在したことを窺わせる。つまり、1908年の特使派遣が密室の中で袁世凱主導というかたちで実施されたのとは異なり、外務部高官を含む政府首脳の合意形成を経て、特使派遣が決定された。また、その過程の中で視察団としてドイツを訪問した載濤も参加していることを考えると、宗室が政策決定に直接的な関与をしていたと考えられる。

そして、8月31日には上諭が出され、梁敦彦が病氣療養の目的で、欧米各国に派遣され、加税と裁釐¹⁴⁴などに関して協議するよう命じられた¹⁴⁵。

9月5日、梁敦彦は療養地である北イタリアに向けて出発し、シベリア経由でヨーロッパに向かった。同日、レックス公使は外務部に梁の出発を打電し、また醇親王のヴィルヘルム2世宛親書を至急郵便（Depechekasten）で発送した¹⁴⁶。親書の中で、載洵と載濤に対する厚遇に感謝するとともに、東アジアの平和を維持するために、清独間に存在する友好関係の強化が最も重要であると述べ、清朝が現在の危機的状況から抜け出し、すべての国家に対する平等の原則を保証するために、ドイツの支援を求めた。その具体的措置が梁敦彦の派遣であった。醇親王は「長年私を補佐し、私が特別な信頼を置いている」と梁敦彦を紹介し、ヴィルヘルム2世自身に対してドイツの政策構想を梁に伝え、詳細について協議するよう求めたのである¹⁴⁷。

梁の出発前、レックス公使は外務部侍郎より、梁と那桐への訪問要請を受け、2人を訪ねている。梁は会談の中で「摂政王は私にベルリンとワシントンに行き、そこで場合によっては重大な問題を協議するように委任された。どのテーマがベルリンでの協議の対象となるのか、私はまだ予想できない。第一に私は陸軍改革について交渉するだろう。私はドイツ人教習が北京ではなく、中国北部のある省の都市（eine Provinzialstadt）で勤務し、そこでは日本の謀略に妨害されることなく、仕事を行うことができると考えている。それゆえ、私の旅行は目立ってはならず、真っ先にイタリアに行き、10月初頭にベルリンに到着することになっている。そこからワシントンに行き、ベルリン経由でイタリアに戻る」との訪問の目的と行程を述べた。

一方で那桐は以下のように述べ、ドイツの支援を強く求めた。

中国が非常に危険な状態にある。我々の側では何も深刻なことは起きていないが、危

¹⁴² 六月十五日の条、北京市档案馆編『那桐日記—1890～1925年』下、北京：新華出版社、2005、662頁。

¹⁴³ 七月初六日の条および七月二十二日の条、『那桐日記』664頁、665頁。

¹⁴⁴ この時点の裁釐加税に関しては、第6章で詳述。

¹⁴⁵ 七月二十四日の条『那桐日記』666頁。

¹⁴⁶ PA-AA, R.18569, A15008(T), Rex an AA, Peking, 5.9.1910.

¹⁴⁷ Handschreiben des Prinzen Chun an Wilhelm II. (übersetzt von Krebs), in: Ebd., A15720, A.208, Rex an Bethmann-Hollweg, Peking, 5.9.1910.

険はますます大きくなっています。載濤も廕昌も中国に対する〔ドイツ〕皇帝陛下や官僚の好意的な態度に関する肯定的な (günstig) 報告をしており、摂政王はドイツとの緊密な関係が中国の助けになることを望んでいます。上諭により全権委任された梁の派遣はこの望みを実現しようとするものです。重要な協定締結の際、梁は〔清朝政府の〕了承を電報で受け取るようになっており、そのために彼は機密暗号を持っています。彼の主要任務はドイツが軍事改革を手助けする将校の招聘 (bezeichnen) を達成することです。さらに帝国政府に貿易関係に詳しい人物〔の紹介〕を要請することでしょう。私は交渉が成功することをとても望んでいます。というのも、中国は本当に支援を必要としたからです。

さらに陸軍部尚書に就任した廕昌は、梁の派遣を驚くとともに、ドイツ人将校を希望するが、彼が将校たちにどのような地位と任務を与えるかという方針の決定を持ちたいとも述べている。

レックス公使自身は、梁の派遣が皇太子の訪問後に行われた方がよいとした。そして、ドイツによる清朝の強化は日本人にとって非常に不都合であり、意図せずして日本との対立をもたらすことは明白であるとの見解を示している。いずれにしても、「梁の派遣は特に閣下が中国の高官の口から中国状況に関する〔中国の高官が思い描く〕構図 (Darstellung) を得るのには良い。もし閣下が内密に彼と話をするのであれば、彼はおそらく胸襟を開くでしょう。信頼に満ちた譲歩と中国に対する強い関心を強調することは、彼の口を軽くさせるでしょう。彼はアメリカ留学をし、分別があり、真の愛国主義者であり、非常に政治に精通し、裕福であり、私利を求めません。彼は全く信頼に足る人物で」あった¹⁴⁸。このレックスの報告は、9月28日にヴィルヘルム2世に上奏されており、その中で梁との面会には「梁から中国政府の意図を詳細に聞き出す機会を提供するものである。政治的提案に対しては対話レベルで対処し、皇太子の旅行終了以前に決定しないようお勧めいたします」との帝国宰相の方針が記されている¹⁴⁹。これに対して、ヴィルヘルム2世は「私は我々による中国への支援という考えに完全に同意し、廕昌と密かに関係を持ち続けることは良いことであり、それによって彼はどの程度我々が梁の提案を受け入れ、修正すべきかを説明するだろう。日本人やそれ以外の人々がそれについて顔しかめるかどうかはまったく問題ではない。……中国とトルコは我々をまだ信頼し、我々が何かを成し遂げることでできる2つの国なのである。……両国は財政的にも、我々に対するイギリスの金融包囲政策に対して、あらゆる手段を講じて絶対に確保しなければならない」¹⁵⁰とコメントしており、改めて対清政策の重要性を主張した。

9月21日、梁敦彦はベルリンに到着し¹⁵¹、すぐに駐独清公使梁誠を通じて外務次官シュテムリヒ (Wilhelm Stemrich) とコンタクトを取ろうとし、9月30日に梁敦彦と梁誠がそろってシュテムリヒの自宅を訪ねている。その際、梁敦彦は「彼〔=梁敦彦〕は特別な

¹⁴⁸ PA-AA, R.18569, A.S:1378, A.Nr.212, Rex an Bethmann-Hollweg, Peking, 6.9.1910.

¹⁴⁹ Ebd., A.S.1378, A15780, Bethmann-Hollweg an Wilhelm II., Berlin, 28.9.1910.

¹⁵⁰ Bemerkung Kaiser Wilhelm II, in: *GP*, Bd.32, Nr.11728, Bethmann-Hollweg an Wilhelm II, 28.9.1910, S. 150f..

¹⁵¹ 宣統二年八月二十日「收駐德梁大臣致外務部電」『収発電檔』第23巻、357頁。

提案を行ってはず、彼は逆に我々から中国に役立つ助言を出すことを望んでいる」と述べたが、シュテムリヒ自身は深入りすることを危険と感じ、外務長官キダーレンや外務省枢密参事官ツィンマーマン (Arthur Zimmermann) と協議することを勧めた¹⁵²。

10月18日、梁敦彦と梁誠は外務長官キダーレンを訪ねた。梁敦彦は使節の目的を醇親王の名代として清朝に対するドイツの善意ある行為に感謝を述べることと、良好な清独関係のさらなる緊密化・強化にあるとした。具体的なドイツとの交渉案件として、①清朝の国家主権・領土的統一性・門戸開放に対するドイツへの宣言発表要請 (以下、宣言案)、②陸軍改革への支援、③裁釐に関する国際会議への参加要請という3点が示された。

①の宣言案とは、ドイツに中国 (特に満洲に関する) の国家主権と領土の統一性の維持を支持するという声明を宣言として出すように求めるというものであった。しかし、梁は中国における秘密保持が困難であり、そのような声明発表により他国の不信や直接的な敵対行為を惹起する危険性を考慮し、すべての条約国に対しても同一内容のメモランダムを送る考えを持っていた。その内容とは、

様々な列強がここ数年協定により、極東の現状維持と中国の主権、統一性、門戸開放を支持することに合意している。その中で示された観点は中国政府の政策方針と完全に一致しており、政府はこの合意を感謝の念をもって承認する。これに関連する協定は中国の参加なく締結されたものである。中国政府は同様に列強による直接的な保証を得ることを強く望む。したがって、政府は自らの完全な主権を守り、ある国に有利な領土分割を絶対に行わせず、すべての国家に対して平等に貿易の門戸を開くことを明確に表明する。政府は□[原文は pp. と表記] 政府に声明の承認とこの原則を支持し、中国政府が関連する政策を実施する際に支援するとの保証をいただきたい (下線原文)。というものであり、ここでは清朝が列強から自国の主権および領土に対する国際承認を獲得し、門戸開放・機会均等の原則を維持する姿勢が示されている。梁はこれに関するドイツ側の見解を示すように求めた。キダーレンは「計画はとても現実的 (praktisch) であり、非常に得策であるように思われ、もし中国政府が見合った声明をするのであれば、我々は中国政府に対して喜んで希望する保証を与えましょう」と回答した。と同時に、キダーレンはその声明が差し当たり極秘ではなく、梁が第三国に対してこの計画の保証を求める行動をすでに行ったかどうかを確認する必要があるとの認識を示した。そして第一にアメリカの対応が問題となった。そこでキダーレンは梁に対して以下のようなシナリオを提示した。もしアメリカ側がこの提案を自国の目的に適ったものと考えた場合には、ドイツ側と接触したことには言及せず、むしろ最初にアメリカに対して助言と協力を求めたという印象を与え、反対に、もしアメリカが乗り気でない場合には、ドイツが後ろにいることを示せば、アメリカも交渉に応じ、その時はドイツ側もアメリカに対して清朝に有利な回答をする、というものであった。そして、梁はこの説明に非常に満足した。

②の陸軍改革への支援に関する清朝側の青写真としては、日本人教習とドイツ人教習の間で対立が起きる状況があり、それに対する対策として、「日本人の影響を排除 (entrücken) し、ドイツ人将校および下士官により訓練される2万人規模の師団を新設し (下線原文)」

¹⁵² PA-AA, R.18569, A.S.1424, Stemrich an Kideren Waechter und Zimmermann, 2.10.1910.

「訓練された兵卒は 2 年後ごとに特別な下士官学校に送られ、後に下士官、または士官として省軍に編入される」という構想を持っており、廕昌もこの計画に原則的に同意していたのである。ドイツ側はこの計画に好意的であり、「納得がいく」ものと認識しており、「中国政府がこの問題に関する最終決定をまとめ、廕昌による詳細な計画案が提出されれば、我々はすぐに中国の要望を可能な限り考慮し、陛下の決定が我々に示されることでしょうか。場合によっては、我々が適当な教習の人選を行います」と返答している。

③の釐金に関する国際会議開催については第 6 章第 3 節で詳細に議論するが、この会談で梁は中国政府が釐金の廃止とそれによる関税の増額を望んでいる状況を説明し、この問題は全条約国会議により解決されるとの立場を採っており、ドイツに対する参加要請を行ったのである。ドイツ側はその要望に喜んで同意し、会議地として専門家が多く集まっている上海が第一に考えられると返答した。

さらに梁はこの会談の場で、ヴィルヘルム 2 世への謁見を求めた。しかし、キダーレンはワシントンから戻ってきた後に行うべきであるという認識を示し、謁見を回避させた。謁見が実現すれば、ドイツが梁を公式に受け入れたとの印象を与えて、それが各国のドイツに対する疑念を惹起しかねない危険性をはらんでいたと思われる。またドイツ外務省としては、ヨーロッパ情勢に影響を与える清朝との連携には慎重であり、梁がその推進者であったヴィルヘルム 2 世に謁見することで、自らの計画に自信を強める可能性があるとの懸念が呈されており、それを排除するために、そのような対応をしたと考えられる¹⁵³。

5.4.2. アメリカでの交渉

12 月 23 日、駐米大使ベルンシュトルフはカリフォルニア大学学長ウィーラー (Wheeler) との会話の内容を報告し、タフト大統領が東アジア問題に取り組んでおり、ウィーラーに対してヴィルヘルム 2 世に書簡を書き、自身が東アジア問題でドイツと可能な限り緊密な協調を望んでいることを伝えて欲しいと要請したという内容を伝えた。そして、イギリスでは独米が共同歩調を取ることに気付いているのであれば、イギリス人は独米協調から排除されたままであるよりも、対日同盟を放棄するだろうという見解を示した。このように、ドイツの対英和解が達成され、同様に 3 つのゲルマン系国家間の同盟と日本の阻止も可能となるとの楽観的な見解が示された¹⁵⁴。

アメリカの主導性に関して、ノックス國務長官が東アジアにおける指導的役割を果たそうとしているとのベルンシュトルフ大使の報告があるが、一方でベルンシュトルフ大使は『ニューヨーク・ヘラルド』紙で報じられた中米同盟に関しては成立し得ないという認識を示している¹⁵⁵。ここで問題となるのがイギリスの動向であった。ベルンシュトルフ大使の報告によれば、タフト大統領はイギリスが障害物 (the stumbling block) であり、その

¹⁵³ Ebd., A.S.1496, Kiderlen an Bethmann-Hollweg, Berlin, 18.10.1910.

¹⁵⁴ Ebd., A.S.1789, A152, Bernstorff an Bethmann-Hollweg, Washington, 11.12.1910.

¹⁵⁵ Ebd., Ab. A21146, A148, Bernstorff an Bethmann-Hollweg, Washington, 10.12.1910.

イギリスの外交政策は脆弱で日露に完全に従属しているとの認識を持っていた¹⁵⁶。

梁敦彦はドイツでの交渉を終え、年が明け、1911年2月にはアメリカに到着し、ノックス国務長官との協議に入った。2月下旬、梁はベルンシュトルフ大使を訪問し、ノックス国務長官との協議の内容を伝えた。それによれば、ノックスは門戸開放宣言を再度行うことは、以前の宣言〔＝ヘイの門戸開放宣言〕の効果を弱めてしまうので、統一性に関する声明発表という考えに理解を示さなかった。梁は代案として仲裁裁判協定（*Schieds-abkommen*）の締結を提案した（以下、仲裁協定案）が、ノックス自身は清朝が他の列強と同様の協定を締結するという約束を条件として、文書により同意すると回答した。そのため、梁の訪問の目的は「我々〔ドイツ側〕にそのような協定〔締結〕の用意があり、オーストリア＝ハンガリーとイタリアにこの主旨で影響力を行使するつもりであるかどうか」を尋ねるためであった。ノックス自身はイギリスに働きかけることを約束しており、ドイツが容認すれば、ベルリンに戻り、さらにはロンドンに赴き交渉するつもりであった¹⁵⁷。

この電報に対して、外務長官キダーレンは両国の友好的関係および利害関係の同一性から原則的には清朝と仲裁裁判協定を締結する考えを持っていたものの、仲裁協定案には消極的であった。それは独清仲裁協定を呼び水として、第三国を呼び込むことへの警戒感、さらに第三国との仲裁協定の締結が、ドイツのヨーロッパにおける地理的位置や利益と矛盾する可能性があると考えたからであった。したがって、梁に対してこれ以上仲裁協定案に固執しないように希望したのである。また、「この構想〔仲裁協定案〕は明らかに梁に対してノックスから提案されたものである」として、梁の背後にアメリカがいることをベルンシュトルフ大使に対して示唆した¹⁵⁸。

ベルンシュトルフ大使は電報を受け取り、梁と会談の機会を持ち、ドイツ政府の懸念を伝えた。それを聞いた梁は、ノックスが「仲裁裁判条約（*Schiedsverträge*）（下線原文）」を提案してきたことを吐露し、当初の宣言案を再度示した。加えて、もし同意可能であれば、梁はベルンシュトルフ大使に対して、清朝がすべての列強に同内容の覚書を通達し、もし外交ルートで解決できない清朝に関する問題があれば、将来的に仲裁裁判にかけることを要望するという折衷案を提示し、ドイツ政府が応じられるかどうかをベルンシュトルフ大使に対してドイツ政府に照会するよう依頼した。ベルンシュトルフ大使は梁に日露がそのような覚書を承認することを信じているのか尋ねると、梁はもしアメリカがイギリスを説得し、ドイツがオーストリア＝ハンガリーおよびイタリアを説得すれば、国務省は日露も同意するだろうという考えであると回答した。しかし、清朝が覚書の送付以前に日露と協議することはないとの考えを持っていることに対して、ドイツが憂慮していると伝えたと、他のどの国もそのような覚書の交換を提案してこないのでは、憂慮すべき先例とは

¹⁵⁶ Ebd., A1415, A4, Bernstorff an Bethmann-Hollweg, Washington, 14.1.1911.

¹⁵⁷ Ebd., A.S.314(T), Bernstorff an AA, 22.2.1911. アメリカ側からの梁とノックスの会談内容について、崔が検討を加えており、門戸開放の宣言を再度出すことに対しては拒絶し、梁の妥協案も婉曲に拒絶されたが、アメリカは清朝海軍支援には大きな関心を示したと指摘し、連携構想に対する清米交渉を描いている（崔志海、前掲（2006）、102頁）。

¹⁵⁸ Ebd., A.S.384(T), Nr.15, Kiderlen an Washington, Berlin, 2.3.1911.

ならないとした¹⁵⁹。

報告を受けた外務省側は、梁の提案が仲裁協定案と同じであり、形式が違うだけであるという認識を示し、「元来梁によって計画された統一宣言は、中国の利益と非常に一致しており、中国と条約国間の新たな協定として、以前の宣言の価値を実際に高めるだろう（下線原文）」との考えを示し、場合によってはノックスにこの立場を伝えるよう訓令した¹⁶⁰。

ベルンシュトルフ大使は訓令に従い、梁に宣言案を再度ノックスと協議するように説得し、それを受け、梁はノックスと協議したが、結局この案は拒絶された。ベルンシュトルフ大使はその背景をノックスが満洲鉄道中立化構想の失敗や幣制改革借款問題の難局により、清朝に対して非常に慎重になっていたためであると分析した¹⁶¹。

6月18日、梁はワシントンを出発し、留学時の滞在地であったニューイングランド州を訪れた後、ヨーロッパ経由で中国に戻る予定であったが、結局ワシントンにおいて当初の目的を達成することはできなかった。

こうして最大の懸案であった清朝の国家主権の問題は、統一性に関する宣言案はノックスの拒絶により、仲裁協定案はドイツの反対により放棄せざるを得なかったのである。この密使の成果は、陸海軍の改革に対する独米の支援同意を得たことのみであった¹⁶²。

小括

清朝政府は、軍事視察団に対するドイツ厚遇を受けて醸成された対独友好気運の高まりという内的要因と第2次日露協商への対応という外的要因の中で、対独米接近政策を模索した。清朝が求めていたのは、国家主権および領土的統一性の維持であり、その国際的承認を得て、日露に対抗するための近代化への援助を獲得することであった。この方針に対して、梁敦彦の特使派遣に関する決定からもわかるように、清朝政府内では醇親王や外務部首脳の間で合意に達していた。清朝の構想の中でドイツは重要な存在であった。清朝の外交官は当時の国際情勢を分析する中で、アメリカのみならずドイツの存在にも注目していたが、国内的にはアメリカとの連携が提案され¹⁶³、従来の研究においてもこの時期の清朝外交にとってのアメリカの重要性が強調されている。しかし、当時の国際関係の中心は

¹⁵⁹ Ebd., A.S.384(T), Bernstorff an AA, Washington, 4.3.1911.

¹⁶⁰ Ebd., A.S.438(T), Nr.18, Kiderlen an Washington, Berlin, 9.3.1911.

¹⁶¹ Ebd., A.S.438(T), Bernstorff an AA, Washington, 11.3.1911.

¹⁶² 崔志海は載洵の使節団から一連の海軍再建をめぐる清米連携が強まったとし、海軍借款協定が両国間で締結されたことが、「当時清政府がアメリカと同盟を結ぼうとする外交政策の1つ具体的な表現である」と評価している（崔志海、前掲（2006）、104頁）。ただし、清独双方の史料からは同盟というほど強力な関係ではなく、緩やかな連携を模索していた点が浮かび上がっており、この2つの方向性の違いについては今後検討する必要がある。

¹⁶³ 『錫良遺稿』第2冊、北京：中華書局、1959、1008-1009、1204-1206頁；宣統二年七月十二日、宗室文斌「奏以時局日危外患日亟密陳大計事」中国第一歴史檔案館 04-01-01-1118-037。

ヨーロッパであり、そこにアクセスし、清朝の外交政策を実現するためには、ヨーロッパ列強に対して影響力を持ち得る国家の支援が必要不可欠であった。そこで期待されたのが、協商体制には組み込まれておらず、ヨーロッパにオーストリア＝ハンガリーとイタリアという同盟国を有するドイツであった。1907～1908年の連携構想と同様に、ドイツ側でもヴィルヘルム 2 世をはじめとして、対清米連携を唱えるグループが存在しており、彼らとの接触を通じて、清朝側はドイツの政治的雰囲気进行分析していた。特にヴィルヘルム 2 世はドイツの孤立回避の観点から熱心に対清連携を主張したが、それによるドイツの国際的地位の悪化を危惧する帝国宰相や外務省は、アメリカの対応に依存した消極策に終始していた。それゆえ、積極的なヴィルヘルム 2 世と梁敦彦の接触を回避することで、外務省主導で梁と交渉しようとしたと考えられる。

それでも、帝国宰相も外務省も、中国におけるドイツの商業活動拡大のためには清朝との友好関係維持が必要不可欠であることを認識しており、対清関係の悪化を回避するためにも、すでに英仏日露間でなされた清朝の領土維持と門戸開放に関する合意と同内容の宣言案を、列強を刺激しないことを上限に設定して容認し、その範囲で可能な限り清朝との友好関係維持を模索していた。

ワシントンでの交渉風景を見てもわかるように、梁敦彦はノックスと交渉すると同時に、ドイツからの同意を獲得しようとした。ドイツの支持を梃子に、ノックスを説得しようとしたのである。しかし、そのような清朝側の積極的なアプローチがドイツ外務省の方針を転換させるには至らなかった。

この時期の独清接近は両国間の交流と国際情勢の中で形成され、同時に制限されていたのである。清朝はこれ以上の現状悪化を回避するために、ドイツの同盟網を利用することで、国際社会に対して影響力を行使しようとした。しかし、ヨーロッパにおける緊張状態が激化し、ドイツがその制約を直接的に受け、ヨーロッパにおいても身動きをとることができなくなる中で、清朝が「権力ファクター」として見なすことができない状況では、清朝の現状維持策ですら、ドイツの現状悪化を招く危険性を含んでおり、1907～1908年の時のように積極的な仲介者としての役割を果たす余裕すらなくなっていた。アメリカも慎重な姿勢に変化しており、独米の外交的影響力に依存した清朝の外交政策の限界がそこに存在した。

第6章 通商条約改正交渉をめぐる清独関係（1903～1911年）

はじめに

5章までは政治的な関係である、中国をめぐる清独関係という観点から検討してきた。6章では、中国における清独関係という観点も入れ、政府以外の企業や在華ドイツ人の関与が可能であった通商問題を取り上げ、義和団戦争後から辛亥革命までの時期の両国関係を分析する。しかし、通商問題は最恵国待遇が適応される問題であり、ドイツ国内の利害関係のみならず、他の列強との関係にも考慮する必要のある問題であった。だからこそ、本章で中心的に扱う通商条約（以下、商約とも記す）改正は二国間関係での解決は困難であり、多国間関係の中での解決が模索される。また、商約改正が4・5章で検討した連携構想と不可分の問題となっていく過程を描くことで、政治と通商における清独関係の一致と相違についても考えてみたい。

そもそも、義和団戦争において八ヶ国連合軍に北京を占領され、光緒帝と西太后が西安に蒙塵している中で、全権大臣であった慶親王および李鴻章は列強との間で1901年9月7日に北京議定書を締結し、第2章で検討した謝罪使派遣と同様に、商約改正もその第11条で規定された。

従来の研究は敗戦により締結させられたという条約の背景を重視し、条約交渉を利権喪失の過程の中に位置づけた¹。しかし、近年では、商約改正における清朝側の積極性を評価し、さらにすでに1898年から清朝側に関税引き上げ（以下、加税）を目的とした条約改正の意思があった点が注目され²、その評価が条件付きではあるが肯定的なものになってきている³。飯島は清朝が英米日葡と調印した一連の商約改正により成立した体制を「四国新約」体制という言葉で表現し、このような枠組が1930年前後の関税自主権回復の出発点となったという認識が示されている。この体制は、海関を財政機構の頂点に置き、中央集権的な財政機構を確立しようとする清朝の思惑と、それを支持する列強の意図の一致により成立したというのである⁴。また条約交渉の成果が清末の改革に与えた影響にも関心が向けられるようになってきている。王棟は商約の条項が清朝の改革と親和性があり、進歩的な意義があるとしながらも、列強の介入や依存が高まったという二面性を指摘している⁵。

先行研究の第1の特徴は、この商約改正を清朝の条約改正交渉の起点と捉え、清朝が列強との交渉を通じて条約改正を可能とする条項を盛り込んでいくことに成功した過程を、

¹ 丁名楠『帝國主義侵華史』第2巻、北京：人民出版社、1986；王紹坊『中国外交史—鴉片戦争至辛亥革命時期1840-1911』鄭州：河南人民出版社、1988。

² 飯島渉「裁釐加税」問題と清末中国財政—1902年中英マッケイ条約交渉の歴史的的位置—『史学雑誌』102-11、1993；王爾敏『晚清商約外交』北京：中華書局、171-176頁、2009。

³ 崔志海「試論1903年中美『通商行船續訂条約』」『近代史研究』第5期、315頁、2001；李永勝『清末中外修訂商約交渉研究』天津：南開大学出版社、2005。

⁴ 飯島渉「1903年中日改訂通商条約の締結について—『マッケイ条約体制』と中国—」『人文研究』44-12、1992、139頁。

⁵ 王棟「中英『馬凱条約』的談判与簽印」『学术月刊』第4期、102頁、1996。

妥結した対英米日葡交渉を事例として分析している点である。これとは反対に妥結しなかった清独間の条約交渉などの例は、清朝が条約によって認められた権利をドイツが否定したために、裁釐加税実現が阻害されることになった要因として紹介されている⁶。そして、その後の交渉についても二国間交渉についての紹介はあるが、商約改正交渉全体がその後どのように展開されたのかについての分析が不足している。第2の特徴は、商約の規定の制度化の過程での列強との衝突を描くものであり、近代化の観点から商約改正を捉える視点である⁷。このように商約改正交渉は、成功した商約改正交渉の過程と、その商約により規定され、その後模索されていった法整備への関心から研究される傾向にあった。

商約改正交渉のその後の展開と法整備との関係が連関していく過程を考える上で、清独交渉は一度中断したからこそ、重要な手がかりを示してくれるものであると考えている

清独間の商約改正交渉に関しては、すでに王爾敏や李永勝が交渉経過を概観しているが、そこでは交渉中断の原因をドイツ側に求めている。例えば、李永勝はドイツが清朝側の受入困難な条項を盛り込み、清朝側の要求で譲歩を引きだそうとしたと指摘している⁸。そのような側面は否定できないが、そもそもなぜ清朝が過剰な要求とみなす条約案をドイツ側が作成したのかという状況を把握し、同時に交渉全体の流れおよび両国の意図の齟齬、さらには交渉の背景となる通商活動に対する現状認識を踏まえなければ、交渉の中断理由を解明することができないだろう。また、清独交渉は中断したがゆえに、それ以降の清朝側からの交渉再開の動きを分析することで、商約改正のその後の展開を明らかにすることが可能となる。しかも、状況が交渉から商約の規定の法整備化という次の段階へと進んでいく中で、改革と商約改正交渉が密接に結びつき、1905年時点と比べて、はるかに商約改正の前提条件が引き上げられ、複雑化していく過程を描きだすことができる。このように清末の商約改正交渉の全体像を把握する上で、清独交渉は好材料といえよう。

以上のような動機から、本章では商約の枠組が形成されていく過程で交渉が開始された清独交渉を材料に、飯島のいう「四国新約」体制の影響を条約案の作成過程および交渉において再検討し、交渉中断後、商約改正が清朝の内政や清朝認識が絡み複雑化していく過程を、清朝の通商政策の変化とそれに対するドイツの反応を検討することで描きだす。それにより通商政策における清独関係の特徴を明らかにする。その上で、通商政策と政治的接近が方針の上で連関していくことにも言及する。

本章は清独両国の方針・認識の齟齬や双方向的な作用を重視しているため、双方の史料を分析する。清朝側については、公刊されている交渉の議事録⁹や台湾の中央研究院近代史研究所檔案館所蔵の『中徳議訂商約』を主に利用し、ドイツ側については、ドイツ連邦文書館所蔵の外務省第2局（通商）や外務省政治文書館所蔵の『駐華ドイツ大使館』史料などを主に利用する。

第1節では、ドイツの商約改正交渉の背景となった、英米日の交渉などを概観した後に、

⁶ 丁名楠、前掲書、171-172頁；王爾敏、前掲書、307、311-312頁。

⁷ 李永勝、前掲書；吳翎君『美国大企業與近代中國的國際化』台北：聯經、2012。

⁸ 李永勝、前掲書、53頁。

⁹ 中国近代經濟史資料叢刊編輯委員会主編、中華人民共和國海關總署研究室編訳『辛丑和約訂立以後的商約談判』（以下、『談判』）北京：中華書局、1994。

在華ドイツ人が草案作成に関与して作成された上海案、さらに対清貿易に関与するドイツ本国の利害関係者も意見も入れて作成された外務省案という 2 つの条約案の作成過程を検討する。第 2 節では清独間の交渉過程を、特に裁釐加税（国内流通税の一種であった釐金の廃止と関税引き上げ）、在華無条約国人やドイツ影響下に置かれた中国人保護をめぐる清独間で衝突が起こったドイツの被保護民問題、通商活動の規制緩和と清朝の主権意識が衝突した揚子江における内河航行権問題を事例として、両国の方針・認識の違いを明らかにし、交渉中断の背景を分析する。第 3 節では、交渉中断後の清朝側の交渉再開の動きと法・制度整備との関連性に注目し、清独間の交渉再開をめぐる協議の経過と清朝の通商政策構想を検討する。

6.1. ドイツの条約改正案の作成過程

6.1.1. モデルとしての英米日の改正通商条約

まずドイツが条約案作成をする時点で、条約調印済みや交渉中であった英米日の事例を、先行研究を利用して紹介し、主要な問題関心と交渉の結果を概観しておく。

各国は条約案を作成する上で、イギリスは中国協会（China Society）、アメリカはアメリカ・アジア協会（American Asiatic Association）などの対清貿易に関連する団体や企業、関係する省庁や在華領事などから通商環境に関する意見を得た上で、条約案を作成した¹⁰。その中で中国での通商活動の障害となっていた釐金の廃止を求める声が多く、各国でその廃止に向けた条約案が作成された。

そもそも裁釐加税という問題は、義和団戦争の講和条約である北京議定書の作成過程の中で、一度は議題となり、条約調印後も、日英が合同委員会の設置を提案したが、各国の反対により実現せず、二国間交渉による解決が図られることとなった¹¹。

しかし、商約交渉の開始に先立ち、その前提となる従価税 5%の実施に関する協議が行われた。それは北京議定書の第 6 条に規定され、調印の 2 か月後に実施されることになっていた。列強側は当初そこから対象外となる品目と税率に関する委員会の設置を計画したが、イギリス政府の反対により失敗した。そのため、清朝は議定書調印 2 か月後の 11 月 8 日に、1897～99 年の 3 年間の価値を平均した値を基準に 5%の従価税導入を布告した。

関税率協定に関して、当初足並みがそろわなかった列強であったが、商約交渉のイギリス全権委員に任命されたマッケイ（Sir James Mackay）が上海に到着したことにより、英米仏独日清の 6 カ国の間で関税率会議が行われ、紆余曲折はあったものの、1902 年 8 月 9 日に関税率協定を調印することまでは決定した。しかし、清朝側が張之洞や劉坤一の同意を必要とするとして、調印の延期を要請してくると、アメリカ代表の帰国が決定していたこともあり、15 日に清朝側を除外して英米独日の代表のみで協定に調印し、その後、オーストリア＝ハンガリー、ベルギー、オランダが続き、有利な暫定税率を可能な限り長期的に維持しようと試みた清朝も 29 日にはこれに調印した。これによって協定の調印書には 8

¹⁰ 曹英『不平等条約与晚清中英貿易衝突』長沙：湖南人民出版社、2010、314-317 頁；呉翎君、前掲書、75-84 頁；李永勝、前掲書、34 頁；飯島、前掲（1992）、129-130 頁。

¹¹ 李永勝、前掲書、33-34 頁；飯島、前掲（1993）、10-12 頁。

カ国にさらにスペインの代表の名前が連なった¹²。

清英の商約改正交渉¹³はこの関税率会議と並行して、1902年1月からすでに開始されていた。その重点を、清朝側は加税に、イギリス側が裁釐に代表される在華通商活動の規制緩和に置いていた。この点を端的にしているのが、1901年9月30日にイギリス外務大臣ランスダウン（Henry Charles Keith Petty-FitzMaurice, 5th Marquess of Lansdowne）がマッケイなどを全権代表に任命した際に示した、条約交渉における6つの項目であった。つまり、①釐金全廃とそれによって生じる減収を補填するために子口半税を含む輸入税の10%への引き上げ、②「内港行輪章程」（1898）の改正、③内地居住問題、④港での免税区域、⑤路鈔章程（1898）の改正、⑥上海租界内の司法問題（会審公廨）である¹⁴。

清英交渉にとって最大の難関は、長江流域の有力督撫であり、商約交渉にも関与していた両江総督劉坤一と湖広総督張之洞から、いかに省財政の主要財源の1つであった釐金の廃止に対する同意を獲得するかであった。張之洞は、裁釐加税を清朝財政の拡大の機会として捉えており、中央財政の影響力拡大を回避しながら、釐金の徴税権を確保することで、省財政への影響力維持を図ろうとした¹⁵。

それゆえ、清英間の交渉では、商約大臣盛宣懷が裁釐による損失を試算し、その値を考慮した上で、輸入税12.5%・輸出税7.5%への引き上げで合意に達した。しかし、問題は裁釐の保証、つまり、中央政府による裁釐実施の上諭布告を照会で確約するだけではなく、実際に実施主体となる督撫の協力をどのように獲得するかであった。1902年7月、マッケイと劉・張との間で再度交渉が行われ、専門部局の設置による塩・国産アヘンの釐金徴収と、それ以外への臨検を実施しないことで同意に達し¹⁶、さらに張之洞は最終的に裁釐加税実施を条件に、消費税の一種である「銷場税」徴収を認めさせた。マッケイは清朝側にある程度の流通税の存続を容認することで、裁釐加税に関する清英間の基本的合意を達成した。他にも清朝側が提案した司法改革を前提とする治外法権撤廃も条約に盛り込まれ、清英間の商約改正（マッケイ条約とも呼ばれる）により、清朝の主権回復の方向性が示されたが、商約により獲得した権利の多くは、他の条約国の承認を必要とするものであった。

マッケイ条約が9月5日に調印されたことにより、その後の条約改正交渉の基準ができた。

¹² 関税率会議は、英米独日により主導され、関税率の全体的な枠組を作成し、それに他国も加わるという方法で進められた。これに関しては、ドイツ側の代表として参加した、上海総領事クナップの詳細な状況報告と重要項目の関税率に関するドイツ側の見解が示された文書が作成されている。なおこの形式が、後にドイツ側が裁釐加税において提案する国際的合意の内容である（Anlage: Promemoria über den chinesischen Zolltarif vom 31. Oktober 1902, in : BA/L, R901, 12855, No. 256, Knappe an Bülow, Shanghai, 26.11.1902.）。

¹³ ドイツ側はイギリスの条約案などを入手しており、それについてかなり綿密な分析をしている。これは、アメリカ、日本の場合も同様であり、ドイツ側は交渉によって何が未解決のままかという点を十分に把握した上で、自らの条約を作成したと思われる。

¹⁴ 李永勝、前掲書、13-14頁。

¹⁵ 飯島、前掲（1993）、16-22頁。

¹⁶ 李永勝、前掲書、141、144-147頁。

上海で発行されているドイツ語の週刊誌である『東アジアロイド』紙から在華ドイツ人の条約に対する評価を見ておこう。1903年8月の記事には、「結局、ちょうど批准された英清通商条約により新たに達成したものはあまり多くない。他国が最終的に立場を明らかにするまで、主要な諸問題が未解決であり、比較的重要ではない小さな改正である」¹⁷と評価しており、その不十分さを指摘している。また上海在住のリトル (Edward S. Little)¹⁸は条約調印後に新商約批准に反対するパンフレットを発行し、特に第8条の裁釐に関する条項を取り上げ、対外貿易を取り巻く環境が悪化する危険性を指摘した¹⁹。

マッケイ条約は裁釐加税の枠組を決めた点で重要であったが、裁釐の代償として清朝側に依然として国内製品の流通に対する徴税機関である常関の存続や消費税などの一種の流通税の徴税権を認めたため、釐金が抱えていた問題そのものの全面的解消には至らなかった。これが条約改正による改善を評価する声があると同時に、マッケイ条約の枠組の不十分さへの批判とその修正が必要であるという認識を生み出す背景となった。

マッケイ条約への不満と同時に注意しなければならないのは、その後交渉に入る米日などとイギリスとの商約交渉に対する関心が、主要な通商活動地域の違いにより一致しない点が存在していたことである。特に裁釐に関しては、当時のアメリカの対清貿易の主要な地域は華北であり、同地域の釐金はイギリスの貿易中心地である揚子江流域と比べて圧倒的に少なかった。それゆえ、裁釐の代償としては、アメリカの条約案の作成段階で示された15%の輸入税引き上げはあまりにも大きく、アジア協会の激しい批判を受けた²⁰。そこで、1903年2月から交渉が本格化すると、アメリカ側は10%の輸入税引き上げにとどめ、常関の全廃を条件とした12.5%への引き上げを認めた。これは裁釐実現の措置の1つであったが、アメリカ側は常関廃止の代償として、国内製品に対する産地税や工場税、消費税の徴収権を清朝側に認めた²¹。10月に清米間で条約が締結されたが、アメリカは裁釐のより厳格な実施および保証を求め、当時ロシア軍が駐屯していた満洲地域に含まれる奉天や大東溝の開港を要求しており²²、マッケイ条約の枠組から外れる独自性も存在していた。

日本の場合は、交渉における英米との協調が重視された。全体的な枠組への配慮は、例

¹⁷ „Der britisch-chinesische Handelsvertrag“, *OAL*, 21.8.1903.

¹⁸ リトルの経歴は辛亥革命時に上海総領事が帝国宰相に宛てた報告書の中に若干記されている。それによれば、「以前イギリスの宣教師であり、長い間中国に滞在している。……かなり前に、宣教活動 (Missionstätigkeit) をある商人が有していたより利益の高い事業と交換し、6、7年前からイギリス系の大規模なアルカリ工場である、ブルナー・モンド社 (Brunner Mond & Co.) の代表として活動している」(PA-AA, R.17716, Buri an Bethmann-Hollweg, Shanghai, 20.12.1911)。

¹⁹ Edward S. Little, *The New Commercial Treaty: a Protest against Ratification*, Shanghai: “North-China Herald” Office, 1902. このパンフレットは、ドイツ語の週刊誌『エクスポート (Export)』1903年第2、3、5号に翻訳の上掲載された。

²⁰ 李永勝、前掲書、28-29頁；吳翎君、前掲書、83-84頁。

²¹ 李永勝、前掲書、148-160頁；吳翎君、前掲書、87-90頁。

²² 李永勝、前掲書、228-229頁；吳翎君、前掲書、90-91頁。

えば、日本側が当初従価税での 10%への引き上げを認める姿勢であったが²³、同時並行で進んでいた清米交渉において、アメリカ側が 12.5%の輸入税を認めると、日本もその動きに合わせて、従来の要求を断念し、同様の関税率を容認する姿勢に転換した。しかし、1903 年 10 月 8 日に調印された条約では、あくまで日本が主張した裁釐を前提とした加税が認められ、関税率に関しては全条約国が認めたのと同率の追加税を支払うとして、数字は明記されなかった。これが英米条約との大きな相違点であり、後述するように、ドイツもこの案を参考としている。またもう 1 つの違いとしては、裁釐加税に関する上海での交渉が難航する中、頭越しに北京において駐清公使内田康哉と張之洞が協議し、条約を調印したことである²⁴。これなどは全権大臣として上海で交渉する盛宣懷や呂海寰の地位が単に交渉者であり、張之洞の意向が最終的な条約交渉の趨勢を大きく左右していたことを示している。

『東アジアロイド』紙は清米・日米の両商約を「それを通じて、イギリスの条約〔締結〕後に、何が他の列強により達成され、何が他の列強にとって依然として尽力すべき〔交渉課題として〕残されているかが、さらに明確にされたという意味で重要である」と、マッケイ条約に修正を加えた点で部分的に評価しながらも、依然として加税に対する裁釐の保証が十分ではないとの失望感も同時に示した²⁵。

一連の商約改正交渉により、清朝は条件に差異があるものの裁釐を前提とした加税に対する同意を獲得し、英米日は通商上の規制緩和を条約に記載することで、その改善を期待することができた。他方で英米の条約における裁釐の条件の違いが示すように、その内容は次の交渉でより厳格な措置や別の条件が追加されるようになった。これは最恵国待遇と二国間交渉という 2 つの要素により生じた問題であり、この点を軽視して商約改正交渉を議論することはできないだろう。だからこそ、交渉中撤回された要求や条約の運用上新たに発生した問題などの是正を、次の国の交渉で議題として提示することも可能になった。商約、特に裁釐加税に関する枠組自体は存在しうるものの、それは「体制」というにはまだ固定化されたものでもなく、考慮すべき対象であり、それとの整合性に注意しなければならないという程度のものであったと思われる。しかし、清朝側はこの枠組を絶対視する傾向があり、それを是正し、自国の通商利益の拡大を図る列国の思惑がその後の交渉で衝突することとなる。

6.1.2. 条約案作成と在華ドイツ人

1905 年 4 月 14 日に清独間での交渉が開始されると、その 1 週間後の 4 月 21 日付けの『東アジアロイド』紙において、その背景が報道された。同紙は、英米日葡が清朝と条約改正交渉妥結・批准に至った状況の中でドイツもその流れに取り残されるべきではないと主張し、「それまでの条約により保証された最恵国待遇〔により与えられる利権〕のみで十分であると考えるのは、ドイツの中国における経済的地位とは一致していない」との立場を示した。そして、「ドイツ側で通商条約が準備されていたのは、長い間公然の秘密であり」、

²³ 飯島、前掲（1992）、133-134 頁。

²⁴ 李永勝、前掲書、41-46 頁

²⁵ „Der amerikanische und der japanische Handelsvertrag“, *OAL*, 16.10. 1903.

ドイツ条約案に上海ドイツ協会が関与し、多様な利害関係者の意見聴取の結果、最終的な条約案が作成されたと伝えている²⁶。これは条約案それ自体がドイツの在華経済利権・活動をめぐる利害関係の集大成として位置づけられることを意味している。

本項ではそのような性格の条約案を、①上海での総領事館での作成過程、②ベルリンでの第一読会、③その後の各利害関係者との協議、④第二読会という4つの時期において以下で検討する。

6.1.2.1 条約案作成をめぐる各アクターの利害関係（1903年5月～12月）

ドイツ側が条約案作成を開始したのは、マッケイ条約の調印が行われ、米日が清朝と商約改正を交渉していた1903年5月28日のことであった。しかし、それ以前、上海総領事館は、各国の条約案の収集や交渉の経過を観察しており、かなりの程度商約改正に関する状況を把握していた²⁷。

ドイツ外務省において通商関係を担当する第2局の上奏権を持つ参事官（Vortragender Rat）アイヒベルガー（Aichberger）は上海総領事館に対して、マッケイ条約およびアメリカの条約案を参考に、条約案およびその理由書の作成を依頼した。この行動は、上海総領事であるクナップ（Wilhelm Knappe）のベルリン滞在中に条約案を固めたいという外務省側の意図の表れであった²⁸。総領事代理ボイエ（Adolf Boyé）が中心となり、マッケイ条約とアメリカの条約案を基に、館員が分担して条項を起草し²⁹、その際に、上海ドイツ協会の商約委員会（Die Handelsvertrags-Kommission der Deutschen Vereinigung）³⁰が助言を行った。その上で1901年に創設された、東アジアの通商利害を代表し、ハンブルクに本部を置く東アジア協会（Der Ostasiatische Verein）およびその支部である天津ドイツ協会

²⁶ „Zur Vorgeschichte des neuen deutsch-chinesischen Handelsvertrags“, *OAL*, 21.4. 1905.

²⁷ ドイツの各国の商約改正交渉に関する状況は以下の史料に多く含まれている：BA/L, R.901, Die Revision der Handelsverträge mit China, 12853-12859. 講和会議の結果として、関税率会議と通商条約改正交渉が同時に開始されており、義和団戦争後の戦後構想として、どのような通商体制を構想していたのか、また、その際の列強間の協力関係がどのようなものであったかについては、今後綿密な検討が必要である。

²⁸ PA-AA, Peking II, 207, 2314/03(T), Aichberger an Germania Shanghai, Berlin, 28.5. 1903, Bl. 1f.

²⁹ 総領事代理ボイエの説明によれば、副領事レスラー（Dr. Rössler）が第1条（外交官の待遇）、第2条（領事館員の待遇）、第7条（鉱山）、第9条（商標保護）、第14条（宣教師）を、ミュラー（Müller）が第6条（免税倉庫）、第8条（関税還付証明書）、通商担当官デリウス（Dr. Delius）が第13条（通貨改革）に関する条項を執筆した。

³⁰ 構成員はメルチャース社社長・ドイツ協会代表（Chef der Firma Mechlors & Co., Vorsitzender der Deutschen Vereinigung）コルフ（A. Korff）、アーノルド・カーベルク社社長（Chef der Firma Arnhold, Karberg & Co.）レムケ（R. Lemke）、マイエリク社社長（Chef der Firma Meyerink & Co）ツィッカーマン（A. Zickermann）。

(Deutsche Vereinigung in Tientsin) に対してマッケイ条約に関する意見聴取を行った³¹。

上海ドイツ協会は、追加税 7.5%は高くないものの、裁釐の保証を求め、その保証機関としての信託局 (Board of Trust) の設置、常関や塩・アヘンの釐金局の撤廃、一切の流通税の廃止を求め、消費税導入に反対の立場を示した。また、珠江開鑿に関しては海関ではなく、外国人商人、領事、清朝政府代表者からなる委員会が管理するとして、外国人による管理権、つまり清朝の統治権に介入するような提案を行った³²。一方で、天津ドイツ協会側は、常関を海関と同様に外国の管轄下に入れるなど外国の管理強化を主張するも、上海側が提案した強力な信託局の権限付与には慎重な態度を示していた³³。

ハンブルクの東アジア協会は、上海ドイツ協会の要請を受け、マッケイ条約への評価を 1903 年 6 月 10 日に上海ドイツ協会に送付した。特徴としては、華北地域への経済活動を拡大するために、山東省の済南と濰県の開市や、珠江開鑿の実施および監視に関する委員会を設置とその対象範囲を中国の全国内河川に拡大する案、常関を海関の管理下に置く点など通商における外国人や海関による管理強化を支持する 2 つの協会と同様の立場に立っていた。また、工場税導入 (第 8 条第 9 項) の導入により中国製品の税負担が外国製品のそれより軽くなることを問題視し、その条項の削除を求めており、中国市場をめぐって中国を競合相手として見なす考えも存在しており、税改正による中国の産業力強化を制限しようとする姿勢を強めたのである³⁴。その一方で、東アジア協会は国内問題であるとして塩税やアヘン税徴収に言及しない点や法整備を条件とした治外法権撤廃に関する規定を条約案に残すように提案しており、清朝側に対して配慮する姿勢も見せている³⁵。

以上のような意見聴取を行った上で、上海において条約案 (以下、上海案) が作成され、1903 年 9 月 29 日付けの報告書に添付して、ポイエは駐清公使ムム (Alfons Mumm von Schwarzenstein) に独清商約案とその理由書 (Begründung zum Deutsch-chinesischen Handelsvertrag) を送付した³⁶。条約案は全 18 条からなり、マッケイ条約は第 8 条で 16 節を設けて釐金撤廃と加税について規定したが、上海案第 4 条の釐金に関する項目はさらに 12 節にわかれていた (190 頁の表を参照)。上海案は全体的にみれば、マッケイ条約と

³¹ Anlage: J.No.7758/No.243, 29.9.1903, in: PA-AA, Peking II, 207, J.No.7752/No.209, Boyé an Mumm, Shanghai, 29.9.1903, Bl. 16-19.

³² Anlage; Bemerkungen der Deutschen Vereinigung in Shanghai zum Englisch-Chines. Handelsvertrage, in: BA/L, R.901, 12860, IIA 129/04, Schwencke an AA, Hamburg, 18. 1.1904.

³³ III Gutachten der Deutschen Vereinigung in Tientsin, in : BA-MA, RM 3, 7057, Materialien zum neuen deutsch=chinesischen Handelsvertragsentwurfe, Shanghai 1903, folgend zitiert als Materialien, Bl. 63f.

³⁴ Nachtrag zum Gutachten des Ostasiatischen Vereins in Hamburg, Hamburg, 10.7. 1903, in: Materialien, S. 26f.

³⁵ IV „Gutachten des Ostasiatischen Vereins in Hamburg“, Hamburg, 10.6.1903, in: Materialien, S. 21-25.

³⁶ Anlage, J.No.7758/No.243, 29.9.1903, in: PA-AA, Peking II, 207, J.No.7752/No.209, Boyé an Mumm, Shanghai, 29.9.1903, Bl. 16-19.

アメリカの条約案に影響を受けたものであったが、特に構成に関しては後者の影響が強かった。

条約案の内容に入る前に、ドイツの商約改正に対する立場をその理由書から見ておく。

理由書ではマッケイ条約が多くの問題を規定しながらも、裁釐に関して未解決のままであるとして、「未完成品 (Torso)」と評価した。アメリカの条約も同様であり、裁釐問題を解決するだけで交渉を行う価値があるとの結論を下している。そこで重要な問題となるのが、裁釐を清朝に保証させる枠組をどのように構築するかということであった。上海ドイツ協会は、その実施を中国人の恣意に任せるのであれば、条約改正全体を破綻させる方がよいという考えすら持っていた。むしろ、このような姿勢の背景には、ドイツがマッケイ条約に含まれる、全条約国の同意を必要とする規定以外の条項を最恵国待遇により享受できるとの認識があり、それがそのような強硬な姿勢を可能にしたと思われる³⁷。

裁釐の保証として考え出されたのが、追加税の管理機関である「信託局」であった。これは条約案第 4 条に登場し、「全港で徴収された追加税の全額は毎月月末に海関から「信託局」に支払われる。局は第 4 条でなされた規定を厳正に遵守する保証として、1 ヶ月間その額を止め置く」とした。この信託局の人員は、清朝政府、領事団、上海の外国系銀行から各 1 名が任命され、その業務は、中央政府の基準に従い、各省への分配、外国の借款の支払い、各省の釐金に関する京餉も代理で行うというものであった。これは盛宣懷が裁釐加税により思い描いていた中央政府の財政の中央集権化構想とは反対に、追加税が中央政府の直接管理下には置かれず、第三者機関によりそれが担われることを意味しており、裁釐の実行者である地方督撫を説得させるための手段として構想された。また、同様に地方財政の重要な収入源となっていたアヘンと塩釐金に関しては、流通に関する徴税を認めないものの、生産地での徴税は清朝政府の自由裁量とした (第 3 項)。第 10 項では、東アジア協会の提案を受け、山東省の済南と濰県が開港場の候補として挙げられている。

鉱山と商標問題に関しては、ドイツが関与する余地を残しておこうとする意図が見られる。第 7 条の鉱務章程に関しては、助言のためにドイツや他国からの専門家を招くことを要求し、その第 4 項で鉱山所有権は第三者への譲渡を可能とし、その際はさらなる許可を必要としないとして、鉱山事業の自由処分権を清朝側に求めた。英米との交渉で問題となった商標・著作権に関しても同様であり、清朝の担当機関設置まで、認可は在華ドイツ領事館が証明書を発行し、それを清朝側が追認するよう求めた。この規定は清朝の商標局設置と両国間の協定締結まで有効とされ、ドイツを含む列強が影響力を行使できる内容となった。

第 11 条では 1895 年の下関条約により日本に認められた権利ではあったが、宜昌—重慶間の汽船の航行を可能にする対策の実施を清朝側に求め、清朝政府が改善を行うまで、汽船所有者と海関とが協力して、自弁で急流を渡航するための牽引装置を設置するとした。また、第 12 条の内地航行に関して、四川省の万県と穂府 (Suifu: 重慶の南西の宜賓県近く) を開港場として開くことを要求しており、第 11 条との関連で見れば、ドイツ側が揚子江上流域の四川省にまで商業活動の拡大を狙っていたことがわかる。

³⁷ Vormerkung, in Begründung zum Deutsch-chinesischen Handelsvertrag, in: PA-AA, Peking II, 1458a, Bl. 60-75.

1898年に発布された内港行輪章程の改正案として10条からなる内地航行に関する附属協定案も作成された。マッケイ条約の付属文書として交換された内港行輪章程改正案と比較すると、まず上海案の第1条では、倉庫や棧橋の使用権がイギリス案では25カ年であったのに対して、99カ年とされた。第3条では内河汽船が及ぶ場所に未開港場であっても、ドイツ人が居住でき、また外国人や中国人代理人を業務のために配置することができるとしたが、マッケイ条約ではあくまで倉庫の管理は中国人代理人に限定されており、イギリス人商人の居住に関する記述はない。第9条の曳航される客船や貨物船の船員が中国人であることが規定されているが、外国人も税務司が申請を受け例外として認めることも可能であるとの規定を求めた。このような上海案に含まれていた要求は、外国人の内地の通商活動の規制緩和を求めるものであったが、未開港場や治外法権などの問題に抵触するものであった。

これが上海案の全貌であり、ドイツ側が貿易障害の撤廃・軽減を求め、また清朝側の通商問題の制度化への関与を獲得しようとする傾向が強い。これは清朝側の条約履行に対する不信感を反映したものと考えられる。

しかし、条約案の理由書では、その作成における各協会の意見相違について言及されており、必ずしも完全な意見一致を見なかったことが窺える。ここでは一番問題となった第4条の釐金撤廃に関する理由書³⁸から各協会の意見の相違を見ていきたい。まず確認しておきたいことは、ドイツ側は裁釐の実施を条件とした輸入関税5%+追加税7.5%および輸出関税5%+2.5%を基本的に認める姿勢であったことである。したがって、関税率の高低はほとんど問題とならなかった。問題は上述のように裁釐の保証と追加税の管理であった。上海側は「信託局」がそれらを完全に管理するよう要求したが、条約案では徴収金の一時管理と記載されており、これは天津ドイツ協会や東アジア協会の意見が採用されたことを意味している。両協会は清朝が妥協しない可能性と他国の反発を危惧しており、ある程度外国側に管理権を留保しながら、清朝側の裁釐実施の主体性に配慮した結果といえよう。信託局による追加税の分配は、地方政府が中央政府の介入を回避しながら、追加税を受け取れる仕組みである点が強調されている(d項)。

裁釐に関して、常関(Zollstationen im Innern)と工場税導入が次に問題となった。

条約案第4条を作成する上で、ドイツ側はまず釐金局の廃止と同時に常関の全廃を実施すべきとの立場であった。ドイツ側は外国製品の流通税が徴収される余地をなくす考えであり、常関が釐金とは別の流通各税を徴収している現状への不満を表したものであった(第1項)。上海側は釐金局と常関双方の全廃を要求したが、東アジア協会や天津側は、常関を海関の監督下に置くことを提案し、後者が採用されている(第3項)。それと並んで、第8項は国内税に関して常関税の監視と海関職員の派遣を規定していたが、上海側はこの条項の削除を求め、天津側と東アジア協会側はそれに反対し、結局、ここでも後者の意見が採用されている。

釐金全廃と追加税の管理に関する議論から、上海側が追加税管理や常関廃止など清朝の主権に関連する踏み込んだ要求をし、海関や外国人の影響力強化を狙った一方で、天津側や東アジア協会は管理強化や保証の必要性は認めつつも、英米条約など全体との関連を重

³⁸ PAAA, Peking II, 1458a, Bl. 87-123.

視して、従来のシステムを利用しながら、管理を強化する傾向にあった。

条約案の理由書から見えてくるドイツ側の意図は、通商活動の円滑化とその保証を確保するために、清朝に対策を任せず、ある程度自らも関与することで各種の規制・管理（第6条の免税倉庫）の確実性を高めようとするところでは、基本的に3協会の方向性は一致していたといえよう。

以上のように上海を中心としたドイツの在華経済利害関係者からの意見を参考に総領事館員が条約案を作成したが、条約案自体はより穏当な東アジア協会や天津ドイツ協会の意見が反映される傾向にあった。ただし、中国にはもう1つ大きなドイツ人の経済グループが存在した。それはドイツの租借地である青島を拠点に活動するドイツ人たちであった。彼らも商約改正に関心を持っており、膠州湾総督トルッペル（Osker von Truppel）を通じて北京のドイツ公使館に要望書を提出している。彼らの要求の核心は、商約が租借地の特殊利益を損なわずに、関税の優遇措置の実施など租借地発展に有利になるように状況を改善することに置かれていた³⁹。青島のドイツ人は青島の条約上の特権の保護および拡大を目指す立場をとっており、この個別特殊な要求は、在華経済活動全体の観点から商約を捉えていた上海や天津のドイツ人とは異なるものであった。

6.1.2.2. 条約案に対する駐清公使ムンムの評価

ボイエから条約の草案を受け取った外務長官リヒトホーフエン（Obwald Frhr. von Richthofen）は、10月4日、駐清公使ムンムに草案に対する意見を文書で提出するよう求めた⁴⁰。それを受け、ムンムは15日に条約案に関する意見書を帝国宰相ビューローに送付した⁴¹。

ムンムは条約交渉の実施を比較的に肯定しており、それがドイツの威信に関わるものであると指摘した。つまり、もし条約の改善に成功すれば、清朝と各国と通商関係はドイツの条約により規定され、それはドイツの立場を強化する「大勝利」となるだろうと予測している。他方で、交渉の障害が大きければ、最恵国待遇による条約特権の享受に満足した方が、交渉失敗よりも好ましいとも述べている。そして、ムンムは、その困難が清朝ではなく、列強、特にロシアの動向に左右されるとの懸念を述べている。ロシアの勢力範囲である満洲には釐金が存在しないため、裁釐を前提とする加税には同意せず、またロシアが海関の強化によるイギリスの影響力拡大を望まないと予測したからである。ただし、釐金問題を解決せずに条約を締結することには否定的な見解を示しており、ムンムとしても、釐金問題の解決が商約の成否を左右すると認識していた。この点では、他の利害関係者と同様であった。

³⁹ PA-AA, Peking II, 207, Buch-Nr. Geh. 56B, Truppel an KDGP, 31.8.1903, Bl. 4-11. 総督府の青島に対する自由港制度導入など一連の経済政策の内容とその経過については以下を参照：浅田進史『ドイツ統治下の青島—経済的自由主義と植民地社会秩序—』東京大学出版会、2011、第2章および第4章。

⁴⁰ PA-AA, Peking II, 207, 154/03P.E.(T), Richthofen an KDGP, Berlin, 4.10.1903, Bl. 20.

⁴¹ Ebd., A246, Mumm an Bülow, Peking, 15.10.1903, Bl. 21-29.

ムンムは、裁釐の保証措置であった信託局の設置（第4条b項）や常関を海関の管理下に置く案が、「中国人の主権意識（Souveränitätsgefühl）」による抵抗や米露の反対を引き起こす危険性があることを指摘して、その困難さを強調した。ただし、清朝の宮廷や地方督撫を説得することは可能であるとの楽観的な見通しを示している。また、第4項の国産アヘン税・塩税の生産税化は清朝の財政強化につながるとして支持しており、裁釐の実施が清朝にとっても利点があると考えていた。第10項の開港場拡大については、北京の開市は首都であるという性格上不可能であり、東アジア協会が提案した山東省の済南・濰県の開市は、国際的な競争を招き、ドイツの山東権益にとって不利に働くとして否定的な態度を示した⁴²。清朝がマッケイ条約により獲得した治外法権（第15条）やモルヒネ輸入禁止（17条）などは交渉の際の材料とし、条約文からの削除を求めた。内港行輪章程改訂で最も重要なのは非開港場での商人の居住問題であるも、清朝側が領事裁判権との関連から許可しないだろうが、外国商人の代理人であれば可能性があるとして指摘している。

10月23日、ムンムは、膠州湾総督トルッペルが総督側は条約案が租借条約で認められた特権に反しないとの条件での条約交渉を認め、また条約案に特殊な要望(Sonderwunsch)を盛り込むよう要請してきたため、そのような要求が列強や清朝の注意をドイツの山東特殊権益に向けさせ、不信を惹起させる事態になりかねず、交渉の進展に不利になると説得したことを、ビューローに伝えている⁴³。

以上のようにムンムは、対華貿易に利害を持つグループによって作成された条約案の中に清朝の反発を招く危険性を含む条項があることを指摘した。それゆえ、租借地に関する特別な要求を行ってくる膠州湾総督側を交渉を難航させる要素として見なし、彼らを条約案作成や意見聴取の対象から外そうとした⁴⁴。結局、ムンムは商約改正における上海案が内包する危険性に警鐘を鳴らし、条約の枠組との整合性を重視した案を求めたといえよう。

6.1.2.3. 政府内での条約案協議

外務省と駐清公使ムンムとの間で条約交渉に関する文書の往来がある中で、外務省は関連省庁に対して、清朝との商約改正交渉の準備を開始した状況を伝え、条約案を送付すると同時に、12月初旬に開催される会議に担当官の派遣を求めた。

1903年12月8日と9日の2日間にわたり、帝国外務省内において第一読会が開かれた。会議には帝国内務省、帝国海軍省、帝国司法省、帝国財務省、プロイセン王国財務省および王国商工省の担当官がそれぞれ出席し、議長には外務省第2局局長ケルナー（Dr. Paul von Koerner）が就いた⁴⁵。

⁴² 山東省内の済南・濰県の開市を膠州湾総督府側も反対をしていたが、膠濟線の建設との関連で、その開市に関する決定は総督に委ねるよう要望している（Ebd., 3825/043, Aufzeichnung des Schutzgebiets von Kiautschou und der deutsche Handelsvertrags-Entwurf, Bl. 90-92）。

⁴³ Ebd., 332/03 P.B, A253, Mumm an Bülow, Peking, 23.10.1903, Bl. 103f.

⁴⁴ Ebd, No. 144(T), Mumm an AA, 1.12.1903, Bl. 109.

⁴⁵ 以下の会議内の議論は次の資料に依拠：Anlage A, in: PA-AA, Peking II, 207, No.60,

この会議の目的は、①清朝と新たな商約締結の妥当性、②最恵国待遇条項に基づき獲得できる英米の新条約を均霑するように要求することに止めるか、という基本的立場を検討することにあった。

上海総領事クナッペは北京議定書第 11 条に規定されているという道義的義務 (*moralische Verpflichtung*) と最恵国待遇による条約特権の均霑に満足することは、ドイツの地位にそぐわないとの見解を示し、条約交渉を支持した。また、ケルナーは条約を締結するのであれば、英米日が条約で獲得したもの以上を得なければならないとのムンムの見解を読み上げた。加えて、交渉においては釐金問題が最重要課題であり、清朝だけではなく、露米の反対を考慮に入れる必要がある点、さらに新条約の中では清朝に対して権利を認めなければならない点が強調された。しかし、会議の中では、条約交渉は信託局の設置を条約案に入れることを条件とする声が多かった。

内務省のボークト (*Borgh*t) は新条約の締結が釐金および航行問題という経済的立場から好ましいが、信託局が設置されないのであれば、交渉は中断しても構わないという立場を示した。同じ内務省のグロース (*Gross*) は経済的観点ではなく、政治的な観点から交渉の実施を望ましいとしながらも、ドイツが裁釐問題に十分な解決策を示していない英米条約に同意を与えることは得策ではなく、他方で、ドイツが清朝の商約の枠組 (*Handelsvertragswerk*) を拒絶して破綻させた場合に、新たな通商関係を構築しなければ、ドイツは妨害者とみられることになることになると警鐘を鳴らした。ただ、ドイツ案に基づく裁釐の実現の可能性がなくとも、鉱山問題を解決するためにも交渉は意義がある点も強調された。

そのような意見に対して、クナッペは条約案がドイツ人のみの利益を反映したものではなく、イギリス人などが持つ不満にも応えるものであると主張した。これはドイツの条約案がマッケイ条約などの不備を修正することにより、在華商人全体の利益を改善するものとして位置づけようとする思惑が見えてくる。さらに従来条約では裁釐に対する地方督撫への補償が含まれていなかったが、条約案では信託局設置を裁釐に対する代償を保証するものとして規定しており、地方督撫にとっても利益があるとの考えを示した。

条件付きを含めて交渉支持の意見が多く出る中で、王国財務省のボンネンベルク

Richtshofen an Mumm, Berlin, 18.3.1904, folgend zitiert als Bericht Nr. 60 vom 18.3.1904, Bl. 167-183. なお、出席者は以下の通り：帝国外務省) 議長ケルナー第 2 局長、シュヴァートコッペン枢密公使館参事官 (Dr. Georg von Schwartkoppen)、レーマン枢密領事館参事官 (Dr. Curt Lehmann)、上海総領事クナッペ (Dr. Wilhelm Knappe)、ツィンマーマン公使館参事官 (Arthur Zimmermann)、ランク副領事 (Karl Lang)、帝国内務省) ファン・デア・ボークト枢密政府参事官 (von der Borgh)、グロース政府参事官 (von Gross)、帝国海軍省) アーレフェルト海軍少将 (von Ahlefeld)、ロルマン海軍大佐 (Rollmann)、ケプナー軍令部参事官 (Prof. Dr. Koebner)、帝国司法省) ドンクス枢密上級政府参事官 (Dr. Dungs)、帝国財務省) ティンカーネレ枢密政府参事官 (Tinkernelle)、プロイセン王国財務省) ボーネンベルク枢密上級財務参事官 (Bonnenberg)、プロイセン王国商工省) ルーヴェンスキー枢密上級政府参事官 (Luwensky)、ノイハウス参事官試補 (Neuhaus)、記録係) ムトゥラ上級公務員試補 (Mudra)、ベッカー枢密専門書記官 (Becker)

(Bonnenberg) は、ドイツが交渉で英米以上のものを獲得できないとして、条約締結に反対の立場を示した。むしろ、清朝側がドイツに対して対英米日条約に参加するよう求めてくるのを待ち、その承認を前提条件として、信託局設置による裁釐の保証を求めるべきであると述べた。

では、裁釐実現に対して、外務省側はどのような構想を描いていたのか。外務省第 3 局 (法律) のツィンマーマンは、信託局による裁釐分の補償を行うことで、督撫の協力を得ることができれば、華中・華南では実現可能であるとの楽観的な考えを示した。また、クナッペは流通税である消費税を導入せず、生産地で徴収される生産税 (Produktionssteuer) の徴収に一本化することで、釐金局存続の懸念を払拭できるとの展望を示した。会議では信託局設置と工場税導入による裁釐の保証およびその損失補填を行うとの結論が出された。

裁釐と並んで重要であった問題は、釐金の華中・華南への偏重と陸上関税・海関税との間の格差であった。海軍省のアーレフェルト少将 (Ahlefeld) は華北では釐金による負担はほとんどなく、さらにドイツの貿易が「非釐金地域の北部 (im likinfreien Norden)」において、ドイツによる大規模な鉄道建設に合わせて展開されており、裁釐は他国民よりも関心はないと述べた。しかし、釐金問題が全国的なものであるという認識が会議では大勢を占めていたため、この発言は海軍の地域主義的な見解であるとして批判された。

ここで問題となったのが、露仏が他国と異なり、陸路で対清貿易を行っている状況であった。陸上関税が海関税よりも低いという状況から、両国の同意を獲得することが難しいと考えられた。

結局、裁釐問題は英米条約の条項を参考に修正し、関税率に関しては条約文に盛り込まず、清朝側が最恵国待遇によりその承認を求めるまで保留することとした。こうして、1 日目の会議が終了した。

2 日目の会議ではレーマンが議長となり、第 7 条の鉱山問題や宜昌の急流問題が議論された⁴⁶。商工省のルクス (Luchs) 枢密鉱山参事官はドイツ案が英米のものよりも改善されているが、新鉱山章程がドイツの鉱山法に基づき発布され、それが忠実に実行されることが同意の前提条件であるとした。また、鉱山採掘に関する課税については特定の鉱物に対する課税規定および適正な税率の決定が求められた。しかし、宜昌の急流および開港場の増加に関する問題と同様に、これらの問題の利害関係者から意見聴取を行った上で決定することで一致した。

そして、レーマンは会議での助言に基づき、外務省で清朝と新条約締結の有無を決定し、もし交渉実施ということになれば、利害関係者から意見聴取を行った上で、第二読会を開催する旨が伝えられた。

第一読会終了からおおよそ 1 ヶ月あまり経って、外務省は交渉に対する基本方針を決定した。外務長官リヒトホーフェンは駐清公使ムンムへの説明の中で、交渉に関しては清朝側の要請を待って、交渉を開始し、釐金問題の解決 (信託局設置と海関の常関に対する拡大) を交渉では持ち出さず、日本の条約のように、条約国が清朝と将来的に合意する方針を採ることを伝えている。この点は第一読会において条約交渉の前提となった信託局設置案からかなり後退したものであり、従来の条約の枠組の中でこの問題を解決しようとする外務

⁴⁶ Anlage A, in: Bericht Nr. 60 vom 18.3.1904, Bl. 184-188.

省の立場を反映したものであった。それは信託局案を持ち出すことが条約締結に不利に働くとの判断に基づくものであり、清朝や他国との衝突の危険性を回避し、ドイツが従来の方針の条約の枠組を拒否したという悪印象を抱かせないための措置であった、ドイツは商約により英米などが認めた裁釐を前提とする海関税の 12.5%への引き上げに基本的に同意しつつも、裁釐加税の詳細については国際的な合意の成立によることで条約改正交渉から切り離し、条約妥結の障害を軽減しようとする思惑が見て取れる⁴⁷。このような方針は、外務省が商約の枠組を重視し、その枠組での解決を可能な限り目指そうとする姿勢を示すものであろう。

この方針に対する国内の同意を得ることが、次に必要となった。それが利害関係者からの専門的な意見を聴取する際に行われた。

6.1.2.4. 利害関係者からの意見聴取

1904年1月10日、外務省は第一読会後の交渉に関する方針および貿易・航行・鉱山に関する利害関係者からの意見聴取と、ハンブルク、ブレーメンとの協議実施を関係省庁およびバイエルン、ザクセン両王国などに通知した⁴⁸。この意見聴取には条約改正に関する対清貿易に関する現状認識や要望を集めると同時に、商約交渉における政府の立場を説明し、各利害グループを説得する意味も込められていた。

以下、本項では分野別に条約改正交渉に対する見解を分析していく。

①ハンブルクでの説明・協議（1904年1月20日）⁴⁹

ハンブルクは東アジア協会が設置されている都市でもあり、ドイツの対外通商上重要な

⁴⁷ PA-AA, Peking II, 207, 2/04 P.E. (T), Richthofen an [KDGP], 3.1.1904, Bl. 114-116.

⁴⁸ BA/L, R.901, 12859, Zu IIa2377/03, 21/04, Richthofen an Staatssekretär des Innern, des Reichs-Marine-Amtes usw., Berlin, 10.1.1904.

⁴⁹ Anlage B, Hamburg, 20.1.1904, in: Bericht Nr. 60 vom 18.3.1904, Bl. 190-202. 当日の参加者は以下の通り：ハンブルク市政府）議長：市政府参事オズヴァルト（O'Swald）、市政府参事ラッペンベルク（Dr. Lappenberg）、市政府参事ヴェストパール（Westphal）、法律顧問レーロッフス（Roeloffs）、帝国外務省）レーマン、クナッペ、帝国内務省）ファン・デア・バルト、王国商工省）ノイハウス、商工会議所）北ドイツ銀行シンケル（Max Schinckel）、エルドマン（C. Erdmann）、アーノルト・オットー・マイヤー社ヴィットヘフト（F.H. Witthoefft）、東アジア協会）マイヤー社マイヤー領事（H.C. Eduard Meyer）、ジームセン社ギュルトゾフ（A. Gültzow）、カルロヴィッツ社ボーゼン（C. von Bosen）、ガッレルス（J.H. Garrels）、ライナース社ライナース（W. Reiners）、サンダー・ヴィーラー社ヴィーラー（G. Wieler）、フェルチュ・ザリシュ社フェルチュ（G. F. F. Fertsch）、デトマース社デトマース（W. Detmers）、クラインモート社クラインモート（Georg Kleinmoort）、ヴィッテ（A. Witte）、シュヴェンケ（Dr. E. Schwencke）、ハンブルク＝アメリカ汽船）エッカー取締役（Dr. Ecker）、ナート（J.E. Naht）、記録係）フォン・デア・ハイデ、ベッカー。

位置を占めていた。そのハンブルクの市政府において、英米条約に関する意見聴取が行われた。この会議にはハンブルク市政府およびドイツ帝国政府・プロイセン王国の関係省庁の担当官、さらに商工会議所、東アジア協会に加盟する企業などが参加した。この参加規模は、この問題に関するドイツ政府のハンブルク重視を示している。会議の目的は第一読会と同様に、条約交渉の是非とその際の要望を確認することにあった。

東アジア協会のガッレルス (Garrels) は、英米条約が不完全であり、高額の追加税と裁釐に対する清朝側の保証が必要であるとして、条約締結支持の立場を表明し、これが会議の意見として採用された。

裁釐問題はここでもやはり中心的なテーマであった。レーマンは、南北での釐金問題と裁釐による関税の引き上げ率の妥当性、廃止の保証についての意見を求めた。ハンブルク側は基本的には裁釐による加税に同意したが、確実な保証を求めた。ヴィーラー (Wieler) はマッケイ条約で妥協の産物となった消費税が裁釐の内容を錯覚させることになったとして、その不十分な保証を批判した。その上で、督撫への補償なしに裁釐の実施は不可能であり、督撫が塩やアヘンの徴税権保持を主張するのであれば、信託局の設置以外に方法がないと述べた。ヴェストファール (Westphal) はドイツの対清貿易構造の視点から、消費税がドイツの輸出業に危険を及ぼさないが、輸入業には打撃であると回答し、茶などの関税引き上げを考えるイギリスとドイツとの利害の相違に言及している。

釐金の南北格差については、カルロヴィッツ社のボーゼン (Bosen) が具体的な状況を挙げて説明した。彼によれば、北部では通過税支払い証明書 (Transitpass、過路貨捐) として 2.5% の釐金を一度支払えば、さらなる釐金は免除されたが、南部ではその証明書の所持にもかかわらず、商品が何ヶ月も留め置かれ、他の釐金局でも同様のことが繰り返されていた。ヴィーラーもドイツの中核的利害は購買力のある南部、中部、揚子江流域であると強調しており、釐金がドイツの対清貿易の大きな障害となっている点が確認された。

このように裁釐に対する保証を確保するために、条約交渉が必要であるという認識では一致していた。その保証措置として議論されたのが、やはり信託局の設置であった。

ガッレルスは信託局の設置が督撫との合意を前提とするとの考えを示しながらも、その提案自体は清朝側に委ね、ドイツ側から行わないよう提案した。信託局の権限には、塩やアヘンなども含む裁釐の有無の監視および付加税分配が想定されていた。交渉ではドイツ側から提案することには消極的ではありながらも、裁釐加税を監督する信託局の役割への期待を含んだ発言といえよう。

裁釐と並んで重要な問題が陸上関税と海関税の格差であった。これは鉄道建設により、陸路で中国と国境を接する露仏がその低関税という好条件を利用して貿易競争において有利な立場に立つことへの危機感の表れであった。しかし、ムンムがすでに評価書で示したように、この問題は対清問題である以上に、旧条約による関税優遇を受けている露仏との問題という側面が強く、その実現は両国が格差是正を同意するかどうかにかかっていた。ヴィーラーが陸上関税引き上げ率を海関税と同様の 7.5% とする案を出したが、シンケル (Schinckel) は現行の陸上関税 (3.75%) の 1.5 倍とすることで、露仏から譲歩を引き出す妥協案を提示した。この問題はロシアにとってタブーな問題 (noli me tangere) であるため、最終的には可能な限り格差を縮小することで一致した。

在華ドイツ人が現地での通商関係から意見と述べたとすれば、東アジア協会は本国企業

の利益という観点に立ち、中国の製鉄所などへの免税措置に関する文言の削除を要求し、中国製品が外国製品よりも低額の課税により競争に有利に立つことを警戒していた。協会側は、自らの市場としての中国観が強く反映された、自らに有利な商約改正の実施を求めた。

ハンブルクでの会議では、裁釐の保証機関としての信託局の設置と陸海間の関税格差の是正、外国商品と中国商品への対等な課税による競争力の低下を回避しようとする考えが示された。同様の問題は、ブレーメン市政府との会議でも議論され、政府の条約案について基本的な同意を得ている⁵⁰。

②汽船会社

第一読会において議論された宜昌の急流問題（第9条）と開港場拡大（第12条）について、専門的な意見を求めるために、1月18日にハンブルク＝アメリカ郵船会社（Hamburg-Amerikanische Packetfahrt-Aktiengesellschaft. 以下、Hapag）⁵¹と、22日にブレーメンの北ドイツ・ロイド（Norddeutscher Lloyd. 以下、NDL）⁵²との会談が行われた。

この2つの郵船会社にとって大きな問題は宜昌の急流問題であった。HapagもNDLも急流問題の解決法として、改修ではなく、清朝が禁止措置をとっていたタグボートによる曳航（Schleppschiffahrt）を勧めているが、その対処法に両社の方針の違いが存在した。Hapagは、以前アーノルド・カーベルク社と協力して清朝側から特別許可を得て、タグボートによる曳航を実施していたが、その高額な使用料により採算が合わず失敗した。それゆえ、Hapagはイギリスのバターフィールド・スワアー社とジャーディン・マセソン社、さらにはNDLとの協力により問題解決を図ったが、NDLの拒否により失敗した。また、国際的なカルテル案も同様にNDLの拒否に遭った。NDLのこのような姿勢の背景には、総支配人ヴィーガント（Heinrich Wiegand）が帝国郵政省の基金から助成金を獲得し、これにより在華汽船事業の損失を補填することで、英日中との競争に打ち勝つという構想を持っていたことと関係していた。しかし、Hapag総支配人バリン（Albert Ballin）は助成金交付による各国間の競争の激化を懸念しており、英仏日米なども加えた、揚子江航行に関する国際的なカルテル形成を重視していた。外務省側もバリンの見解に近く、助成金交付には消極的であった。

解決策では対立した両社であったが、急流問題に関しては、清朝からタグボートによる曳航許可を獲得する点では一致しており、バリンは条約ではなく、非公式にカルテル形成により許可を得ることが好ましいとの考えを伝えた。バリンは内河航行の追加協定に関して、タグボートの船長を中国人に限定する規定の削除と中国のジャンク船とヨーロッパの汽船との間の徴税に関する対等性を要望した。

③企業からの意見聴取

ドイツ外務省は対清貿易に関与する企業との会談や要望書を通じて意見聴取を行った。

⁵⁰ Anlage C, in: Bericht Nr. 60 vom 18.3.1904, Bl. 203-215.

⁵¹ Anlage G, Hamburg, 18.1.1904, in: Bericht Nr. 60 vom 18.3.1904, Bl. 233-235.

⁵² Anlage H, Bremen, 22,1,1904, in: Bericht Nr. 60 vom 18.3.1904, Bl. 236-239.

1904年1月25日（工業）⁵³、26日（商社・金融）⁵⁴、29日（鉱山）⁵⁵の3回にわたって、ベルリンで企業に対する意見聴取が行われた。中心的議題は裁釐と陸上関税と海関税の格差であった。基本的に企業側は裁釐の保証が不十分であるとして、信託局の設置を要求してきたのに対して、外務省を代表したレーマンなどは、その設置が清朝の内政干渉となる危険性があるとして、その提案を否定し、外務省の規定方針となった、裁釐を前提とした加税の原則的承認と、詳細に関しては国際的に規制を策定するという案に対する理解を求めた。

陸上関税と海関税の格差是正に関しては、おおむねハンブルクでの結論と同じであったが、ブリューニンク（Brüning）はアニリンに関して露仏が競争相手ではなく、競争相手であるイギリスも状況は同じであるため、関税格差を深刻とは考えていなかった⁵⁶。また、バイエルの元染料工場長であったベッティンガー（Böttlinger）は、製品を香港でジャンク船に積み替えるため、ジャンク船の優遇措置の維持を求めた。第7条の商標に関して、商標侵害・模倣を審査する部局を設置し、その局には、領事団や海関勤務のヨーロッパ人が委員として入れた欧米的な管理を求めた⁵⁷。

タンマイヤー（Ernst Tanmeyer）は清朝にとっての裁釐の利点に言及し、裁釐が流通の活性化を促し、それにより政府が強化され、借款に対して支払い能力と確実性を高めると

⁵³ 参加者：外務省）レーマン（議長）、クナッペ、内務省）ファン・デア・ボークト、商工省）ノイハウス、利害関係者）元バイエル社染料工場長・議員ベッティンガー（Dr. H. Böttlinger）、ルシウス・ブリューニンク染料会社社長ブリューニンク（Dr. von Brüning）、記録係）フォン・デア・ハイデ、ベッカー。

⁵⁴ 参加者：外務省）レーマン（議長）、クナッペ、内務省）ファン・デア・ボークト、商工省）ノイハウス、利害関係者）アーノルド・カールベルク社共同出資者ニーラッセン（Max Nielassen）、エルンスト・タンマイヤー社社長タンマイヤー（Ernst Tanmeyer）、上海のブーフハイスター社（Buchheister & Co, in Shanghai）社長シュテファリウス（Stepharius）、独亜銀行取締役レーダース（Rehders）：、ターレ製鉄所所長クラウス商業参事官（Claus）、記録係）フォン・デア・ハイデ、ベッカー。

⁵⁵ 参加者：外務省）レーマン（議長）、クナッペ、内務省）ファン・デア・ボークト、商工省）ロイス、ノイハウス、利害関係者）帝国郵船省元次官フィッシャー（Fischer）、ドイツ海外鉱山・産業協会（山東鉱山会社の代理）カルベン（Carben）、記録者）フォン・デア・ハイデ、ベッカー。

⁵⁶ 染料部門に関しては、BASFもバイエルン農商工省に意見書を提出している。その中で、BASFは裁釐を支持する一方で、関税の現状維持を要望しているが、これは一般的に裁釐の代償として加税を認める流れとは異なるものである。BASFが加税に反対した背景には、インディゴ市場としての中国市場の重要性を意識し、また少量ではあるが広東産の植物性インディゴと競合関係にあった状況があった（PA-AA, Peking II, 207, Badische Anilin- und Soda-Fabrik an das Königl. Staatsministerium des Innern Abteilung für Landwirtschaft, Gewerbe und Handel, München, Ludwigshafen a/Rh., 22.1.1904, Bl. 239-241）。

⁵⁷ Anlage D, in: Bericht Nr. 60 vom 18.3.1904, Bl. 216-220.

指摘した。独亜銀行のレーダース（Rehders）は独亜銀行が釐金を抵当とする借款を供与しており、廃止に際しては、事前に清朝が銀行側の同意を必要とする点を強調すると、クナッペは借款の利息を追加税から支払うとの内容の付属文書でこの問題を規定すると回答した。しかし、レーダースは他国の銀行団との関係もあり、それでは不十分との見解を示した⁵⁸。

29日の第3回意見聴取会では、第一読会で議論ができなかった鉱山問題が議題となった。フィッシャー（Fischer）は山東鉱山会社を条約の対象外とするように要請したが、英米条約を雛形とした鉱山問題に関する一般的な規定の作成には賛成した。鉱山への課税について、レーマンは純利益に対する徴税を鉱石への徴税（Rohbesteuerung）に優先させる意向であったが、商工省のロイスは将来起草される清朝の鉱山章程に4つの原則⁵⁹を条約に盛り込み、清朝側の恣意的処理を予防するよう求めた。ただし、最終的には英米条約の規定で十分との結論に至った。

またフィッシャーが1898年の膠州湾租借条約に基づき設立された企業（山東鉱山会社など）を対象外とする特例条項の挿入を求めると、レーマンは困難であると回答している⁶⁰。ここからも外務省が通商問題全体や英米条約との整合性を重視し、租借地に関する特殊な要望を否定する傾向が示されている。

6.1.2.5. ドイツの条約案完成

前述のように、1月中にハンブルク、ブレーメンおよびベルリンにおいて企業関係者に対する意見聴取を受け、外務省案に対する同意を確保した上で、2月8日に関係省庁の担当官が集まり、第二読会が開催された⁶¹。

今回も議長になったレーマンが改訂された条約案を示し、外務省が事前に関係省庁に通知した方針を再度確認した。つまり、この条約交渉において独力で釐金問題の解決を断念し、日本の条約と同様に釐金廃止を条件に関税の12.5%への引き上げに原則的に同意するものの、最終的には国際的な合意により解決するとの留保をつけることとした。その際、清朝側から釐金廃止の保証を出させ、陸上関税と海関税の格差是正と生産税・消費税という新税導入問題について触れるとの考えを示した。

このような交渉の方針を立てた上で、清朝側が交渉の意思を示した場合、全権委員は自らの判断で清朝側に条約案（A案）と内河航行に関する追加協定⁶²を提出し、B案の各条

⁵⁸ Ab. Anlage E, in: Bericht Nr. 60 vom 18.3.1904, Bl. 221-226.

⁵⁹ ①鉱山所有権の取得（試掘、賃貸、鉱物、土地の大きさ）、②鉱山所有権の取消（法的規則に基づく）、③自由処分権（売却、担保）、④事業の自由（事業は法に基づきなされた政治的規制のみに従う）

⁶⁰ Ab. Anlage F, in: Bericht Nr. 60 vom 18.3.1904, Bl. 227-232.

⁶¹ Anlage L, in: Bericht Nr. 60 vom 18.3.1904, Bl. 262-270.

⁶² 内河航行に関しては、条約の付属文書ではなく、「同時に調印される特別な協定（Besonderes gleichzeitiges Abkommen）」という追加規定とすることとした。それにより、変更の際に帝国議会や連邦参議院の関与を排除しようとした。

表：ドイツの改正通商条約案の変遷

条項	9月29日案	1904年2月案	1905年11月の交渉後の条約案		
外交官の待遇	第1条	削除			
領事館員の処遇	第2条	削除			
滞在権	第3条	第2条	削除		
釐金		第1条	第1条		
釐金廃止	第4条	削除			
付加税				a	
廃止後の再設置禁止				b	
信託局(Board of Trust)				c	
釐金廃止後の借款担保				d	
釐金収入分の北京への送金				e	
釐金廃止				f	
関税引き上げ				第1節	第1条
常関				第2節	
アヘン・塩釐金				第3節	
輸出関税			第4節		
関税支払い証明書			第5節		
工業税	第6節				
国内税への監視	第7節	第7条			
裁判	第8節				
条約港	第9節				
他国の加入	第10節				
上諭	第11節				
上諭	第12節				
関税率の最恵国待遇	第5条	削除			
免税倉庫	第6条	第3条	第2条		
鉱山	第7条	第4条	第3条		
処分権				第1節	
上級鉱山局の権限・人員				第2節	
省鉱山局の権限				第3節	
鉱山所有権の譲渡				第4節	
鉱山関連での土地利用規定				第5節	
鉱山事業に対する課税	第6節				
関税還付証明書(存票)	第8条	第5条	第4条		
商標保護	第9条	第6条	第5条		
中国人の外国企業への参与	第10条	第7条	第6条		
宜昌の急流	第11条	第9条	第8条		
内地航行	第12条	第10条	第9条		
通貨改革	第13条	第11条	第10条		
宣教師	第14条	削除(B案)	第13条		
治外法権撤廃	第15条	削除(B案)	第14条		
米輸出	第16条	第12条	第11条		
モルヒネ輸入	第17条	削除(B案)	第12条		
改正	第18条	第13条	第15条		
批准		第14条	第16条		
他国と同様の開港場での滞在		第8条	削除		

出典：PA-AA, Peking II, 1428a; Anlage K: Entwurf eines deutsch-chinesischen Handelsvertrags, revidierter Text, 8.2.1904, in: PA-AA, Peking II, 207, No.60, Richthofen an Mumm, Berlin, 18.3.1904, Bl. 243-261; 光緒三十一年十一月初二日「照録與德領克納貝議約來往照會及彼此所送漢洋文請酌核由」中研院近史研檔案館外交檔案02-14-004-01-007

項⁶³は交渉での譲歩の材料とすることとした。

第二読会では、海軍が青島に関する特殊権益に配慮する提案をしてきたことで、外務省と海軍省との間で論争が起きた。海軍省のロルマンは青島から陸路で内地に輸入される商品に対しては、露仏国境貿易と同様に、低額の陸上関税が徴収されるよう支援を求めた。これは膠州湾の法的位置づけと関連する問題であり、クナップは租借地と内地に国境が存在しないとの立場であり、ロルマンは「ドイツは膠州湾に統治権 (Souveränitätsrecht) を行使しており、陸上国境は絶対に存在する」と主張した。レーマンは陸上・海関税の格差是正を求める方針であり、それについては合意が成立しているとして、多国間交渉の際に提出することは可能かもしれないとの認識を示し、条約交渉から切り離すことで説得した。

海軍はあくまでも膠州湾租借地が有利な条約改正を求める立場であり、これに対して、外務省はその海軍の要求を抑え込む形で関係省間の合意を獲得した。ただ、海軍に対して膠州湾租借地に関する個別問題は別途外交ルートで交渉するという妥協案を提示していた。

膠州湾の利益とドイツの在華通商政策全体、加えて列強との関係という 3 つの要素から条約案が議論され、その結果、これまで締結された条約の枠組を破壊しない範囲で最終稿が確定された。裁釐などでは全体的に抑制的ではあったが、通商活動に関しては、それまでの条約よりも強い規制緩和 (追加協定である内河航行章程など) を要求した、ドイツの商約改正に関する最終的な草案が完成した⁶⁴。

6.2. 清独間の条約改正交渉

6.2.1. 交渉開始までの清朝側の対応

ドイツ側の条約案が完成し、それが北京のドイツ公使館に郵送されている最中に、清朝はドイツとの商約改正交渉開始を打診し始めていた。

1904 年 4 月 7 日、商約大臣呂海寰と盛宣懷は上海総領事クナップに交渉の開始を要請した⁶⁵。翌日、クナップは 2 人の返礼訪問の際に、交渉開始の提案がドイツ側からの友好的な譲歩であることを伝え、また、それについては外務部から駐清ドイツ公使への書簡送付を勧め、ドイツ側の全権委員は未定であるが、交渉場所は上海で問題ないと回答した⁶⁶。

⁶³ 以下が交渉の材料として挙げられる。つまり、①成都の開市 (第 3 条)、②現在の海関両で徴収される海関税は通貨統一後に再計算され支払われる (第 11 条)、③治外法権撤廃、④モルヒネ輸入禁止および例外措置である (Anlage M, Entwurf eines deutsch=chinesischen Handelsvertrags, Revidierter Text, 8. Februar 1904, in : Bericht Nr. 60 vom 18.3.1904, Bl. 293f.)。

⁶⁴ 第二読会後の 2 月 24 日、膠州湾総督トルップルはムンムに独自の条約案を提示しているが、これが外務省の政策決定に与えた影響はほとんどなかったと思われる (PA-AA, Peking II, 207, 1273/04, Truppel an KDG, 24.2.1904, Bl. 119-36)。

⁶⁵ PA-AA, Peking II, 207, 呂・盛より克納貝、光緒三十年二月二十二日, Bl.153f.

⁶⁶ Ebd., J.No.2731/K.No.74, Knappe an Bülow, Shanghai, 8.4.1904, Bl. 148-150.

11日、慶親王の名で交渉の開始を正式にドイツ政府に求めた⁶⁷。翌12日、駐清公使ムンムは総領事クナップに打電し、慶親王の要望を伝える一方で、外務省から訓令が到着しておらず、商約改正交渉の開始を条件として、難航している津鎮鉄道⁶⁸交渉を妥結させるための圧力として利用するつもりであると述べ、交渉を急ぐべきではないとの見解を伝えた⁶⁹。15日には、クナップから同意を得た上で⁷⁰、外務省に対して、津鎮鉄道問題の解決後に条約交渉に入る立場を示し⁷¹、16日には外務次官ミュールベルク（Otto von Mühlberg）からの同意も得た⁷²。ムンムは商約改正と鉄道借款交渉を結びつけることで、後者の解決を図ったのである。

19日の慶親王への返答の中で、ムンムは津鎮鉄道問題の解決を提案したが⁷³、21日の慶親王の回答では、商約改正交渉と津鎮鉄道問題は別問題であり、後者の問題は北洋大臣袁世凱の管轄であると反発し、再度交渉の開始日を確定するように求めた⁷⁴。しかし、ムンムはあくまで津鎮鉄道借款協定の締結を優先し、清朝側にその締結を迫った⁷⁵。両国は交渉開始そのものをめぐり対立したのである。

そのように清朝側から交渉の打診がなされていた5月6日、駐清公使館は外務長官リヒトホーフエンが3月18日に送付した条約案と訓令を受け取った。ドイツ外務省の方針としては、清朝側からの交渉開始要請を待ち、クナップに経済問題での全権を与えるが、ムンムへの逐次報告を義務づけ、政治問題ではムンムの判断をあおぐこととし、調印になった場合は、別途に全権付与を電報で要請するよう命じたのである⁷⁶。そして、A案はドイツ側が清朝に求める要求と清朝側に認める譲歩が含まれており、交渉の対象とするか否かは全権委員の裁量とした。一方でB案は交渉での妥協材料であり、譲歩には外務省への事前通達と授權を必要とした。また、外務省は裁釐加税や関税格差の是正などに関する規定を条約案に盛り込まず、将来における国際的な合意により解決すると留保の姿勢を伝えた⁷⁷。状

⁶⁷ Ebd., 2010/04, Prinz Ching an Mumm, Peking, 11.4.1904 ; 中央研究院近代史研究所檔案館外交檔案 02-13-021-01-016。

⁶⁸ 津鎮鉄道の借款交渉については以下の研究を参照：王致中『中国鐵路外債研究（1887-1911）』北京：経済科学出版社、2003、182-196頁；Vera Schmidt, *Die deutsche Eisenbahnpolitik in Shantung 1898-1914*, Wiesbaden, 1976, S. 110-126。

⁶⁹ PA-AA, Peking II, 207, zu 2010/04(T), Nr.7, Mumm an Knappe, Peking, 12.4.1904, Bl. 143。

⁷⁰ Ebd., 2060/04(T), Knappe an Germania Peking, 14.4.1904, Bl. 145。

⁷¹ Ebd., zu 2010/04(T), No.152, Mumm an AA, Peking, 15.4.1904, Bl. 144。

⁷² Ebd., 110/04P.E., Mühlberg an Germania Peking, Berlin, 16.4.1904, Bl. 146。

⁷³ Ebd., 2135/04, Mumm an Prinz Ching, 19.4.1904, Bl. 155。

⁷⁴ Ebd., 2218/04, Prinz Ching an Mumm, Peking, 21.4.1904, Bl. 156f。

⁷⁵ Ebd., zu 2218/04, Mumm an Prinz Tsching, 26.4.1904, Bl. 158。

⁷⁶ Ebd., No.60, Richthofen an Mumm, Berlin, 18.3.1904, Bl. 160。

⁷⁷ Ab. zu IIA 350, Instruktion für die Verhandlungen über den Abschluß eines neuen Handelsvertrags mit China, in : Bericht Nr. 60 vom 18.3.1904, Bl. 162-166。

況が変化してきたのは、1905年1月のことであった⁷⁸。外務次官ミュールベルクは「我々の商業的地位は商約〔交渉〕のあまりにも長い延期には耐えられない」として、交渉先延ばしには同意するものの、その限度について配慮するように駐清公使館に求めた⁷⁹。また、交渉の全権委員であった駐上海総領事クナッペも、鉄道借款問題と商約改正交渉をリンクさせるムンムの姿勢に否定的であり、交渉に前向きな姿勢を示したが、ムンムは交渉開始に否定的な立場を堅持した⁸⁰。北京と上海のドイツ側の全権委員の間で意見の相違が存在していたのである。

しかし、1ヵ月後、ムンムの見解はクナッペのそれに近づく。第一に津鎮鉄道借款問題での対英交渉が不調に終わり、第二に日露戦争の戦闘で日本がロシア軍に勝利していることが、中国ナショナリズムの高揚を促し、利権獲得が困難な状況になったと判断したからであった⁸¹。

ムンムが交渉延期は困難であるとの認識に至る中で、3月18日、清朝は商約改正の未交渉国に照会を発し、交渉の実施を求めた⁸²。ムンムは帝国宰相ビューローに清朝側の提案を伝えた⁸³。外務次官ミュールベルクは利害関係者が条約交渉を迫っており、日本が条約締結をした状態での交渉延期は悪影響をもたらすとして、交渉開始を支持した⁸⁴。4月9日、ムンムは慶親王宛の照会を出し、条約交渉開始に同意する旨を伝え⁸⁵、条約案完成から1年を経て、ようやく両国間での交渉が開始されることとなった。

⁷⁸ ムンムが条約案および訓令を受けた直後の1904年6月から11月まで、清朝はポルトガルとの条約改正交渉を行っており、これも清独交渉がすぐに開始されなかった要因として考えられる。

⁷⁹ PA-AA, Peking II, 207, 9/05 P.E(T), Mühlberg an Germania Peking, Berlin, 24.1.1905, Bl. 305.

⁸⁰ Ebd., Ab. 523/05, Mumm an Knappe, Peking, 1.2.1905, Bl. 306f.

⁸¹ PA-AA, R.17864, A7942, Mumm an Bülow, Peking, 27.3.1905. 日露戦争前後の時期のドイツ金融界の動向については以下を参照：Boris Barth, *Die deutsche Hochfinanz und die Imperialismen*, Stuttgart, 1995, S. 283f.

⁸² PA-AA, Peking II, 207, 1347/05, Prinz Ching an Mumm, Peking, 18.3.1905, Bl. 309; 光緒三十一年二月十三日「商約應接續會議由」中研院近史研檔案館外交檔案 02-13-021-02-002。照会の送付先はイタリア、スペイン、ロシア、フランス、オランダ、オーストリア＝ハンガリー、ベルギー。

⁸³ PA-AA, Peking II, 207, A95(T), Mumm an Bülow, Peking, 29.3.1905, Bl. 310f.

⁸⁴ Ebd., 79/05(T), Mühlberg an Germania Peking, 7.4.1905, Bl. 313.

⁸⁵ Ebd., 1802/05, Mumm an Prinzen Ching, Peking, 9.4.1905, Bl. 314; 光緒三十一年三月初八日「中國前派商約大臣現仍駐滬請轉達克總領事訂期開議由」中研院近史研檔案館外交檔案 02-13-021-02-013。

6.2.2. 条約交渉の経過

6.2.2.1. 清朝側のドイツ案に対する認識

4月14日に最初の会談が行われた。清朝側からは商約大臣呂海寰と盛宣懷、補佐役として税務司テイラー (Francis E. Taylor)、ヒッピスレー (Alfred E. Hoppisley) などが、ドイツ側からは全権委員の駐上海総領事クナッペ、副領事格レスラー (Rössler)、商務専門官 (Handelssachverständiger) デリウス (Theodor Delius)⁸⁶、通訳官メルクリンクハウス (Merklinghaus) といった上海総領事館員が交渉に出席した。その席でクナッペから清朝側に対してドイツ語の条約案が示された⁸⁷。

条約案を受け取った呂海寰はまずその翻訳に着手し、ドイツ駐上海総領事館側と文言を確認している。ドイツ側が漢文の条約案を作成しなかった背景は、母国語のみの条約案が一般的かつ実用的であり、両国間で委員会を設置し、共同で漢文に翻訳することで⁸⁸、不確実な翻訳によりドイツに不利な文言が条約文に盛り込まれることを回避しようとしたところにあった。

翻訳された条約案は、6月3日の非公式会議で内容が確認された。しかし、呂海寰は盛宣懷が北京に戻り、条約の翻訳に関わった李徳順が済南に戻った状況では、1ヵ月間は交渉ができないことを伝え、その間に外務部、商約大臣である直隸総督袁世凱と湖広総督張之洞の条約案に対する評価を確認しようとした⁸⁹。

清朝側のドイツ案に対する評価について、商約大臣である呂海寰は5月23日に慶親王に宛てた報告の中で言及している。呂は「察するにドイツ条約は14条、内港行輪章程10条であり、その綱目は英米日の各条約と同じであるが、中国における制限には非常に寛大であり、中国に対する制限は非常に縛りが強く、中国の要求を任意に削除し、中国に対する要求を拡大している。その中の語句は曖昧であり、推測できない箇所が多い」として、それまで締結した条約よりも要求が多い点を指摘している。また、第1条の裁釐加税では、英米条約と異なり、税率と加税の方法が明記されておらず、マッケイ条約で認められた諸権利 (各種国内税の徴収、アヘン・塩に対する釐金の徴収) を認めず、あくまで釐金全廃

⁸⁶ デリウスは1902年から2期6年間にわたり、駐上海総領事館の商務専門官を務めた。デリウスはボン、ベルリン、シュトラスブルク大学で国民経済学および地理学を専攻し、専門官就任以前は、アーヘン商科単科大学 (Handelshochschule in Aachen) の講師であった (BHdAD, Bl. 1, S. 411)。当時のドイツ帝国の年鑑 (*Handbuch für das Deutsche Reich, 1903-1911*) から日本の状況と比較すると、1911年に駐横浜総領事館に商務専門官の職が設置され、ブラオアー (Dr. Arnold Brauer) が赴任している。なおそれ以前、1906~1910年の間に、ホナス (Jonas) という人物が技術専門官として横浜総領事館で勤務している。

⁸⁷ 提出された条約案は、ベルリンから送付されたものに若干文字の修正をしたものであった (PA-AA, Peking II, 207, J.No. 4200/No. 174, Knappe an Bülow, 1.5.1905, Bl. 323-328)。

⁸⁸ Ebd., J.No.3241/No.182, Knappe an Mumm, Shanghai, 1.8.1905, Bl. 299-301.

⁸⁹ 『談判』292頁。

を保証させようとし、国際的合意に関しても「中国が各国と協議して方法を確定させるというのは、英米の各条約を密かに抹殺するものである」と批判した⁹⁰。

袁世凱も意見を寄せており、商約大臣と同様に第 1 条に関しては税率および生産税などに関する記載を追加するよう要請し、裁釐加税に関して各国との合同協議は必要ないとの考えを示した⁹¹。袁の基本的な姿勢は、内政事項に対して自主的に決定して、外国による内政干渉を排除し、海関に各種の規定の作成権があるというものであった。

9 月 15 日、張之洞も外務部や商約大臣などに打電し、商約改正に関する自らの考えを示している。張はドイツの条約案がこれまでの条約交渉の成果を無に帰させるものであり、ドイツの要求が度を超しているとして、交渉を通じて主権を侵害する条項の削除・修正と清朝に有利な条項を盛り込むよう求めた⁹²。

この 3 名の見解から、ドイツの要求がこれまで締結した条約の枠組を破壊するものであるため、これまでの条約で認めたラインを上限として、その枠組を対独条約にも明記させようとする思惑が見て取れる。一方でドイツ側はその条約の枠組が不十分であると認識しつつも、交渉決裂を回避するために、裁釐課税などと商約から切り離し、それ以外の通商活動に対するさらなる規制緩和を求めた。この 2 つの相反する交渉方針が実際の交渉の中でどのように衝突したのかを次項でみていく。

6.2.2.2. 条約交渉におけるドイツの姿勢

条約案の漢文への翻訳が終了し、袁世凱や張之洞などからの意見聴取を経て、9 月になり、ようやく両国の全権委員による本格的交渉に動いていった。

ドイツの全権委員であった上海総領事クナッペは 9 月 12 日に呂海寰に対して条約交渉の開始を提案したが⁹³、駐清公使ムンムはクナッペの提案が清朝側にドイツの利害を誤解させ、要求を引き上げる危険性があるため、現時点での交渉は無意味であるとの見解を外務省側に示している⁹⁴。ここでもムンムとクナッペの方針の違いは明らかである。しかし、今回はクナッペが病気を理由に帰国すると通達してきたことで、清朝側としても交渉開始を急がざるを得なくなった。それは条約案の作成に直接関与したクナッペでなければ、交渉が困難になるとの観測を持ったからである。そのような切迫した状況ではあったが、当時盛宣懷が廬漢鉄道問題に忙殺されていたため、上海には全権大臣として呂海寰しかおらず、盛宣懷はポルトガルとの交渉にも参加した李経方も全権大臣に任命するように外務部に要請

⁹⁰ 光緒三十一年五月十八日「詳述德約情形及呈送駁議又請派譯員互校本并派德文繙譯來滬由」中研院近史研檔案館外交檔案 02-14-004-01-001。

⁹¹ 光緒三十一年六月初五日申刻到「袁宮保來電（并致外務部、盛大臣、呂大臣）」趙德馨主編『張之洞全集』（以下、『全集』）第 11 卷、武漢：武漢出版社、234-5 頁。

⁹² 光緒三十一年八月十七日「致外務部、上海盛大臣、呂大臣、天津袁宮保」『全集』第 11 卷、234 頁。

⁹³ BA/L, R.901, 12863, No. 38(T), Knappe an AA, Shanghai, 12.9.1905.

⁹⁴ Ebd., No. 227(T), Knappe an AA, Peking, 12.9.1905.

した⁹⁵。清朝側の交渉準備は必ずしも万全ではなかった⁹⁶。

清独双方ともに交渉における盛宣懐の役割を重視しており、10月2日に盛宣懐が上海に到着したことを受け、翌3日から第1回会議が開催されることになった⁹⁷。そして、その場で清朝側は治外法権、宣教師、モルヒネを追加条項として条約に盛り込むよう求めた。こうして、10月31日まで13回に及ぶ交渉が開始された。

まず交渉の進展に合わせて、ドイツの態度の変化を概観しておきたい。

両者の交渉に対する相違は早い段階で認識されることとなった。10月14日に外務省第2局のケルナーが作成した上海総領事館宛の電報案によれば、清朝側が英米に保証したもの以上譲歩する姿勢をみせていないとした上で、ドイツ側は即時締結に関心を持っておらず、むしろ妥結が必要なのは清朝側であり、その態度が変更されなければ、交渉の長期化は避けられないと考えた。その上で、クナッペに対して休暇と交渉の長期延期が問題となることを念頭において、交渉に臨むよう求めた⁹⁸。ムンムは従来 of 交渉に対する消極的な姿勢を再度示し、ドイツの要求が受け入れられなければ、クナッペに交渉を一時中断 (*zeitweiliger Abbruch*) させる提案し、清朝側に圧力をかけようとした⁹⁹。しかし、外務省は交渉の状況に満足してはいないものの、正式な中断 (*förmlicher Abbruch*) ではなく、交渉延期を勧めている¹⁰⁰。

ドイツ側、特に外務省とムンムは交渉妥結への見通しを持っておらず、この時点で条約調印を達成する意欲は小さかった。したがって、商約大臣が外務部などに速やかな条約交渉を求め、ドイツ公使ムンムにクナッペの帰国延期を要請してきた際にも¹⁰¹、外務省側はクナッペの帰国を容認する電報を送っており、交渉の早期妥結を否定したといえよう。しかし、同時にメディアや中国人の激しい反感を呼び起こさないようにするために、交渉決裂の回避も訓令した¹⁰²。

⁹⁵ 光緒三十一年八月十三日「請奏派李經方隨同商約大臣會議德約由」中研院近史研檔案館外交檔案 02-13-021-02-021。

⁹⁶ ムンムが条約案および訓令を受けた直後の1904年6月から11月まで、清朝はポルトガルとの条約改正交渉を行っており、これも清独交渉がすぐに開始されなかった要因として考えられる。

⁹⁷ BA/L, R.901, 12863, No. 139(T), Knappe an AA, Shanghai, 5.10.1905.

⁹⁸ Ebd., No. 25(T), Richthofen an Germania Shanghai, Berlin, 14.10.1905. 外務省側の発言は10月17日の交渉の席で清朝側に伝えられている。加えて、交渉の総責任者であったムンムも離任が迫っていたことも大きな要因であった。これをドイツ側は清朝側への圧力として利用した (Anlage 8: Protokoll der VIII. Sitzung, 17.10.1905, in: BA/L, R.901, 12864, J.Nr.9774/Nr.427, Knappe an Bülow, Shanghai, 19.10.1905)。

⁹⁹ BA/L, R.901, 12863, No. 259(T), Mumm an AA, Peking, 21.10.1905.

¹⁰⁰ Ebd., No.120(T), Richthofen an Germania Peking, Berlin, 22.10.1905.

¹⁰¹ 光緒三十一年九月二十六日子刻到「呂大臣、盛大臣、李大臣來電(併致外務部、袁宮保)」(『全集』第11冊、251-252頁; BA/L, R.901, 12863, No. 268(T), Mumm an AA, Peking, 25.10.1905.

¹⁰² BA/L, R.901, 12863, No. 29(T), Richthofen an Germania Shanghai, 29.10.1905.

6.2.2.3. 条約交渉の焦点

交渉を通じてドイツは商約妥結に消極的になっていったが、以下では清朝側が「既定の条約を破壊する」ものとして認識し、一方でドイツ側が「非常に穏当な要望 (*sehr gemäßige Wünsche*)」¹⁰³と評価した条約案の中でも、特に交渉が難航した、①裁釐加税 (第 1 条)、②ドイツの被保護民問題 (第 2 条)、③宜昌急流 (第 9 条) および内河航行権 (第 10 条) を中心に交渉の経過を追うことで、ドイツの姿勢の背景を考えたい。

①裁釐加税

この問題は 10 月 3、5、8 日の交渉の主要なテーマであった。清朝側は自らの条約案を示し、ドイツに対して英米が認めた輸出入関税の引き上げ率を条約内に明記し、規定に反しない消費税などの徴収権を認めるよう求めた¹⁰⁴。一方、ドイツ側は裁釐の保証として、国際委員会の設置¹⁰⁵による協議か、別に何らかの保証を求めた。盛宣懷は「ドイツは対外商業活動の中で、最大の国家の 1 つであり、中国はドイツの加税への同意を極めて重視している」と説得を試みたが、クナップは裁釐後の流通税の導入を拒絶した¹⁰⁶。基本的に両者が原則論を繰り返すことで、交渉は平行線をたどった。

清朝側は裁釐の保証として、清英間の合意に準拠し、「列強の同意を得ずに、裁釐に関する一方的な皇帝の勅諭」を出すという国内措置を想定していたが、ドイツ側にとってそれでは不十分であった¹⁰⁷。

しかし、10 月 7 日の第 3 回会談で全権委員間では条約文は基本的に妥結した。清朝は裁釐を前提とする加税を認めた一方で、ドイツ側は追加税込みで輸入税 12.5%、輸出税 7.5% への引き上げに同意し、国際委員会設置に代わり、「中国と全条約国との間での合意により、詳細を 1902 年の税率改正の手続きのように、統一的に規定する」とした¹⁰⁸。これはドイツを英米条約の枠組に入れると同時に、裁釐加税問題の最終的な解決をドイツ案に近づけ

¹⁰³ Ebd..

¹⁰⁴ ヒッピスレーの見解によれば、ドイツ案第 1 条の問題点は、すでに英米などが認めた税率が全条約国の調印後に再度協議され、引き下げられる可能性があった点であった。この意味でドイツ案がこれまでの清朝の外交努力を無意味にする内容を有していたと認識していた (1905 年 10 月 2 日「斐式楷致盛宣懷節略」、『談判』299-300 頁)。

¹⁰⁵ クナップはこの国際委員会のモデルとして、1902 年の関税率委員会 (Zolltarifkommission) を想定していた。この委員会については、本章の 173 頁を参照 (Anlage: Portokoll der I. Sitzung, in: BA/L, R.901, 12864, J.Nr. 9393/Nr.410, Knappe an Bülow, Shanghai, 8.10.1905 (以下、同文書は Nr. 410 と略記))。

¹⁰⁶ 『談判』305-308 頁 ; Anlage 1 und 2: Portokoll der I. Sitzung (3.10) u. der II. Sitzung (5.10), in: Bericht Nr. 410 vom 8.10.1905. 両国の議事録の内容は必ずしも一致していない。

¹⁰⁷ BA/L, R.901, 12864, J.Nr. 9393/Nr.410, Knappe an Bülow, Shanghai, 8.10.1905.

¹⁰⁸ Anlage 3: Protokoll der III. Sitzung (7.10), in: Bericht Nr. 410 vom 8.10.1905.

たものであり、ムンムもこの修正案に同意した¹⁰⁹。しかし、マッケイ条約と同様に、問題は張之洞の態度であった。張は裁釐を前提とする加税という表現に拒否感を示し、ドイツ側が堅持する「釐金全廃の保証」と「流通商品（行貨）」の文言の追加挿入により、後日清朝による商品以外への徴税を阻止する口実を与えないような措置をとるべきと提案した¹¹⁰。

10月25日の会談においても、この第1条が再度争点となった。清朝側は加税率の維持を重視し、「加税額がのちに国際的な合意が行われる際に変更されてはならない」との文言を盛り込むよう要求した。一方ドイツは条約案作成の過程で言及したように、裁釐の保証を問題としていた。清朝側に交渉の場では伝えてはいないが、ドイツ側は英米などが承認した輸出入関税の引き上げ率を基本的に容認する姿勢であり、ドイツ側の否定的態度は清朝側の裁釐に関する譲歩を引き出すための方策であったと考えるべきであろう¹¹¹。

交渉中断後に両国間で交換された条約案では「中国がその他の税目を徴収する主権を妨げない」という文言が盛り込まれており¹¹²、それは清朝側の「消費、生産、国産アヘン、塩などの徴税（銷場、出産、土、鹽等税）を妨げない」という認識と一致していた¹¹³。つまり、清朝としては、釐金の全廃の保証を与えることで、マッケイ条約と同様に、流通過程にある商品以外への徴税の可能性を残しておこうとし、これは裁釐に対する督撫の同意を得る最低条件であったと考えられる。しかし、これには「それ〔その他の税目〕が前述の規定に反しない限り」という条件が付けられている。つまり、各国が消費税の徴収を認めなければ、それは規定違反になる可能性があったのである。この規定によってドイツは清朝の要求に譲歩することができたと考えられる。

結局交渉で妥結した第1条は、これまでの条約の枠組の範囲に止まりながらも、清独双方が自国に有利に解釈することが可能であった。ドイツは「原則的に」裁釐による加税を容認しつつ、裁釐に関する保証を商約交渉から切り離し、交渉の破綻を回避することには成功した。清朝側はこれにより加税に対するドイツ側の同意を得るという満足すべき成果を上げ、裁釐の保証に関する譲歩の範囲も従来の条約を一步も出るものではないと認識す

¹⁰⁹ PA-AA, Peking II, 208, Nr. 132, Mumm an Knappe, 7.10.1905.

¹¹⁰ 光緒三十一年九月十五日巳刻發「致外務部、上海盛大臣、呂大臣、李大臣、天津袁宮保」(『全集』第11冊、239頁)。

¹¹¹ Anlage: Protokoll der XII. Sitzung, 25.10.1905, in: BA/L, R.901, 12864, J.Nr.10004/K.Nr.438, Knappe an Bülow, Shanghai, 27.10.1905.

¹¹² 第1条の最後にこの規定があるが、原文は以下のように記載されている：

ドイツ語：Dieser Artikel beabsichtigt nicht, sich in das Recht Chinas einzumischen, andere Abgaben aufzuerlegen, soweit sie nicht im Widerspruch stehen mit den vorstehenden Bestimmungen. (Anlage 2, Artikel I, Bl. 105, in: PA-AA, Peking 208, J.Nr.10162/K.Nr.444, Knappe an Bülow Shanghai, 31.10.1905)

漢文：本款毫無干碍中國主權征抽他等稅項之意，祇須不與以上各節有所違背（光緒三十一年十一月初二日「照錄與德領克納貝議約來往照會及彼此所送漢洋文請酌核由」中研院近史研檔案館外交檔案 02-14-004-01-007）。

¹¹³ 光緒三十一年九月十一日亥刻到「呂大臣、盛大臣、李大臣來電（併致外務部、袁宮保）」(『全集』第11冊、239頁)

ることが可能であった。

②「ドイツの被保護民 (Deutsche Schutzgenossen)」

もともこの言葉は、上海案の第3条の「帝国国民とドイツ臣民 (Reichsangehörige und deutsche Untertanen)」という言葉、ムンムが「ドイツ国民と被保護民 (deutsche Staatsangehörige und Schutzgenossen)」と書き換えたことで、条約案の第2条に盛り込まれた¹¹⁴。第2条¹¹⁵では土地購入なども問題となったが、この「ドイツの被保護民」の解釈が争点となった。特に重視されたのが膠州湾租借地の中国人との関連であった¹¹⁶。呂海寰は条約案の翻訳の際、膠州湾のドイツ租借地に居住する中国人のドイツ国籍取得を予防するために、中国人の外国籍取得に関する条項を増やすべきかどうか照会しており¹¹⁷、清朝側がこの「被保護民」をドイツ側がどのような含意で使っているのかに関心を持ったのは当然の成り行きであろう¹¹⁸。

清朝側は条約案の翻訳の際に、ドイツ側にその意味を問い質していた。クナップは帝国

¹¹⁴ Anlage: Bemerkungen zu den einzelnen Artikeln des Shanghaier Handelsvertragsentwurfs, in: PA-AA, Peking II, 207, A246, Mumm an Bülow, Peking, 15.10.1903, Bl. 32. 膠州湾租借地の華人管理に関しては、浅田、前掲書、109-116頁を参照。

¹¹⁵ Artikel II, Rechts des Aufenthalts.

In allen Häfen der Plätze Chinas, die jetzt geöffnet sind oder die künftig in dem fremden Handel geöffnet sein werden, können Deutsche und deutsche Schutzgenossen(1) uneingeschränkt(2) verkehren wohnen, Handel, Industrie, Gewerbe treiben oder jedem gesetzlich erlaubten Beruf nachgehen, Häuser, Geschäftsstellen und anderes Eigentum kaufen, pachten oder mieten, Land pachten oder für unbegrenzte Zeit erwerben und Bauten darauf errichten.

第二款 僑居之權

德國人民暨德國保護之人(1), 准在中國已開及日後所開為外國人民通商各口岸或通商地方往來居住, 辦理工商各業製造等事以及他項合例事業, 且在該處所定界內(2), 均准賃買房地基行棧、產業, 或於租買地基自行建造房屋, 均聽其便 (下線筆者)。

¹¹⁶ ヒップスレーの「ドイツの被保護民」に関する解釈とは、「中国在住の無条約国人でドイツの保護に入っている外国人」であり、そこには「すべての中国人や各租界に居住する中国人を親とする人、居留地・租界に居住する中国人」は含まれず、他国が保護してはならないという考えを示した(1905年10月2日「斐式楷致盛宣懷節略」、『談判』、300頁)。

¹¹⁷ 付属文書：光緒三十一年五月初八日(光緒三十一年五月十八日「詳述德約情形及呈送駁議又請派譯員互校本并派德文繙譯來滬由」、中研院近史研檔案館外交檔案 02-14-004-01-001)

¹¹⁸ 袁世凱も条約案への意見を求められた時に、それが何を意味するのかを問題としていた(光緒三十一年六月初五日申刻到「袁宮保來電(并致外務部、盛大臣、呂大臣)」、『全集』第11巻、234-235頁)。

宰相ビューローに対して、この問題に関して海軍省に態度表明をさせるよう提案した。クナップは総督代理が1904年12月9日付の書簡で、清葡条約の第8条第1項および第2項（条項の内容は注を参照）¹¹⁹に記載された条件の範囲に止まるのであれば、清朝側の要求を受け入れたと説明していたことを指摘し¹²⁰、租借地外での保護を行わない旨を青島を管轄する海軍省から説明させることで、清朝側の不信を払拭しようとしたのであろう。

『タイムズ』紙の記者モリソン（Georg Morrison）からも、この点を指摘された。モリソンは「被保護民」を中国人と解釈し、「中国人を通じて山東での影響力（Einfluss in Shantung über Chinesische Staatsangehörige）」を拡大させようとしているとの認識を持っていた。ムンムはモリソンの解釈を否定し、「被保護民」を、①友好国の国民、②事実上の臣民と定義した。②はさらに a. ドイツ（deutscher Staat）に属す人物、b. 国家間条約により保護を要求できないドイツ人、c. 通訳などとその近親者という3つに分けられた。通訳の中国人は公使館などに勤めており、公使館・領事館の治外法権の原則でのみ使用されるものとした。ここでは限定的ではあるが、公使館などに勤める中国人が対象となることが示されている。一方で膠州湾租借地内に居住している中国人¹²¹は対象外であると明示された¹²²。

この問題が交渉で取り上げられたのは、10月8日の第3回会談であり、清朝は「被保護民」の削除を求め、クナップは1872年の訓令を引いて、ドイツ国籍を獲得した中国人は、本籍を離脱していなければ、清朝の官憲に対する保護を行わないと説明し、それに中国人が含まれないことを示したが¹²³、清朝側は、その中に無条約国人が含意されていると考えており、そのような人々をドイツ側が保護することを問題にし、削除を求めた¹²⁴。

¹¹⁹ 第1項：ポルトガル国籍の華民は、内地や不通商港での居住および貿易に従事する中国人（Chinese Subject）の権利を不当に要求してはならない。第2項：ポルトガル国籍の華民は通商港に居住する際には、自ら中国人と称し、他の中国人と契約を結ぶ者がその後ポルトガル国籍を主張して、責任回避を図るためにポルトガル法を利用してはならず、それは協定の義務に反するものである（John V.A. MacMurray ed., *Treaties and Agreements with and concerning China 1894-1919*, Vol. 1, New York: Oxford University Press, 1921, p. 373；王爾敏、陳善偉編『清末議訂中外商約交渉—盛宣懷往来函電稿』下冊、香港：中文大学出版社、1993、784頁）。ただし、ドイツの国籍法はあくまで血統主義であり、ムンムは属地主義であるポルトガルの例を適応できないとしている（BA/L, R.901, 12863, J.No.3102/B.230, Mumm an Bülow, Peking, 9.6.1905）。

¹²⁰ PA-AA, Peking II, 207, J.No. 4200/No. 174, Knappe an Bülow, 1.5.1905, Bl. 323-328.

¹²¹ 彼らは租借地内でドイツの司法に属しているだけであり、そこを離れば、その影響外に置かれるとしている。なお、英籍華人が紛争に巻き込まれ、イギリス領事などに保護を求め、それが清英間での外交案件となったことについては以下を参照：村上衛『海の近代中国—福建人の活動とイギリス・清朝—』名古屋大学出版会、2013、389-446頁。

¹²² BA/L, R.901, 12863, J.No.3102/B.230, Mumm an Bülow, Peking, 9.6.1905.

¹²³ Anlage 3: Protokoll der III. Sitzung (7.10), in: Bericht Nr. 410 vom 8.10.1905; 『談判』、308頁。

¹²⁴ 無条約国人の処遇については以下の研究を参照：貴志俊彦「第一次大戦後の中国におけ

この考えは、清朝の商約大臣が外務部などに送った報告書からも看取される。クナップはドイツの法律では7年間国外にいるドイツ人はドイツ人ではなくなるために、「被保護民」という言葉を使っているのが中国人を含まない点を強調した。しかし、呂海寰などはそれに反論を加え、ドイツの保護下に入っているのであれば、7年間国外にいるドイツ出身者はドイツ人と変わらないとした上で、他国人に関しては条約締結国であれば、その国が保護し、そうでなければ清朝の保護下に入れ（例としてスイス）、条約国が持つ権利を享受させるとした¹²⁵。

クナップはこの問題について、清朝側がこの言葉を認めると他国も同様の要求をしてくる危険性があると述べたことを取り上げ、またスイス人の保護にも興味がないとして、譲歩には支障がないと帝国宰相に報告している¹²⁶。

第2条における「被保護民」問題に関しては、削除で基本合意に至ったが、開港場での土地購入問題では紛糾した。ドイツ側は開港場内であれば「無制限 (uneinbeschränkt)」の土地購入や事業展開が可能であるとの立場をとったが、清朝側はこの言葉の削除を求め、さらに「外国人居留地 (Niederlassung) 外に居住するドイツ人は、清朝官憲が公布した警察行政規則に従わなければならない」とし、外国人居留地外での居住を認めつつも、外国人に対する警察権行使を認めるよう求めた。しかし、クナップはそれを拒否したため、最終的に清朝側は第2条全体の削除を求め、第8条に同様の内容が含まれているため、クナップも第8条の交渉次第でその削除を認め¹²⁷、結果として条約案から削除された。

③内河航行権

これまでの2つの問題は交渉により基本的には妥協が成立したが、宜昌急流（第9条）と内河航行（第10条）、付属書の続訂内河航行章程に関しては、結局妥協が成立せず、交渉を中断させる直接的な原因となった。

ただ内河航行に関しては、1898年に清朝が章程を公布しているという意味で、ドイツの要求は清朝が定めた既存の制度を否定し、それに修正を迫るものであった。

第9条については、10月15日に議題として登場した。最大の問題は、ドイツ側が海関の同意を得て、汽船の所有者は牽引装置を設置でき、海関が装置設置者と協議して章程を制定するよう要求してきたことであった。商約大臣は章程の制定が「海関の自主の権利」であり、牽引装置に対する利用料の徴収は「中国の主権を侵犯する」ものであると拒否した¹²⁸。そのため、ドイツ側は一部妥協し、「出資者の意見を聴取して」という文言に修正す

るヨーロッパ人の地位—中華民国外交部檔案からみる条約国と無条約国との法的差異—」同編『近代アジアの自画像と他者—地域社会と「外国人」問題—』京都大学学術出版会、2011)

¹²⁵ 光緒三十一年九月十五日申刻到「呂大臣、盛大臣、李大臣来電（併致外務部、袁宮保）」（『全集』第11冊、241頁）

¹²⁶ BA/L, R.901, 12864, J.Nr. 9393/Nr.410, Knappe an Bülow, Shanghai, 8.10.1905.

¹²⁷ Anlage 4: Portokoll der IV. Sitzung(9.10), Bericht Nr. 410 vom 8.10.1905; 『談判』、303頁。

¹²⁸ 『談判』、312-313頁；光緒三十一年九月二十五日子刻到「呂大臣、盛大臣、李大臣来

ることを提案し、清朝側がそれを受け入れたことが議事録には書かれている¹²⁹。

より問題となったのは、第 10 条と章程であった。19 日にこの問題が協議された。清朝側はそもそも章程の修正を行わないとの立場を堅持したが、特に問題としたのは、①土地
使用権 99 ヶ年（第 1 条）、②内河汽船が往来する土地での外国人代理人の居住許可（第 3
条）、③汽船によるタグボートの曳航（第 6 条）¹³⁰、④タグボートの船長への外国人の雇用
を可能にする（第 9 条）、という 4 点であった¹³¹。③に関して、ドイツは 1 年間有効な許可
書の発行を求めたが、清朝側は 1898 年の章程にある通り、毎回申請する立場を堅持しつ
つも、盛宣懷は裁釐により、揚子江に関連する規制撤廃が可能であるとの考えを示した¹³²。
また、盛が清米条約で認めた以上の譲歩はできないと説明すると、クナッペは 2 年前に調
印された清米条約の規定が実施されていないため、それを清朝側の改善案を拒否したと理
解するには十分であるとして、ドイツ側の要求の正当性を示し、外務部への報告を求めた。
さらにこの問題への対応が清朝側の条約締結に対する真剣度を示すものであると言葉を付
け加えている¹³³。

商約大臣は 19 日の交渉内容を外務部や張之洞などに報告している。そこで問題となっ
たのが、マッケイ条約の付属協定である内港章程第 10 条に「以後改定を行うべき箇所があれば、
随時双方で事業を斟酌して協議決定する」という条項をドイツ側が自国にも適応可能
であると考えていることであった。商約大臣はこの改定が北京議定書の範囲でのものであ
り、他国に適応することはできないとの考えを示し、あくまで章程の制定は清朝の権利で
あり、他国と交渉するものではないとの立場を強調した。そして、上記の 4 つの要求に関
する見解も同報告書の中で言及されている。①に関して、そもそも汽船の寄港地は租界で
はなく、倉庫や棧橋の賃貸について租界の方法を援用することはできず、その期限も 25 年
間を上限とした。②に関しては内地雑居を回避するために、外国人代理人を置くことを許
可できず、③については海関からの許可書がなければ、タグボートの曳航はできないとの
認識であり、無制限の曳航を認めなかった。④については沿岸の中国人の生活もあるため、
あくまで中国人の船長・船員に限定するとした。

このように全体的な考えを示した上で、しかし、商約大臣は再度拒否すると、別の問題
が発生する危険性があるため、妥協点を示すよう政府に求めた。商約大臣としては、「重機

電（併致外務部、袁宮保）」『全集』第 11 冊、247 頁。

¹²⁹ Anlage 9: Protokoll der IX. Sitzung, 19.10.1905, in : BA/L, R.901, 12864, J.Nr.9774/
Nr.427, Knappe an Bülow, Shanghai, 19.10.1905 ; 『談判』、312-313 頁。

¹³⁰ 『談判』314 頁では、第 3 条と書かれているが、第 3 条はあくまで港の棧橋・倉庫の賃
貸や汽船の寄港地でのドイツ人商人の居住などに関するものであり、タグボートに関し
ては第 6 条に規定されているため、『談判』の記載は間違いである可能性がある。

¹³¹ ドイツ側の議事録では③の部分は「揚子江でのタグボート曳航への無制限の許可
(uneingeschränkte Gestattung)」となっている。なお、②と④については、マッケイ
も条約交渉の際に商約大臣に要求しているとクナッペは説明している (BA/L, R.901,
12864, J.Nr. 9774/Nr.427, Knappe an Bülow, Shanghai, 19.10.1905)。

¹³² 『談判』、314-315 頁。

¹³³ BA/L, R.901, 12864, J.Nr. 9774/Nr.427, Knappe an Bülow, Shanghai, 19.10.1905.

と鉄道建設物資のみ積載を認め、内河航行章程には盛り込まず、別に照会を作成して許可する」が、それ以外の貨物のタグボートへの積載を禁止するという点を妥協の上限として設定していた¹³⁴。張之洞もドイツ側の要求を受け入れられないとして、商約大臣の対応と提案を支持した¹³⁵。

他方、10月25日の交渉に先立ち、クナップたちドイツ側の交渉担当者は、上海ドイツ協会の関係者と会談の場を設け、交渉の状況を報告した。協会側は同意した条項については大筋で了解したものの、未解決の問題については主張を堅持するように、クナップに要望した。クナップは以下の点を実現できれば、清朝側の追加要求（モルヒネ輸入禁止、宣教師、治外法権）や他の点でも譲歩するよう政府に提案する考えであった。ドイツにとって譲れない点とは、①釐金問題に関する国際的合意（第1条）、②鉱務章程の徴税に関する追加記載（第4条）、③免税倉庫規則の作成における領事団との合意（第3条）、④外国人代理人の停泊地での居住（章程第3条）、⑤揚子江でのタグボート曳航（章程第6条）であった¹³⁶。それ以外については譲歩する姿勢を見せており¹³⁷、25日の交渉ではその譲歩できない5点について集中的に議論されることとなった。

ドイツ側が譲歩できない問題の中に内河航行に関するものは2つ含まれていた。この点は31日の交渉で言及された¹³⁸。しかし、盛宣懷は「揚子江でのタグボート曳航問題〔＝重機などのみ積載を認める〕で1つについては合意できる。他の3つの点について、政府は譲歩するつもりはない」と回答しており¹³⁹、清独双方にとって、内河航行に関して交渉の余地がなくなったことを、この回答は示している。

6.2.2.4. 交渉中断へ

前述のように内河航行権問題では両国間の溝を埋めることができなかった。しかし、13回にわたる逐条的な交渉の結果として、第1条の裁釐加税のように妥協が成立した条項も存在する。本来であれば、この後、両国の全権代表が本国政府に対して交渉内容を報告し、議論の結果を精査する必要があったが、クナップが清朝側に対して11月4日に帰国する旨を伝えたため、本国での議論に十分な時間を費やすことができない状況であった。商約大臣は交渉の延期を提案したが、クナップはその提案を拒否し、清朝側にこの時点での妥結を迫った。

¹³⁴ 光緒三十一年九月二十五日辰刻到「呂大臣、盛大臣、李大臣来電（併致外務部、袁宮保）」『全集』第11冊、247-248頁。

¹³⁵ 光緒三十一年九月二十七日未刻發「致外務部、上海呂大臣、盛大臣、李大臣、天津袁宮保」『全集』第11冊、247頁。

¹³⁶ Anlage 12: Protokoll, in: PA-AA, Peking II, 208, J.No. 9938/Nr.433, Knappe an Bülow, Shanghai, 25.10.1905, Bl. 41-45.

¹³⁷ Ebd., J.No. 9938/Nr.433, Knappe an Bülow, Shanghai, 25.10.1905, Bl. 4-16.

¹³⁸ 『談判』、319頁。

¹³⁹ Anlage 4: Protokoll der XIII. Sitzung (31.10), in: BA/L, R.901, 12864, J.Nr.10162/Nr. 444, Knappe an Bülow, Shanghai, 31.10.1905.

商約大臣は交渉全体の総括として、「今回のドイツ条約は、英米条約に照らしてことごとく反駁を加え拒否した結果、彼 [=ドイツ] が要請してきた各条項は、ほとんど〔その非妥当性を〕指摘し〔条約案に〕残っていないが、揚子江のタグボート問題はなお要求がやまず、それゆえ我が方が追加要求した3条は、彼の方が〔条約への〕追加挿入を同意せず、なお妥結に至っておらず、妥協を模索している状況である」と述べた。その上で、クナッペの帰国以前に妥結する利点と欠点を挙げた。利点としては、①現担当との協議のしやすさ、②未交渉国との条約交渉を促進する点、欠点としては、①クナッペの帰国により、さらなる交渉ができない点、②条約の早期成立により、ドイツ人商人の非難を回避することはできるだろうが、別の問題が発生するかもしれない、というものであった¹⁴⁰。

結局、清独双方の基本姿勢は交渉を通じても変化することはなかった。清朝側はあくまで「他国がすでに調印した条約において保証されたもの以上に、ある問題に同意してはならない」立場であり、ドイツは「〔他国との条約以上のもの獲得できない〕そのような条約には何の価値もない」との認識であった。つまり、清朝は核心的問題だからこそ、英米日との交渉で一貫して認めず譲歩を引き出した問題であり、条約の枠組との齟齬が生じるため、ドイツの要求に譲歩するわけにはいかなかった。しかし、その問題がドイツにとって最重要課題であったからこそ妥協はできずに、交渉は平行線をたどり、クナッペの帰国という条件も加わって、さらなる交渉が不可能となったのである。

交渉自体は中断することとなったが、10月31日の会談で、盛宣懷はクナッペに交渉で部分的に確定した条文の結果を基礎として、今後交渉を行うよう提案をした。クナッペは政府の訓令に基づき追加された要求を加え、個人的に受入可能な文書を作成することに同意したが、それはあくまでの政府にとっていかなる拘束力もない口頭報告の資料であり、今後外務省と外務部でそれぞれ検討する材料であった¹⁴¹。商約大臣としては、交渉の結果を固定化させることで、ドイツ側のさらなる変更を予防しようとしたのである¹⁴²。加えて、双方の主張をそれぞれ記載することで、その精査も可能となり、交渉再開に備えようとしたのである¹⁴³。

11月2日、清朝側から清朝側の意見を付記した漢文の条約案が、クナッペからドイツ側の意見を付記したドイツ語版の条約案が提出され、交換された¹⁴⁴。

¹⁴⁰ 光緒三十一年九月二十六日子刻到「呂大臣、盛大臣、李大臣來電（并外務部、袁宮保）」『全集』第11冊、251-252頁。

¹⁴¹ PA-AA, Peking II, 208, J.Nr.10162/K.Nr.444, Knappe an Bülow, 31.10.1905, Bl. 73-77; 1905年11月2日「呂海寰、盛宣懷致克納甫照會」『談判』、320頁。

¹⁴² 光緒三十一年十一月初二日「詳述德約開議以迄停議情形，將互換約文各款，臚陳備核，並洋員赫美玲擬令暫留上海請轉總稅司由」中研院近史研檔案館外交檔案 02-14-004-01-006。

¹⁴³ 中国語版の条約案に付した清独双方意見書は、以下の咨文の付属文書に収録：光緒三十一年十一月初二日「照錄與德領克納貝議約來往照會及彼此所送漢洋文請酌核由」中研院近史研檔案館外交檔案 02-14-004-01-007；Anlage 2 u. 3, in: PA-AA, Peking II, 208, J.Nr.10162/K.Nr.444, Knappe an Bülow, 31.10.1905, Bl. 80-101 u. 105-138。

¹⁴⁴ Anlage 3, Lü, Shêng, Li an Knappe, Shanghai, 2.11.1905, in: Ebd., J.Nr.10162/

このように交渉再開の可能性を残しつつも、清独間で10月から開始された交渉は決裂にいたらずに、あくまで「中断」ということで終了した¹⁴⁵。

1906年2月2日、呂海寰は軍機処に通商条約改正交渉に関する包括的な報告を行っているが、清独間の交渉中断が商約改正交渉に対する未交渉国の態度を慎重にさせてしまった点に言及している。各国の駐上海総領事たちが「ドイツの条約締結後を待って、ようやく交渉を開始できるとし、彼らはドイツの賛否を見ている。もし将来ドイツとの条約交渉が再開して調印に至れば、ベルギー、オーストリア＝ハンガリーなどの諸国はその後を追って〔条約交渉を〕行う」と述べていることに注目し、対独交渉再開の重要性を強調している¹⁴⁶。対独交渉が中断したがゆえに、皮肉なことにドイツの商約改正における位置づけが上昇し、清朝にとって対独交渉再開が商約交渉を実現する上での必要条件となってしまった。

ただし、その直後、清朝側は委員として参加したドイツ人税務司のヘーメリンクをベルリンに派遣し、1906年4月にドイツ外務省で商約問題を担当していたボイエに清朝側の見解を非公式に伝えさせるなど、交渉再開への動きを始めていた。ボイエは外務省が「外国人と平等な関係になることを過度に急いでいる」として、「中国はまるで露店商（小売買）のように、一途に小利を得ようとするだけで、自ら各種の口実を設けて負うべき義務を回避している」と批判し、すでに締結した条約の履行を求めた¹⁴⁷。清朝側からの交渉再開の働きかけに対して、ドイツ側は慎重であるだけでなく、清朝に批准した条約の履行を求めたことは、その後の商約交渉を考える上で重要な示唆を含んでいた。

6.3 中断以降の交渉再開の試み

6.3.1. 条約事項の国内制度化と列強の対応

清独交渉は中断したが、その後も清朝の条約交渉は継続した。1906年5月に始まったイタリアとの交渉には失敗したが、スウェーデンとは1908年7月2日に条約が締結された¹⁴⁸。しかし、依然として多くの国との商約改正は未達成であり、清朝が望む裁釐加税は夢半ばという状況であり、その実現が引き続き追求されていく。

K.Nr.444, Knappe an Bülow, 31.10.1905, Bl. 102-104.

¹⁴⁵ 11月3日付の『東アジアロイド』紙は、交渉は妥結した点と未解決の問題があるとし、後者に関してはベルリンに決定を委ね、クナップがベルリンに戻り、直接報告するため、交渉が延期されているとして、交渉妥結にはまだ望みがあると報道している。同紙での条約締結の条件は、加税の代償としての裁釐の保証、揚子江上流での航行の改善、鉞務章程の3点を挙げている (China, „Politiches Rundschau im Osten“, *OAL*, 3.11.1905)。

¹⁴⁶ 光緒三十二年正月二十九日「密陳商約情形」中研院近史研檔案館外交檔案 02-13-021-03-001。それ以外にも、この報告の中では、露仏との条約交渉が陸上貿易である性格上、他の条約と異なる点や、マッケイ条約締結以降の在華イギリス人の間で起きている条約への批判にも言及されている。

¹⁴⁷ 1906年4月10日「赫美玲致赫德函第9号」『談判』、332-334頁

¹⁴⁸ 王爾敏、前掲書、312-316頁。

まず、各国との交渉と並行して、清朝は国内制度の整備により、商約の規定条項の履行および交渉における懸案を縮小することに尽力し始めた。しかし、清朝側の恣意的な履行（長沙の外国人居留地が居住不可能な場所であったなど）への不満も存在した¹⁴⁹。別の事例としては、署両江総督周馥が外国人居留地以外での外国人の土地所有禁止に関する布告を出したとの新聞報道がなされると、ドイツ駐上海総領事代理はそれがそれまでの条約を履行したものであると理解したが、両江総督の管轄地域を越えて、すべての省に適応される危険性を指摘した¹⁵⁰。これは清朝側の国内での制度化にドイツが危機感を示した事例であるが、鉱務章程¹⁵¹や商標保護¹⁵²のように、清朝側が自ら章程を公布し、各国の同意を求めるも、各国の反対で修正が加えられた事例も存在し、制度化が清朝の思惑通りに進んだわけではなかった。清朝は条約を国内法化することにより列強の権利を制限しようとしたが、結局のところ清朝は列強の利害に配慮し、その同意を調達しながらの国内の制度整備をせざるを得なかった。

上記の事例と異なるのが、マッケイ条約第 11 条のモルヒネの輸入禁止措置であった。1906 年 4 月 8 日、慶親王はモルヒネ輸入制限に対する同意をドイツ政府に求めてきた際、代理公使ゴルトツ (Frhr. von der Goltz) はドイツ政府が条約交渉ですでにこの問題で譲歩していると回答し、清朝側の要望を受け入れる姿勢を示した¹⁵³。しかし、翌年 5 月 25 日に駐清公使レックスがビューローに宛てた報告書では、この譲歩と商約交渉開始でも問題となった津浦鉄道借款問題（終点が鎮江から浦口に変更されたため名称も変化）を関連させ、後者にとって有利な時期が来るまで待つ最終回答を行わないとの姿勢が示された¹⁵⁴。そして、津浦鉄道借款問題の解決を条件に同意することが、23 日に外務部に伝えられたのである¹⁵⁵。

1908 年になると状況が変化してきた。同年 1 月には、津浦鉄道借款協定が清朝側と香港上海銀行および独亜銀行間で調印されたことで、商約改正交渉再開を阻害していた前提条件がなくなると、ドイツ側の対応にも変化の兆しが表れた。

清朝側は 1908 年 9 月 28 日付の通達で、モルヒネおよび注射器の中国国内での製造禁止と医療目的での限定的輸入を認めた。そして、違反した場合に許可証の没収と輸入許可証を再発行しないという罰則規定が設けられたが、上海総領事館側は領事裁判権の範囲で関

¹⁴⁹ „China und seine Verträge“, *OAL*, 25.8.1905,

¹⁵⁰ BA/L, R.901, 4953, J.Nr.972/B.78, Mumm an Bülow, Berlin, 5.3.1906.

¹⁵¹ 清朝側の鉱務章程の成立と列強との関係は以下を参照：李永勝、前掲書、172-190 頁。

¹⁵² 商標保護をめぐる清朝の章程と日英の反発、さらには日英対立による章程実施の無期延期に関しては、以下を参照：本野英一「交渉新政期中国の商標保護制度の挫折と日英対立」(『社会経済史学』74・3、2008、12-21 頁)

¹⁵³ Anlage: J.No.2656, Goltz an Prinzen Ching, Peking, 13.6.1906. in: BA/L, R.901, 4953/1, J.No.2656/B.196, Goltz an Bülow, Peking, 13.6.1906.

¹⁵⁴ Ebd., J.No.2460/B.185, Rex an Bülow, Peking, 25.5.1907.

¹⁵⁵ Anlage: J.No.2447, Rex an Prinzen Ching, 23.5.1907, in: Ebd., J.No.2460/B.185, Rex an Bülow, Peking, 25.5.1907.

連する罰則規定を公布することで調整しようとした¹⁵⁶。しかし、駐清公使レックスは清朝側の関連する規定が「非難のしようがない (einwandfrei)」として、全条約国の同意を条件に同意する考えを帝国宰相ビューローに伝えた¹⁵⁷。そして、全条約国も清朝の措置に同意しているとレックスは 12 月 29 日に報告しており、清朝側の通達が実施されたことになる¹⁵⁸。

ドイツが無条件で譲歩した背景には、中国における反アヘン運動の発生があった¹⁵⁹。このモルヒネ禁輸措置の直後に上海アヘン調査委員会が開催されており¹⁶⁰、清朝側のアヘン対策との関連で、自国の立場を事前に示し、列強もそれを容認していったことを示していると考えられる。

商約における国内改革の重要性は、1908 年 9 月 22 日の唐紹儀の上奏文でも明示されている。第 4 章で言及したように、唐は同年義和団賠償金の余剰分返還への謝礼使としてのアメリカに派遣され、それに合わせて各国での財政調査を命じられた。その目的の 1 つが裁釐加税に関する各国との協議であった¹⁶¹。商約での最重要問題として、①法律編纂、②鉱務章程、③商標、④度量衡の統一、⑤幣制、⑥裁釐加税を挙げており、その中で他国と協議するのは⑥の裁釐加税のみで、それ以外は清朝の自主の権利とした。唐は商約の各重要項目の履行を各国は注視しており、清朝が改革を実施していることを他国に示す必要である点を強調している¹⁶²。

唐の上奏文で強調されているように、商約改正はそれまでは裁釐加税などの条件をめぐる交渉から、清朝が着手していた近代的な法整備との関連の中で、その進捗具合が交渉再開の条件として見なされるようになっていった。改革と商約改正交渉がリンクしていったのである。

6.3.2. 条約交渉再開への動き

6.3.2.1. 国際会議案と清朝の統治能力への疑念

清朝は商約の規定の法整備化を行いながら、交渉再開への動きも開始した。1907 年 5 月 5 日、外務部は商約改正交渉再開を商約大臣呂海寰に命じ、各国公使に照会させたが、ドイツとの条約交渉が終了しておらず、対イタリア交渉も中止した状況で交渉を行うことが

¹⁵⁶ BA/L, R.901, 4954, Ab. Zu II U 6266, Buri an Bülow, Shanghai, 13.10.1908.

¹⁵⁷ Ebd., Ab. J.Nr.4912/B.265, Rex an Bülow, Peking, 7.10.1908.

¹⁵⁸ Ebd., No.118(T), Rex an AA, Peking, 29.12.1908.

¹⁵⁹ Ebd., II U 6339, Aufzeichnung von Lehmann, 12.10.1909.

¹⁶⁰ この調査委員会については以下を参照：後藤春美『アヘンとイギリス帝国—国際規制の高まり 1906～43 年—』山川出版社、2005、34-39 頁。

¹⁶¹ 光緒三十四年六月二十二日「着唐紹儀考查日欧各国財政上論」（「唐紹儀出使日欧八国考察財政史料」『歴史檔案』37、1990、63 頁）

¹⁶² 光緒三十四年八月二十七日「奏為擬請實行商約各款並速定幣制由」『軍機處檔摺件』166091。

できなかった¹⁶³。しかし、商約大臣は加税の実現を目指しており、交渉妥結には至らなかったとしても、原則的に加税へ同意を各国から得ているとの認識を持っていた¹⁶⁴。清独交渉に関しては、裁釐加税の主旨には同意しており、交渉が決裂したわけではなく、「近年の各国との通商では、英米日以外にドイツの輸入品が最も多く、ドイツとの条約の成否が加税の重要な鍵である」として、条約改正におけるドイツの重要性とドイツが加税をすでに同意している点を強調している。それゆえ、新任の駐独公使孫宝琦の着任後に、ドイツ側に交渉再開を打診させることにした¹⁶⁵。

このような清朝側の楽観的な見通しに反して、当初レックスの態度はモルヒネ問題と同様に、鉄道借款の解決を再開同意への条件とし¹⁶⁶、6月23日時点で各国も様子見の状態であったこともあり¹⁶⁷、清朝の試みは挫折した。

翌1908年3月、清朝側が再度ドイツの全権委員の派遣を求めてくると、レックスの対応は、同時期にモルヒネ問題で譲歩したのと同様に、好意的なものに変化しており、レックスは帝国宰相ビューローに以下のように提案した。

たとえ新たな交渉が1905年の中断時より、好ましい成果を挙げられないとしても、一般的な政治状況を配慮すれば、中国の提案を受け入れ、上海の帝国総領事に交渉継続を命じるよう勧めます（下線筆者）¹⁶⁸。

加えて、津浦鉄道借款問題が解決し、交渉再開の引き延ばしを行わないと清朝側に伝えた¹⁶⁹。

ここで指摘されている「一般的な政治状況」とは、第4章で検討した、同時期に本格化していた独米清の連携構想を指していると考えられ、レックスは清独間の政治的な連携と通商問題を関連付けて処理しようとしたのであろう。

レックスが清朝の提案に積極的に反応する中で、外務省においてはボイエが中心となり対策を講じ始めた。ボイエは交渉再開の是非について、休暇でドイツ滞在中の上海ドイツ協会代表ツィッカーマンと前上海総領事館商務専門官デリウスから意見を聴取した¹⁷⁰。

デリウスは裁釐が実現したとしても、別の徴税がなされるなど状況の悪化の可能性を指摘し、単独交渉ではなく、特別会議方式での解決を提案した¹⁷¹。ツィッカーマンの見解はより否定的であった。まず中央政府の地方督撫への影響力低下と海関での中国人の影響力拡大という状況により、「予防措置や保証の崩壊」が起きているとし、清朝政府の統治能力

¹⁶³ 光緒三十三年三月二十六日「収商約大臣致外務部電」『電報檔』第38巻、250頁。

¹⁶⁴ 光緒三十三年四月初六日「収商約大臣致外務部請代奏電」同、250-252頁。

¹⁶⁵ 光緒三十三年四月初六日「収商約大臣致外務部請代奏電」同、252-253頁。

¹⁶⁶ BA/L, R.901, 4953/1, J.No.2460/B.155, Rex an Bülow, Peking, 25.5.1907.

¹⁶⁷ 光緒三十三年五月十一日「収新授外務部尚書呂致外務部請代奏電」『電稿檔』第38巻、254-255頁。

¹⁶⁸ BA/L, R.901, 4954, J.No.1583/B.78, Rex an Bülow, Peking, 16.3.1908.

¹⁶⁹ Anlage: Ab. Note des Prinzen Ching an Rex, in: Ebd., J.No.1583/B.78, Rex an Bülow, Peking, 16.3.1908.

¹⁷⁰ Ebd., zu II U 1990 u. 2320, Aufzeichnung von Boyé, Berlin, 11.6.1908.

¹⁷¹ Ebd., zu II U 3728/08, Delius an Boyé, Zürich, 26.6.1908.

や条約義務履行を疑問視した¹⁷²。

2名から消極的意見を受け、クナップは交渉に成果が望めず、再度の交渉中断が対清関係に悪影響を与えかねないため、条約交渉を延期し、交渉再開は、清朝の情勢が明確になり、改革の成果を見極めてから判断するとした¹⁷³。第2局長ケルナーもクナップの意見と同様の考えであったが、交渉を行う姿勢があることを清朝側に示す必要性を強調した¹⁷⁴。

しかし、レックスは条約締結が経済的な利点はないとしながらも、「中国側の提案に対する明確な拒絶は、我々の対中接近政策に合わず、私の考えでは回避しなければならない」との政治的観点から、清朝側の動向調査に関する訓令を要請した¹⁷⁵。

レックスと外務省の間で条約交渉をめぐり議論されている間に、清朝は二国間交渉から他国間交渉による裁釐加税問題の解決へと路線転換をした。清朝は全関係国の代表との合意により、マッケイ条約の規定に則った裁釐加税を実現しようとしたのである。この提案に関しても、レックスはドイツの拒絶はあり得ないとして、政府に清朝の要望を受け入れるよう求めた¹⁷⁶。

1909年1月25日、上海総領事ブーリ（Buri）は商約と関連して清朝の財政状況に関する長文の報告書を帝国宰相宛に送付している¹⁷⁷。ブーリは交渉自体を当分見合わせることに同意しつつも、清朝の国際会議案については「新たな段階」に入ったとの認識を示した。この国際会議案は商約で最大の懸案であった裁釐加税を通商関係全般を規定する商約から切り離して議論することを意味していたが、ドイツにとっては商約の即時締結の必要性が低下することも意味していた¹⁷⁸。またブーリは、裁釐が通商上の障害を除去するだけでなく、中央政府の財政強化をもたらすとして、それが結果として清朝の政治・経済状況の安定感へ向かっていくとの予測を立て、清朝に財政改革を要求することが、清独双方に有益であるとの考えを示した。

清朝側が重視する加税の条件として、清朝の財政改革を加えた点は、ドイツの立場の変化を示すものと考えられる。ただし問題は裁釐加税による中央政府の強化と裁釐による収入減少に直面する地方政府への補填の調整をしなければならないにもかかわらず、清朝内部で議論されていないことであった。

¹⁷² Ebd., Ab. Brief von Zickermann, Schwerin, 7.7.1908.

¹⁷³ Ebd., zu II U 5068, Knappe an Rex u. Buri, Berlin, 21.10.1908.

¹⁷⁴ Ebd., Ab. II U6267, Koerner an den Staatssekretär des Innern, Berlin, 15.12.1908.

¹⁷⁵ Ebd., J.No.6100/B.308, Rex an Bülow, Peking, 15.12.1908.

¹⁷⁶ Ebd., J.N.6364/B.316, Rex an Bülow, Peking, 29.12.1908.

¹⁷⁷ Ebd., J.No.578/K.No.34, Buri an Bülow, Shanghai, 25.1.1909.

¹⁷⁸ それまでは商約という形で通商問題全般を解決する方針であったものが、清朝が通商に関する各条項の制度化を自らの国家主権にかかわる内政問題として理解する中で、条約国との交渉の対象から切り離していった。つまり各問題が個別に交渉されていく事態となったため、本来であれば商約に含まれていた各条項に関してドイツがどのように反応したのかを検討し、ドイツの対独通商政策を議論する必要があるが、本論では商約改正で最大の問題であり、清朝が条約国との交渉が必要であったと認識していた裁釐加税を特に検討の対象とする。

レックスもブーリもともに清朝の国際会議案にはある程度肯定的な態度を採ってはいたが、問題は他国の対応であった。情勢はドイツが1905年の商約交渉時に思い描いた方向に向かっていったといえよう。

上海ドイツ協会は、各国との裁釐の保証に関する協議を優先し、清朝側との交渉自体は各国間の合意後に行うとの考えを示した¹⁷⁹。元協会代表のツィッカーマンは清朝側の裁釐の姿勢を疑問視し¹⁸⁰、マッケイ条約の有効期間が切れる1912年まで事態を静観すべきとし、外交官と現地在華ドイツ人の方針の違いが見て取れる¹⁸¹。

1909年3月末に、ボイエはこの問題に関する覚書を作成している。まず上海総領事館副領事メツガー (Metzger) の見解を紹介し、この国際会議案の発案者が唐紹儀であったことに言及しているが、その地位が袁世凱の失脚など政権交代の影響を受け変化し、加えて醇親王がその計画の実施に関心を示さない可能性を指摘した。また、ボイエは唐紹儀のベルリン訪問を待つ姿勢をみせるも、条約交渉も国際会議も現時点での実施は好ましくないと考えていた。国際会議に関しては、①他国との事前合意、②国際会議の開催と会議での合意形成、という2つの方法が想定されていたが、①を優先し、②はその代替案であった。①の場合では、まず裁釐に関する新たな枠組についてイギリスとの合意を取り付け、その上で米仏日の合意に至れば望ましいとしている。しかし、イギリスと合意しないまま、アメリカと連携することは無駄であると考えており、あくまでイギリスとの協調を最重要視した。②の場合は、会議において裁釐に関する新たな計画を作成し、その際、裁釐加税が中央政府の財政強化を前提としつつも、裁釐による省の収入減を補填する方策を立てなければならず、その額を試算するためにも、清朝による中央政府と各省の正確な歳出入表の作成が不可欠な前提条件であると考えられた¹⁸²。

4月になると、ケルナーが作成した訓令がビューローの名前で駐清公使レックスに送られた。その中でボイエの覚書の内容が伝えられ、会議の条件が整っていないとして消極的な姿勢を示しつつ、ドイツの対応の判断基準となるイギリスの動向を調査するように上海総領事に命じている。そして、「我々は交渉開始前に国家財政への監視を提案しなければなら

¹⁷⁹ BA/L, R.901, 4954, Buri an Bülow, Shanghai, 11.2.1909. 協会の具体的な条件は以下の通り：①完全な裁釐の実施を条件に加税に原則的に同意する。②この廃止は、外国貿易の負担なしに、どのように損失を補填すべきか、という税制改革の一部としてのみ可能であるとする。③裁釐実現のさらなる保証として、条約違反が認められて以降可能な限り短期間で列強による協定の一方的破棄が規定される。④常関の廃止を規定する (Anlage: Deutsche Vereinigung, Shanghai, 8.2.1909, in: Ebd.)。

¹⁸⁰ 1909年2月に『東アジアロイド』紙の主筆フィンクが端方にインタビューした際、端方は中央政府が地方官僚の反対を受け、裁釐が不可能であると語っており、ブーリもその発言を伝え聞いていた (Ebd., zu II U 900/1905 09, Zickermann an Buri, Shanghai, 3.2.1909)。

¹⁸¹ Ebd., zu II U 900/1905 09, Zickermann an Buri, Shanghai, 11.2.1909.

¹⁸² Ebd., zu II U 900/1925 09, „Bemerkungen zur Frage der Likinablösung im Wege internationaler Verhandlung“ von Boyé, 30.3.1909.

らない」という立場、要するに清朝の内政・主権に介入する姿勢を見せたのである¹⁸³。

6月になり、ドイツ側は清朝の提案に対する主要国の態度を把握することができた。イギリスは清朝の改革が行われない以上、提案には同意できないとし、日本も同様に改革次第で対応を決めるとの立場を採った。フランスは雲南問題¹⁸⁴の解決を条件とした。三国は交渉参加に否定的な態度を示したが、唯一の例外がアメリカであり、他国が参加すればとの条件をつけたものの、会議への参加に同意した¹⁸⁵。清朝側はこのような列強の態度に不満を覚えたようで、外務部尚書梁敦彥はレックスに「列強が清朝の提案に対して消極的な態度である」と抗議していたが、レックスはやはり清朝に対して同情的であり、この問題につき協議する機会くらいは与えるべきとの見解を示している。レックスは加税も改革の進展に合わせて段階的に行っていき、それに合わせて各国代表による国際会議の継続を提案しており、清朝の改革を支援・支持すべきとの立場を主張した¹⁸⁶。

1909年10月11日にブーリは外務省第2局のレーマンに長文の報告書を送っているが、その中で従来商約交渉再開を引き延ばす方針の転換を求めている。ブーリによれば、ドイツの対清貿易の競合国である英米日が条約で加税を認めている状況下で、ドイツが交渉再開の拒絶が不利に働くとして、そのような状況の改善が必要であると述べた。そのため、ブーリは「我々はこの問題において、[すでに条約で加税を認めている]イギリス人や日本人が同様の要求[裁釐加税に関する国際会議への参加]をさしあたり拒絶ないしは直接的な回答をしないように振る舞うことはできない」として、「我々がそのような会議に参加するつもりがあるかどうかという中国政府の照会は、基本的に同意されなければならない」との見解を示した。したがって、ドイツが態度表明する上で、従来対英重視から対米重視への転換を求めた。その上で、ブーリは会議開催の清朝側の意思の有無を駐清公使に確認させ、また直隸総督端方にドイツが会議案に好意的であり、協力する意思があることを伝えるよう勧めた。そして、参加条件として英米日の会議への参加と会議のテーマ（裁釐とその損失補償の方法）の通知も求め、この問題に関してオーストリア＝ハンガリーとイタリアとの協力もできるとの考えを示し、対清通商問題における同盟関係の利用も視野に入れた対応を構想していた¹⁸⁷。

外務省側はこの報告書を基本的に支持する旨をレックスに通知している。外務省がそのように考えた背景には、清朝の財政危機を回避するためには財政改革が必要であり、その改革が列強の支援なしにはできず、裁釐による加税が清朝の財政健全化の重要な一歩であるとの状況認識が存在していた。ただし、そのような清朝の改革強化への協力と同時に、清独関係の観点からも清朝の提案を受け入れるべきとの考えも強調された。ドイツは「基

¹⁸³ Ebd., zu II U 900, 927, 1373, 1905, Bülow an Rex, Berlin, 6.4.1909.

¹⁸⁴ おそらく1908年4月に河口（ベトナムとの国境近くの街）と永昌で起きた武装蜂起を指していると思われる（石島紀之（2004）『雲南と近代中国—“周辺”の視点から—』青木書店、34-35頁）。

¹⁸⁵ BA/L, R.901, 4954, F.O.No.325, Embassy of the United States of America, Berlin, 30.3.1909.

¹⁸⁶ BA/L, R.901, 4955, J.No.578/B.143, Rex an Bülow, Peking 5.6.1909.

¹⁸⁷ Ebd., o.N., Buri an Lehmann, Berlin, 11.10.1909.

本的な政治的配慮から裁釐による加税に関する国際会議への中国側からの参加要請を基本的には拒否してはならない（下線原文）」との立場を示し、「もしあなた〔レックス〕が我々の善意を証明し、我々の現在の良好な関係を強化することへの関心により、回答を適当であると考えるのであれば、私〔外務長官シェーン〕はドイツが……すでに1905年の商約案で問題規定への意思を表明しているとの回答を与えることに同意していると〔清朝側に〕説明」してもかまわないと伝えた。ドイツは基本的に清朝の提案を政治関係から受け入れる姿勢を示したが、その条件として清朝側に裁釐の貫徹意思や能力を示すため、その実施計画の策定を求めた¹⁸⁸。

この国際会議案に対して、ドイツは比較的好意的ではあったが、結局他の列強が受け入れることはなかったため、清朝の試みは実現することはなかった。

6.3.2.2. 清朝の二国間交渉再開への方針転換

清朝は商約改正成立のため、列強が消極的であった国際会議案から方針転換し、再度二国間交渉による解決を目指した。

1910年9月、慶親王はレックスに対して条約締結を求めてきた。この動きは盛宣懐がドイツ側と接触し、好印象を持ったこと、そして彼が郵伝部右侍郎に就任した（8月17日）ことが大きく関係している¹⁸⁹。慶親王からの照会を代理公使ルクスブルク（Karl Graf von Luxburg）は帝国宰相ビューローに報告し、この問題を考える上で以下の点を考慮するよう求めた。それは1909年1月に罷免された袁世凱や同年9月に死去した張之洞に代わる有力者がおらず、中央政府で混乱しているという統治能力に対する疑念であった。それ以前であれば清独関係を重視し、そこから通商問題を考える傾向も存在したが、この時点では両者を切り離し、交渉について時期を見ることにした¹⁹⁰。

清朝の交渉再開の動きに対して、プーリは1910年11月に報告書を書き、交渉への支持と反対理由を両論併記のかたちで挙げた。支持理由は、ドイツとの条約締結による清朝の強化と、中国のナショナリズムの高揚により、交渉開始の延期で有利な条件を獲得することが困難であるという点である。一方で反対理由は、清朝内政の混乱状態に対する憂慮と、

¹⁸⁸ Ebd., Nr.292, Schoen an Rex, Berlin, 27.12.1909. 清朝側の裁釐への必要措置は、①歳出入（釐金収入とその支出先）の算出（国家財政の監督案）、②釐金廃止により省政府や下級機関が失う収入の補填方法、③反抗的な省政府による国際協定違反に対する措置の発表、④秩序ある海関運営の保証、⑤釐金収入を担保とする借款のその他の収入による保証、などであった。列強としては釐金以外にも鉱務章程、居留地規則、河川航行の自由化、通貨改革などの解決も望んでいたが、この多くは商約改正に関連する問題であった。

¹⁸⁹ 宣統二年八月初八日「擬就近與德使續議商約請即函致該使以免宕延由」中研院近史研檔案館外交檔案 02-13-021-05-012 ; PA-AA, Peking II, 209, Chines. Eing. Nr.155, Prinz Ching usw. an Rex, Peking, 12.9.1910, Bl. 7.

¹⁹⁰ BA/L, R.901, 4955, J.N.4503/B.212, Luxburg an Bethmann-Hollweg, Peking, 15.9.1910.

さらに 2 年以内に行われる英露の対清新商約交渉を挙げた。結論としては、交渉を再開せず、英露の新商約交渉への対応を待つか、ドイツの条約案に従った裁釐を条件に交渉の再開に同意するか、2 つの選択肢を挙げたが、前者の立場を提案している¹⁹¹。

ドイツ側は英露の改正交渉まで待つ方針を採用し、1911 年 4 月まで明確な回答をしなかったようである。4 月 24 日に、駐独公使梁誠はドイツ外務省に交渉再開を打診し、支持する回答を得たと述べるも、ドイツ側が清朝側の主体的な行動を求め、すでに締結した条約の実施を問題としていることも報告している¹⁹²。また、5 月 23 日にルクスブルクは湖広鉄道借款成立を祝うために盛宣懐の許を訪れた。その際、梁誠の電報を受けて、盛は裁釐加税問題が依然として重要であるとドイツ政府に伝えると同時に、交渉再開を検討するように求めた¹⁹³。

6 月になり、ルクスブルクは上海総領事に上海ドイツ協会と協議し、その問題関心を探るよう求め、商約の枠組外で加税による裁釐問題を議論できるのかどうかの判断材料としようとした。ルクスブルク本人は慎重な態度を堅持し、1911 年に通商条約が失効するロシアの態度¹⁹⁴を重視していた¹⁹⁵。

盛宣懐は自らの提案に明確な回答をしないドイツにいらだっていた¹⁹⁶。6 月に行われた会談の中で、盛宣懐はルクスブルクに対して、梁誠の報告を取り上げ、ドイツ政府がさらなる交渉を拒否せず、すべての列強との共同交渉を望んでいる点を強調し、本国政府への報告の有無を問い質した。さらに対独交渉の実施に対する要望を政府に直接通知するよう要請すると同時に、商約会議が近く開催され、ドイツ政府に実現困難な新しい要求を提出しないよう要望した。そのような要望の背景には、英米が北京での釐金会議への参加意志を示したことがあった。盛宣懐としては、露仏は後回しにし、まずドイツの同意を求めたのである¹⁹⁷。

盛宣懐の提案に対して外務省側は「加税は釐金問題の調整を条件とし、釐金問題は 1 国との条約の枠組ではなく、国際的にのみ解決されうる」との認識を示し、国際的な枠組で

¹⁹¹ PA-AA, Peking II, 209, Ab. J.Nr.8243/K.Nr.517, Buri an Bethmann-Hollweg, Shanghai, 30.11.1910, Bl. 19f..

¹⁹² 宣統三年三月二十六日「徳外部極賛成績議商約希照會各國預訂日期同時開議由」中研院近史研檔案館外交檔案 02-13-021-06-001。

¹⁹³ PA-AA, Peking II, 209, 2297/11, Referat über eine Unterredung mit dem Verkehrsminister Sheng Hsüan huai vom 23.5.1911, Bl. 24-26.

¹⁹⁴ 清露間では 1881 年のイリ問題を解決したペテルブルク条約の改正期限が来ており、1911 年 8 月から交渉が開始されたが、辛亥革命などにより結局中断された。清露間の交渉については以下を参照：唐啓華『被“廢除不平等条約”遮蔽的北洋修約史（1912～1928）』北京：社会科学文献出版社、2010、30-47 頁。

¹⁹⁵ BA/L, R.901, 4955, J.No.2470/B.141, Luxburg an Bethmann-Hollweg, Peking, 6.6.1911.

¹⁹⁶ Ebd., A.109, [anonym] an Bethmann-Hollweg, Peking, 22.6.1911, Bl. 36f.

¹⁹⁷ Anlage: Referat über eine Unterredung mit Sheng Hsüan huai am 20.6.1911, in: Ebd..

の解決であれば反対はしないとの立場を繰り返した¹⁹⁸。盛宣懷もドイツと同じような考えを持っていたが、結局清独間の条約交渉再開も釐金に関する国際会議も実施されることなく、辛亥革命を迎えることとなった。

小括

商約改正は北京議定書の規定により始まったが、清朝と列強では比重の違いがあるものの、通商制度の再構築とその一部ではある裁釐加税という 2 つの目的を達成しようとするものであった。交渉においては清朝の主権意識の高まり、在華外国人の在華通商活動に対する不満という 2 つの要因を考慮する必要があった。しかし、二国間交渉を重ねていくことで商約の枠組が形成されていったため、最恵国待遇が存在する中では、その都度通商活動の規制緩和の要求が出されていった。そのような要求を反映させて作成されたのが、駐上海総領事館の条約案であった。その最大の要求は、従来の条約では不十分であった裁釐実施に対するより厳格な保証措置であり、清朝の主権を損ないかねない信託局の設置というかたちで示された。上海案に盛り込まれた各要求は在華ドイツ人に限ったものではなく、在華外国人の現状に対する不満を解消しようとするものとして想定されていた。このように現地の利害関心が強く反映された条約案は、外務省が関係省庁や利害関係者を説得する中で、それまでに締結された商約に近いより妥協的な案に修正されることになり、そこには駐清公使ムンムの意見が強く反映されていた。

外務省の条約案は、最大の懸案である裁釐加税や陸上関税・海関税の格差是正を商約から切り離して、将来行われる国際的な合意という手段をとることで棚上げし、交渉決裂のリスクを軽減しようとするものであった。これはドイツの利害関係者の要求に配慮しつつ、マッケイ条約などの枠組との間に齟齬が生まれることを回避しようとする措置であり、条約案作成において、すでに基本的枠組となっていたマッケイ条約などからの制約を受けていたことを意味している。それゆえ、その枠組から逸脱し、租借地利益に特化した要求を行う膠州湾総督府を条約案作成から排除しようとしたのである¹⁹⁹。

しかし、すでに構築された商約の枠組を重視する清朝から見れば、ドイツの条約案はそれを破壊するものとして認識された。両国は従来の条約に対する異なる認識を持っていたが、そこに齟齬が出ない範囲で条件付でも妥協できる裁釐加税問題は交渉が難航しなかった。他方、内河航行問題は、清独双方にとって商約の枠組の遵守と修正を争う問題であり、清朝側は主権の観点から、ドイツは在華ドイツ人の要求に配慮する必要から、妥協は不可能であった。清朝の立場を受け入れることは、ドイツにとって条約締結の意義を失わせるものであるというジレンマが存在した。

これは二国間交渉の積み重ねの欠点を露呈させたとも言えよう。これまでの交渉においても、英米日などはドイツの条約案と類似した要求を出すことがあったが、清朝が別の問題で譲歩することにより、その要求が条約または交換公文に記載されることはなかった。しかし、清独交渉において、清朝に譲歩材料はほとんどなく、ドイツに対してあくまで条

¹⁹⁸ Ebd., Nr. 201, Koerner i.A. an Haxthausen, Berlin, 21.7.1911.

¹⁹⁹ Ebd., No. 131, Knappe an Mumm, Shanghai, 22.6.1904, Bl. 297f.

約の枠組を遵守するように求める姿勢を堅持した。

他方で、ドイツ側の交渉における態度も頑なであった。その態度を正当化したのが、在華ドイツ人の利害であった。交渉自体に在華ドイツ人が関与することはほとんどなかったが、交渉の最終段階において、ドイツの全権代表は上海ドイツ協会から意見聴取をするなど、現地の利害に対して配慮していた。彼らの要求にも、交渉の最大の難関であった内河航行権に関する問題が譲歩できない問題として挙げられており、彼らの意見もドイツ側の交渉に対する態度を決定する上で影響を与えたと思われる。

ただし、両国の全権は意図的に交渉決裂を回避し、清独双方が妥結した部分とそれぞれの要求を記した条約案を作成することで、交渉再開に含みを持たせた。

そして、ドイツは交渉が中断したからこそ、清朝にとっての重要性が増すこととなった。清独交渉中断後、未交渉国の中にドイツの動向から商約交渉への対応を検討する姿勢を見せた国が表れたのである。それ以外にも、清朝がドイツを重視した背景には、1902年の関税率会議で決定した協定の最初の署名国にドイツが名を連ねていた事実もあったと思われる。そのようなドイツの影響力を考慮して、清朝はドイツに対して、その地位の重要を強調し、再三交渉再開を求めた。しかし、ドイツの対清姿勢は基本的に強硬的であり、交渉再開の条件として鉄道借款の成立を要求しており、譲歩の姿勢を見せることはなかった。ドイツは政治的関係においては妥協する姿勢を見せつつも、商約問題においては強硬な姿勢を堅持していた。

また、マッケイ条約締結からすでに3年以上が経過し、商約に規定された各条項の制度化も交渉の条件として加わったため、清独間の二国間交渉により商約を解決するという方法で商約改正を達成できる時期は去ってしまった。

商約をめぐる環境の変化は、清朝の商約観の変化に大きな影響を与えた。清朝は当初二国間交渉を重ねることで、商約の最重要問題であった加税を実現しようとしたが、交渉開始・再開が難航し、商約事項の制度化が行われていく中で、1909年には商約から裁釐加税問題を切り離し、多国間交渉による解決へと方針を転換した。唐紹儀の上奏文にもあったように、商約改正で規定されたそれ以外の各条項は、あくまで清朝側が国内規則を作成するという主権と関わる問題であるとの認識も、方針転換の背景の1つとして考えることができよう。

清朝は加税の実現による財政強化を必要とし、ドイツ側も清朝の状況に理解を示していた。その点で言えば、飯島のいう「四国新約」体制をドイツも支持していたことになる。また、裁釐加税問題の国際的な合意形成という構想は条約案に含まれており、ドイツは原則的に同意する姿勢を見せた。ただし、清朝側が積極的にドイツの同意を求めたのに対して、あくまでドイツの対応は英米などとの協調を条件とするものであり、清朝側の希望を叶えるものでは必ずしもなかった。ここで看過できないこととして、ドイツが条約未締結という状況を不利と見なし、清朝の提案を拒否できないとの認識を持ったことであろう。この点についてのみ言えば、清朝が自国の方針に対して消極的なものではあったとしてもドイツに同意を強いることができたといえよう。

しかし、国際会議はイギリスなど他国の消極的姿勢もあり実現せず、その後、清朝は再度二国間交渉に方針を転換したが、ドイツはあくまで多国間交渉での解決を重視し、交渉再開に消極的であった。ドイツ外務省がその方針を決定する際、ドイツ協会などから意見

聴取をしており、在華ドイツ人の判断や清朝に対する現状認識が対清通商政策の方針決定に左右していた。特に清朝の法整備化が交渉再開を考える材料となった以上、清朝中央政府の統治能力の弱体化は、ドイツ側に改革の進展を不安視させるものであった。ドイツ外務省もその意見を重視していたからこそ、対清関係の観点から同意を求めたレックスの立場を支持することには消極的であった。

この商約改正交渉を清英などが二国間関係の中で処理ができたのとは対照的に、清独間ではそれができなかった。むろん両国双方が条約の枠組の遵守と修正の間で争った事実が存在するが、外務省の条約案第1条にもあるように、ドイツ側は基本的に他の列強との共同歩調による多国間交渉での解決を図っていたことも忘れてはならない。これは東アジアにおけるドイツの脆弱性を示すものであろう。しかし、清朝の試みに対して同情的な態度を採る場面もあり、特にレックスは三国連携構想の時と同様に、清朝への接近を強く主張し、商約問題での譲歩を提案していた。これは政治的協調関係の模索と商約交渉再開への同意を関連づけて考えていることを意味しており、レックスが2つの外交的な領域を統合して処理しようとした表れであった。そして、また、国際会議案に関する交渉では、ドイツは清朝の要求を拒否することができず、基本的に受け入れなければならない立場にあったことは、清朝の政策がドイツの対清政策に影響を与えていたことを示す事例として考えられる。清朝がドイツの同意を取り付けることで、自らの政策に対する対外的な発言権を強化しようとする動きも、連携構想の中においても見られた現象であった。

つまり、通商関係における清独関係も、特に交渉中断後は、清朝が自らの外交政策に対するドイツの支持を求め、それに対して、ドイツが他国との関係や清朝の現状に対する認識を勘案する中で、それに反応していったという構図が見えてくる。その対応を講じる際に、ドイツは英米の対応を重視しており、第4・5章でも指摘したように、清独間の協力関係が第三国を媒介することによってのみ成立するものであったことを示している。

終章

1901年9月に締結された北京議定書は、本論の3つのキーワードのうち、使節外交と商約改正交渉の起点であった。謝罪使団長たる醇親王がヴィルヘルム2世に謁見したことは、義和団戦争後の清独関係の改善の兆しを象徴するだけではなかった。議定書が親王の海外派遣を義務付け、醇親王が前例を作ったことで、宗室や高官の海外派遣に対する心理的抵抗は消え、その後積極的な「宗室外交」が展開された。考察政治大臣や摂政王である醇親王載灃の弟、載洵や載濤の軍事視察を目的としたドイツ訪問は、両国首脳間の直接的な接触の機会を与えただけではなく、彼らを通じて清朝首脳にドイツの雰囲気伝えるものであり、ドイツの産業界にとっては中国市場を開拓する機会を与えるものであった。特に軍事視察団の場合は対独接近の国内的な契機となった。

交流を通じて、清独関係の円滑化が望まれたが、その最高点が1911年3月に予定されたドイツ帝国皇太子フリードリヒ・ヴィルヘルム (Friedrich Wilhelm Victor August Ernst von Preußen) の東アジア周遊中の中国訪問であり、これに対する清朝の熱意は非常に大きいものであった。しかも、この皇太子訪問は政治的には独米清連携が模索され、通商問題において裁釐加税に関する再交渉の試みがなされている時期にあたり、本論の3つの論点、交流、政治関係、通商関係が結びつく問題であった。本論ではこれまで基本的に清朝がドイツに派遣した使節団を主に取り上げてきたが、本論をまとめるにあたり、清独関係の性格について、この皇太子の中国訪問を手がかりにまず考えてみたい。

1898年のハインリヒ親王の訪問やそれ以降にプロイセンやバイエルンなどの親王が中国の地を訪れることはあったが、今回は皇位継承者であるフリードリヒ・ヴィルヘルムが訪問するというところに大きな意義が存在していた。

1910年8月はじめにドイツ皇太子の東アジア周遊計画の話が出回るようになると、清朝側はその真偽を確かめるための行動に出た。同月11日、外務部会辦大臣那桐は一等通訳官クレプス (Emil Krebs) と会談した際、皇太子の訪問日時、期間、随員数などを速やかに通知して欲しいと述べるとともに、駐独清代理公使経験のある沈瑞麟を担当官とし、紫禁城の西苑 (Südlicher Teil des Winterpalastes) を皇太子の宿泊地に充てる考えを伝えている。この措置には那桐の個人的考えであるとの留保が付けられたが、「外国の王侯が冬宮〔紫禁城〕に居住する最初の特別な荣誉」であるとの点が強調されている¹。翌12日、沈瑞麟がクレプスを訪ね、載灃のヴィルヘルム2世宛の電報を手交した。その電報は「摂政王からの正式な招待」であった²。光緒帝の梓宮移送式で最大の問題となった宿泊地に関しては、

¹ PA-AA, Peking II, 867, A.197, Rex an Bethmann-Hollweg, Peking, 13.8.1910, Bl. 11f.

² 電報のドイツ語訳の内容は以下のようなものであった：「ドイツ帝国の皇太子殿下が東への旅行を企画されているというニュースは、深い喜びと期待で私を満たしました。もし私が以前から希望しているように、殿下が中国にその訪問の荣誉を与えて下さるのであれば、私が長年抱き続けた望みである個人的な邂逅が実現することになります。それが我々両国の間にある、心からの友好関係をさらに強化するものとなるでしょう。この特別な機会により、私は御招待の電報をお送りいたします。陛下のご健康とご多幸を切に願っております。載灃」(Ebd., 3964, Bericht von Krebs, Peking, 12.8.1910, Bl. 13f)。

清朝側が初期段階ですでに対策を講じていたことになる。

皇太子の訪問は、清朝側だけでなく、在華ドイツ人も非常に注目しており、上海ドイツ協会はその上海訪問をヴィルヘルム 2 世に対して請願している³。

17 日に駐独公使梁誠は、9 月 1 日に旅行計画が皇帝に進呈され、その裁可を得てから通知するとの外務省の発言を伝え、広州には 11 年 2 月に到着し、北京訪問は 3 月か 4 月になるだろうとの予定が示された⁴。そして、18 日にヴィルヘルム 2 世から招待への感謝と北京訪問の旨を伝える親電が清朝側に提出された⁵。

しかし、外務長官キダーレン (Alfred von Kiderlen-Waechter) は皇太子の東アジア訪問が機密情報であるにもかかわらず、メディアがそれを報じている状態を危惧していた⁶。彼はこの訪問が政治的なものではないと強調しようとしていたわけであるが、『ロンドン・デイリーニュース』が「ドイツの東アジアでの政治的介入の序曲 (Vorspiel der politischen Intervention Deutschlands in Ostasien)」であると報じていることに懸念を示し、駐清公使レックス (Arthur Graf von Rex) に対して情報統制を行うよう要求した⁷。ここからこの訪問が他国に悪影響を与えることを可能な限り回避したいとのドイツ側の意図を読み取れよう。

9 月 14 日付けの電報で、キダーレンは駐清公使館に対して 3 月中旬に香港に到着し、その後広州から中国に入ると伝え、皇太子の中国滞在の予定を示し、滞在計画と叙勲リストの作成を要請した⁸。こうして皇太子の中国訪問は既定路線となり、清朝・ドイツ双方での

³ Ebd., No. 357, Buri an Bethmann-Hollweg, Shanghai, 11.8.1910, Bl. 16. 『東アジアロイド』紙は 7 月 29 日に「ドイツ皇太子の極東行き (Eine Fahrt des deutschen Kronprinzen nach dem Fernen Osten)」という記事を掲載しており、その注目度の高さがうかがえる。

⁴ [宣統二年] 七月十三日「收駐德梁大臣致外務部電」『収發電檔』第 22 卷 (608000022)、253 頁。

⁵ PA-AA, Peking II, 867, 4079, Wilhelm II. an Prinzregenten von China, Wilhelmshöhe, 18.8.1910, Bl. 20.

⁶ Ebd., A.403, Kiderlen an Rex, Berlin, 15.8.1910, Bl. 21. 実際にキダーレンの懸念が現実のものとなった例としては、『東方雑誌』に掲載された「ドイツ皇太子東遊に関する理論」という記事をここでは挙げておきたい。その中で、愛密爾 (欧文名不明) は日本の帝国主義と関連させ、「今回のドイツ皇太子の東遊において、日中両国を歴訪するのは政治上重要な意味を含んでいるに違いない」とし、その目的が「……ドイツの大利・大害が結局どこにあるのかを精査し、さらにオランダ植民地を手中に収めること (専手) ができるかどうかを調査して明らかにすることである」と述べ、ドイツの帝国主義政策と皇太子の東アジア歴訪に密接な関連があることを指摘している (『關於德皇儲東遊之理論』『東方雑誌』第 10 卷第 7 期、1910)。

⁷ PA-AA, Peking II, 867, A.406, Kiderlen an Rex, Berlin, 16.8.1910, Bl. 28.

⁸ Ebd., 549/10(T), Kiderlen an Germania Peking, Berlin, 14.9.1910, Bl. 37. 皇太子の滞在地と日数は以下の通り：広州 (5 日間)、上海 (3 日間)、青島 (5 日間)、北京 (10 日間)。のちに天津と漢口が加えられた。

準備が開始されたのである。

一等書記官ルクスブルク (Karl Graf von Luxburg) は対象となる領事館に滞在計画の作成を依頼した。これにより、当初は訪問予定地ではなかった都市 (例えば、天津や済南) のドイツ人団体や山東巡撫孫宝琦などが皇太子の訪問を求めることになる⁹。そして、12月5日にレックスから慶親王に対して、皇太子の当座の予定が伝えられた¹⁰。

清朝側は各地の督撫に対して訪問予定地の道路修繕¹¹を命じ、皇太子用の馬車および馬の購入のために軍諮処から専門官をドイツに派遣するなど¹²、万全の準備を行っていた。ここから清朝側が皇太子の訪問をいかに重視していたかを窺い知ることができる。

ドイツ側の清朝に対する評価は叙勲に表れている。外務省第1局B(人事)局長のシュヴァルトツコッペン (Georg von Schwartzkoppen) は、レックスが提案した清朝官僚への叙勲の等級が部分的に高すぎると述べ、大国とそれ以外の国では叙勲の基準が異なることを指摘し、その基準に遭わせて叙勲リストを修正するように求めた¹³。レックスは「中国はそ

⁹ Ebd., J.No.I.4004/K.No.185, Knipping an Bethmann-Hollweg, Tientsin, 24.9.1910, Bl. 49f. 済南の場合は、山東巡撫孫宝琦が済南領事ベツツ (Betz) に訪問要請をしたために、滞在地リストに載ることとなった (Ebd., J.No.I.1947/K.No.111, Betz an Rex, Tsinnanfu, 2.9.1910, Bl. 34 ; [宣統二年] 七月二十六日「收山東巡撫致外務部電」『収發電檔』第22巻、471頁)。

¹⁰ PA-AA, Peking II, 867, Nr.290, Rex an Prinzen Ching, Peking, 5.12.1910, Bl. 143f.

¹¹ 山東巡撫孫宝琦の場合は自発的という性格が強い。孫はベツツに対して皇太子が泰山を訪問する予定があるのかどうかをすぐに知らせて欲しいと述べているが、その理由は「この場合、様々な道路修繕やその他の事故防止措置が必要である」というものであり、皇太子を迎える準備を整えておきたい意志が窺える (Ebd., J.No.I.2698, Betz an Rex, Tsinanfu, 29.11.1910, Bl. 146)。

¹² [宣統二年] 十月二十日「発駐徳梁大臣電」『収發電檔』第26巻 (608000026)、241頁 ; [宣統二年] 十一月十六日「收駐徳梁大臣致外務部電」『収發電檔』第28巻 (608000028)、291頁。

¹³ PA-AA, Peking II, 867, Nr.I.32070, Schwartzkoppen an Rex, Berlin, 31.12.1910, Bl. 226f. シュヴァルトツコッペンの説明によれば、大国の首相・外相には紅鷲大十字勲章 (Großkreuz des Roten Adler-Ordens) が、大国のその他の大臣には一等紅鷲勲章 (Roten Adler-Orden der I. Klasse) が授与され、それ以外の国 (ベルギー、スウェーデン、ルーマニアなど) には首相・外相に対して一等紅鷲勲章が、その他の大臣には一等宝冠章 (Königlicher Krone-Orden der 1. Klasse) が授与されるとして、レックスが提案した毓朗、徐世昌、肅親王、溥倫への大十字勲章授与ではなく、前者3名には一等紅鷲勲章を、溥倫には一等宝冠章を授与すべきとの修正案が出されている。なお、レックスは4名を以下のように人物像を描き、その叙勲を正当化している。

毓朗 (将来の定親王であり、慶親王の後継者)

徐世昌 (彼以外の軍機大臣が高位のプロイセン勲章を授与されるのであれば、無視できない)

肅親王 (影響力があり、注意深い人物。改革派)

の経済的意味を考慮して大国（Großstaat）として遇されなければならない」と強調したものの、最終的には軍機大臣毓朗、大学士徐世昌、民政部尚書肅親王、資政院総裁（Präsident des Reichsausschlusses）溥倫には一等紅鷹勳章（大国の大臣、または小国の首相・外相クラスを対象）の授与で合意に達した¹⁴。外務省のランク分けと彼らの大半が宗室であるという事実から見れば、合意案は清朝が「小国」であることを意味していると考えられる。この叙勳からも清朝重視のレックスとそれに慎重な外務省の姿勢の相違が表れている。

清朝は国家の威信をかけて、皇太子訪問の準備を整えていったが、1911年1月に満洲でペストが流行したことにより、同月31日にその中止が決定され¹⁵、同日清朝にその旨が伝えられた¹⁶。これは清朝だけの問題ではなく、それ以降すべての訪問の中止を意味していた¹⁷。

翌日外務部から回答を受けた。その中で「載瀟殿下と陸軍部尚書廕昌が歓迎準備を監督しており、該当するすべての省の督撫に丁重な接待に配慮するよう命じた」と述べており、清朝としては国家の威信をかけて、皇太子の訪問準備をしていたことを強調し、皇太子の訪問を望んでいる旨が伝えられた¹⁸。

レックスも清朝がその準備に多額の金と努力を費やした状況に同情すると同時に、清朝側の失望感を伝えた。加えて、醇親王もこの訪問を非常に重視し、積極的に関与をしており、皇太子のために新たに建設中の宮殿の北西部に邸宅を建てたことも報告している¹⁹。

清朝が全国を動員し準備した皇太子の中国訪問は実施されることはなかったが、それでもその準備から清朝がドイツを非常に重視していたことは明らかである。また、光緒帝の梓宮移送式への特使派遣問題の時と同様に、在華ドイツ人にとっても、皇太子に中国の状況を示すことで、本国政府にその経済的価値を理解させようとした。ドイツ側はこの訪問自体に政治的意図は込められていないと対外的には主張していたが、それが実現すれば、

溥倫（摂政王の義兄弟で、明らかな親独派。将来の議事堂建設に関してドイツ人建築家およびドイツ企業と契約）

なお、陸軍部尚書廕昌にはすでに一等紅鷹勳章が授与されており、ここからドイツの廕昌の対する評価をうかがい知ることができる（Ebd., B.271, Rex an Bethmann-Hollweg, Peking, 26.10.1910, Bl. 126-128 u. 134-136）。

¹⁴ Ebd., zu 296/11:B.12, Rex an Bethmann-Hollweg, Peking, 28.1.1911, Bl. 251f.

¹⁵ Ebd., 12/11/P.E(T), Kiderlen an Germania Peking, Berlin, 31.1.1911, Bl. 274.

¹⁶ Ebd., zu 539, Rex an Natong, Peking, 31.1.1911, Bl. 275. ヴィルヘルム2世からの国電は2月3日に提出されており、その中で「先に貴国のご招待という好意を承り、また接待に関するすべての準備には非常に喜んでおりましたが、今回我が国の皇太子は殿下を拝見できず、自らの目で中国人民・土地の盛んなる様を見ることができず、非常に申し訳なく思っております」（〔宣統三年〕正月初五日「収徳国国電」『収發電檔』第45巻（6080000045）、111-112頁）。

¹⁷ „Die unterbrochene Reise des Kronprinzen“, *OAL*, 3.2.1911.

¹⁸ PA-AA, Peking II, 867, 552, Prinz Ching, Natong usw. an Rex, Peking, 1.2.1911, Bl. 282.

¹⁹ Ebd., 29/11/P.B., A.20, Rex an Bethmann-Hollweg, 21.2.1911, Bl. 299-301.

清独間の友好関係を内外に示すことにはなつたであろう。

駐清公使レックスは外務部尚書梁敦彥に対して皇太子訪問後にドイツ行きを実施し、両国間の友好的な気運を利用して、政治的連携の強化を提案し²⁰、商約改正に関していえば、この訪問を交渉材料として、清朝側に譲歩を求めようとする考えも存在しており²¹、政治・通商問題においてもこの訪問に大きな意義が込められていた。本論で見てきた清独関係における3つの分野（交流、政治、通商）が、この皇太子の東アジア周遊計画において重なったことになる。

以下では、その3つの分野における清独関係の特徴をまとめ、それらの関係がどのように関連しながら、清独関係全体が展開していったのかを示していくことで、本論の結論としたい。

宗室を含む使節団派遣による交流（第2章、第3章、第5章）が、清独関係の発展にとって大きな役割を果たしていた。その意義は、ドイツ側にとっては、清朝の宮廷や政府中枢と直接的な関係を築く機会と提供するものであり、使節団を通じて、自らの考えを清朝中枢に伝えることができる貴重な機会であった。一方で清朝の使節団がドイツ側との交流の中でその親清的な雰囲気を感じ取り、それを清朝政府中枢に伝えることで、好意的なドイツ観が部分的にであるにせよ形成された。それが共有されていった。このように清朝の使節団のドイツ訪問は、清独関係の好転や強化を期待される契機を与えたといえよう。そして、両国間の交流の成果の1つが、1910年三国連携構想であった。これは1911年に成立する「親貴内閣」と関わる問題であるが、当時満洲宗室が政府中枢部の要職を占めたという政治的な背景があり²²、そのことが積極的な対独関係を展開することが可能になった側面も軽視できない。

むしろ、清独関係は交流にのみ依存し、展開していった関係ではない。外交を担う人々の国際情勢認識や相手国認識も清独関係を展開させる重要な要素であった。つまり、程度の差はあるにしても、清独両国において相手国を外交政策上重要であるとの認識が存在していたということである。それは清朝に対して好意的であり、ドイツの対清政策を積極化させようとするヴィルヘルム2世と駐清公使レックスや、ドイツを外交政策上考慮に入れるべきという袁世凱や張之洞、端方などの有力者や在外公使などの国際認識や提言に表れていた。清独関係はそのような交流や国際認識の上に構築されていった。

その交流や国際認識、相手国認識と並んで重要なキーワードであったのが、市場と清朝の近代化政策であった。中国市場の潜在的発展性や清朝の近代化における外国の支援の必要性とそこに商機を見出すドイツ側の思惑が、両国関係の展開に大きな影響を与えた。清

²⁰ PA-AA, R.18569, A.S.1378, A.Nr.212, Rex an Bethmann-Hollweg, Peking, 6.9.1910.

²¹ PA-AA, Peking II, 209, Ab.J.Nr.8243/K.Nr.517, Buri an Bethmann-Hollweg, Shanghai, 30.11.1910, Bl. 19f.

²² 摂政王醇親王載灃期の満洲宗室の政府中枢への登用と漢族などとの政治的対立については以下を参照：Edward J.M. Rhoads, *Manchus & Han: Ethnic Relations and Political Power in Late Qing and Early Republican China, 1861-1928*, Seattle and London: University of Washington Press, 2000, pp. 121-172.

朝視察団の訪問の際、ドイツ産業界は清朝高官と直接交流し、友好関係を築くことで、中国市場での軍需物資の輸出拡大などの中国事業の可能性を広げようとしていた。その背景には対中貿易において各国との競合関係が存在しており、事業契約を獲得するためには、清朝高官の好意的な態度が場合によっては必要であり、使節団との交流はそのような好意を獲得する機会を提供するものであった²³。

清朝としても第4章で言及した袁世凱が起草者と思われる上奏で指摘されたように、対独米英接近には、国内改革における知識・技術・資金援助獲得という目的が存在しており、近代化政策の実施には列強との友好関係が必要不可欠であるという考えが存在していた。ドイツ外務省は清朝が完全な連携相手としては不十分であり、自国のみでの国力増強は困難であるが、門戸開放・機会均等などの通商における基本原則を自力で維持できるだけの国力を持つ必要があると認識していた。そこに両国が協力可能な分野が存在したのである。

清独両国にアメリカを加えた三国間の政治的な連携構想は、交流や近代化への協力などを通じた両国関係の内発的な発展の結果だけではなく、日米対立および日清対立という東アジアにおける国際情勢の変化からも大きな影響を受けていた。日本の大国化と1907年の東アジアにおける協商体制の成立を、清朝は国家主権や領土保全の危機として、ドイツは門戸開放・機会均等の破壊の危険性を潜在的に含むものとして理解した。しかし、両国を取り巻く国際環境は異なっていた。ドイツが1905年のモロッコ危機を処理する中で外交的孤立を深め、1906年の考察政治大臣のドイツ訪問の中で清独連携の考えを暗示する場面もあったが、同時期において、清朝はまだ自国の危機を認識するに至っておらず、1907年夏の日英露仏間の協商体制の成立を受け、連携構想にはじめて関心を示した。

この時点でドイツは対清連携以外に、英仏露と同様に日本と連携することで、在華權益を確保し、東アジアにおける孤立を回避するという選択肢も存在していた。しかし、ドイツは同様の協定を日本と締結することに消極的であり、対清政策の方向性をめぐって外務省と駐清公使などの間に議論が存在していたものの、中国問題では日本ではなく、清朝を連携相手として選択した。ここにドイツの東アジア政策の特徴がある。日独両国はこの時点では関係を好転させる考えを持たず、ドイツ側はむしろ日米対立の推移を注視し、それを対米政策に利用しようとした。そのためにヴィルヘルム2世が日米対立をより先鋭化させるために黄禍論を提唱した一方で、外務省はそのような人種間対立を外交に持ち込むことを回避しようとした。ドイツ産業界の内部においても日禍の気運があったものの、政府側はそれに対して抑制的に対応し、黄禍論自体がドイツの外交政策に与えた影響は限定的であった。

対日関係に対しては比較的冷淡な態度を採ったドイツではあったが、対米関係は対照的

²³ 鉄道借款や軍事支援などに関してはラーテンホーフやペーターソンを、借款団に関するドイツ銀行団の活動についてはボルトを参照：Udo Ratenhof, *Die Chinapolitik des Deutschen Reiches 1871 bis 1945, Wirtschaft-Rüstung-Militär*, Boppard am Rhein, 1987; Niels P. Petersson, *Imperialismus und Modernisierung ; Siam, China und die europäischen Mächte 1895-1914*, München, 2000; Boris Barth, *Die deutsche Hochfinanz und der Imperialismus: Banken und Außenpolitik vor 1914*, Stuttgart, 1995.

に終始関心を持っていた。ただし、対米政策におけるドイツの態度は、ルーズヴェルト政権期とタフト政権期で異なっていた。ルーズヴェルト政権期は、ドイツ側が清朝と交渉を行いながら、アメリカ側に積極的に働きかけ、日米関係の悪化を利用し、連携を求めたが、ルーズヴェルトは対清支援が日清戦争に発展することを懸念し、否定的な姿勢へと変化した。一方で、タフト政権期になると、アメリカ側が中国問題、特に満洲鉄道中立化案において、ドイツにも同意を求めるようになり、清朝をめぐる独米関係において、アメリカが推進者となった。両政権期において、ヴィルヘルム 2 世や駐米大使、駐清公使が対清米連携への積極的な関与を主張したが、ドイツ内では連携に慎重な帝国宰相および外務省の見解が基本的に政策に反映された。外務省は、対米清連携においてドイツが主体的に行動することで、ヨーロッパ情勢における自らの立場に悪影響を与えかねないとして、対清協力は一貫してアメリカが主導的な役割を果たすことを前提としていた。その意味で、外務省の考えの中では、清独関係の展開はアメリカの反応次第であったと言えよう。

以上がドイツの状況であるが、清朝は自らの政策に対するドイツの外交的支援を梃子に、対米交渉を行っていた事実を看過することはできない。これまでの研究でも清朝の対米重視が強調されているように、この時期清米連携の動きは満洲での鉄道建設などに見られ、清朝高官や中国のメディアは対米協調に限らず、対米同盟も主張していた。しかし、清朝首脳部において外交政策に関与していた外務部、公使や袁世凱、張之洞など督撫は、対米関係だけではなく対独関係も重視し、外交政策の立案を行っていた。しかも、清朝の対独連携は、ドイツの同盟国であるオーストリア＝ハンガリーとイタリアとの協調をも視野に入れたものであった。清朝は対独米関係やドイツの同盟網を利用することで、国家主権と領土保全維持に対する国際的承認を獲得し、それによって特に日本を牽制しようとしたのである。

このように清独両国はそれぞれの動機から相手国に対して、協力や支持を求める動きをとっていた。アメリカを加えた三国の共通する目的は、清朝の国家主権と領土保全の維持、さらに門戸開放と機会均等であり、その目的自体は現状維持の枠内にあり、他の列強との対立を招く可能性が低いものと見なされていた。しかし、三国間の連携構想の内実は、1908年と1910年では異なるものであった。前者の場合は、奉天巡撫唐紹儀と駐奉天アメリカ総領事ストレイト間の協力関係に基づき、袁世凱により主導された満洲問題への直接的な関与を求められるものであり、独米の想定を越え、清朝と日本の対立を誘発し、現状を破壊しかねないものであった。外務省や公使館の史料を見る限りでは、ドイツ側がその清朝の独自案を把握していた形跡はないが、ドイツが清米に対して清朝の政策を支持する方針を伝え、そのような支持が清朝を鼓舞したことが、清朝の外交を積極化させた一因として考えられる。ただし、皮肉にもその清朝の積極的な外交政策がドイツの外交的地位に悪影響を与えかねないという危険性を含んでいた。後者の方針は醇親王や梁敦彥によって主導され、清朝首脳部内での合意形成を経た連携構想として具体化され、それはすでに協商体制により列強間で相互承認されていた清朝の国家主権や領土保全の尊重を清朝に対して表明するというものであり、1908年時点で独米が想定していたものに近いものであった。

清独両国は現状維持の中での協力の可能性があったが、それ自体がすでに国際的な立場や国力の制約を受けていた。ドイツ外務省にとって現状維持を逸脱することはヨーロッパにおけるドイツの立場を悪化しかねないものであった。しかし、1907～1908年の連携構想

においては、仲介者としての役割を果たすだけの余裕があったものの、1908年10月以降のバルカン情勢の不安定化と対英仏関係の悪化により、東アジア政策においてドイツが前面に出るのを何とか回避しようとする傾向が強まった。清朝も自国の国力が日本に対抗するには不十分であるという認識を持つが故に、独米の外交的支持を獲得することで、他国に影響を与えようと試みていた。だからこそ、清独関係を展開していく上で、アメリカとの協力も必要不可欠であり、清独両国にとってまずアメリカの意向を知ることが、外交方針を決める上での重要な材料となった。

この対米連携が不可欠であるという認識の裏には、ドイツの国際情勢理解があった。外務省は東アジアとヨーロッパ情勢が一体化したために、対清政策が何らかのかたちでヨーロッパにおけるドイツの地位に悪影響を与えるのではないかと認識していた。だからこそ、外務省はいつもそれを懸念し、積極的な行動を控えており、あくまでも清米関係にドイツが加わるという姿勢を一貫していた。これはドイツが清朝の外交政策をドイツ外交に影響を与える要因と見なしており、その政策にどのように反応するか次第で、自らの立場に影響しかねない存在として捉えていたことを意味している。

政治的連携は清独関係にアメリカを加えた三国間が協力することで、清朝を維持しようとする試みであったが、通商問題において、ドイツの対清政策は異なる特徴を持っており、むしろ両国は当初対立していた。すなわち、ドイツは当初清朝に対して強硬な態度であり、自らの権益拡大を目指したのである。しかし、その権益拡大は通商条約改正案に見られるように、ドイツは既存の商約的枠組に配慮しつつ、それを修正することで実現しようとしており、他の列強との共同行動によって在華経済活動に対する規制緩和を狙った側面も強かった。

そのような認識の下で、外務省はそれまで条約の枠組を重視し、在上海ドイツ人や膠州湾租借地の要求を抑え、しかも、二国間関係ではなく、1902年の関税率会議と同様に国際的合意による裁釐加税問題の解決を企図する一方で、在華通商活動の障害緩和を条約案に盛り込んだ。しかし、このドイツの要求は、清朝がすでに獲得した権利を軽視するものであった。それゆえ、英米日などが条約を締結していた一方で、ドイツは1905年11月の段階では内河航行権問題をめぐり妥協点を見い出すことができず、全権委員クナップの帰国という状況も重なって、商約改正交渉が中断することとなった。ただし、条約未締結という状況がその後のドイツの立場を不利にした。清朝側から継続的に交渉再開を求められたドイツではあったが、ドイツはあくまで津鎮鉄道借款と商約改正問題を関連づけ、前者の妥結を交渉の条件とし、交渉の席に着くことはなく、強硬な態度を崩すことはなかった。しかし、1908年1月に懸案であった鉄道借款協定が締結され、また政治的な連携が模索される状況になると、レックスは在華貿易や清朝のインフラ整備に関する借款供与に関して、清朝側の善意が必要であるという認識に至り、ドイツは方針転換を迫られた。そして、清朝が1909年裁釐加税を議題とする国際会議案を提案すると、ドイツは清朝政府の統治能力に疑念を抱く意見も出されたが、基本的にその案を拒否することはできず、他国の同意や国内での制度整備を条件に、同意せざるを得なかった。つまり、ドイツは対清関係維持のために、清朝側の積極的な政策の受け入れを消極的ではあっても迫られたのである。その意味で、清朝の外交政策がドイツの対清政策に影響を与えたということになる。また、通商関係において、清独交渉が中断し、ドイツの動向を未交渉国が重視していた背景も

あるが、清朝は英米と並んでドイツからの支持獲得を模索し、それらの国の支持を推進剤として、裁釐加税問題の解決を目指したのである。清朝の提案を受け入れざるを得なくなった状況および清朝の対独重視という構図は政治的連携との類似点を見出すことができる。

このように清朝の外交政策において、ドイツは重要な国として位置づけられていた。また、ドイツの対清政策は、3つの分野でそれぞれ異なる様相を有してはいたが、時間の違いはあるにせよ、清朝の政策に配慮しなければならないという共通する特徴を示すようになっていった。ただし、そのようなドイツ側の対応の変化は、ヨーロッパの国際情勢の悪化により、対清政策における行動可能な範囲が狭まったことと無関係ではないだろう。それは政治的連携におけるドイツの動向が1909年前後で異なっていたことからわかる。1907年から1908年の連携構想において、ドイツが清朝を鼓舞し、その上で清朝が対米政策を展開するという構図が存在し、ドイツの動向が清朝の外交に影響を与えていたことを示していた。この時期、清独両国の外交政策における相互作用が強く表れていた。しかし、1909年以降、清朝がドイツの対清政策に対して自らの外交を支持してくれるとの期待感を持ち、対独接近を進めていくという主体的行動を取ったのに対して、ドイツ外務省の姿勢は消極的なものであったが、それと同時に清朝との関係を維持するためには、ドイツは政治的連携および商約問題双方に関する清朝側の要望を拒否することはできず、他の列強の同意を条件としつつも受け入れなければならないという認識に至った。この時期の清独関係において、清朝の外交政策がドイツの対清政策に影響を与えたということができよう。

そして、清朝がドイツの同盟国を含んだ形での連携関係を構築しようとした意味を考える必要が生じてくる。上述のように、ドイツ外務省は東アジア問題がヨーロッパ問題に波及することを可能な限り回避しようとしており、その意味では2つの地域問題をわけて考えたいという立場であった。一方で清朝はむしろ東アジアにほとんど利害関係のないドイツの同盟国であるオーストリア＝ハンガリーとイタリアも東アジア問題に巻き込むことで、その2つの地域問題を一体化させて処理しようとしたのではないかと思われる。つまり、中国問題をヨーロッパ問題化させ、東アジアに利害関係を持つ列強だけではなく、より多くの国々を関与させることで、日露に対抗し、自国の主権・領土に関する国際的な承認を獲得しようとしたということである。ドイツの同盟網を利用するという発想は、その文脈から理解可能であろう。換言すれば、日本が作り上げた「多国間同盟・協商網」から距離を取るグループと連携することで、協商国により想定された枠組とは異なるネットワークを築き上げようとした。清独米の連携構想や清朝の外交政策に対する独米の同意から、東アジアにおける列強間に利害関係を越えて、ヨーロッパを巻き込んだ国際関係構築の可能性が見えてくる。

しかし、清朝の外交政策は独米などの他国に依存した側面が強く、両国が許容する範囲でしか、その実現の可能性は見込めなかった。しかも、繰り返し言及しているように、1908年以降にヨーロッパ情勢の悪化によるドイツの対清政策の消極化、清朝それ自体の国力の脆弱性や国内の政治・社会の混乱が醇親王政権期(1908～1911年)に顕在化していく中で、商約問題に見られるように、清朝との連携に対する懸念も生まれていた。したがって、清朝の積極的な外交政策の成否は独米の意向や自国の国力に左右され、その行動可能な範囲は制限されていた。ただし、そのような限界を想定し、その範囲内で何が可能であるか、ということ清朝側も模索しており、独米からの支持を得られる最大公約数的なものが、

自国の国家主権と領土保全に対する国際的な承認を得ることであり、これ自体は現状維持の枠組を逸脱するものではなかった。そして、清朝は東アジアにおいて安定した環境を作ることで、また、政治的な連携を基礎に独米などの国々から近代化のための財政的、技術的な支援を獲得することで、自国の国力を増大させていこうとしたと考えられる。

清朝の外交構想自体は可能性に止まったが、清朝がこの時期追求した各国から自国の国家主権や領土保全の承認を得る、または裁釐加税問題を解決するため、全条約国の参加による国際会議を開催するという構想は、ワシントン会議の九国条約に連なるものであり、このような構想は日露に対抗しながら対独米接近を行っていく中で形成されていったと考えられる。

清末最後の10年間、特にその後半部分において、清朝の宗室とドイツの王族間の交流、政治的連携の模索、通商問題をめぐる妥協といった中で、相互に影響されながら、また両国の関心はそれぞれ異なるものの、ヨーロッパ情勢との関係から、両国関係は推移していった。結果として、政治的協調も通商問題の解決も辛亥革命まで実現することはなかった。双方が相手国の協力を必要とし、それを相互に認識ながらも、両国を取り巻く地域情勢の制約と自国の脆弱な国力を意識した結果、どこか及び腰な関係が清独関係の特徴であるといえよう。

本論で検討の対象とした3つの分野における中独関係が、辛亥革命勃発以降、どのように変化していたのか、または継続していったのかという問題を検討することは、今後の課題である。特に「宗室外交」との関係から清独関係における宗室の重要性を指摘したが、辛亥革命後、ドイツの租借地である青島に恭親王など反袁世凱勢力が居住しており、中独関係に悪影響を与えかねない存在であった。そして、第一次世界大戦の勃発と1917年8月の中国の対独参戦により、1861年のオイレンブルク使節団により締結された不平等条約は失効し、同様に租界など各種の権益も回収されることとなった。中独関係が辛亥革命から1917年までどのように展開し、その特徴が何であったのかを検討しなければ、不平等条約下の両国関係を総合的に評価することはできない。また、1917年までの中独関係が、1921年の平等条約である中独協定に関する交渉の中でどのように総括され、第一次世界大戦後の両国関係が構想されたのか²⁴。これらの問題を解決することで、不平等条約に基づく中独関係の展開と特徴の全体像を示すことができるだろうが、それは今後の課題としたい。

²⁴ これに関してはすでに、条約改正とドイツとの関連から、第1次世界大戦および中独協定締結までの経過について以下の論文で概観している：拙稿「中国の不平等条約改正の試みと第一次世界大戦」（池田嘉郎編『第1次世界大戦と帝国の遺産』山川出版社、2014）

参考文献

1. 一次資料

1.1 : 未公刊史料

1.1.1 中国語

○中国第一歴史檔案館（北京）

軍機処録副奏摺（光宣朝）

宮中朱批奏摺

○中央研究院近代史研究所檔案館（台北）

外交檔案 01-14-027-02 『醇親王專使德國案』

外交檔案 02-12-017-02 『廕昌使德』

外交檔案 02-12-018-01 『楊晟使德』

外交檔案 02-13-021-02 『商約案』

外交檔案 02-13-021-05 『商約案』

外交檔案 02-13-021-06 『商約案』

外交檔案 02-14-004-01 『中德議訂商約』

外交檔案 02-21-004-01 『陸徵祥譯和會草案報告』

○故宮博物院圖書文獻館（台北）

宮中檔奏摺

軍機処檔摺件

軍機処檔冊—宣統收發電檔

1.1.2 ドイツ語

○Politisches Archiv des auswärtigen Amts, Berlin (PA-AA)

China 1, Innere Angelenheiten Chinas, 1890-1914

China 5, Militaer- und Marine Angelegenheiten, 1885-1919

China 7, Das Verhaeltnisse Chinas zu Deutschland, 1885-1922

China 9, Nr.1: Die Kaiserliche Familie, 1886-1918.

China 9, Nr.2: Chinesische Staatsmaenner, 1886-1919

China 18, Beziehungen Chinas den Vereinigten Staaten von Amerika, 1888-1919

China 24, Nr. 10, Chinesische Sühnemission nachBerlin, 1900-1903

China 25, Mandchurei, 1900-1916

China 30, Verhandlung zwischen Deutschland und den Vereinigten Staaten von Amerika wegen Aufrechterhaltung der Integrität Chinas, 1907-1919

China 31, Franzoesisch-japanischer Vertrag vom 10.6.07 betr. die Unabhaengigkeit und Integritaet Chinas, sowie die Garantie des beiderseitigen Besitzstandes auf dem asiatischen Festlande, 1905-1912

China 32, Bd.1:Vertrag vom 30.7.07 zwischen Russland und Japan, betr(effend) die Garantierung des gegenseitigen Besitzstandes in Ostasien und die Anerkennung der

Unabhaegigkeit und Integritaet Chinas. Bd.2 u.3: dergl. Von 21.6(4.7), 1910 betr.die Eisenbahnen und die Aufrecht- Erhaltung des status quo in der Mandchurei. Bd.4: Russ.-Japan. Vertrag vom3.7.16. ueber Ostasien(auch Mandchureibahn), 1907-1919 China 33, Amerikanisch-japanisches Abkommen vom 30.11.08, betr. die Aufrecht-erhaltung des status quo in den Gebieten des Stillen Ozeans, sowie die Aufrechterhaltung der Unabhaengigkeit und Integritaet Chinas, nebst Abkommen vom 2.11.17 betr. China, 1908-1918

Japan 9: Beziehungen Japans zu China, 1905-1913

Amerika 12: Chinafrage, 1892-1907

Amerika 16: Beziehungen der Vereinigten Staaten zu Deutschland, 1905-1912

Amerika 29: Beziehungen der Vereinigten Staaten zu Japan, 1892-1913

Deutschland 127, Nr.18: Die chinesische Mission in Berlin, 1890-1920

Deutschland 132. Beziehungen Deutschlands zu Japan, 1904-1914

Deutschland 135, Nr.15: Die Gesandtschaft in Peking, 1886-1920

Preußen 1 Nr.1g. Nr.2. Reise S(eine)r K(aiserlichen) u(nd) K(öniglichen) Hoheit des Kronprinzen nach Indien (und Ostasien) 1910-1911

Peking II, Deutsche Botschaft in China

24-30, Allgemeine Politik Chinas

112-124, Russisch-japansicher Krieg

173, Sühnmission nach Deutschland

207-209, Revision des deutsch-chinesischen Handelsvertrages

419-423, Chinesischer Hof

431-439, Personalien chinesischer Beamten und Würdenträger

593-594, Gesetzgebung, Reformen

595-597, Verfassung, Parlament

867, Besuch des Kronprinzen von Preußen

898, Informationsreise von Reichstagsmitgliedern nach Ostasien

1458a, [Entwurf des deutsch-chinesischen Handelsvertrags]

Nachlass

Max von Brandt

○**Bundesarchiv, Berlin-Lichterfelde(BA/L)**

Auswärtiges Amt (R.901)

12863-12864, 4953-4955, Die Revision der Handelsverträge mit China

○**Geheimnis Staatsarchiv der preußischen Kulturbesitz, Berlin-Dahlem(GStA)**

BPH 113, Oberhofmarschallamt

Nr.1915, Anwesenheit des Chinesischen Prinzen Tschun

Nr.1954, Chinesische Marine Studienkommission am 5.bezw.12.I.1910(B1.20-84)

Nr.1957, Chinesische Militärmstudien=Kommission, S. Kais. H. Prinz Tsai Tao (29.
Mai 1910-13.Juni 1910)

○**Bundesarchiv-Militärarchiv, Freiburg i.Br.(BA-MA)**

RM3, 2602, Besuch der Chinesischen Marinekommission in Deutschland. -
Organisatorische Maßnahme

RM3, 6786-6790, Unruhe in China

RM3, 6823-6826, Vorkommnisse in Ostasien

RM3, 7057-7058, Kiautschou.-Deutsch-chinesischer Handelsvertrag

Mgs1, 2224-5, Briefe an seinen Mitarbeiter während der Aufenthalte in China General
in chinesischer Diensten, Constantin von Hanneken

○**Staatsarchiv Hamburg (StAH)**

132-11: Senat Kommission für die Reichs-und Auswärtigen Angelegenheiten

903: Besuch des chinesischen Prinzen Tsai-tao sowie der chinesischen Marine- und
Militär-Studienkommission

Cl.VI Nr.14a China

Fasc 21a. Acta Senatos, betr. den Besuch der unter Führung des Kaiserl. General=
Konsuls, Geh. Legationsrats Dr. Knappe in Deutschland herumreichenden
Chinesischen Studien- Kommission hierselbst am 10. und 11. April 1906

Fasc23: Acta. betr.die Anwesenheit der Chinesischen Marine=Studienkommission
hierselbst am 7. Januar 1910.

Fasc24: Acta. betr.die Anwesenheit der Chinesischen Militär=Studienkommission
hierselbst am 30. März 1910.

○**Historisches Archiv Krupp, Essen (HA Krupp)**

WA4/2012, 2014, Massenbesuche bei Fried(rich) Krupp, 1905-1906.

WA48/51, Liste der chinesischen Besucher, 1905-37

1-1-3 日本語

○**外務省外交史料館**

6・4・4, 1-10-1 : 貝勒載濤殿下軍事視察ノ為メ来朝ノ件

6・4・4, 12-9 : 各国特派使節来朝雜件 (清国貝子銜鎮国將軍載振殿下国書捧呈の為来朝の
件)

6・4・7, 1-3 : 各国元首及皇族弔喪雜件(支那之部)

A・6・1・3-14『義和団事変関係一件』(明 33.3.15) (駐清、独国公使被戕ニ対シ謝罪使トシテ醇親王ドイツ派遣関係)

1-2：公刊史料（回顧録・同時代文献を含む）

1.2.1：中国語（署名ピンイン順）

戴鴻慈（陳四益校点）『出使九国日記』（走向世界叢書）、長沙：湖南人民出版社、1983。

載澤『出使考察日記』（走向世界叢書）、長沙：湖南人民出版社、1983。

載灃「醇親王使德日記（『近代史資料』第73号、1989）

丁山整理「醇親王使德往来文電選」（『近代史資料』第74号、1989）

端方『端忠敏公奏稿』（近代中国史料叢刊）、台北：文海出版社、1967

呂海寰『庚子海外紀事』台北：文海出版社、1967

『大清德宗景（光緒）皇帝実録』（華文書局、1964）

『大清宣統政紀』（文海出版社、1986）

朱寿朋編『光緒朝東華錄』北京：中華書局、1958

中国第一歴史档案館編『光緒朝硃批奏摺』中華書局、1996

中国第一歴史档案館編『光緒宣統兩朝上諭檔』桂林：広西師範大学出版会、1996。

『李文忠公全集』台北：文海出版社、1966

戴鴻慈・端方編『列国政要』上海：商務印書館、光緒三三年（東京大学東洋文化研究所所蔵）

——『歐美政治要義』光緒三三年（中国社会科学院近代史研究所所蔵）

北京市档案館編『那桐日記』（1890-1925年）上下、北京：新華出版社、2006。

中国第一歴史档案館編『清代軍機処電報檔匯編』北京：中国人民大学出版社、2005

中国第一歴史档案館等編『清代外務部中外關係档案史料叢編—中西關係卷一』北京：中華書局、2004。

北平故宮博物院編『清光緒朝中日交涉史料』、民国21年3月。

故宮博物院明清档案部編『清末籌備立憲檔案史料』上下、北京：中華書局、1979。

王爾敏、陳善偉編『清末議訂中外商約交涉—盛宣懷往来函電稿』上下、香港：中文大学出版社、1993

王彥威、王亮編『清季外交史料』台北：分会出版社、1985

中央研究院近代史研究所編『清季中日韓關係史料』台北：中央研究院近代史研究所、1974

榮慶（謝興堯整理点校注积）『榮慶日記：一個晚清重臣的生活実録』西安：西北大学出版社、1986。

「唐紹儀出使日欧八国考察財政史料」（『歴史檔案』37、1990）

徐世昌『退耕堂政書』（近代中国史料叢刊第23輯）、台北：文海出版社、1968

丁賢俊・喻作鳳編『伍廷芳集』上下、北京：中華所局、1993。

『錫良遺稿』全2冊、北京：中華書局、1959

『西巡大事記』（台北：文海出版社、1964）

中国近代經濟史資料叢刊編輯委員会主編、中華人民共和国海関総署研究室編訳『辛丑和約訂立以後の商約談判』北京：中華書局、1994

『國家清史編纂委員會・文獻叢刊 辛亥革命史資料新編』第7卷、湖北人民出版社、2008
苑書義・孫華峰・李秉新編『張之洞全集』石家莊：河北人民出版社、1998
趙德馨主編『張之洞全集』武漢：武漢出版社、2008。

1.2.2 : 歐米言語

(編纂資料)

Bartholdy, Albrecht/ Thimme, Friedrich (Hrsg.), *Die Große Politik der europäischen Kabinette, 1871-1914: Sammlung der diplomatischen Akten des auswärtigen Amtes*, Berlin, 1922-27.

Keipert, Maria/ Grupp, Peter (Hrsg.), *Biographisches Handbuch des deutschen Auswärtigen Dienstes 1871-1945*, 5. Bde., Paderborn, 2000-2014.

MacMurray, John V.A. ed., *Treaties and Agreements with and Concerning China, 1894-1919*, Vol. 1, New York: Oxford University Press, 1921.

Reichsamt des Innern (bearb.), *Handbuch für das Deutsche Reich auf das Jahr 1900-1911*, Berlin, 1900-1911

Röhl, John C. G. (Hrsg.), *Philipp Eulenburgs politische Korrespondenz*, Bd. 1, Boppard am Rhein, 1976.

Unbekannter, *Deutschland und die Mächte vor dem Krieg in amtlichen Schriften des Fürsten Bülow*, Bde.2, Dresden, 1929.

United States Department of State, *Papers relating to the foreign relations of the United States with the annual message of the president transmitted to Congress December 8, 1908*, U.S. Government Printing Office, 1908 (<http://uwdc.library.wisc.edu/collections/FRUS>)

Verhandlungen des Reichstag (<http://www.reichstagsprotokolle.de/rtbiauf.html>)

(回顧録・講演集)

Bernstorff, Johann Heinrich Graf von, *Deutschland und Amerika: Erinnerungen aus dem fünfjährigen Kriege*, Berlin, 1920.

Franke, Otto, *Ostasiatische Neubildungen: Beiträge zum Verständnis der politischen und kulturellen Entwicklungs-Vorgänge im Fernen Osten*, Hamburg, 1911.

ders., *Deutschland und China vor, in und nach dem Krieg*, Hamburg, 1915.

ders., *Die Großmächte in Ostasien von 1894 bis 1914: ein Beitrag zur Vorgeschichte des Krieges*, (Hamburgische Forschungen 10) Braunschweig, 1923.

ders. *Erinnerungen aus zwei Welten*, Berlin 1954.

Meisner, Heinrich Otto (Hrsg.), *Denkwürdigkeit des General-Feldmarschalls Alfred Grafen von Waldersee*, Bd.3, Stuttgart und Berlin, 1923.

Schoen, Wilhelm Graf von, *Erlebtes: Beiträge zur politischen Geschichte der neusten Zeit*, Stuttgart u. Berlin, 1921.

1.2.3 : 日本語

『日本外交文書』第33巻別冊北清事変、第40巻。

(日本外交文書デジタルアーカイブ : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/index.html>)

外務省編纂『日本外交年表並主要文書』上巻、原書房、1965。

○新聞

1.3.1 : 中国語

『大公報』

『東方雜誌』

『申報』

『盛京時報』

『同文滬報』

『外交報』

1.3.2 : ドイツ語・英語

Berliner Tagesblatt

Frankfurter Zeitung (Micro) : 東京大学社会情報学研究所蔵

Kölnische Zeitung

Münchener Allgemeine Zeitung

Der Ostasiatische Lloyd (Micro) : 東洋文庫蔵

Reichs- und Staatsanzeiger

Tägliche Rundschau

1.3.3 : 日本語

『朝日新聞』

『東京日日新聞』

2. 二次文献

2.1. 日本語

浅田進史『ドイツ統治下の青島—経済的自由主義と植民地社会秩序—』東京大学出版会、2011

有賀貞『国際関係史—16世紀から1945年まで—』東京：東京大学出版会、2010

池井優「吊問外交の研究—蒋介石総統の死去と日本の対応」(『法学研究』65(5)、1988)

飯島渉「裁釐加税」問題と清末中国財政—1902年中英マッケイ条約交渉の歴史的位罫—」(『史学雑誌』102-11、1993)

——「1903年中日改訂通商条約の締結について—『マッケイ条約体制』と中国—」(『人文研究』44-12、1992)

石島紀之『雲南と近代中国—“周辺”の視点から—』青木書店、2004

- 岩間陽子「英独同盟交渉と日英同盟(一)・(二)—ヨーロッパと世界の狭間におけるイギリス—」(『法学論叢』125巻4号・126巻2号、1989)
- 植田捷雄『東洋外交史』上、東京大学出版会、1969
- ヴィッピヒ、ロルフ＝ハラルド「第1章 日清・日露戦争とドイツ」(田嶋信雄・工藤章編『日独関係史』第1巻、東京大学出版会、2008)
- ウッドハウス暎子『北京燃ゆ—義和団事変とモリソン』東洋経済新報社、1989
- 浦野起央『国際政治における小国』(浦野起央著作集4)南窓社、1992
- 江口朴郎『帝国主義時代の研究』岩波書店、1975
- 汪婉『清末中国対日教育視察の研究』汲古書院、1999
- 大井知範「19世紀末ドイツ帝国の膠州湾獲得」(『(明治大学)政治学研究論集』27、2008)
- 川島真「光緒新政下の出使大臣と立憲運動」『東洋学報』37-3、1994。
- 『中国近代外交の形成』、名古屋大学出版会、2004
- 「日露戦争と中国の中立問題」(『軍事史学』158・159、2004)
- 「名著はいかに書き換えられたか—中国における近代日中関係史の語られ方—」(『現代』41(3)、2007)
- 「外務の成立—外務部の成立過程—」(岡本隆司、川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会、2009)
- 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策 1906-1918年』東京大学出版会、1978。
- 「国務省極東部の成立—ドル外交の背景—」(『年報・近代日本研究』11、1989)
- 菊池貴晴『中国民族運動の基本構造：対外ボイコット運動の研究』汲古書院、1974
- 君塚直隆『ヴィクトリア女王—大英帝国の“戦う女王”—』中公新書、2007
- 工藤章・田嶋信雄編『日独関係史 1890-1945』全3巻、東京大学出版会、2008
- 工藤章「ドイツと東アジア—1928年独中関税条約とヴェルサイユ・ワシントン体制の急旋回—」(和田春樹ほか編『社会主義とナショナリズム：1920年代』(岩波講座東アジア近現代通史第4巻)岩波書店、2011)
- 金東建「戊辰変法期における清朝の対韓修交決定過程—朝鮮政策をめぐる光緒帝と総理衙門—」(『年報地域文化研究』11、2008)
- 小池求「国際情勢の変化とドイツ人外交官の東アジア認識(1901-1911)」(東亜地区歴史研究論壇等主催『東亜歴史上区域間的認識與互動国際学術討論会論文集』(北京大学、2011年11月11日・12日)
- 「中国の不平等条約の改正の試みと第一次世界大戦」(池田嘉郎編『第1次世界大戦と帝国の遺産』山川出版社、2014)
- 黄東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』汲古書院、2005
- 後藤春美『アヘンとイギリス帝国—国際規制の高まり 1906~43年—』山川出版社、2005
- 小林道彦『日本の大陸政策 1895-1914：桂太郎と後藤新平』南窓社、1996
- 崔文衡(朴菖熙訳)『日露戦争の世界史』藤原書店、2004
- 佐藤公彦『義和団の起源とその運動』研文出版、1999
- 佐野実「光緒新政期鉄道政策における借款の再評価とその経緯—滬杭甬鉄道の建設方針を巡る官民の対立—」(『史潮』64、2008)
- 「滬杭甬鉄道借款契約の実効性を巡るイギリスと地方の関係—地方有力者層の対立・

- 協力が中英間外交に影響を及ぼした一事例について」(『史学』78-4、2009)
- 潮木守一『ドイツ近代科学を支えた官僚—影の文部大臣アルトホーフ』中公新書 1163、1993。
- ジロー、ルネ(渡邊啓貴、柳田陽子、濱口學、篠永宣孝訳)『国際関係史 1871~1914 年—ヨーロッパ外交、民族、帝国主義—』東京：未来社、1998
- 菅野正『清末日中関係史の研究』(東京：汲古書院、2002)
- 鈴木智夫『近代中国と西洋国際社会』汲古書院、2007
- 鈴木楠緒子『ドイツ帝国の成立と東アジア—遅れてきたプロイセンによる「開国」—』ミネルヴァ書房、2012
- 曾田三郎編『近代中国と日本—提携と敵対の半世紀—』御茶の水書房、2001
- 「海外政治視察団の派遣決定過程と日露講話問題」(『広島東洋史研究』8、2003)
- 孫安石「清末の政治考察五大臣の派遣と立憲運動」(『中国—社会と文化』9、1994)
- 「光緒新政期、政治考察五大臣の日本訪問」(『歴史学研究』685、1996)
- 田嶋信雄『ナチス・ドイツと中国国民政府 1933-1937』東京大学出版会、2013
- J・チェン、守川正道訳『袁世凱と近代中国』東京：岩波書店、1980
- 千葉功『旧外交の形成—日本外交一九〇〇~一九一九—』勁草書房、2008
- 千葉正史「清朝皇室の鉄道利用について」(『鉄道史学』13、1994)
- 『近代交通体系と清帝国の変貌—電信・鉄道ネットワークの形成と中国国家統合の変容—』日本経済評論社、2007
- 寺本康俊『日露戦争以後の日本外交—パワー・ポリティクスの中の満韓問題—』信山社、1999
- 角田順『満州問題と国防方針—明治後期における国防環境の変動—』(明治百年史叢書)原書房、1967
- 唐啓華(廖敏淑・柳亮輔訳)「周辺としての中国—20 世紀初頭の国際組織における中国と日本—」(横山宏章、久保亨、川島真編『周辺から見た 20 世紀中国—日・韓・台・港・中の対話—』中国書店、2002)
- 永井算巳『中国近代政治史論叢』汲古書院、1983
- 中島三千男「明治天皇の大喪と帝国の形成」(網野善彦『天皇と王権を考える』5、岩波書店、2002)
- 中下正治『新聞にみる日中関係史—中国の日本人経営紙—』研文出版、1996
- 中山治一「日清戦争と帝政ドイツの極東政策」(『名古屋大学文学部研究論集 II (史学 1)』1952)
- 「揚子江協定成立前後の英独関係」(『名古屋大学文学部研究論集(史学)』2 集、1953)
- 『日露戦争以後—東アジアをめぐる帝国主義の国際関係—』創元社、1957
- 『帝国主義の開幕』(世界の歴史 22)河出書房、1970
- 信夫清三郎・中山治一『日露戦争史の研究』河出書房、1959
- 箱田恵子『外交官の誕生—近代中国の対外姿勢の変容と在外公館』名古屋大学出版会、2012
- 坂野正高『近代中国政治外交史研究』東京大学出版会、1973
- 『近代中国外交史研究』岩波書店、1970
- 『現代外交の分析』東京大学出版会、1971
- 馮青「清末の海軍視察と日本の対応(1910年)」(『現代中国』80、2006)

- 藤村道生『日清戦争—東アジア近代史の転換点—』岩波書店、1973
- 細谷千博・イアン・ニッシュ監修『日英交流史 1600-2000 (政治・外交 I.)』1、東京大学出版会、2000
- 百瀬宏『小国—歴史にみる理念と現実—』岩波書店、1988
- 簗原俊洋『カリフォルニア州の排日運動と日米関係—移民問題をめぐる日米摩擦、1906-1921』有斐閣、2006
- クラウス・ミュールハーン (浅田進史訳)「ドイツ・中国関係史、1848-1948 年—研究動向の概観—」(『近代中国研究彙報』29、2007)
- 本野英一「交渉新政期中国の商標保護制度の挫折と日英対立」(『社会経済史学』74-3、2008)
- 熊達雲『近代中国官民の日本視察』成文堂、1998
- 義井博『国際関係史』(5訂版)南窓社、1993
- 『カイザーの世界政策と第一次世界大戦』清水新書 048、1984
- 吉村道男「日英宮廷交流史の一面—その政治的性格と非政治的性格—」(細谷千博／イアン・ニッシュ編『日英交流史 1600-2000 (政治・外交 I.)』1、東京大学出版会、2000)
- 「ジョージ五世戴冠式前後の国際情勢と日本の対応」(『政治経済史学』370、1997)
- 吉澤誠一郎「第二辰丸事件 (一九〇八年) とその地域的背景」(『史潮』55、2004)
- 吉澤南『海を渡る“土兵”、空を飛ぶ義和団—民衆文化と帝国主義—』青木書店、2010

2.2. 中国語

- 崔志海「試論 1903 年中美『通商行船続訂条約』」(『近代史研究』第 5 期、2001)
- 「美国政府与清朝的覆滅」(『史林』6、2006)
- 「海軍大臣載洵美与中美海軍合作計劃」(『近代史研究』3、2006)
- 「光緒皇帝和慈禧太后之死与美国政府的反应-兼論光緒死因」(『清史研究』3、2009)
- 曹英『不平等条約与晚清中英貿易衝突』長沙：湖南人民出版社、2010
- 丁名楠『帝國主義侵華史』第 2 卷、北京：人民出版社、1986
- 丁三「醇親王使德及其他」(『首都博物館叢刊』11、1997)
- 馮青『中国近代海軍与日本』吉林：吉林大学出版社、2008
- 高鴻志『近代中英關係史』成都：四川人民出版社、2001
- 蔣恭晟『中德外交史』上海中華書局、1929
- 屈春海「光緒梓宮出殯始末」(『北京檔案』10、1997)
- 李恩涵「唐紹儀与晚清外交」(同『近代中國史事研究論集』台北：台湾商務印書館、1982)
- 李恭忠『中山陵：一個現在政治符号的誕生』北京：社会科学文献出版社、2009
- 李国祁『張之洞的外交政策』台北：中央研究院近代史研究所、1960
- 「三国干涉還遼後中德租借港灣的洽商與德瑾琳 (G. Detring) 上德政府建議書」(中華文化復興運動推行委員會編『中国近現代史論集』第 14 編、台北：台湾商務印書館、1986)
- 「中德關係研究的回顧」(中央研究院近代史研究所六十年来的中国近代史研究編輯委員會編『六十年来的中国近代史研究』上冊、中央研究院近代史研究所、1988、73-92 頁)
- 李国荣「唐紹儀出使欧日八国考察財政述談」(珠海市政协·暨南大学歷史系編『唐紹儀研究論文集』廣州：廣東人民出版社、1989)
- 李齊芳『中俄關係史』台北：聯經、2000

- 李金強「晚清十年海軍重建之籌備（1901-1911）」（李金強、劉義章、麥勁生合編『近代中国海防——軍事与經濟』香港中国近代史学会、1999
- 李晶「唐紹儀 1908 年的日美之行」（珠海市政協·暨南大学歷史系編『唐紹儀研究論文集』廣州：廣東人民出版社、1989）
- 李細珠『張之洞与清末新政研究』上海：上海書店出版社、2003
- 李学通「醇親王載灃使德史實考」（『歷史檔案』38-2、1990）
- 李永勝『清末中外修訂商約交涉研究』天津：南開大学出版社、2005。
——「1907-1908 年中德美聯盟問題研究」（『近代史研究』第 5 期、2011）
- 李志武「載灃使德述論」（『華南農業大学學報（社会科学版）』1、2003）
- 梁碧瑩『艱難的外交——晚清中国駐美公使研究一』天津：天津古籍出版社、2004。
——『梁誠与近代中国』廣州：中山大学出版社、2011。
- 梁巖冰「丁未政潮与清末政局」（『歷史档案』第 2 期、2010）
- 劉立群「中德關係史研究在中国」（『德国研究』第 1 期第 11 卷、1996）
- 呂慎華『清季袁世凱外交策略之研究』（国立中興大学歷史学系博士学位論文）2008。
- 馬陵合『清末民初鐵路外債觀研究』上海：復旦大学出版社、2004。
- 馬平安「清末袁世凱集团的崛起与列強对華政策的演变」（『北京科技大学學報（社会科学版）』21-1、2005）
- 馬振犢、戚如高『蒋介石与希特勒——民国時期的中德關係一』台北：東大圖書公司、1998。
- 馬振犢編『戰時德国对華政策』（反法西斯戰爭時期的中国与世界研究 第 9 卷）武漢：武漢大学出版社。2010
- 潘崇「清末五大臣出洋考察研究總述」（『社会科学評論』4、2008
——「楊寿楠与清末五大臣出洋考察——兼論兩路考察团考察成果的不同来源」（『江蘇社会科学』6、2009）
- 潘琪昌主編『百年中德關係』北京：世界知識出版社、2006
- 任達（李仲賢訳）『新政革命与日本——中国、1898-1912』南京：江蘇人民出版社、1998（原題：Douglas R. Reynolds, *China, 1898-1912, Xinzheng Revolution and Japan*, Cambridge (Mass.): Council on East Asian Studies, Harvard University, 1993）
- 任銀陸『青島早期城市現代化研究』北京：生活·讀書·新知三聯書店、2007
- 蘇全有「論 20 世紀初的中美聯盟風潮」（『史學月刊』第 2 期、2011）
- 孫立新·孫悦「帝國主義時代的中德“合作”」（『北大德国研究』1、2005）
- 唐啓華「清末民初中国对「海牙保和会」之参与」（『国立政治大学歷史學報』23、2005）。
——『被“廢除不平等条約”遮蔽的北洋修約史（1912~1928）』北京：社会科学文献出版社、2010。
- 田海林·李俊領「儀式政治：国民党与南京国民政府对孫中山的祭祀典禮」（『史學月刊』4、2007）
- 田海林·王林「論辛丑議和的“懲凶”問題」（蘇位智·劉天路主編『義和团運動一百周年國際學術討論會文集』濟南：山東大学出版社、2002）
- 王棟「中英『馬凱条約』的談判与簽印」（『學術月刊』第 4 期、1996）
- 王爾敏『晚清商約外交』北京：中華書局、2009
- 王開璽『清代外交儀禮的交涉与論争』北京：人民出版社、2009

- 王建朗『中国废除不平等条约的歷程』南昌：江西人民出版社、2000
- 王紹坊『中国外交史—鴉片戰爭至辛亥革命時期 1840-1911—』鄭州：河南人民出版社、1988
- 王守中『德国侵略山東史』北京：人民出版社、1988。
- 王樹槐『庚子賠款』中央研究院近代史研究所專刊(31)(台北：中央研究院近代史研究所、1974)
- 王曉秋「三次集体出洋之比較：晚清官員走向世界的軌跡」『學術月刊』39-6、2007
- 王芸生『六十年来中国与日本』全7卷、天津：大公報社、1932-1937(民国叢書第3編25、上海書店、1991より)
- *同名、全8卷、北京：生活·讀書·新知三聯書店、2005
- 王致中『中国铁路外債研究(1887-1911)』北京：經濟科学出版社、2003
- 韋慶遠·高放·劉文源『清末憲政史』北京：中国人民大学出版社、1993
- 吳心伯『金元外交与列強在中国(1909-1913)』上海：復旦大学出版社、1997
- 吳翎君『美国大企業與近代中國的國際化』台北：聯經、2012
- 鮮于浩·田永秀『近代中法關係史稿』成都：西南交通大学出版社、2003
- 徐凱、徐健、陳昱良「中德關係史研究、1996-2005」,in: William C. Kirby, Mechthild Leutner and Kraus Mühlhahn, eds., *Global Conjectures: China in Transnational Perspective*, (Berliner China-Hefte Vol. 30), Münster, 2006.
- 易紅英「試探清末“五大臣”出洋对教育的考察」『廣州廣播電視大學學報』3-9、2003
- 楊生茂主編『美国外交政策史』北京：人民出版社、1991
- 蘇全有「論20世紀初的中美聯盟風潮」『史學月刊』第2期、2011
- 肖建東「德国在袁世凱政權確立中的作用」(『武漢水利電力大學學報(社会科学版)』20-4、2000)
- 「辛亥革命对中德關係的影響」(『武漢大學學報(人文科学版)』54-5、2001)
- 「德国与辛亥革命」(『江漢論壇』6、2001)
- 楊凡逸『唐紹儀與近代中国的政治外交(1882-1938)』(国立台湾師範大學歷史学系博士論文、2010)
- 俞勇嬪「戴鴻慈与清末憲政運動的開端」『歷史教学』11、2005
- 余文堂『中德早期關係史論文集』板橋(台北縣)：稻鄉出版社、2005
- 曹汝霖『一生之回憶』春秋出版社、1966
- 張海林『端方与清末新政』南京：南京大学出版社、2007
- 張麟徵『近代國際關係史(1814-1914)』台北：揚智文化、2002
- 張水木「德国與庚子拳亂」(中華文化復興運動推行委員會編『中国近现代史論集』第13編、1986)
- 趙廣示「試析清末五大臣对欧美、日本政治考察的原因」『貴州大學學報(社会科学版)』23-2、2005
- 趙入坤「德国对辛亥革命的反応」(『廣西師範大學學報(哲学社会科学版)』41-1、2005)
- 周建明『19世紀中葉至20世紀中葉的中德貿易』北京：中国文史出版社、2005
- 「中德貿易商品結構分析：1906-1934」(『中國經濟史研究』第2期、2005)
- 「第一次世界大戰前的中德貿易」(『德国研究』第22卷第3期、2007)
- 朱建君「試析德占膠澳的稱謂与地位」(孫立新、呂一旭主編『殖民主義与中国近代社会國際

学術會議論文集』北京：人民出版社、2009)
——『殖民地経歴与中国近代民族主義—徳占青島【1897-1914】』北京：人民出版社、2010
朱衛斌『西奥多・羅斯福与中国：对華『門戶開放』政策的困境』天津：天津古籍出版社、
2005

2.3. 欧米言語

- Afflerbach, Holger, *Falkenhayn: Politisches Denken und Handeln im Kaiserreich Beiträge zur Militärgeschichte*, München, 1994.
- Barth, Boris, *Die deutsche Hochfinanz und die Imperialismus*, Stuttgart 1995.
- Baur, Georg (Elisabeth Kaske Hrsg. u. kommentiert), *China um 1900 Aufzeichnungen eines Krupp-Direktors*, Wiesbaden, 2005.
- Behrsing, Siegfried, Zum Besuch der chinesischen Studienkommission in Deutschland in Jahre 1906, in: Franke, Herbert (Hrsg.), *Studia Sino Altaica*, Wiesbaden, 1961.
- Blazsik, Gloria E., Theodore Roosevelt's Far Eastern Policy and the T'ang Shao-yi Mission, Georgetown University 1969, (unpublished Dissertation).
- Butz, Herbert, Kniefall und Geschenke: Die Sühnemission des Prinzen Chun in Deutschland, in: Hans-Martin Hinz / Christoph Lind (Hrsg.), *Tsingtau. Ein Kapitel deutscher Kolonialgeschichte in China, 1897-1914*, Berlin 1997, S. 173-180.
- Carr, E. H., *The Twenty Year's Crisis 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations* (with new introduction by Michal Cox), New York: Palgrawe, 2001.
- Chan, Lau Kit-Ching, Anglo-Chinese Diplomacy 1906-1920: in the careers of Sir John Jordan and Yüan Shih-kai, Hong Kong: Hong Kong University Press, 1978.
- Chi, Chen, *Die Beziehungen zwischen Deutschland und China bis 1933*, Hamburg 1973.
- Conze, Eckart, *Das Auswärtige Amt: Vom Kaiserreich bis zur Gegenwart*, Nördlingen, 2013
- Djang Feng Djen (張鳳楨), *The Diplomatic Relation between China and Germany since 1898*, Shanghai: Commercial Press, 1936.
- Eberspächer, Cord, Der „Texas-Fall“ und die oldenburgische Außenpolitik, in: *Oldenburger Jahrbuch*, Bd. 101, 2001.
- ders., *Die deutsche Yangtse-Patrouille : Deutsche Kanonenbootpolitik in China im Zeitalter des Imperialismus 1900-1914*, Bochum, 2004.
- ders., To Arm China: Sino-German Relations in the Military Sphere Prior to the First World War, in: Klaus Mühlhahn ed., *The Limited Empire: New Perspectives on Imperialism in Modern China*, (Berliner China-Hefte, Vol. 33, 2008).
- Eberstein, Bernd, *Der Ostasiatische Verein 1900-2000*, Hamburg, 2000.
- ders., *Preußen und China: Eine Geschichte schwieriger Beziehungen*, Berlin, 2008.
- Falkenberg, Rainer (Hrsg.), *Constantin von Hanneken, Briefe aus China 1879-1886: Als deutscher Offizier im Reich der Mitte*, Köln, 1998.

- Felber, Roland Das Deutschlandbild Kang Youweis von der Hunderttagereform 1898 bis zur Xinhai-Revolution 1911, in: Kuo Heng-yü/Leutner, Mechthild (Hrsg.), *Deutschland und China: Beiträge des Zweiten Internationalen Symposiums zur Geschichte der deutsch-chinesischen Beziehungen Berlin 1991*, München, 1994.
- ders. Chinesische Deutschlandbilder zu Beginn des 20. Jahrhunderts, in: Leutner, Mechthild(Hrsg.), *Politik, Wirtschaft, Kultur: Studien zu den deutsch-chinesischen Beziehungen*, München, 1996.
- ders., Das chinesische Deutschlandbild in der Zeit des Vierten Mai, in: *Berliner China-Hefte*, Nr.17, 1999.
- Feng Djen Djang, *The Diplomatic Relation between China and Germany since 1898*, Commercial Press, 1936.
- Gollwitzer, Heinz, *Die Gelbe Gefahr: Geschichte eines Schlagwortes Studien zum imperialistischen Denken*, Göttingen, 1962 (邦訳 : ハイネツ・ゴルヴィッツァー、瀬野文教『黄禍論とは何かーその不安の正体ー』中公文庫、2010) .
- Grieszler, Margareta, Imperial Death Ritual and International Relations: The Unprecedented Participation of the Diplomatic Corps at the Mourning Services in Late Imperial China, in: Susanne Weigelin-Schwiedrzik (eds.), *as China meets the world: China's Changing Position in the International Community*, Beiträge zur Kultur- und Geistesgeschichte Asiens 50, Wien 2006, pp. 83-98.
- Hampe, Karl-Alexander, *Das Auswärtige Amt in Wilhemischer Zeit*, Paderborn, 2001.
- Hetze, Stefanie, Feindbild und Exotik: Prinz Chun zur „Sühnemission“ in Berlin. in: Kuo Heng-yü(Hrsg.), *Berlin und China: Dreihundert Jahre wechselvolle Beziehungen*, Berlin, 1987, S. 79-88.
- Hildebrand, Klaus, *Das vergangene Reich: Deutsche Außenpolitik von Bismarck bis Hitler*, München, 2. Aufl., 2008.
- Hunt, Michael H., *Frontier Defence and the Open Door : Manchuria in Chinese-American Relations, 1895-1911*, New Haven and London: Yale University Press, 1973.
- Kaske, Elisabeth, *Bismarck's Missionaere: Deutsche Militäinstrukture in China 1884-1890* (Asien- und Afrika-Studien 11 der Humboldt-Universität zu Berlin), Berlin, 2002.
- Keipert, Maria/ Grupp, Peter usw. (Hrsg.), *Biographisches Handbuch des deutschen Auswärtigen Dienstes 1871-1945*, 5.Bde.(bis Bd.3), Paderborn, 2000.
- Kirby, William C., *Germany and Republican China*, Stanford: Stanford University Press, 1984.
- Klein, Thoralf, *Die Basler Mission in Guangdong (Südchina) 1859-1931*, München, 2002.
- ders. Der Boxeraufstand als interkultureller Konflikt : zur Relevanz eines Deutungsmusters, in: Bernd Martin, Susanne Kuß(Hrsg.), *Das Deutsche Reich und der Boxeraufstand*, München, 2002.

- ders. Sühnegeschenke: Die Boxerkrieg, in: Ulrich van der Heyden/ Joachim Zeller, (Hrsg.), „... *Macht und Anteil an der Weltherrschaft*“: *Berlin und der deutsche Kolonialismus*, Münster 2005, S. 208-214.
- Knappe, Wilhelm, *Deutsche Kulturaufgaben in China*, Berlin, 1906.
- König, Alexander, *Wie mächtig war der Kaiser?: Kaiser Wilhelm II. zwischen Königsmechanismus und Polykratie von 1908 bis 1914*, Stuttgart, 2008.
- Krethlow-Benziger, Donata Maria, *Glanz und Elend der Diplomatie: Kontinuität und Wandel im Alltag des deutschen Diplomaten auf seinen Auslandsposten im Spiegel der Memoiren 1871-1914*, Bern, 2001
- Kuo Heng-yü (Hrsg.), *Von der Kolonialpolitik zur Kooperation. Studien zur Geschichte der deutsch-chinesischen Beziehungen*, München, 1986.
- Kuo Heng-yü (Hrsg.), *Berlin und China: Dreihundert Jahre wechselvolle Beziehungen*, Berlin 1987.
- Kuß, Susanne, *Deutsches Militär auf kolonialen Kriegsschauplätzen: Eskalation von Gewalt zu Beginn des 20. Jahrhunderts*, Berlin, 2010.
- Kuß, Susanne / Martin, Brend (Hrsg.), *Das Deutsche Reich und Boxeraufstand*, München 2002.
- Lammersdorf, Raimund, *Anfänge einer Weltmacht : Theodore Roosevelt und die transatlantischen Beziehungen der USA 1901-1909*, Berlin, 1994.
- Lehmkuhl, Ursula, Entscheidungsprozesse in der internationalen Geschichte, in: Loth, Wilfried/ Osterhammel, Jürgen(Hrsg.), *Internationale Geschichte*, München, 2000.
- Leutner, Mechthild, Sinologie in Berlin, in: Kuo Heng-yü (Hrsg.), *Berlin und China: Dreihundert Jahre wechselvolle Beziehungen*, Berlin, 1987.
- ders. (Hrsg), *Politik, Wirtschaft, Kultur: Studien zu den deutsch-chinesischen Beziehungen*, Münster, 1996.
- ders. / Mühlhahn, Klaus, „*Musterkolonie Kiautschou*“: *Die Expansion des Deutschen Reiches in China, Deutsch-chinesische Beziehungen 1897 bis 1914*, Berlin, 1997.
- ders./ Mühlhahn, Klaus, Interkulturelle Handlungsmuster: Deutsche Wrtschaft und Mission in China in der Spätphase des Imperialismus, in : ders. (Hrsg.), *Deutsch-chinesische Beziehungen im 19 Jahrhundert, Mission und Wirtschaft in interkultureller Prespektive*, Münster, 2001.
- ders. (Hrsg), Bearbeitet von Andreas Steen, *Deutsche-chinesische Beziehungen 1911-1927: Vom Kolonialismus zur „Gleichberechtigung“*. *Eine Quellensammlung*, Berlin, 2006.
- ders., Chinesische Lektoren und ihre zentrale Rolle für die Professionalisierung des Chinesischenunterrichts, 1887-1945, in: ders. u. Dagmar Yu-Dembski (Hrsg.), *Dreihundert Jahre Chinesisch in Deutschland: Annäherungen an ein fernes Land* (Berliner China Studien 51) Münster, 2013.
- Liu, Jing, *Wahrnehmung des Fremden: China in deutschen und Deutschland in chinesischen Reiseberichten Vom Opiumkrieg bis zum Ersten Weltkrieg*,

- ungedruckte Dissertation an der Albert-Ludwigs-Universität zu Freiburg/Brsg, 2001 (<http://www.freidok.uni-freiburg.de/volltexte/1122/> : 2009.5.18.アクセス).
- MacKinnon, Stephen R., *Power and Politics in Late Imperial China: Yuan Shi-kai in Beijing and Tienjin, 1901-1908*, Berkely: University of California, 1980.
- Mehnert, Ute, *Deutschland, Amerilka und die "gelbe Gefahr": zur Karriere eines Schlagworts in der grossen Politik 1905-1917*, Stuttgart, 1998.
- Michael, M, Zur Entsendung einer deutschen Expeditionstruppe nach China während des Boxeraufstandes, in: Kuo Heng-yü (Hrsg.), *Von der Kolonialpolitik zur Koopration. Studien zur Geschichte der deutsch-chinesischen Beziehungen*, München, 1986.
- Mommsen, Wolfgang J., *Grossmachtstellung und Weltpolitik : Die Außenpolitik des Deutschen Reiches 1870-1914*, Frankfurt/M, 1993.
- Mühlhahn, Klaus, *Herrschaft und Widerstand in der „Muster- Kolonie“ Kiautschou: Interaktionen zwischen China und Deutschland, 1897-1914*, München, 2000.
- ders., Zwischen Sühne und nationaler Schande : Die Sühnebestimmung des Boxer-Protokolls 1901 und der Aufstieg des chinesischen Nationalismus, in: Kuß, Susanne/ Martin, Bernd (Hrsg.), *Das Deutsche Reich und Boxeraufstand*, München, 2002.
- ders., Deutschland, in: Staiger, Brunhild/Friedrich, Stefan/ Schütte, Hans Wilm (Hrsg.), *Das Große China Lexikon*, Darmstadt, 2003.
- Osterhammel, Jürgen, *China und die Weltgesellschaft*, München, 1989.
- Petersson, Niels P., *Imperialismus und Modernisierung ; Siam, China und die europäischen Mächte 1895-1914*, München, 2000.
- Pommerin, Reiner, *Der Kaiser und Amerika*, Köln, 1986.
- ders., „Deutschlands Reaktion auf die Globalisierung der internationalen Beziehungen: ein anderer Kurs?“, in: Schöllgen, Gregor (Hrsg.), *Flucht in den Krieg: Die Außenpolitik des kaiserlichen Deustchland*, Darmstadt 1991, S. 132-147.
- Raßloff, Steffen, *Wilhelm Knappe(1855-1910): Staatsman und Völkerkundler im Blickpunkt deutscher Weltpolitik*, Jena, 2005.
- Ratenhof, Udo, *Die Chinapolitik des Deutschen Reiches 1871 bis 1945, Wirtschaft-Rüstung-Militär*, Boppard am Rhein, 1987.
- Reinbothe, Roswitha, *Kulturexport und Wirtschafts- macht: Deutsche Schulen in China vor dem ersten Weltkrieg*, Frankfurt.a.M., 1992.
- Rinke, Stefan H., *Zwischen Weltpolitik und Monroe Doktrin: Botschafter Speck von Sternburg und die deutsch-amerikanischen Beziehungen, 1898-1908*, (*Deutsch-Amerikanische Studien*, Bd. 11), Stuttgart, 1992.
- Röhl, John C.G., *Wilhelm II*, Nördlingen, 2013
- Schmidt, Brian C., The History of International Studies, in: Denemark, Robert A. ed., *The Interntonal Studies Encyclopedia*, Vol. VI, Chichester: Blackwell, 2010.
- Schmidt, Vera, *Aufgabe und Einfluß der europäischen Berater in China Gustav*

- Detring(1842-1913) in Dienste Li Hong-changs*, Wiesbaden, 1984.
- Schöllgen, Gregor, *Imperialismus und Gleichgewicht: Deutschland, England und die orientalische Frage 1871-1914*, München, 2000.
- Schreckenbach, Hans Joachim, Innerdeutsche Gesandtschaften 1867-1945, in: Die staatliche Archiverwaltung im Staats Sekretariat für Innere Angelegenheit (Hrsg.), *Archiver und Historiker: Studien zur Archiv- und Geschichtswissenschaft*, Berlin, 1956.
- Schrecker, John E., *Imperialism and Chinese Nationalism: Germany in Shantung*, Harvard University Press, 1973.
- Schwalbe, Hans / Seemann, Heinrich (Hrsg.), *Deutsche Botschafter in Japan 1860-1973*, Tokyo, 1974.
- Sösemann, Bernd, „Pardon wird nicht gegeben!“: Staatliche Zensur und Presse-öffentlichkeit zur „Hunnenrede“, in: Mechthild Leutner, Klaus Mühlhahn (Hrsg.), *Kolonialkrieg in China: Die Niederschlagung der Boxerbewegung 1900-1901*, Berlin, 2007.
- Steen, Andreas, Prussia and the Signing of the First Sino-German Treaty in Tianjin, in: Mühlhahn, Klaus eds., *The Limited Empire: New Perspectives on Imperialism in Modern China*, (Berliner China-Hefte, Vol. 33, 2008).
- Stingl, Werner, *Der Ferne Osten in der deutschen Politik vor dem Ersten Weltkrieg (1902-1914)*, 2 Bde., Frankfurt/M., 1978.
- Stoecker, Helmut, *Deutschland und China im 19. Jahrhundert*, Berlin, 1958.
- Sun, E-Tu Zen, The Chinese Constitutional Missions of 1905-1906, in: *The Journal of Modern History*, Vol.24, 1952.
- Reid, John G., *Mandshu Abdication and the Powers: An Episode of Pre War Diplomacy*, Berkley: University of California Press, 1935.
- Rhoads, Edward J. M., *“Manchus and Han”-Ethnic Relation and Political Power in Late Qing and Early Republican China, 1861-1928*, Seattle and London: University of Washington, 2000.
- Torp, Cornelius, *Die Herausforderung der Globalisierung: Wirtschaft und Politik in Deutschland 1860-1914*, Göttingen, 2005.
- Vevier, Charles, *The United States and China 1906-1913: A Study of Finance and Diplomacy*, New Brunswick: Rutgers University Press, 1955.
- Williams, S. Wells, *The Middle Kingdom: a Survey of the Geography, Government, Education, Social Life, Arts, History of the Chinese Empire and its Inhabitants*, Vol.1, New York: Charles Scribner's Sons, 1899, 2nd.ed.
- Winzen, Peter, *Das Kaiserreich am Abgrund: Die Daily-Telegraph-Affäre und das Hale-Interview von 1908*, Stuttgart, 2002.
- Wippich, Rolf-Harald, *Japan und die deutsche Fernostpolitik 1894-98*, Stuttgart 1987.
- Wang Dong, *China's Unequal Treaties: Narrating National History*, Oxford: Lexington Books, 2005.

- Wünsche, Dietlind, *Feldpostbriefe aus China: Wahrnehmungs- und Deutungsmuster deutscher Soldaten zur Zeit des Boxeraufstandes 1900/1901*, Berlin, 2008.
- Xu Guoqi, *China and the Great War: China's Pursuit of a New National Identity and Internationalization*, Cambridge(Mass.):Cambridge University Press, 2005.
- Young, L. K., *British Policy in China 1894-1902*, Oxford: the Clarendon Press 1970.